

地方財政の状況

平成31年3月

総務省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局
財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

目次

はじめに

第1部 平成29年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割	3	
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表]	3	
(2) 国民経済と地方財政 [資料編：第33表、第131表]	5	1
ア 国内総生産（支出側）と地方財政	5	2
イ 公的支出の状況	5	3
2 地方財政の概況	8	
(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第136表、第137表]	8	
(2) 決算収支 [資料編：第7表]	10	
ア 実質収支	10	
イ 単年度収支及び実質単年度収支	12	
(3) 歳入 [資料編：第10表]	12	
(4) 歳出	14	
ア 目的別歳出	14	
イ 性質別歳出	17	
(5) 財政構造の弾力性 [資料編：第8表]	21	
ア 経常収支比率	21	
イ 実質公債費比率及び公債費負担比率	25	
(6) 将来の財政負担	26	
ア 地方債現在高 [資料編：第100表]	26	
イ 債務負担行為額 [資料編：第101表]	28	
ウ 積立金現在高 [資料編：第102表]	29	
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	30	
オ 普通会計が負担すべき借入金残高	30	
(7) 決算の背景	31	
ア 平成29年度の経済見通しと国の予算	31	
イ 地方財政計画	34	
ウ 財政運営の経過	36	
3 地方財源の状況	38	
(1) 租税収入及び租税負担率 [資料編：第17表～第19表]	38	
(2) 地方歳入	39	
ア 地方税	39	
イ 地方譲与税 [資料編：第20表]	45	
ウ 地方特例交付金	45	
エ 地方交付税 [資料編：第21表、第129表]	45	
オ 一般財源 [資料編：第22表～第23表]	46	
カ 国庫支出金 [資料編：第25表]	46	
キ 都道府県支出金 [資料編：第25表]	47	

目次

ク 地方債 [資料編：第26表]	47
ケ その他の収入	47
4 地方経費の内容	49
(1) 生活・福祉の充実	49
ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]	49
イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]	54
(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]	54
(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]	56
(4) 産業の振興	57
ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]	57
イ 商工行政 [資料編：第57表]	58
(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]	59
(6) 警察と消防	60
ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]	60
イ 消防行政 [資料編：第64表]	61
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況	62
5 地方経費の構造	64
(1) 義務的経費	64
ア 人件費 [資料編：第76表]	64
イ 扶助費 [資料編：第81表]	69
ウ 公債費 [資料編：第98表～第99表]	70
(2) 投資的経費	70
ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]	71
イ 災害復旧事業費 [資料編：第91表]	79
ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]	80
(3) その他の経費	81
ア 物件費 [資料編：第79表]	81
イ 維持補修費 [資料編：第80表]	82
ウ 補助費等 [資料編：第82表]	82
エ 繰出金 [資料編：第93表]	83
オ 積立金 [資料編：第94表]	84
カ 投資及び出資金 [資料編：第95表]	85
キ 貸付金 [資料編：第96表]	85
6 一部事務組合等の状況	87
(1) 団体数 [資料編：第4表]	87
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	87
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]	88
7 地方公営企業等の状況	89
(1) 地方公営企業	89
ア 概況	89
イ 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]	97
(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]	107
ア 事業勘定	107
イ 直診勘定	109
(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]	109

ア	市町村	109	
イ	後期高齢者医療広域連合	109	
(4)	介護保険事業 [資料編：第122表]	111	
ア	保険事業勘定	111	
イ	介護サービス事業勘定	113	
(5)	その他の事業	113	
ア	収益事業 [資料編：第123表]	113	
イ	共済事業	114	
ウ	公立大学附属病院事業 [資料編：第124表]	114	
(6)	第三セクター等	115	
ア	第三セクター等の定義	115	
イ	第三セクター等の数	115	
ウ	第三セクター等の経常損益の状況	116	3
エ	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	117	4
オ	地方公共団体からの補助金交付額の状況	117	5
カ	地方公共団体からの借入残高の状況	118	6
キ	損失補償・債務保証の状況	118	7
ク	統廃合等・法的整理の状況	119	8
8	東日本大震災の影響	120	9
(1)	普通会計	120	10
ア	東日本大震災分の歳入及び歳出の状況	120	
イ	特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]	121	
(2)	公営企業会計	122	
ア	特定被災地方団体における経営状況 [資料編：第140表]	122	
イ	特定被災地方団体における料金収入 [資料編：第141表]	123	
ウ	特定被災地方団体における他会計繰入金 [資料編：第142表]	123	
エ	特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編：第143表]	123	
オ	特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編：第144表]	123	
9	平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	125	
(1)	実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]	125	
(2)	連結実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]	125	
(3)	実質公債費比率 [資料編：第132表～第133表]	126	
ア	実質公債費比率が18%以上である団体数	126	
イ	実質公債費比率の段階別分布状況	126	
ウ	団体種別別実質公債費比率の状況	126	
(4)	将来負担比率 [資料編：第132表～第134表]	127	
ア	早期健全化基準以上である団体数	127	
イ	将来負担比率の段階別分布状況	127	
ウ	団体種別別将来負担比率の状況	128	
エ	団体種別別将来負担額等の状況	128	
(5)	資金不足比率	130	
ア	資金不足額がある公営企業会計数 [資料編：第135表]	130	
イ	公営企業会計の資金不足額	132	
10	市町村の規模別財政状況	134	
(1)	団体規模別団体数等の構成	134	

目次

ア 団体数及び人口の状況 [資料編：第1表～第2表]	134
イ 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]	136
(2) 人口1人当たりの財政状況等	137
ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]	137
イ 歳入	138
ウ 歳出	140
エ 財政構造の弾力性	142
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	144
11 公共施設の状況	145
(1) 道路 [資料編：第104表]	145
(2) 公営住宅等 [資料編：第105表]	145
(3) 公園 [資料編：第106表]	146
(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]	146
(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]	147
(6) 保育所 [資料編：第109表]	148
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]	148
(8) 教育施設 [資料編：第111表]	149
ア 高等学校	149
イ 中等教育学校	149
(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]	149
ア 文化施設	149
イ 体育施設	149

第2部 平成30年度及び平成31年度の地方財政

1 平成30年度の地方財政	153
(1) 平成30年度の経済見通しと国の予算	153
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	153
イ 国の予算	154
(2) 地方財政計画	155
ア 通常収支分	156
イ 東日本大震災分	157
(3) 平成30年度一般会計の予備費の使用	158
ア 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用（第一弾）	158
イ 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用（第二弾）	159
(4) 平成30年度補正予算	159
ア 平成30年度補正予算（第1号）	159
イ 平成30年度補正予算（第1号）に係る財政措置等	160
ウ 平成30年度補正予算（第2号）	161
エ 平成30年度補正予算（第2号）に係る財政措置等	161
オ 地方公務員の給与改定	162
(5) 地方公共団体の予算	162
(6) 地方公営企業等に関する財政措置	164
ア 地方公営企業	164
イ 国民健康保険事業	164

ウ 後期高齢者医療制度	165
(7) 個別団体における財政健全化	166
2 平成31年度の地方財政	167
(1) 平成31年度の経済見通しと国の予算	167
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	167
イ 国の予算	168
(2) 地方財政計画	170
ア 通常収支分	170
イ 東日本大震災分	171
(3) 地方公営企業等に関する財政措置	172
ア 地方公営企業	172
イ 国民健康保険事業	174
ウ 後期高齢者医療制度	174

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1 人づくり革命の実現に向けた取組	179
(1) 幼児教育の無償化	179
ア 対象者・対象範囲	179
イ 財源	180
ウ その他	180
(2) 待機児童の解消・保育士の処遇改善	180
ア 未就学児	180
イ 就学児童	180
(3) 高等教育の無償化	181
ア 授業料の減免措置及び給付型奨学金の対象者・対象範囲等	181
イ 国と地方の役割分担・費用負担	181
(4) 介護人材の処遇改善	181
2 「Society5.0時代の地方」の実現（地域力強化プラン）	183
3 地方創生の推進	185
(1) 地方創生の動き	185
ア 地方創生の動き	185
イ 地方版総合戦略への支援	185
(2) 地域の資源を活用した地域雇用創出と消費拡大の推進	186
ア ローカル10,000プロジェクト	186
イ 分散型エネルギーインフラプロジェクト	186
ウ マイナンバーカードを活用した消費活性化策	186
エ シェアリングエコノミー活用推進事業	186
(3) 地域を支える担い手の確保	187
ア 関係人口創出・拡大事業	187
イ お試しサテライトオフィスの推進	187
ウ ふるさとワーキングホリデー	187
エ 地域おこし協力隊の拡充など地域への人材還流の促進	187
オ 「移住・交流情報ガーデン」の充実など地方への移住・交流の推進等	187
(4) 新たな圏域づくり	187

目次

ア 連携中枢都市圏構想の推進	188
イ 定住自立圏構想の推進	188
ウ 集落ネットワーク圏の形成	188
(5) 若者定着に向けた地方大学の振興等	188
(6) 過疎対策の推進	189
ア 過疎対策事業債	189
イ 過疎地域等自立活性化推進交付金	189
(7) 地域における多文化共生の取組の促進	189
4 地域の安全・安心の確保	190
(1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応	190
(2) 緊急自然災害防止対策事業費の創設	190
(3) 災害に対応できる人材の確保	191
ア 被災市区町村応援職員確保システム（短期の応援職員派遣）	191
イ 被災地方公共団体への中長期の応援職員派遣	192
5 公共施設等の適正管理の推進	193
(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定	193
(2) 公共施設等総合管理計画の充実と推進	193
(3) 公共施設等の適正管理の推進に係る具体的な取組	194
6 地方行政サービス改革の推進等	196
(1) 地方行政サービス改革の推進	196
ア 地方行政サービス改革の動向	196
イ 業務改革モデルプロジェクトから自治体行政スマートプロジェクトへ	196
ウ 自治体クラウド	196
(2) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進	197
(3) マイナンバーシステムの積極的な活用	197
ア マイナンバー制度の意義	197
イ マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用	197
ウ マイナポータルの利用拡大	199
エ マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の利用拡大	199
7 財政マネジメントの強化	200
(1) 地方公会計の更なる活用の促進	200
(2) 地方財政の「見える化」の推進	201
(3) 地方公営企業等の経営改革	202
ア 公営企業の更なる経営改革の推進	202
イ 第三セクター等の経営改革の推進	206
8 地方自治に係る制度の見直し	207
(1) 地方自治制度の見直し	207
(2) 臨時・非常勤職員制度の見直し	207
9 社会保障・税一体改革	208
(1) これまでの経緯	208
(2) 関連法の制定	208
(3) これまでの「社会保障の充実」	209
(4) 平成31年度の「社会保障の充実」	210
10 地方分権改革の推進	211
(1) 地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組	211

ア 事務・権限移譲	211
イ 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）	212
(2) 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針	212
ア 地方創生・まちづくり —機動的かつ柔軟な地域づくり—	212
イ 子育て・医療・福祉 —地域の実情に応じたサービス提供—	213
ウ 地方分権改革の取組強化等 —国・地方の役割分担—	213
(3) 地方税財源の充実確保	213
ア 地方法人課税の偏在是正	213
イ 車体課税の大幅見直し	214
ウ ふるさと納税制度の見直し	214
エ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設	214

文章編図表索引

第1部 平成29年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

第1図	国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移	3
第2図	国・地方を通じた純計歳出規模（目的別）	4
第3図	国内総生産（支出側、名目）と地方財政	5
第4図	公的支出の推移	6
第5図	公的支出の状況	6
第6図	国内総生産（支出側、名目）の増加率に対する寄与度	7

2 地方財政の概況

第1表	地方公共団体の決算規模（純計）	8
第2表	団体種別決算規模の状況	9
第7図	決算規模の推移（純計）	9
第3表	実質収支の状況	10
第8図	実質収支の推移	11
第9図	実質収支比率の推移	11
第4表	赤字の団体数の状況	12
第5表	歳入純計決算額の状況	13
第10図	歳入純計決算額の構成比の推移	13
第11図	歳入決算額の構成比	14
第6表	目的別歳出純計決算額の状況	15
第7表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	15
第12図	目的別歳出決算額の構成比	16
第8表	一般財源の目的別歳出充当状況	16
第13図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	17
第9表	性質別歳出純計決算額の状況	17
第14図	義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	18
第15図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	18
第16図	性質別歳出決算額の構成比	19
第10表	一般財源の性質別歳出充当状況	20
第17図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	20
第11表	経常収支比率の推移	21
第18図	経常収支比率を構成する分子及び分母の推移	
	その1 合計	22
	その2 都道府県	23
	その3 市町村	24
第12表	経常収支比率の段階別分布状況	25
第19図	公債費負担比率及び実質公債費比率の推移	26
第20図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	27
第21図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	27

第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	28
第 13 表	積立金現在高の状況	29
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	30
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	31

3 地方財源の状況

第 25 図	国税と地方税の状況	38
第 26 図	国税と地方税の推移	39
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	40
第 27 図	地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び 固定資産税の人口1人当たり税収額の指数	41
第 28 図	道府県税収入額の状況	42
第 29 図	道府県税収入額の推移	43
第 30 図	市町村税収入額の状況	43
第 31 図	市町村税収入額の推移	44
第 32 図	地方債依存度の推移	47

4 地方経費の内容

第 33 図	民生費の目的別内訳	49
第 34 図	民生費の目的別歳出の推移	
	その1 純計	50
	その2 都道府県	51
	その3 市町村	51
第 35 図	民生費の性質別内訳	52
第 36 図	民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況	
	その1 都道府県	52
	その2 市町村	53
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	53
第 38 図	労働費の性質別内訳	54
第 39 図	教育費の目的別内訳	55
第 40 図	教育費の性質別内訳	55
第 41 図	土木費の目的別内訳	56
第 42 図	土木費の性質別内訳	57
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	58
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	58
第 45 図	商工費の性質別内訳	59
第 46 図	衛生費の目的別内訳	59
第 47 図	衛生費の性質別内訳	60
第 48 図	警察費の性質別内訳	60
第 49 図	消防費の性質別内訳	61
第 50 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 都道府県（財政力指数別）	62
	その2 市町村（団体区分別）	63

5 地方経費の構造

第 51 図	人件費の推移	65
第 52 図	ラスパイレス指数の推移	65
第 53 図	人件費の項目別内訳	65
第 54 図	人件費の財源内訳	66
第 55 図	職員給の部門別構成比の状況	67
第 56 図	地方公務員 1 人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）	67
第 57 図	地方公務員数の状況	68
第 58 図	地方公務員数の推移	68
第 59 図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況 （平成 29 年 4 月 1 日と平成 19 年 4 月 1 日との比較）	69
第 60 図	扶助費の目的別内訳の推移	70
第 15 表	普通建設事業費（補助・単独）の推移	71
第 61 図	普通建設事業費の推移	
	その 1 純計	72
	その 2 都道府県	72
	その 3 市町村	72
第 62 図	普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況	73
第 63 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成 19 年度と平成 29 年度との比較）	74
第 64 図	補助事業費の目的別内訳の状況	75
第 65 図	単独事業費の目的別内訳の状況	76
第 66 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その 1 総計	77
	その 2 補助事業費	77
	その 3 単独事業費	77
第 67 図	用地取得費の目的別（補助・単独）の状況	78
第 68 図	用地取得費の推移	79
第 16 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	79
第 69 図	災害復旧事業費の状況	80
第 70 図	災害復旧事業費の推移	80
第 17 表	その他の経費の状況	81
第 71 図	物件費の推移	82
第 72 図	維持補修費の目的別内訳の状況	82
第 73 図	補助費等の目的別内訳の推移	83
第 74 図	繰出金の繰出先内訳の推移	84
第 75 図	積立金の状況	85
第 76 図	投資及び出資金の目的別内訳の状況	85
第 77 図	貸付金の目的別内訳の状況	86

6 一部事務組合等の状況

第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	87
第 78 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	88
第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）	88

7 地方公営企業等の状況

第 79 図	地方公営企業の事業数の状況（平成 29 年度末）	89
第 20 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	90
第 80 図	職員数の状況	91
第 81 図	決算規模の推移	91
第 21 表	地方公営企業全体の経営状況	92
第 82 図	料金収入の状況	92
第 83 図	建設投資額の推移	93
第 84 図	企業債発行額の状況	93
第 85 図	企業債借入先別現在高の推移	94
第 86 図	損益計算書の状況	95
第 87 図	貸借対照表の状況	95
第 22 表	法適用企業の経営状況	96
第 23 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	98
第 88 図	水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源	98
第 24 表	工業用水道事業の経営状況	99
第 89 図	バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）	100
第 25 表	交通事業（法適用企業）の経営状況	101
第 26 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	101
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	101
第 28 表	公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）	102
第 29 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	102
第 30 表	ガス事業の経営状況	103
第 90 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	104
第 31 表	病院事業の経営状況	104
第 32 表	下水道事業の経営状況	106
第 33 表	その他の地方公営企業の経営状況	107
第 91 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）	108
第 92 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）	108
第 93 図	後期高齢者医療事業の歳入決算の状況	110
第 94 図	後期高齢者医療事業の歳出決算の状況	110
第 95 図	介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）	112
第 96 図	介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）	112
第 34 表	第三セクター等の数	115
第 35 表	第三セクター等の経常損益の状況	116
第 36 表	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	117
第 37 表	地方公共団体からの補助金交付額の状況	117
第 38 表	地方公共団体からの借入残高の状況	118
第 39 表	損失補償・債務保証の状況	118
第 40 表	統廃合等・法的整理の状況	119

9 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

第 97 図	実質赤字額がある団体数の推移	125
第 98 図	連結実質赤字額がある団体数の推移	125

第 99 図	実質公債費比率が18%以上である団体数の推移	126
第100図	実質公債費比率の段階別分布状況	126
第 41 表	団体種類別実質公債費比率の状況	127
第101図	将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移	127
第102図	将来負担比率の段階別分布状況	127
第 42 表	団体種類別将来負担比率の状況	128
第103図	団体種類別の将来負担額等の規模	128
第 43 表	団体種類別の項目別将来負担額等の状況	129
第 44 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	129
第104図	資金不足額がある公営企業会計数の推移	130
第105図	資金不足比率の状況（団体種類別会計数）	130
第 45 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）	131
第106図	資金不足比率の状況（事業別会計数）	131
第107図	資金不足額の状況（団体種類別合計額）	132
第108図	資金不足額の状況（事業別合計額）	133

10 市町村の規模別財政状況

第 46 表	団体規模別団体数の推移	134
第109図	団体規模別団体数構成比の推移	135
第 47 表	団体規模別人口の推移	135
第110図	団体規模別人口構成比の推移	136
第111図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	136
	その2 歳出	137
第 48 表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	138
第 49 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	138
第112図	団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	139
第113図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況	139
第114図	団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）	140
第115図	団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	141
第116図	団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	141
第 50 表	団体規模別経常収支比率の状況	142
第117図	団体規模別経常収支比率の状況（構成比）	142
第118図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	143
第119図	団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）	143
第120図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	144
第121図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況 （人口1人当たり）	144

11 公共施設の状況

第122図	公営住宅等の総戸数の推移	145
第123図	公園の面積の推移	146
第124図	下水処理人口の推移	147
第125図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	148
第126図	公立の老人ホームの状況	149

第2部 平成30年度及び平成31年度の地方財政

1 平成30年度の地方財政

第51表 平成30年度普通会計予算の状況（9月補正後）	163
-----------------------------	-----

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

2 「Society5.0時代の地方」の実現（地域力強化プラン）

第127図 「Society5.0時代の地方」の実現	183
----------------------------	-----

4 地域の安全・安心の確保

第128図 被災市区町村応援職員確保システム	191
------------------------	-----

5 公共施設等の適正管理の推進

第52表 主な個別施設計画の策定状況	194
--------------------	-----

6 地方行政サービス改革の推進等

第53表 地方公共団体の定員管理の状況について（平成29年4月1日現在）	197
--------------------------------------	-----

第129図 マイナンバー制度の意義について	198
-----------------------	-----

第130図 「マイナンバーカード」は、これからの時代の本人確認ツール	198
------------------------------------	-----

7 財政マネジメントの強化

第131図 統一的な基準による地方公会計の整備促進について	200
-------------------------------	-----

第54表 統一的な基準による財務諸表等の整備状況（平成30年3月31日現在）	201
--	-----

第55表 作成済団体における財務書類の活用状況（平成30年3月31日現在）	201
---------------------------------------	-----

第56表 公営企業の経営戦略の策定状況（H30.3.31現在）	202
---------------------------------	-----

第57表 平成29年度における公営企業の抜本的な改革等の取組状況（H30.3.31時点）	203
--	-----

第132図 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ	204
--------------------------------	-----

第58表 公営企業会計適用の取組状況（H30.4.1時点）	205
-------------------------------	-----

はじめに

本報告は、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で67回目になる。

平成29年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は101兆3,233億円で、地方税、地方債が増加したものの、地方交付税、貸付金元利収入、国庫支出金の減少等により、前年度と比べると1,365億円減少(0.1%減)している。このうち、東日本大震災分は2兆8,081億円で、前年度と比べると1兆96億円減少(26.4%減)し、東日本大震災分を除いた通常収支分は98兆5,152億円で、前年度と比べると8,730億円増加(0.9%増)している。

歳出は97兆9,984億円で、扶助費、公債費が増加したものの、貸付金、積立金の減少等により、前年度と比べると1,431億円減少(0.1%減)している。このうち、東日本大震災分は2兆4,918億円で、前年度と比べると8,830億円減少(26.2%減)し、通常収支分は95兆5,066億円で、前年度と比べると7,400億円増加(0.8%増)している。

以上のように、平成29年度においては、東日本大震災分の決算規模の減少が、通常収支分の決算規模の増加を上回ったため、全体の決算規模は減少している。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、195兆6,383億円で、前年度と比べると1兆6,799億円減少(0.9%減)している。その内訳は、地方債現在高の減少(6,191億円減)、企業債現在高(普通会計負担分)の減少(6,609億円減)、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)借入金残高の減少(4,000億円減)である。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成29年度の地方財政について、地方財政状況調査等に基づき、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、平成29年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、平成30年度及び平成31年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの[]内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、平成31年2月末の状況を基に記述している。



1

第1部

平成29年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応して様々な行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表]

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は168兆2,178億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度0.0%増）となっている。

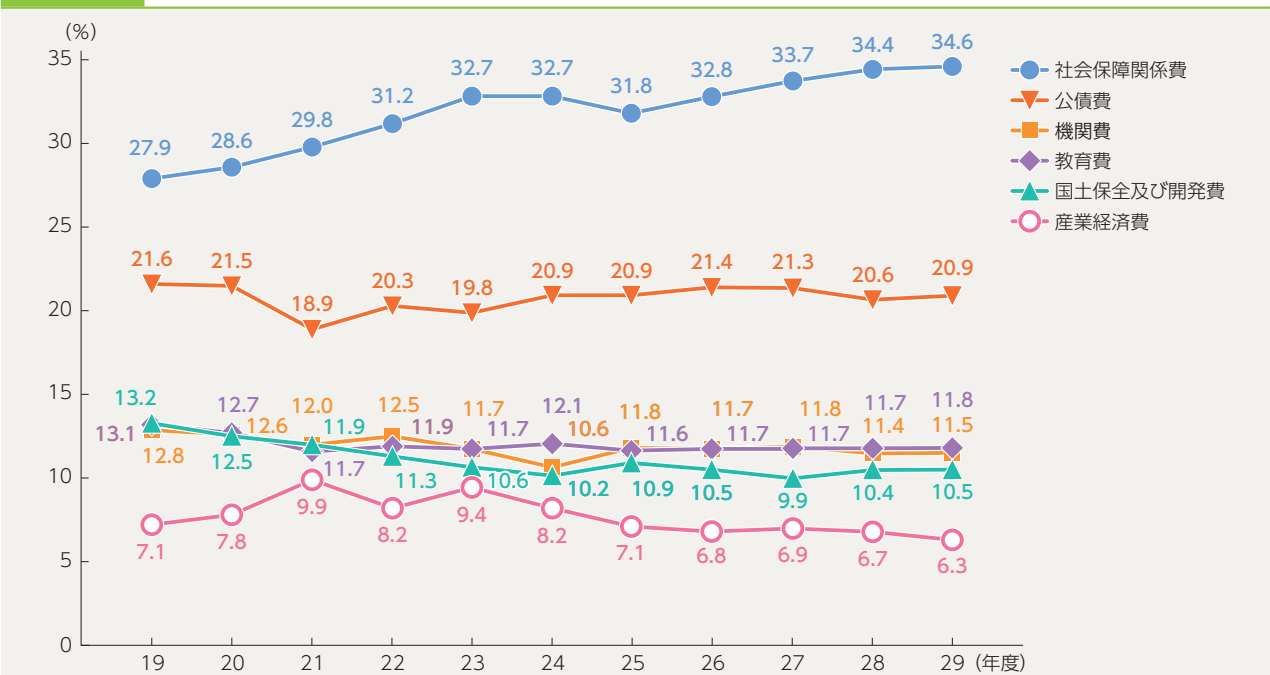
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成29年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（34.6%）を占め、以下、公債費（20.9%）、教育費（11.8%）、機関費（11.5%）の順となっている。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が70兆9,537億円（全体の42.2%）、地方が97兆2,640億円（同57.8%）で、前年度と比べると、国が0.1%減（前年度0.6%増）、地方が0.1%減（同0.4%減）となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額について更に詳細に国と地方に分けて示したものが第2図である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、民生費、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことが分かる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると以下のとおりである。

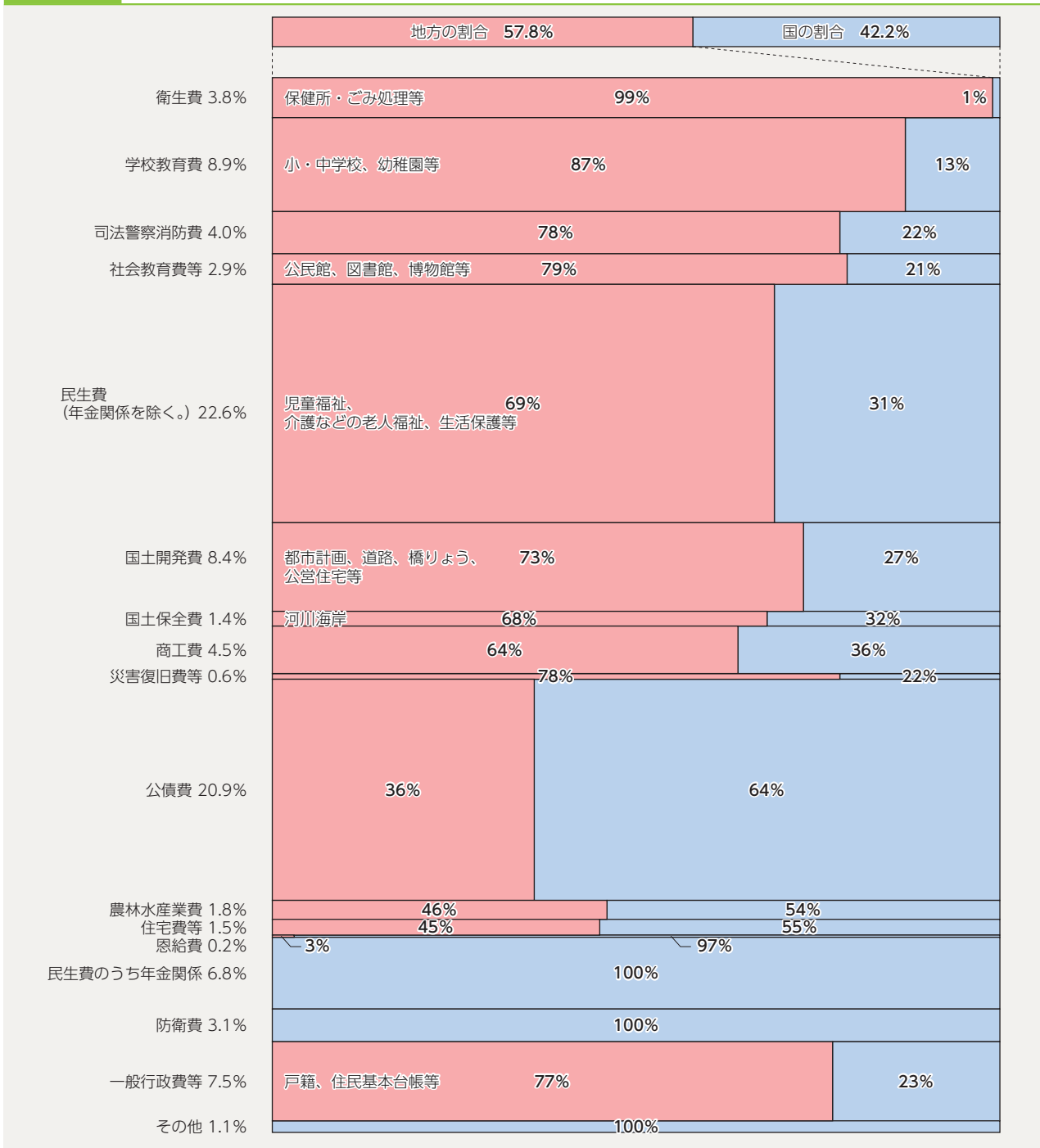
1 地方財政の役割

第1図 国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移



(注) 1 機関費は、一般行政経費、司法警察消防等の合計額である。
 2 産業経済費は、農林水産業費、商工費の合計額である。

第2図 国・地方を通じた純計歳出規模（目的別）



衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。民生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2) 国民経済と地方財政 [資料編：第33表、第131表]

公的部門は、中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出等を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

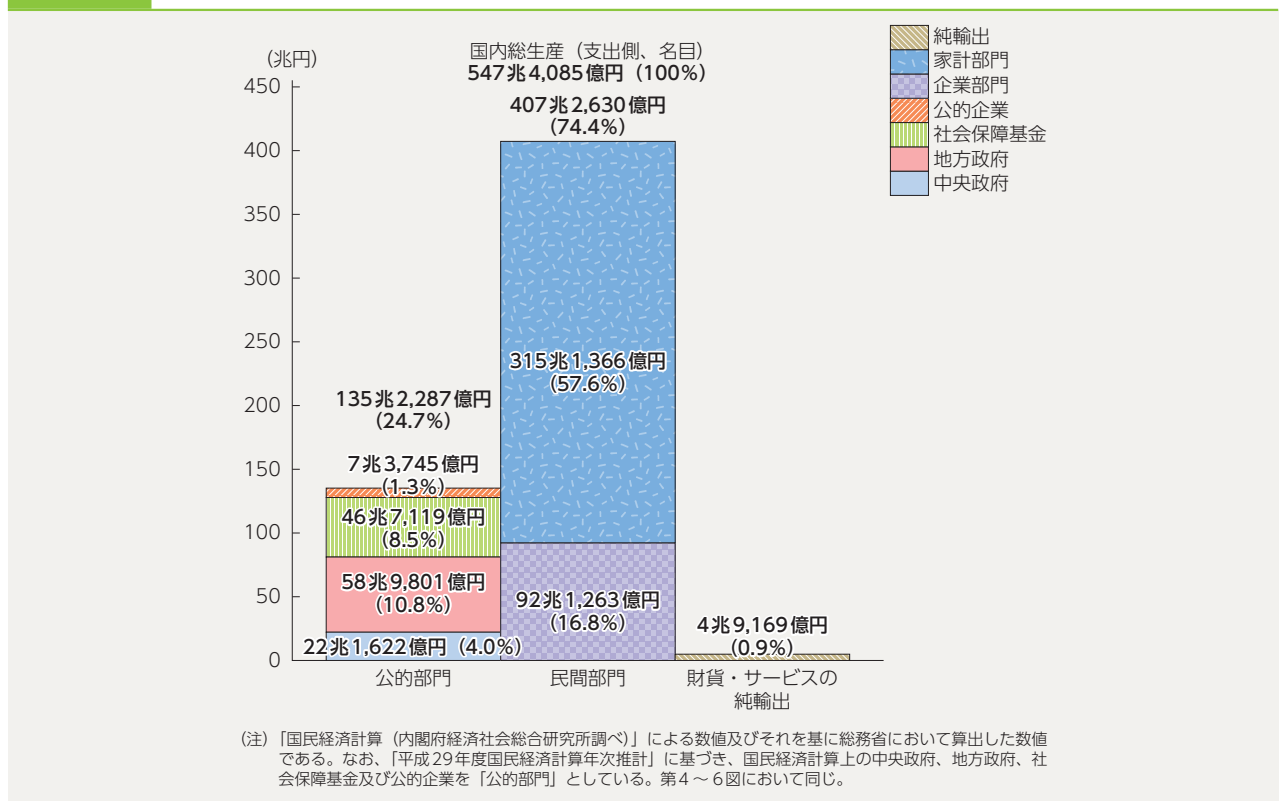
なお、社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

ア 国内総生産（支出側）と地方財政

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）に占める割合で見ると、第3図のとおりである。平成29年度の国内総生産は547兆4,085億円で、その支出主体別の構成比は、家計部門が57.6%（前年度57.9%）、公的部門が24.7%（同24.8%）、企業部門が16.8%（同16.3%）となっている。

公的部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が10.8%（前年度10.9%）、中央政府が4.0%（同4.1%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.7倍となっている。

第3図 国内総生産（支出側、名目）と地方財政

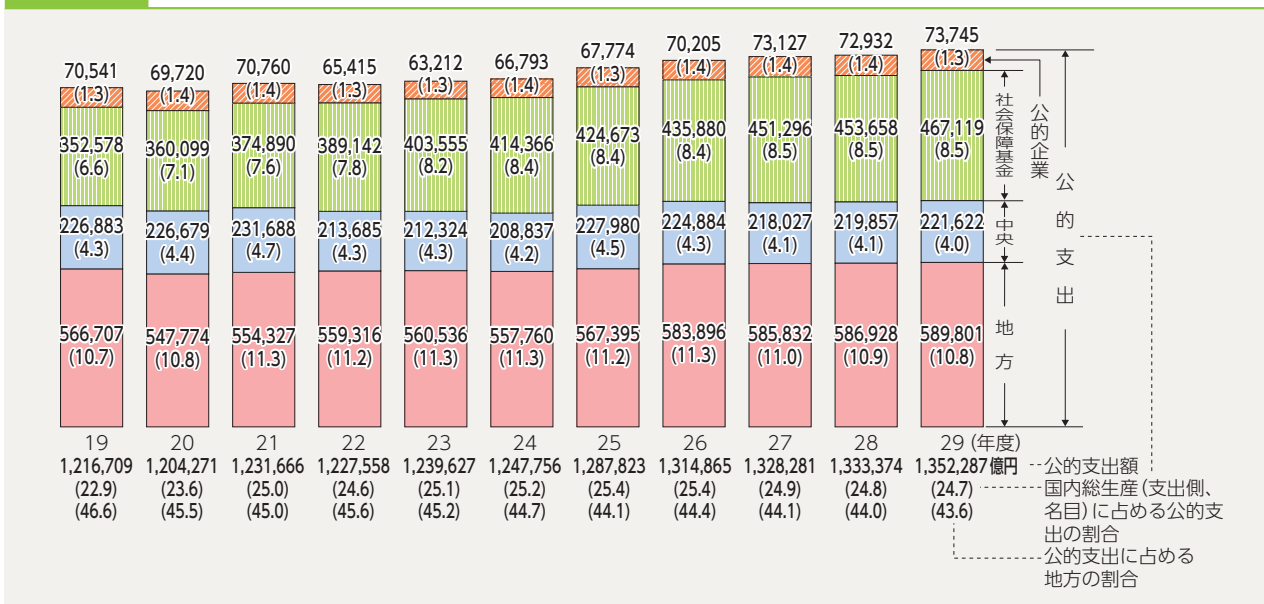


イ 公的支出の状況

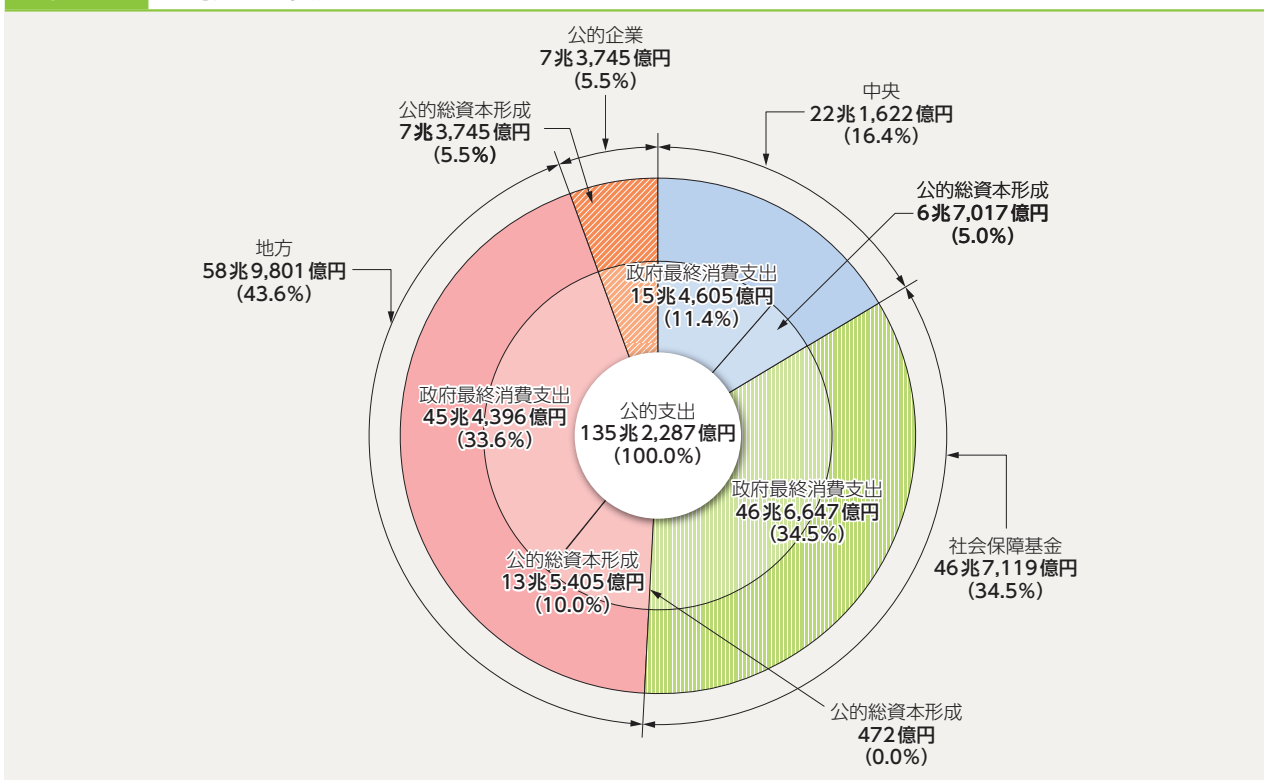
公的部門による公的支出の推移は、第4図のとおりである。平成29年度の公的支出は、前年度と比べると1.4%増（前年度0.4%増）の135兆2,287億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、24.7%（前年度24.8%）となっている。

公的支出の内訳をみると、第5図のとおりであり、政府最終消費支出が107兆5,649億円、公的総資本形成が27兆6,638億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は1.1%増（前年度

第4図 公的支出の推移



第5図 公的支出の状況



0.4%増)、公的総資本形成は2.7%増(同0.2%増)となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.6%減(前年度1.4%増)、公的総資本形成が6.9%増(同0.5%減)で合計0.8%増(同0.8%増)であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.1ポイント低下の16.4%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が0.2%増(前年度0.0%増)、公的総資本形成が1.6%増(同0.8%増)で、合計0.5%増(同0.2%増)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と比べると0.4ポイント低下の43.6%となっている。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出におい

第6図 国内総生産（支出側、名目）の増加率に対する寄与度



1 地方財政の役割

ては前年度（42.6%）と比べると0.4ポイント低下の42.2%、公的総資本形成においては前年度（49.5%）と比べると0.6ポイント低下の48.9%となっている。

各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第6図のとおりである。

国内総生産の増加率（経済成長率）2.0%に対する地方政府の寄与度は0.1%で、企業部門（0.9%）が最も大きいプラスの寄与度となっている。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

2 地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成29年度の地方財政について、2から6までと10において普通会計の状況を、7において地方公営事業会計等の状況を、8において東日本大震災の影響を、9において健全化判断比率等の状況を示すとともに、11において公共施設の状況を示す。なお、普通会計決算については、平成23年度から、通常収支分（全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの）と東日本大震災分（東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの）を区分して整理している。

(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第136表、第137表]

地方公共団体（47都道府県、1,718市町村、23特別区、1,203一部事務組合及び111広域連合（以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。））の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入101兆3,233億円（前年度101兆4,598億円）、歳出97兆9,984億円（同98兆1,415億円）で、歳入、歳出いずれも減少している。対前年度比は歳入0.1%減（前年度0.4%減）、歳出0.1%減（同0.3%減）となっている。このうち通常収支分は歳入98兆5,152億円（前年度97兆6,422億円）、歳出95兆5,066億円（同94兆7,666億円）で、東日本大震災分は歳入2兆8,081億円（同3兆8,177億円）、歳出2兆4,918億円（同3兆3,749億円）となっている。

平成29年度の決算規模が前年度を下回ったのは、歳入においては、通常収支分について、貸付金元利収入が減少したものの、国庫支出金の増加等により前年度と比べると0.9%増となった一方で、東日本大震災分について、国庫支出金や東日本大震災復興基金からの繰入金の減少等により前年度と比べると26.4%減となったことによるものである。また、歳出においては、通常収支分について、貸付金が減少したものの、扶助費、普通建設事業費の増加等により前年度と比べると0.8%増となった一方で、東日本大震災分について、積立金や普通建設事業費の減少等により前年度と比べると26.2%減となったことによるものである。

決算規模の状況を団体種類別にみると、**第2表**のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は、通常収支分及び東日本大震災分において減少し、全体として前年度を下回っている。市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）の歳入及び歳出は、通常収支分において増加した一方で東日本大震災分において減少し、全体として前年度を上回っている。また、近年の決算規模の推移は、**第7図**のとおりである。

第1表 地方公共団体の決算規模（純計）

区 分	平成29年度		平成28年度	
	決 算 額	増 減 率	決 算 額	増 減 率
	億円	%	億円	%
歳 入	1,013,233	△ 0.1	1,014,598	△ 0.4
通常収支分	985,152	0.9	976,422	0.1
東日本大震災分	28,081	△ 26.4	38,177	△ 13.4
歳 出	979,984	△ 0.1	981,415	△ 0.3
通常収支分	955,066	0.8	947,666	0.2
東日本大震災分	24,918	△ 26.2	33,749	△ 12.0

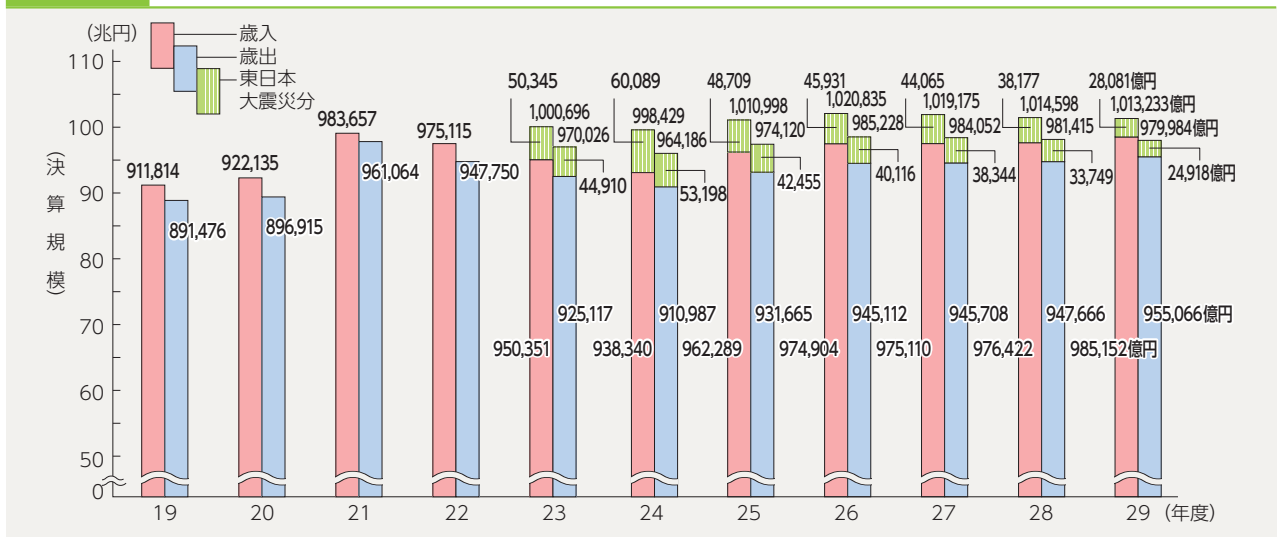
第2表 団体種類別決算規模の状況

区 分	決 算 額			増 減 率	
	平成29年度	平成28年度	増減額	29年度	28年度
	億円	億円	億円	%	%
歳 入					
都 道 府 県	508,895	516,231	△ 7,336	△ 1.4	△ 0.8
市 町 村 (純 計 額)	598,268	584,007	14,261	2.4	△ 0.6
政 令 指 定 都 市	139,307	126,748	12,558	9.9	△ 0.0
特 別 区	38,046	37,281	765	2.1	2.2
中 核 市	74,785	74,781	4	0.0	3.7
施 行 時 特 例 市	34,496	33,994	502	1.5	△ 8.9
都 市	233,985	233,937	48	0.0	△ 1.3
町 村	71,312	70,720	592	0.8	0.4
一 部 事 務 組 合 等	20,404	20,832	△ 428	△ 2.1	△ 3.2
合 計 (純 計 額)	1,013,233	1,014,598	△ 1,365	△ 0.1	△ 0.4
歳 出					
都 道 府 県	494,485	502,103	△ 7,618	△ 1.5	△ 1.0
市 町 村 (純 計 額)	579,429	564,951	14,477	2.6	△ 0.1
政 令 指 定 都 市	137,643	125,129	12,514	10.0	0.1
特 別 区	36,580	36,026	554	1.5	2.8
中 核 市	72,937	73,004	△ 67	△ 0.1	4.1
施 行 時 特 例 市	33,432	33,090	341	1.0	△ 8.4
都 市	225,272	224,877	395	0.2	△ 0.6
町 村	68,176	67,291	886	1.3	0.9
一 部 事 務 組 合 等	19,455	19,822	△ 367	△ 1.8	△ 3.4
合 計 (純 計 額)	979,984	981,415	△ 1,431	△ 0.1	△ 0.3

(注) 市町村(純計額)は、市町村の決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市町村との間の相互重複額を控除したものの。

2 地方財政の概況

第7図 決算規模の推移(純計)



(2) 決算収支 [資料編：第7表]

ア 実質収支

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第3表のとおりである。

平成29年度の実質収支は2兆379億円の黒字（前年度1兆9,605億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては5,983億円の黒字（前年度5,713億円の黒字）であり、平成12年度以降黒字となっている。

また、市町村においては1兆4,396億円の黒字（前年度1兆3,892億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体は3団体となった。

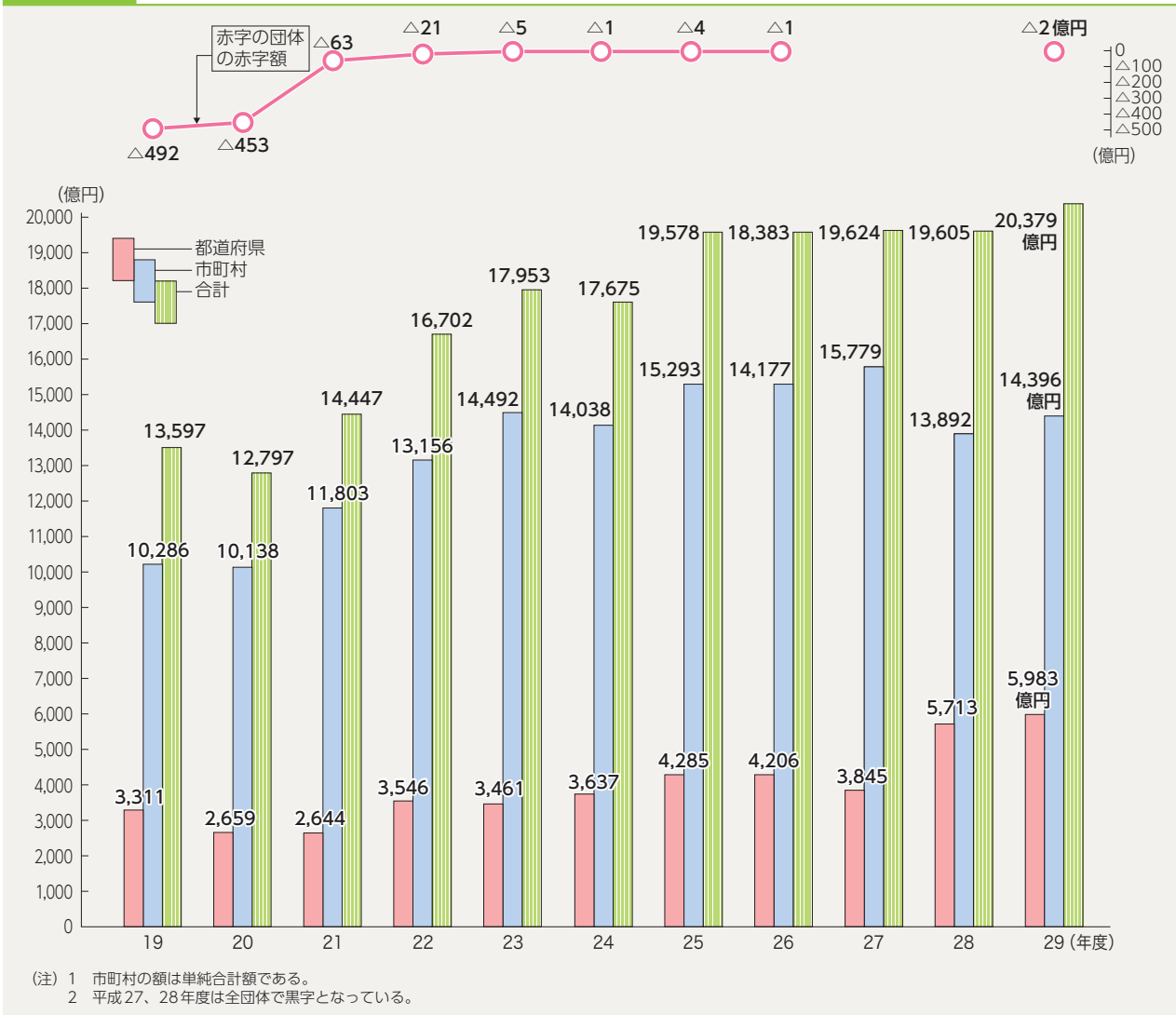
なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成29年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は0.1ポイント上昇の3.1%となっている。実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県においては0.1ポイント上昇の2.1%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）においては前年度と同率の4.1%となっている。

第3表 実質収支の状況

区 分	平成29年度				平成28年度		増 減		
	団体数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団体数	実質収支	団体数	実質収支	
		億円	億円	億円		億円		億円	
全 団 体	都 道 府 県	47	14,410	8,428	5,983	47	5,713	-	270
	市 町 村	3,055	18,839	4,443	14,396	3,061	13,892	△6	504
	合 計	3,102	33,249	12,871	20,379	3,108	19,605	△6	774
黒字の団体	都 道 府 県	47	14,410	8,428	5,983	47	5,713	-	270
	市 町 村	3,052	18,832	4,433	14,398	3,061	13,892	△9	506
	合 計	3,099	33,242	12,861	20,381	3,108	19,605	△9	776
赤字の団体	都 道 府 県	-	-	-	-	-	-	-	-
	市 町 村	3	7	10	△2	-	-	3	△2
	合 計	3	7	10	△2	-	-	3	△2

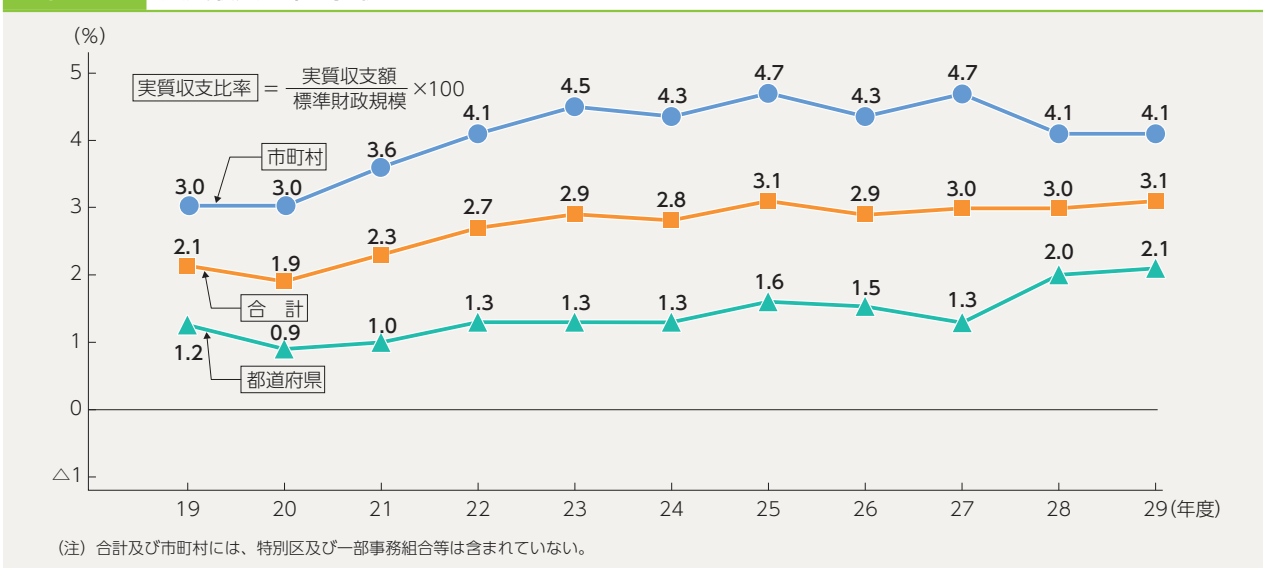
(注) 1 市町村の額は単純合計である。
2 平成28年度は全団体が黒字である。

第8図 実質収支の推移



2 地方財政の概況

第9図 実質収支比率の推移



イ 単年度収支及び実質単年度収支

平成29年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は782億円の黒字（前年度28億円の黒字）となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては270億円の黒字（前年度1,868億円の黒字）、市町村においては512億円の黒字（同1,840億円の赤字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は908億円の赤字（前年度1,001億円の赤字）となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては1,224億円の黒字（前年度1,566億円の黒字）、市町村においては2,132億円の赤字（同2,567億円の赤字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

第4表 赤字の団体数の状況

区 分	全団体数		赤 字 の 団 体 数											
	平成 29年度 (A)	平成 28年度 (B)	実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
			29年度		28年度		29年度		28年度		29年度		28年度	
			団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
都 道 府 県	47	47	—	—	—	—	17	36.2	29	61.7	21	44.7	25	53.2
市 町 村 計	3,055	3,061	—	—	—	—	1,583	51.8	1,673	54.7	1,712	56.0	1,570	51.3
政令指定都市	20	20	—	—	—	—	4	20.0	12	60.0	8	40.0	16	80.0
中 核 市	48	48	—	—	—	—	20	41.7	40	83.3	28	58.3	32	66.7
施行時特例市	36	36	1	2.8	—	—	9	25.0	29	80.6	14	38.9	22	61.1
都 市	687	687	—	—	—	—	322	46.9	469	68.3	393	57.2	439	63.9
中 都 市	156	156	—	—	—	—	54	34.6	114	73.1	75	48.1	112	71.8
小 都 市	531	531	—	—	—	—	268	50.5	355	66.9	318	59.9	327	61.6
町 村	927	927	2	0.2	—	—	488	52.6	543	58.6	577	62.2	499	53.8
市 町 村 小 計	1,718	1,718	—	—	—	—	843	49.1	1,093	63.6	1,020	59.4	1,008	58.7
特 別 区	23	23	—	—	—	—	6	26.1	13	56.5	7	30.4	9	39.1
一 部 事 務 組 合 等	1,314	1,320	—	—	—	—	734	55.9	567	43.0	685	52.1	553	41.9
合 計	3,102	3,108	—	—	—	—	1,600	51.6	1,702	54.8	1,733	55.9	1,595	51.3

(3) 歳入 [資料編：第10表]

歳入純計決算額は101兆3,233億円で、前年度と比べると1,365億円減少（0.1%減）している。このうち通常収支分は98兆5,152億円で、前年度と比べると8,730億円増加（0.9%増）しており、東日本大震災分は2兆8,081億円で、前年度と比べると1兆96億円減少（26.4%減）している。

歳入総額の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、個人住民税の増加等により、前年度と比べると5,120億円増加（1.3%増）している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の増加等により、前年度と比べると650億円増加（2.8%増）している。

地方特例交付金は、前年度と比べると95億円増加（7.7%増）している。

地方交付税は、前年度と比べると4,710億円減少（2.7%減）している。

一般財源は、地方税の増加等により、前年度と比べると1,155億円増加（0.2%増）している。

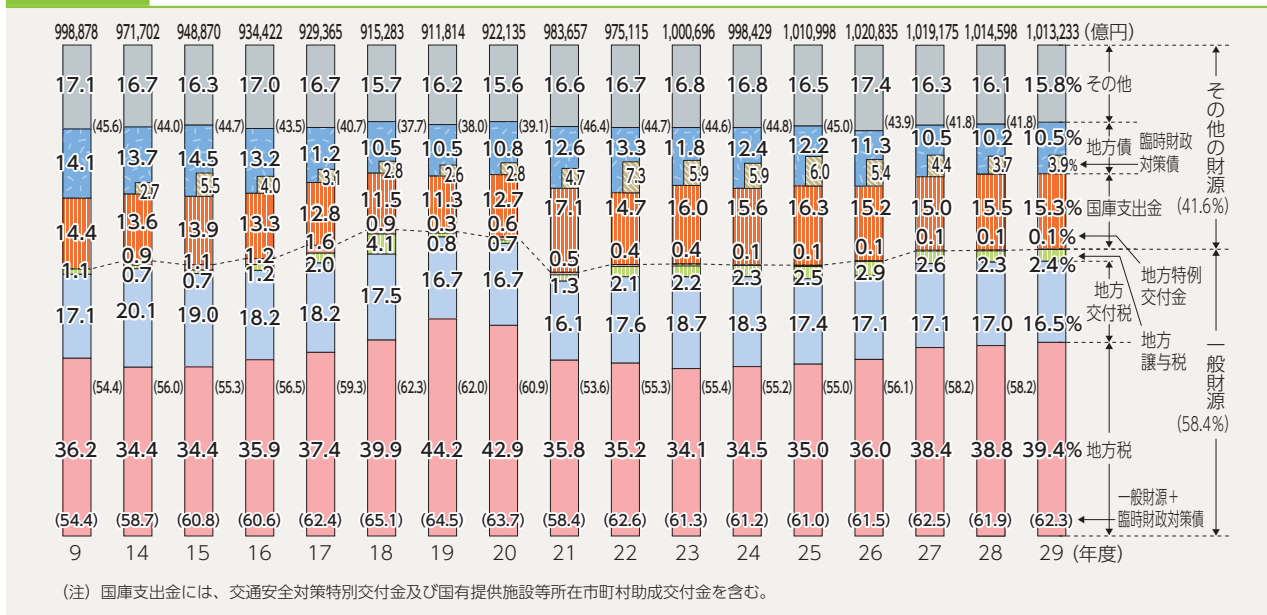
国庫支出金は、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の減少等により、前年度と比べると1,668億円減少（1.1%減）している。

第5表 歳入純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 29年度	平成 28年度	増減額	29年度	28年度	29年度	28年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地 方 税	399,044	393,924	5,120	39.4	38.8	1.3	0.8
地 方 譲 与 税	24,052	23,402	650	2.4	2.3	2.8	△ 12.7
地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95	0.1	0.1	7.7	3.7
地 方 交 付 税	167,680	172,390	△ 4,710	16.5	17.0	△ 2.7	△ 0.9
小 計 (一 般 財 源)	592,104	590,949	1,155	58.4	58.2	0.2	△ 0.3
(一般財源+臨時財政対策債)	631,987	628,343	3,644	62.4	61.9	0.6	△ 1.4
国 庫 支 出 金	155,204	156,871	△ 1,668	15.3	15.5	△ 1.1	2.7
地 方 債	106,449	103,873	2,576	10.5	10.2	2.5	△ 2.8
うち臨時財政対策債	39,883	37,394	2,489	3.9	3.7	6.7	△ 15.7
そ の 他	159,476	162,905	△ 3,428	15.8	16.1	△ 2.1	△ 2.2
合 計	1,013,233	1,014,598	△ 1,365	100.0	100.0	△ 0.1	△ 0.4

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移



地方債は、臨時財政対策債の増加等により、前年度と比べると2,576億円増加（2.5%増）している。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等により、平成19年度には歳入総額の44.2%を占めるまで上昇し、その後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していたが、24年度に上昇に転じ、29年度においては、前年度と比べると0.6ポイント上昇の39.4%となり、6年連続で上昇している。

地方交付税の構成比は、平成13年度以降交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたことや三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等により21年度には歳入総額の16.1%まで低下し、その後、地方財政対策における地方交付税総額の増加等により上昇したが、24年度以降は、地方税収の増加等により低下の傾向にあり、29年度においては、前年度と比べると0.5ポイント低下の16.5%となっている。

国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等により、19年度には歳入総額の11.3%まで低下し、その後、国の経済対策の実施、

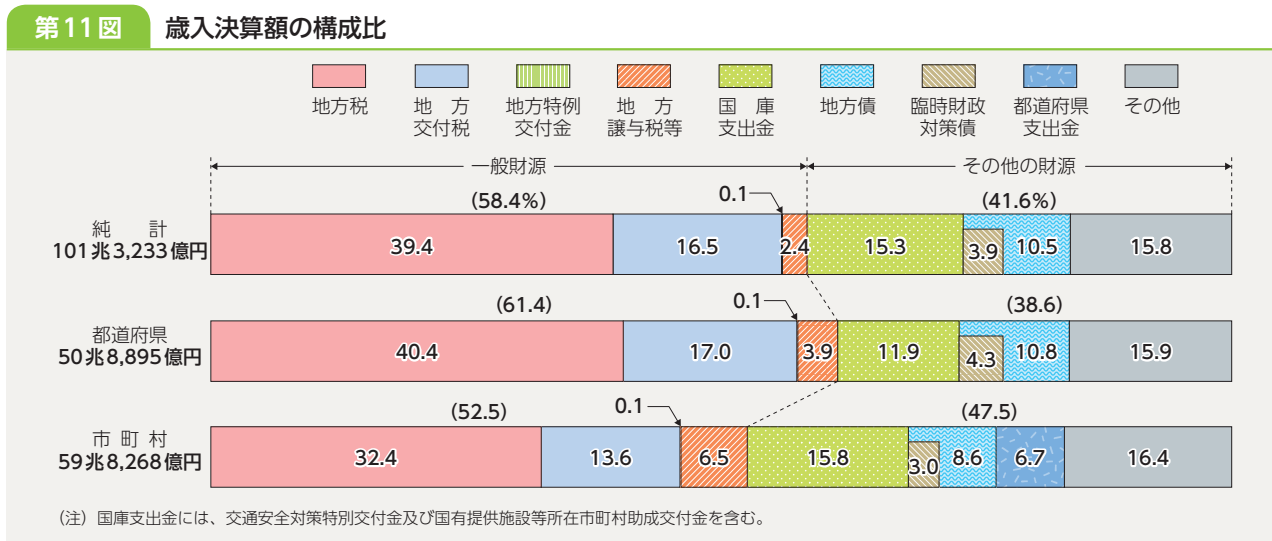
第1部 平成29年度の地方財政の状況

東日本大震災への対応の影響等により上昇したが、29年度においては、前年度と比べると0.2ポイント低下の15.3%となっている。

地方債の構成比は、平成20年度以降、臨時財政対策債の増加等により上昇し、その後、28年度には歳入総額の10.2%まで低下したが、29年度においては、前年度と比べると0.3ポイント上昇の10.5%となっている。なお、臨時財政対策債を除いた構成比は、前年度と比べると0.1ポイント上昇の6.6%となっている。

一般財源の構成比は、平成18年度には歳入総額の62.3%まで上昇し、19年度以降、国庫支出金、地方債等の増加の一方、地方税及び地方特例交付金の減少等により低下したが、26年度以降は上昇し、29年度においては、前年度と比べると0.2ポイント上昇の58.4%となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比は、前年度と比べると0.4ポイント上昇の62.3%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、**第11図**のとおりである。



都道府県においては地方税が最も大きな割合（40.4%）を占め、以下、地方交付税（17.0%）、国庫支出金（11.9%）の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合（32.4%）を占め、以下、国庫支出金（15.8%）、地方交付税（13.6%）の順となっている。

(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア 目的別歳出

(ア) 目的別歳出 [資料編：第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は97兆9,984億円で、前年度と比べると1,431億円減少（0.1%減）している。このうち通常収支分は95兆5,066億円で、前年度と比べると7,400億円増加（0.8%増）しており、東日本大震災分は2兆4,918億円で、前年度と比べると8,830億円減少（26.2%減）している。

歳出総額の目的別歳出の構成比は、**第6表**のとおりであり、民生費（26.5%）、教育費（17.2%）、公債費（12.9%）、土木費（12.2%）、総務費（9.3%）の順となっている。

民生費は、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると3,574億円減少（1.4%減）し

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 29年度	平成 28年度	増減額	29年度	28年度	29年度	28年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総務費	91,219	89,016	2,204	9.3	9.1	2.5	△ 7.4
民生費	259,834	263,408	△ 3,574	26.5	26.8	△ 1.4	4.3
衛生費	62,626	62,584	41	6.4	6.4	0.1	△ 0.7
労働費	2,628	2,963	△ 334	0.3	0.3	△ 11.3	△ 25.9
農林水産業費	32,992	31,712	1,280	3.4	3.2	4.0	△ 1.5
商工費	49,010	51,951	△ 2,941	5.0	5.3	△ 5.7	△ 5.8
土木費	119,195	120,182	△ 988	12.2	12.2	△ 0.8	2.7
消防費	20,062	19,855	207	2.0	2.0	1.0	△ 5.3
警察費	32,604	32,608	△ 4	3.3	3.3	△ 0.0	0.9
教育費	168,886	167,458	1,428	17.2	17.1	0.9	△ 0.3
公債費	126,753	125,719	1,034	12.9	12.8	0.8	△ 2.8
その他	14,175	13,959	216	1.5	1.5	1.5	3.7
合計	979,984	981,415	△ 1,431	100.0	100.0	△ 0.1	△ 0.3

2 地方財政の概況

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区 分	平成 19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総務費	10.0	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3
民生費	19.0	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5
衛生費	6.1	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4
労働費	0.3	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3
農林水産業費	3.9	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4
商工費	5.6	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0
土木費	15.0	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2
消防費	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0
警察費	3.8	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3
教育費	18.4	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2
公債費	14.6	14.7	13.4	13.7	13.4	13.5	13.5	13.6	13.1	12.8	12.9
その他	1.3	1.1	0.9	0.7	1.5	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳出合計	891,476	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120	985,228	984,052	981,415	979,984

ている。

教育費は、小学校費の増加等により、前年度と比べると1,428億円増加（0.9%増）している。

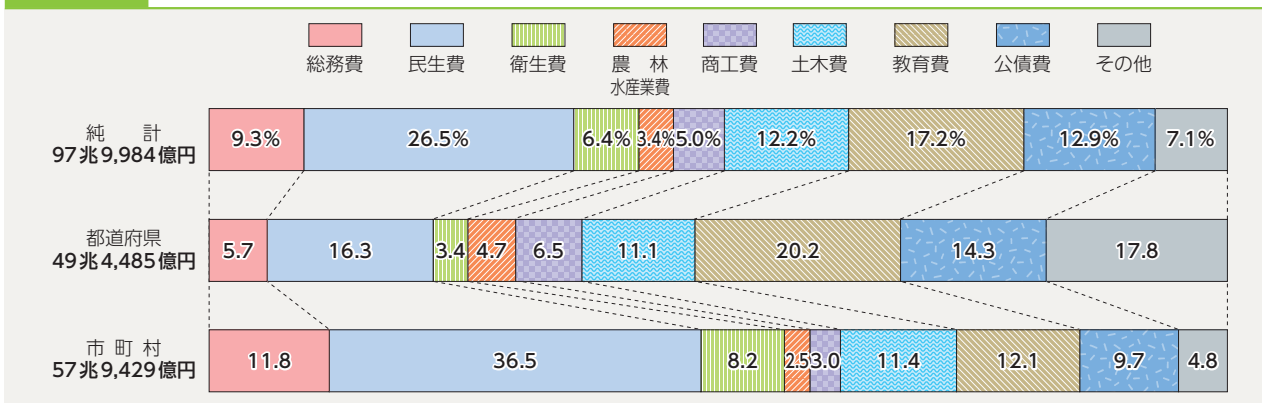
公債費は、臨時財政対策債元利償還額の増加等により、前年度と比べると1,034億円増加（0.8%増）している。

土木費は、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると988億円減少（0.8%減）している。

総務費は、東京都の東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金への積立金の増加等により、前年度と比べると2,204億円増加（2.5%増）している。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景に上昇傾向にあり、平成19年度以降最も大きな割合を占めている一方で、農林水産業費、土木費の構

第12図 目的別歳出決算額の構成比



成比は低下の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

都道府県においては、政令指定都市を除く市町村に係る市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合（20.2%）を占め、以下、民生費（16.3%）、公債費（14.3%）、土木費（11.1%）、商工費（6.5%）の順となっている。

また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合（36.5%）を占め、以下、教育費（12.1%）、総務費（11.8%）、土木費（11.4%）、公債費（9.7%）の順となっている。

(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第36表]

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

一般財源総額（59兆2,104億円）に占める目的別歳出の割合をみると、民生費が最も大きな割合（24.0%）を占め、以下、教育費（18.0%）、公債費（17.5%）、総務費（10.5%）、土木費（7.7%）の順となっている。

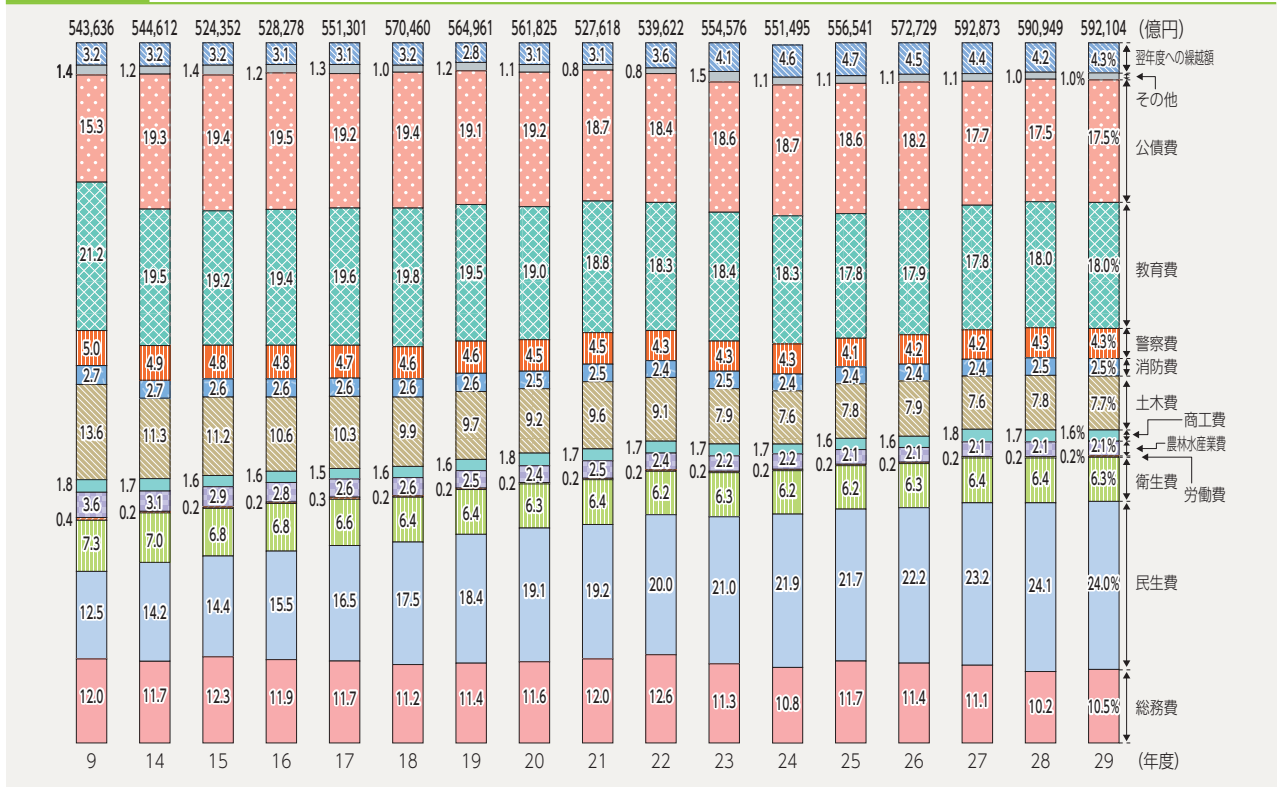
一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向にある一方で、公債費充当分は低下の傾向にある。

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区分	平成29年度		平成28年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
総務費	62,196	10.5	60,502	10.2
民生費	141,984	24.0	142,259	24.1
衛生費	37,309	6.3	37,547	6.4
労働費	1,250	0.2	1,288	0.2
農林水産業費	12,477	2.1	12,486	2.1
商工費	9,658	1.6	10,283	1.7
土木費	45,540	7.7	45,811	7.8
消防費	14,964	2.5	14,523	2.5
警察費	25,450	4.3	25,430	4.3
教育費	106,795	18.0	106,587	18.0
公債費	103,371	17.5	103,702	17.5
その他	5,687	1.0	5,891	1.0
翌年度への繰越額	25,423	4.3	24,640	4.2
一般財源計	592,104	100.0	590,949	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移



2 地方財政の概況

イ 性質別歳出

(ア) 性質別歳出 [資料編：第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度と比べると3,717億円増加(0.8%増)している。これは、扶助費が、保育所運営費、障害者自立支援給付費の増加等により2,715億円増加(1.9%増)したこと等によるものである。

第9表 性質別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 29年度	平成 28年度	増減額	29年度	28年度	29年度	28年度
義 務 的 経 費	493,956	490,239	3,717	50.4	50.0	0.8	0.5
人 件 費	224,652	224,686	△ 34	22.9	22.9	△ 0.0	△ 0.4
扶 助 費	142,814	140,098	2,715	14.6	14.3	1.9	5.1
公 債 費	126,491	125,455	1,036	12.9	12.8	0.8	△ 2.8
投 資 的 経 費	151,654	151,252	402	15.5	15.4	0.3	1.4
普 通 建 設 事 業 費	143,206	143,069	137	14.6	14.6	0.1	0.9
う ち 補 助 事 業 費	73,010	71,241	1,769	7.5	7.3	2.5	△ 1.1
う ち 単 独 事 業 費	62,978	64,006	△ 1,028	6.4	6.5	△ 1.6	2.3
災 害 復 旧 事 業 費	8,448	8,183	265	0.9	0.8	3.2	12.2
失 業 対 策 事 業 費	1	1	△ 0	0.0	0.0	△ 15.0	△ 10.4
そ の 他 の 経 費	334,374	339,924	△ 5,550	34.1	34.6	△ 1.6	△ 2.0
う ち 補 助 費 等	98,375	98,422	△ 47	10.0	10.0	△ 0.0	△ 0.3
う ち 繰 出 金	53,718	54,477	△ 759	5.5	5.6	△ 1.4	△ 2.9
合 計	979,984	981,415	△ 1,431	100.0	100.0	△ 0.1	△ 0.3

なお、公債費は、臨時財政対策債の元利償還金の増加等により、前年度と比べると1,036億円増加(0.8%増)している。

投資的経費は、前年度と比べると402億円増加(0.3%増)している。これは、災害復旧事業費が265億円増加(3.2%増)し、普通建設事業費が137億円増加(0.1%増)したこと等によるものである。

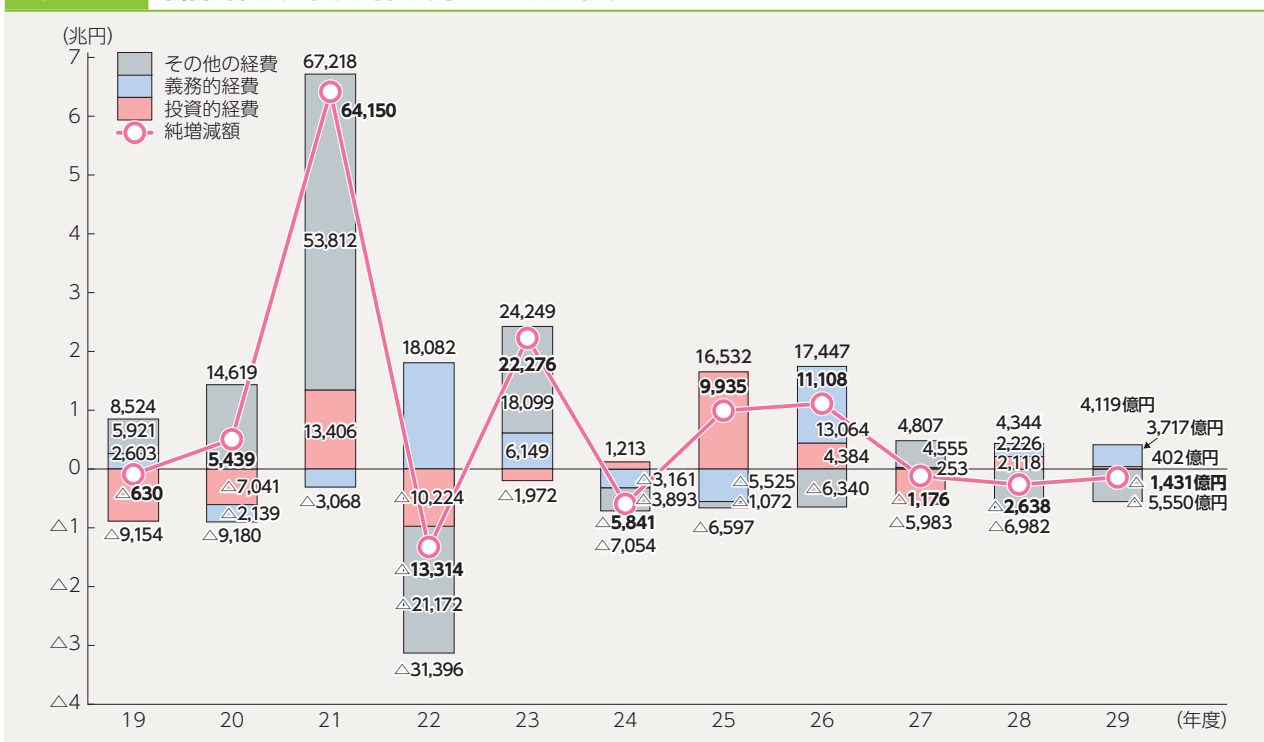
また、その他の経費は、前年度と比べると5,550億円減少(1.6%減)している。これは、制度融資に係る預託金の減少等により、貸付金が2,832億円減少(6.5%減)したことや、基金への積立金の減少等により、積立金が2,010億円減少(6.1%減)したこと等によるものである。

平成19年度以降のこれらの経費の増減額の推移は、第14図のとおりである。

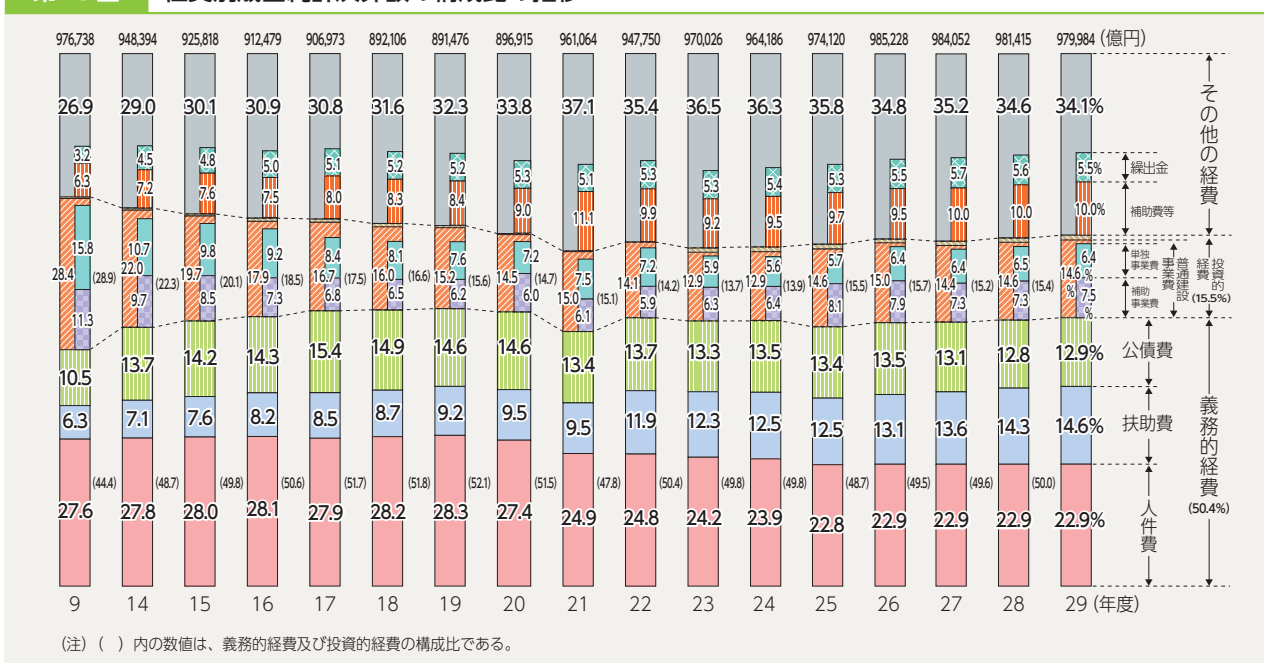
次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

義務的経費の構成比は、平成9年度以降上昇の傾向にあり19年度には52.1%となったが、20年度に

第14図 義務的経費、投資的経費等の増減額の推移



第15図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



(注) () 内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

低下に転じた。平成22年度においては子ども手当の創設に伴う扶助費の増加等により上昇し、23年度においてはその他の経費の増加等の影響により低下したが、29年度においては前年度と比べると0.4ポイント上昇の50.4%となっている。義務的経費の構成比の内訳をみると、人件費は、平成19年度以降低下の傾向にあり、29年度においては前年度と同数の22.9%となっている。扶助費は、社会保障関係費の増加を背景に上昇の傾向にあり、平成29年度においては前年度と比べると0.3ポイント上昇の14.6%となっている。公債費は、平成18年度以降低下の傾向にあったが、29年度においては前年度と比べると0.1ポイント上昇の12.9%となっている。

投資的経費の構成比は、平成23年度まで低下の傾向にあり、24年度に上昇に転じた。平成29年度においては普通建設事業費、災害復旧事業費の増加等により前年度と比べると0.1ポイント上昇の15.5%となっている。

その他の経費の構成比は、補助費等、繰出金の増加等により平成23年度まで上昇の傾向にあったところ、24年度に低下に転じ、29年度においては前年度と比べると0.5ポイント低下の34.1%となっている。

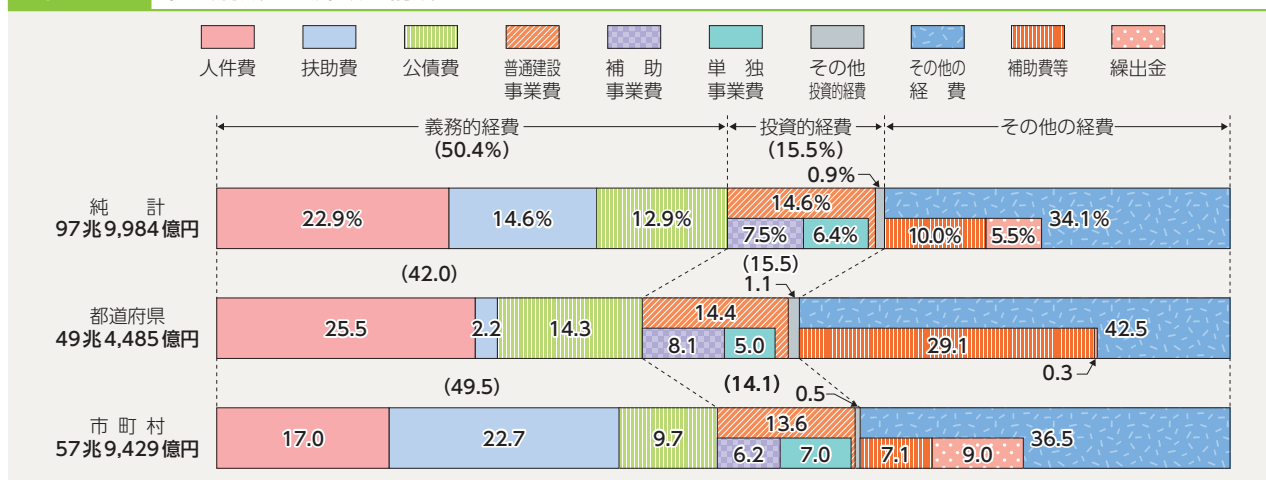
性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において、政令指定都市を除く市町村に係る市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等から、都道府県（25.5%）が市町村（17.0%）を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村において、児童手当の支給、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村）等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村（22.7%）が都道府県（2.2%）を上回っている。

普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（8.1%）が市町村（6.2%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（7.0%）が都道府県（5.0%）を上回っている。

その他の経費のうち、補助費等の構成比は、都道府県（29.1%）が市町村（7.1%）を上回る一方、繰出金の構成比は、市町村（9.0%）が都道府県（0.3%）を上回っている。

第16図 性質別歳出決算額の構成比



(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第75表]

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

一般財源総額（59兆2,104億円）に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合（55.5%）を占め、以下、その他の経費（35.2%）、投資的経費（5.0%）の順となっている。なお、その他の経費の中では、補助費等が最も大きな割合（12.2%）を占めている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

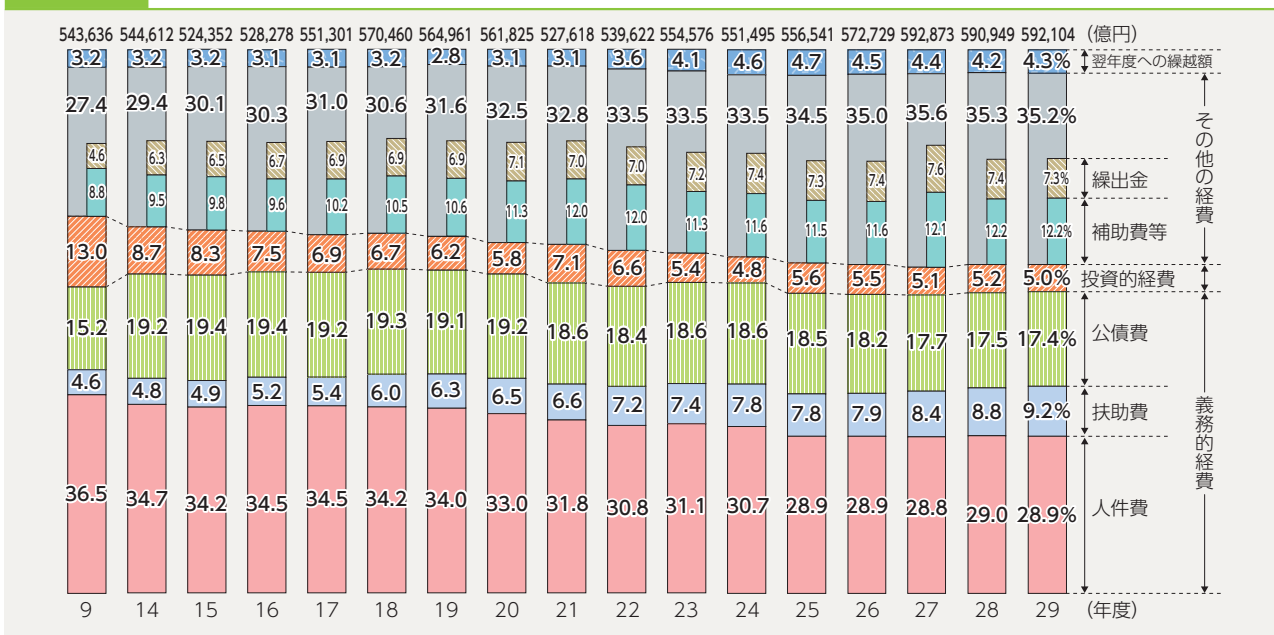
義務的経費充当分は、平成18年度までは、人件費充当分が低下の傾向にある一方で、扶助費充当分及び公債費充当分が上昇の傾向にあったことから、上昇の傾向にあった。平成21年度以降は、公債費充当

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区 分	平成29年度		平成28年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
	億円	%	億円	%
義 務 的 経 費	328,424	55.5	326,528	55.3
人 件 費	170,846	28.9	171,115	29.0
扶 助 費	54,461	9.2	51,965	8.8
公 債 費	103,118	17.4	103,448	17.5
投 資 的 経 費	29,670	5.0	30,488	5.2
普 通 建 設 事 業 費	28,546	4.8	29,273	5.0
災 害 復 旧 事 業 費	1,124	0.2	1,214	0.2
失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0.0
そ の 他 の 経 費	208,587	35.2	209,293	35.3
うち 補 助 費 等	72,322	12.2	72,338	12.2
うち 繰 出 金	43,465	7.3	43,925	7.4
翌 年 度 へ の 繰 越 額	25,423	4.3	24,640	4.2
一 般 財 源 計	592,104	100.0	590,949	100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



分が低下の傾向に転じたことから、低下の傾向にあるが、29年度においては前年度と比べると0.2ポイント上昇の55.5%となっている。

投資的経費充当分は、低下の傾向にあり、平成29年度においては前年度と比べると0.2ポイント低下の5.0%となっている。

その他の経費充当分は、上昇の傾向にあるが、平成29年度においては前年度と比べると0.1ポイント低下の35.2%となっている。

(5) 財政構造の弾力性 [資料編：第8表]**ア 経常収支比率**

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成29年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度と比べると0.1ポイント上昇の93.5%となった。経常収支比率の推移は、**第11表**のとおりである。主な内訳をみると、人件費充当分が31.1%（前年度31.3%）、公債費充当分が19.9%（同20.0%）となっている。なお、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率は100.8%（前年度100.1%）となっている。

また、経常収支比率を構成する分子及び分母の状況は次のとおりである。

分子である経常経費充当一般財源は、扶助費、補助費等が増加したことにより、前年度と比べると1.1%増となっている。分母である経常一般財源等は、減収補填債特例分等が増加したことにより、前年度と比べると0.9%増となっている。

分子及び分母の推移は、**第18図**のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、扶助費、補助費等が増加の傾向にあることから、分子全体としては増加の傾向にある。分母である経常一般財源等については、地方税が増加傾向にあったことから平成23年度から27年度まで分母全体として増加傾向にあったが、28年度に一旦減少し、29年度は臨時財政対策債の増加等により、分母全体として増加した。なお、分子及び分母を10年前（平成19年度）と比べるとそれぞれ7.0%増、6.8%増となっており、分子の増加率が分母の増加率を上回っている。

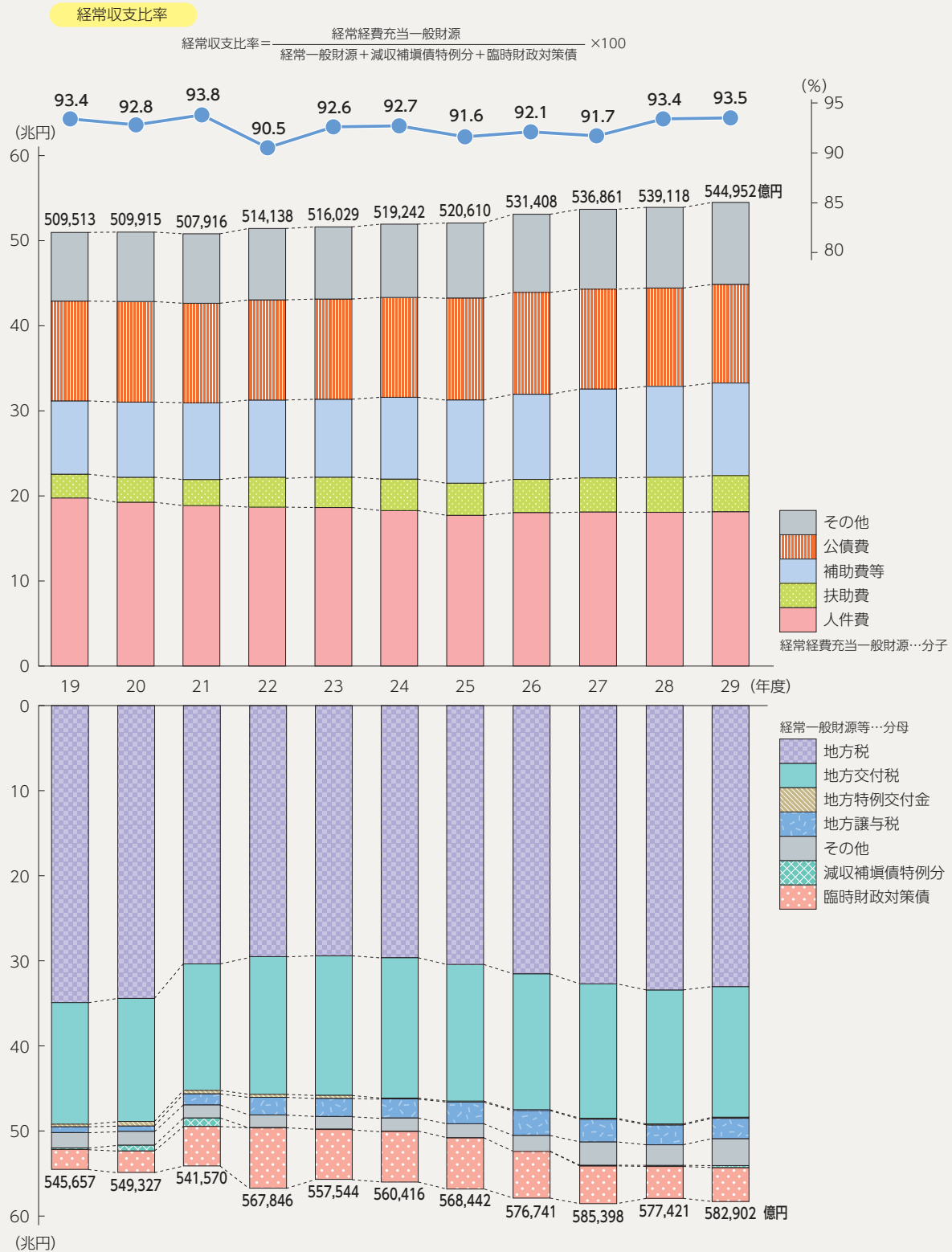
経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県においては前年度と比べると0.1ポイント低下の94.2%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下アにおいて同じ。）においては前年度と比べると0.3ポイ

第11表 経常収支比率の推移

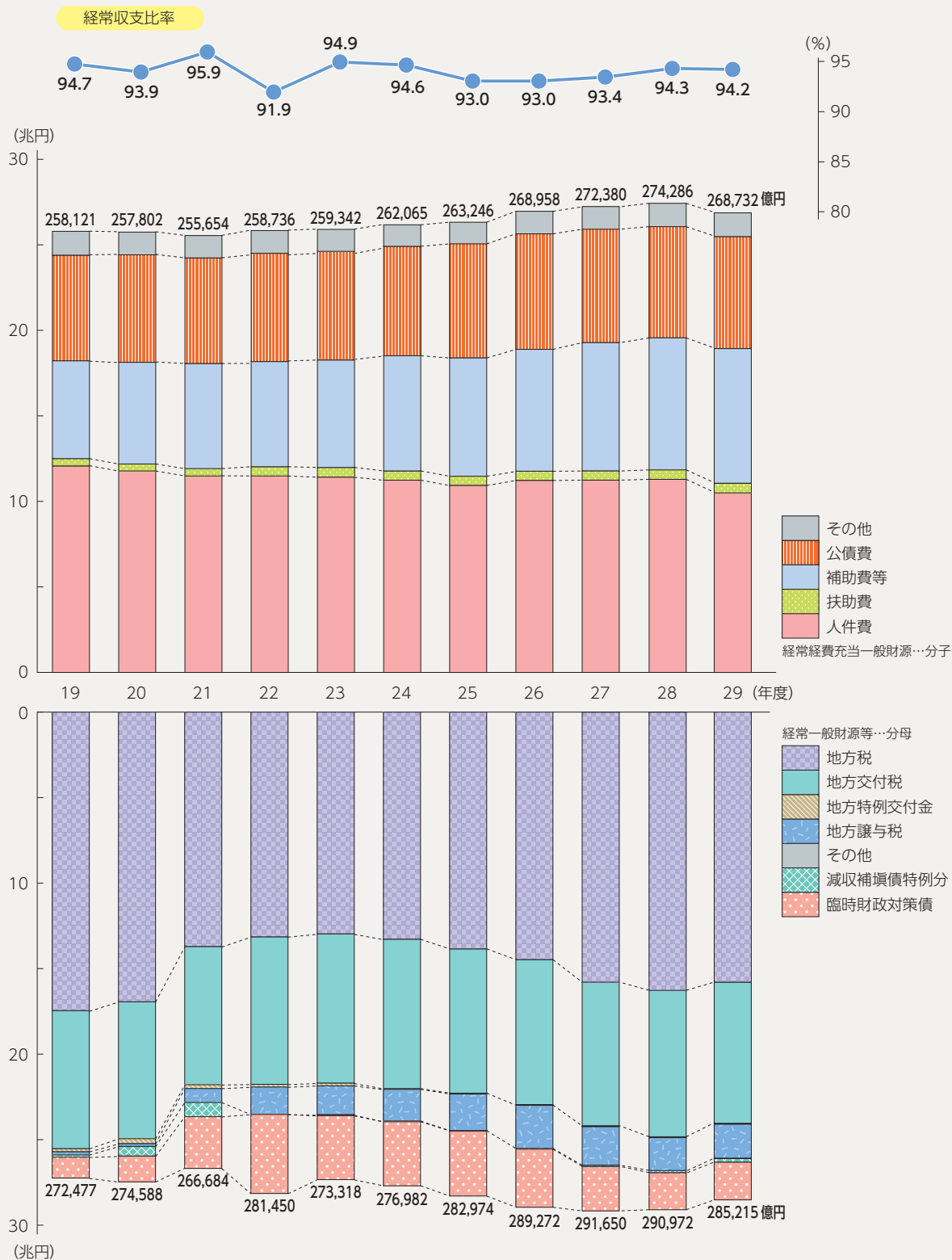
区 分	平成 19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
都 道 府 県	% 94.7 [99.7]	% 93.9 [101.4]	% 95.9 [111.9]	% 91.9 [109.9]	% 94.9 [110.0]	% 94.6 [109.6]	% 93.0 [107.5]	% 93.0 [105.2]	% 93.4 [102.7]	% 94.3 [102.3]	% 94.2 [103.0]	
うち	人件費充当	44.4	42.9	43.1	40.9	41.8	40.6	38.6	38.7	38.5	38.8	36.8
	扶助費充当	1.5	1.5	1.6	1.9	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.9	2.0
	公債費充当	22.7	22.9	23.2	22.6	23.3	23.1	23.6	23.3	22.7	22.4	23.0
市 町 村	92.0 [96.0]	91.8 [95.7]	91.8 [98.0]	89.2 [97.5]	90.3 [97.5]	90.7 [98.2]	90.2 [97.7]	91.3 [98.3]	90.0 [96.0]	92.5 [97.8]	92.8 [98.6]	
うち	人件費充当	28.0	27.2	26.7	25.1	25.4	24.8	23.7	23.8	23.3	23.7	25.6
	扶助費充当	8.8	9.1	9.6	10.4	10.5	11.2	11.3	11.7	11.8	12.4	12.4
	公債費充当	20.3	20.1	19.9	19.0	19.0	18.8	18.6	18.2	17.4	17.7	16.9
合 計	93.4 [97.9]	92.8 [98.5]	93.8 [104.5]	90.5 [103.4]	92.6 [103.4]	92.7 [103.6]	91.6 [102.4]	92.1 [101.7]	91.7 [99.3]	93.4 [100.1]	93.5 [100.8]	
うち	人件費充当	36.2	35.1	34.8	32.9	33.4	32.6	31.1	31.3	30.9	31.3	31.1
	扶助費充当	5.2	5.3	5.7	6.2	6.4	6.6	6.6	6.8	6.9	7.1	7.3
	公債費充当	21.5	21.5	21.5	20.7	21.1	20.9	21.1	20.8	20.1	20.0	19.9

(注) 1 比率は、加重平均である。
2 [] 内の数値は減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いて算出したものである。
3 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

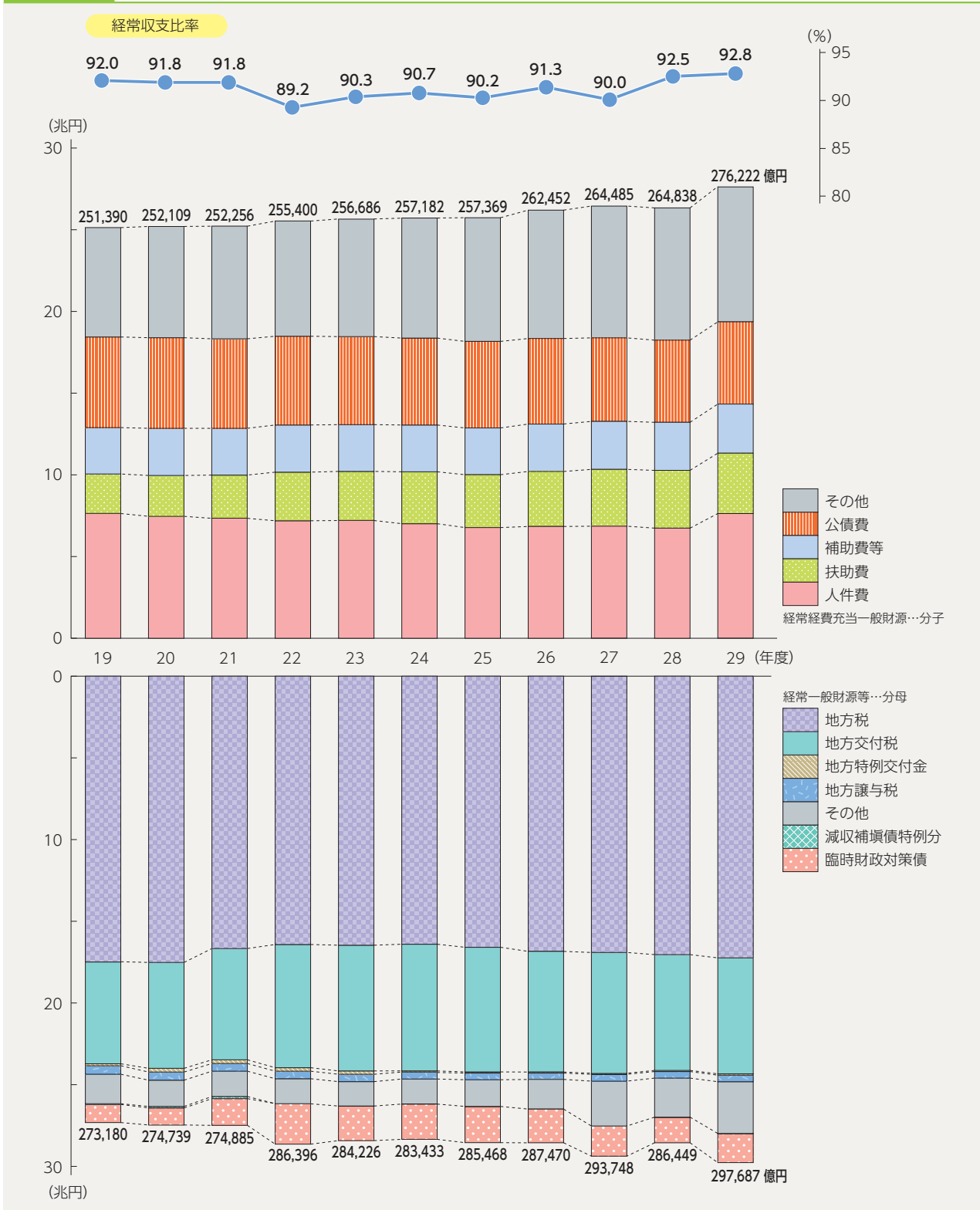
第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その1 合計）



第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その2 都道府県）



第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その3 市町村）



第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計	
平成29年度	都道府県	－ (－)	－ (－)	1 (2.1)	45 (95.7)	1 (2.1)	47 (100.0)
	市町村	13 (0.8)	111 (6.5)	691 (40.2)	862 (50.2)	41 (2.4)	1,718 (100.0)
	合 計	13 (0.7)	111 (6.3)	692 (39.2)	907 (51.4)	42 (2.4)	1,765 (100.0)
平成28年度	都道府県	－ (－)	1 (2.1)	2 (4.3)	43 (91.5)	1 (2.1)	47 (100.0)
	市町村	23 (1.3)	139 (8.1)	768 (44.7)	755 (43.9)	33 (1.9)	1,718 (100.0)
	合 計	23 (1.3)	140 (7.9)	770 (43.6)	798 (45.2)	34 (1.9)	1,765 (100.0)
増減	都道府県	－	△ 1	△ 1	2	－	－
	市町村	△ 10	△ 28	△ 77	107	8	－
	合 計	△ 10	△ 29	△ 78	109	8	－

(注) () 内の数値は、構成比である。

ント上昇の92.8%となっている。

経常収支比率の段階別分布状況を見ると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体全て（前年度46団体）、市町村においては全体の92.8%を占める1,594団体（同1,556団体）となっている。また、経常収支比率が100%以上の団体数は、都道府県においては全体の2.1%を占める1団体（前年度1団体）、市町村においては全体の2.4%を占める41団体（同33団体）となっている。

イ 実質公債費比率及び公債費負担比率

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられている。

実質公債費比率は、当該地方公共団体の標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対して、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの元利償還金に準ずるもの（充当された特定財源及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除く。）がどの程度の割合となっているかを示した比率であり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)において、財政の早期健全化等の必要性を判断する健全化判断比率の一つとして位置付けられている。

平成29年度の実質公債費比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度と比べると0.5ポイント低下の8.8%となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

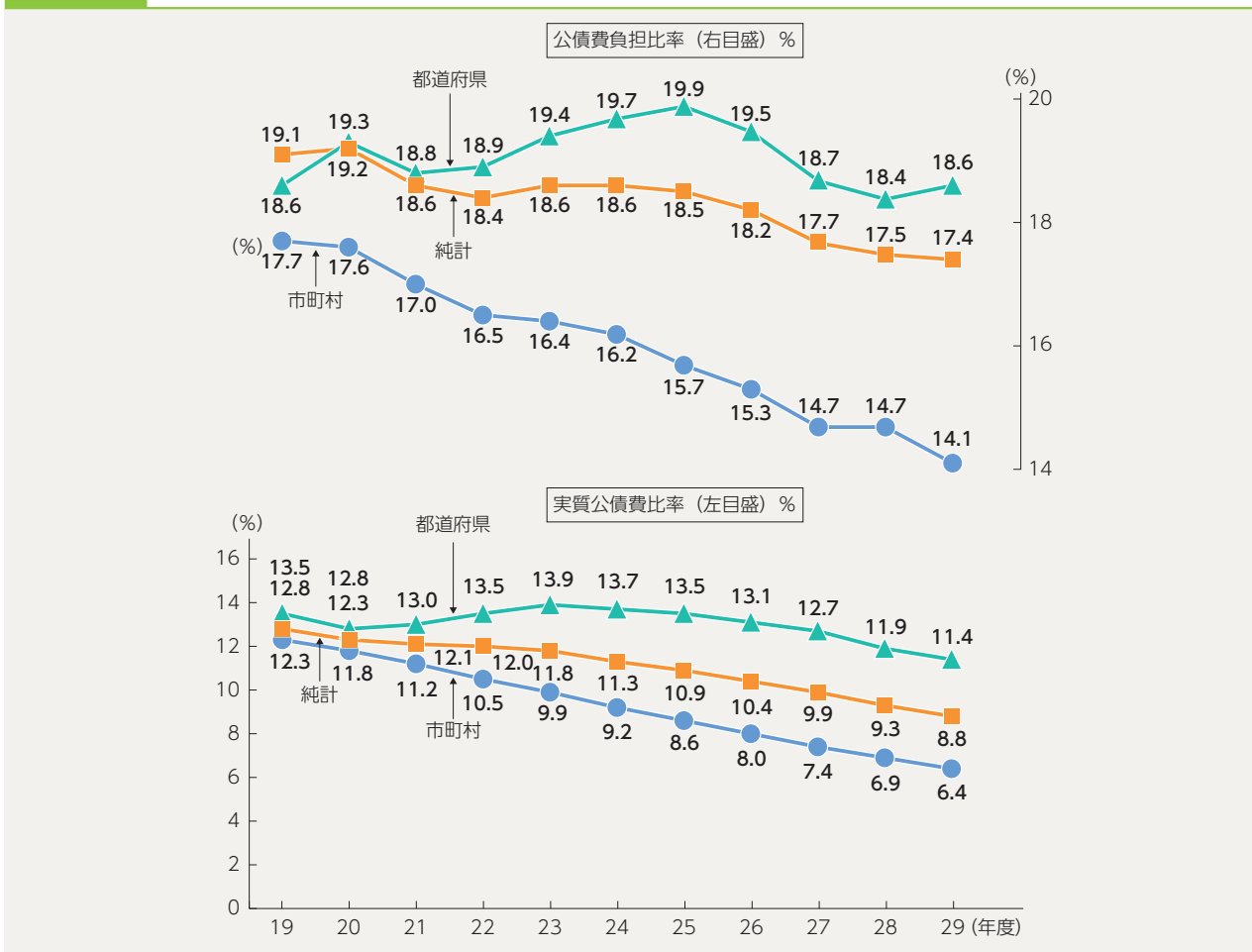
平成29年度の公債費負担比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度と比べると0.1ポイント低下の17.4%となっている。

近年の実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第19図のとおりである。

実質公債費比率は、初めて算定された平成17年度以降低下してきている。

公債費負担比率は、純計については平成3年度以降上昇し、15年度に19.4%に達した後、おおむね横ばいの傾向にあり、21年度に低下に転じた後、再び横ばいの傾向にあったが、26年度以降再度低下している。

第19図 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移



(6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

ア 地方債現在高 [資料編：第100表]

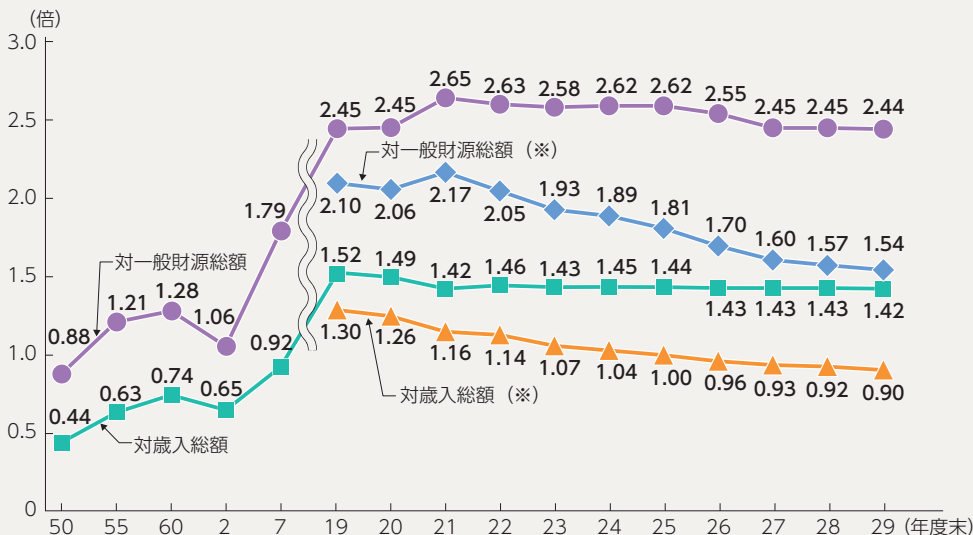
平成29年度末における地方債現在高は144兆2,891億円で、前年度末と比べると0.4%減（前年度末0.4%減）となっている。また、平成29年度末における臨時財政対策債を除いた地方債現在高は91兆1,980億円で、前年度末と比べると1.9%減（前年度末2.0%減）となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みへの対応や減税に伴う減収の補填のため、また経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴い、それぞれの割合は平成4年度末以降急増し、また、13年度からの臨時財政対策債の発行等があったことにより、依然として高い水準で推移している。平成29年度末では歳入総額の1.42倍、一般財源総額の2.44倍となっている。

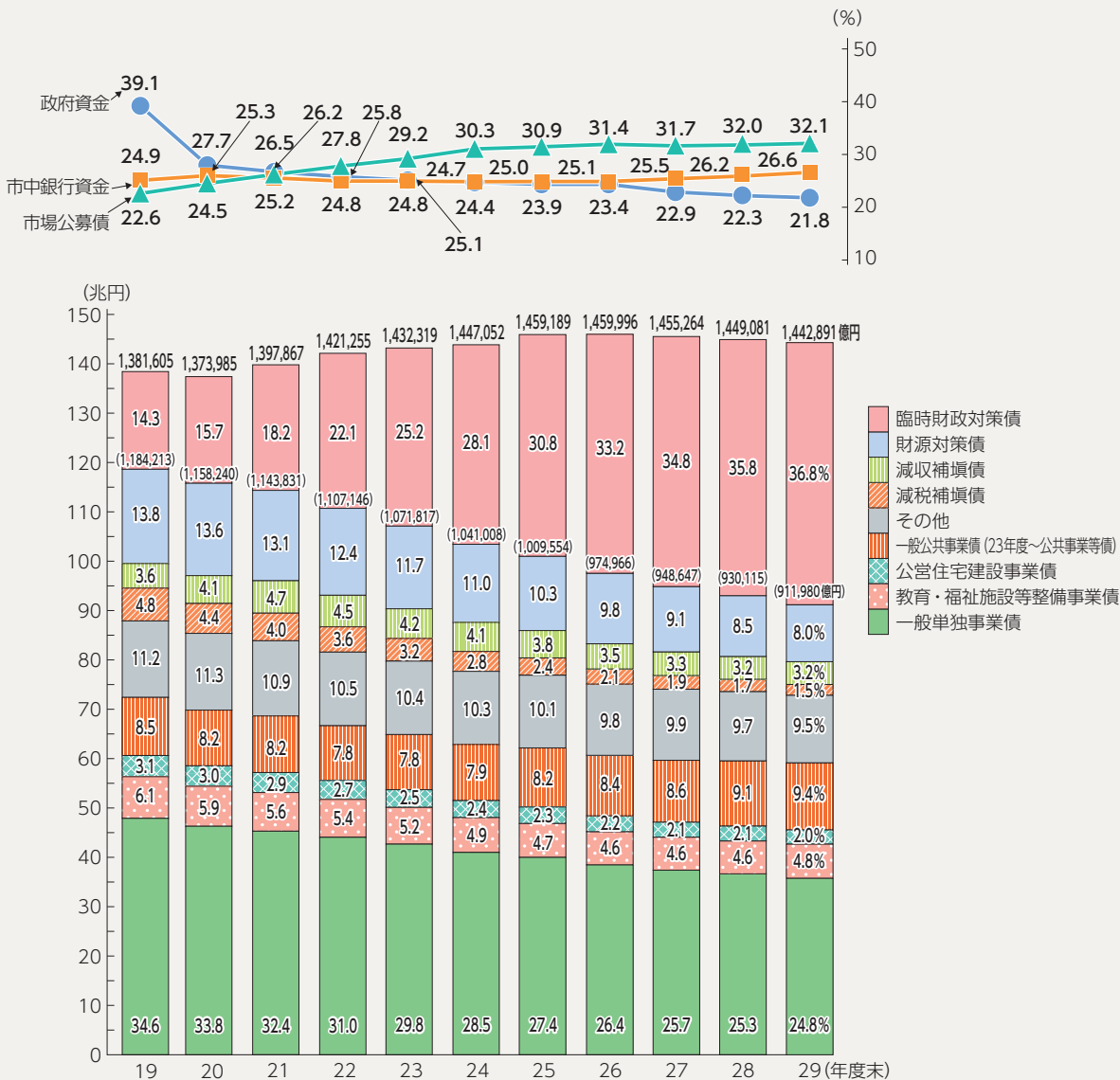
近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。地方債現在高の目的別構成比は、臨時財政対策債（36.8%）、一般単独事業債（24.8%）の順となっている。前年度末の割合と比べると、一般単独事業債が0.5ポイント低下する一方、臨時財政対策債が1.0ポイント上昇しており、平成13年度以降、臨時財政対策債の構成比が上昇の傾向にある。地方債現在高の借入先別の構成比

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



(注) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 (※) 臨時財政対策債を除いた地方債現在高の歳入総額等に対する割合である。

第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 政府資金は、平成20～29年度は財政融資資金である。
 3 財源対策債は、一般公共事業債又は公共事業等債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
 4 地方債現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額相当分は含まれていない(第23図、第24図において同じ)。
 5 ()内の数値は、地方債現在高から臨時財政対策債を除いた額である。

は、市場公募債（32.1%）、市中銀行資金（26.6%）、政府資金（21.8%）の順となっている。前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減及び市場における地方債資金の調達の推進等に伴い、政府資金が0.5ポイント低下する一方、市場公募債は0.1ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては87兆9,700億円、市町村においては56兆3,190億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.7%減、0.1%増となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては55兆3,644億円、市町村においては35兆8,336億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.4%減、1.3%減となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は155兆3,145億円となっている。

イ 債務負担行為額 [資料編：第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

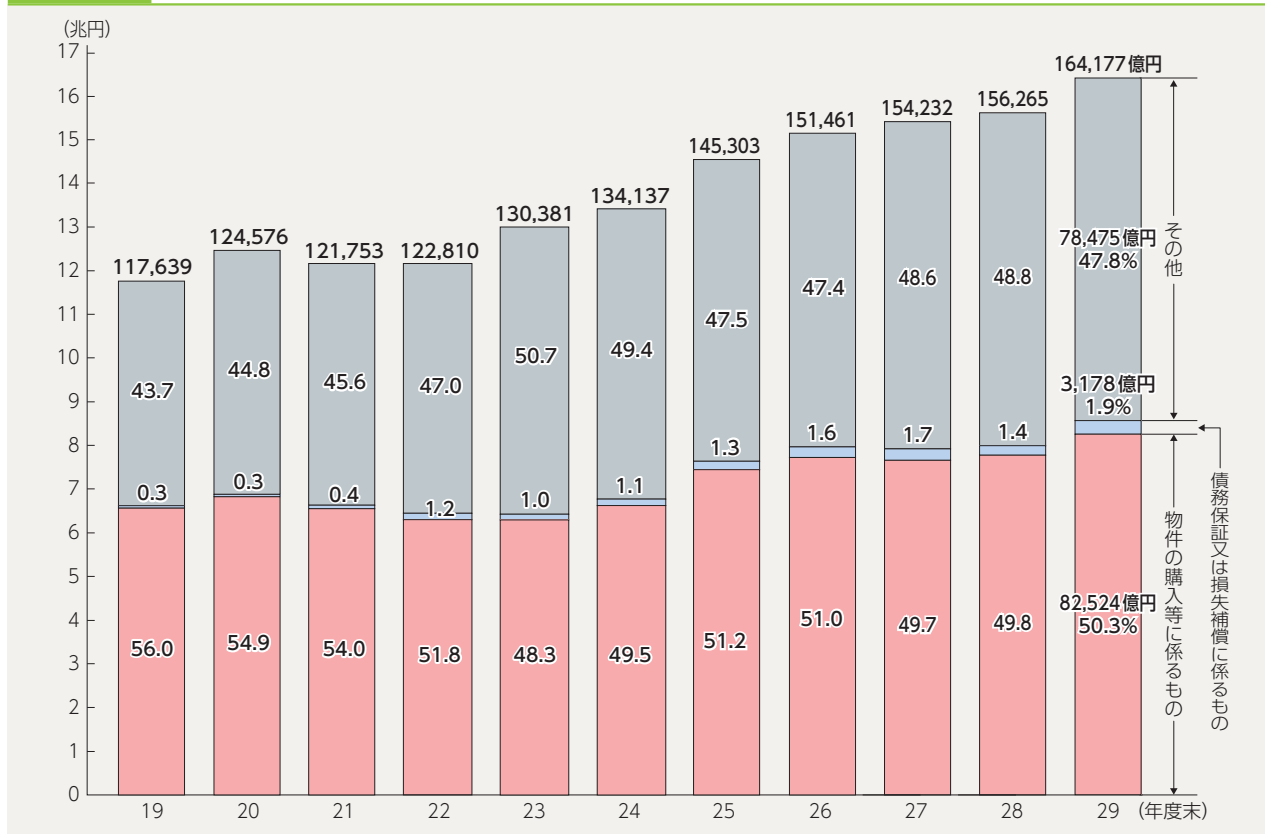
この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとの大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成29年度末では16兆4,177億円で、前年度末と比べると5.1%増となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆8,869億円、市町村においては10兆5,308億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.2%増、6.7%増となっている。

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移



ウ 積立金現在高 [資料編：第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

平成29年度末における積立金現在高は23兆7,521億円で、前年度末と比べると0.5%増となっている。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は、前年度末と比べると1.6%減となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金（満期一括償還地方債に係るものを除く。）は、前年度末と比べると2.9%減となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は、前年度末と比べると2.4%増となっている。

積立金現在高を団体種類別にみると、都道府県においては7兆9,670億円で、市町村においては15兆7,851億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.1%減、0.9%増となっている。

第13表 積立金現在高の状況

区 分	平成29年度末			平成28年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
財政調整基金	16,038 (20.1)	58,599 (37.1)	74,636 (31.4)	15,599 (19.6)	60,254 (38.5)	75,852 (32.1)	2.8	△2.7	△1.6
減債基金	10,582 (13.3)	14,178 (9.0)	24,760 (10.4)	11,343 (14.2)	14,144 (9.0)	25,487 (10.8)	△6.7	0.2	△2.9
その他特定目的基金	53,051 (66.6)	85,074 (53.9)	138,125 (58.2)	52,807 (66.2)	82,111 (52.5)	134,918 (57.1)	0.5	3.6	2.4
合 計	79,670 (100.0)	157,851 (100.0)	237,521 (100.0)	79,749 (100.0)	156,509 (100.0)	236,257 (100.0)	△0.1	0.9	0.5

(注) 1 () 内の数値は、構成比である。

2 積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない(第23図において同じ)。

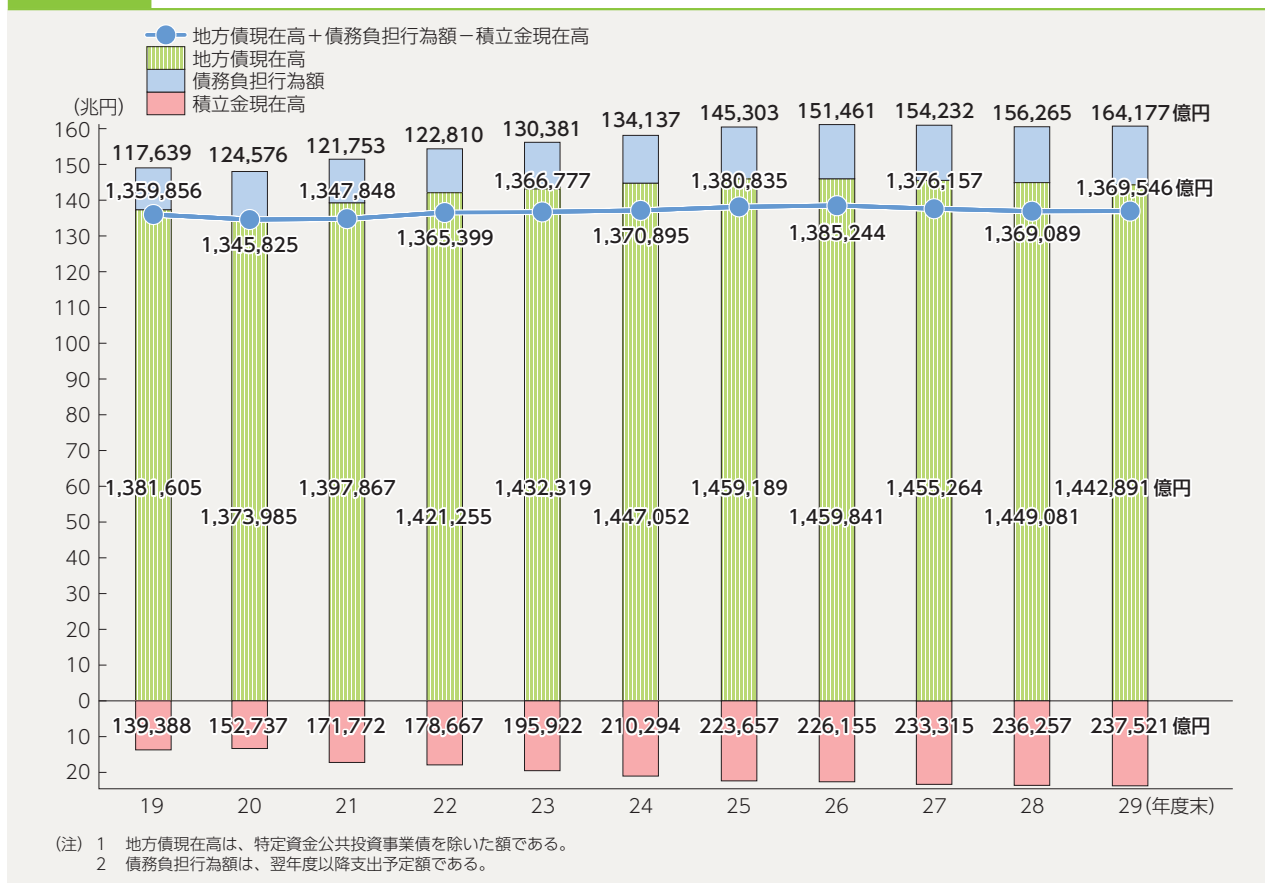
Ⅱ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成29年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は136兆9,546億円で、前年度末と比べると0.0%増となっている。

団体種類別にみると、都道府県においては85兆8,899億円、市町村においては51兆648億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.6%減、1.1%増となっている。

第23図 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移



Ⅲ 普通会計が負担すべき借入金残高

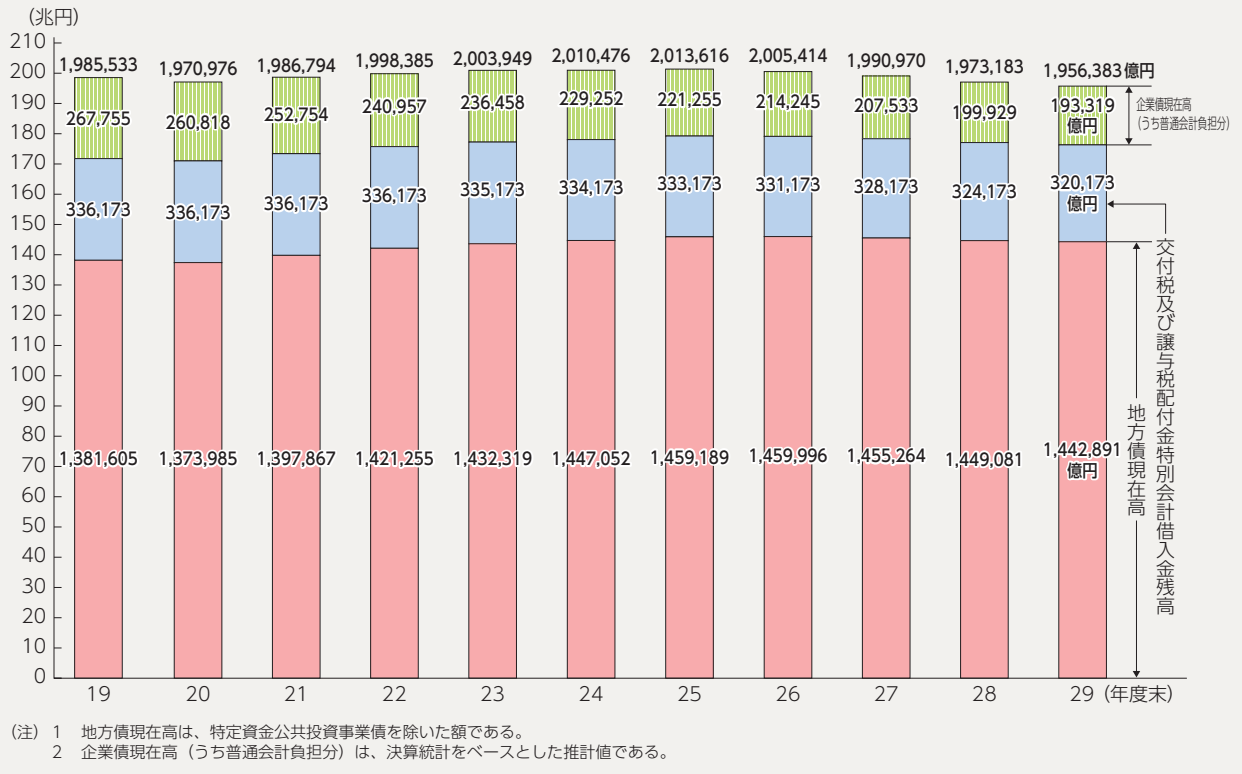
普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税特別会計借入金及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、平成29年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は195兆6,383億円で、前年度末と比べると0.9%減となっている。

また、その内訳は、地方債現在高が144兆2,891億円、交付税特別会計借入金残高が32兆173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが19兆3,319億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.4%減、1.2%減、3.3%減となっている。

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



(7) 決算の背景

ア 平成29年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成28年12月20日に閣議了解、29年1月20日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりであった。

a 平成28年度の経済動向

平成28年度の我が国経済をみると、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定。以下「経済対策」という。)を取りまとめた。雇用・所得環境の改善が続く中、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、これまでの原油価格の下落の影響等により前年比で伸びが低下している。

この結果、平成28年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率は1.3%程度、名目国内総生産(名目GDP)成長率は1.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は0.0%程度になると見込まれる。

b 平成29年度の経済見通し

平成29年度の我が国経済は、経済対策など、「平成29年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成29年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

c 平成29年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目GDP600兆円経済の実現と平成32年度（2020年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

経済対策の円滑かつ着実な実施により、内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげていく。

一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を実施する。「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。また、未来への投資の拡大に向けた成長戦略を推進するため、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）を着実に実施する。「希望出生率1.8」及び「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

財政健全化については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定。以下「基本方針2015」という。）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。平成29年度は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

(イ) 国の予算

政府は、「平成29年度予算編成の基本方針」（平成28年11月29日閣議決定）及び「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成28年12月22日、平成29年度予算政府案を閣議決定した。

平成29年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

a 基本的考え方

(a) 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。

(b) これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。

(c) 他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。

(d) 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と平成32年度（2020年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

(e) 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環

をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

(f) 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

(g) 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。）に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

b 予算の編成についての考え方

(a) 平成29年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

(b) 一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。

(c) 平成29年度予算は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

(d) 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

平成29年度予算は、以上のような方針により編成され、平成29年1月20日に国会に提出され、3月27日に成立した。

平成29年度の一般会計予算の規模は97兆4,547億円で、前年度当初予算と比べると7,329億円増加(0.8%増)となっており、PB対象経費は73兆9,262億円で、前年度当初予算と比べると8,165億円増加(1.1%増)となった。なお、公債の発行予定額は34兆3,698億円で、前年度当初発行予定額と比べると622億円減少(0.2%減)となっており、公債依存度は35.3%となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は2兆6,896億円となった。歳入については、復興特別所得税3,764億円、一般会計からの繰入5,710億円、復興公債金1兆5,145億円等となっている。歳出については、復興関係公共事業等6,978億円、原子力災害復興関係経費8,298億円、復興加速化・福島再生予備費4,500億円等となっている。

なお、財政投融资計画の規模は15兆1,282億円で、前年度計画額と比べると1兆6,471億円増加

(12.2%増)となった。

イ 地方財政計画

平成29年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成28年5月13日に「地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見」及び12月14日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見」(附属資料参照)が述べられた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成29年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア) 通常収支分

a 地方税制については、平成29年度地方税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。

b 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

(a) 「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項に基づく制度改正として、平成29年度から平成31年度までの間は、平成28年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(b) 交付税特別会計の借入金については、平成29年度から平成31年度までは各年度4,000億円を償還、平成32年度から平成36年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、平成37年度から平成64年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

(c) これらに基づき、平成29年度の財源不足見込額6兆9,710億円については、次により補填する。

〈1〉地方交付税については、国の一般会計加算により1兆2,958億円(うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額3,807億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める平成29年度における「乖離是正分加算額」2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額6,651億円)増額する。

また、交付税特別会計借入金の償還5,000億円のうち1,000億円を後年度へ繰り延べ、交付税特別会計剰余金3,400億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号)附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

〈2〉地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を4兆452億円発行する。

〈3〉建設地方債(財源対策債)を7,900億円増発する。

- (d) 上記の結果、平成29年度の地方交付税については、16兆3,298億円（前年度比3,705億円、2.2%減）を確保する。
- c 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11兆6,257億円（普通会計分9兆1,907億円、公営企業会計等分2兆4,350億円）とする。
- d 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、一億総活躍社会の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- (a) 一億総活躍社会の実現に向け、保育士や介護人材等の処遇改善等の措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- (b) 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）計上する。
- (c) 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成27年度及び平成28年度に計上した「公共施設等最適化事業費」を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として3,500億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し3.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- (d) 「重点課題対応分」については、引き続き2,500億円（前年度同額）計上する。
- (e) 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- (f) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (g) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- (h) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

- a 復旧・復興事業
- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,503億円を確保する。また、一般財源充当分として77億円を計上する。
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、188億円（普通会計分161億円、公営企業会計等分27億円）とする。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、投

資単独事業等の地方単独事業費並びに「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆2,842億円を計上する。

b 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度～平成35年度)による地方税の収入見込額として720億円を計上するとともに、一般財源充当分として225億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成29年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は86兆6,198億円で、前年度と比べると8,605億円増加(1.0%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆2,842億円で、前年度と比べると4,957億円減少(27.8%減)、全国防災事業が946億円で、前年度と比べると364億円減少(27.8%減)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は39兆663億円で、前年度と比べると3,641億円増加(0.9%増)(道府県税0.4%減、市町村税2.1%増)、地方譲与税は2兆5,364億円で、前年度と比べると1,042億円増加(4.3%増)、地方特例交付金は1,328億円で、前年度と比べると95億円増加(7.7%増)、地方交付税は16兆3,298億円で、前年度と比べると3,705億円減少(2.2%減)、国庫支出金は13兆5,386億円で、前年度と比べると3,202億円増加(2.4%増)、地方債(普通会計分)は9兆1,907億円で、前年度と比べると3,300億円増加(3.7%増)となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,209億円で、前年度と比べると65億円減少(0.0%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、2,900人の純減としている。一般行政経費は36兆5,590億円で、前年度と比べると7,659億円増加(2.1%増)となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆213億円で、前年度と比べると161億円減少(0.1%減)となった。公債費は12兆5,902億円で、前年度と比べると2,149億円減少(1.7%減)、投資的経費は11兆3,570億円で、前年度と比べると1,524億円増加(1.4%増)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆6,297億円で、前年度と比べると1,956億円増加(3.6%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,503億円で、前年度と比べると299億円減少(6.2%減)、国庫支出金は8,059億円で、前年度と比べると4,469億円減少(35.7%減)などとなった。歳出では、一般行政経費は4,200億円で、前年度と比べると1,264億円減少(23.1%減)、投資的経費は8,341億円で、前年度と比べると3,683億円減少(30.6%減)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では、地方税は720億円(前年度同額)などとなった。歳出では、公債費は946億円で、前年度と比べると364億円減少(27.8%減)となった。

また、平成29年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆6,257億円(普通会計分9兆1,907億円、公営企業会計等分2兆4,350億円)で、前年度と比べると4,175億円増加(3.7%増)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が188億円(普通会計分161億円、公営企業会計等分27億円)で、前年度と比べると192億円減少(50.5%減)となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成29年度補正予算(第1号)

平成29年度補正予算(第1号)は、平成29年12月22日に閣議決定、平成30年1月22日に第196回国会に提出され、2月1日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、生産性革命・人づくり革命4,822億円、災害復旧等・防災・減災事業1兆2,567億円、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策3,465億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆2,416億円の修正減少額等が計上された。また、歳入面で、公債金(建設公債)1兆1,848億円、税外収入956億円、前年度剰余金受入3,743億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成29年度当初予算に対し、1兆6,548億円増加し、99兆1,095億円となった。

(イ) 平成29年度補正予算(第1号)に係る財政措置等

a 通常収支分

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

(a) この補正予算により平成29年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額等については、原則として、その100%まで地方債を充当できるとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

〈a〉 災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

(i) 熊本地震による災害に係る事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

(ii) 上記(i)以外の事業

災害対策債の後年度における元利償還金については、その57%を特別交付税により措置する。

(iii) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(iv) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

〈b〉 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

〈c〉 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

(b) この補正予算により平成29年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応する。

b 東日本大震災分

この補正予算においては、地方負担の追加は生じない。

(ウ) 地方公務員の給与改定

平成29年の国家公務員の給与改定については、国の給与関係法の公布及び施行(平成29年12月15日)に伴い、その取扱いが決定されるとともに、国家公務員の退職手当の引下げについては、国の退職手当関係法の公布(平成29年12月15日)及び施行(平成30年1月1日)に伴い、その取扱いが決定されたが、それらについて適切に対応するよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて(平成29年11月17日付け総務副大臣通知)」で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとした。

3 地方財源の状況

平成29年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

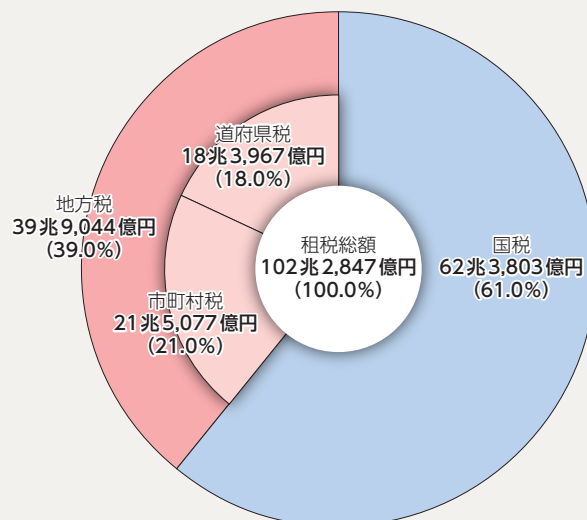
(1) 租税収入及び租税負担率 [資料編：第17表～第19表]

国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は102兆2,847億円で、前年度と比べると4.0%増（前年度0.7%減）となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成29年度においては前年度と比べると0.2ポイント上昇の25.3%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ25.0%（2015暦年計数）、イギリス36.1%（同）、ドイツ31.1%（同）、フランス40.5%（同）となっている。

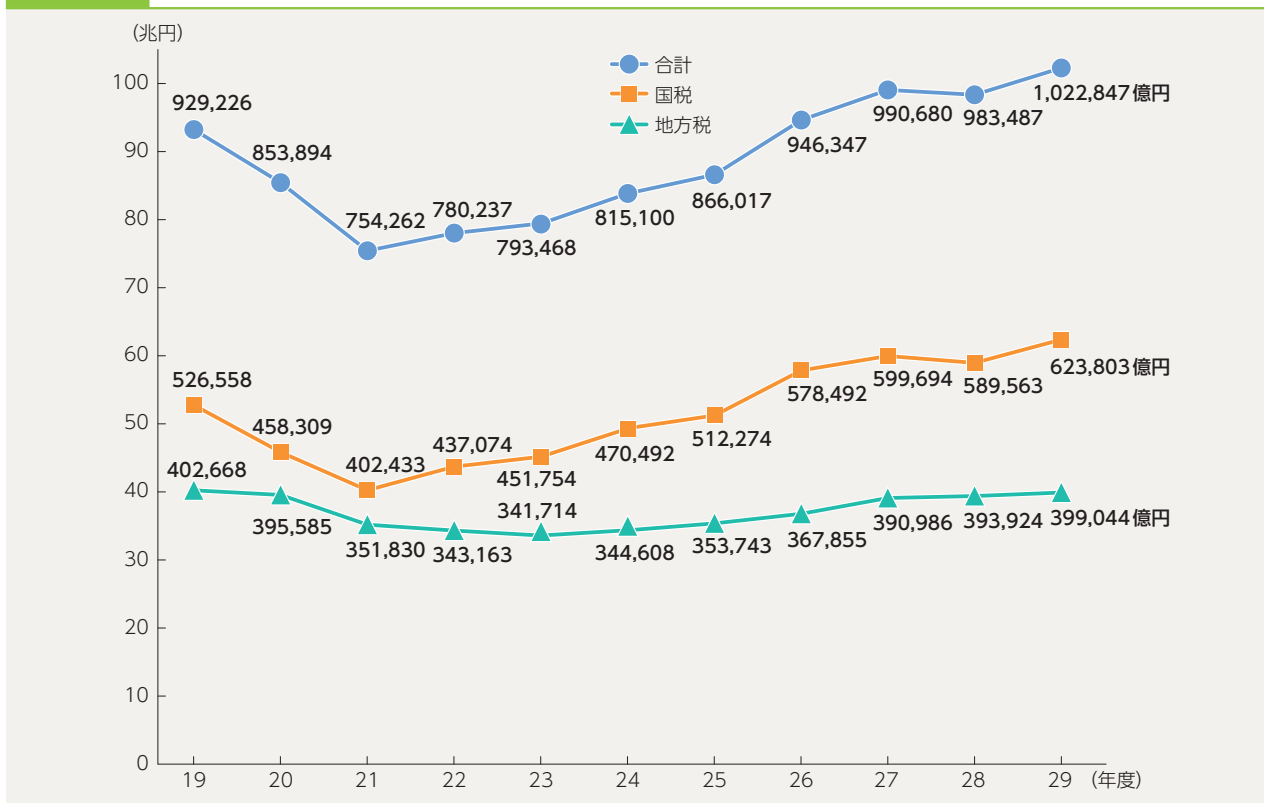
次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税62兆3,803億円（対前年比5.8%増）、地方税39兆9,044億円（同1.3%増）となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、**第25図**のとおりであり、国税61.0%（前年度59.9%）、地方税39.0%（同40.1%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国42.1%（同39.9%）、地方57.9%（同60.1%）となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第26図**のとおりである。

第25図 国税と地方税の状況



(注) 東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。

第26図 国税と地方税の推移



(2) 地方歳入

ア 地方税

地方税の決算額は39兆9,044億円で、前年度と比べると1.3%増（前年度0.8%増）となっている。

地方税収入額の62.1%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、第14表のとおりである。

住民税は、個人分が12兆7,872億円（対前年度比2.6%増）、法人分が2兆9,865億円（同0.8%増）、利子割が593億円（同33.3%増）、全体では15兆8,330億円（同2.4%増）となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が3兆9,914億円（対前年度比1.8%減）となったこと等により、全体として4兆1,939億円（同1.6%減）となっている。地方消費税は4兆7,353億円で、前年度と比べると0.7%増となっている。なお、法人関係二税（法人住民税及び法人事業税）は6兆9,779億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度（39.3%）と比べると0.4ポイント上昇の39.7%、事業税の構成比は前年度（10.8%）と比べると0.3ポイント低下の10.5%、地方消費税の構成比は前年度（11.9%）と同率の11.9%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（17.8%）と比べると0.3ポイント低下の17.5%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県においては20兆5,428億円で、前年度と比べると1.4%増（前年度0.5%増）となっており、市町村においては19兆3,616億円で、前年度と比べると1.2%増（同1.0%増）となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が40.4%（前年度39.2%）、市町村が32.4%（同32.8%）となっており、全国平均（39.4%）より低い団体数は、全体の82.6%を占める1,476団体となっている。

地方税収（超過課税及び法定外税等を除いたもの。また、地方消費税清算前の税収を、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値。）について、全国平均を100として、都道府県別に人口1人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税計については、東京都が163.4で最も大きく、次いで愛知県が117.8となっている。一方、沖縄県が68.6で最も小さく、次いで長崎県の

第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区 分	収 入 額		増 減 率	
	平成29年度	平成28年度	29年度	28年度
	億円	億円	%	%
住 民 税	158,330	154,650	2.4	△ 1.2
個 人 分	127,872	124,586	2.6	0.5
法 人 分	29,865	29,619	0.8	△ 6.5
利 子 割	593	445	33.3	△ 53.4
事 業 税	41,939	42,613	△ 1.6	15.1
個 人 分	2,025	1,980	2.3	2.1
法 人 分	39,914	40,633	△ 1.8	15.8
地 方 消 費 税	47,353	47,028	0.7	△ 5.5
地 方 税 合 計	399,044	393,924	1.3	0.8

(注) 住民税（個人分）は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

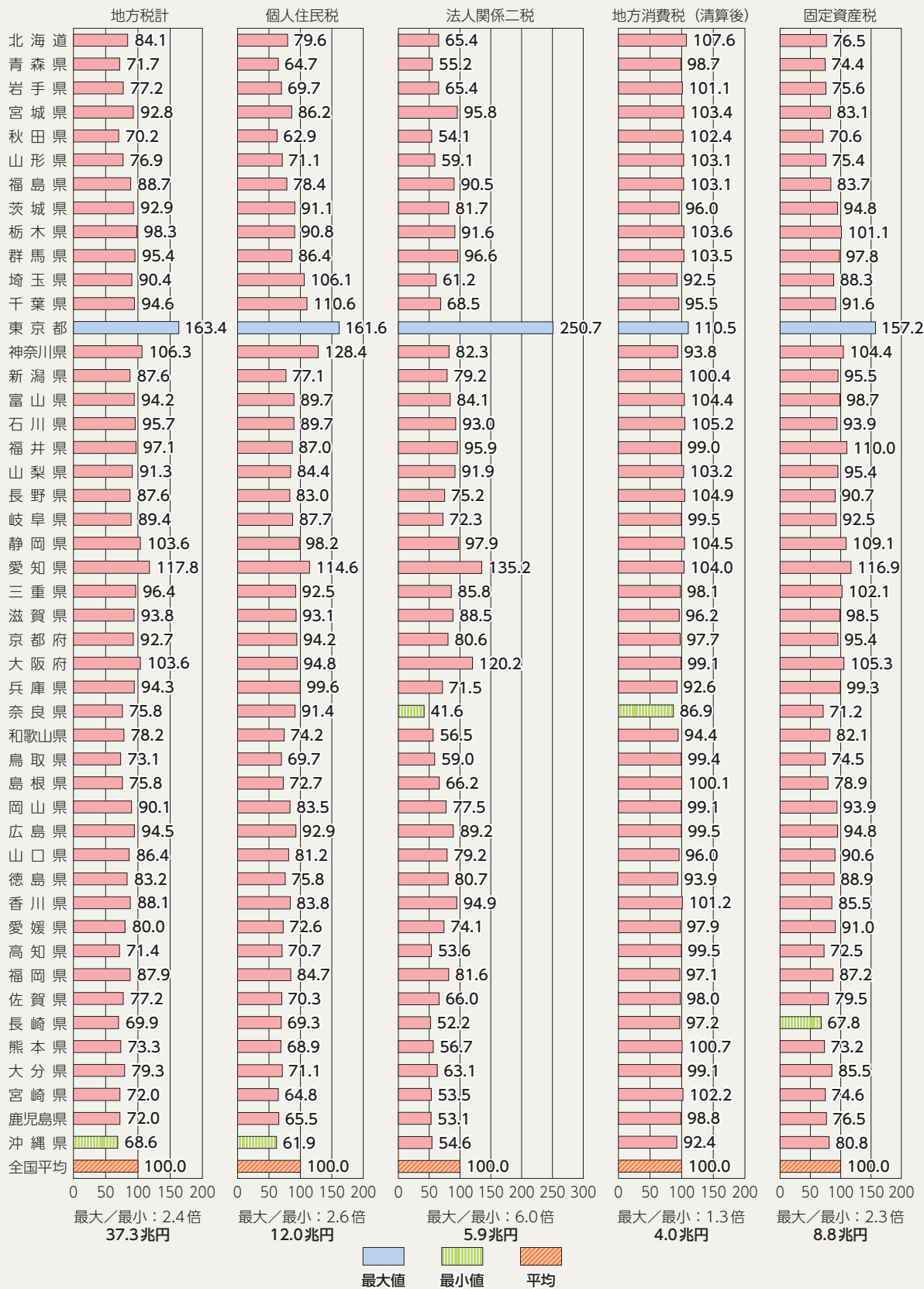
69.9となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約2.4倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、個人住民税については、最も大きい東京都が161.6、最も小さい沖縄県が61.9で、約2.6倍の格差となっている。法人関係二税については、東京都が250.7で最も大きく、次いで愛知県が135.2となっている。一方、奈良県が41.6で最も小さく、次いで長崎県の52.2となっている。東京都と奈良県を比較すると、約6.0倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が110.5、最も小さい奈良県が86.9で、約1.3倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が157.2、最も小さい長崎県が67.8で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

第27図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成25～29年度決算(5年平均))



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 ※地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。
 (注) 1 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 3 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。
 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 5 人口は、平成26～30年1月1日現在の住民基本台帳人口の平均による。

(ア) 道府県税の収入状況 [資料編：第12表]

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額をいう。以下同じ。）の収入額は18兆3,967億円で、前年度と比べると1.6%増（前年度0.5%増）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、**第28図**のとおりであり、道府県民税が6兆1,381億円で道府県税総額の33.4%（前年度32.5%）と最も大きな割合を占め、事業税が4兆1,939億円で22.8%（同23.5%）となっており、これら二税で道府県税総額の56.2%（同56.0%）を占めている。

また、法人関係二税（道府県民税の法人分及び法人事業税）は4兆7,538億円で、道府県税総額に占める割合は25.8%（前年度26.6%）となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税（18兆3,860億円）は1.6%増（前年度0.5%増）となっている。

普通税のうち、道府県民税については、個人分（5兆3,164億円）が4.4%増（前年度1.5%減）、法人分（7,624億円）が1.2%増（同10.7%減）、利子割（593億円）が33.4%増（同53.4%減）となっており、道府県民税全体では4.2%増（同3.6%減）となっている。

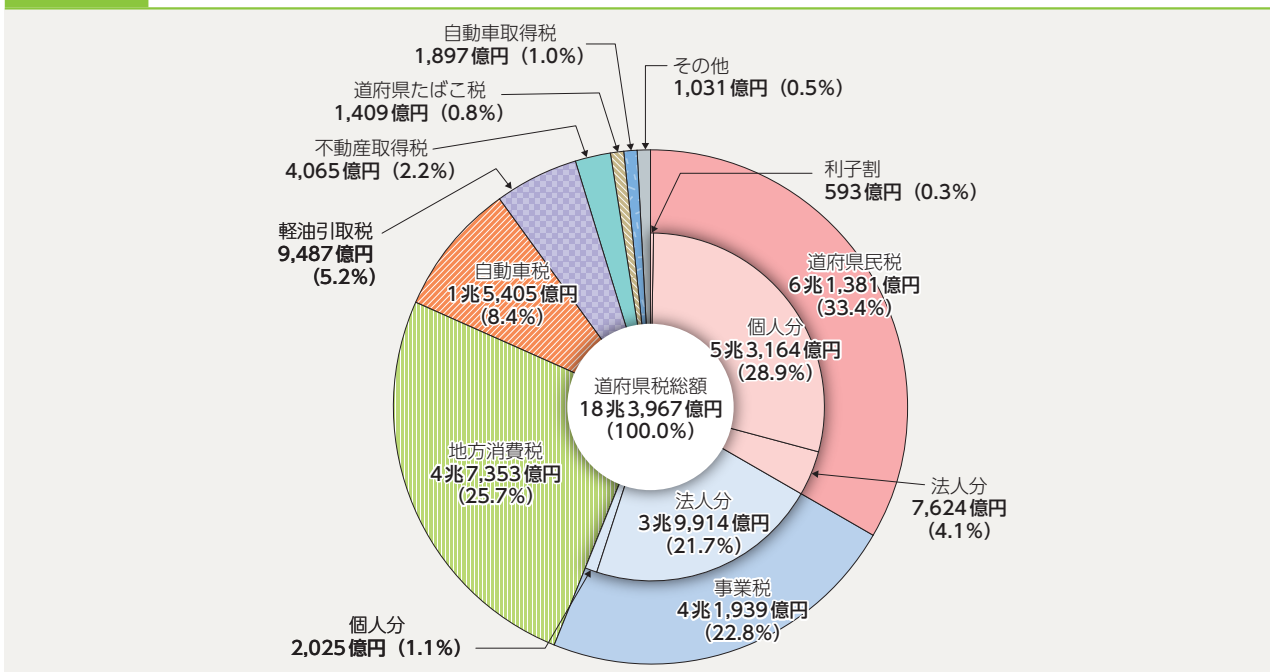
また、事業税については、全体の95.2%を占める法人分（3兆9,914億円）が1.8%減（前年度15.8%増）となったこと等から、事業税全体（4兆1,939億円）では1.6%減（同15.1%増）となっている。

なお、地方消費税（4兆7,353億円）は0.7%増（前年度5.5%減）、自動車税（1兆5,405億円）は0.4%増（同0.5%減）、不動産取得税（4,065億円）は2.5%増（同5.3%増）となっている。

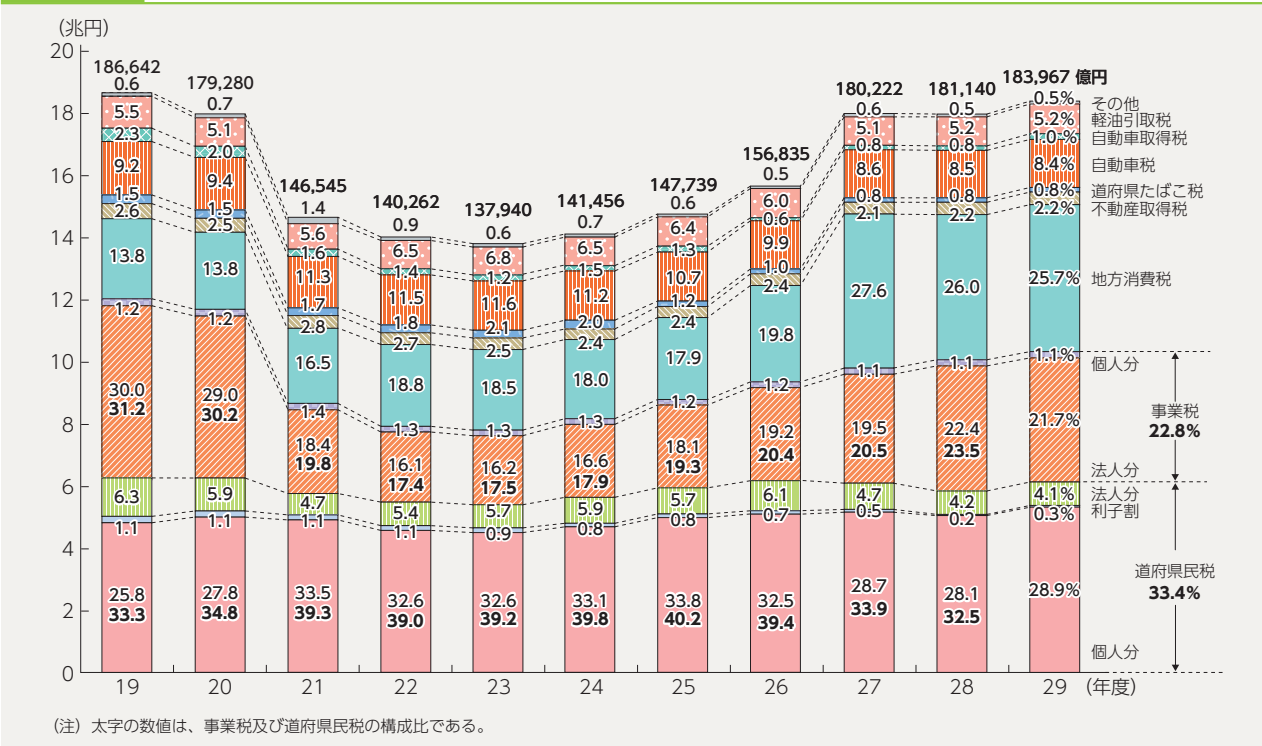
特定の費用に充てるために課される税である目的税（106億円）は7.8%増（前年度0.6%減）となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、**第29図**のとおりである。

第28図 道府県税収入額の状況



第29図 道府県税収入額の推移



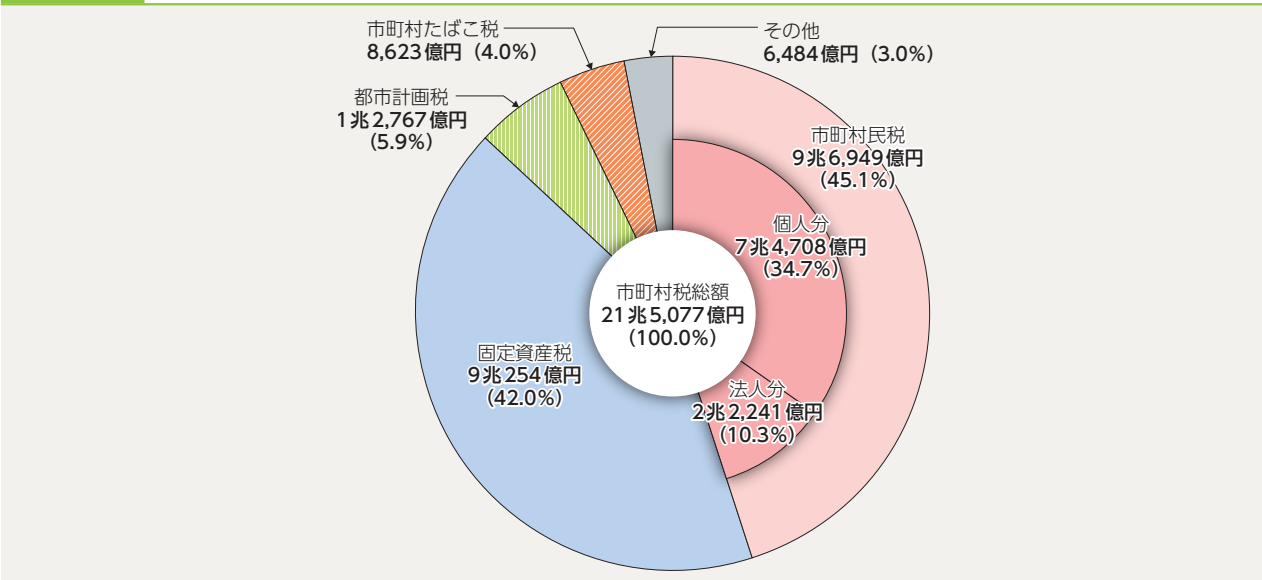
3 地方財源の状況

(イ) 市町村税の収入状況 [資料編：第12表]

市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。以下同じ。）の収入額は21兆5,077億円で、前年度と比べると1.1%増（前年度1.0%増）となっている。

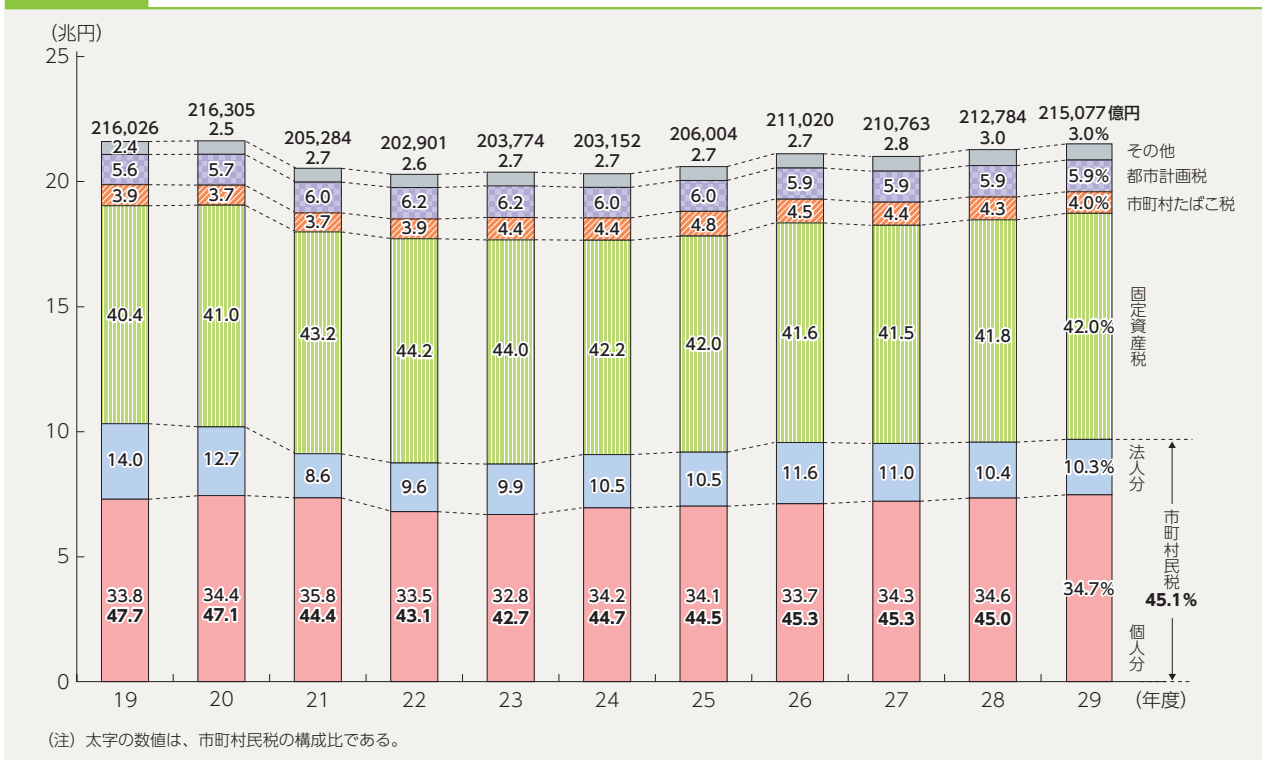
市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が9兆6,949億円で市町村税総額の45.1%（前年度45.0%）と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が9兆254億円で42.0%（同41.8%）となっており、これら二税で市町村税総額の87.1%（同86.8%）を占めている。

第30図 市町村税収入額の状況



各税目の収入額を前年度と比べると、普通税（19兆8,354億円）は1.1%増（前年度0.9%増）となっている。

第31図 市町村税収入額の推移



普通税のうち、市町村民税については、個人分（7兆4,708億円）が1.4%増（前年度2.0%増）、法人分（2兆2,241億円）が0.7%増（同5.0%減）となっており、市町村民税全体（9兆6,949億円）では1.3%増（同0.3%増）となっている。また、固定資産税（9兆254億円）は1.5%増（同1.6%増）となっている。

目的税（1兆6,723億円）は1.3%増（前年度1.3%増）となっている。

目的税のうち、都市計画税（1兆2,767億円）は1.2%増（前年度1.4%増）となり、事業所税（3,712億円）は1.4%増（同1.3%増）となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

(ウ) 法定外普通税 [資料編：第13表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は448億円で、前年度と比べると7.6%増（前年度0.3%増）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては429億円で、前年度と比べると7.5%増（前年度0.6%増）、市町村においては19億円で、前年度と比べると8.7%増（同5.0%減）となっている。

(エ) 法定外目的税 [資料編：第14表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は114億円で、前年度と比べると13.3%増（前年度1.0%減）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては97億円で、前年度と比べると9.0%増（前年度0.1%減）、市町村においては17億円で、前年度と比べると46.5%増（同7.5%減）となっている。

(オ) 超過課税 [資料編：第15表]

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は6,310億円で、前年度と比べると3.1%減（前年度7.1%増）となっている。その内訳をみると、道府県税が2,883億円で、前年度と比べると8.5%減（前年度9.9%増）、市町村税が3,428億円で、前年度と比べると1.9%増（同4.7%増）となっている。

イ 地方譲与税 [資料編：第20表]

地方譲与税には、市町村に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、地方法人特別税の税収の全額が都道府県に譲与される地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆4,052億円で、前年度と比べると2.8%増（前年度12.7%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.4%（前年度2.3%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が2,660億円（対前年度比0.1%増）、地方揮発油譲与税が2,584億円（同1.0%減）、石油ガス譲与税が84億円（同5.4%減）、航空機燃料譲与税が149億円（同1.5%増）、特別とん譲与税が124億円（同0.0%増）、地方法人特別譲与税が1兆8,452億円（同3.8%増）となっている。

ウ 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するために交付される減収補填特例交付金である。

地方特例交付金の決算額は1,328億円で、前年度と比べると7.7%増（前年度3.7%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は0.1%（前年度0.1%）となっている。

エ 地方交付税 [資料編：第21表、第129表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

地方交付税の決算額は16兆7,680億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度0.9%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は16.5%（前年度17.0%）となっている。

地方交付税の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては8兆6,593億円で、前年度と比べると4.3%減（前年度2.3%増）、市町村においては8兆1,087億円で、前年度と比べると1.0%減（同4.2%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては51.6%（同52.5%）、市町村においては48.4%（同47.5%）となっている。

平成29年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べて3,705億円減（2.2%減）の16兆3,298億円とされた。その算定基礎は、

- (ア) 国税四税（国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成29年度においては、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ33.1%に相当する額、酒税の収入見込額の50%に相当する額並びに消費税の収入見込額の22.3%に相当する額）14兆5,195億円から平成27年度国税決算精算額1,455億円を減額した額から、平成20、21及び28年度に係る精算額のうち29年度に精算すべき額2,355億円を減額した国税四税の法定率分1兆1,385億円に、
 - (イ) 「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第3号）による改正前の地方交付税法附則第4条の2第2項の規定により加算することとされていた額3,807億円、
 - (ウ) 附則第4条柱額による決算乖離是正加算額2,500億円、
 - (エ) 臨時財政対策特例加算6,651億円
- を加算した額である15兆4,343億円に
- (オ) 地方法人税の収入見込額6,439億円から平成27年度国税決算精算額64億円を減額した6,375億円、
 - (カ) 交付税特別会計における剰余金3,400億円、
 - (キ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円

を加算した上で、

(ク) 交付税特別会計における借入金償還額4,000億円及び利子充当額820億円を控除した16兆3,298億円である。

さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税が4,382億円交付された。これらの結果、平成29年度の地方交付税の総額は16兆7,680億円となり、その内訳は普通交付税15兆3,501億円、特別交付税9,797億円、震災復興特別交付税4,382億円となっている。

なお、基準財政需要額は45兆5,581億円（財源不足団体分41兆1,668億円、財源超過団体分4兆3,913億円）、基準財政収入額は31兆5,079億円（財源不足団体分25兆7,843億円、財源超過団体分5兆7,236億円）で、財源不足額は15兆3,825億円となっている。

普通交付税の交付状況を見ると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。他方、市町村では前年度（76団体）より1団体減少し、75団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成29年度の交付状況を見ると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,718団体に、それぞれ交付されており、震災復興特別交付税は、東日本大震災の被災地方公共団体等に交付されている。

オ 一般財源 [資料編：第22表～第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額（これらに加え、都道府県については、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村については、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は59兆2,104億円で、前年度と比べると0.2%増（前年度0.3%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は58.4%（前年度58.2%）となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,003団体（前年度1,017団体）で、全体の56.8%に及んでいる。

カ 国庫支出金 [資料編：第25表]

国庫支出金の決算額は15兆5,204億円で、前年度と比べると1.1%減（前年度2.7%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は15.3%（前年度15.5%）となっている。

国庫支出金の内訳をみると、生活保護費負担金が2兆8,071億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の18.1%）を占め、以下、普通建設事業費支出金が1兆7,173億円（同11.1%）、社会資本整備総合交付金が1兆7,036億円（同11.0%）、児童手当等交付金が1兆3,605億円（同8.8%）、障害者自立支援給付費等負担金が1兆2,650億円（同8.2%）、となっており、これらの合計で国庫支出金総額の57.0%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては義務教育費負担金1兆2,631億円（国庫支出金総額の20.8%）、普通建設事業費支出金1兆848億円（同17.9%）の順となっている。一方、市町村においては生活保護費負担金2兆6,667億円（同28.2%）、児童手当等交付金1兆3,605億円（同14.4%）、障害者自立支援給付費等負担金1兆1,875億円（同12.6%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、生活保護費負担金が0.4%減（前年度0.1%増）、普通建設事業費支出金が12.1%増（同1.0%減）、社会資本整備総合交付金が1.4%増（同6.1%増）、児童手当等交付金が1.1%減（同1.5%減）、障害者自立支援給付費等負担金が5.8%増（同5.8%増）、義務教育費負担金が17.3%減（同0.0%増）等となっている。

キ 都道府県支出金 [資料編：第25表]

市町村が都道府県から交付を受ける都道府県支出金（都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付するものと、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものをいう。）の決算額は3兆9,901億円で、前年度と比べると0.9%増（前年度0.2%増）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが62.3%（前年度63.6%）、都道府県費のみのものが37.7%（同36.4%）となっている。

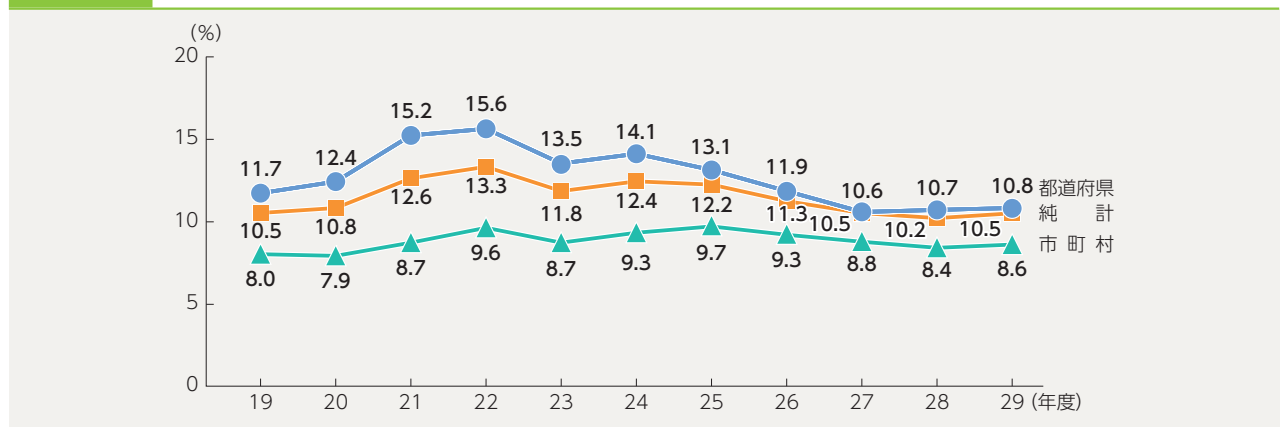
都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が5.9%増（前年度5.8%増）、普通建設事業費支出金が11.4%増（同10.8%減）、児童手当等交付金が1.4%減（同1.7%減）、児童保護費等負担金が18.3%増（同14.6%増）等となっており、また、都道府県費のみのもについては、普通建設事業費支出金が8.2%増（同6.5%増）、災害復旧事業費支出金が114.3%増（同9.4%増）となっている。

ク 地方債 [資料編：第26表]

地方債の決算額は10兆6,449億円で、臨時財政対策債が増加したこと等により前年度と比べると2.5%増（前年度2.8%減）となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は10.5%（前年度10.2%）となっている。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆5,166億円で、前年度と比べると0.2%減（前年度0.0%減）、市町村においては5兆1,520億円で、前年度と比べると5.4%増（同5.7%減）となっている。

第32図 地方債依存度の推移



ケ その他の収入

(ア) 使用料、手数料 [資料編：第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆2,401億円で、前年度と比べると0.4%減（前年度3.3%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.2%（前年度2.2%）となっている。

使用料の決算額は1兆6,604億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度4.5%増）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,509億円（対前年度比1.2%減）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が2,873億円（同1.1%減）、保育所使用料が1,818億円（同1.2%減）の順となっている。

また、手数料の決算額は5,797億円で、前年度と比べると0.3%増（前年度0.0%増）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが785億円（対前年度比0.5%減）、自治事務に係るものが5,012億円（同0.5%増）となっている。

(イ) 繰入金 [資料編：第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆5,324億円で、前年度と比べると0.2%増（前年度1.5%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は3.5%（前年度3.5%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の96.0%（前年度96.5%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆3,926億円で、前年度と比べると0.2%減（同0.9%増）となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,347億円で、前年度と比べると12.8%増（前年度22.4%増）となっている。

(ウ) その他 [資料編：第10表、第30表]

その他の収入の決算額は10兆1,751億円で、前年度と比べると3.2%減（前年度4.5%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は10.0%（前年度10.4%）となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が5兆4,531億円（対前年度比4.4%減）、繰越金が3兆980億円（同4.6%減）、分担金、負担金が5,867億円（同3.7%減）、財産収入が6,105億円（同0.4%増）、寄附金が4,269億円（同22.1%増）となっている。

4 地方経費の内容

歳出決算額について、支出の対象となる主な行政の目的に従って、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、教育と文化（教育費）、土木建設（土木費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生（衛生費）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1) 生活・福祉の充実

ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は25兆9,834億円で、前年度と比べると1.4%減となっている。

このうち通常収支分は25兆7,133億円で、児童福祉費の増加等により、前年度と比べると0.4%増となっており、東日本大震災分は2,701億円で、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると63.6%減となっている。

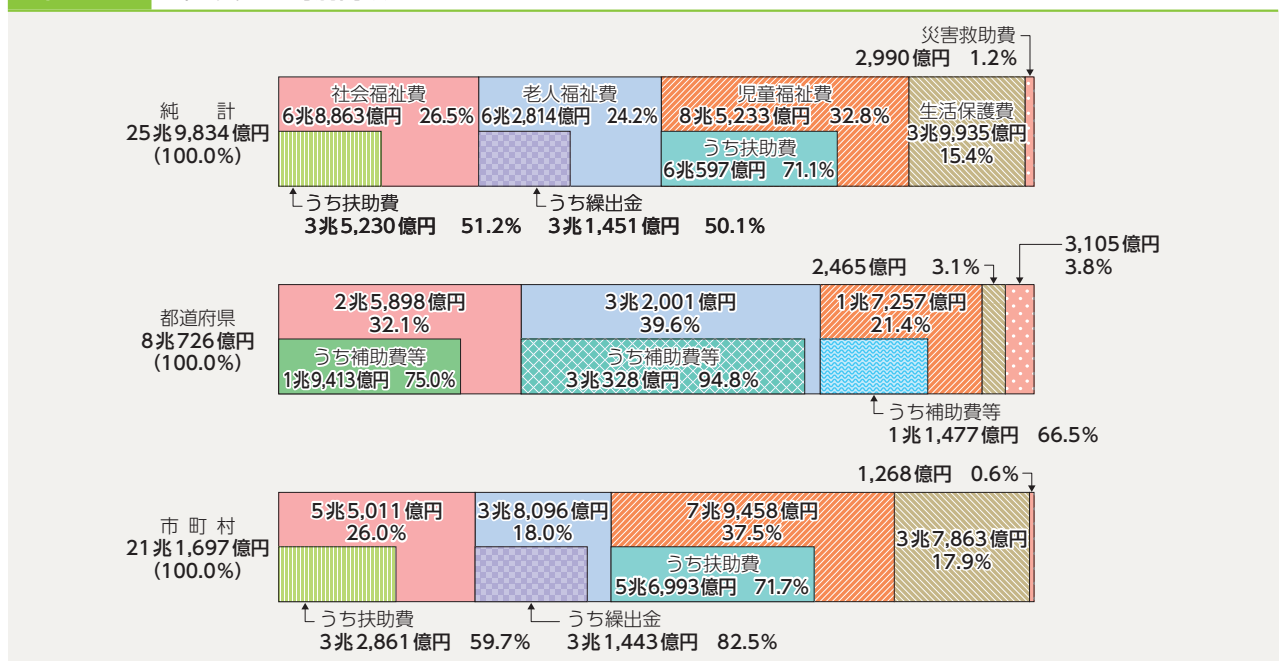
なお、民生費の歳出総額に占める割合は26.5%（都道府県16.3%、市町村36.5%）で、目的別歳出の中で、最も大きな割合となっている。

また、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県のその約2.62倍となっている。

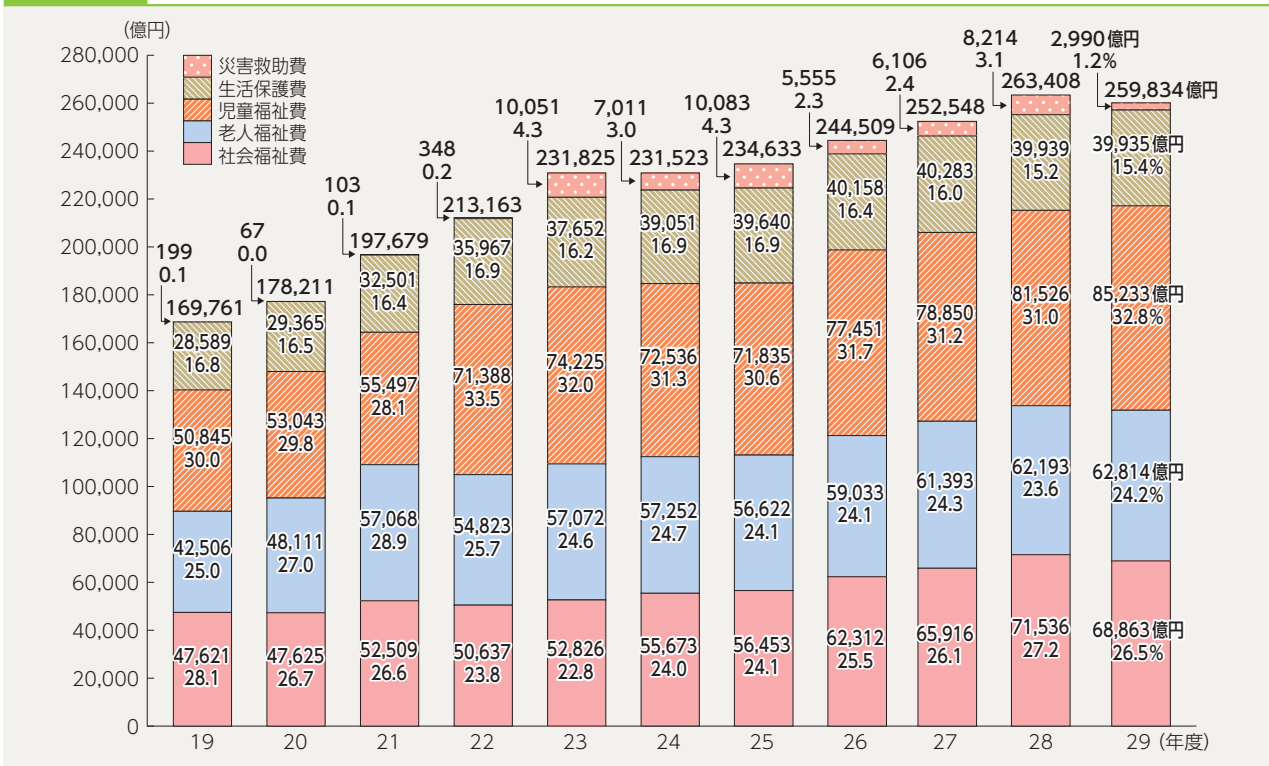
これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、**第33図**のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の32.8%）を占め、以下、障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同26.5%）、老人福祉費（同24.2%）、生活保護費（同15.4%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同

第33図 民生費の目的別内訳



第34図 民生費の目的別歳出の推移（その1 純計）



1.2%) の順となっている。

各費目について性質別にみると、最も大きな割合を占めているのは、児童福祉費、社会福祉費及び生活保護費においては扶助費（児童福祉費の71.1%、社会福祉費の51.2%、生活保護費の92.8%）、老人福祉費においては繰出金（老人福祉費の50.1%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が4.5%増、社会福祉費が3.7%減、老人福祉費が1.0%増、生活保護費が0.0%減、災害救助費が63.6%減となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、第34図のとおりである。

これらの各費目を10年前（平成19年度）と比べると、児童福祉費は1.7倍、社会福祉費は1.4倍、老人福祉費は1.5倍、生活保護費は1.4倍となっている。民生費総額は1.5倍となっているが、これを団体種類別にみると、都道府県においては、老人福祉費が1.6倍、社会福祉費が1.3倍となっている。これは、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への都道府県の負担金の増加等を背景に、老人福祉費や社会福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

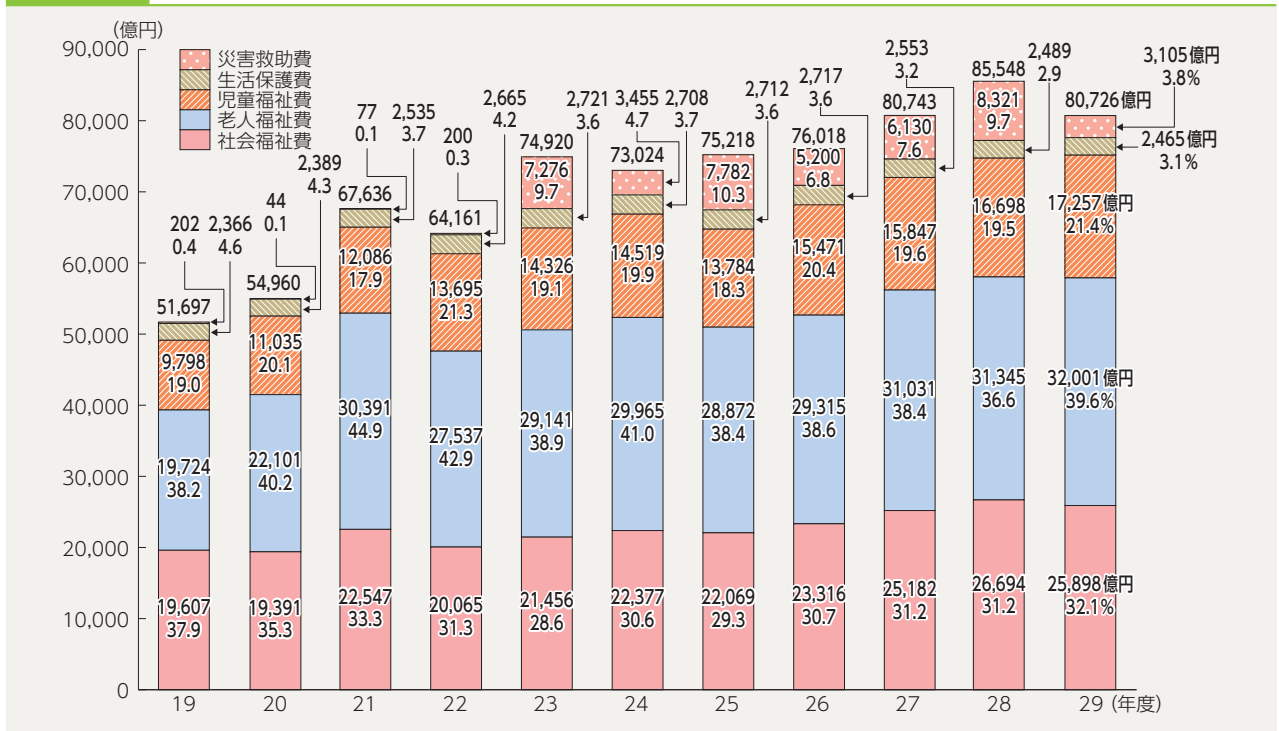
また、市町村においては、児童福祉費が1.7倍、社会福祉費が1.6倍、老人福祉費が1.4倍、生活保護費が1.4倍となっている。これは、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費に係る扶助費が、また後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景に、老人福祉費に係る繰出金等が、それぞれ増加していること等によるものである。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（39.6%）が最も大きく、以下、社会福祉費（32.1%）、児童福祉費（21.4%）、災害救助費（3.8%）、生活保護費（3.1%）の順となっており、市町村においては児童福祉費の構成比（37.5%）が最も大きく、以下、社会福祉費（26.0%）、老人福祉費（18.0%）、生活保護費（17.9%）、災害救助費（0.6%）の順となっている。

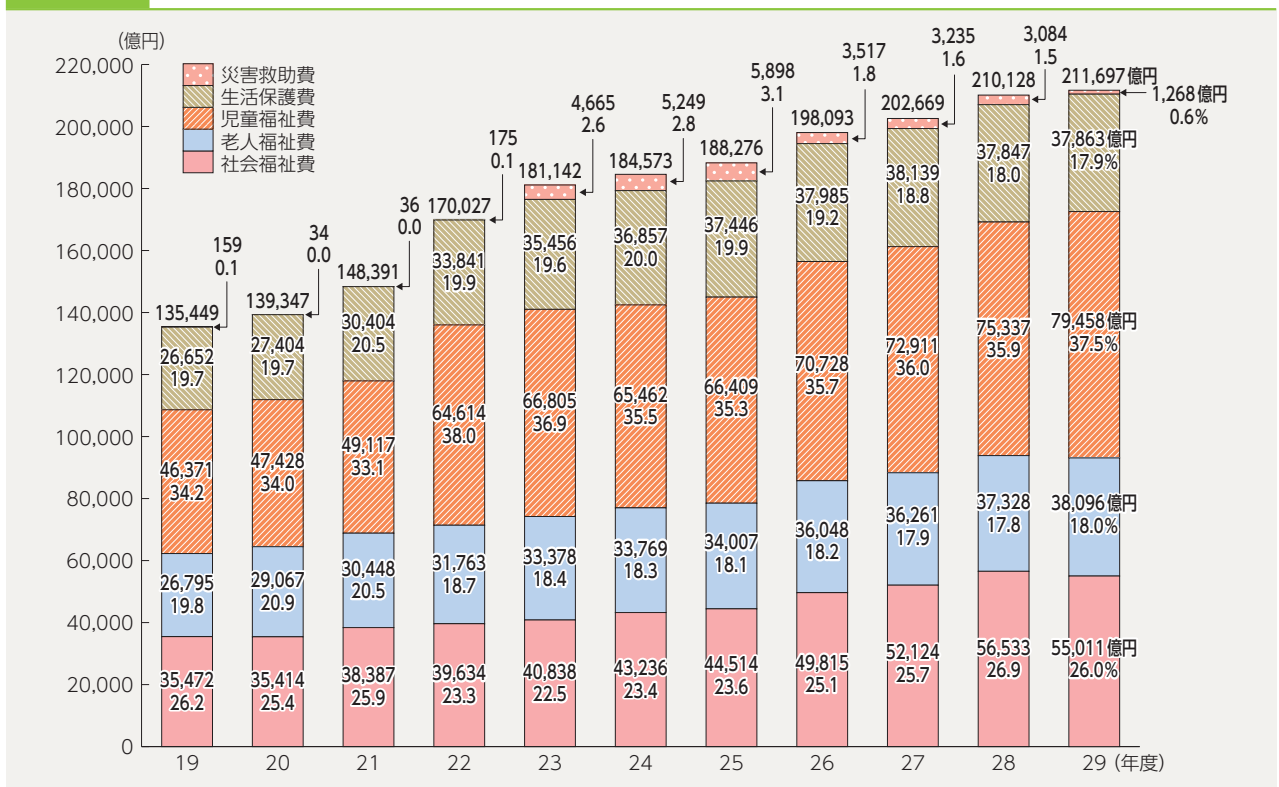
民生費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護に要する経費等の扶助費が最も大きな割合（民生費総額の52.0%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金（同17.0%）、補助費等（同15.0%）、人件費（同7.0%）、物件費（同4.4%）、普通建設事業費（同2.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が1.6%増、繰出金が0.1%減、補助費等が0.4%減、人件費が1.0%増、物件費が14.7%減、普通建設事業費が7.2%増となっている。

第34図 民生費の目的別歳出の推移（その2 都道府県）



第34図 民生費の目的別歳出の推移（その3 市町村）



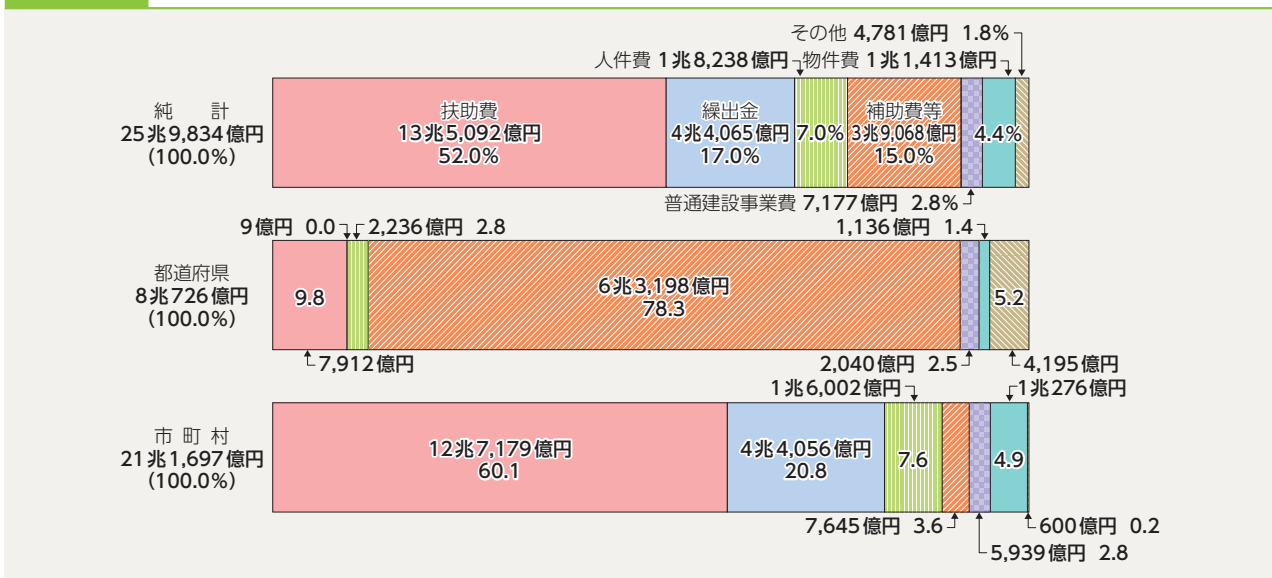
民生費の扶助費について、補助事業と単独事業の割合を示すと、第36図のとおりである。

都道府県においては1,455億円（民生費の扶助費総額の18.4%）、市町村においては1兆8,552億円（同14.6%）が単独事業分となっている。

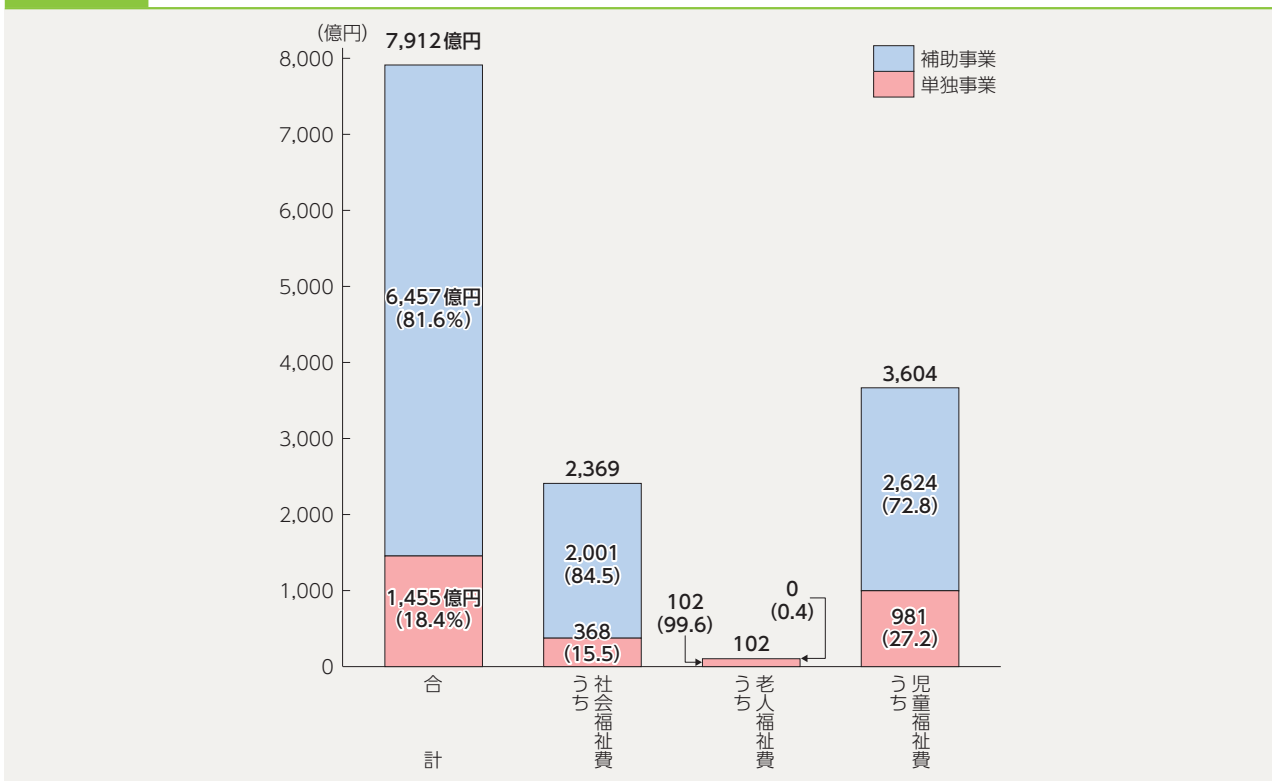
民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

昭和50年代においては一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独事業の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度までは一般財源等の割合が増加していた。平

第35図 民生費の性質別内訳



第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その1 都道府県）



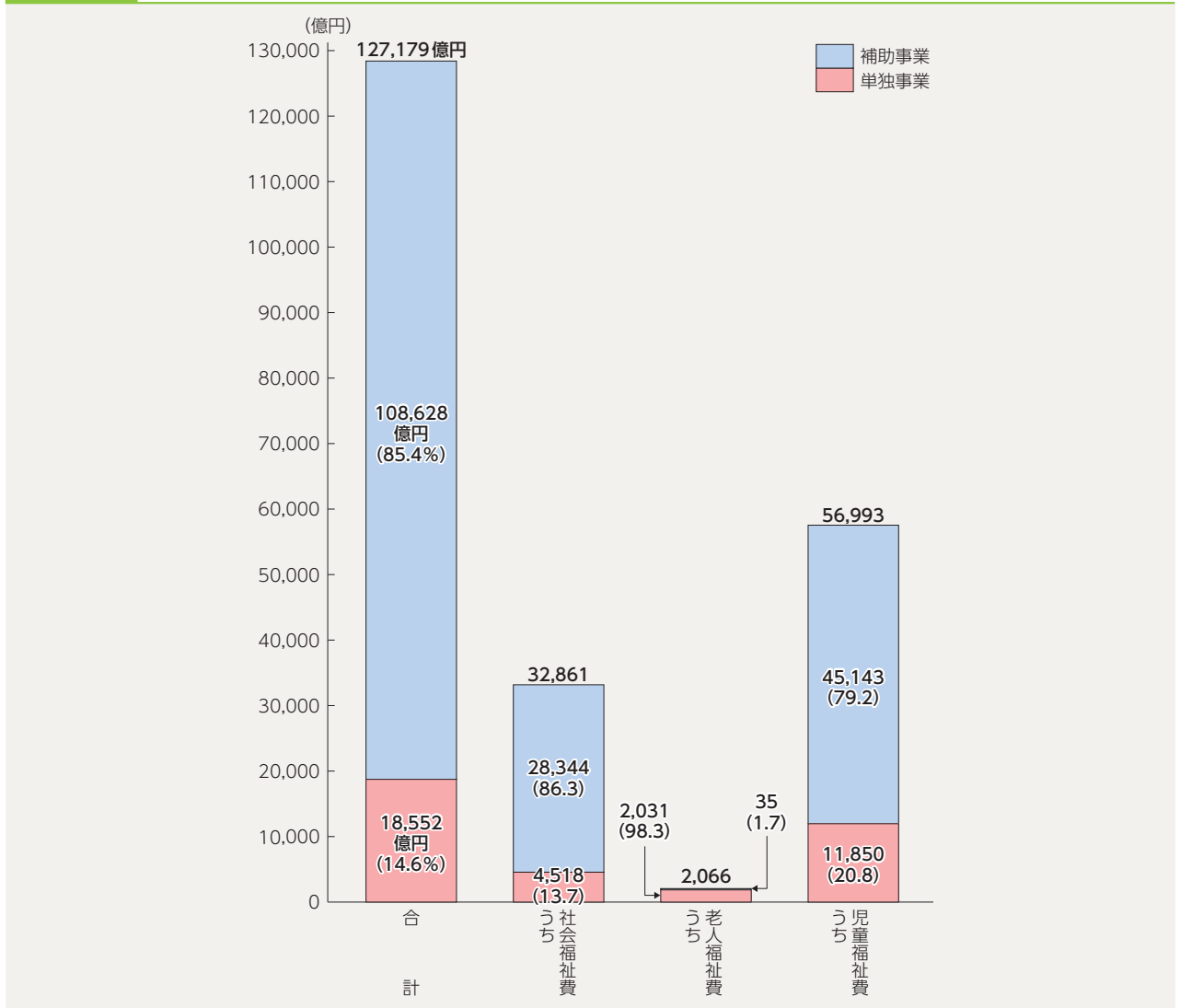
成20年度から23年度までは、国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応の影響等で国庫支出金の割合が増加した。また、平成28年度は年金生活者等支援臨時福祉給付金の創設の影響等で国庫支出金の割合が増加した。

なお、地方公共団体の決算額において、社会福祉行政や保健衛生（本項目（5））等のうち、社会保障施策に要する経費は18兆4,642億円となっており、うち社会保障4経費^(注)に則った範囲の社会保障給付に充てられる経費は14兆8,390億円となっている。

一方、平成26年4月1日から引き上げられた税率に係る29年度の地方消費税収入の額は1兆9,881億円、29年度の消費税の地方交付税法定率分は3兆9,056億円で、その合計は5兆8,937億円となっている。

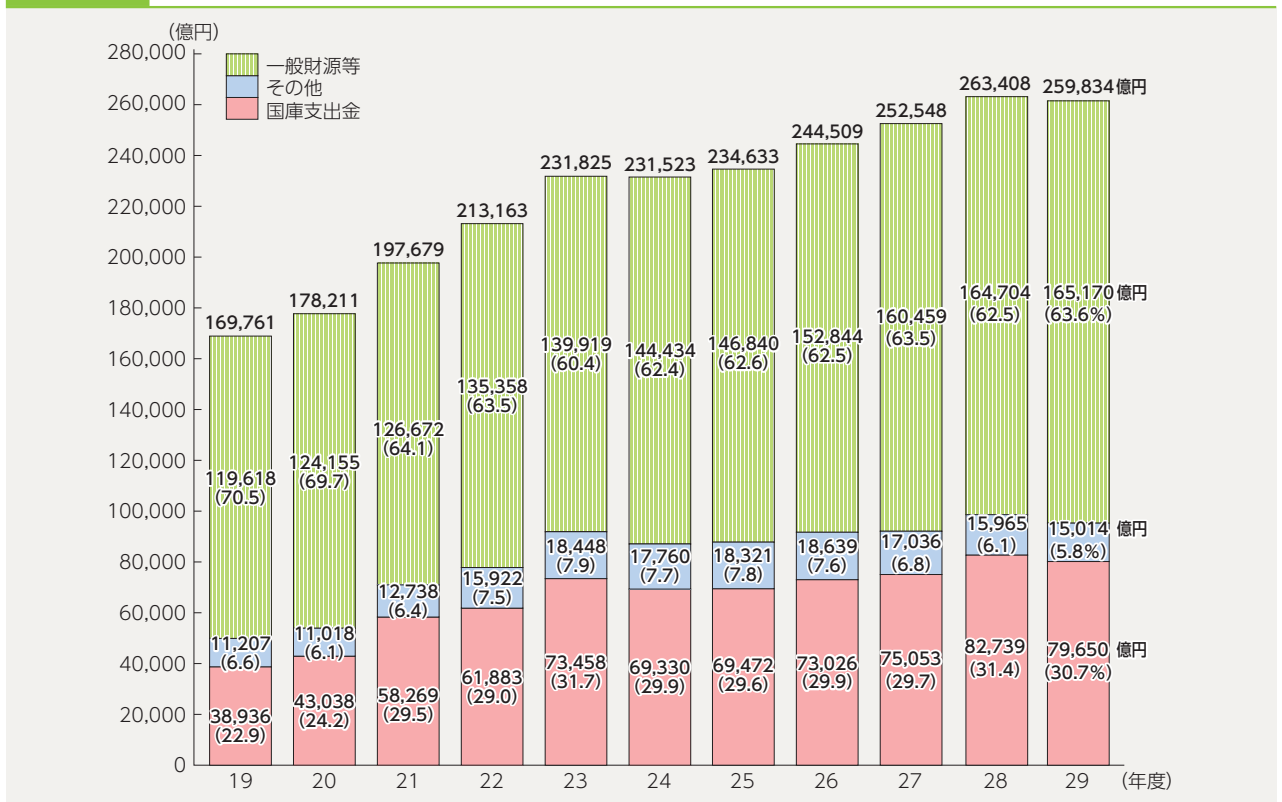
(注)「消費税法」（昭和63年法律第108号）第1条第2項に規定された、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その2 市町村）



4 地方経費の内容

第37図 民生費の財源構成比の推移



イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は2,628億円で、前年度と比べると11.3%減となっている。

このうち通常収支分は2,542億円で、緊急雇用創出事業の減少等により、前年度と比べると4.4%減となっており、東日本大震災分は86億円で、前年度と比べると71.5%減となっている。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.3%（都道府県0.3%、市町村0.2%）となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の3.7%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの96.3%を占めている。

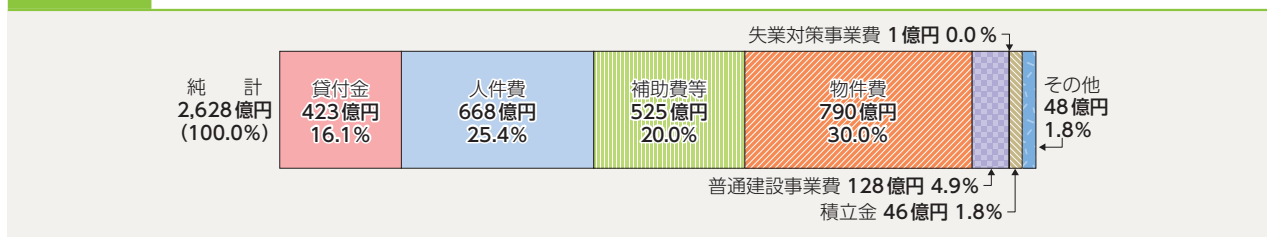
また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が50.7%減となっており、その他の経費が8.5%減となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては失業対策費が7.1%、その他の経費が92.9%となっており、市町村においては失業対策費が0.6%、その他の経費が99.4%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第38図のとおりであり、物件費が最も大きな割合（労働費総額の30.0%）を占め、以下、人件費（同25.4%）、補助費等（同20.0%）、貸付金（同16.1%）、普通建設事業費（同4.9%）、積立金（同1.8%）、失業対策事業費（同0.0%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が2.3%減、人件費が0.1%減、補助費等が31.1%減、貸付金が6.6%減、普通建設事業費が7.4%増、積立金が55.7%減、失業対策事業費が15.0%減となっている。

第38図 労働費の性質別内訳



(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は16兆8,886億円で、前年度と比べると0.9%増となっている。

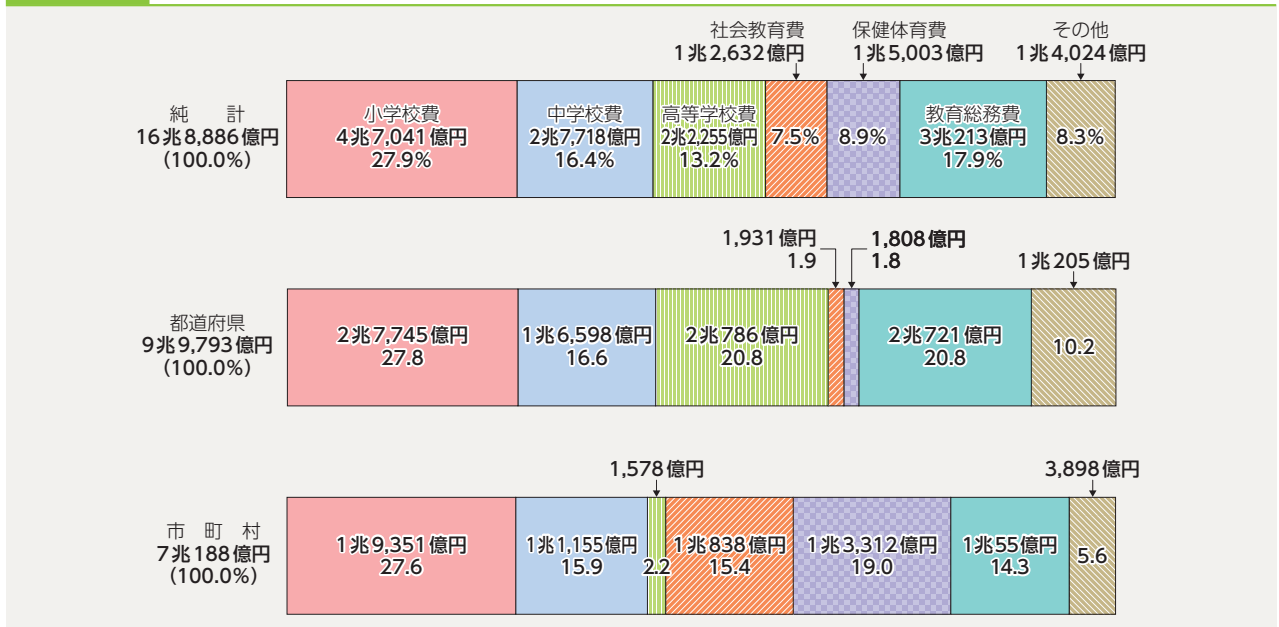
このうち通常収支分は16兆8,215億円で、小学校費の増加等により、前年度と比べると1.2%増となっており、東日本大震災分は671億円で、前年度と比べると43.8%減となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は17.2%（都道府県20.2%、市町村12.1%）となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

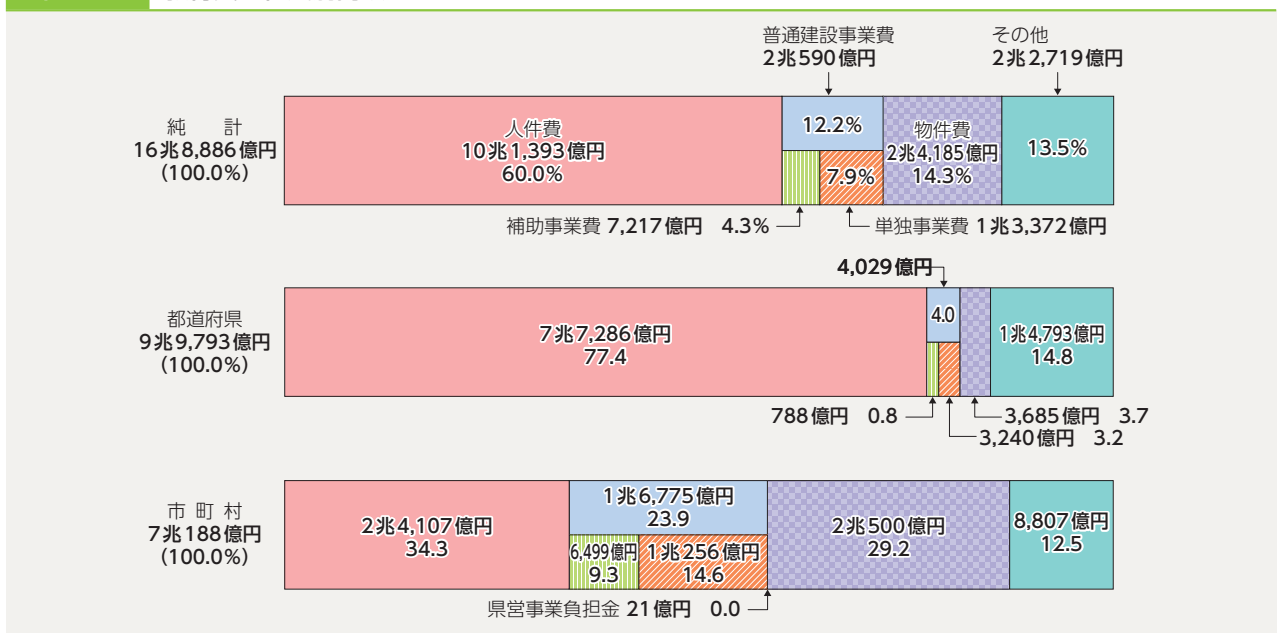
教育費の目的別の内訳をみると、第39図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の27.9%）を占め、以下、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同17.9%）、中学校費（同16.4%）、高等学校費（同13.2%）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費（同8.9%）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費（同7.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が1.0%増、教育総務費が1.7%増、中学校費が

第39図 教育費の目的別内訳



第40図 教育費の性質別内訳



0.7%増、高等学校費が2.0%減、保健体育費が1.8%増、社会教育費が2.5%増となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合（27.8%）を占め、以下、高等学校費（20.8%）、教育総務費（20.8%）、中学校費（16.6%）の順となっており、市町村においては、小学校費が最も大きな割合（27.6%）を占め、以下、保健体育費（19.0%）、中学校費（15.9%）、社会教育費（15.4%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の60.0%）を占め、以下、物件費（同14.3%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同12.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.2%減、物件費が2.4%増、普通建設事業費が2.9%増となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては都道府県立学校教職員の人件費のほか、政令

指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（77.4%）を占めており、市町村においても人件費が最も大きな割合（34.3%）を占め、以下、物件費（29.2%）、普通建設事業費（23.9%）の順となっている。

(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は11兆9,195億円で、前年度と比べると0.8%減となっている。

このうち通常収支分は11兆1,247億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると0.4%増となっており、東日本大震災分は7,947億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると15.4%減となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は12.2%（都道府県11.1%、市町村11.4%）となっており、歳出総額の中で民生費、教育費、公債費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、第41図のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の35.6%）を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同35.2%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同11.1%）、住宅費（同9.2%）の順となっている。

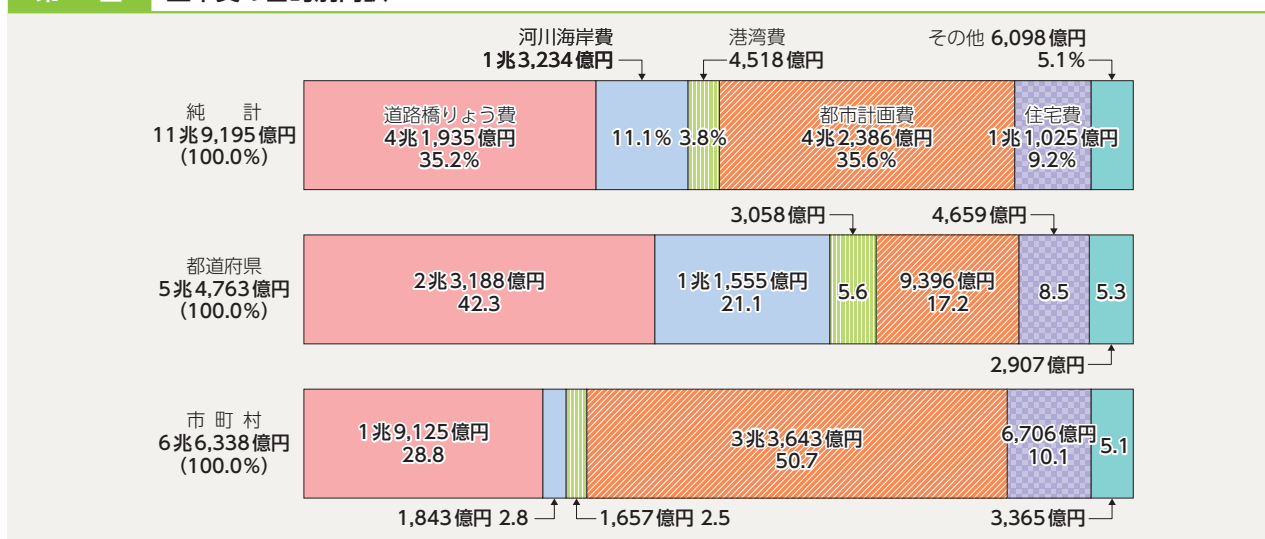
また、各費目の決算額を前年度と比べると、都市計画費が0.1%増、道路橋りょう費が0.1%減、河川海岸費が1.4%増、住宅費が11.7%減となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（42.3%）を占め、以下、河川海岸費（21.1%）、都市計画費（17.2%）の順となっており、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（50.7%）を占め、以下、道路橋りょう費（28.8%）、住宅費（10.1%）の順となっている。

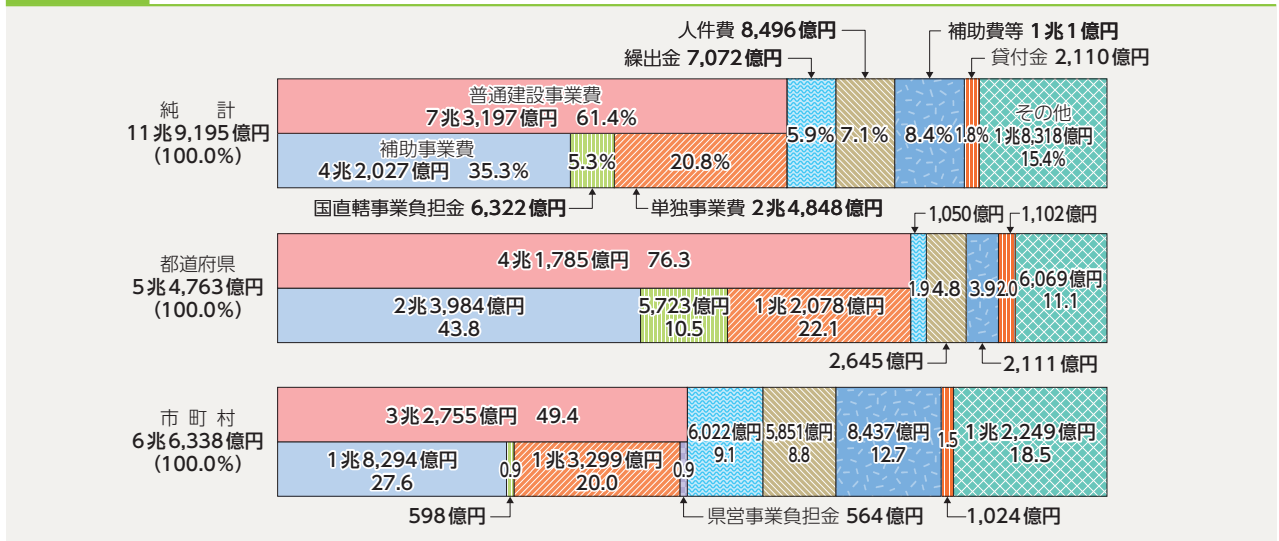
土木費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の61.4%）を占め、以下、補助費等（同8.4%）、人件費（同7.1%）、下水道事業会計等への繰出金（同5.9%）の順となっている。

さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が35.3%、単独事業費が20.8%、国直轄事業負担金が5.3%となっている。

第41図 土木費の目的別内訳



第42図 土木費の性質別内訳



これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費が43.8%、単独事業費が22.1%であり、市町村においても補助事業費（27.6%）が単独事業費（20.0%）を上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が3.4%減、単独事業費が2.9%増、国直轄事業負担金が6.6%減となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,367億円で、前年度と比べると12.1%増となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（70.9%）を占め、以下、交通安全運動等に要する経費（20.5%）、施設補修費（8.5%）の順となっている。

(4) 産業の振興

ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]

地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の従来の施策に加え、6次産業化等の推進、人口減少社会における農村漁村の活性化等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆2,992億円で、前年度と比べると4.0%増となっている。

このうち通常収支分は3兆987億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると4.7%増となっており、東日本大震災分は2,005億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると5.2%減となっている。

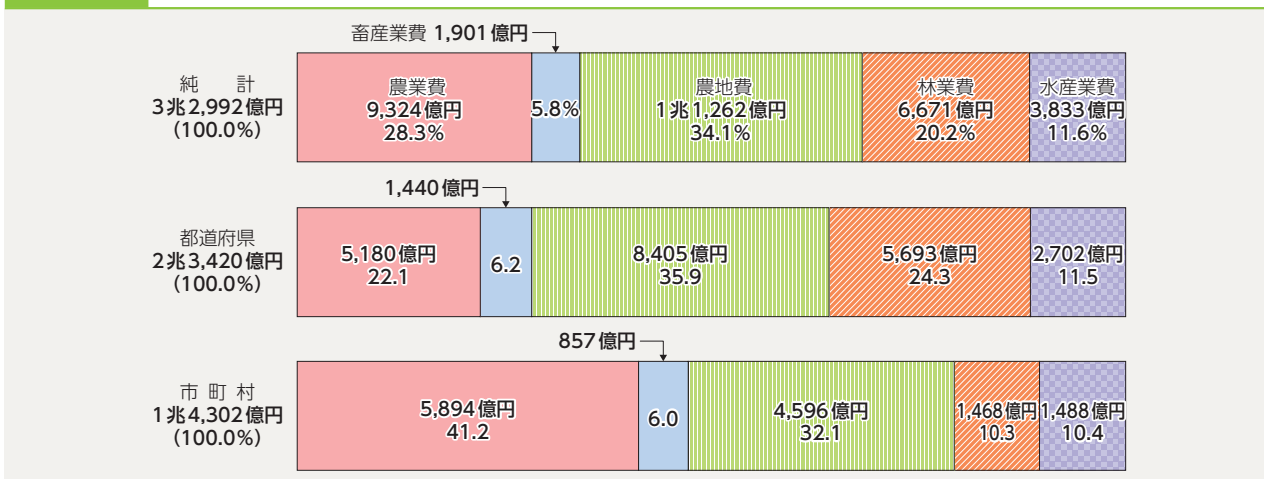
また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.4%（都道府県4.7%、市町村2.5%）となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の34.1%）を占め、以下、農業費（同28.3%）、林業費（同20.2%）、水産業費（同11.6%）の順となっている。

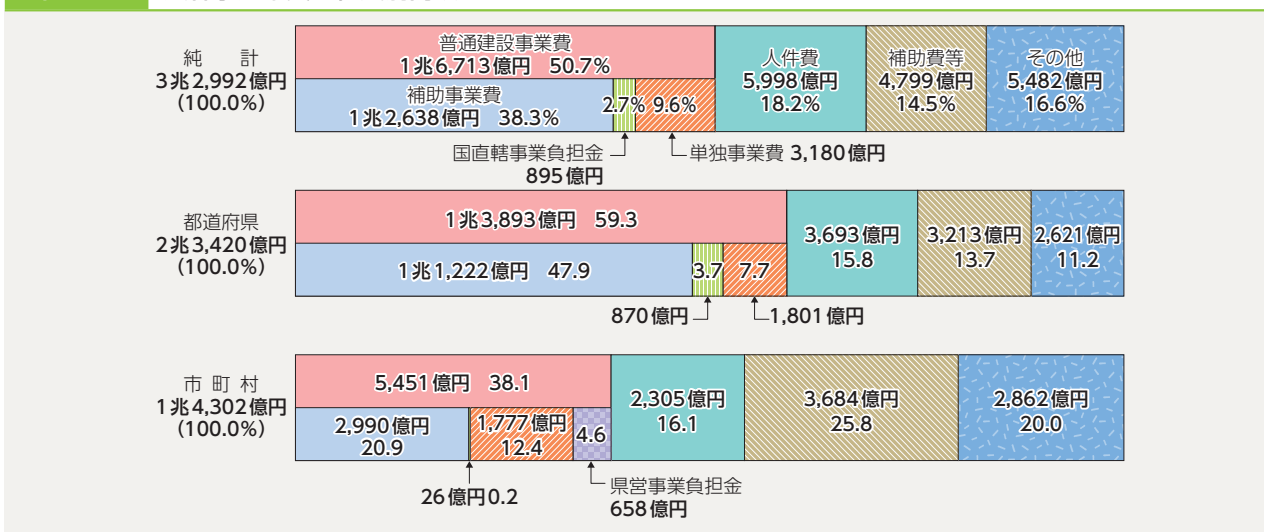
また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が3.8%増、農業費が5.2%増、林業費が2.1%減、水産業費が0.1%減となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の50.7%）を占め、以下、人件費（同18.2%）、補助費等（同14.5%）の順となっている。

第43図 農林水産業費の目的別内訳



第44図 農林水産業費の性質別内訳



また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が8.0%増、人件費が0.2%増、補助費等が4.2%増となっている。

1 商工行政 [資料編：第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の強化等を図るため、中小企業の経営力・技術力の向上、地域エネルギー事業の推進、企業誘致、消費流通対策等様々な施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は4兆9,010億円で、前年度と比べると5.7%減となっている。

このうち通常収支分は4兆6,225億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると5.2%減となっており、東日本大震災分は2,785億円で、前年度と比べると13.3%減となっている。

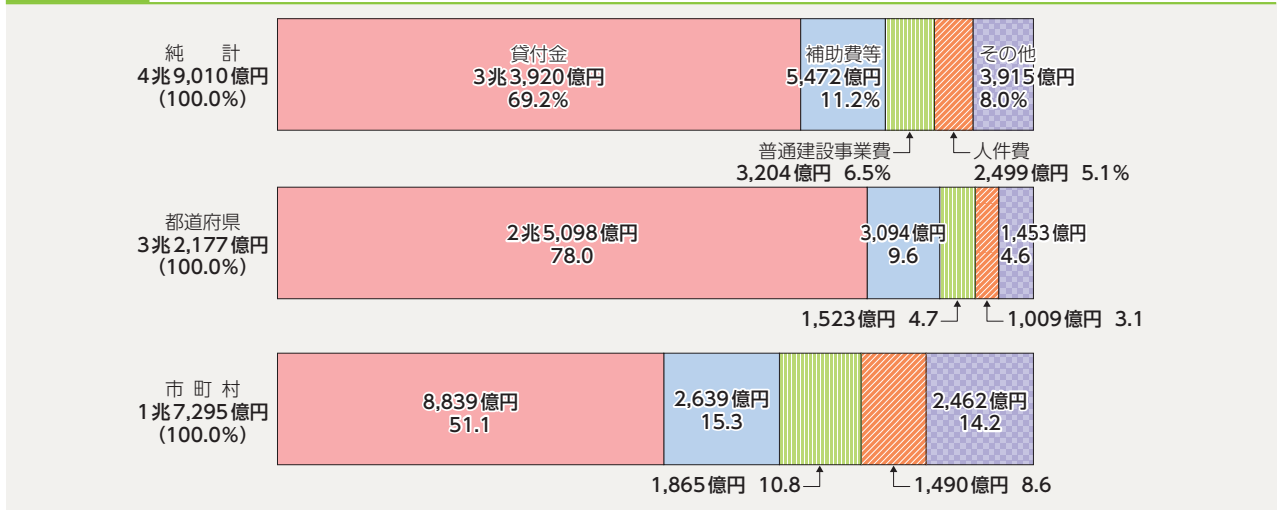
また、商工費の歳出総額に占める割合は5.0%（都道府県6.5%、市町村3.0%）となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の69.2%）を占め、以下、補助費等（同11.2%）、普通建設事業費（同6.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が6.5%減、補助費等が9.9%減、普通建設事業費が5.0%増となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が最も大きな割合（78.0%）を占め、次いで補助費等（9.6%）となっており、市町村においても貸付金が最も大きな割合（51.1%）を占め、次

第45図 商工費の性質別内訳



いで補助費等 (15.3%) となっている。

(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は6兆2,626億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。

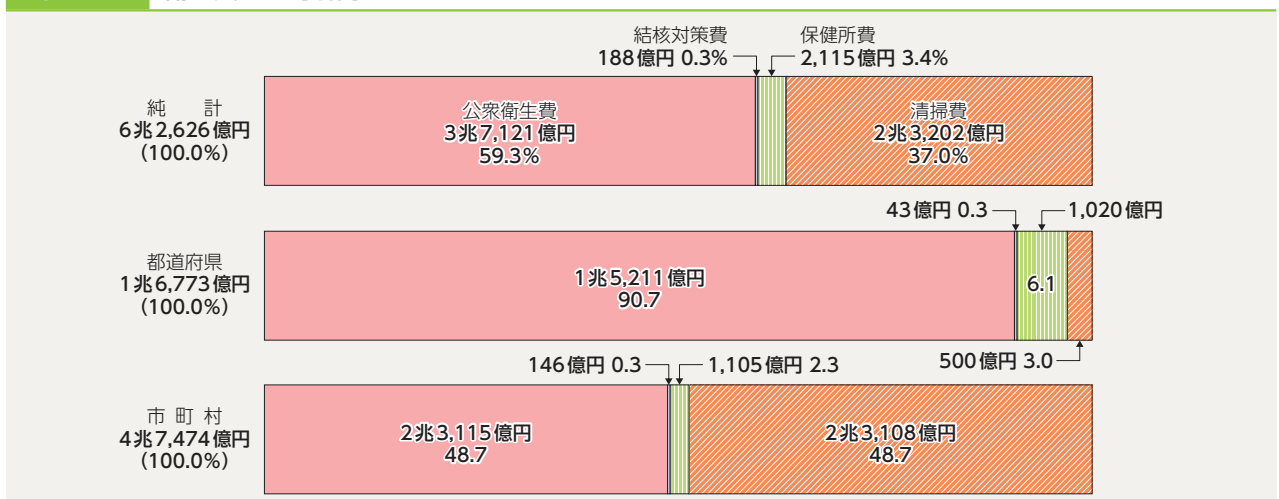
このうち通常収支分は6兆1,715億円で、物件費の増加等により、前年度と比べると0.1%増となっており、東日本大震災分は911億円で、前年度と比べると2.6%減となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.4% (都道府県3.4%、市町村8.2%) となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合 (衛生費総額の59.3%) を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費 (同37.0%) となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の96.3%を占めている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分 (90.7%) を占め、市

第46図 衛生費の目的別内訳



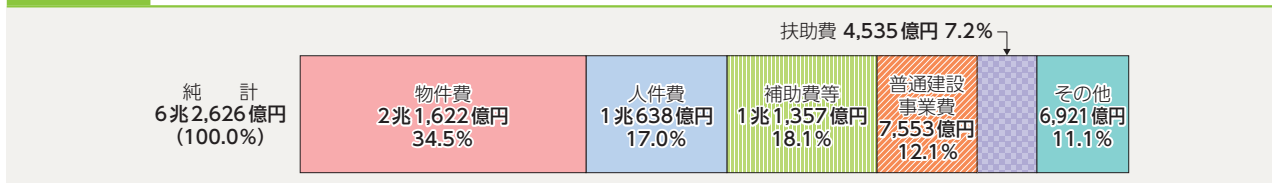
町村においては公衆衛生費（48.7%）、清掃費（48.7）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が0.0%増、清掃費が0.2%減となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、**第47図**のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費が最も大きな割合（衛生費総額の34.5%）を占め、以下、補助費等（同18.1%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同17.0%）、普通建設事業費（同12.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が2.1%増、補助費等が0.0%減、人件費が0.4%増、普通建設事業費が5.9%減となっている。

第47図 衛生費の性質別内訳



(6) 警察と消防

ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆2,604億円で、前年度と比べると0.0%減となっている。

このうち通常収支分は3兆2,558億円で、前年度と比べると0.0%減となっており、東日本大震災分は45億円で、前年度と比べると12.6%増となっている。

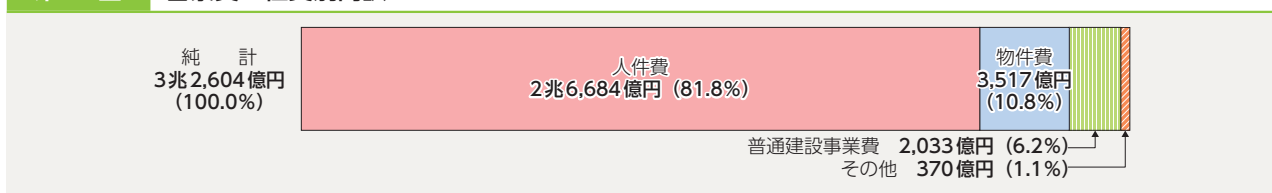
また、警察費の歳出総額に占める割合は3.3%（都道府県歳出総額の6.6%）となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、**第48図**のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の81.8%）を占め、以下、物件費（同10.8%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同6.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.4%増、物件費が0.3%減、普通建設事業費が3.6%減となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成29年4月1日現在、28万8,347人（前年同期28万6,971人）となっており、その内訳は、警察官26万431人（同25万9,158人）、警察事務職員等2万7,916人（同2万7,813人）となっている。

第48図 警察費の性質別内訳



イ 消防行政 [資料編：第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防止し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は2兆62億円で、前年度と比べると1.0%増となっている。

このうち通常収支分は1兆9,881億円で、前年度と比べると1.7%増となっており、東日本大震災分は181億円で、前年度と比べると39.4%減となっている。

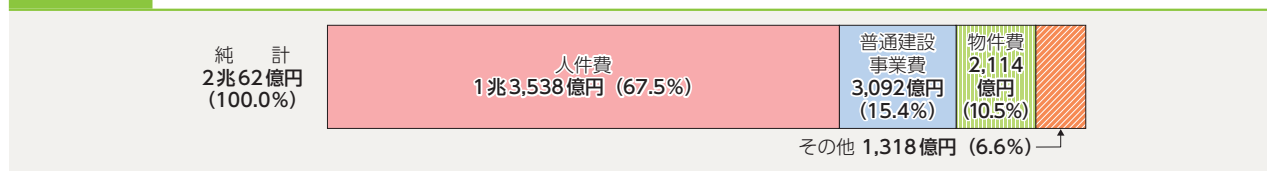
また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%（都道府県0.5%、市町村3.2%）となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、**第49図**のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の67.5%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同15.4%）、物件費（同10.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.0%増、普通建設事業費が11.8%減、物件費が3.0%増となっている。

なお、消防関係職員数は、平成29年4月1日現在、16万635人（前年同期16万319人）となっている。

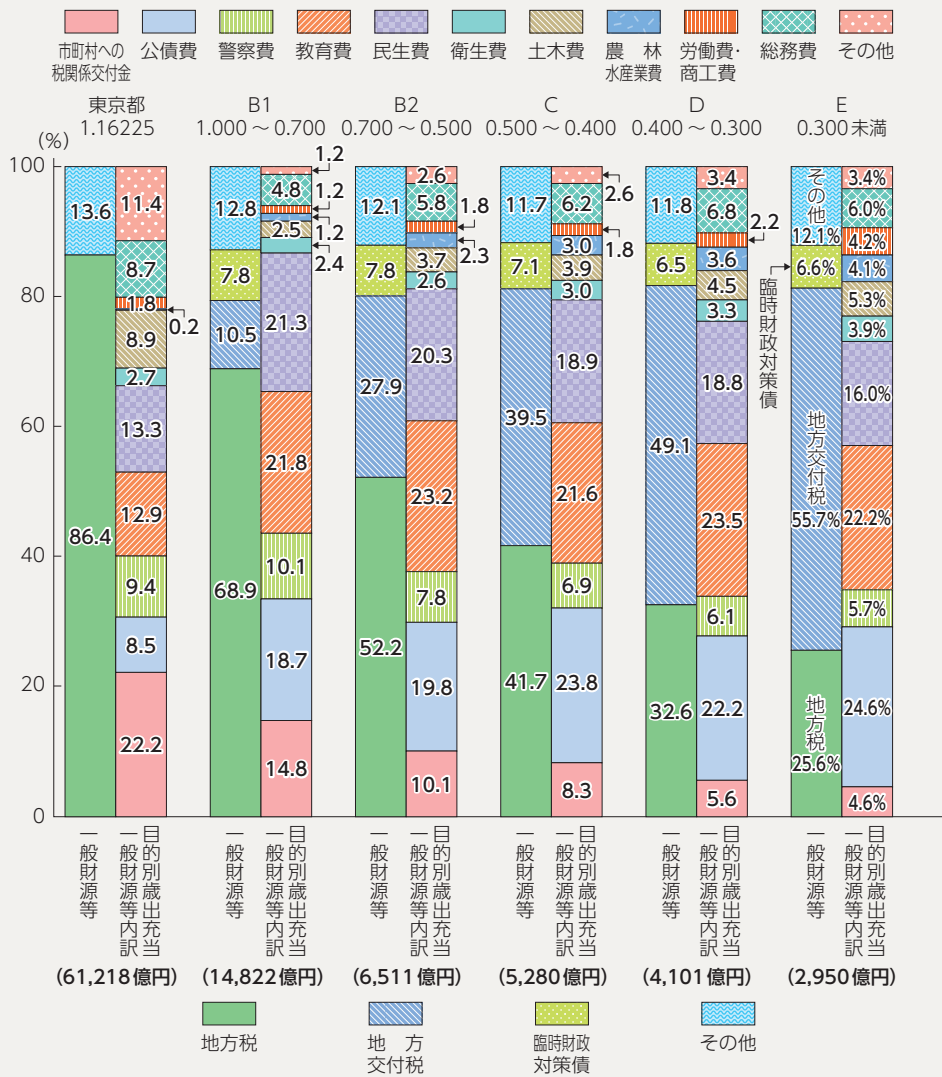
第49図 消防費の性質別内訳



(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況

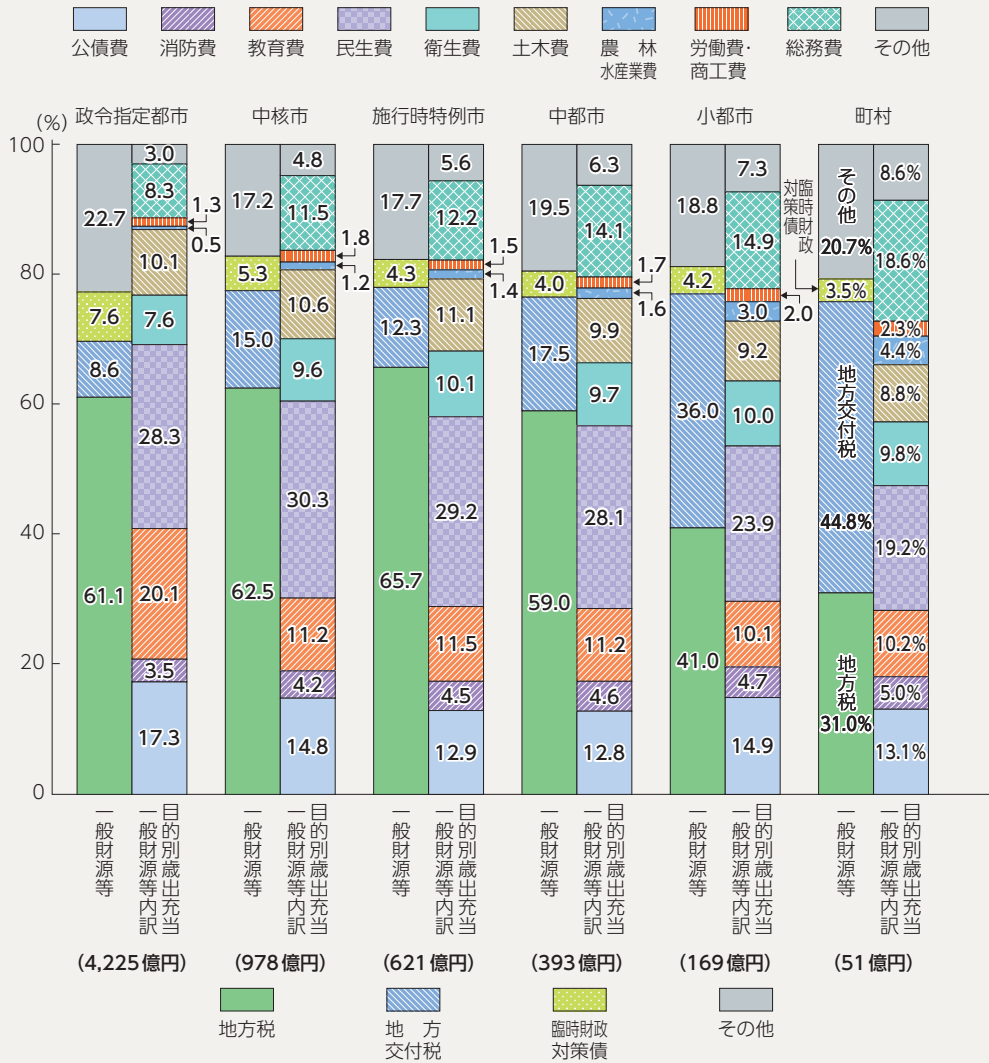
使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、東京都以外の道府県については財政力指数段階別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）については団体区別に比較してみると、第50図のとおりである。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その1 都道府県（財政力指数別））



(注) 1 東京都以外の道府県は、財政力指数によるB~Eのグループごとの加重平均である。
 2 グループ別の該当団体
 B1 愛知県、神奈川県、千葉県、大阪府、埼玉県、静岡県
 B2 栃木県、群馬県、茨城県、福岡県、兵庫県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、福島県、岐阜県、岡山県、長野県、石川県
 C 香川県、富山県、新潟県、山口県、北海道、愛媛県、奈良県、山梨県、熊本県、福井県
 D 大分県、岩手県、山形県、佐賀県、沖縄県、青森県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、徳島県、和歌山県、秋田県
 E 鳥取県、高知県、島根県
 3 () 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その2 市町村（団体区分別））



(注) () 内の金額は、各団体区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、以下のとおりである。

(1) 義務的経費

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は49兆3,956億円で、前年度と比べると0.8%増となっている。

このうち通常収支分は49兆3,256億円で、保育所運営費、障害者自立支援給付費の増等による扶助費の増加等により、前年度と比べると0.8%増となっており、東日本大震災分は700億円で、任期付職員の減等による人件費の減少により、前年度と比べると10.7%減となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は50.4%で、前年度と比べると0.8ポイントの上昇となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が22兆4,652億円で、義務的経費に占める割合は45.5%（前年度45.8%）、扶助費が14兆2,814億円で、義務的経費に占める割合は28.9%（同28.6%）、公債費が12兆6,491億円で、義務的経費に占める割合は25.6%（同25.6%）となっている。

ア 人件費 [資料編：第76表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は22兆4,652億円で、前年度と比べると0.0%減（前年度0.4%減）となっている。

このうち通常収支分は22兆4,354億円で、職員給の増加等により、前年度と比べると0.0%増となっており、東日本大震災分は298億円で、任期付職員の減少等により前年度と比べると10.7%減となっている。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第51図**のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は、前年度と同率の22.9%となっており、平成19年度以降、6年連続で低下してきたが、平成26年度以降は、ほぼ横ばいとなっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（25.5%）が、政令指定都市を除く市町村に係る市町村立義務教育諸学校教職員の給与（平成28年度以前においては、政令指定都市を含む市町村に係る市町村立義務教育諸学校教職員の給与）を負担していることなどから、市町村（17.0%）を上回っている。

人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合は、前年度と比べると0.1ポイント低下して28.9%となっており、平成25年度以降は、ほぼ横ばいとなっている。

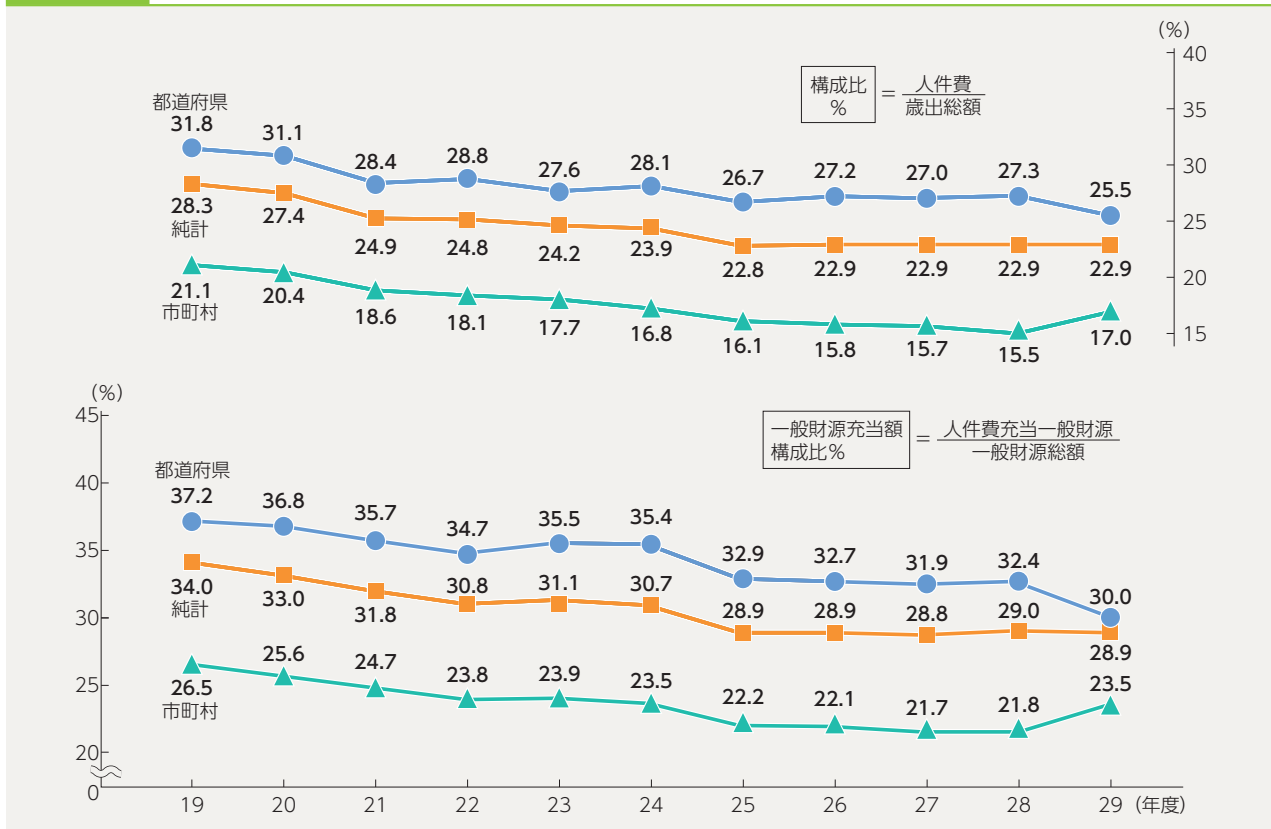
人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県においては30.0%となっており、市町村においては23.5%となっている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第52図**のとおりであり、平成29年4月1日現在のラスパイレス指数は99.2（対前年度比0.1ポイント低下）となっている。

ラスパイレス指数を団体区別にみると、都道府県100.2、政令指定都市99.9、都市99.1、町村96.4となっている。

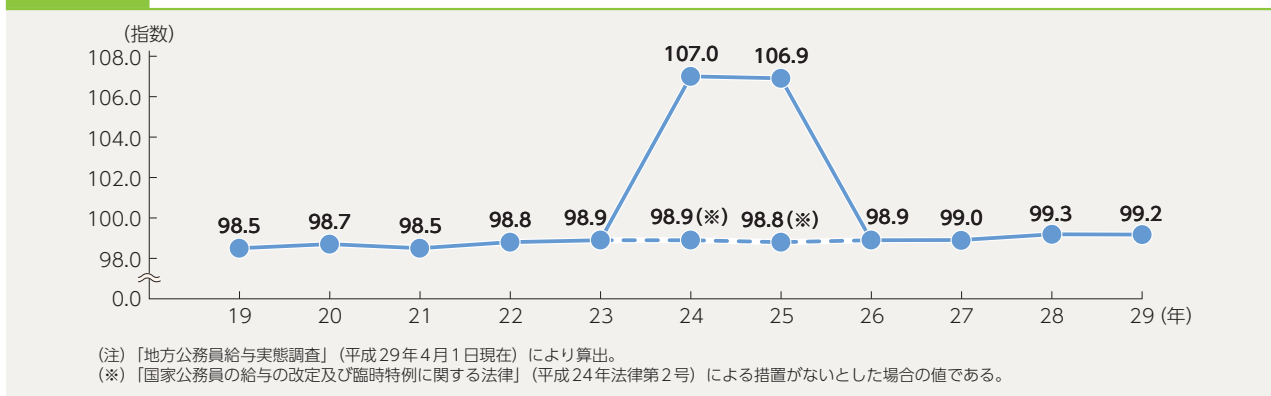
人件費の費目別の主な内訳をみると、**第53図**のとおりであり、職員給が最も大きな割合（人件費総額の70.9%）を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（同14.9%）、退職金（同8.3%）の順となっている。

第51図 人件費の推移

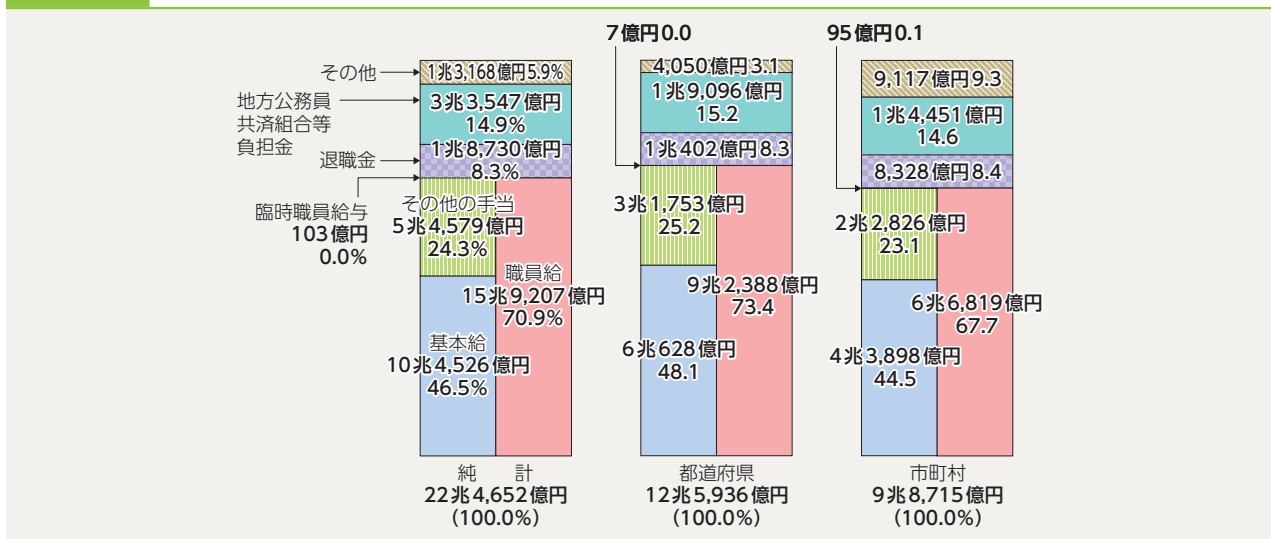


5 地方経費の構造

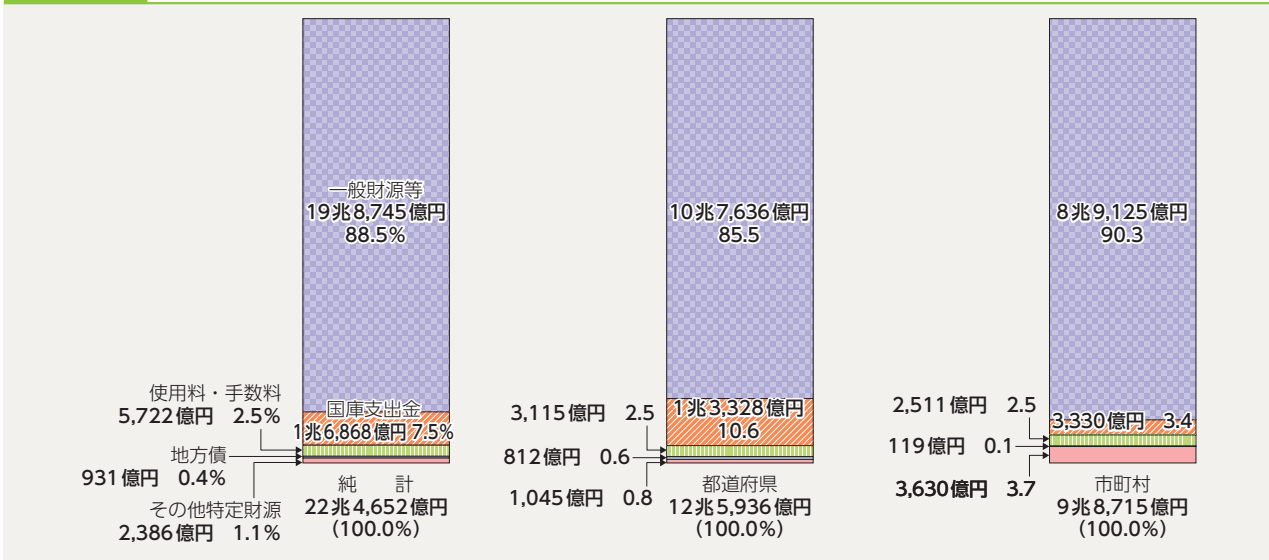
第52図 ラスパイレス指数の推移



第53図 人件費の項目別内訳



第54図 人件費の財源内訳



各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が0.2%増、地方公務員共済組合等負担金が2.2%増、退職金が6.4%減となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、第54図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額の88.5%）を占め、以下、国庫支出金（同7.5%）、使用料・手数料（同2.5%）の順となっている。

財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（90.3%）が都道府県（85.5%）を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県（10.6%）が市町村（3.4%）を上回っている。

これは、都道府県が負担している政令指定都市を除く市町村に係る市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていること等によるものである。

(ア) 職員給 [資料編：第77表]

職員給の決算額は15兆9,207億円で、国家公務員の給与改定に準じた措置等により、前年度と比べると0.2%増となっている。平成11年度以来15年連続で減少してきたが、平成26年度から上昇に転じた。なお、ピーク時の平成10年度と比較すると約8割まで減少している。

このうち通常収支分は15兆8,988億円で、前年度と比べると0.2%増となっており、東日本大震災分は220億円で、前年度と比べると9.5%減となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の65.7%）を占め、次いでその他の手当（同34.3%）となっている。

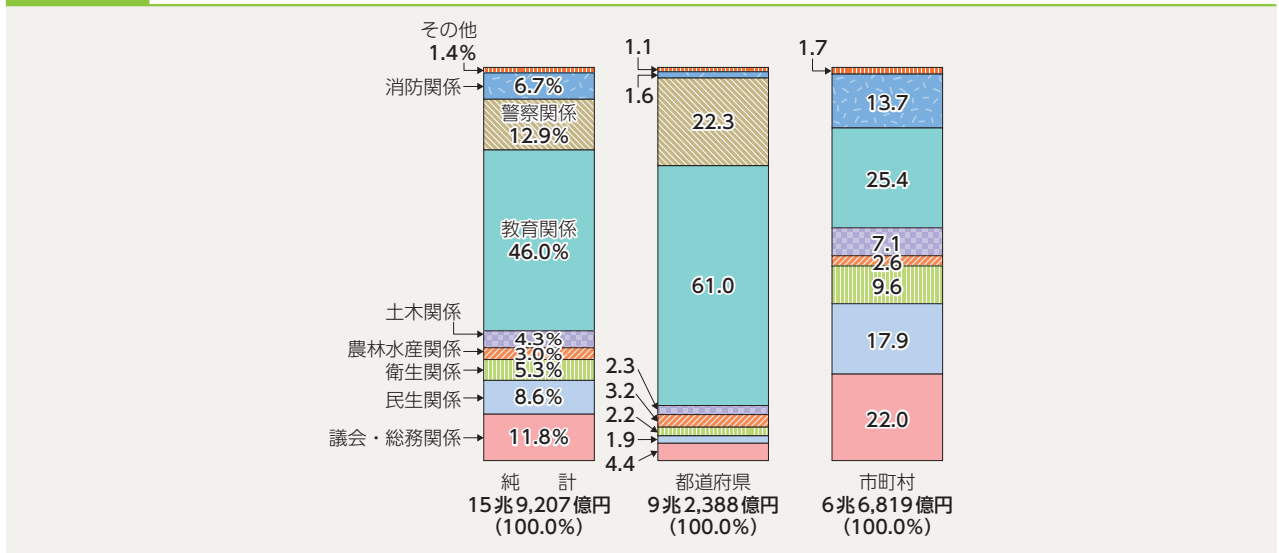
また、各費目の決算額を前年度と比べると、基本給が0.2%減、その他の手当が1.0%増となっている。

職員給の部門別構成比は、第55図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.0%）を占め、以下、警察関係（同12.9%）、議会・総務関係（同11.8%）、民生関係（同8.6%）、消防関係（同6.7%）、衛生関係（同5.3%）の順となっている。

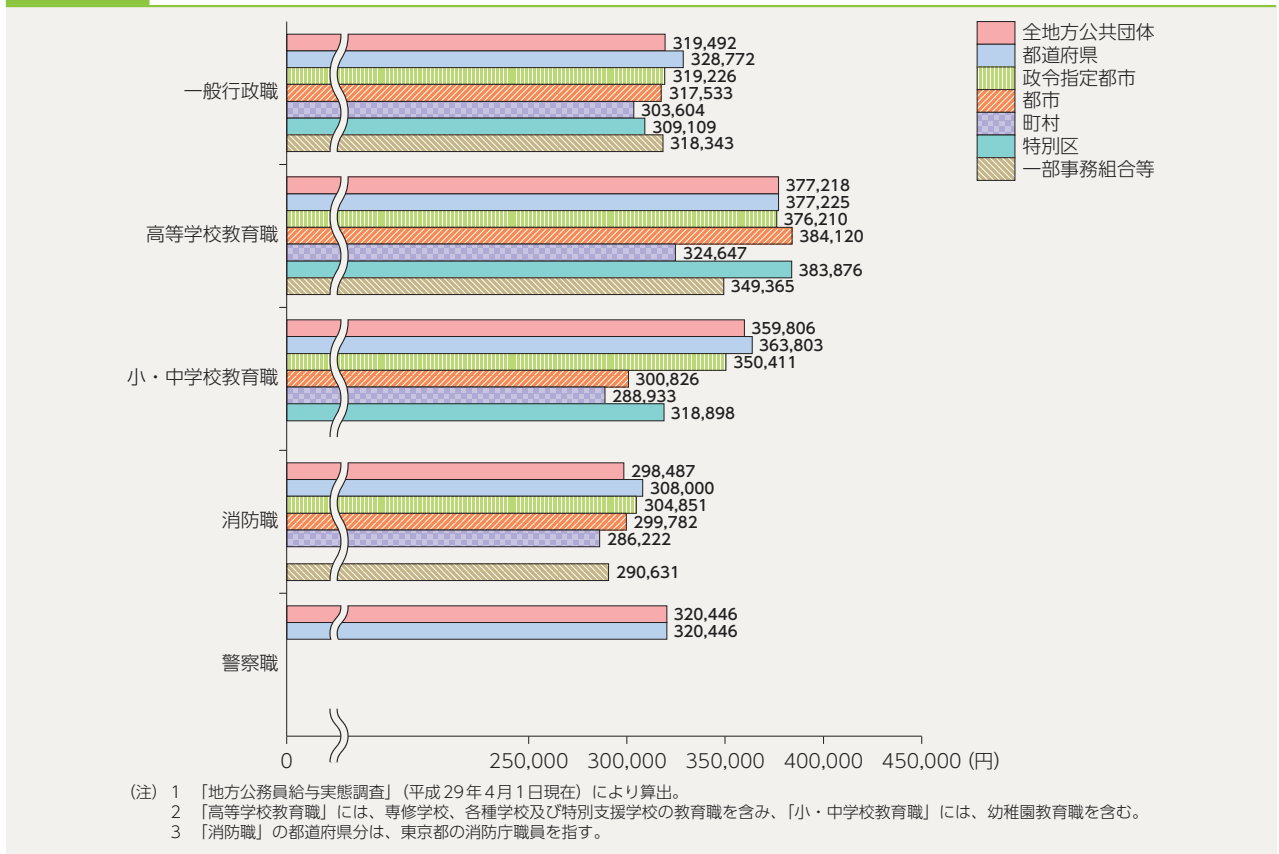
また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては政令指定都市を除く市町村に係る市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（61.0%）を占め、警察関係（22.3%）と合わせて全体の83.3%を占めており、市町村においては教育関係が最も大きな割合（25.4%）を占め、以下、議会・総務関係（22.0%）、民生関係（17.9%）、消防関係（13.7%）、衛生関係（9.6%）の順となっている。

次に、平成29年4月1日現在における地方公務員（普通会計分）1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、第56図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

第55図 職員給の部門別構成比の状況



第56図 地方公務員1人当たり平均給料月額 (普通会計、団体種類別、職種別)

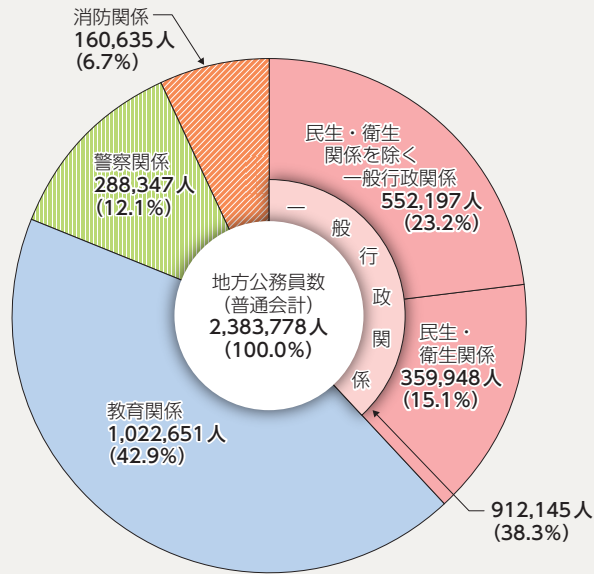


(イ) 地方公務員の数 [資料編：第78表]

地方公共団体の職員数(普通会計分)は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降21年連続して減少していたが、28年に増加に転じ、29年4月1日現在の職員数は238万3,778人で、前年同期と比べると4,055人増加(0.2%増)している。

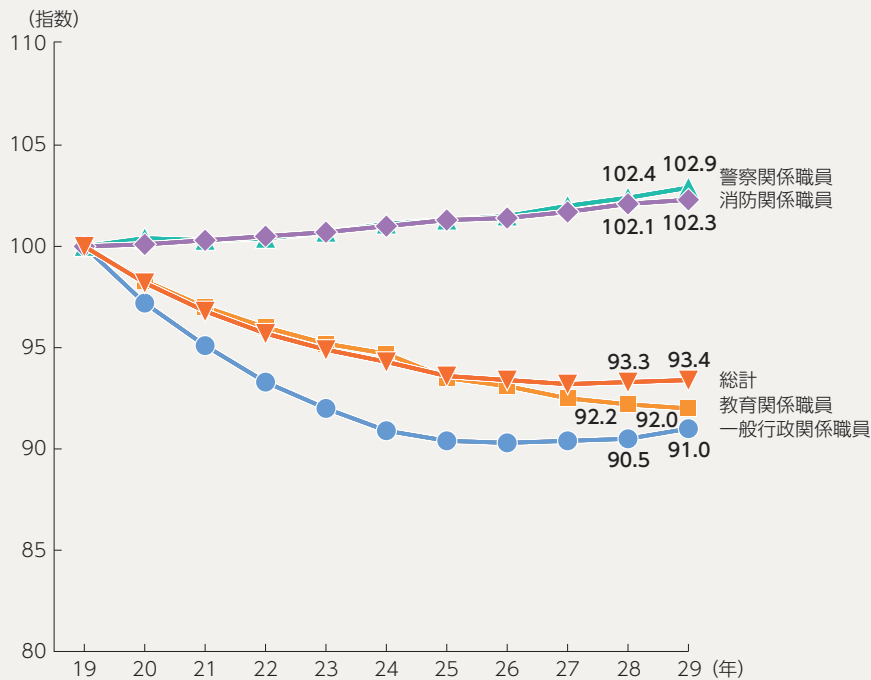
職員の部門別構成比は、第57図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合(全地方公務員数の42.9%)を占め、以下、一般行政関係職員(同38.3%)、警察関係職員(同12.1%)、消防関係職員(同6.7%)の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が59.0%、警察関係職員が22.0%、一般行政関係職員が17.6%を占め、市町村においては一般行政関

第57図 地方公務員数の状況



(注)「地方公務員給与実態調査」(平成29年4月1日現在)により算出。

第58図 地方公務員数の推移



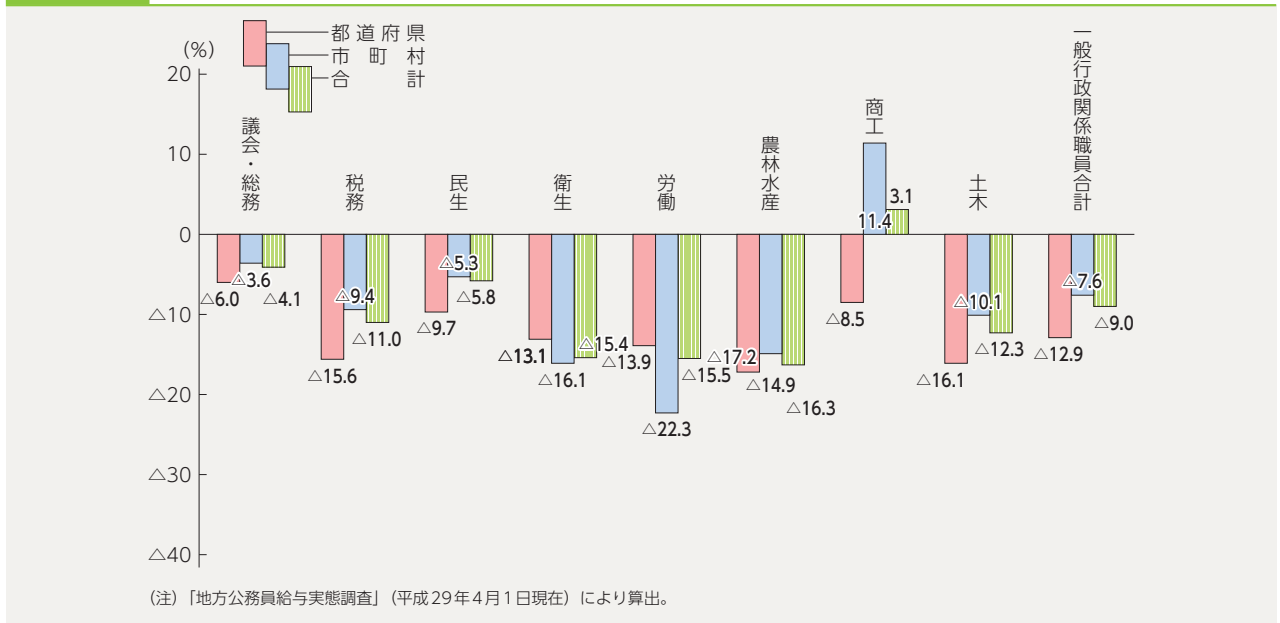
(注) 1 「地方公務員給与実態調査」(平成29年4月1日現在)により算出。
 2 平成19年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

係職員が63.5%、教育関係職員が23.3%、消防関係職員が13.2%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、一般行政関係職員が4,672人増加、警察関係職員が1,376人増加、消防関係職員が316人増加し、教育関係職員が2,309人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、民生関係職員が2,741人増加、議会・総務関係職員が2,132人増加、商工関係職員が626人増加、土木関係職員が428人増加し、衛生関係職員が891人減少、農林水産関係職員が348人減少、税務関係職員が21人減少している。

また、部門別職員数の推移は、第58図のとおりであり、近年は、教育関係職員が減少傾向にあり、一般行政関係職員、警察関係職員、消防関係職員が増加傾向にある。

第59図 一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況（平成29年4月1日と平成19年4月1日との比較）



さらに、10年前（平成19年4月1日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、第59図のとおりである。

(ウ) 地方議会議員の数

平成29年12月31日現在で、都道府県議会議員の定数は2,687人（対前年度同期比同数）となっている。また、市区町村議会議員の定数は3万565人（対前年度同期比184人減少（0.6%減））となっている。

イ 扶助費 [資料編：第81表]

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費である。

扶助費の決算額は14兆2,814億円で、前年度と比べると1.9%増となっており、17年連続で増加している。

このうち通常収支分は14兆2,769億円で、保育所運営費、障害者自立支援給付費の増加等により、前年度と比べると1.9%増となっており、東日本大震災分は45億円で、前年度と比べると0.9%増となっている。

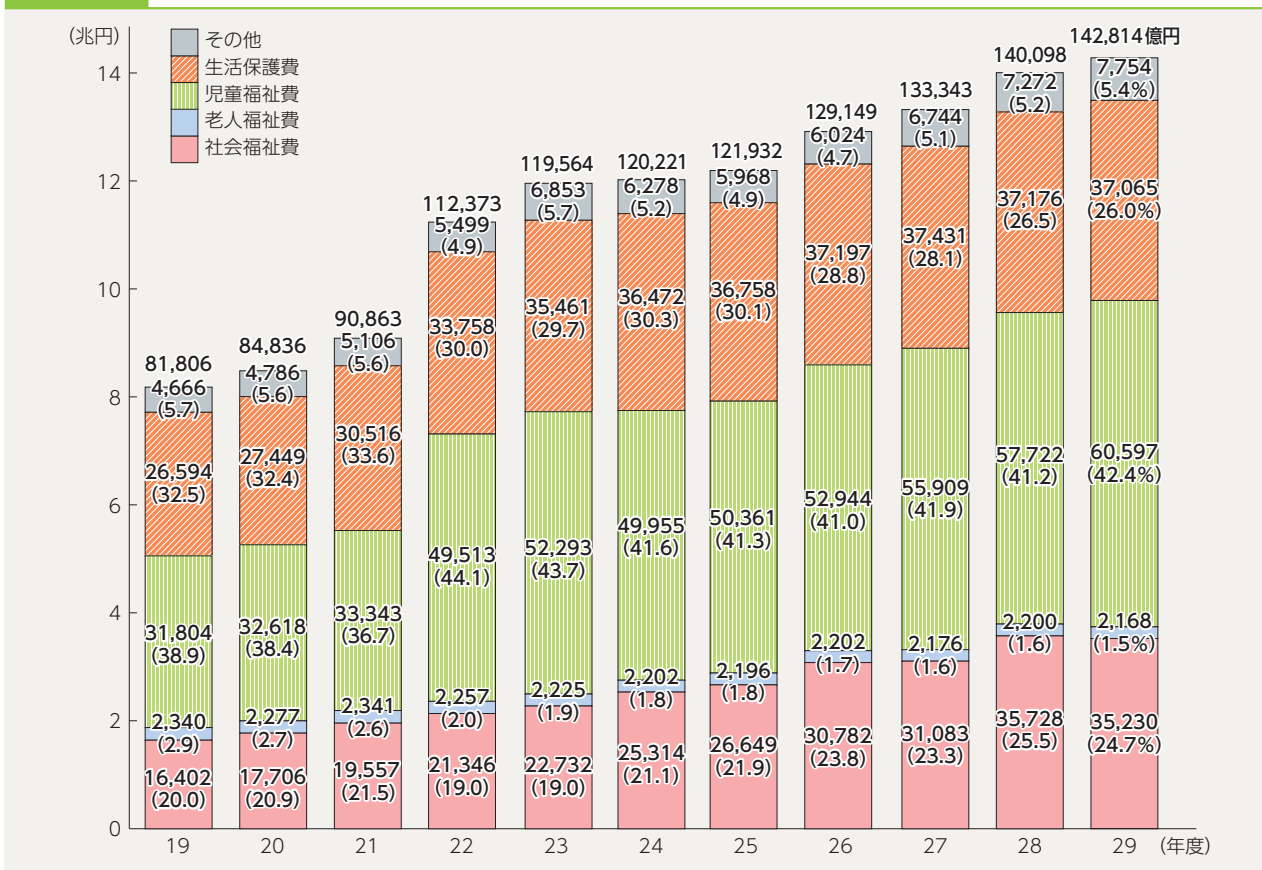
また、扶助費の歳出総額に占める割合は14.6%で、前年度と比べると0.3ポイントの上昇となっている。扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が6兆597億円で最も大きな割合（扶助費総額の42.4%）を占め、以下、生活保護費の3兆7,065億円（同26.0%）、社会福祉費の3兆5,230億円（同24.7%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が5.0%増、生活保護費が0.3%減、社会福祉費が1.4%減となっている。

扶助費の目的別内訳の推移は、第60図のとおりである。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び子どものための金銭の給付交付金等の国庫支出金が7兆3,571億円（扶助費総額の51.5%）、次いで一般財源等が6兆3,354億円（同44.4%）となっている。

第60図 扶助費の目的別内訳の推移



公債費 [資料編：第98表～第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆6,491億円で、前年度と比べると0.8%増となっている。

このうち通常収支分は12兆6,133億円で、前年度と比べると0.8%増となっており、東日本大震災分は357億円で、前年度と比べると4.6%増となっている。

公債費の歳出総額に占める割合は12.9%で、前年度と比べると0.1ポイントの上昇となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆2,544億円（公債費総額の89.0%）、地方債利子が1兆3,939億円（同11.0%）、一時借入金利子が8億円（同0.0%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が2.3%増、地方債利子が9.8%減、一時借入金利子が27.9%減となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては7兆608億円で、前年度と比べると2.4%増、市町村においては5兆6,229億円で、前年度と比べると1.1%減となっている。

また、歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県においては14.3%で、前年度と比べると0.6ポイントの上昇となっており、市町村においては9.7%で、前年度と比べると0.4ポイントの低下となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が11兆9,957億円（公債費総額の94.8%）となっており、使用料、手数料等の特定財源が6,534億円（同5.2%）となっている。

(2) 投資的経費

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は15兆1,654億円で、前年度と比べると0.3%増となっている。

このうち通常収支分は13兆7,307億円で、前年度と比べると3.1%増となっており、東日本大震災分は1兆4,347億円で、前年度と比べると20.6%減となっている。

また、投資的経費の歳出総額に占める割合は15.5%で、前年度と比べると0.1ポイントの上昇となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は14兆3,206億円で、投資的経費に占める割合は94.4%（前年度94.6%）、災害復旧事業費は8,448億円で、投資的経費に占める割合は5.6%（同5.4%）、失業対策事業費は1億円で、投資的経費に占める割合は0.0%（同0.0%）となっている。

ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

普通建設事業費の決算額は14兆3,206億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。

このうち通常収支分においては13兆2,821億円で、補助事業費の増加等により、前年度と比べると2.3%増となっており、東日本大震災分においては1兆385億円で、補助事業費の減少等により、前年度と比べると21.9%減となっている。

なお、普通建設事業費のうち「更新整備」^(注1)に要した経費は、都道府県においては2兆5,976億円で、市町村においては3兆8,941億円となっている。

一方、「新規整備」^(注2)に要した経費は、都道府県においては2兆3,511億円、市町村においては2兆2,961億円となっている。

「更新整備」と「新規整備」に要する経費の合計額に占める「更新整備」に要する経費の割合は、都道府県では52.5%、市町村では62.9%となっている。

(注1) 建替え等（移転、集約化、複合化を含む。）の既存の公共施設等の更新や機能強化等（長寿命化改修、耐震改修、バリアフリー改修、太陽光パネルの設置等）をいう。建替え等に伴い行われる既存の公共施設等の除却も含まれる。

(注2) 新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間開設等の新規公共施設等の整備をいう。

普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が7兆3,010億円（普通建設事業費総額の51.0%）、単独事業費が6兆2,978億円（同44.0%）、国直轄事業負担金が7,217億円（同5.0%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が2.5%増（同1.1%減）、単独事業費が1.6%減（前年度2.3%増）、国直轄事業負担金が7.7%減（同9.1%増）となっている。

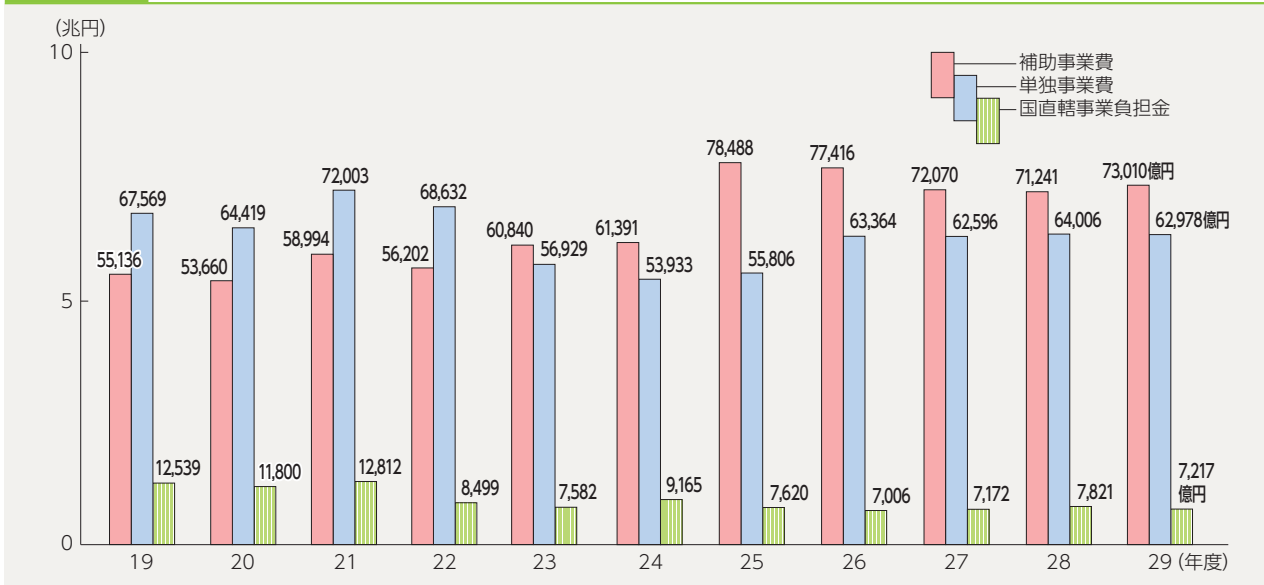
近年の普通建設事業費の推移は、**第15表**及び**第61図**のとおりである。

第15表 普通建設事業費（補助・単独）の推移

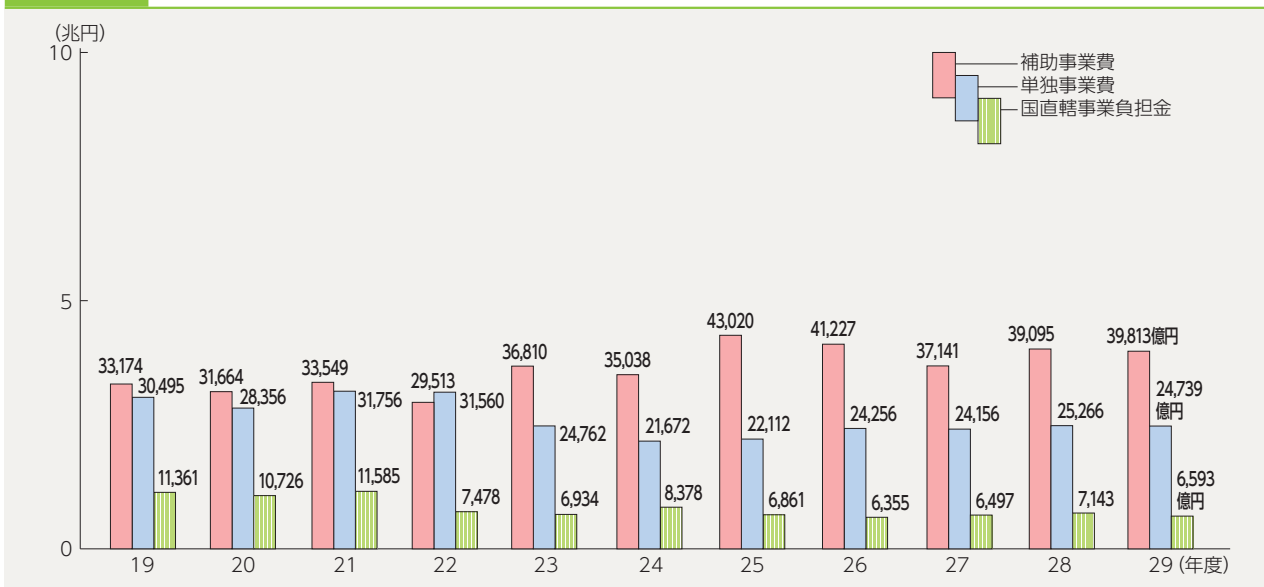
（単位 億円・%）

区 分	平成19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
普通建設事業費 (A)	135,243	129,879	143,809	133,334	125,352	124,490	141,914	147,786	141,838	143,069	143,206	
うち	補助事業費 (B)	55,136	53,660	58,994	56,202	60,840	61,391	78,488	77,416	72,070	71,241	73,010
	単独事業費 (C)	67,569	64,419	72,003	68,632	56,929	53,933	55,806	63,364	62,596	64,006	62,978
	国直轄事業負担金 (D)	12,539	11,800	12,812	8,499	7,582	9,165	7,620	7,006	7,172	7,821	7,217
	普通建設事業費に占める割合											
(B)/(A)	40.8	41.3	41.0	42.2	48.5	49.3	55.3	52.4	50.8	49.8	51.0	
(C)/(A)	50.0	49.6	50.1	51.5	45.4	43.3	39.3	42.9	44.1	44.7	44.0	

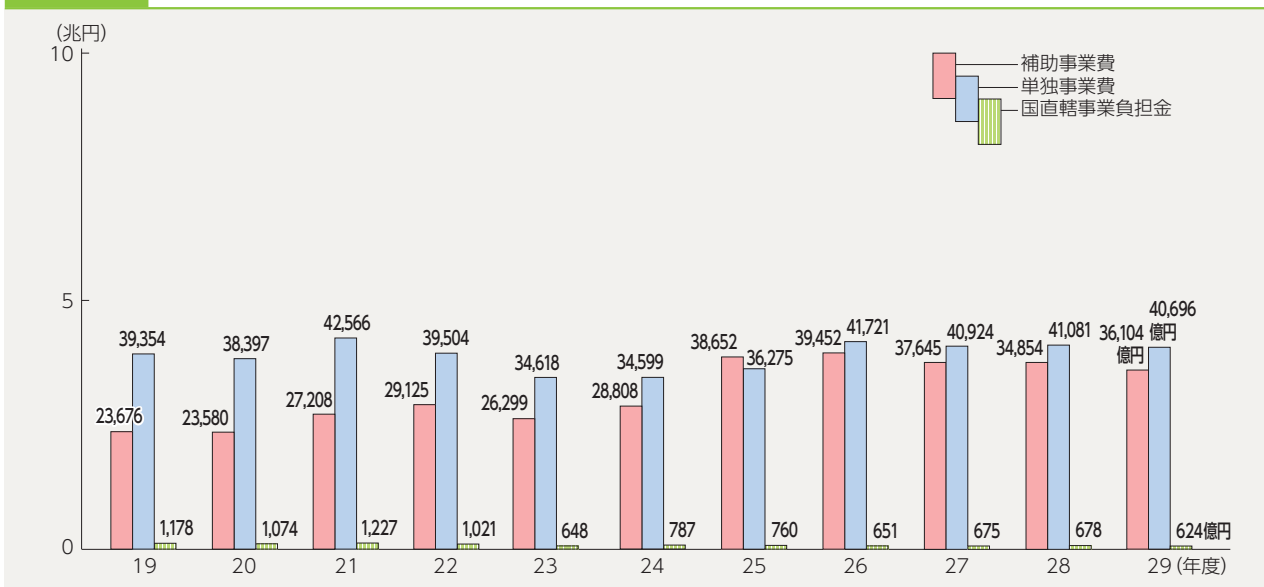
第61図 普通建設事業費の推移（その1 純計）



第61図 普通建設事業費の推移（その2 都道府県）



第61図 普通建設事業費の推移（その3 市町村）



(ア) 普通建設事業費の目的別内訳 [資料編：第83表～第87表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第62図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の51.1%）を占め、以下、教育費（同14.4%）、農林水産業費（同11.7%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.6%減（前年度5.1%増）、教育費が2.9%増（同9.4%減）、農林水産業費が8.0%増（同1.8%増）となっている。

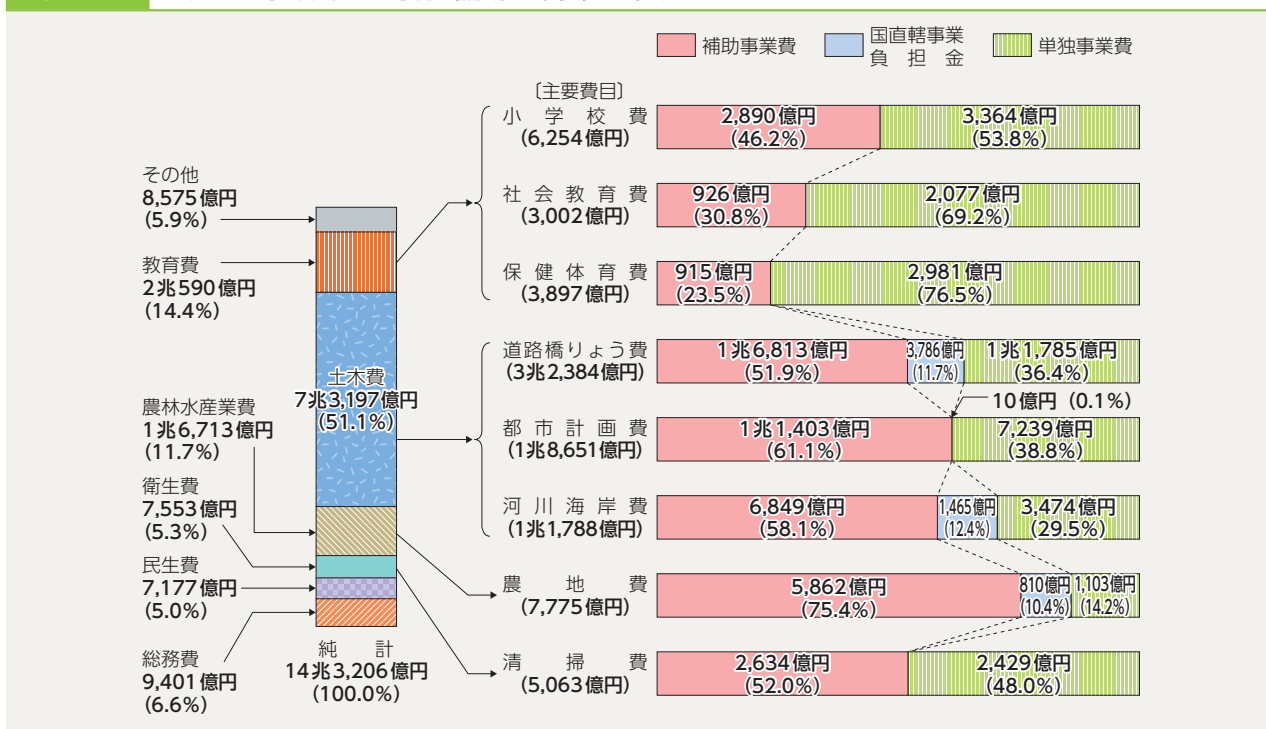
さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の22.6%）を占め、以下、都市計画費（同13.0%）、河川海岸費（同8.2%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（普通建設事業費の28.2%）、河川海岸費（同14.9%）、農地費（同10.1%）、都市計画費（同8.0%）、林業費（同4.5%）の順で、市町村においては都市計画費（同17.2%）、道路橋りょう費（同16.0%）、小学校費（同7.9%）、清掃費（同6.3%）、児童福祉費（同5.1%）、の順となっている。

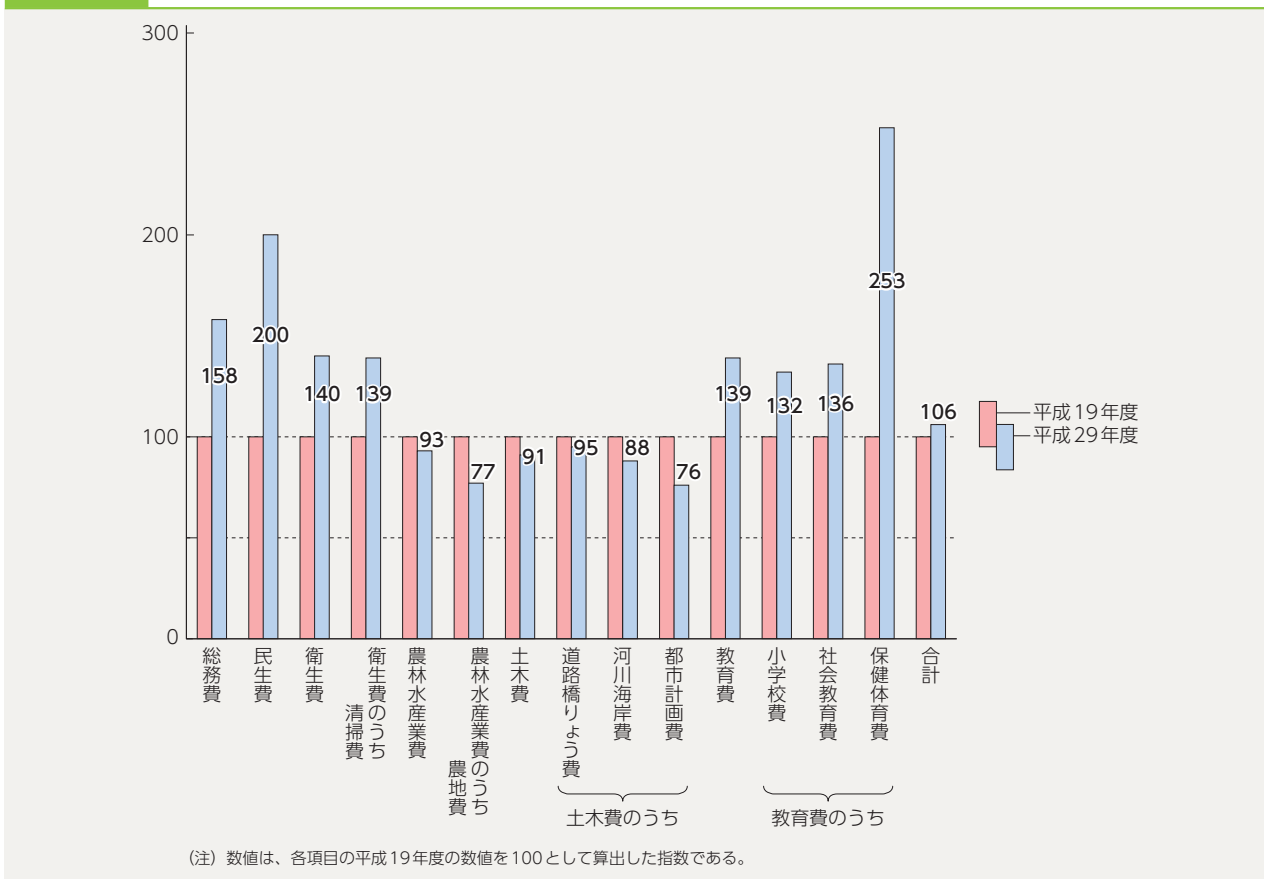
次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、消費税及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費及び土木費においては補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前（平成19年度）の決算額との比較については、第63図のとおりである。

第62図 普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況



第63図 普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成19年度と平成29年度との比較）



(イ) 補助事業費 [資料編：第84表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。補助事業費の決算額は7兆3,010億円で、前年度と比べると2.5%増となっている。

このうち通常収支分においては6兆4,376億円で、前年度と比べると6.9%増となっており、東日本大震災分においては8,634億円で、前年度と比べると21.5%減となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては3兆9,813億円で、前年度と比べると1.8%増、市町村においては3兆6,104億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。

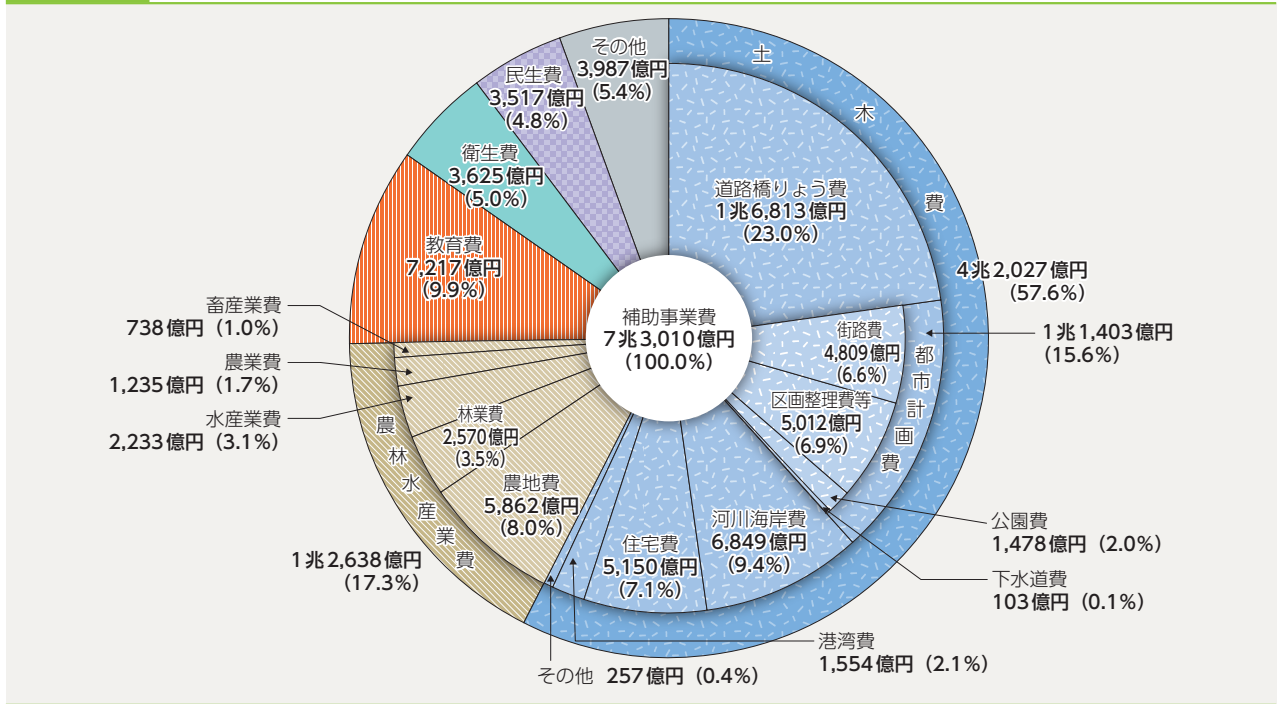
補助事業費の目的別の内訳をみると、第64図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の57.6%）を占め、以下、農林水産業費（同17.3%）、教育費（同9.9%）、衛生費（同5.0%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が3.4%減、農林水産業費が13.9%増、教育費が25.4%増、衛生費が12.4%減となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（補助事業費総額の23.0%）を占め、以下、都市計画費（同15.6%）、河川海岸費（同9.4%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（補助事業費の27.7%）、河川海岸費（同16.3%）、農地費（同14.9%）の順で、市町村においては都市計画費（同23.4%）、道路橋りょう費（同16.2%）、住宅費（同8.7%）の順となっている。

第64図 補助事業費の目的別内訳の状況



(ウ) 単独事業費 [資料編：第86表]

単独事業費は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の实情等に応じて実施する事業に要する経費である。

単独事業費の決算額は6兆2,978億円で、前年度と比べると1.6%減となっている。

このうち通常収支分においては6兆2,006億円で、前年度と比べると1.0%減となっており、東日本大震災分においては973億円で、前年度と比べると28.0%減となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆4,739億円で、前年度と比べると2.1%減、市町村においては4兆696億円で、前年度と比べると0.9%減となっている。

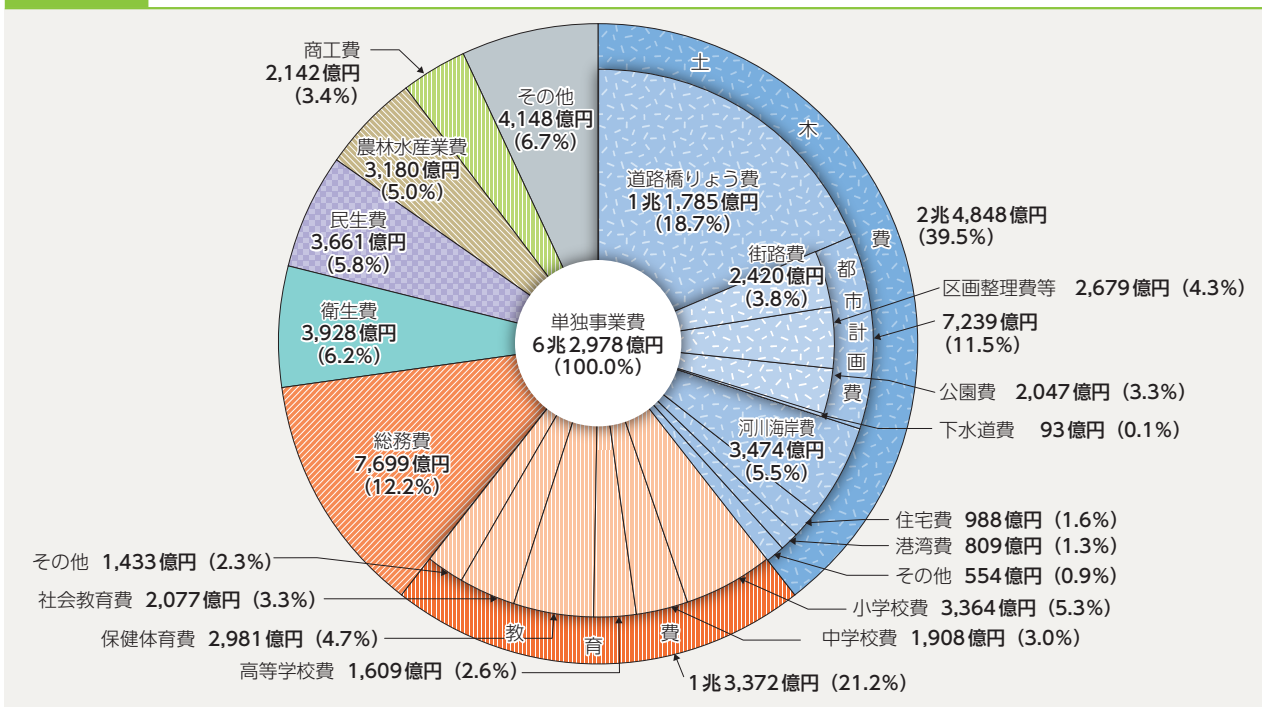
単独事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の39.5%）を占め、以下、教育費（同21.2%）、総務費（同12.2%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が2.9%増（前年度2.7%増）、教育費が6.2%減（同3.2%増）、総務費が3.2%減（同9.8%増）となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（単独事業費総額の18.7%）を占め、以下、都市計画費（同11.5%）、河川海岸費（同5.5%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（単独事業費の22.6%）、河川海岸費（同10.9%）、都市計画費（同10.5%）の順で、市町村においては道路橋りょう費（同15.5%）、都市計画費（同11.8%）、小学校費（同8.3%）の順となっている。

第65図 単独事業費の目的別内訳の状況



(工) 国直轄事業負担金 [資料編：第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担するものである。

国直轄事業負担金の決算額は7,217億円で、前年度と比べると7.7%減となっている。

このうち通常収支分においては6,439億円で、前年度と比べると6.5%減となっており、東日本大震災分においては778億円で、前年度と比べると16.7%減となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の87.6%）を占め、次いで農林水産業費（同12.4%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が6.6%減、農林水産業費が14.9%減となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の52.5%）を占め、以下、河川海岸費（同20.3%）、港湾費（同12.0%）の順となっている。

(オ) 普通建設事業費の充当財源 [資料編：第83表～第86表]

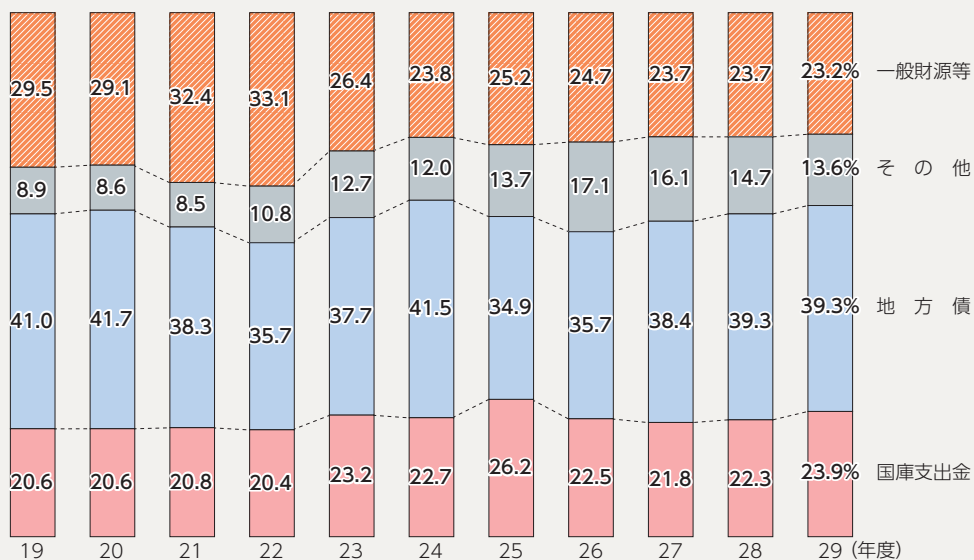
普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の39.3%）を占めており、以下、国庫支出金（同23.9%）、一般財源等（同23.2%）の順となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の構成比を前年度と比べると、地方債は同数、国庫支出金は1.6ポイントの上昇、一般財源等は0.5ポイントの低下となっている。

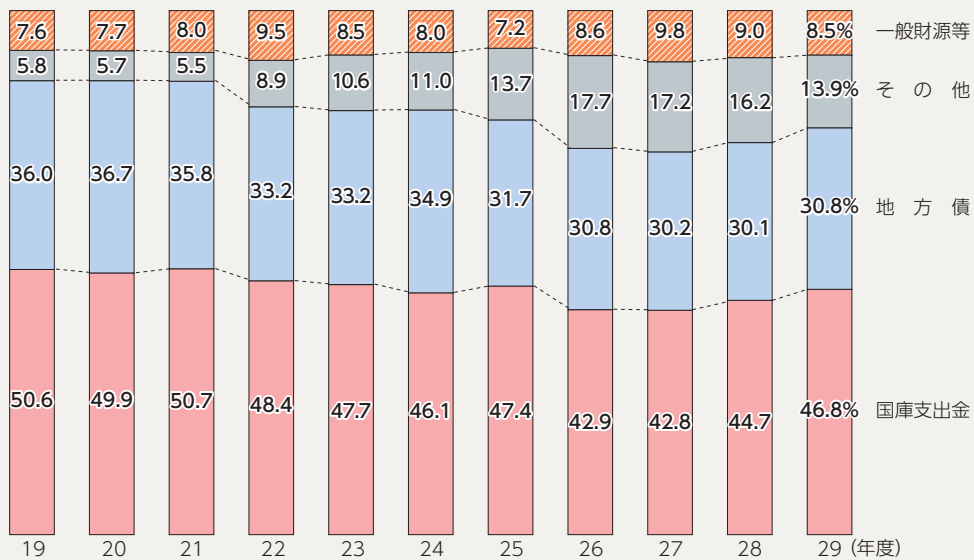
また、これを補助事業費と単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が46.8%、地方債が30.8%、一般財源等が8.5%となっており、単独事業費については、地方債が45.3%、一般財源等が40.0%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第66図のとおりである。

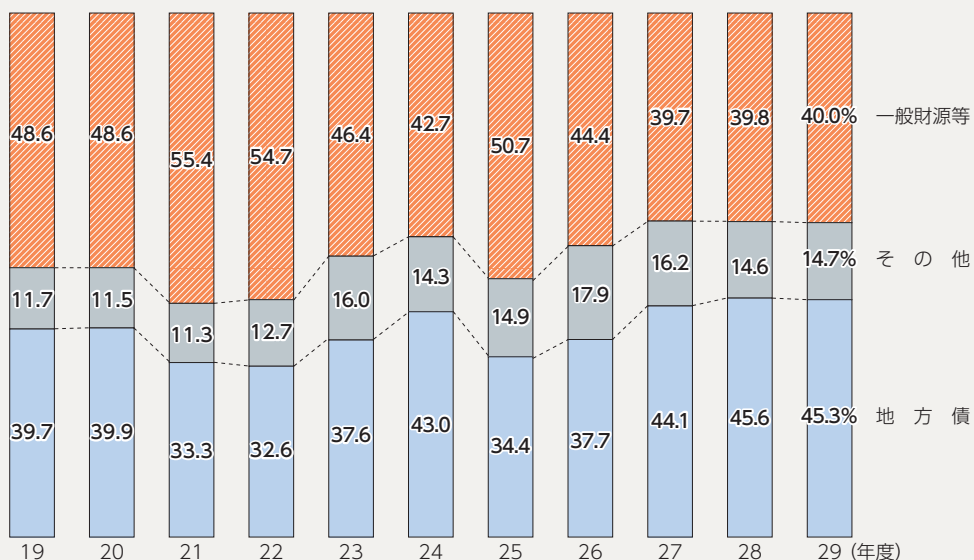
第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移 (その1 総計)



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移 (その2 補助事業費)



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移 (その3 単独事業費)



(カ) 用地取得費 [資料編：第88表～第90表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は9,333億円で、前年度と比べて9.9%減となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては3,920億円で、前年度と比べると7.4%減、市町村においては5,414億円で、前年度と比べると11.6%減となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第67図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の77.8%）を占め、次いで教育関係（同5.6%）となっている。

さらに、これらを内訳別にみると、用地取得費総額で最も大きな割合を占めるのが都市計画で40.2%（都道府県34.0%、市町村44.6%）であり、次いで道路橋りょう29.2%（都道府県43.0%、市町村19.2%）となっている。

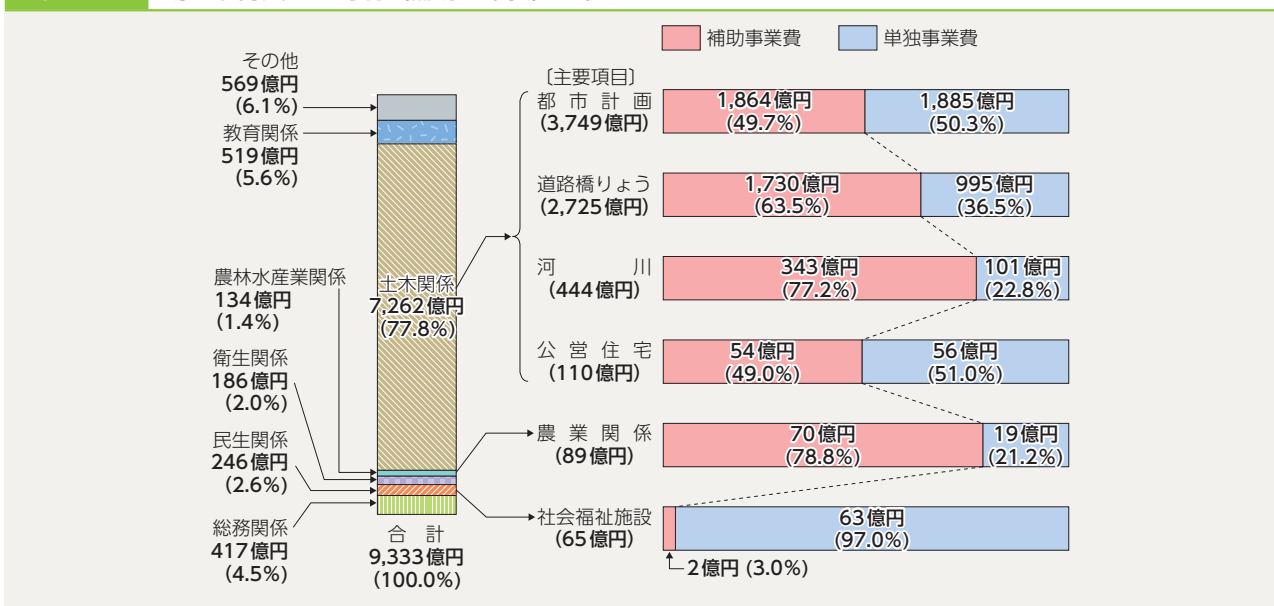
また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は3,284億円で、用地取得費に占める割合は前年度と比べると1.6ポイント上昇の35.2%（都道府県51.3%、市町村23.6%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は7,730万1千m²（都道府県3,159万6千m²、市町村4,570万6千m²）で、前年度と比べると55.0%増となっている。

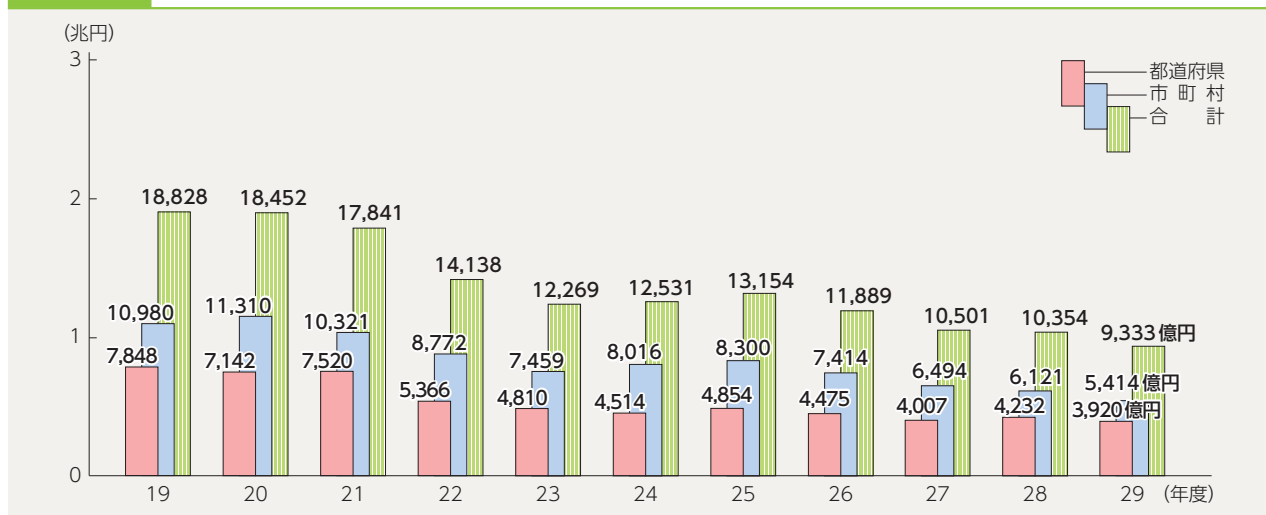
用地取得費の推移は、第68図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第16表のとおりであり、平成29年度は6.2%（都道府県5.5%、市町村6.9%）となっている。

第67図 用地取得費の目的別（補助・単独）の状況



第68図 用地取得費の推移



第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区分	平成19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
都道府県	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
市町村	10.5	10.1	9.8	7.8	7.0	6.9	6.7	6.2	5.9	5.9	5.5
政令指定都市	16.6	17.5	14.2	12.3	11.9	12.2	10.8	8.9	8.1	7.9	6.9
特別区	22.4	22.5	19.6	16.3	16.0	15.5	14.3	10.3	9.7	9.5	8.3
中核市	25.2	31.1	25.5	17.6	18.1	14.2	10.6	15.2	18.1	16.2	12.0
施行時特例市	15.9	18.3	16.4	15.0	14.6	15.0	12.1	8.7	8.5	8.5	8.7
都市	18.6	20.6	18.2	17.8	14.2	15.0	15.4	13.8	8.2	9.1	7.3
町村	15.6	15.5	12.2	11.6	10.6	11.9	10.4	9.1	8.1	7.6	6.7
一部事務組合等	8.7	7.8	5.6	4.9	5.3	6.6	7.6	5.2	4.1	3.7	3.3
合計	1.7	1.8	2.7	3.2	3.8	3.8	1.7	1.7	1.2	2.7	1.7
	13.3	13.6	11.9	10.1	9.3	9.6	8.8	7.7	7.1	6.9	6.2

① 災害復旧事業費 [資料編：第91表]

災害復旧事業費は、地震、台風その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

災害復旧事業費の決算額は8,448億円で、前年度と比べると3.2%増となっている。

このうち通常収支分においては4,486億円で、前年度と比べると32.1%増となっており、東日本大震災分においては3,962億円で、前年度と比べると17.2%減となっている。

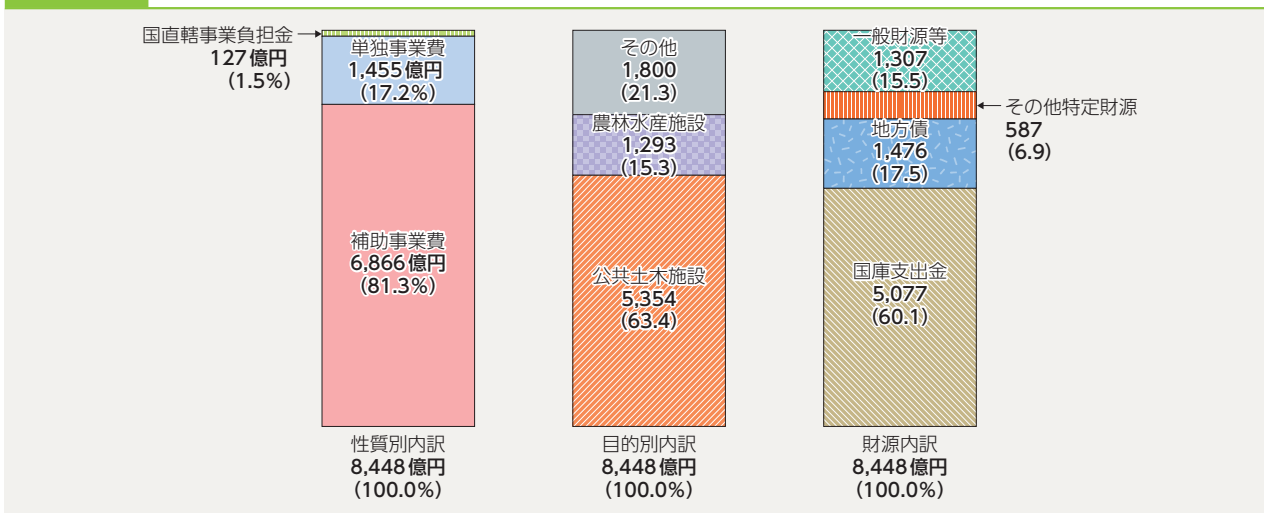
災害復旧事業費の内訳をみると、第69図のとおりであり、補助事業費が6,866億円で、前年度と比べると4.0%増、単独事業費が1,455億円で、前年度と比べると9.3%増、国直轄事業負担金が127億円で、前年度と比べると49.6%減となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の63.4%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同15.3%）で全体の78.7%を占めている。

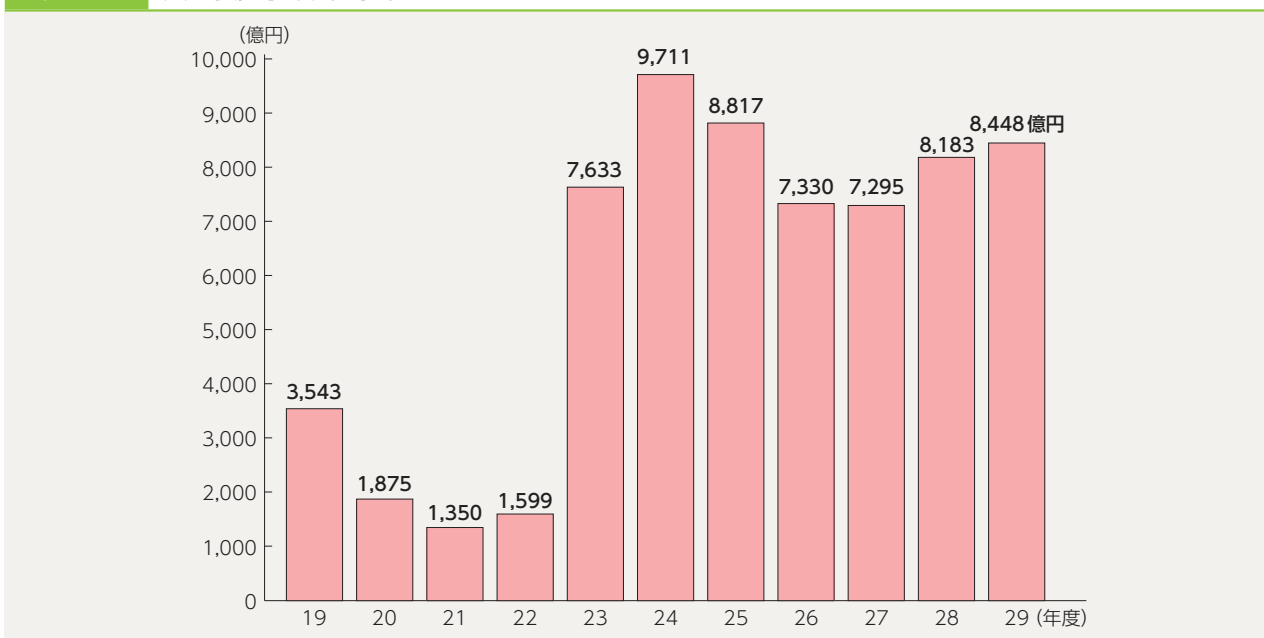
災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（災害復旧事業費総額の60.1%）を占め、次いで地方債（同17.5%）となっており、これらの財源で充当された財源総額の77.6%を占めている。

災害復旧事業費の推移は、第70図のとおりである。

第69図 災害復旧事業費の状況



第70図 災害復旧事業費の推移



☑ 失業対策事業費 [資料編：第92表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

失業対策事業費の決算額は1億円で、前年度と比べると15.0%減（前年度10.4%減）となっている。

その内訳をみると、単独事業費が1億円となっており、失業対策事業費総額の100.0%を占めている。

また、失業対策事業費に充当された財源は一般財源等が0.4億円（失業対策事業費総額の85.4%）等となっている。

(3) その他の経費

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は33兆4,373億円で、前年度と比べると1.6%減となっている。

その他の経費の歳出総額に占める割合は34.1%で、前年度と比べると0.5ポイントの低下となっている。

その他の経費の内訳をみると、**第17表**のとおりである。

その他の経費の内訳別に歳出総額に対する割合をみると、補助費等が10.0%、物件費が9.6%、繰出金が5.5%、貸付金が4.2%、積立金が3.2%の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業（「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用している事業。以下同じ。）の地方公営企業会計に対する繰出し（補助費等）は2兆646億円、法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業。以下同じ。）の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は9,368億円で、合計3兆14億円となっており、前年度と比べると0.3%減となっている。

第17表 その他の経費の状況

区 分	決 算 額		増 減 率	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
	億円	億円	%	%
物 件 費	94,192	94,968	△ 0.8	1.9
維 持 補 修 費	12,798	12,036	6.3	3.6
補 助 費 等	98,375	98,422	△ 0.0	△ 0.3
繰 出 金	53,718	54,477	△ 1.4	△ 2.9
積 立 金	31,165	33,175	△ 6.1	△ 12.0
投 資 及 び 出 資 金	3,226	3,113	3.6	△ 9.3
貸 付 金	40,898	43,729	△ 6.5	△ 5.4
前 年 度 繰 上 充 用 金	3	3	4.8	15.1
合 計	334,373	339,924	△ 1.6	△ 2.0

ア 物件費 [資料編：第79表]

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は9兆4,192億円で、前年度と比べると0.8%減となっている。

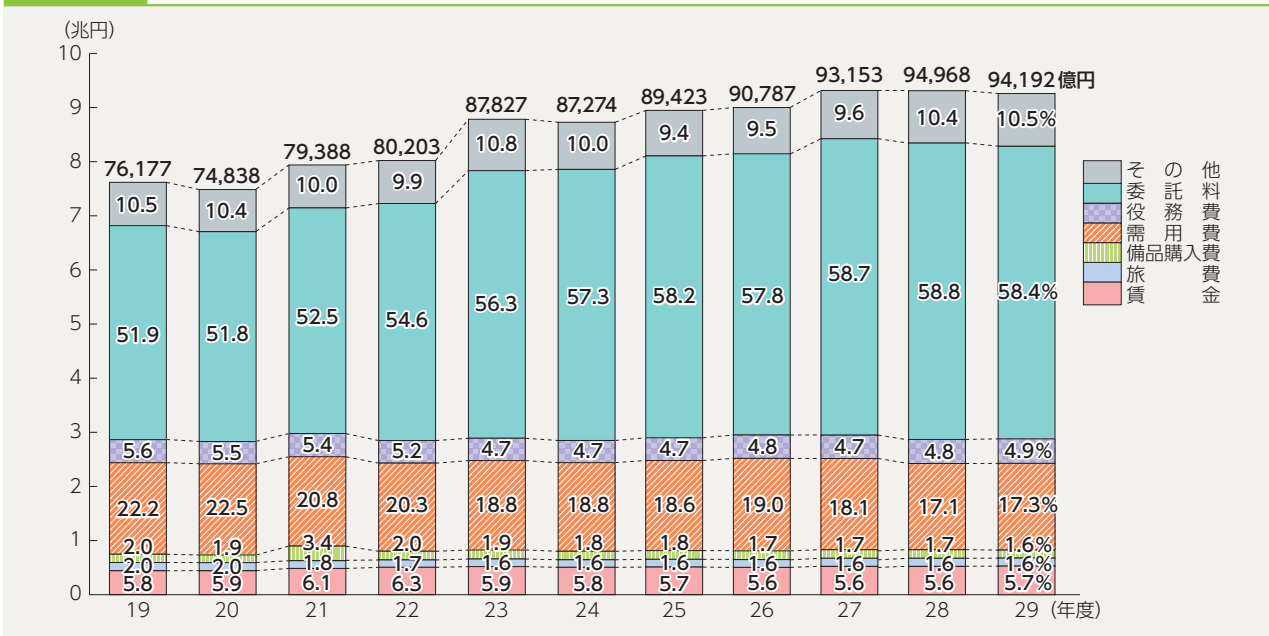
このうち通常収支分は9兆2,462億円で、前年度と比べると1.0%増となっており、東日本大震災分は1,730億円で、49.3%減となっている。

その内訳をみると、委託料が最も大きな割合（物件費総額の58.4%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同17.3%）となっており、これらの経費で物件費総額の75.7%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が1.6%減、需用費が0.8%増となっている。

なお、物件費の内訳の推移は、**第71図**のとおりである。

第71図 物件費の推移



イ 維持補修費 [資料編：第80表]

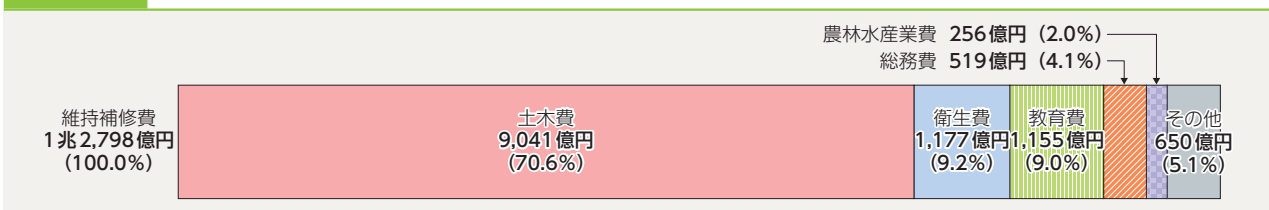
地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆2,798億円で、前年度と比べると6.3%増となっている。

このうち通常収支分は1兆2,760億円で、前年度と比べると6.4%増となっており、東日本大震災分は38億円で、20.1%減となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、第72図のとおりであり、土木費（維持補修費総額の70.6%）、衛生費（同9.2%）、教育費（同9.0%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.8%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が8.8%増、衛生費が2.0%減、教育費が1.1%増となっている。

第72図 維持補修費の目的別内訳の状況



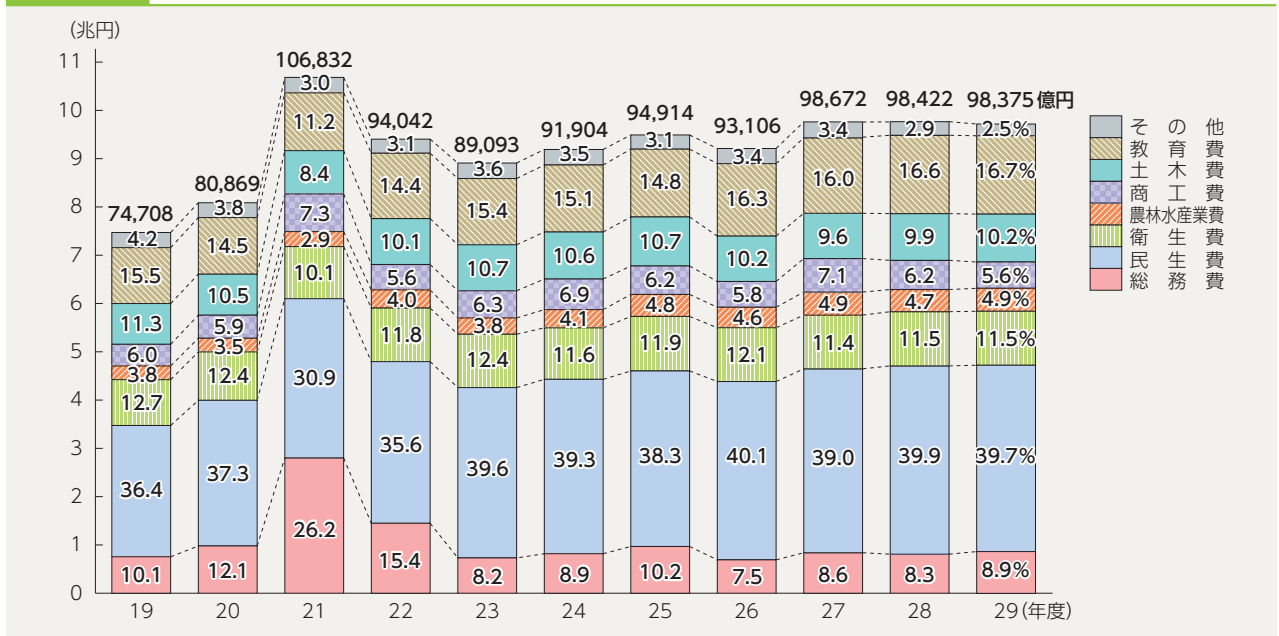
ウ 補助費等 [資料編：第82表]

地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する負担金、国民健康保険制度における都道府県調整交付金等のような市町村の地方公営事業会計に対する都道府県の負担金、様々な団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は9兆8,375億円で、前年度と比べると0.0%減となっている。

このうち通常収支分は9兆7,037億円で、前年度と比べると0.0%減となっており、東日本大震災分は1,339億円で、1.6%減となっている。

補助費等の目的別の内訳をみると、民生費が3兆9,068億円で最も大きな割合（補助費等総額の39.7%）を占め、以下、教育費の1兆6,402億円（同16.7%）、衛生費の1兆1,357億円（同11.5%）、土木費の1兆1億円（同10.2%）、総務費の8,715億円（同8.9%）、商工費の5,472億円（同5.6%）、農林水産業費の4,799億円（同4.9%）の順となっている。

第73図 補助費等の目的別内訳の推移



また、各費目の決算額を前年度と比べると、民生費が0.4%減、教育費が0.2%増、衛生費が0.0%減、土木費が2.5%増、総務費が6.2%増、商工費が9.9%減、農林水産業費が4.2%増となっている。

補助費等のうち、法適用企業に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるもので、その額は1兆7,173億円で、前年度と比べると2.4%増となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが8,882億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の51.7%）を占め、次いで病院事業の6,118億円（同35.6%）となっており、これら2事業で総額の87.3%を占めている。以下、交通事業の1,013億円（同5.9%）、上水道事業919億円（同5.4%）の順となっている。

なお、補助費等の内訳の推移は、第73図のとおりである。

工 繰出金 [資料編：第93表]

普通会計から他会計、基金に支出する経費である繰出金の決算額は5兆3,718億円で、前年度と比べると1.4%減となっている。

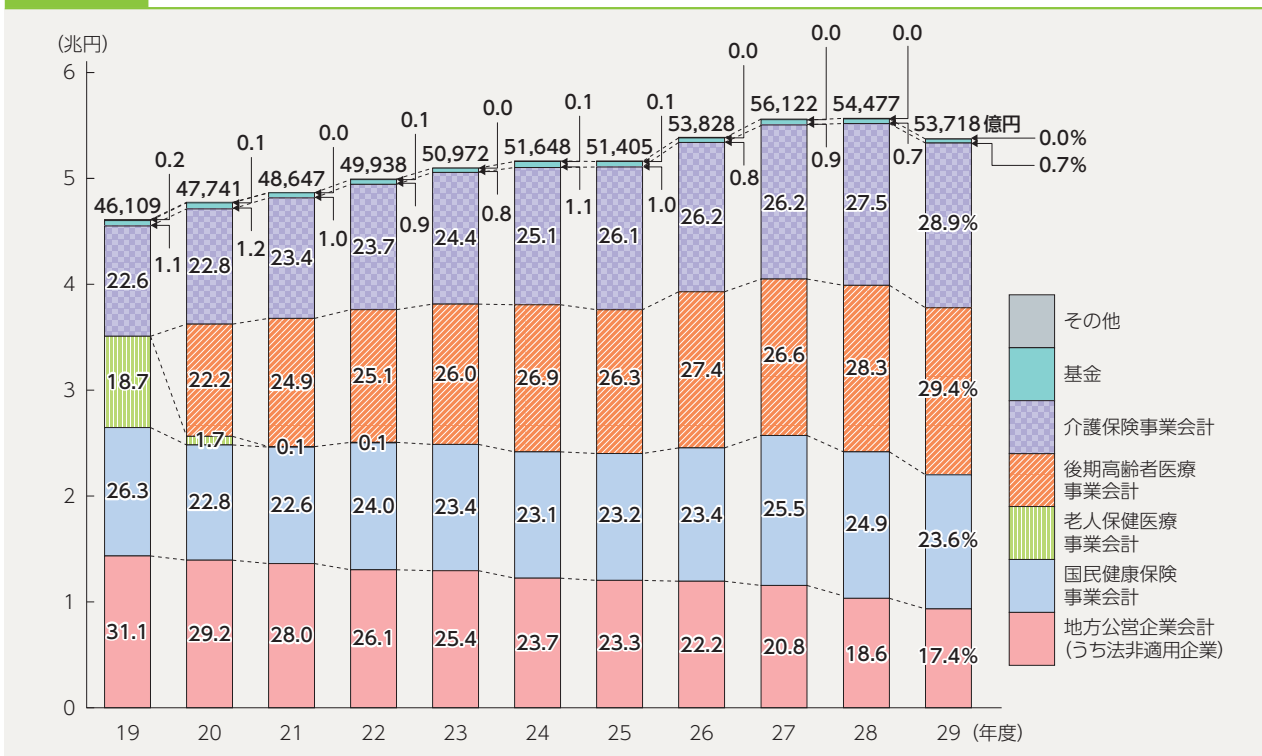
このうち通常収支分は5兆3,353億円で、前年度と比べると1.4%減となっており、東日本大震災分は365億円で、3.8%減となっている。

繰出金の繰出先内訳をみると、後期高齢者医療事業会計に対するものが1兆5,784億円で最も大きな割合（繰出金総額の29.4%）を占めており、以下、介護保険事業会計に対するものが1兆5,507億円（同28.9%）、国民健康保険事業会計に対するものが1兆2,656億円（同23.6%）、地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対するものが9,368億円（同17.4%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、後期高齢者医療事業会計に対するものが2.4%増、介護保険事業会計に対するものが3.7%増、国民健康保険事業会計に対するものが6.6%減、地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対するものが7.3%減となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが7,282億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金総額の77.7%）を占めている。

第74図 繰出金の繰出先内訳の推移



また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が5,355億円（下水道事業に対する繰出金総額の73.5%）、建設費繰出が707億円（同9.7%）で、これらの繰出しで全体の83.2%を占めている。

なお、繰出金の繰出先内訳の推移は、第74図のとおりであり、後期高齢者医療事業会計に対するもの及び介護保険事業会計に対するものが増加の傾向にある。

オ 積立金 [資料編：第94表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は3兆3,371億円で、前年度と比べると6.7%減となっている。

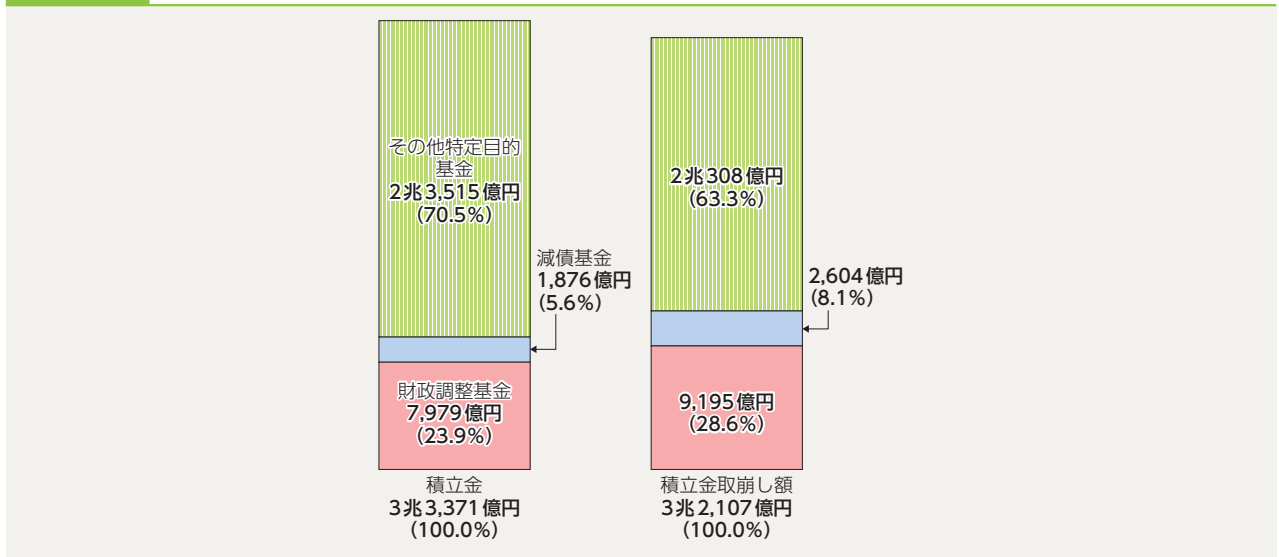
積立金の状況は、第75図のとおりであり、その内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは7,979億円で、前年度と比べると70億円増加（0.9%増加）、減債基金に対するものは1,876億円で、前年度と比べると442億円減少（19.1%減）、その他特定目的基金に対するものは2兆3,515億円で、前年度と比べると2,025億円減少（7.9%減）している。

一方、積立金取崩し額は3兆2,107億円で、前年度と比べると662億円減少（2.0%減）している。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額が9,195億円で、前年度と比べると1,246億円増加（15.7%増）、減債基金の取崩し額が2,604億円で、前年度と比べると684億円減少（20.8%減）、その他特定目的基金の取崩し額が2兆308億円で、前年度と比べると1,224億円減少（5.7%減）している。

なお、平成29年度末における積立金現在高は23兆7,521億円で、前年度末と比べると1,264億円増加（0.5%増）している。積立金現在高については、「2 地方財政の概況 (6) 将来の財政負担 ウ 積立金現在高」を参照されたい。

第75図 積立金の状況



カ 投資及び出資金 [資料編：第95表]

国債、地方債の取得や第三セクター等への出捐、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,226億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。

このうち通常収支分は3,204億円で、前年度と比べると3.6%増となっており、東日本大震災分は22億円で、2.5%増となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第76図のとおりであり、土木費が1,368億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の42.4%）を占め、次いで衛生費が1,310億円（同40.6%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が2.9%増、衛生費が13.6%増となっている。

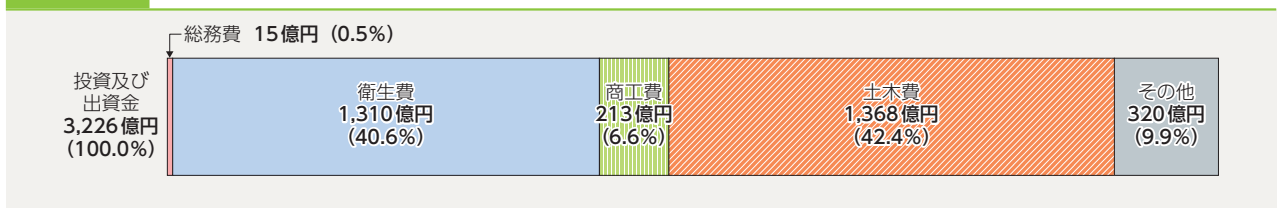
投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（うち法適用企業）に対するものは2,737億円で、前年度と比べると183億円増加（7.2%増）している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが1,216億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する投資及び出資金総額の44.4%）を占め、以下、病院事業の632億円（同23.1%）、上水道事業の584億円（同21.3%）、交通事業の236億円（同8.6%）の順となっている。

平成29年度末における投資及び出資金の現在高は16兆2,996億円で、前年度末と比べると2,132億円増加（1.3%増）している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが4兆1,153億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の25.2%）を占め、以下、開発関係の1兆2,206億円（同7.5%）、商工関係の1兆984億円（同6.7%）の順となっている。

第76図 投資及び出資金の目的別内訳の状況



キ 貸付金 [資料編：第96表]

地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は4兆898億円で、前年度と比べると6.5%減となっている。

第1部 平成29年度の地方財政の状況

このうち通常収支分は3兆8,790億円で、前年度と比べると6.3%減となっており、東日本大震災分は2,107億円で、10.3%減となっている。

貸付金の目的別の内訳をみると、**第77図**のとおりであり、商工費が3兆3,920億円で最も大きな割合（貸付金総額の82.9%）を占め、次いで土木費が2,110億円（同5.2%）となっている。

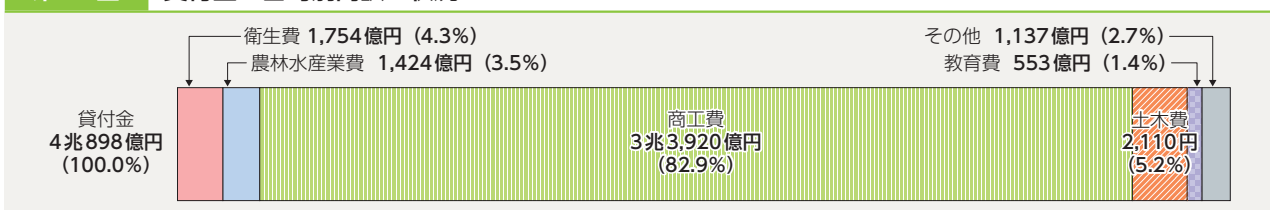
また、各費目の決算額を前年度と比べると、商工費が6.5%減、土木費が4.0%減となっている。

地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する貸付金は736億円で、前年度と比べると59億円増加（8.7%増）しており、貸付金総額に占める割合は1.8%となっている。

平成29年度末の貸付金の現在高は6兆1,094億円で、前年度末と比べると2,349億円減少（3.7%減）している。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆2,318億円（貸付金現在高の20.2%）、観光・交通関係が1兆159億円（同16.6%）、住宅関係が6,378億円（同10.4%）等となっている。

第77図 貸付金の目的別内訳の状況



6 一部事務組合等の状況

平成29年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1) 団体数 [資料編：第4表]

平成29年度末の一部事務組合等の総数は1,314団体で、前年度末と比べると6団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度である広域連合の団体数は111団体で、前年度末と比べると2団体減少している。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、**第18表**のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が541団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の41.2%）を占め、以下、広域消防等の消防関係269団体（同20.5%）、退職手当組合等の総務関係195団体（同14.8%）の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	平成29年度		平成28年度		増 減
	団体数	構成比	団体数	構成比	
総務関係組合	195	14.8%	192	14.5%	3
うち退職手当組合	42	3.2	42	3.2	－
民生関係組合	79	6.0	84	6.4	△5
衛生関係組合	541	41.2	545	41.3	△4
うちごみ・し尿処理組合	457	34.8	459	34.8	△2
農林水産関係組合	72	5.5	72	5.5	－
消防関係組合	269	20.5	271	20.5	△2
教育関係組合	48	3.7	51	3.9	△3
うち <small>（</small> 小学校組合	6	0.5	7	0.5	△1
うち <small>）</small> 中学校組合	19	1.4	19	1.4	－
その他の	110	8.3	105	7.9	5
合 計	1,314	100.0	1,320	100.0	△6

(注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等へ加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を除く。以下（2）において同じ。）の数は延べ8,800団体となっており、1市町村当たり平均5.1の一部事務組合等へ加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村（延べ8,800団体）をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合へ加入している市町村は延べ3,400団体で、最も大きな割合（全体の38.6%）を占めており、以下、衛生関係組合へ加入している市町村が延べ2,321団体（同26.4%）、消防関係組合へ加入している市町村が延べ1,470団体（同16.7%）の順となっている。

(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第78図**のとおりであり、歳入決算額は2兆404億円で、前年度と比べると2.1%減となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金・負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の72.6%）を占めており、以下、地方債（同5.6%）、国庫支出金（同4.2%）の順となっている。

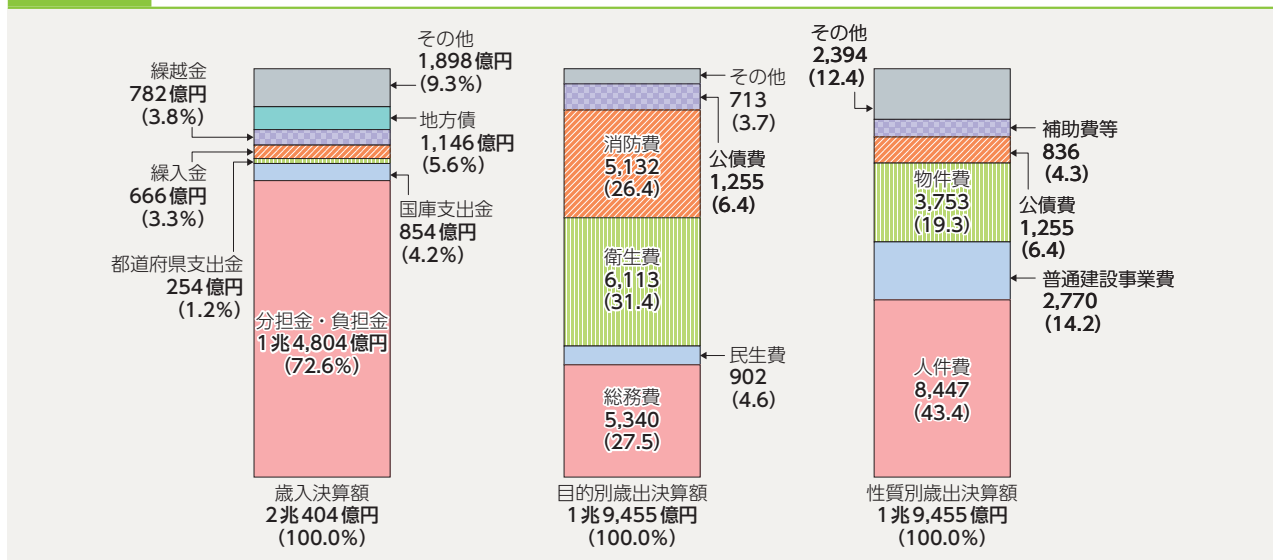
歳出決算額は1兆9,455億円で、前年度と比べると1.8%減となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、衛生費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の31.4%）を占め、以下、総務費（同27.5%）、消防費（同26.4%）の順となっており、これらで全体の85.2%を占めている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の43.4%）を占め、以下、物件費（同19.3%）、普通建設事業費（同14.2%）の順となっている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、**第19表**のとおりであり、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の27.6%）を占め、次いで衛生費（同12.9%）、総務費（同7.8%）の順となっている。

第78図 一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況



第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合 (目的別内訳)

(単位 億円・%)

区分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総務費	68,468	5,340	7.8
衛生費	47,474	6,113	12.9
消防費	18,571	5,132	27.6
公債費	56,290	1,255	2.2
その他	388,626	1,615	0.4
歳出合計	579,429	19,455	3.4

7 地方公営企業等の状況

(1) 地方公営企業

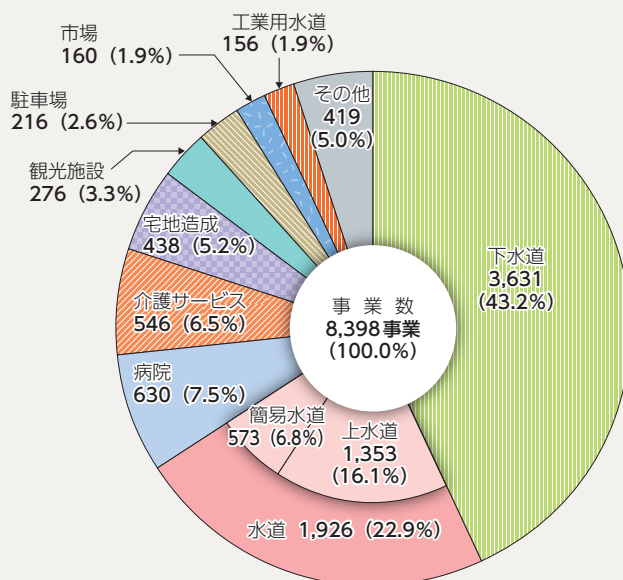
ア 概況

(ア) 事業数 [資料編：第114表]

平成29年度末において、地方公営企業を営んでいる団体数は1,785団体（企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を営んでいる5団体及び特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,718市区町村（政令指定都市を除く。）となっている。

これらの団体が営んでいる地方公営企業の実業数は8,398事業で、前年度末と比べると136事業減少している。これを事業別にみると、**第79図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）、病院事業の順となっている。

第79図 地方公営企業の実業数の状況（平成29年度末）



(イ) 業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、**第20表**のとおりである。

平成29年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a 水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力6,872万1千 m^3 /日、導送配水管76万5,383kmを有し、年間151億 m^3 （対前年度比0.4%増）の配水を行っている。また、給水人口は平成29年度末で1億2,423万2千人で、全国人口に対する割合は97.3%に達している。

b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,163万7千 m^3 /日、導送配水管8,849kmを有し、年間43億37百万 m^3 （対前年度比0.3%増）の配水を行っている。また、契約水量は1,650万5千 m^3 /日（同0.2%減）となっている。

c 都市高速鉄道事業

第1部 平成29年度の地方財政の状況

都市高速鉄道事業においては、車両4,648両、営業路線554kmを有している。また、年間輸送人員は33億45百万人（対前年度比2.5%増）となっている。

d バス事業

バス事業においては、車両7,668両、営業路線7,276kmを有している。また、年間輸送人員は9億48百万人（対前年度比2.2%増）となっている。

e 病院事業

病院事業においては、783病院、病床17万7,279床を有している。また、年延患者数は1億2,497万人（対前年度比1.0%減）であり、16年連続の減少となっている。

f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,232万m³/日、下水管布設延長53万5,746kmを有している。また、年間有収水量（流域下水道分は除く。）は112億m³（対前年度比0.6%増）となっている。

第20表 事業全体に占める地方公営企業の割合

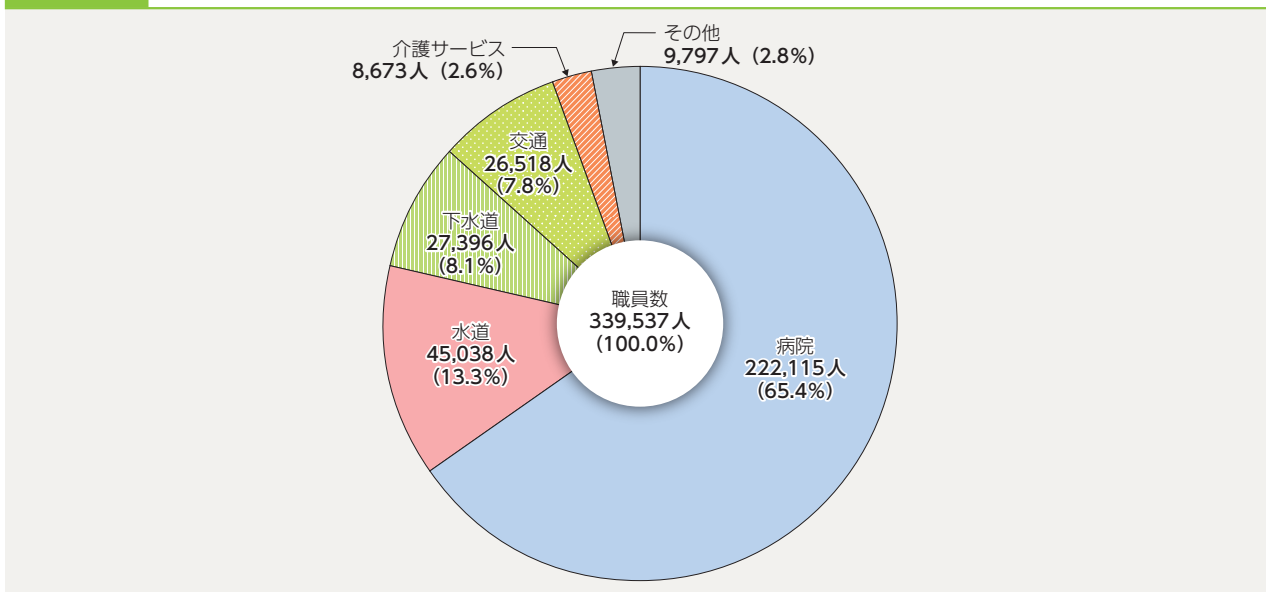
事業	指標	全事業	左記に占める地方公営企業の割合
水道事業	現在給水人口	1億2,496万人	99.6%
工業用水道事業	年間総配水量	43億39百万m ³	99.9%
交通事業（鉄軌道）	年間輸送人員	250億人	13.9%
交通事業（バス）	年間輸送人員	46億人	20.4%
電気事業	年間発電電力量	9,133億31百万kWh	0.9%
ガス事業	年間ガス販売量	1兆7,786億33百万MJ(メガジュール)	2.0%
病院事業	病床数	1,555千床	11.4%
下水道事業	汚水処理人口	1億1,571万人	90.3%

(ウ) 職員数 [資料編：第115表]

平成29年度末における地方公営企業に従事する職員の数33万9,537人で、前年度末と比べると0.1%減となっている。

これを事業別にみると、**第80図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の94.6%を占めている。

第80図 職員数の状況

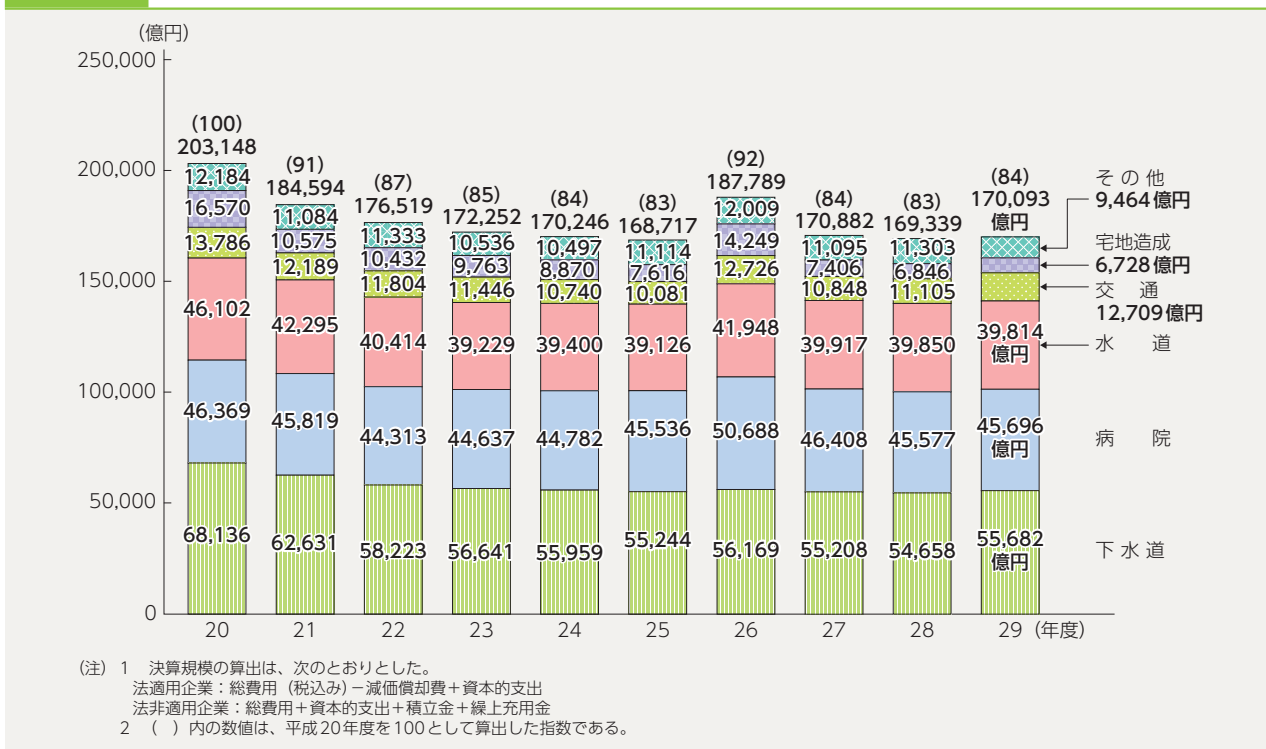


(工) 決算規模 [資料編：第116表]

決算規模は17兆93億円で、前年度と比べると754億円増加（0.4%増）となっている。

これを事業別にみると、第81図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

第81図 決算規模の推移



(オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第21表のとおりであり、黒字事業数は全体の88.8%（前年度89.5%）、赤字事業数は11.2%（同10.5%）で、全体としては9,028億円の黒字となっている（前年度7,235億円の黒字）。また、赤字額は1,849億円で、前年度と比べると561億円減少（23.3%減）している。

第21表 地方公営企業全体の経営状況

(単位 事業、億円)

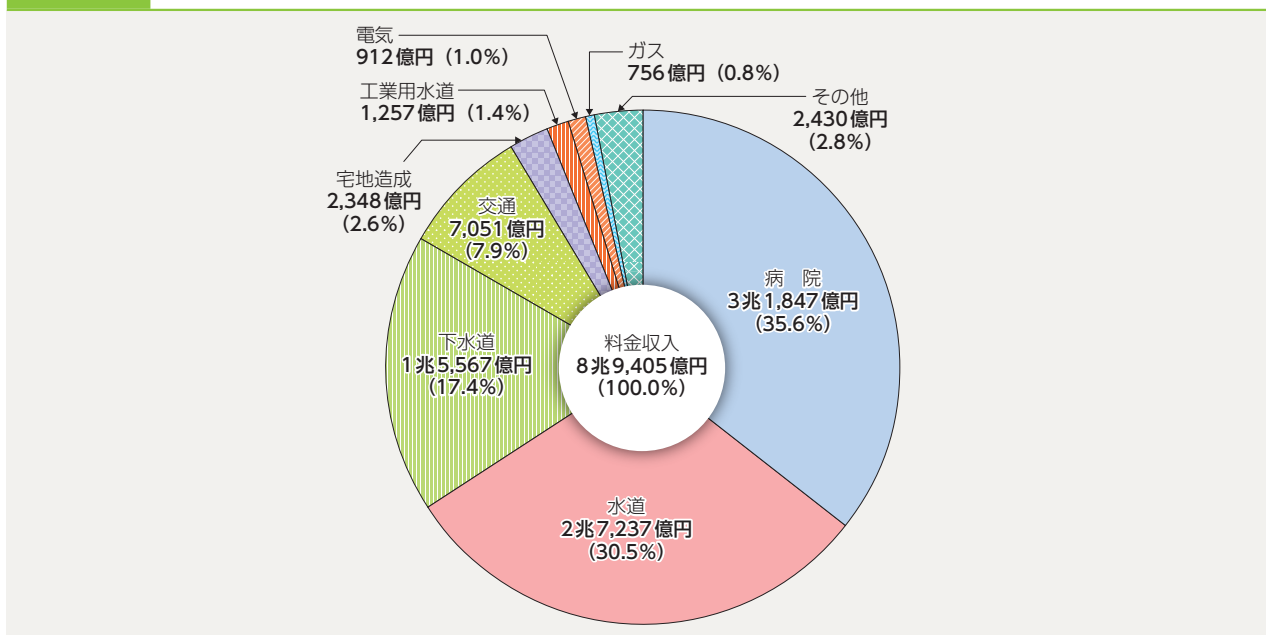
区 分	平成29年度 (A)			平成28年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計
黒字事業数	2,448 [74.4%]	4,954 [98.1%]	7,402 [88.8%]	2,382 [74.9%]	5,210 [98.3%]	7,592 [89.5%]	66	△ 256	△ 190
黒 字 額	9,320	1,557	10,877	8,142	1,503	9,645	1,177	54	1,232
赤字事業数	843 [25.6%]	95 [1.9%]	938 [11.2%]	799 [25.1%]	89 [1.7%]	888 [10.5%]	44	6	50
赤 字 額	1,627	222	1,849	2,128	282	2,410	△ 501	△ 60	△ 561
総事業数	3,291	5,049	8,340	3,181	5,299	8,480	110	△ 250	△ 140
収 支	7,693	1,335	9,028	6,014	1,221	7,235	1,679	114	1,793

(注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第22表から第33表まで同じ。
 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第33表まで同じ。
 3 [] は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合である。

(カ) 料金収入

料金収入は8兆9,405億円で、前年度と比べると656億円増加（0.7%増）している。これを事業別にみると、第82図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっている。

第82図 料金収入の状況

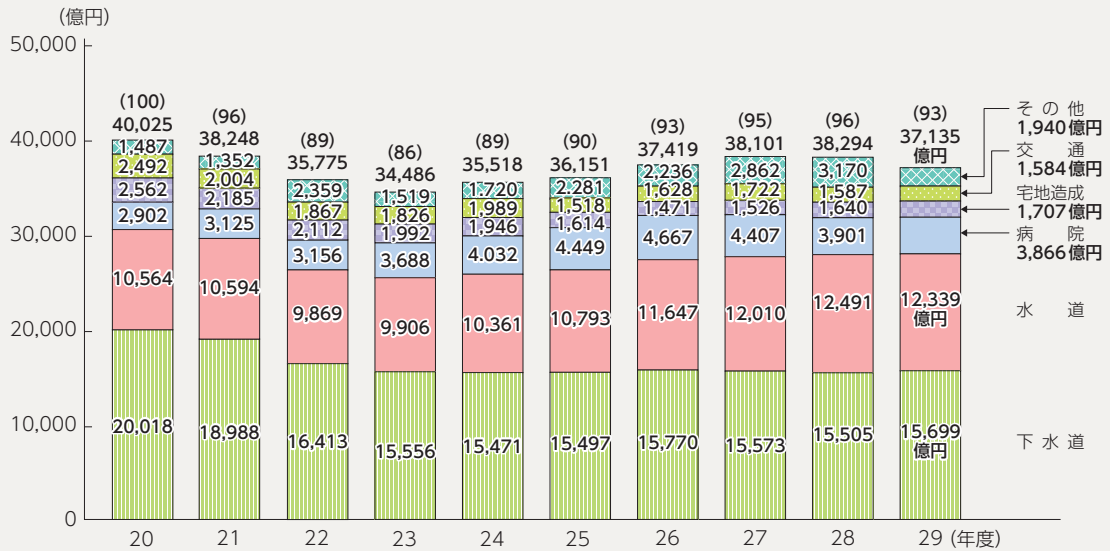


(キ) 建設投資額の推移

建設投資額の推移は、第83図のとおりであり、平成29年度の額は3兆7,135億円で、前年度と比べると1,159億円減少（3.0%減）している。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、下水道事業（対前年度比194億円増加、1.3%増）、宅地造成事業（同68億円増加、4.1%増）、介護サービス事業（同33億円増加、68.2%増）となっている。

第83図 建設投資額の推移



(注) 1 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。
 2 () 内の数値は、平成20年度を100として算出した指数である。

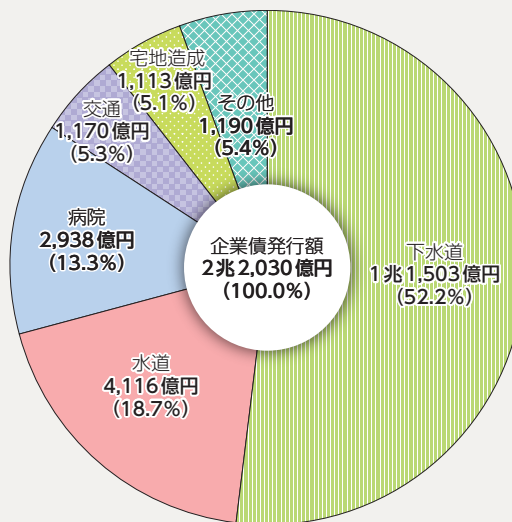
(ク) 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第84図のとおりであり、発行額は2兆2,030億円で、前年度と比べると963億円減少（4.2%減）している。

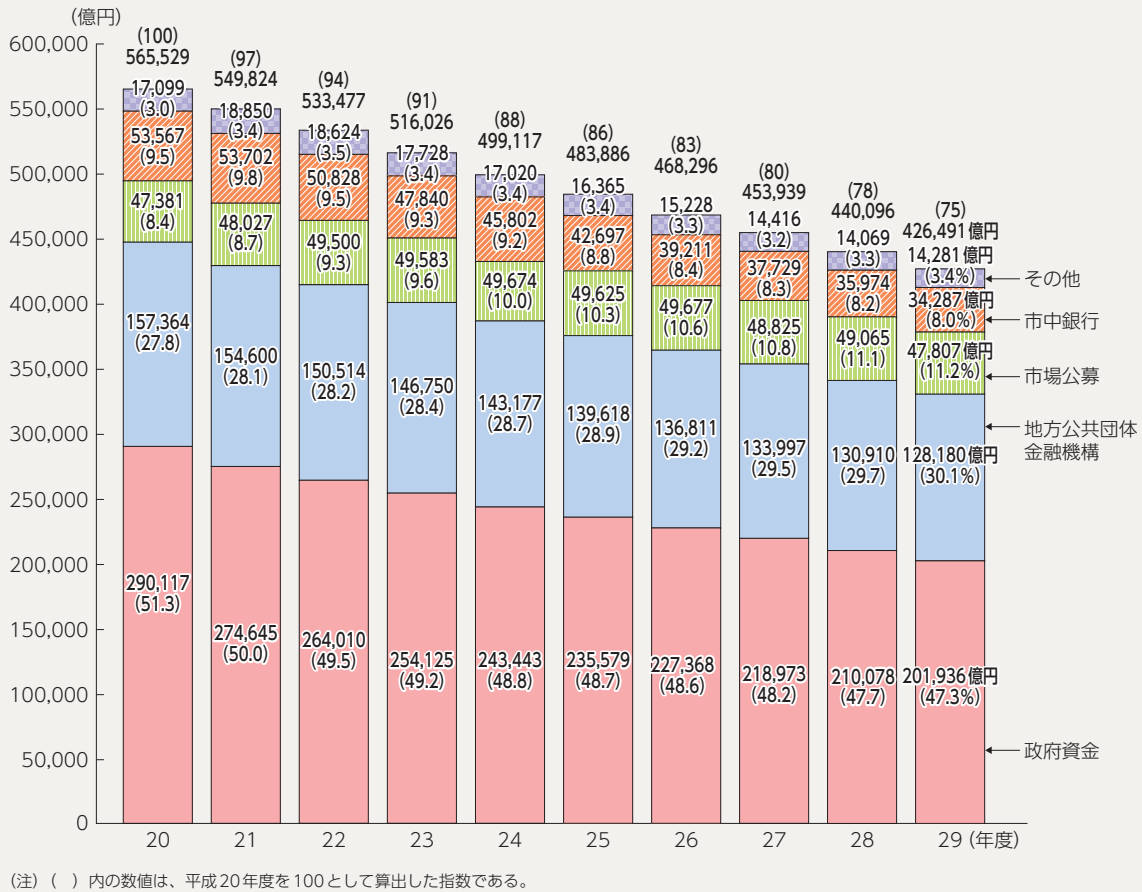
これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、交通事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第85図のとおりであり、企業債現在高の平成29年度末の総額は42兆6,491億円で、前年度末と比べると1兆3,606億円減少（3.1%減）している。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、地方公共団体金融機構、市場公募の順となっている。

第84図 企業債発行額の状況



第85図 企業債借入先別現在高の推移



(ケ) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は2兆9,378億円で、前年度と比べると192億円減少(0.7%減)している。

この内訳をみると、収益的収入として1兆9,781億円(収益的収入に対する繰入金の割合15.2%)、資本的収入として9,597億円(資本的収入に対する繰入金の割合22.6%)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合(繰入額全体の59.3%)を占め、以下、病院事業(同23.5%)、水道事業(同6.8%)、交通事業(同3.7%)の順となっている。

(コ) 法適用企業の経営状況 [資料編：第117表]

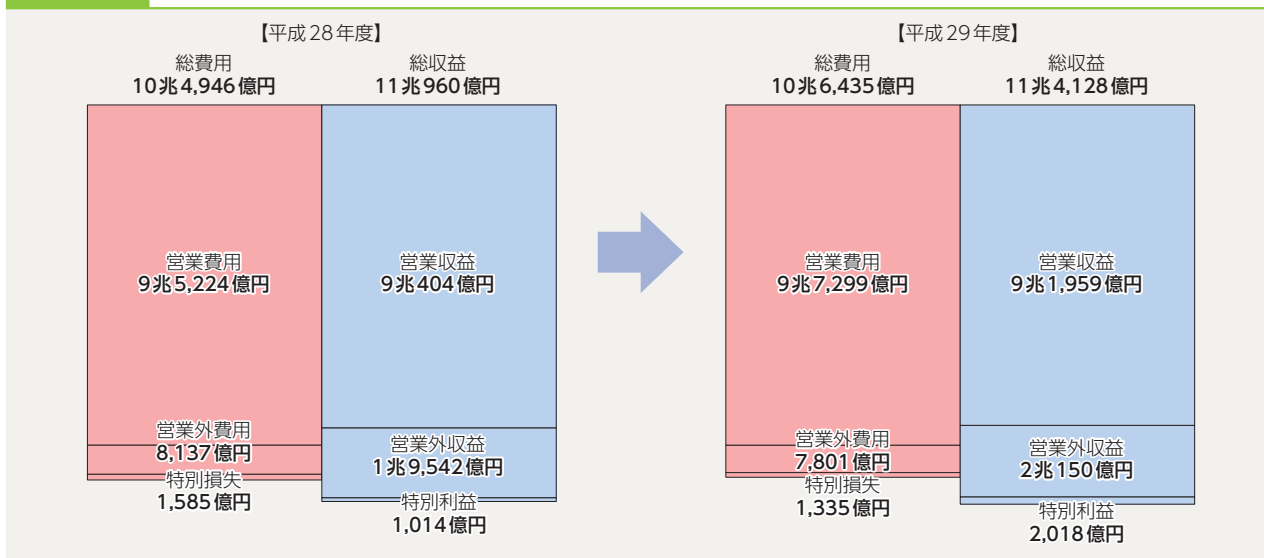
a 損益計算書、貸借対照表

損益計算書は、第86図のとおりであり、平成29年度は、料金収入の増加等により総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。

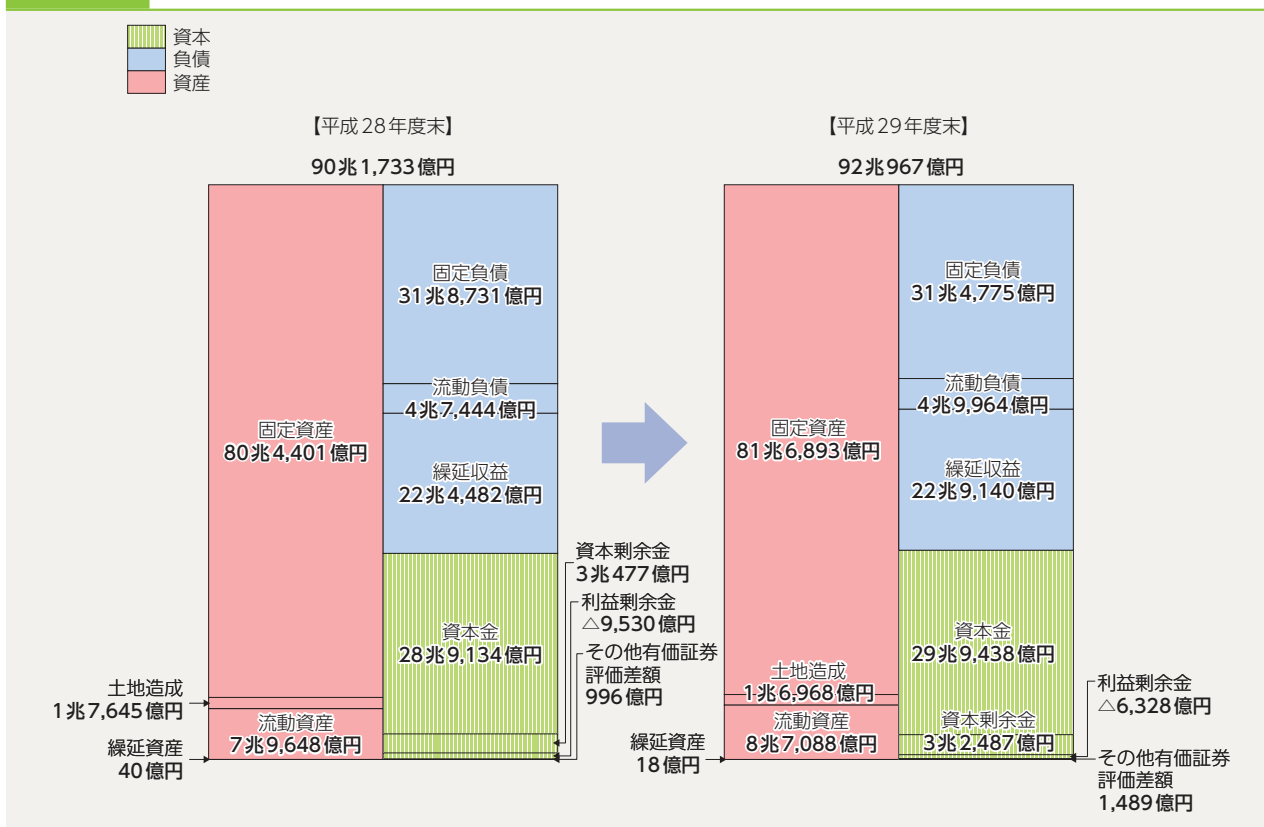
また、法非適用企業の公営企業会計の適用の拡大により、総費用及び総収益が増加している。

貸借対照表は、第87図のとおりであり、法非適用企業の公営企業会計の適用の拡大により、資産の総額は増加している。特に下水道事業における固定資産の増加分が、全体の増加分の大部分を占めている。

第86図 損益計算書の状況



第87図 貸借対照表の状況



b 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、総収益から総費用を差し引いた額をいい、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、固定資産売却損等の臨時的な費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は11兆4,128億円、総費用（経常費用＋特別損失）は10兆6,435億円となっている。この結果、純損益は7,693億円の黒字となっており、総収支比率は107.2%と前年度より1.5ポイント上昇している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は11兆2,109億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は10兆5,100億円となっている。この結果、経常損益は7,009億円の黒字となっており、経常収支比率は106.7%と前年度より0.3ポイント上昇している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは15年連続で100%を上回っている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第22表のとおりである。

c 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆9,321億円で、前年度と比べると1,543億円増加（2.7%増）している。これに対する財源は、企業債等の外部資金が2兆8,215億円、損益勘定留保資金等の内部資金が3兆403億円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は703億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆8,856億円で、前年度と比べると529億円減少（1.8%減）している。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の40.8%）、下水道事業（同34.4%）、病院事業（同13.4%）である。

d 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆1,961億円で、前年度と比べると949億円減少（2.2%減）している。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、病院事業（累積欠損金合計額の43.8%）、交通事業（同39.4%）である。

e 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額（建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。）が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,401億円で、前年度と比べると448億円減少（24.2%減）している。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の61.7%）、病院事業（同20.4%）、下水道事業（同12.7%）である。

第22表 法適用企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	2,448	2,382	2,452	2,351
黒字額	9,320	8,142	8,521	8,331
赤字事業数	843	799	839	830
赤字額	1,627	2,128	1,512	1,746
総事業数	3,291	3,181	3,291	3,181
収 支	7,693	6,014	7,009	6,585

(サ) 法非適用企業の経営状況 [資料編：第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の98.1%、赤字事業数は1.9%を占めており、全体では1,335億円の黒字（前年度1,221億円の黒字）となっている。

1 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]

(ア) 水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成29年度決算対象となるものは、1,353事業であり、このうち、末端給水事業は1,282事業、用水供給事業は71事業（うち建設中2事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が19事業、市営が683事業、町村営が526事業、企業団営等が50事業であり、用水供給事業は、府県営が22事業、政令指定都市営が1事業、市営が1事業、企業団営等が47事業となっている。

(b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成29年度決算対象となるものは、573事業（うち法適用28事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が410事業（うち建設中1事業）で全体の71.6%を占め、以下、県営が1事業、政令指定都市営が2事業、市営が157事業、一部事務組合等営が3事業となっている。

b 業務の状況

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成29年度末で1億24百万人（上水道事業1億22百万人、簡易水道事業2百万人）であり、前年度と比べると微減となっている。また、平成29年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は181億37百万 m^3 （前年度180億59百万 m^3 ）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は299 l （同298 l ）となっている。

c 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

水道事業の総収益は3兆2,275億円、総費用は2兆8,481億円となっており、この結果、純損益は3,794億円の黒字（前年度3,954億円の黒字）、総収支比率は113.3%となっている。また、経常収益は3兆2,136億円、経常費用は2兆8,314億円となっており、この結果、経常損益は3,822億円の黒字、経常収支比率は113.5%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第23表**のとおりである。

累積欠損金は617億円で、前年度と比べると9.9%減となっている。なお、不良債務は1億円（前年度1億円）である。

(ii) 資本収支

資本的支出は、**第88図**のとおりであり、平成29年度の額は1兆8,196億円で、前年度と比べると2.1%増となっている。これに対する財源は、外部資金が6,183億円、内部資金が1兆1,988億円で、財源不足額は26億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆1,785億円で、前年度と比べると2.0%増、企業債償還金は5,775億円で、前年度と比べると4.2%増となっている。

(iii) 給水原価と料金

有収水量 $1m^3$ 当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は165.82円で、前年度と比べると1.5%増となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が57.14円、職員給与費が20.98円、受水費が28.96円、その他の経費が58.74円となっている。これに対して $1m^3$ 当たりの供給単価（用水供給事業を除く。）は172.96円であり、給水原価が供給単価を7.15円下回る状態となっている。

また、平成29年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は100事業（前年度75事業）で、営業中の事業の7.3%となっている。

(b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は545事業（うち建設中1事業）で、実質収支をみると、黒

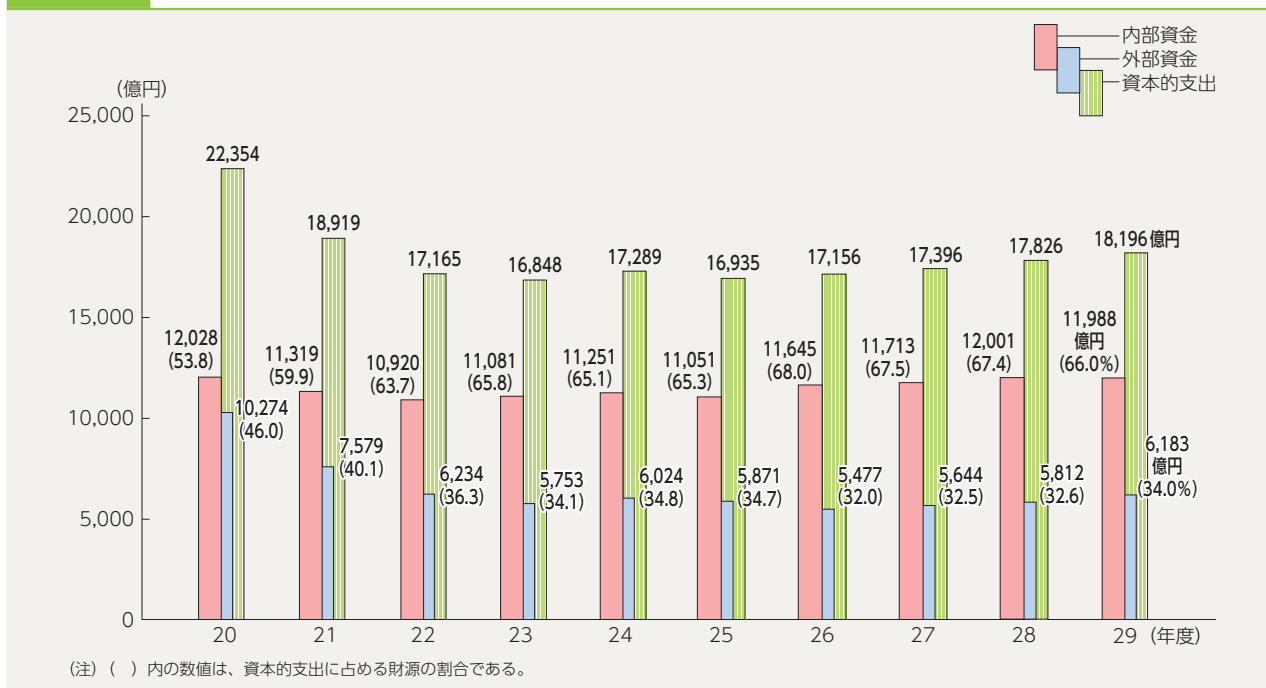
字事業が537事業で45億円の黒字、赤字事業が7事業で1億円の赤字となっており、差引44億円の黒字となっている。

第23表 水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
黒 字 事 業 数	1,235	1,242	1,238	1,243
黒 字 額	3,879	4,018	3,901	4,007
赤 字 事 業 数	144	119	141	118
赤 字 額	85	63	79	50
総 事 業 数	1,379	1,361	1,379	1,361
収 支	3,794	3,954	3,822	3,957

第88図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源



(イ) 工業用水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成29年度決算対象となるものは、156事業（うち建設中3事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が40事業、政令指定都市営が9事業、市営が81事業、町村営が17事業、企業団営が9事業となっている。

施設数は258施設、給水先事業所数は6,008箇所、年間総配水量は43億37百万m³となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したものの）の平均は54.9%（前年度54.8%）となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,516億円、総費用は1,269億円となっており、この結果、純損益は247億円の黒字（前年度273億円の黒字）、総収支比率は119.5%となっている。また、経常収益は1,481億円、経常費用は1,236億円となっており、この結果、経常損益は245億円の黒字、経常収

支比率は119.8%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第24表**のとおりである。

累積欠損金は348億円で、前年度と比べると9.3%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(b) 資本収支

資本的支出は992億円で、前年度と比べると0.8%減となっている。これに対する財源は、外部資金が368億円、内部資金が624億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は527億円で、前年度と比べると3.5%増、企業債償還金は329億円で、前年度と比べると9.5%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価は25.71円（資本費11.43円、職員給与費3.10円、その他の経費11.18円）となっており、これに対して1m³当たりの供給単価は29.73円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（15.13円）が給水原価（12.27円）を2.86円上回っており、補助事業では供給単価（33.52円）が給水原価（29.20円）を4.32円上回っている。

第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	134	133	132	133
黒字額	265	295	253	257
赤字事業数	19	18	21	18
赤字額	18	22	8	6
総事業数	153	151	153	151
収 支	247	273	245	251

(ウ) 交通事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、平成29年度決算対象となるものは、86事業である。これを事業別にみると、バスが25事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は44億2,051万人、1日平均1,211万人（対前年度比2.5%増）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが260万人（同2.2%増）、都市高速鉄道が916万人（同2.5%増）、路面電車が15万人（同1.4%増）、その他が20万人（同4.2%増）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第89図**のとおりであり、バスについては20.4%、鉄軌道については13.9%となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は9,052億円、総費用は7,804億円となっており、この結果、純損益は1,248億円の黒字（前年度792億円の黒字）、総収支比率は116.0%となっている。また、経常収益は8,545億円、経常費用は7,294億円となっており、この結果、経常損益は1,250億円の黒字、経常収支比率は117.1%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第25表**のとおりである。

累積欠損金は1兆6,525億円で、前年度と比べると6.2%減となっている。また、不良債務は

864億円で、前年度と比べると35.5%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、純損益は387億円の黒字となっており、経常損益は56億円の黒字となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第26表のとおりである。

累積欠損金は1,001億円で、前年度と比べると25.4%減となっている。また、不良債務は68億円で、前年度と比べると72.5%減となっている。

都市高速鉄道事業においては、純損益は878億円の黒字となっており、経常損益は1,213億円の黒字となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第27表のとおりである。

累積欠損金は1兆4,816億円で、前年度と比べると5.0%減となっている。また、不良債務は623億円で、前年度と比べると9.8%減となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は5,909億円（うちバス事業322億円、都市高速鉄道事業5,446億円）で、前年度と比べると28.3%増となっている。これに対する財源は、外部資金が2,113億円、内部資金が3,487億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は309億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,559億円（うちバス事業145億円、都市高速鉄道事業1,296億円）で、前年度と比べると0.9%増、企業債償還金は2,695億円（うちバス事業80億円、都市高速鉄道事業2,594億円）で、前年度と比べると3.8%増となっている。

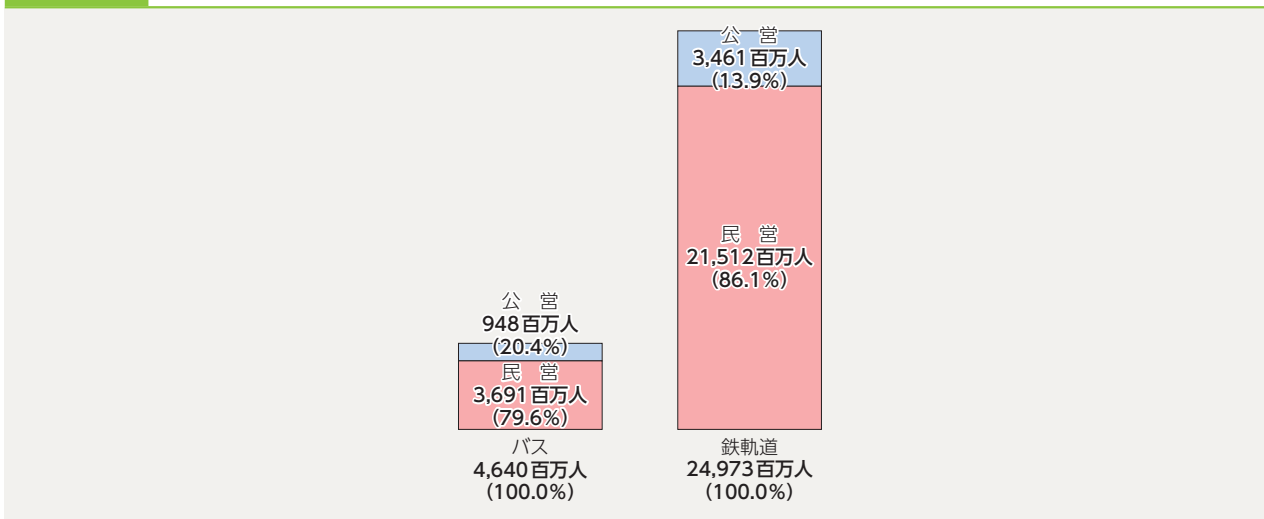
(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の39事業で、実質収支をみると、黒字事業が39事業で10億円の黒字となっており、赤字事業はない。

c 地下鉄事業の経営健全化措置

地下鉄事業の経営健全化措置については、不良債務の計画的な解消及びその発生の抑制を図ることを目的に、資金不足額について一般会計からの繰出し（一般会計出資）分を起債できることとする地下鉄事業経営健全化対策を講じ1団体が取組を行っていたが、平成29年度をもって計画を完了したところである。

第89図 バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）



第25表 交通事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	34	32	33	30
黒字額	1,312	951	1,313	1,239
赤字事業数	13	15	14	17
赤字額	64	159	63	76
総事業数	47	47	47	47
収 支	1,248	792	1,250	1,163

第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	19	18	17	15
黒字額	403	138	69	77
赤字事業数	6	7	8	10
赤字額	15	13	14	19
総事業数	25	25	25	25
収 支	388	125	56	58

第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	8	7	8	8
黒字額	901	762	1,237	1,155
赤字事業数	1	2	1	1
赤字額	23	120	24	30
総事業数	9	9	9	9
収 支	878	642	1,213	1,125

(工) 電気事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、平成29年度決算対象となるものは、100事業（うち建設中3事業）であり、法適用企業が28事業、法非適用企業が72事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が26事業、政令指定都市営が4事業、市営が33事業、町村営が32事業、一部事務組合等営が5事業となっている。施設数は482施設で、最大出力の合計は268万kW（建設中を含む）、年間発電電力量は84億22百万kWh、年間売電電力量は81億85百万kWhとなっている。

上記のうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は第28表のとおりである。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は909億円、総費用は698億円となっており、この結果、純損益は210億円の黒字（前年度241億円の黒字）、総収支比率は130.1%となっている。また、経常収益は904億円、経常費用は693億円となっており、この結果、経常損益は211億円の黒字、経常収

支比率は130.5%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

累積欠損金は23億円で、前年度と比べると39.9%増となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(ii) 資本収支

資本的支出は498億円で、前年度と比べると4.3%減となっている。これに対する財源は、外部資金が94億円、内部資金が404億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は290億円で、前年度と比べると6.7%減、企業債償還金は88億円で、前年度と比べると0.6%減となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、水力発電事業、ごみ発電事業、風力発電事業、太陽光発電事業及びバイオマス発電事業の72事業（うち建設中3事業）で、実質収支をみるとすべての事業において黒字であり、黒字額は10億円となっている。

第28表 公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）

発電型式	施設	最大出力 (千kW)	発電電力量 (百万kWh)	売電電力量 (百万kWh)
水 力	318	2,320	7,729	7,652
ご み	8	47	259	132
ス ー パ ー ご み	1	25	37	33
ご み 固 形 燃 料	1	12	64	40
風 力	31	108	144	141
太 陽 光	112	141	189	187
バ イ オ マ ス	0	0	0	0
合 計	471	2,653	8,422	8,185

第29表 電気事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	25	28	26	28
黒字額	217	241	218	235
赤字事業数	3	—	2	—
赤字額	7	—	7	—
総事業数	28	28	28	28
収支	210	241	211	235

(オ) ガス事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、平成29年度決算対象となるものは、27事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市が1事業、市営が19事業、町村営が7事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は82万戸（対前年度比0.9%減）で、供給区域内戸数に対する普及率は66.0%となっている。また、販売量は356億49百万MJで、前年度と比べると2.4%増となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、供給戸数で3.0%、販売量で2.0%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は893億円、総費用は834億円となっており、この結果、純損益は59億円の黒字（前年度40億円の黒字）、総収支比率は107.1%となっている。また、経常収益は862億円、経常費用は831億円となっており、この結果、経常損益は32億円の黒字、経常収支比率は103.8%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は202億円で、前年度と比べると17.3%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(b) 資本収支

資本的支出は205億円で、前年度と比べると2.4%減となっている。これに対する財源は、外部資金が14億円、内部資金が190億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は103億円で、前年度と比べると8.2%減、企業債償還金は99億円で、前年度と比べると3.5%増となっている。

第30表 ガス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	25	19	24	20
黒字額	59	43	61	41
赤字事業数	2	7	3	6
赤字額	0	2	30	2
総事業数	27	26	27	26
収 支	59	40	32	39

(カ) 病院事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する病院事業（地方公営企業法を適用する病院事業）で、平成29年度決算対象となるものは、630事業（うち建設中2事業）であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は783病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が148病院（35都道府県）、政令指定都市立が26病院（14政令指定都市）、市立が346病院（296市）、町村立が158病院（153町村）及び一部事務組合等立が105病院（79組合）となっている。

一般病院^(注)751病院のうち病床数300床以上の病院は、31.4%に当たる236病院となっており、地域における基幹病院、中核病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の41.0%に当たる308病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の85.4%に当たる669病院が救急病院として告示を受けており、地域の救急医療を担っている。

平成29年度末における病床数は17万7千床で、前年度と比べると1.1%減となり、入院、外来延患者数は1億2千万人で、前年度と比べると1.0%減となっている。

また、病床利用率は73.8%（前年度73.2%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したものは162.6%（前年度164.5%））となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、第90図のとおりである。

b 経営状況

(a) 損益収支

病院事業の総収益は4兆195億円、総費用は4兆1,050億円となっており、この結果、純損益は855億円の赤字（前年度975億円の赤字）、総収支比率は97.9%となっている。また、経常収益は3兆9,914億円、経常費用は4兆726億円となっており、この結果、経常損益は812億円の赤字、経常収支比率は98.0%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第31表のとおりである。

累積欠損金は1兆8,399億円で、前年度と比べると1.5%増となっている。また、不良債務は286億円で、前年度と比べると22.4%増となっている。

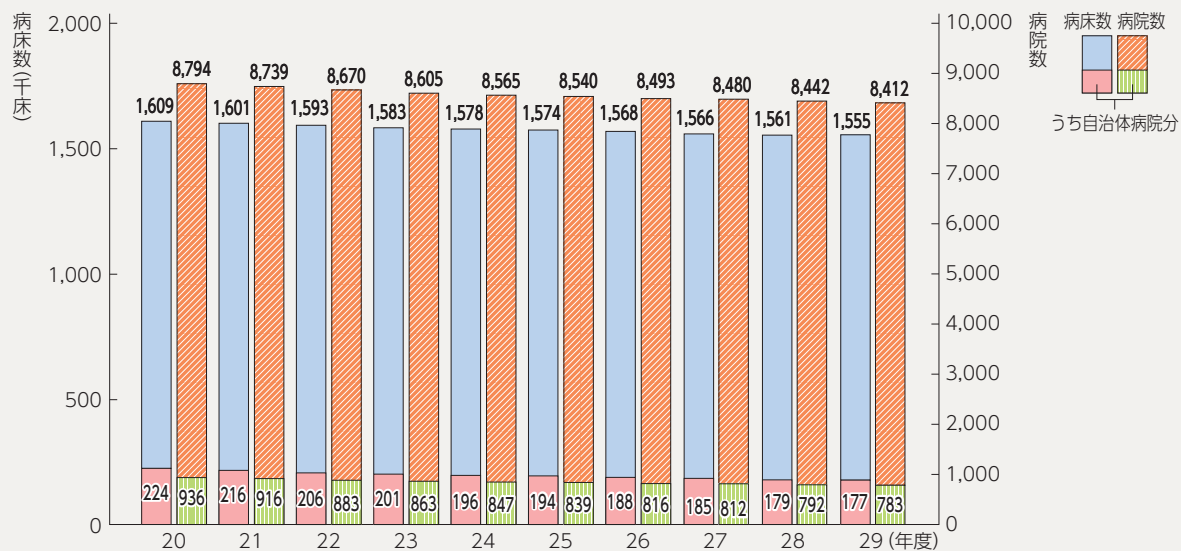
また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は88.4%（前年度88.4%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が88.9%（同88.8%）、精神科病院が66.8%（同67.2%）となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は7,347億円で、前年度と比べると1.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が5,379億円、内部資金が1,900億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は68億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,866億円で、前年度と比べると0.9%減、企業債償還金は3,244億円で、前年度と比べると2.8%減となっている。

(注) 精神科病院以外の病院をいう。

第90図 全国の病院に占める自治体病院の状況



(注) 全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年度10月1日現在）」を基にした数である。

第31表 病院事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
黒字事業数	252	268	256	250
黒字額	261	338	251	284
赤字事業数	376	366	372	384
赤字額	1,116	1,314	1,062	1,132
総事業数	628	634	628	634
収支	△ 855	△ 975	△ 812	△ 849

(キ) 下水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成29年度決算対象となるものは、3,631事業（うち建設中11事業）であり、法適用企業が825事業、法非適用企業が2,806事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,887事業、町村営が1,588事業、一部事務組合等営が25事業となっている。

下水道事業の平成29年度末における現在処理区域内人口は1億447万人、現在処理区域面積は531万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は151億 m^3 で、前年度と比べると0.4%増となっており、年間有収水量は112億 m^3 で、前年度と比べると0.6%増となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は2兆6,559億円で、前年度と比べると7.4%増となっている。その内訳をみると、使用料収入が1兆1,217億円（総収益に占める割合42.2%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が7,854億円（同29.6%）等となっている。一方、総費用は2兆3,757億円で、前年度と比べると3.5%増となっており、うち地方債利息が2,874億円（総費用に占める割合12.1%）となっている。この結果、純損益は2,802億円の黒字（前年度1,786億円の黒字）、総収支比率は111.8%となっている。また、経常収益は2兆5,556億円、経常費用は2兆3,637億円となっており、この結果、経常損益は1,919億円の黒字、経常収支比率は108.1%となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。

累積欠損金は1,197億円で、前年度と比べると4.6%増となっている。また、不良債務は178億円で、前年度と比べると3.8%減となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は2兆3,919億円で、前年度と比べると9.0%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆2,956億円、内部資金が1兆833億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は131億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,936億円で、前年度と比べると6.4%増、企業債償還金は1兆2,985億円で、前年度と比べると4.1%増となっている。

(b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は1兆1,336億円で、前年度と比べると4.3%減となっている。その内訳をみると、使用料収入が4,350億円（総収益に占める割合38.4%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が4,984億円（同44.0%）等となっている。一方、総費用は7,171億円で、前年度と比べると7.4%減となっており、うち地方債利息が1,745億円（総費用に占める割合24.3%）となっている。

資本的支出は1兆2,930億円で、前年度と比べると6.1%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は5,763億円で、前年度と比べると6.5%減、地方債償還金は7,110億円で、前年度と比べると5.8%減となっている。

実質収支をみると、黒字事業が2,763事業で885億円の黒字、赤字事業が35事業で58億円の赤字となっており、差引827億円の黒字となっている（**第32表**）。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は3,776億円、赤字額は147億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は3,629億円の黒字となっている。

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は、142.76円/ m^3 （維持管理費76.83

円/m³、資本費65.93円/m³)で、前年度と比べると1.7%減となっており、使用料単価(使用料収入を年間有収水量で除したものは、139.46円/m³で、前年度と比べると0.2%増となっている。

その結果、経費回収率(使用料単価を汚水処理原価で除したものは97.7%となっており、前年度と比べると1.9ポイント上昇している。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆5,699億円で、前年度と比べると1.3%増となっている。

第32表 下水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	平成29年度 (A)			平成28年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	617	2,763	3,380	529	2,870	3,399	88	△107	△19
黒字額	2,891	885	3,776	1,912	759	2,672	979	125	1,104
赤字事業数	205	35	240	201	26	227	4	9	13
赤字額	89	58	147	127	89	216	△38	△32	△69
総事業数	822	2,798	3,620	730	2,896	3,626	92	△98	△6
収 支	2,802	827	3,629	1,786	670	2,456	1,016	157	1,173

(ク) その他の地方公営企業

a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成29年度決算対象となるものは、港湾整備事業が97事業、市場事業が160事業、と畜場事業が56事業、観光施設事業が276事業、宅地造成事業が438事業、有料道路事業が1事業、駐車場整備事業が216事業、介護サービス事業が546事業、その他事業(廃棄物等処理施設、診療所等)が52事業となっている。

b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。このうち、観光施設事業については、全体の収支(法適用企業の実質収支と法非適用企業の実質収支の合計)が48億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると5.0%減の194億円と改善されているものの、経営状況が悪化している事業については、施設そのものの必要性及び地方公営企業で運営することの適否について十分検討する必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は432億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると4.0%減の3,650億円と改善されているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている会計が全体(地方債償還が終了した会計を除く。)の34.1%を占めている。厳しい経営状況にある事業については、対応を先延ばしにすることなく、早期かつ計画的に経営の健全化を図る必要がある。

第33表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分		港 整	湾 備	市 場	と 畜 場	観 施	光 設	宅 造	地 成	有 道	料 路	駐 車 場 備	介 護 サ ー ビ ス	そ の 他
法適用企業	純 損 益	黒字事業数	8	9	1	24	27	—	6	21	30			
		黒字額	49	4	0	8	341	—	3	4	25			
		赤字事業数	—	5	—	13	17	—	—	24	22			
		赤字額	—	80	—	8	143	—	—	6	9			
		総事業数 収 支	8 49	14 △76	1 0	37 0	44 198	— —	6 3	45 △2	52 16			
	経 常 損 益	黒字事業数	8	10	1	25	27	—	6	21	32			
		黒字額	55	4	0	9	419	—	3	3	27			
		赤字事業数	—	4	—	12	17	—	—	24	20			
		赤字額	—	26	—	6	136	—	—	5	6			
		総事業数 収 支	8 55	14 △22	1 0	37 4	44 283	— —	6 3	45 △2	52 21			
法非適用企業	実 質 収 支	黒字事業数	86	145	55	229	345	1	197	488	—			
		黒字額	100	35	5	55	335	—	34	43	—			
		赤字事業数	3	1	—	8	15	—	13	13	—			
		赤字額	8	0	—	8	101	—	42	3	—			
		総事業数 収 支	89 92	146 35	55 5	237 48	360 235	1 —	210 △9	501 39	— —			

(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]

平成29年度末において国民健康保険事業会計を有する市町村は、1,744団体（20政令指定都市、48中核市、36施行時特例市、687都市、926町村、4一部事務組合等、23特別区）で、前年度末と同数となっている。また、直営診療所を設置している団体は363団体（2政令指定都市、10中核市、10施行時特例市、147都市、192町村、2一部事務組合）となっている。

被保険者数は2,870万人であり、加入世帯数は1,816万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は143万人減少、加入世帯数は58万世帯減少している。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は24万人で、前年度末と比べると30万人減少（56.0%減）している。

ア 事業勘定

(ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は15兆7,863億円で、前年度と比べると2,569億円減少（1.6%減）している。

歳入の内訳をみると、第91図のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の合計で歳入総額の38.1%を占め、前年度（38.4%）と比べると0.3ポイント低下している。

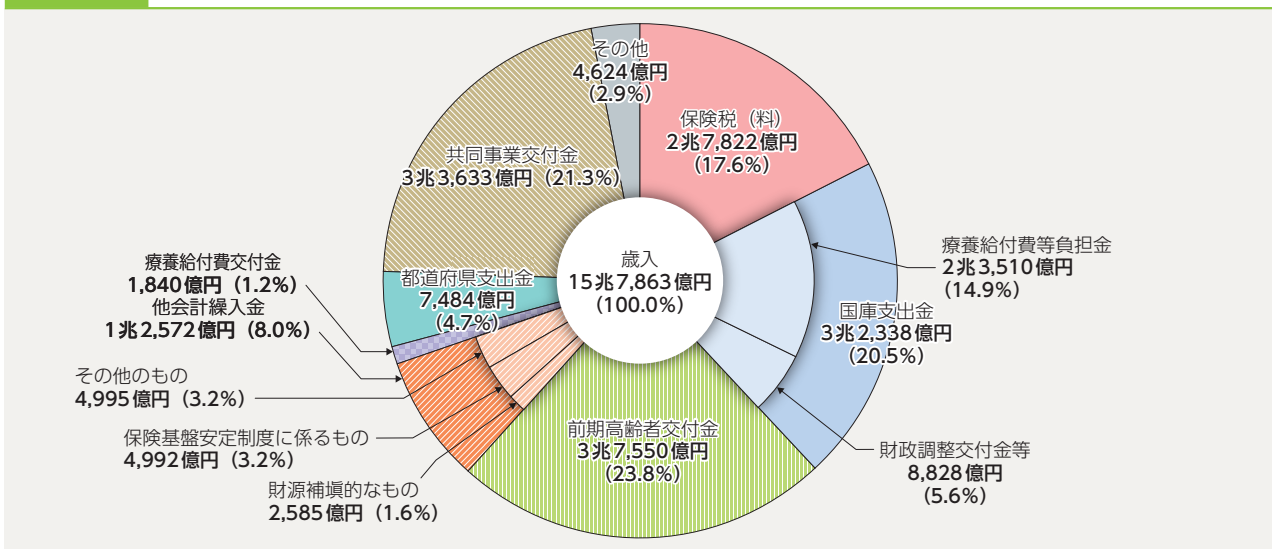
それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は2兆7,822億円で、前年度と比べると1,122億円減少（3.9%減）、国庫支出金は3兆2,338億円で、前年度と比べると340億円減少（1.0%減）している。国庫支出金の中の内訳としては、療養給付費等負担金が2兆3,510億円、財政調整交付金等が8,828億円で、前年度と比べるとそれぞれ239億円減少（1.0%減）、101億円減少（1.1%減）している。

また、都道府県支出金は7,484億円で、前年度と比べると413億円減少（5.2%減）している。

さらに、他会計繰入金は1兆2,572億円で、前年度と比べると888億円減少（6.6%減）している。この内訳をみると、財源補填的な繰入金が2,585億円（対前年度比14.1%減）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,992億円（同2.6%減）等となっている。

なお、前期高齢者交付金は3兆7,550億円で、前年度と比べると2,339億円増加（6.6%増）している。

第91図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）



(イ) 歳出

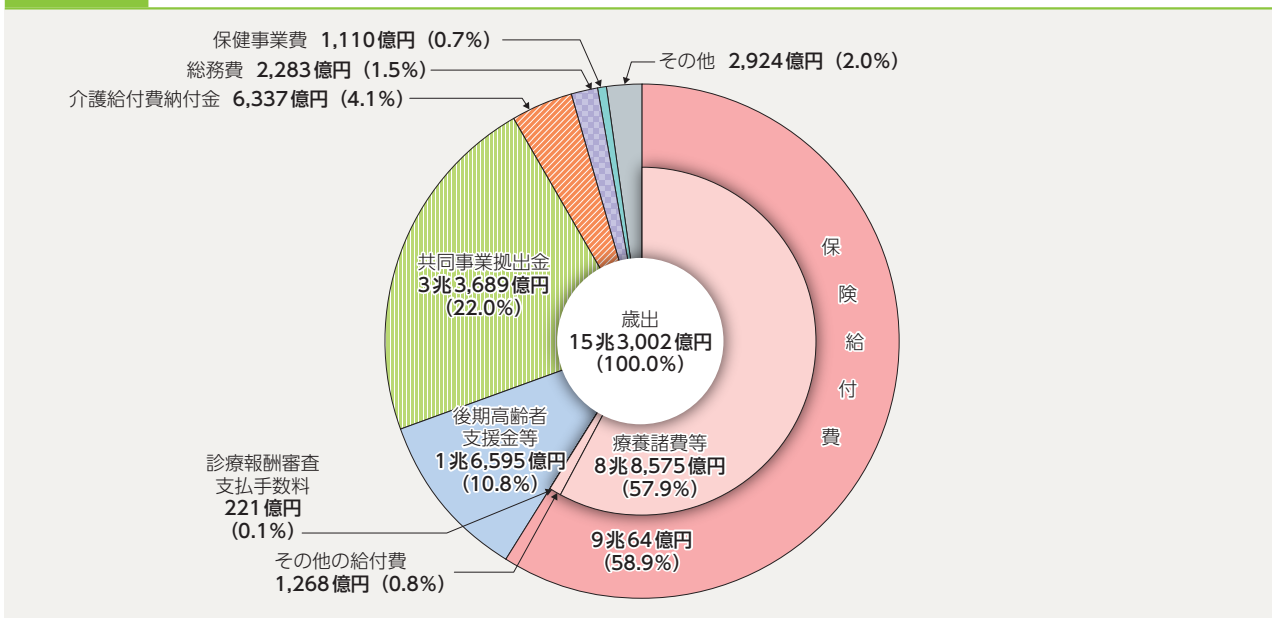
歳出決算額は15兆3,002億円で、前年度と比べると4,124億円減少（2.6%減）している。

歳出の内訳をみると、第92図のとおりであり、保険給付費は9兆64億円で、前年度と比べると2,582億円減少（2.8%減）している。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が8兆8,575億円で、前年度と比べると2,452億円減少（2.7%減）、その他の給付費が1,268億円で、前年度と比べると116億円減少（8.4%減）している。

また、後期高齢者支援金等は1兆6,595億円で、前年度と比べると445億円減少（2.6%減）している。

第92図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）



(ウ) 収支

実質収支は4,831億円の黒字（前年度3,276億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字傾向が続いている。

実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、1,315億円の黒字（前年度833億円の赤字）となっており、23年連続して赤字であった状態を解消した。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が333億円の赤字（前年度865億円の赤字）となる

一方、中核市が192億円の黒字（同179億円の赤字）、施行時特例市が81億円の黒字（同115億円の赤字）、都市が735億円の黒字（同93億円の赤字）、町村が389億円の黒字（同219億円の黒字）、一部事務組合等が6億円の黒字（同7億円の黒字）、特別区が245億円の黒字（同193億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると178団体増の1,255団体で、その黒字額は943億円増の2,965億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると178団体減の489団体で、その赤字額は1,204億円減の1,650億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が70.0%、中核市が29.2%、施行時特例市が33.3%、都市が30.3%、町村が25.9%、特別区が4.3%となっており、特に政令指定都市においては、厳しい財政運営が続いている。

イ 直診勘定

直診勘定の歳入決算額は602億円で、前年度と比べると1億円増加（0.2%増）している。

このうち、診療収入は323億円で、前年度と比べると5億円減少（1.5%減）しており、歳入総額に占める割合は53.7%（前年度54.6%）となっている。他会計繰入金は149億円で、前年度と比べると5億円増加（3.3%増）しており、歳入総額に占める割合は24.7%（前年度24.0%）となっている。

直診勘定の歳出決算額は580億円で、前年度と比べると2億円増加（0.3%増）している。

このうち、総務費は361億円で、前年度と比べると1億円増加（0.4%増）している。また、医業費は156億円で、前年度と比べると4億円減少（2.3%減）しており、歳出総額に占める割合は26.9%（前年度27.6%）となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は48.3%で、前年度と比べて0.4ポイント低下している。

実質収支は20億円の黒字（前年度21億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、125億円の赤字（同120億円の赤字）となっている。

(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村（1,739団体（20政令指定都市、48中核市、36施行時特例市、687都市、924町村、1広域連合、23特別区））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体）に特別会計が設けられている。

ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は1兆6,899億円で、前年度と比べると785億円増加（4.9%増）している。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は1兆1,928億円で、前年度と比べると585億円増加（5.2%増）しており、歳入総額に占める割合は70.6%（前年度70.4%）となっている。

歳出決算額は1兆6,597億円で、前年度と比べると769億円増加（4.9%増）している。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆5,730億円で、前年度と比べると743億円増加（5.0%増）しており、歳出総額に占める割合は94.8%（前年度94.7%）となっている。

イ 後期高齢者医療広域連合

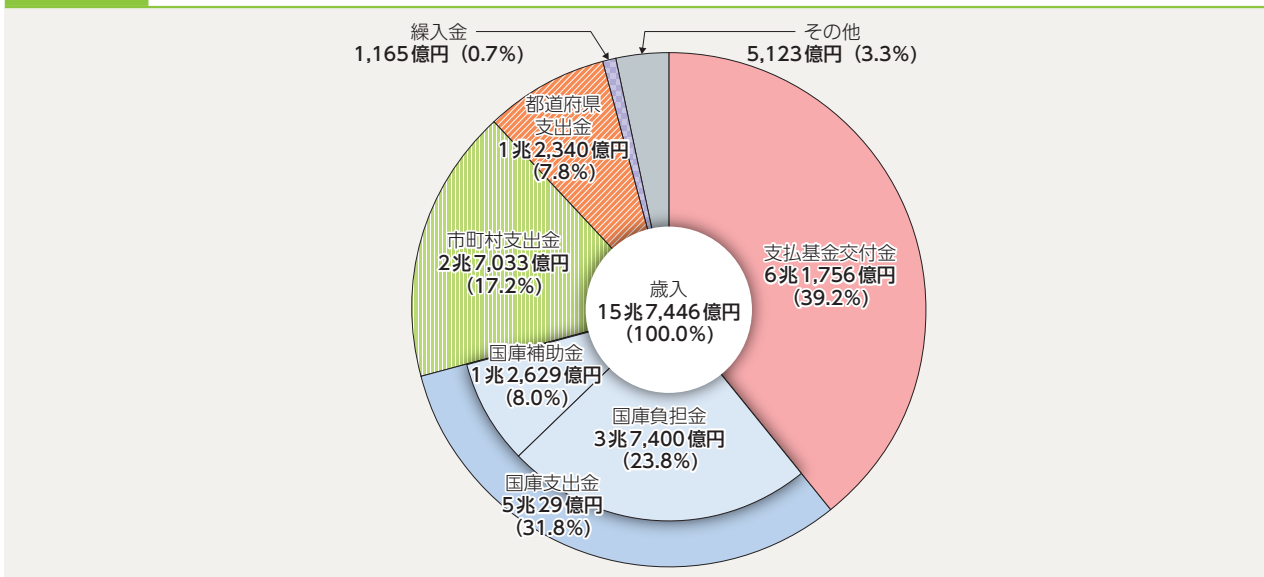
(ア) 歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は15兆7,446億円で、前年度と比べると5,520億円増加（3.6%増）している。

歳入の内訳をみると、**第93図**のとおりであり、支払基金交付金が6兆1,756億円（歳入に占める割合

39.2%)、国庫支出金が5兆29億円(同31.8%)、市町村支出金が2兆7,033億円(同17.2%)、都道府県支出金が1兆2,340億円(同7.8%)で、それぞれ前年度と比べると支払基金交付金が2,300億円増加(3.9%増)、国庫支出金が1,391億円増加(2.9%増)、市町村支出金が1,087億円増加(4.2%増)、都道府県支出金が238億円増加(2.0%増)している。

第93図 後期高齢者医療事業の歳入決算の状況

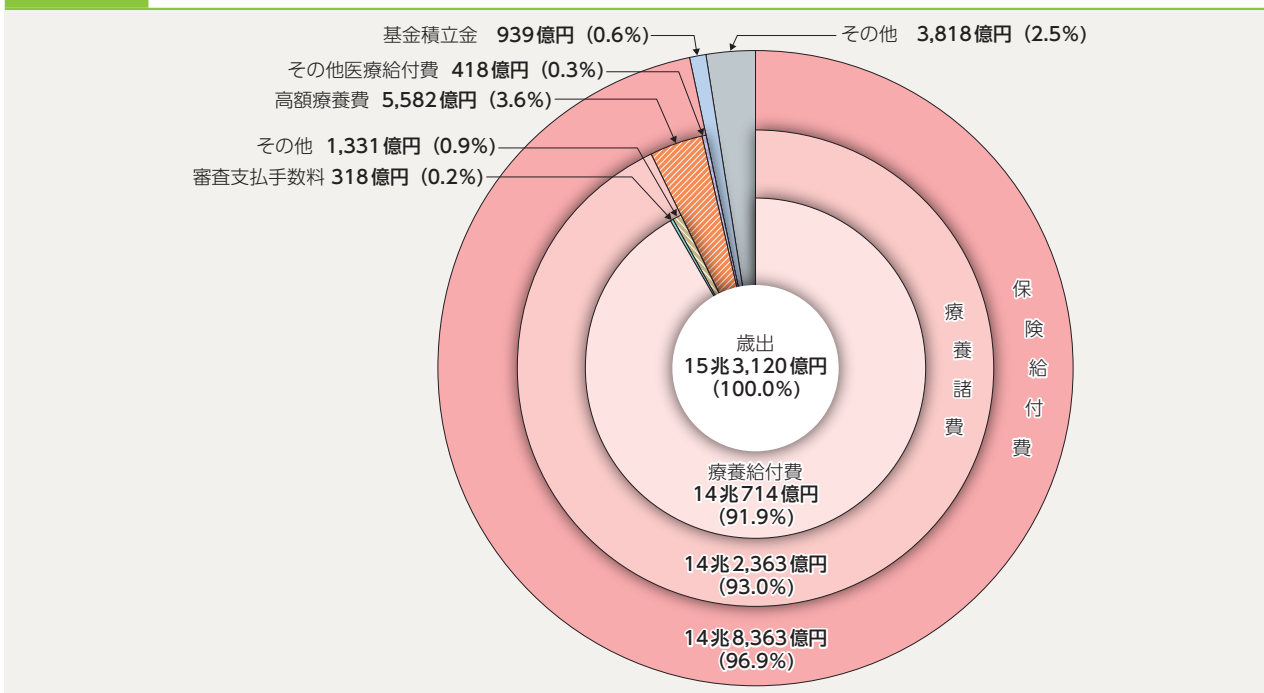


(イ) 歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は15兆3,120億円で、前年度と比べると6,123億円増加(4.2%増)している。

歳出の内訳をみると、第94図のとおりであり、保険給付費は14兆8,363億円で、前年度と比べると5,784億円増加(4.1%増)しており、歳出総額の96.9%(前年度97.0%)を占めている。

第94図 後期高齢者医療事業の歳出決算の状況



(ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は4,326億円（前年度4,928億円の黒字）となっている。

(4) 介護保険事業 [資料編：第122表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65歳以上の者）からの保険料や、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成29年度末の介護保険事業の保険者は1,579団体（20政令指定都市、48中核市、34施行時特例市、634都市、781町村、39一部事務組合等、23特別区）で、前年度と同数となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は684団体（9政令指定都市、14中核市、10施行時特例市、274都市、358町村、6一部事務組合等、13特別区）で、前年度と比べると16団体減少している。

ア 保険事業勘定

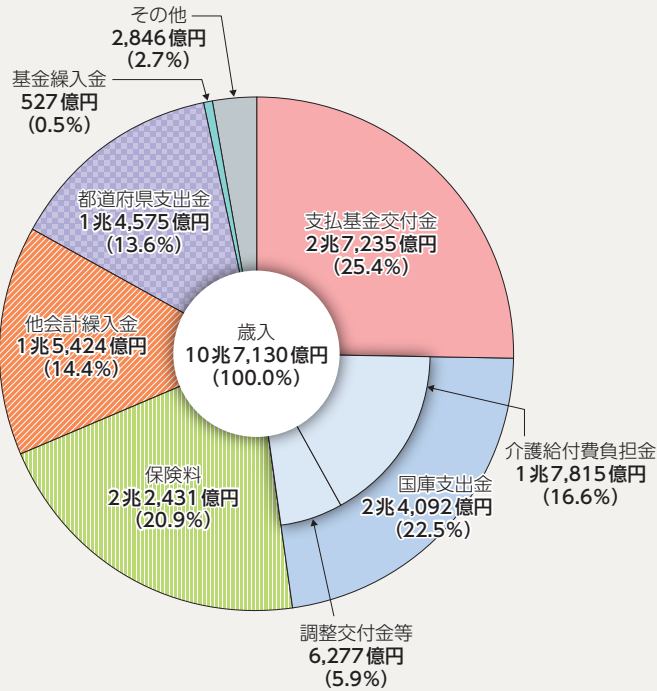
(ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は10兆7,130億円で、前年度と比べると4,551億円増加（4.4%増）している。

歳入の内訳をみると、**第95図**のとおりであり、第1号被保険者が支払う保険料が2兆2,431億円（歳入総額に占める割合20.9%）、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあっては100分の15）に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が2兆4,092億円（同22.5%）、支払基金交付金（第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）が2兆7,235億円（同25.4%）、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあっては100分の17.5）に相当する額）を含む都道府県支出金が1兆4,575億円（同13.6%）、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金金が1兆5,424億円（同14.4%）、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金金が527億円（同0.5%）等となっている。

また、それぞれ前年度と比べると保険料が442億円増加（2.0%増）、国庫支出金が1,102億円増加（4.8%増）、支払基金交付金が906億円増加（3.4%増）、都道府県支出金が534億円増加（3.8%増）、他会計繰入金金が559億円増加（3.8%増）、基金繰入金金が238億円増加（82.3%増）している。

第95図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）

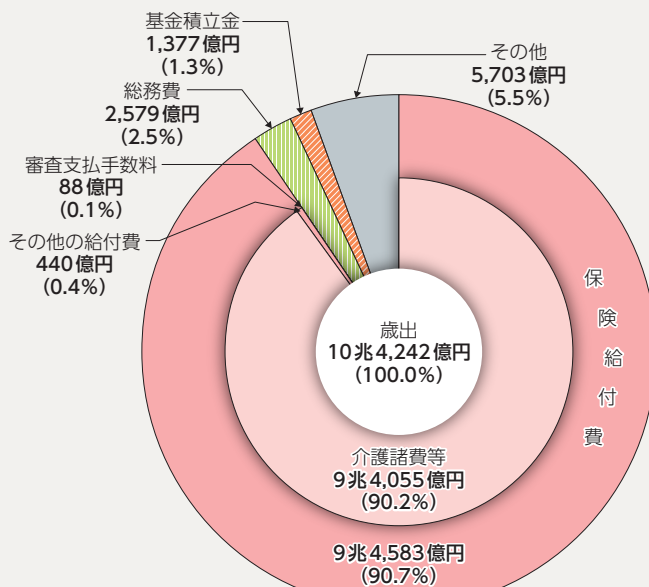


(イ) 歳出

介護保険事業勘定の歳出決算額は10兆4,242億円で、前年度と比べると4,563億円増加（4.6%増）している。

歳出の内訳をみると、第96図のとおりであり、保険給付費は9兆4,583億円で、前年度と比べると2,178億円増加（2.4%増）しており、歳出総額の90.7%（前年度92.7%）を占めている。

第96図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）



(ウ) 収支

実質収支は2,839億円の黒字（前年度2,813億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、2,821億円の黒字（同2,798億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると1団体減の1,570団体で、全団体に占める割合は99.4%（前年度99.5%）となっており、その黒字額は22億円増の2,848億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると1団体増の9団体で、全団体に占める割合は0.6%（前年度0.5%）となっており、その赤字額は0.2億円減の27億円となっている。

イ 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は230億円で、前年度と比べると30億円減少（11.6%減）している。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は87億円（前年度比17.8%減）で、歳入総額に占める割合は37.7%（前年度40.6%）となっている。

普通会計等からの繰入金は117億円で、前年度と比べると10億円減少（7.9%減）しており、歳入総額に占める割合は50.8%（前年度48.7%）となっており、このうち、普通会計からのものが101億円で前年度と比べると12億円減少（10.2%減）している。

歳出決算額は216億円で、前年度と比べると29億円減少（12.0%減）している。このうち、サービス事業費が86億円で、前年度と比べると15億円減少（14.8%減）しており、歳出総額に占める割合は39.8%（前年度41.1%）となっている。

また、公債費の元利償還金は51億円で、前年度と比べると11億円減少（17.7%減）しており、歳出総額に占める割合は23.9%（前年度25.5%）となっている。

なお、実質収支は14億円の黒字（前年度14億円の黒字）となっており、再差引収支は98億円の赤字（同108億円の赤字）となっている。

(5) その他の事業

ア 収益事業 [資料編：第123表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ280団体で、前年度と同数となっている。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が103団体と最も多く、以下、自転車競走事業55団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業5団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ65団体、市町村においては延べ215団体が収益事業を実施している。

(ア) 経営状況

収益事業の決算額は歳入3兆3,548億円、歳出3兆2,355億円で、前年度と比べると歳入は1,257億円増加（3.9%増）、歳出は977億円増加（3.1%増）している。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は4,230億円の黒字（前年度4,200億円の黒字）となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が14億円（前年度36億円）、自転車競走事業が56億円（同58億円）、小型自動車競走事業が2億円（同21億円）、モーターボート競走事業が175億円（同101億円）、宝くじ事業が3,164億円（同3,512億円）となっている。

(イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は3,411億円で、前年度と比べると317億円減少（8.5%減）している。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、民生費が801億円で最も大きな割合（収益金繰入額に占める割合23.5%）を占め、次いで土木費の780億円（同22.9%）となっており、これらの費目で繰入総額の46.4%を占めている。このほか、教育費が521億円（同15.3%）、衛生費が156億円（同4.6%）、

商工費が120億円（同3.5%）等となっている。

イ 共済事業

（ア）農業共済事業 [資料編：第125表]

農業共済事業を実施した市町村の数は48団体で、前年度と比べると4団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入112億円、歳出109億円で、前年度と比べると歳入は22億円減少（16.3%減）、歳出は17億円減少（13.4%減）している。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、29億円の赤字（前年度26億円の赤字）となっている。

（イ）交通災害共済事業 [資料編：第126表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は64団体（28市町村、36一部事務組合等）で、前年度と比べると1団体減少している。

また、加入者は平成29年度末で732万人（前年度末769万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入55億円、歳出44億円で、前年度と比べると歳入は2億円減少（3.3%減）、歳出は2億円減少（4.0%減）している。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は12億円の黒字（前年度12億円の黒字）となっている。

ウ 公立大学附属病院事業 [資料編：第124表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益22億円、総費用23億円となり、前年度と比べると総収益は1億円増加し、総費用は2億円増加した。

また、資本的収支では資本的収入4億円、資本的支出4億円で、前年度と比べると資本的収入は0.3億円増加（6.4%増）、資本的支出は0.2億円増加（5.2%増）している。

実質収支は1億円の黒字（前年度1億円の黒字）となっている。

(6) 第三セクター等

第三セクター等の状況については、平成30年度の「第三セクター等の状況に関する調査」（平成30年3月31日時点）によると次のとおりである。

ア 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

(ア) 第三セクター

- a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人
 - b 「会社法」（平成17年法律第86号）の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- (イ) 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

イ 第三セクター等の数

第三セクター等の数は第34表のとおりであり、法人数の総計は7,364法人で、前年度末（7,372法人）に比べ8法人減少している。

第34表 第三セクター等の数

(単位 法人)

区 分	都道府県	政令指定都市	市区町村	合 計	(構成比)	(参考) 平成29年度調査
第 三 セ ク タ ー	1,817	510	4,292	6,619	(89.9%)	6,608
社 団 法 人 ・ 財 団 法 人	1,267	269	1,616	3,152	(42.8%)	3,147
公益社団・財団法人	975	212	870	2,057	(27.9%)	2,063
社 団 法 人	115	3	33	151	(2.1%)	154
財 団 法 人	860	209	837	1,906	(25.9%)	1,909
一般社団・財団法人	290	57	743	1,090	(14.8%)	1,076
社 団 法 人	74	2	126	202	(2.7%)	189
財 団 法 人	216	55	617	888	(12.1%)	887
特 例 民 法 法 人	2	0	3	5	(0.1%)	8
旧 社 団 法 人	0	0	1	1	(0.0%)	4
旧 財 団 法 人	2	0	2	4	(0.1%)	4
会 社 法 法 人	550	241	2,676	3,467	(47.1%)	3,461
株 式 会 社	550	239	2,432	3,221	(43.7%)	3,214
その他会社法法人	0	2	244	246	(3.3%)	247
地 方 三 公 社	96	19	630	745	(10.1%)	764
地方住宅供給公社	32	9	0	41	(0.6%)	41
地方道路公社	30	2	0	32	(0.4%)	33
土地開発公社	34	8	630	672	(9.1%)	690
総 計	1,913	529	4,922	7,364	(100.0%)	7,372

ウ 第三セクター等の経常損益の状況

第三セクター等のうち、(1) 地方公共団体等の出資又は出えん割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法人、(2) 出資又は出えん割合が25%未満であるものの財政的支援^(注1)を受けている社団法人・財団法人及び会社法人及び(3) 地方三公社の6,137法人から20法人^(注2)を除いた6,117法人(以下「経営状況等調査対象法人」という。)の経常損益の状況については第35表のとおりであり、3,665法人(59.9%)が黒字、2,452法人(40.1%)が赤字となっている。

(注1) ここで「財政的支援」とは、補助金、貸付金及び損失補償のことをいう。

(注2) 第三セクター等のうち、清算手続中、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表(損益計算書、正味財産増減計算書)が作成されていない法人。

第35表 第三セクター等の経常損益の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	平成30年度調査			平成29年度調査		
	法人数	構成比	金 額	法人数	構成比	金 額
第 三 セ ク タ ー	5,372		214,398	5,358		225,502
(黒 字 法 人)	3,242	60.3%	255,643	3,424	63.9%	271,735
(赤 字 法 人)	2,130	39.7%	△ 41,246	1,934	36.1%	△ 46,233
社 団 法 人 ・ 財 団 法 人	2,943		47,891	2,938		62,985
(当期正味財産増加法人)	1,529	52.0%	68,856	1,612	54.9%	90,242
(当期正味財産減少法人)	1,414	48.0%	△ 20,966	1,326	45.1%	△ 27,257
会 社 法 人	2,429		166,507	2,420		162,518
(経 常 黒 字 法 人)	1,713	70.5%	186,787	1,812	74.9%	181,494
(経 常 赤 字 法 人)	716	29.5%	△ 20,280	608	25.1%	△ 18,976
地 方 三 公 社	745		32,280	764		38,374
(経 常 黒 字 法 人)	423	56.8%	35,735	450	58.9%	42,629
(経 常 赤 字 法 人)	322	43.2%	△ 3,455	314	41.1%	△ 4,255
地 方 住 宅 供 給 公 社	41		22,096	41		21,086
(経 常 黒 字 法 人)	32	78.0%	22,642	33	80.5%	21,813
(経 常 赤 字 法 人)	9	22.0%	△ 546	8	19.5%	△ 726
地 方 道 路 公 社	32		1,905	33		5,091
(経 常 黒 字 法 人)	26	81.3%	2,276	30	90.9%	5,205
(経 常 赤 字 法 人)	6	18.8%	△ 370	3	9.1%	△ 114
土 地 開 発 公 社	672		8,278	690		12,197
(経 常 黒 字 法 人)	365	54.3%	10,817	387	56.1%	15,611
(経 常 赤 字 法 人)	307	45.7%	△ 2,539	303	43.9%	△ 3,414
総 計	6,117		246,678	6,122		263,876
(黒 字 法 人)	3,665	59.9%	291,378	3,874	63.3%	314,364
(赤 字 法 人)	2,452	40.1%	△ 44,701	2,248	36.7%	△ 50,488

工 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

経営状況等調査対象法人の純資産又は正味財産の状況は、第36表のとおりである。

負債が資産を上回っている法人は229法人（3.7%）であり、当該法人の負債が資産を上回っている額の合計は1,503億円となっている。

第36表 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	全体法人数 (a)	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている法人			
		法人数 (b)	構成比 (b/a)	純資産額 又は 正味財産額	法人数 (c)	構成比 (c/a)	純資産額 又は 正味財産額	
第 三 セ ク タ ー	(H30調査)	5,372	5,179	96.4%	5,993,107	193	3.6%	△ 83,000
	(H29調査)	5,358	5,158	96.3%	5,865,169	200	3.7%	△ 95,334
社団法人・財団法人	(H30調査)	2,943	2,930	99.6%	2,567,428	13	0.4%	△ 11,965
	(H29調査)	2,938	2,919	99.4%	2,530,357	19	0.6%	△ 11,724
会 社 法 法 人	(H30調査)	2,429	2,249	92.6%	3,425,679	180	7.4%	△ 71,035
	(H29調査)	2,420	2,239	92.5%	3,334,812	181	7.5%	△ 83,610
地 方 三 公 社	(H30調査)	745	709	95.2%	2,142,291	36	4.8%	△ 67,293
	(H29調査)	764	725	94.9%	2,126,962	39	5.1%	△ 69,508
地方住宅供給公社	(H30調査)	41	35	85.4%	701,495	6	14.6%	△ 19,327
	(H29調査)	41	35	85.4%	690,385	6	14.6%	△ 19,581
地方道路公社	(H30調査)	32	30	93.8%	1,117,961	2	6.3%	△ 1,960
	(H29調査)	33	31	93.9%	1,115,264	2	6.1%	△ 2,237
土地開発公社	(H30調査)	672	644	95.8%	322,835	28	4.2%	△ 46,006
	(H29調査)	690	659	95.5%	321,314	31	4.5%	△ 47,690
総 計	(H30調査)	6,117	5,888	96.3%	8,135,399	229	3.7%	△150,293
	(H29調査)	6,122	5,883	96.1%	7,992,131	239	3.9%	△164,842

7 地方公営企業等の状況

才 地方公共団体からの補助金交付額の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの補助金交付額の状況は、第37表のとおりである。

地方公共団体から補助金を交付されている法人は、2,649法人（43.3%）であり、交付総額は2,891億円となっている。

第37表 地方公共団体からの補助金交付額の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	平成30年度調査						平成29年度調査							
	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額
第 三 セ ク タ ー	5,372	2,487	2,305	46.3%	42.9%	280,341	237,745	5,358	2,448	2,265	45.7%	42.3%	268,570	229,417
社団法人・財団法人	2,943	1,883	1,871	64.0%	63.6%	234,540	221,685	2,938	1,857	1,842	63.2%	62.7%	227,958	215,099
会 社 法 法 人	2,429	604	434	24.9%	17.9%	45,802	16,060	2,420	591	423	24.4%	17.5%	40,612	14,317
地 方 三 公 社	745	162	155	21.7%	20.8%	8,802	8,305	764	169	164	22.1%	21.5%	10,650	8,981
地方住宅供給公社	41	20	20	48.8%	48.8%	3,970	3,934	41	22	22	53.7%	53.7%	4,517	4,469
地方道路公社	32	9	9	28.1%	28.1%	612	612	33	9	9	27.3%	27.3%	730	730
土地開発公社	672	133	126	19.8%	18.8%	4,220	3,760	690	138	133	20.0%	19.3%	5,403	3,783
総 計	6,117	2,649	2,460	43.3%	40.2%	289,143	246,050	6,122	2,617	2,429	42.7%	39.7%	279,220	238,398

力 地方公共団体からの借入残高の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの借入残高の状況は、第38表のとおりである。

地方公共団体からの借入残高を有する法人は701法人（11.5%）であり、借入残高は3兆3,288億円となっている。

第38表 地方公共団体からの借入残高の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	平成30年度調査				平成29年度調査			
	全 体 法人数 (a)	地方公共団体からの借入状況			全 体 法人数 (c)	地方公共団体からの借入状況		
		法人数 (b)	構成比 (b/a)	残 高		法人数 (d)	構成比 (d/c)	残 高
第 三 セ ク タ ー	5,372	464	8.6%	2,195,642	5,358	461	8.6%	2,275,755
社団法人・財団法人	2,943	211	7.2%	1,271,701	2,938	207	7.0%	1,335,667
会社法法人	2,429	253	10.4%	923,940	2,420	254	10.5%	940,088
地方三公社	745	237	31.8%	1,133,131	764	247	32.3%	1,190,210
地方住宅供給公社	41	21	51.2%	613,641	41	20	48.8%	625,981
地方道路公社	32	17	53.1%	315,901	33	18	54.5%	344,472
土地開発公社	672	199	29.6%	203,590	690	209	30.3%	219,758
総 計	6,117	701	11.5%	3,328,773	6,122	708	11.6%	3,465,965

力 損失補償・債務保証の状況

経営状況等調査対象法人の損失補償・債務保証の状況は、第39表のとおりである。

地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は1,588法人であり、借入残高は5兆9,024億円となっている。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高を有する法人は561法人であり、債務残高は3兆15億円となっている。

第39表 損失補償・債務保証の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	平成30年度調査						平成29年度調査					
	全 体 法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証			全 体 法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証		
		法人数 (a)	残 高	法人数 (b)	b/a	残 高		法人数 (c)	残 高	法人数 (d)	d/c	残 高
第 三 セ ク タ ー	5,372	1,207	3,086,664	217	18.0%	721,915	5,358	1,219	3,105,520	229	18.8%	789,828
社団法人・財団法人	2,943	366	803,671	129	35.2%	552,987	2,938	361	842,018	130	36.0%	604,656
会社法法人	2,429	841	2,282,993	88	10.5%	168,927	2,420	858	2,263,502	99	11.5%	185,172
地方三公社	745	381	2,815,728	344	90.3%	2,279,569	764	384	2,972,264	364	94.8%	2,434,228
地方住宅供給公社	41	27	651,525	12	44.4%	181,137	41	28	663,486	12	42.9%	205,971
地方道路公社	32	28	1,461,380	27	96.4%	1,460,204	33	28	1,555,580	28	100.0%	1,536,519
土地開発公社	672	326	702,824	305	93.6%	638,229	690	328	753,198	324	98.8%	691,738
総 計	6,117	1,588	5,902,392	561	35.3%	3,001,484	6,122	1,603	6,077,784	593	37.0%	3,224,056

7 統廃合等・法的整理の状況

平成29年度中の第三セクター等の統廃合等・法的整理の状況については、**第40表**のとおりである。

第三セクター等の廃止は73件、統合は8件、出資引揚は15件となっており、統廃合等により95法人減少している。法的整理を申し立てた第三セクター等は5法人となっており、社団法人・財団法人が1法人、会社法法人が4法人となっている。

第40表 統廃合等・法的整理の状況

(単位 件、法人)

区 分	統 廃 合 等			出 資 引 揚 件 数	法的整理申立 法 人 数
	廃 止 件 数	統 合 件 数	法 人 減 少 数		
第 三 セ ク タ ー	54	8	7	15	5
社 団 法 人・財 団 法 人	18	6	3	2	1
会 社 法 法 人	36	2	4	13	4
地 方 三 公 社	19	0	0	0	0
総 計	73	8	7	15	5

8 東日本大震災の影響

(1) 普通会計

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,667人、行方不明者2,566人（平成30年9月7日、総務省消防庁発表）、被害総額（推計）約16兆9千億円（平成23年6月24日、内閣府（防災担当）発表）にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、東日本大震災発生直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、平成29年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業など多額の東日本大震災関連経費が支出されたところであり、その状況は次のとおりである。

ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況

(ア) 歳入 [資料編：第136表]

東日本大震災分の歳入は2兆8,081億円で、国庫支出金の減少等により、前年度と比べると26.4%減となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては1兆8,277億円で、国庫支出金の減少等により前年度と比べると26.4%減となっており、市町村においては1兆2,162億円で、都道府県支出金の減少等により前年度と比べると28.6%減となっている。

歳入の構成比は、国庫支出金が31.9%（前年度34.0%）、繰入金が25.1%（同26.3%）、一般財源が20.1%（同15.8%）、地方債が1.3%（同3.9%）等となっている。

国庫支出金は8,965億円で、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の減少等により、前年度と比べると30.9%減となっている。

繰入金は7,050億円で、東日本大震災復興関連基金からの繰入金の減少等により、前年度と比べると29.8%減となっている。

一般財源は5,631億円で、震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べると6.5%減となっている。

地方債は370億円で、災害復旧事業等に係る地方債の減少等により、前年度と比べると75.5%減となっている。

(イ) 歳出 [資料編：第137表～第138表]

東日本大震災分の歳出は2兆4,918億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると26.2%減となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては1兆6,048億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると27.6%減となっており、市町村においては1兆931億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると28.5%減となっている。

a 目的別歳出

目的別歳出の構成比は、土木費が31.9%（前年度27.8%）、災害復旧費が15.9%（同14.2%）、民生費が10.8%（同22.0%）等となっている。

土木費は7,947億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると15.4%減となっている。災害復旧費は3,962億円で、各種災害復旧事業の減少等により、前年度と比べると17.3%減となっている。

民生費は2,701億円で、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると63.6%減となっている。

b 性質別歳出

性質別歳出の構成比は、普通建設事業費が41.7%（前年度39.4%）、積立金が17.1%（同21.9%）、

災害復旧事業費が15.9%（同14.2%）、物件費が6.9%（同10.1%）等となっている。

普通建設事業費は1兆385億円で、補助事業費の減少等により、前年度と比べると21.9%減となっている。

積立金は4,271億円で、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると42.1%減となっている。

災害復旧事業費は3,962億円で、補助事業費の減少等により、前年度と比べると17.2%減となっている。

物件費は1,730億円で、除染関連事業の減少等により、前年度と比べると49.3%減となっている。

④ 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]

(ア) 特定被災県

a 歳入

特定被災県（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県をいう。）9県の歳入総額は9兆9,949億円で、前年度と比べると6.5%減（全国では1.4%減）となっている。

このうち通常収支分は8兆1,898億円で、前年度と比べると0.6%減（全国では0.2%減）、東日本大震災分は1兆8,051億円で、前年度と比べると26.3%減（同26.4%減）となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が2.8%増（全国では1.4%増）、地方交付税が4.7%減（同4.3%減）、国庫支出金が17.4%減（同6.3%減）等となっている。

b 歳出

特定被災県の歳出総額は9兆5,864億円で、前年度と比べると6.3%減（全国では1.5%減）となっている。

このうち通常収支分は8兆19億円で、前年度と比べると0.5%減（全国では0.3%減）、東日本大震災分は1兆5,845億円で、前年度と比べると27.4%減（同27.6%減）となっている。

なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国の都道府県における東日本大震災分の歳出の98.7%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が3.9%減（全国では7.4%増）、民生費が除染関連基金への積立金の減少等により21.9%減（同5.6%減）、災害復旧費が15.9%減（同5.9%増）等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が0.3%増（全国では0.5%減）、災害復旧事業費が15.9%減（同5.9%増）、積立金が43.2%減（同20.0%減）等となっている。

c 決算収支

特定被災県の実質収支は889億円の黒字で、前年度と比べると45億円増加（全国では270億円増加）している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は15兆8,941億円で、前年度末と比べると0.6%減（全国では0.7%減）となっている。債務負担行為額は1兆4,407億円で、前年度末と比べると0.8%減（同2.2%増）となっている。積立金現在高は1兆8,379億円で、前年度末と比べると6.1%減（同0.1%減）となっている。

(イ) 特定被災市町村等

a 歳入

特定被災市町村等（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以

外のをいう。) 227市町村の歳入総額は7兆6,537億円で、前年度と比べると3.8%減(全国では2.4%増)となっている。

このうち通常収支分は6兆4,802億円で、前年度と比べると1.8%増(全国では3.4%増)、東日本大震災分は1兆1,736億円で、前年度と比べると26.1%減(同28.6%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が1.5%増(全国では1.2%増)、地方交付税が4.3%減(同1.0%減)、国庫支出金が1.6%減(同2.7%増)等となっている。

b 歳出

特定被災市町村等の歳出総額は7兆2,660億円で、前年度と比べると3.4%減(全国では2.6%増)となっている。

このうち通常収支分は6兆2,149億円で、前年度と比べると1.8%増(全国では3.4%増)、東日本大震災分は1兆511億円で、前年度と比べると25.7%減(同28.5%減)となっている。

なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国の市町村における東日本大震災分の歳出の96.1%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が7.0%減(全国では0.4%増)、民生費が除染関連事業の減少等により5.4%減(同0.7%増)、災害復旧費が18.7%減(同0.1%減)等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が補助事業費の減少等により9.7%減(全国では1.0%増)、災害復旧事業費が18.7%減(同0.1%減)、積立金が9.2%減(同6.6%増)等となっている。

c 決算収支

特定被災市町村等の実質収支は2,260億円の黒字で、前年度と比べると87億円減少(全国では504億円増加)している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災市町村等の地方債現在高は6兆4,697億円で、前年度末と比べると0.5%増(全国では0.1%増)、債務負担行為額は1兆4,621億円で、前年度末と比べると0.0%減(同6.7%増)、積立金現在高は2兆5,647億円で、前年度末と比べると5.8%減(同0.9%増)となっている。

(2) 公営企業会計

地方公営企業については、東日本大震災財特法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。以下「特定被災地方団体」という。)を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方団体における地方公営企業の決算状況は次のとおりである。

ア 特定被災地方団体における経営状況 [資料編：第140表]

特定被災地方団体における法適用企業と法非適用企業(建設中のものを除く。)を合わせた収支の状況は、黒字事業が824事業(事業数全体の90.9%)で、前年度と比べると1事業増加(0.1%増)しており、黒字額は1,198億円で、前年度と比べると97億円減少(7.5%減)している。また、赤字事業は82事業(事業数全体の9.1%)で、前年度と比べると12事業減少(12.8%減)しており、赤字額は315億円で、前年度と比べると150億円減少(32.2%減)している。

特定被災地方団体における地方公営企業の総収支は883億円の黒字で、前年度と比べると52億円増加(6.3%増)している。

前年度に比べ収支が改善した事業は9事業あり、宅地造成事業で62億円(対前年度比105.1%増)と最

も大きく改善し、次いで水道事業で16億円（同2.8%増）、交通事業で11億円（同28.5%増）改善している。一方、前年度に比べ収支が悪化した事業は6事業あり、工業用水道事業で23億円（対前年度比33.4%減）と最も大きく悪化し、次いで下水道事業で21億円（同8.4%減）悪化している。

また、前年度に比べ黒字額が減少し、赤字額が増加した事業は4事業あり、工業用水道事業においては、黒字額が14億円減少、赤字額が8億円増加している。

イ 特定被災地方団体における料金収入 [資料編：第141表]

料金収入は1兆586億円で、前年度と比べると100億円減少（0.9%減）している。

前年度に比べ料金収入が増加した事業は9事業あり、病院事業で92億円（対前年度比2.3%増）と最も大きく増加し、次いでガス事業で27億円（同7.8%増）、下水道事業で22億円（同1.6%増）増加している。一方、前年度に比べ料金収入が減少した事業は6事業あり、宅地造成事業で254億円（対前年度比32.8%減）と最も大きく減少している。

ウ 特定被災地方団体における他会計繰入金 [資料編：第142表]

他会計からの繰入金は3,954億円で、前年度と比べると909億円増加（0.2%増）している。

この内訳をみると、収益的収入として2,315億円（収益的収入に対する繰入金の割合14.8%）、資本的収入として1,639億円（資本的収入に対する繰入金の割合29.9%）となっており、前年度に比べ収益的収入への繰入れは39億円減少（1.6%減）し、資本的収入への繰入れは48億円増加（3.0%増）している。

前年度に比べ他会計繰入金が増加した事業は4事業あり、病院事業で82億円（対前年度比7.3%増）と最も大きく増加している。一方、前年度に比べ他会計繰入金が減少した事業は11事業あり、交通事業で111億円（対前年度比62.3%減）と最も大きく減少し、次いで市場事業で16億円（同32.4%減）減少している。

エ 特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編：第143表]

特定被災地方団体における法適用企業の純損益の状況をみると、黒字事業は264事業（対前年度比11事業増加、4.3%増）で、全事業数（建設中のものを除く。）の76.7%となっており、赤字事業は80事業（同8事業減少、9.1%減）で、同23.3%となっている。

総収益（経常収益＋特別利益）は1兆2,946億円で、前年度と比べると235億円増加（1.8%増）、総費用（経常費用＋特別損失）は1兆2,288億円で、前年度と比べると177億円増加（1.5%増）で、この結果、純損益は658億円の黒字となっており、前年度と比べると57億円増加（9.6%増）している。また、総収支比率は105.4%と前年度と比べると0.4ポイント上昇している。

なお、総収益に占める料金収入の割合は73.7%（前年度73.5%）と前年度と比べると0.2ポイント上昇している。

経常損益（純損益－特別損益）の状況をみると、経常利益を生じた事業数は266事業（対前年度比14事業増加、5.6%増）で、経常損失を生じた事業数は78事業（同11事業減少、12.4%減）となっている。経常損失を生じた事業数の全事業数（建設中のものを除く。）に占める割合は22.7%と前年度と比べると3.4ポイント低下している。

経常収益（営業収益＋営業外収益）は1兆2,803億円で、前年度と比べると293億円増加（2.3%増）しており、経常費用（営業費用＋営業外費用）は1兆2,144億円で、前年度と比べると245億円増加（2.1%増）している。なお、経常損益は659億円の黒字で、前年度と比べると48億円増加（7.8%増）している。また、経常収支比率は105.4%と前年度と比べると0.3ポイント上昇している。

オ 特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編：第144表]

特定被災地方団体における法非適用企業全体の形式収支（歳入歳出差引額）は542億円の黒字であり、前年度と比べると104億円減少（16.0%減）している。また、この額から翌年度への繰越財源を控除した

第1部 平成29年度の地方財政の状況

実質収支は225億円の黒字であり、前年度と比べると5億円減少（2.3%減）している。

実質収支で黒字を生じた事業は560事業で、全事業数（建設中のものを除く。）の99.6%、赤字を生じた事業は2事業で、同0.4%となっている。黒字事業の実質黒字額は226億円で、前年度と比べると11億円減少（4.5%減）している。また、赤字事業の実質赤字額は0億円で、前年度と比べると5億円減少（91.7%減）しており、営業収益（受託工事収益を除く。）に対する実質赤字額（赤字比率）は0.0%（前年度0.3%）となっている。

9

平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率が、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。地方公共団体財政健全化法等の概要については、附属資料を参照されたい。

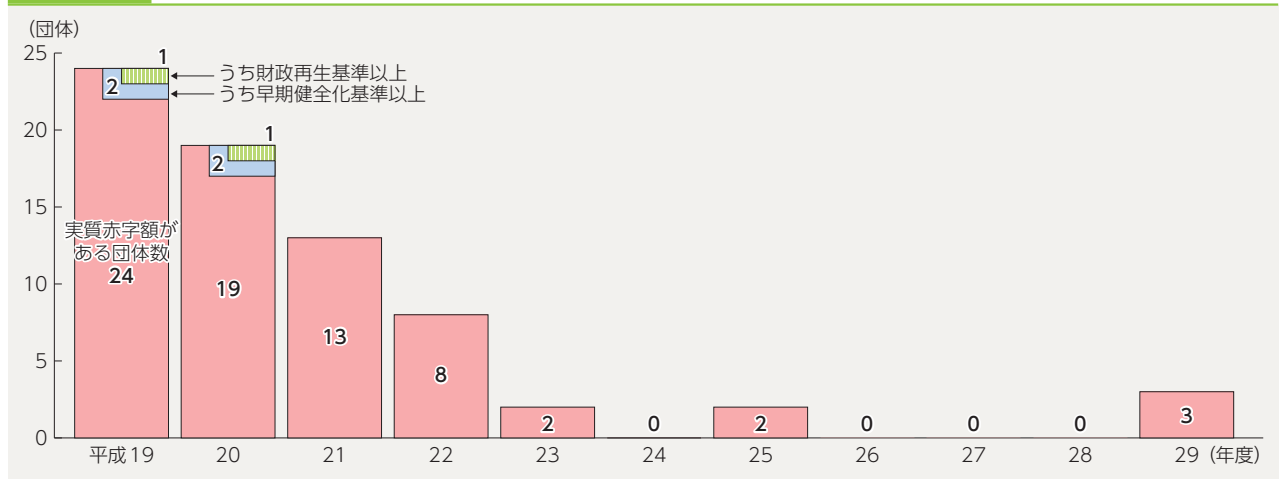
(1) 実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]

実質赤字額がある団体数の推移は、第97図のとおりである。

平成29年度決算において、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体は市区1団体、町村2団体の合計3団体となった。

このうち、実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

第97図 実質赤字額がある団体数の推移

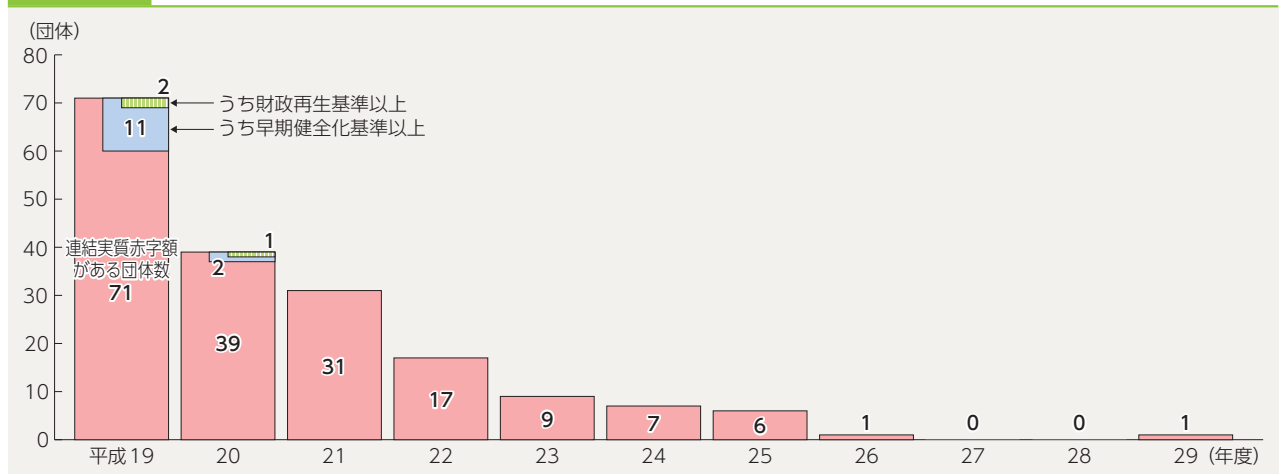


(2) 連結実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]

連結実質赤字額がある団体数の推移は、第98図のとおりである。

平成29年度決算において、連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体は町村1団体で、当該団体の連結実質赤字比率は早期健全化基準以上ではなかった。

第98図 連結実質赤字額がある団体数の推移



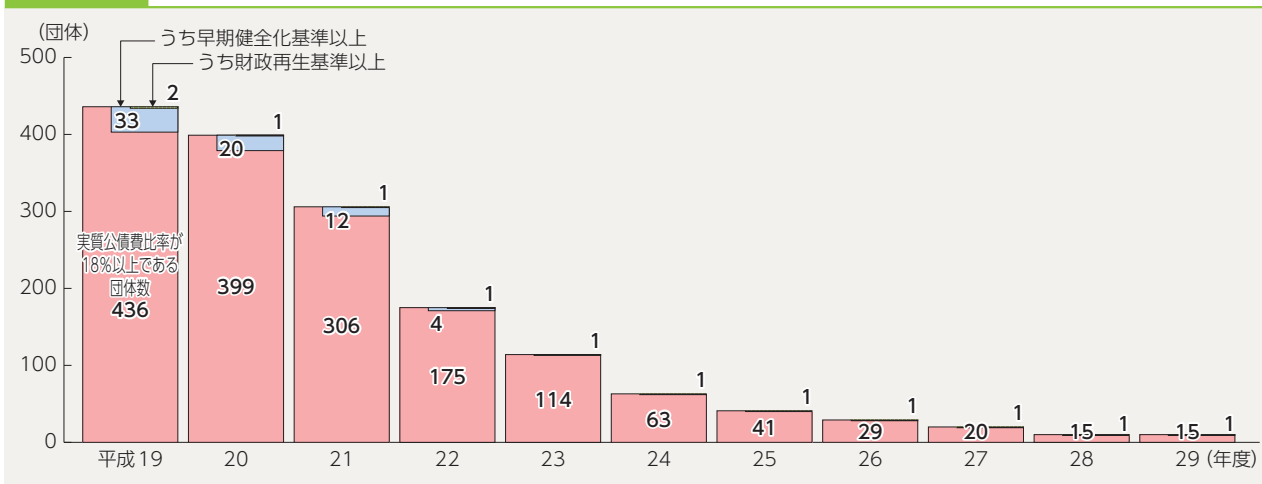
(3) 実質公債費比率 [資料編：第132表～第133表]

ア 実質公債費比率が18%以上である団体数

実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。これらの団体数の推移は、第99図のとおりである。

平成29年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は市区1団体で、当該団体は財政再生基準以上である。

第99図 実質公債費比率が18%以上である団体数の推移



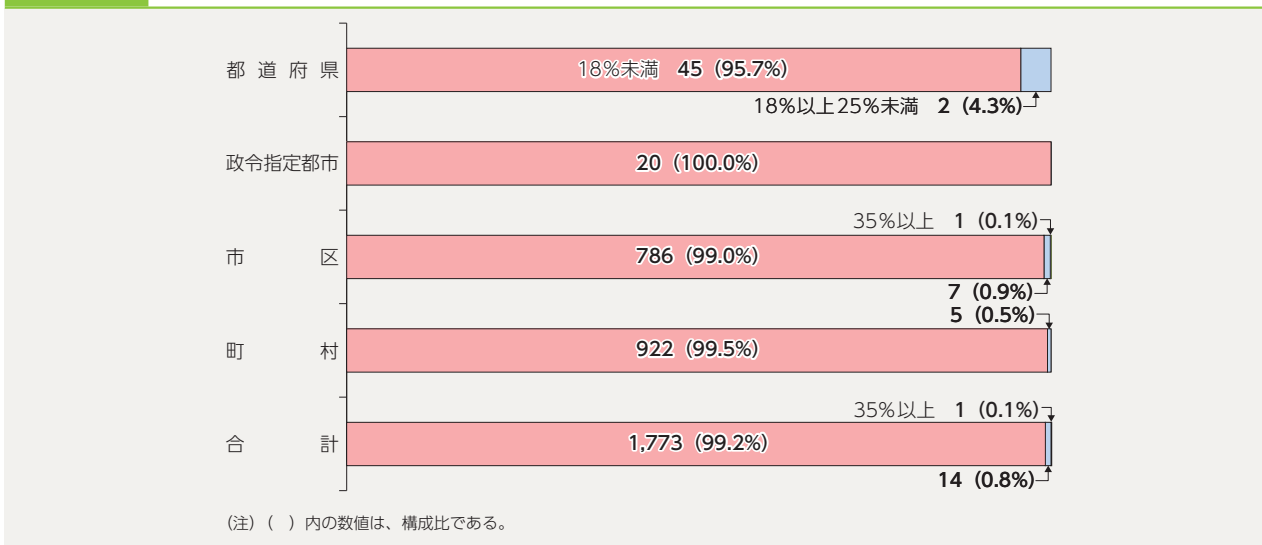
イ 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第100図のとおりである。

実質公債費比率が18%以上である団体数は、都道府県2団体（構成比4.3%）、市区8団体（同1.0%）、町村5団体（同0.5%）の合計15団体（同0.8%）となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上であり財政再生基準（35%）未満である団体はなく、財政再生基準以上である団体数は、市区1団体（構成比0.1%）となっている。

第100図 実質公債費比率の段階別分布状況



ウ 団体種類別実質公債費比率の状況

団体種類別の実質公債費比率の状況は、第41表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県11.4%、政令指定都市9.0%、市区5.4%、町村7.6%となっている。

第41表 団体種類別実質公債費比率の状況

区 分	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	市 区	町 村	市区町村合計
	%	%	%	%	%
平成29年度	11.4	9.0	5.4	7.6	6.4

(注) 1 比率は、加重平均である。
 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

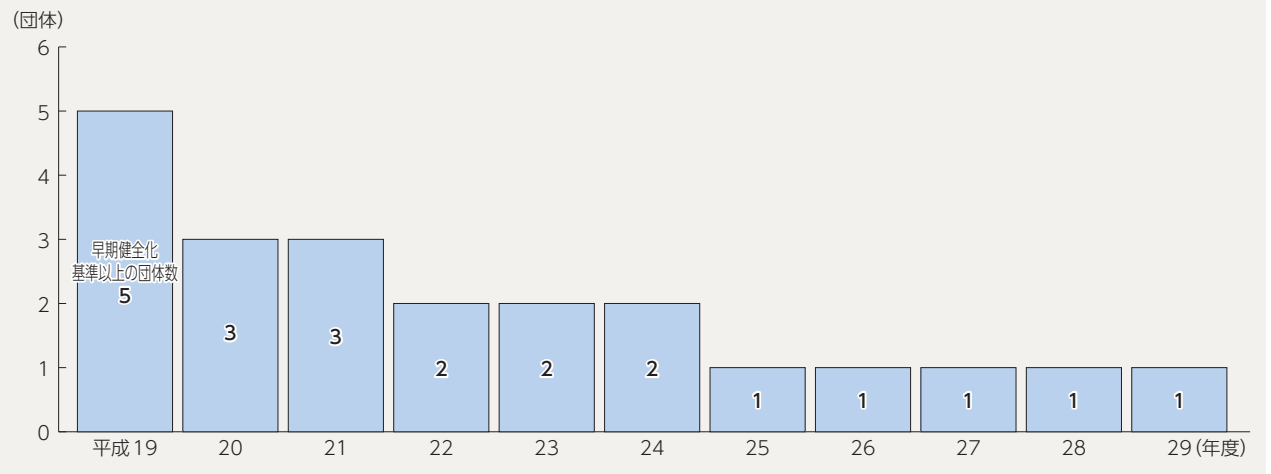
(4) 将来負担比率 [資料編：第132表～第134表]

ア 早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、第101図のとおりである。

平成29年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。

第101図 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移

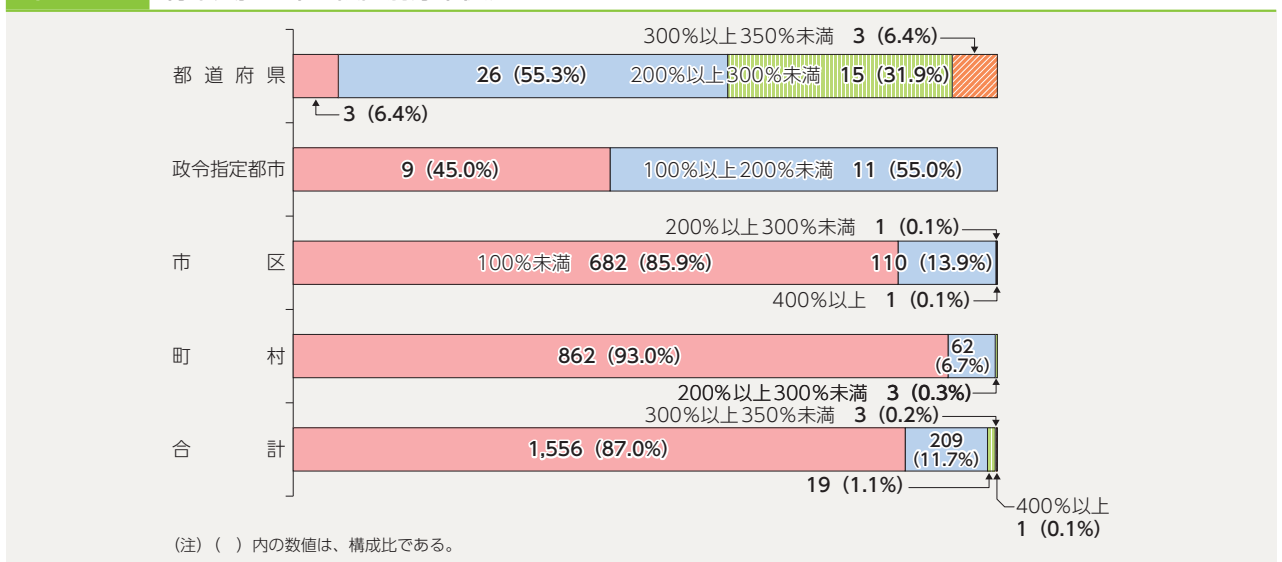


イ 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第102図のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県及び政令指定都市においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっている。

第102図 将来負担比率の段階別分布状況



ウ 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、第42表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県173.1%、政令指定都市106.0%、市区13.7%となっている。なお、町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っている。

第42表 団体種類別将来負担比率の状況

区 分	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	市 区	町 村	市区町村合計
	%	%	%	%	%
平成29年度	173.1	106.0	13.7	-	33.7

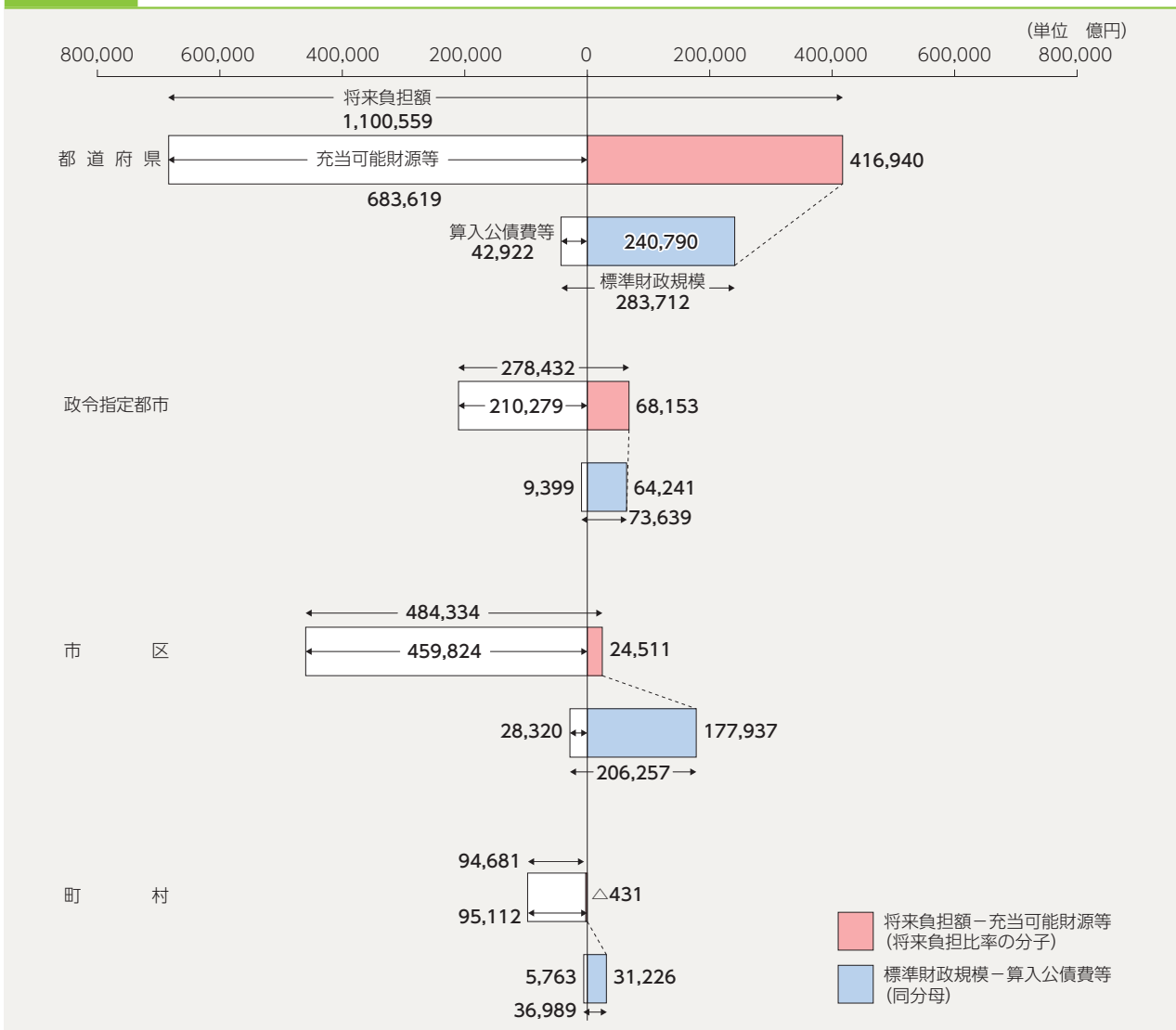
(注) 1 比率は、加重平均である。
 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。
 3 町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、「-」で表記している。

エ 団体種類別将来負担額等の状況

団体種類別の将来負担額等の規模は、第103図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額（将来負担比率の分子となる額）の団体種類別合計額は、都道府県41兆6,940億円、政令指定都市6兆8,153億円、市区2兆4,511億円となっている。町村においては、基金等の充当可能財源等が将来負担額を431億円上回っている。

第103図 団体種類別の将来負担額等の規模



第43表 団体種類別の項目別将来負担額等の状況

(単位 億円)

		都道府県	政令指定都市	市 区	町 村	合 計
将来負担額	①一般会計等に係る地方債の現在高	961,144	213,422	314,858	60,795	1,550,219
	②債務負担行為に基づく支出予定額	6,581	4,119	8,064	888	19,652
	③公営企業債等繰入見込額	27,438	37,544	105,533	21,623	192,137
	④組合等負担等見込額	967	446	8,739	2,985	13,138
	⑤退職手当負担見込額	99,917	21,284	45,654	8,218	175,073
	⑥設立法人の負債額等負担見込額	4,512	1,617	1,481	156	7,766
	⑦連結実質赤字額	—	—	—	0	0
	⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	6	15	21
充当可能財源等 (分母)	⑨充当可能基金	137,497	39,847	99,751	31,668	308,764
	⑩充当可能特定歳入	34,113	47,158	51,309	3,620	136,200
	⑪①～④に係る基準財政需要額算入見込額	512,008	123,275	308,764	59,824	1,003,870
	⑫標準財政規模	283,712	73,639	206,257	36,989	600,597
	⑬算入公債費等の額	42,922	9,399	28,320	5,763	86,403

(注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。
 2 将来負担比率の算式は、〔①～⑧の合計値(将来負担額)－⑨～⑪の合計値(充当可能財源等)〕/〔⑫－⑬〕である。

第44表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合 計	合計(純計)
都道府県 (47団体)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)
政令指定都市 (20団体)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)
市 区 (794団体)	0 (28 0)	0 (28 0)	1(1) (28 1(1))	1 (28 1)	2(1) (28 2(1))	1(1) (28 1(1))
町 村 (927団体)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)	0 (28 0)
合 計 (1,788団体)	0 (28 0)	0 (28 0)	1(1) (28 1(1))	1 (28 1)	2(1) (28 2(1))	1(1) (28 1(1))

(注) 1 () 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
 2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

また、団体種類別の項目別将来負担額等の状況は第43表のとおりであり、都道府県は一般会計等に係る地方債現在高が96兆1,144億円と最も多く、退職手当負担見込額9兆9,917億円、公営企業債等繰入見込額2兆7,438億円の順になっており、政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が21兆3,422億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額3兆7,544億円、退職手当負担見込額2兆1,284億円の順になっており、市区も一般会計等に係る地方債現在高が31兆4,858億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額10兆5,533億円、退職手当負担見込額4兆5,654億円の順になっており、町村も一般会計等に係る地方債現在高が6兆795億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額2兆1,623億円、退職手当負担見込額8,218億円の順になっている。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、第44表のとおり

りである。団体種類別の合計（純計）は、市区1団体となっており、前年度同数である。新たに早期健全化基準以上となった団体はなかった。なお、平成29年度に財政健全化計画を策定した団体はなく、財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区1団体である。

(5) 資金不足比率

ア 資金不足額がある公営企業会計数 [資料編：第135表]

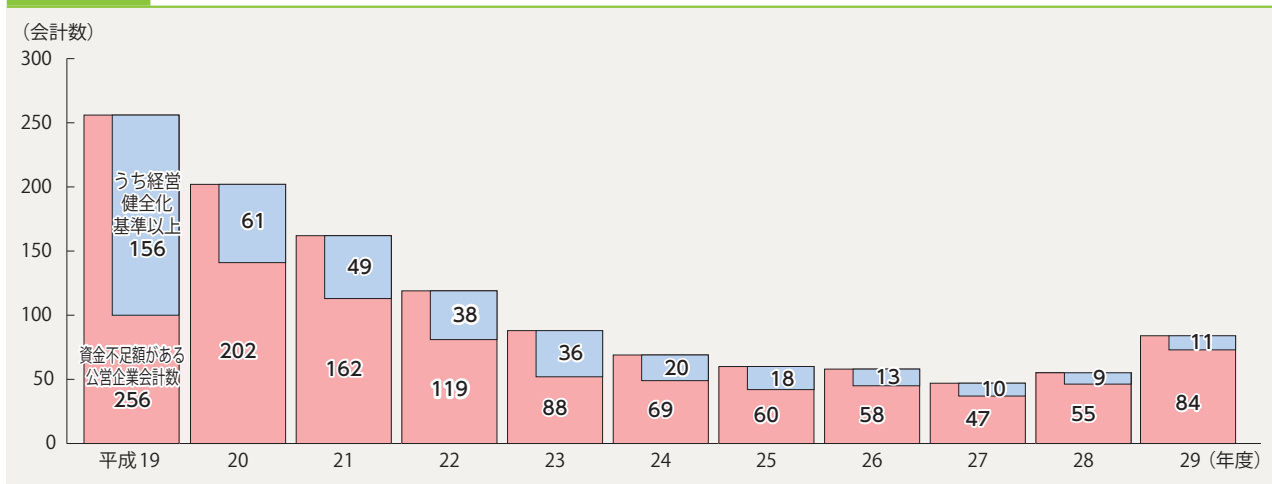
資金不足額がある公営企業会計数の推移は第104図、平成29年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体種類別にみたものが第105図である。

資金不足額がある公営企業会計数をみると、都道府県3会計、政令指定都市4会計、市区51会計、町村15会計、一部事務組合等11会計であり、合計84会計となっている。

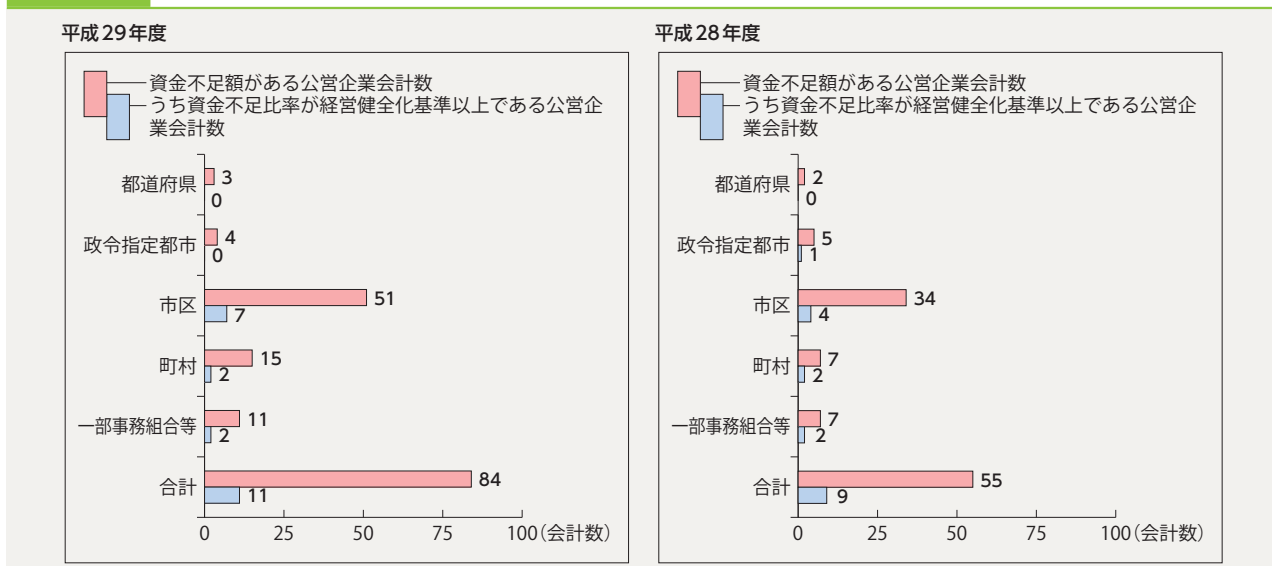
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は11会計（資金不足額がある会計数の13.1%）となっている。都道府県及び政令指定都市は該当がなく、市区7会計（同13.7%）、町村2会計（同13.3%）、一部事務組合等2会計（同18.2%）となっている。

平成29年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、第45表のとおりである。前年度（都道府県は該当がなく、政令指定都市1会計、市区4会計、町村2会計、一部事務組合2

第104図 資金不足額がある公営企業会計数の推移



第105図 資金不足比率の状況（団体種類別会計数）

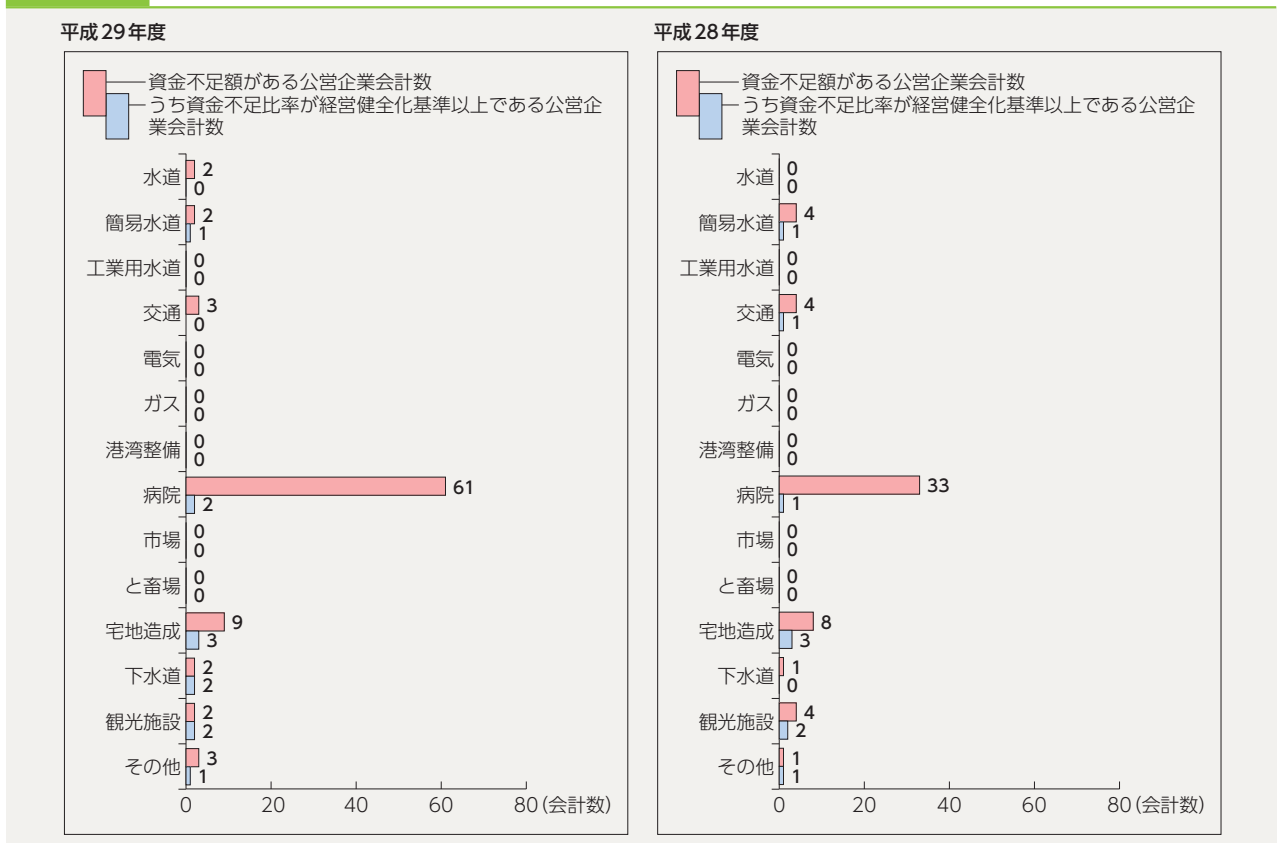


第45表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）

事業種類	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	計	計(H28年度)
水道事業	0/ 25	0/ 19	0/ 1,211	0/ 93	0/ 1,348	0/ 1,332
簡易水道事業	0/ 1	0/ 2	1/ 592	0/ 3	1/ 598	1/ 742
工業用水道事業	0/ 40	0/ 9	0/ 97	0/ 9	0/ 155	0/ 154
交通事業	0/ 3	0/ 20	0/ 56	0/ 3	0/ 82	1/ 82
電気事業	0/ 25	0/ 2	0/ 67	0/ 4	0/ 98	0/ 95
ガス事業	0/ 0	0/ 1	0/ 25	0/ 0	0/ 26	0/ 26
港湾整備事業	0/ 35	0/ 4	0/ 41	0/ 6	0/ 86	0/ 86
病院事業	0/ 37	0/ 14	2/ 447	0/ 80	2/ 578	1/ 585
市場事業	0/ 9	0/ 19	0/ 123	0/ 9	0/ 160	0/ 162
と畜場事業	0/ 1	0/ 5	0/ 31	0/ 7	0/ 44	0/ 48
宅地造成事業	0/ 48	0/ 20	1/ 361	2/ 6	3/ 435	3/ 428
下水道事業	0/ 45	0/ 28	2/ 2,445	0/ 21	2/ 2,539	0/ 2,568
観光施設事業	0/ 6	0/ 4	2/ 236	0/ 0	2/ 246	2/ 252
その他事業	0/ 16	0/ 1	1/ 76	0/ 37	1/ 130	1/ 128
計	0/ 291	0/ 148	9/ 5,808	2/ 278	11/ 6,525	9/ 6,688

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

第106図 資金不足比率の状況（事業別会計数）



会計の合計9会計）より2会計（政令指定都市で1会計の減少。市区で3会計の増加）増加している。その内訳は、平成29年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が4会計あり、平成29年度決算で経営健全化基準未満となった会計が1会計、平成28年度末に廃止された会計が1会計ある。

次に、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第106図である。

資金不足額がある公営企業会計数は、病院事業が61会計（当該事業の全体会計数の10.6%）と最も多

第1部 平成29年度の地方財政の状況

く、以下、宅地造成事業9会計（同2.1%）、交通事業3会計（同3.7%）、その他事業3会計（同2.3%）、水道事業2会計（同0.1%）、簡易水道事業2会計（同0.3%）、下水道事業2会計（同0.1%）、観光施設事業2会計（同0.8%）となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、簡易水道事業1会計（当該事業における資金不足額のある会計数の50.0%）、病院事業2会計（同3.3%）、宅地造成事業3会計（同33.3%）、下水道事業2会計（同100.0%）、観光施設事業2会計（同100.0%）、その他事業1会計（同33.3%）となっている。

なお、平成28年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった9会計のうち、経営健全化計画の策定を要する8会計（平成28年度末に会計を廃止した1会計については、経営健全化計画の策定を要しない。）については、平成29年度末までに経営健全化計画を策定済みである。経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、8会計のうち2会計が地方公共団体財政健全化法に基づいて完了報告を行った。

イ 公営企業会計の資金不足額

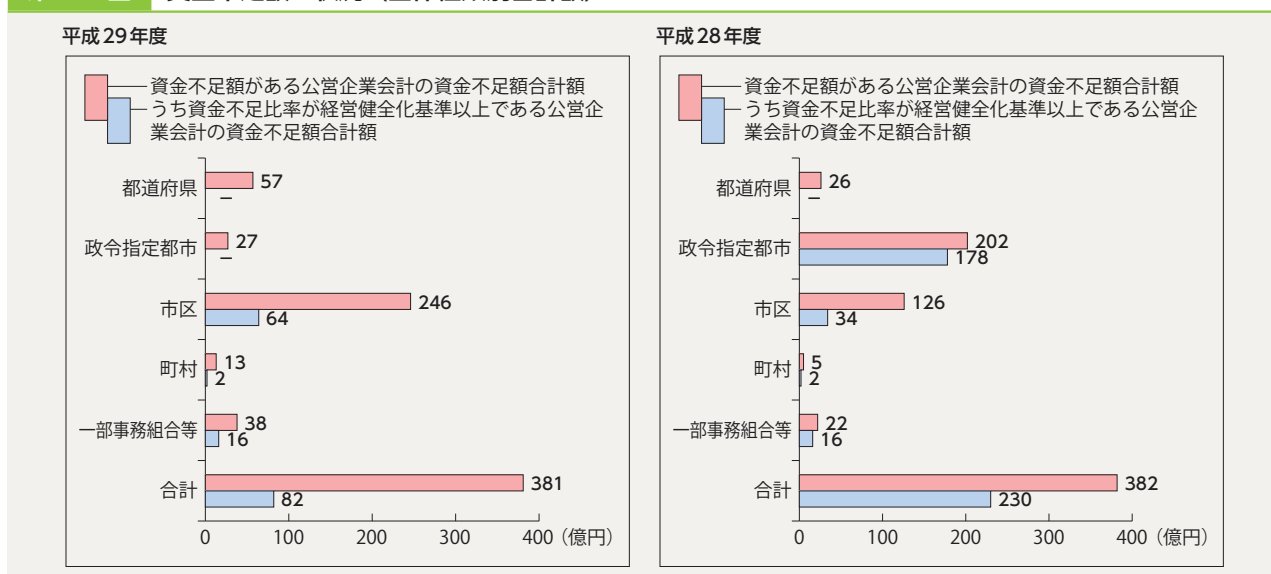
公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第107図であり、都道府県57億円、政令指定都市27億円、市区246億円、町村13億円、一部事務組合等38億円であり、合計381億円となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県及び政令指定都市は該当する会計がなく、市区64億円（資金不足額がある会計の26.1%）、町村2億円（同14.6%）、一部事務組合等16億円（同41.2%）で、合計82億円（同21.5%）となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第108図であり、病院事業が261億円と最も多く、以下、宅地造成事業（55億円）、下水道事業（31億円）、交通事業（26億円）、観光施設事業（5億円）、その他事業（2.3億円）、簡易水道事業（0.3億円）、水道事業（0.1億円）の順となっている。

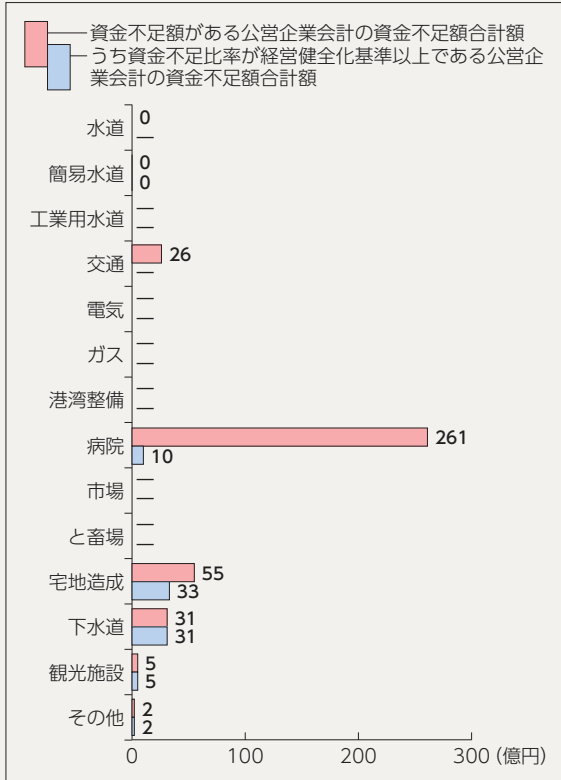
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、宅地造成事業が33億円（資金不足額がある会計の59.9%）と最も多く、以下、下水道事業31億円（同100.0%）、病院事業10億円（同3.9%）、観光施設事業5億円（同100.0%）、その他事業2億円（同84.7%）、簡易水道事業0.3億円（同96.9%）の順となっている。

第107図 資金不足額の状況（団体種類別合計額）

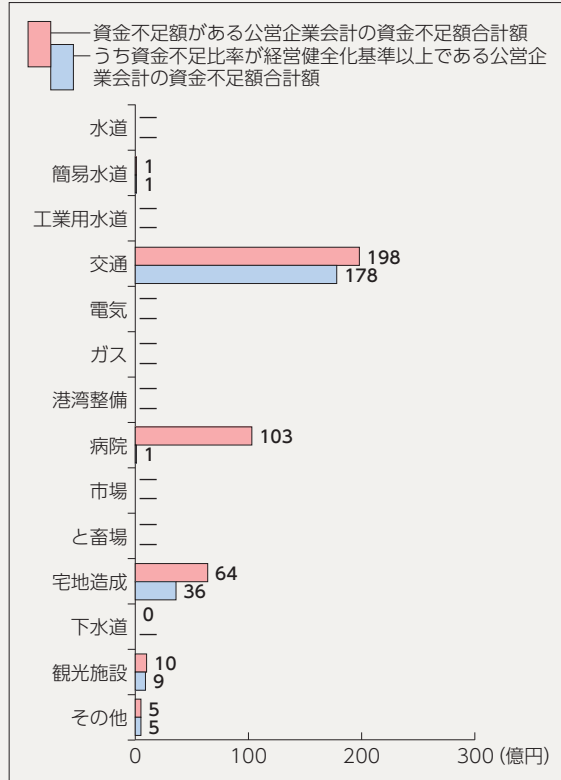


第108図 資金不足額の状況（事業別合計額）

平成29年度



平成28年度



9 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

10 市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）を団体規模別（政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市（人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

(1) 団体規模別団体数等の構成

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア 団体数及び人口の状況 [資料編：第1表～第2表]

団体規模別の団体数の推移については、第46表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第109図のとおりである。平成29年度末の割合は、政令指定都市が1.2%（前年度末1.2%）、中核市が2.8%（同2.8%）、施行時特例市が2.1%（同2.1%）、中都市が9.1%（同9.1%）、小都市が30.9%（同30.9%）、人口1万人以上の町村が24.5%（同24.7%）、人口1万人未満の町村が29.5%（同29.2%）となっている。

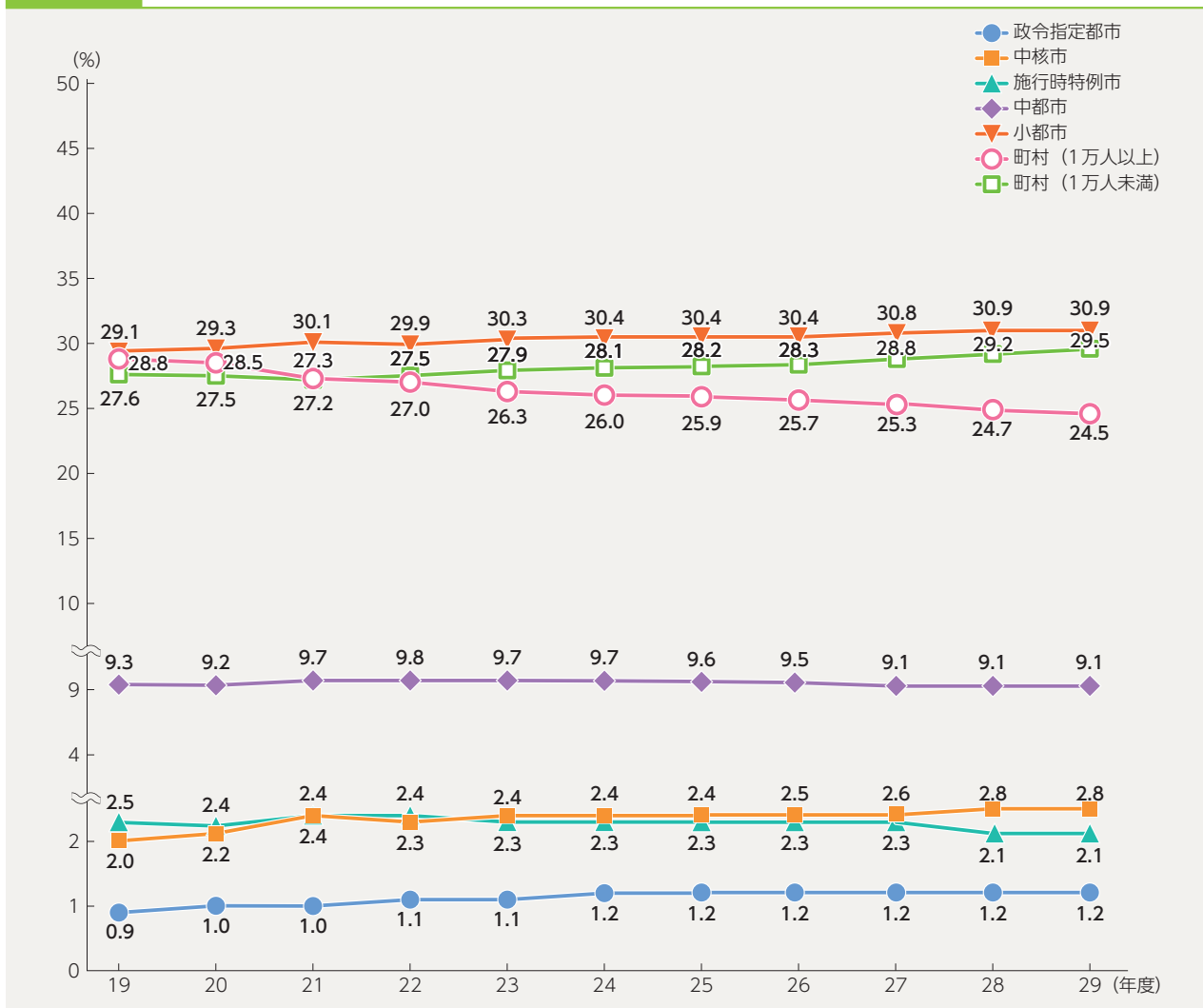
次に、団体規模別の人口の推移をみると、第47表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第110図のとおりである。平成30年1月1日現在では、政令指定都市が23.2%（前年度末23.1%）、中核市が16.0%（同16.0%）、施行時特例市が7.9%（同7.9%）、中都市が20.2%（同20.2%）、小都市が23.3%（同23.4%）、人口1万人以上の町村が7.2%（同7.3%）、人口1万人未満の町村が2.1%（同2.1%）となっている。

第46表 団体規模別団体数の推移

区 分	団 体 数											増 減 率 (%)											
	平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
市町村合計	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718	1,718	△0.6	△0.9	△2.8	-	△0.5	-	-	△0.1	-	-	-	-
政令指定都市	17	17	18	19	19	20	20	20	20	20	20	13.3	-	5.9	5.6	-	5.3	-	-	-	-	-	-
中核市	35	39	41	40	41	41	42	43	45	48	48	△5.4	11.4	5.1	△2.4	2.5	-	2.4	2.4	4.7	6.7	-	-
施行時特例市	44	43	41	41	40	40	40	40	39	36	36	12.8	△2.3	△4.7	-	△2.4	-	-	-	△2.5	△7.7	-	-
都 市	687	684	686	686	687	688	688	687	686	687	687	△0.6	△0.4	0.3	-	0.1	0.1	-	△0.1	△0.1	0.1	-	-
中 都 市	166	164	167	169	167	166	165	164	156	156	156	△2.9	△1.2	1.8	1.2	△1.2	△0.6	△0.6	△0.6	△4.9	-	-	-
小 都 市	521	520	519	517	520	522	523	523	530	531	531	0.2	△0.2	△0.2	△0.4	0.6	0.4	0.2	-	1.3	0.2	-	-
町 村	1,010	994	941	941	932	930	929	928	928	927	927	△1.2	△1.6	△5.3	-	△1.0	△0.2	△0.1	△0.1	-	△0.1	-	-
町 村 (人口1万人以上)	516	506	471	466	452	447	445	441	434	425	421	△2.5	△1.9	△6.9	△1.1	△3.0	△1.1	△0.4	△0.9	△1.6	△2.1	△0.9	-
町 村 (人口1万人未満)	494	488	470	475	480	483	484	487	494	502	506	0.2	△1.2	△3.7	1.1	1.1	0.6	0.2	0.6	1.4	1.6	0.8	-

第109図 団体規模別団体数構成比の推移



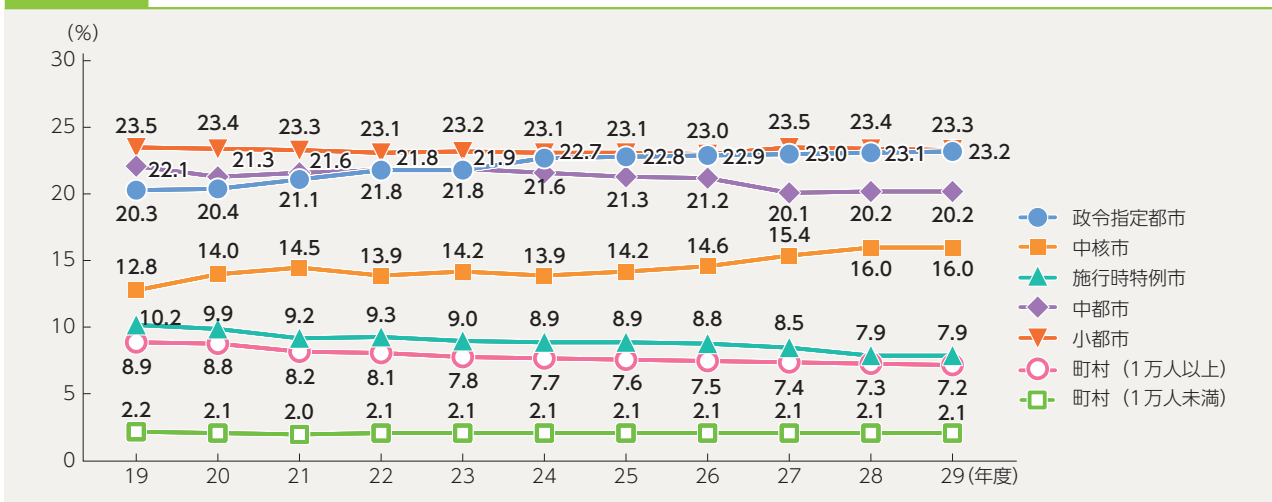
10 市町村の規模別財政状況

第47表 団体規模別人口の推移

区分	人 口											増 減 率 (%)										
	平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市町村合計	118,652,295	118,599,264	118,538,801	118,365,125	118,067,988	119,406,988	119,422,006	119,123,885	118,860,499	118,604,124	118,310,662	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.1	0.0	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2
政令指定都市	24,136,806	24,244,526	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	27,220,948	27,267,952	27,333,950	27,394,218	27,445,782	7.6	0.4	3.2	3.0	0.2	5.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
中核市	15,151,433	16,619,689	17,163,778	16,465,194	16,808,415	16,656,132	17,004,050	17,388,754	18,269,766	18,965,602	18,926,101	△ 9.4	9.7	3.3	△ 4.1	2.1	△ 0.9	2.1	2.3	5.1	3.8	△ 0.2
施行時特例市	12,120,827	11,799,129	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	10,636,378	10,455,852	10,112,950	9,383,742	9,380,673	10.1	△ 2.7	△ 7.1	0.1	△ 2.8	△ 0.3	0.1	△ 1.7	△ 3.3	△ 7.2	△ 0.0
都 市	54,025,703	52,963,176	53,289,335	53,137,795	53,066,969	53,378,473	53,050,995	52,616,780	51,846,884	51,711,882	51,508,894	△ 2.0	△ 2.0	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.6	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.4
中 都 市	26,184,397	25,254,106	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	25,485,736	25,228,832	23,939,414	23,925,516	23,901,988	△ 3.7	△ 3.6	1.5	0.8	△ 0.5	0.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 5.1	△ 0.1	△ 0.1
小 都 市	27,841,306	27,709,070	27,651,314	27,306,606	27,365,324	27,579,381	27,565,259	27,387,948	27,907,470	27,786,366	27,606,906	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2	0.2	0.8	△ 0.1	△ 0.6	1.9	△ 0.4	△ 0.6
町 村	13,217,526	12,972,744	12,103,348	12,024,011	11,711,913	11,610,397	11,509,635	11,394,547	11,296,949	11,148,680	11,049,212	△ 1.6	△ 1.9	△ 6.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.9	0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.9
町 村 (人口1万人以上)	10,618,297	10,440,336	9,680,723	9,584,585	9,254,939	9,145,930	9,054,980	8,948,372	8,820,301	8,631,279	8,532,114	△ 1.9	△ 1.7	△ 7.3	△ 1.0	△ 3.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 2.1	△ 1.1
町 村 (人口1万人未満)	2,599,229	2,532,408	2,422,625	2,439,426	2,456,974	2,464,467	2,454,655	2,446,175	2,476,648	2,517,401	2,517,098	△ 0.4	△ 2.6	△ 4.3	0.7	0.7	0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.2	1.6	△ 0.0

(注) 住民基本台帳人口については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口を記載している。(平成24年度以前は3月31日現在) 第110、112、114~116、121図、第48表においても当該人口を基に算出している。

第110図 団体規模別人口構成比の推移



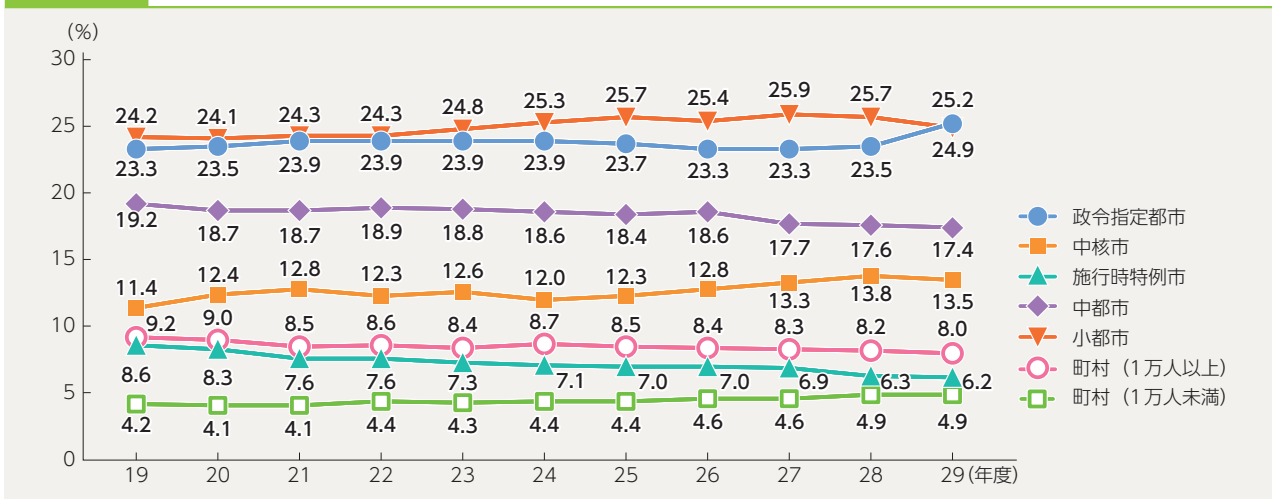
1 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が25.2%（前年度23.5%）、中核市が13.5%（同13.8%）、施行時特例市が6.2%（同6.3%）、中都市が17.4%（同17.6%）、小都市が24.9%（同25.7%）、人口1万人以上の町村が8.0%（同8.2%）、人口1万人未満の町村が4.9%（同4.9%）となっている。

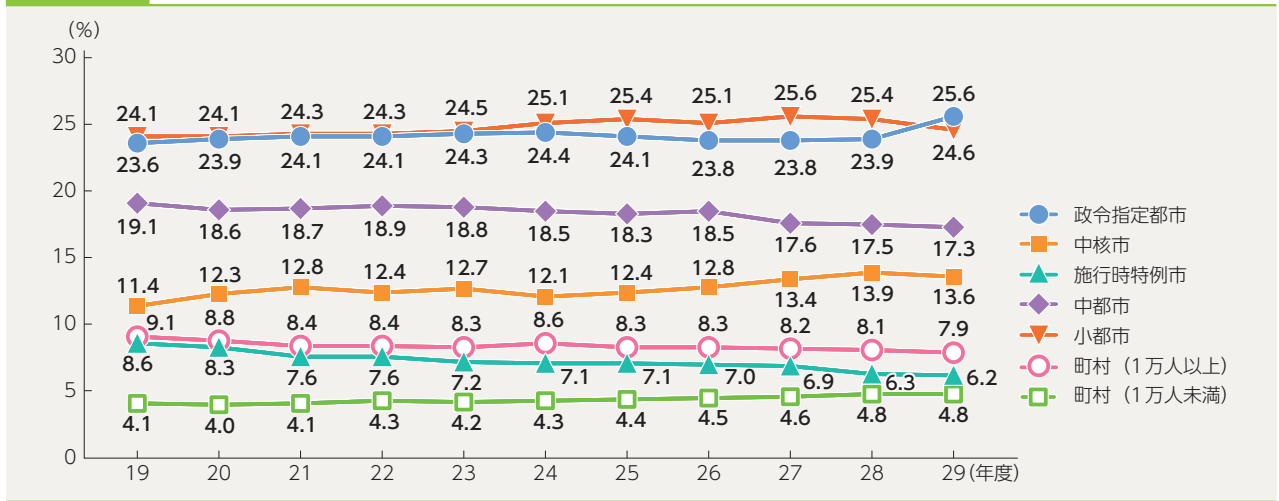
また、歳出総額については、政令指定都市が25.6%（前年度23.9%）、中核市が13.6%（同13.9%）、施行時特例市が6.2%（同6.3%）、中都市が17.3%（同17.5%）、小都市が24.6%（同25.4%）、人口1万人以上の町村が7.9%（同8.1%）、人口1万人未満の町村が4.8%（同4.8%）となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成19年度からの推移は、第111図のとおりである。

第111図 団体規模別決算規模構成比の推移（その1 歳入）



第111図 団体規模別決算規模構成比の推移（その2 歳出）



(2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、第48表のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については政令指定都市が508千円（前年度463千円）、中核市が395千円（同394千円）、施行時特例市が368千円（同362千円）、中都市が403千円（同398千円）、小都市が499千円（同499千円）、人口1万人以上の町村が520千円（同514千円）、人口1万人未満の町村が1,070千円（同1,046千円）となっており、歳出については政令指定都市が502千円（同457千円）、中核市が385千円（同385千円）、施行時特例市が356千円（同353千円）、中都市が388千円（同384千円）、小都市が480千円（同479千円）、人口1万人以上の町村が497千円（同490千円）、人口1万人未満の町村が1,022千円（同992千円）となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市については行政権能が異なっており人口1人当たりの決算額にも差が生じている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第49表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、政令指定都市（0.87）、施行時特例市（0.86）、中核市（0.80）、中都市（0.80）、小都市（0.56）、人口1万人以上の町村（0.53）、人口1万人未満の町村（0.27）となっており、中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村（6.9%）、人口1万人以上の町村（6.3%）、小都市（5.4%）、中都市（5.2%）、施行時特例市（4.5%）、中核市（3.4%）、政令指定都市（1.2%）となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

第48表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

区 分	平成29年度				平成28年度		増 減	
	1団体当たり		人口1人当たり		人口1人当たり		人口1人当たり	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市 町 村 合 計	322	313	468	454	455	441	13	13
政 令 指 定 都 市	6,965	6,882	508	502	463	457	45	45
中 核 市	1,558	1,520	395	385	394	385	1	－
施 行 時 特 例 市	958	929	368	356	362	353	6	3
中 都 市	617	595	403	388	398	384	5	4
小 都 市	259	249	499	480	499	479	－	1
町村（人口1万人以上）	105	101	520	497	514	490	6	7
町村（人口1万人未満）	53	51	1,070	1,022	1,046	992	24	30

第49表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区 分	財 政 力 指 数	実 質 収 支 比 率
		%
政 令 指 定 都 市	0.87	1.2
中 核 市	0.80	3.4
施 行 時 特 例 市	0.86	4.5
中 都 市	0.80	5.2
小 都 市	0.56	5.4
町村（人口1万人以上）	0.53	6.3
町村（人口1万人未満）	0.27	6.9

(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

イ 歳入

歳入決算の主な内訳は、第112図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると、施行時特例市（42.6%）、中核市（39.2%）、中都市（37.6%）、政令指定都市（37.0%）、小都市（26.7%）、人口1万人以上の町村（25.1%）、人口1万人未満の町村（12.6%）となっており、団体規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高い傾向にある。

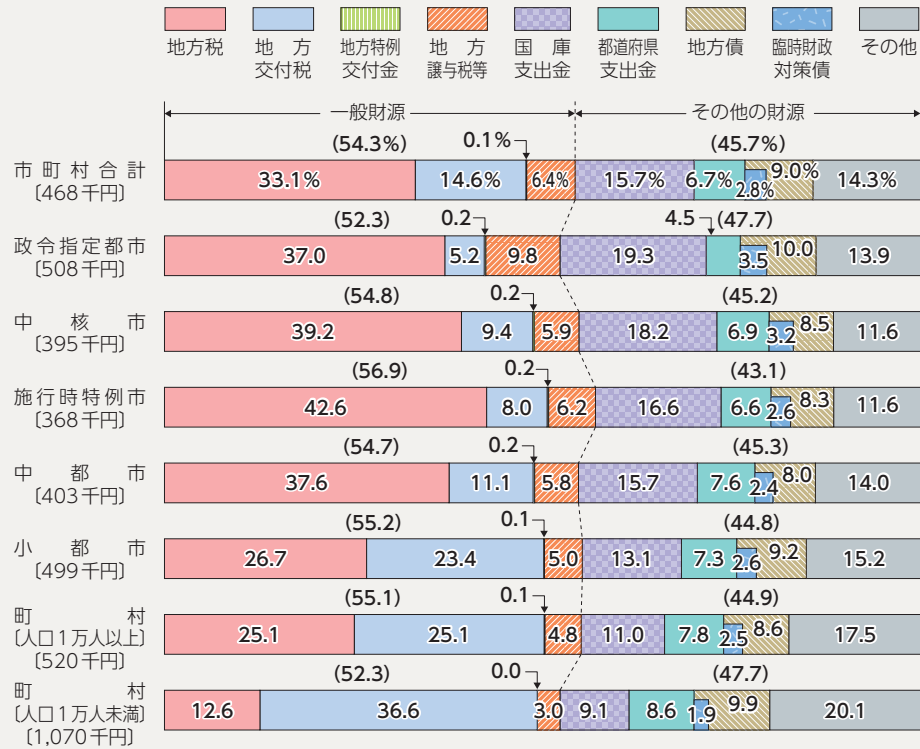
また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第113図のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、第114図のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（36.6%）、人口1万人以上の町村（25.1%）、小都市（23.4%）、中都市（11.1%）、中核市（9.4%）、施行時特例市（8.0%）、政令指定都市（5.2%）となっており、施行時特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、国庫支出金（国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。）の構成比の高い順にみると、政令指定都市（19.3%）、中核市（18.2%）、施行時特例市（16.6%）、中都市（15.7%）、小都市（13.1%）、人口1万人以上の町村（11.0%）、人口1万人未満の町村（9.1%）となっており、規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

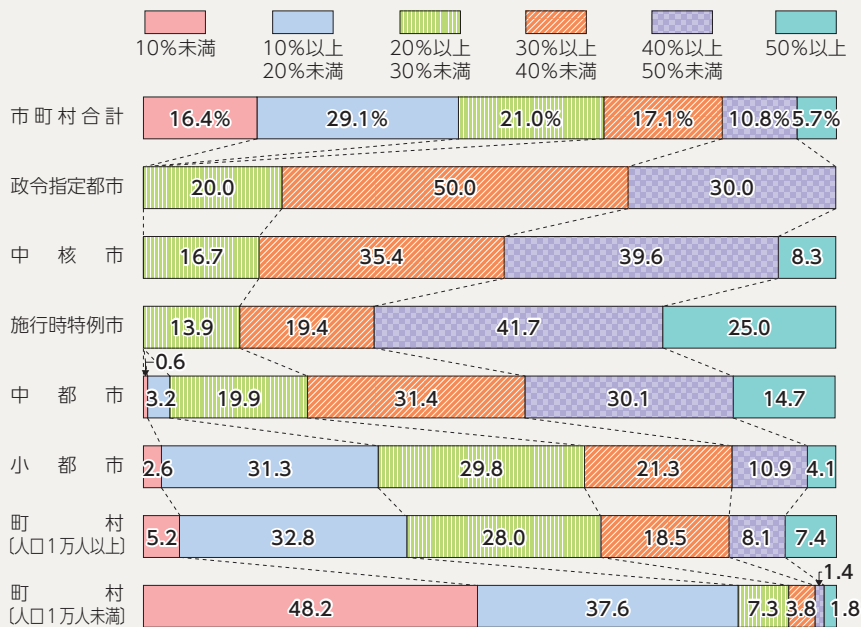
一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（8.6%）、人口1万人以上の町村（7.8%）、中都市（7.6%）、小都市（7.3%）、中核市（6.9%）、施行時特例市（6.6%）、政令指定都市（4.5%）となっており、中核市及び中都市以外の市町村については規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

第112図 団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



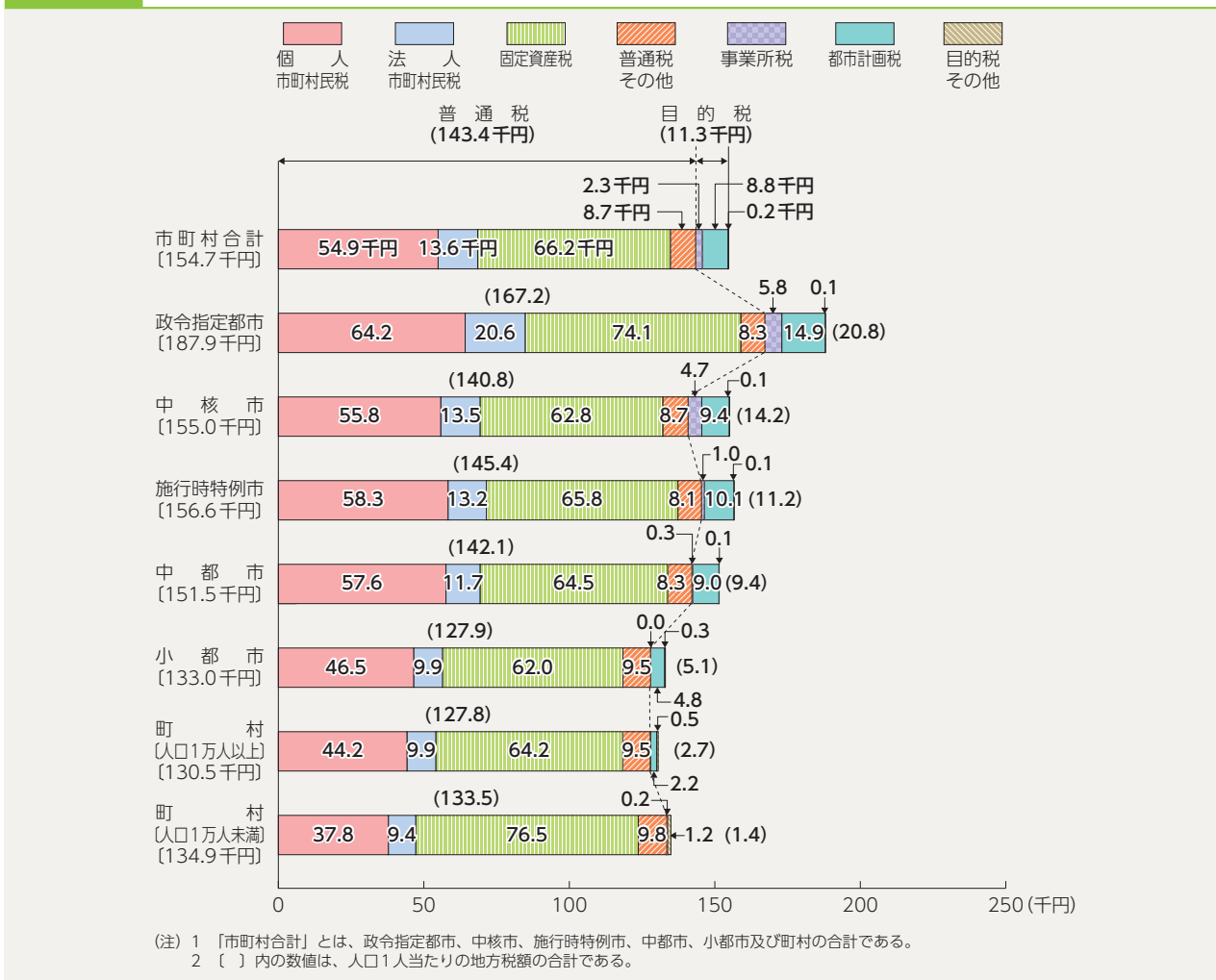
(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
 2 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
 3 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳入決算額である。

第113図 団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況



(注) 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第114図 団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）



歳出

目的別歳出決算額の主な内訳は、第115図のとおりである。

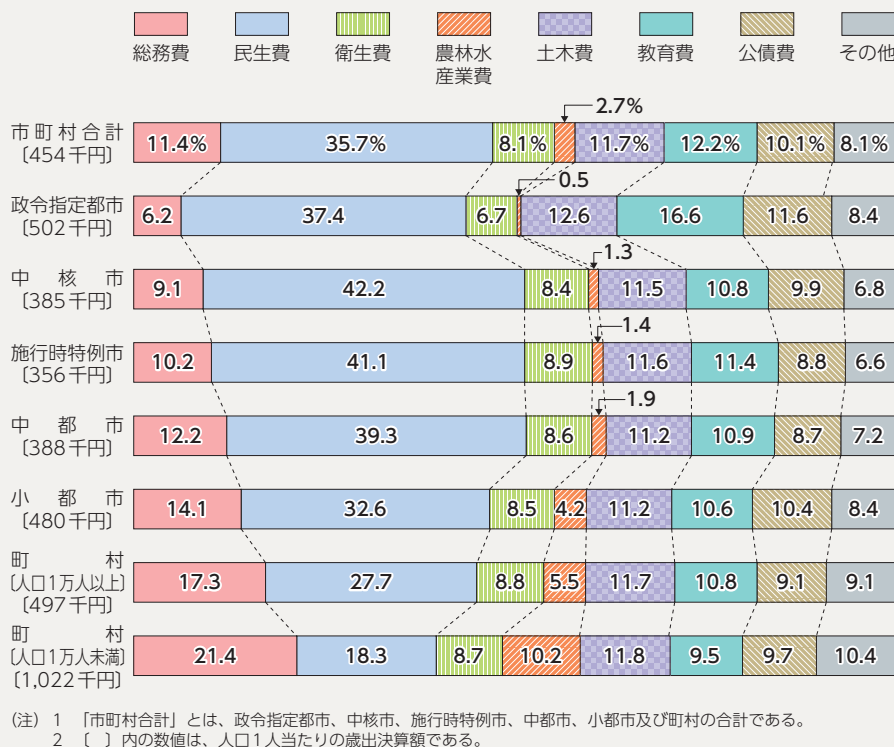
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては民生費、教育費、土木費の順、中核市及び施行時特例市においては民生費、土木費、教育費の順、中都市、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、土木費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、土木費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第116図のとおりである。

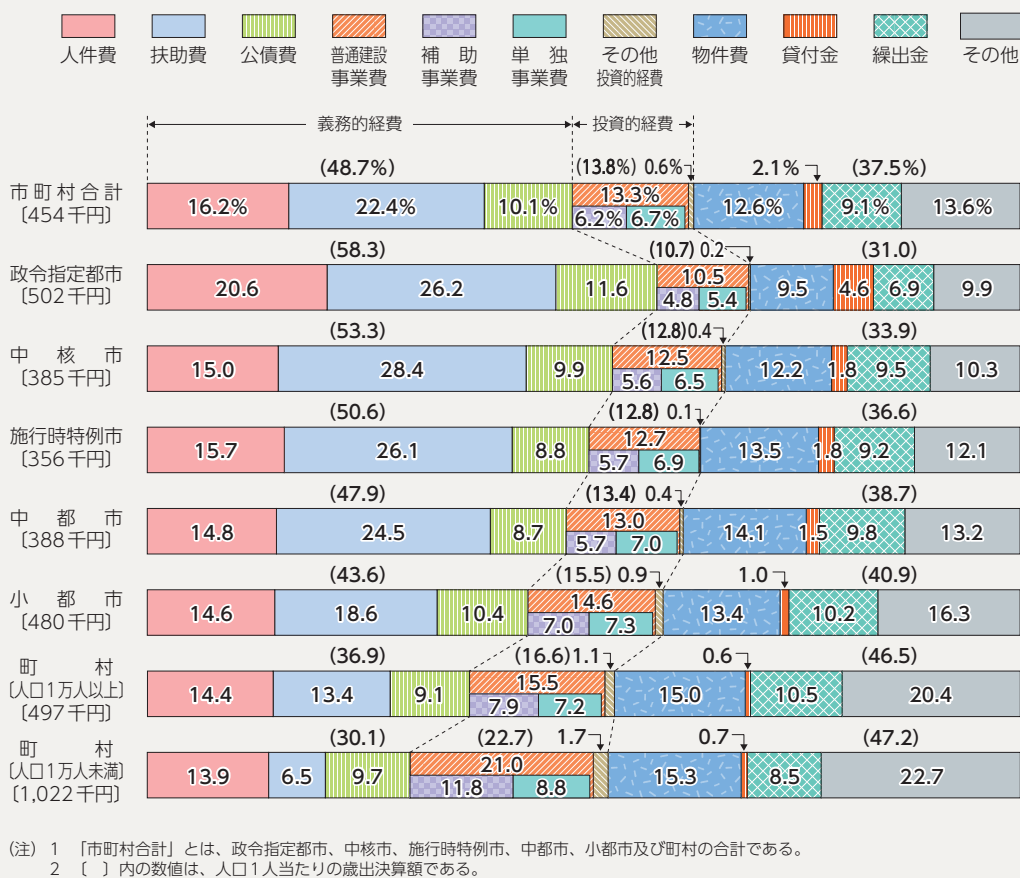
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市においては扶助費、人件費、普通建設事業費の順、施行時特例市及び中都市においては扶助費、人件費、物件費の順、小都市においては扶助費、普通建設事業費、人件費の順、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、物件費、人件費の順となっている。

民生費や扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

第115図 団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



第116図 団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



10 市町村の規模別財政状況

Ⅱ 財政構造の弾力性

(ア) 経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、第50表のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市（96.9%）、施行時特例市（92.3%）、中核市（92.2%）、小都市（92.1%）、中都市（91.8%）、人口1万人以上の町村（89.1%）、人口1万人未満の町村（86.0%）となっており、規模が大きいほど比率が高い傾向にある。

なお、団体規模別の分布状況をみると、第117図のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める人件費及び公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

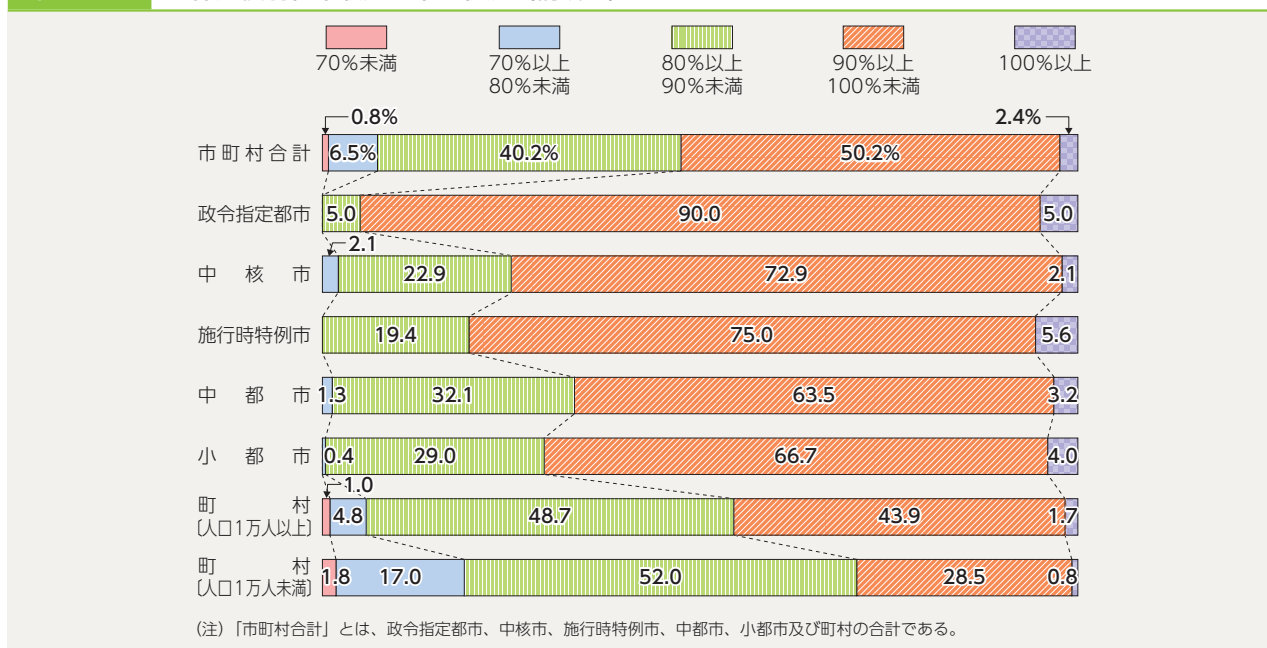
また、これを財政力指数段階別にみると、第118図のとおりである。

第50表 団体規模別経常収支比率の状況

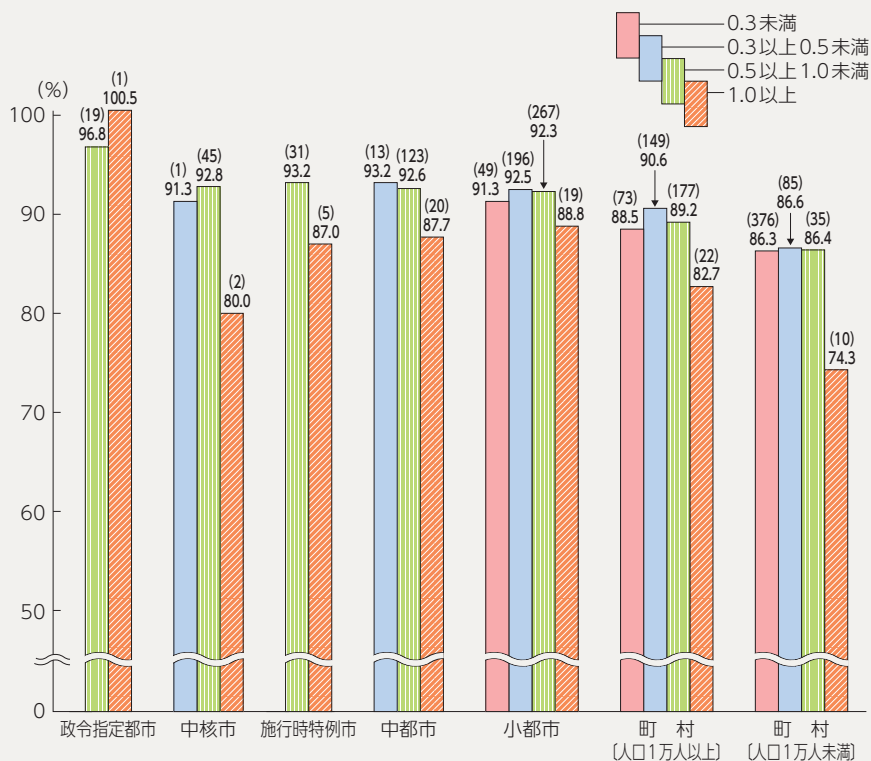
区 分	経常収支比率	う ち						
		人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
政 令 指 定 都 市	96.9	31.6	11.7	15.4	8.5	19.1	8.7	1.9
中 核 市	92.2	23.7	14.9	15.2	8.3	16.6	11.9	1.6
施 行 時 特 例 市	92.3	24.3	16.4	13.8	9.7	14.7	11.4	2.0
中 都 市	91.8	23.9	16.7	13.1	9.6	14.8	12.3	1.4
小 都 市	92.1	23.4	14.8	10.2	11.4	17.4	13.3	1.6
町 村（人口1万人以上）	89.1	22.7	15.3	7.2	13.9	15.1	13.3	1.6
町 村（人口1万人未満）	86.0	24.1	14.8	3.9	13.4	17.0	10.8	2.0

(注) 比率は、加重平均である。

第117図 団体規模別経常収支比率の状況（構成比）



第118図 団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況



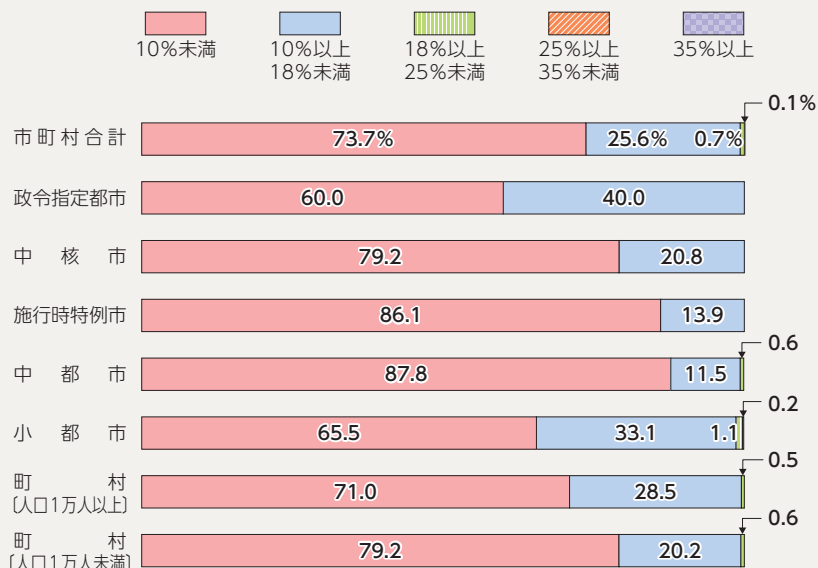
(注) 1 比率は、加重平均である。
2 () 内の数値は、団体数である。

(イ) 実質公債費比率

実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第119図のとおりであり、全ての区分において、10%未満の団体の割合が大きくなっている。

次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第120図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

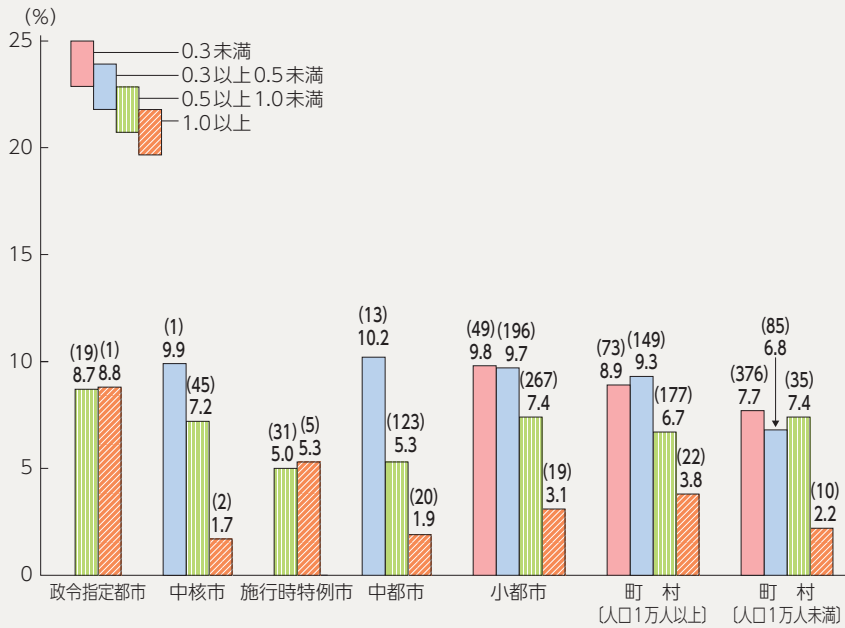
第119図 団体規模別実質公債費比率の状況 (構成比)



(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、施行時特別市、中都市、小都市及び町村の合計である。
2 「25%以上35%未満」の団体はなし。

10 市町村の規模別財政状況

第120図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況



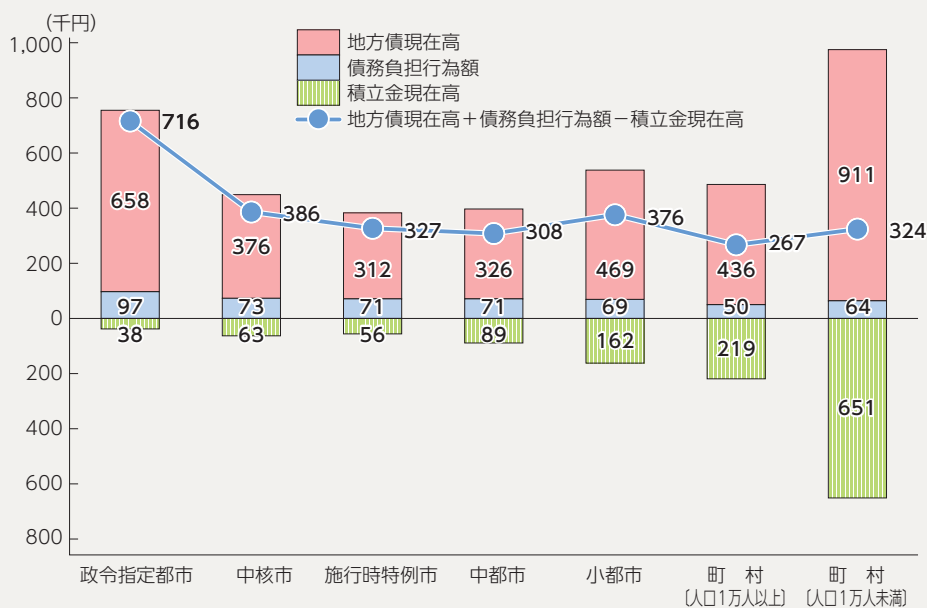
(注) 1 比率は、加重平均である。
2 () 内の数値は、団体数である。

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）については、第121図のとおりである。

団体規模別にみると、政令指定都市が716千円で、前年度と比べると0.4%増、中核市が386千円で1.6%増、施行時特例市が327千円で1.9%増、中都市が308千円で0.3%増、小都市が376千円で2.2%増、人口1万人以上の町村が267千円で同数、人口1万人未満の町村が324千円で0.6%増となっている。

第121図 団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）



11 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

(1) 道路 [資料編：第104表]

平成30年4月1日現在における地方道の実延長は116万1,535km（対前年同期比0.1%増）、面積は8,564.2km²（同0.3%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成20年4月1日）と比べると、実延長は1.8%増、面積は4.0%増となっている。

これを主要地方道（「道路法」（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,287km（対前年同期比0.0%増）、面積は906.0km²（同0.3%増）、一般都道府県道の実延長は7万1,310km（同0.1%減）、面積は949.9km²（同0.4%増）、市町村道の実延長は103万2,938km（同0.1%増）、面積は6,708.3km²（同0.3%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成20年4月1日）と比べると、主要地方道の実延長は0.4%増、面積は6.2%増、一般都道府県道の実延長は0.6%増、面積は5.4%増、市町村道の実延長は1.9%増、面積は3.5%増となっている。

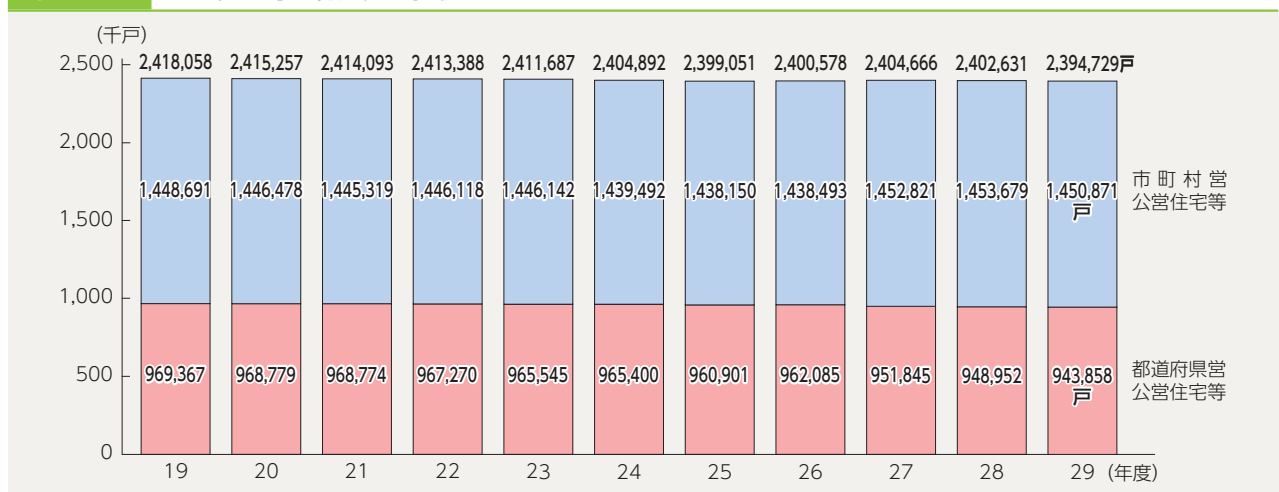
(2) 公営住宅等 [資料編：第105表]

平成29年度末現在における公営住宅等（「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に定める公営住宅、「住宅地区改良法」（昭和35年法律第84号）に定める改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は239万4,729戸であり、前年度末と比べると7,902戸減少（0.3%減）している。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、2万3,329戸減少（1.0%減）している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は215万7,721戸であり、前年度と比べると6,471戸減少（0.3%減）している。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると2万2,142戸減少（1.0%減）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.1%（前年度90.1%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、[第122図](#)のとおりである。

第122図 公営住宅等の総戸数の推移



(3) 公園 [資料編：第106表]

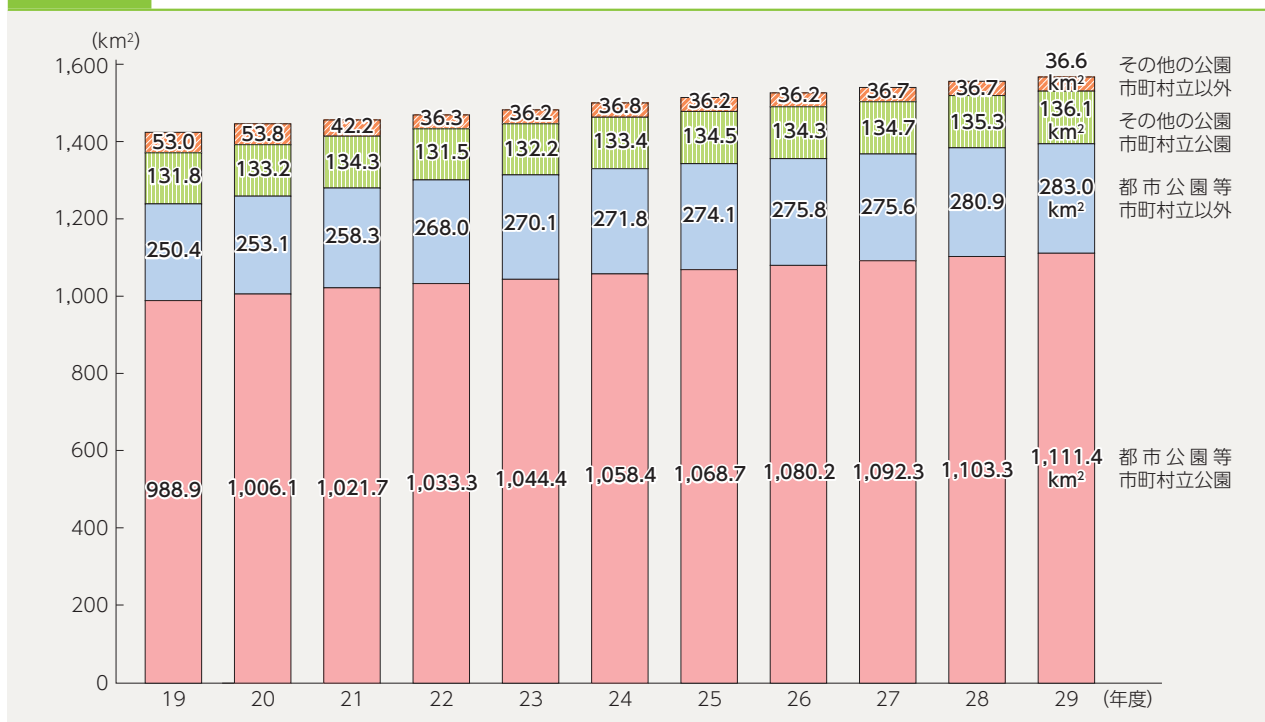
平成29年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は13万5,753箇所（対前年度末比0.9%増）で、その面積は1,394.4km²（同0.7%増）となっている。また、この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、都市公園等の箇所数は1万9,221箇所増加（16.5%増）しているとともに、その面積も155.1km²増加（12.5%増）している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが13万4,662箇所（対前年度末比0.9%増）で、その面積は1,111.4km²（同0.7%増）となっており、総箇所数の99.2%、総面積の79.7%を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は6,695箇所（対前年度末比1.2%増）で、その面積は172.7km²（同0.5%増）となっている。このうち市町村立の公園の数は6,452箇所（対前年度末比1.3%増）で、その面積は136.1km²（同0.6%増）となっている。

なお、公園の面積の推移は、[第123図](#)のとおりである。

第123図 公園の面積の推移



(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成29年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は1億37万人で、前年度末と比べると0.5%増となっている。また、これを10年前（平成19年度末）と比べると、771万9千人増加（8.3%増）している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成29年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ332万3千人、16万2千人で、前年度と比べると2.2%減、2.8%減

となっている。これらの状況を10年前（平成19年度末）と比べると、それぞれ6.3%減、2.7%減となっている。

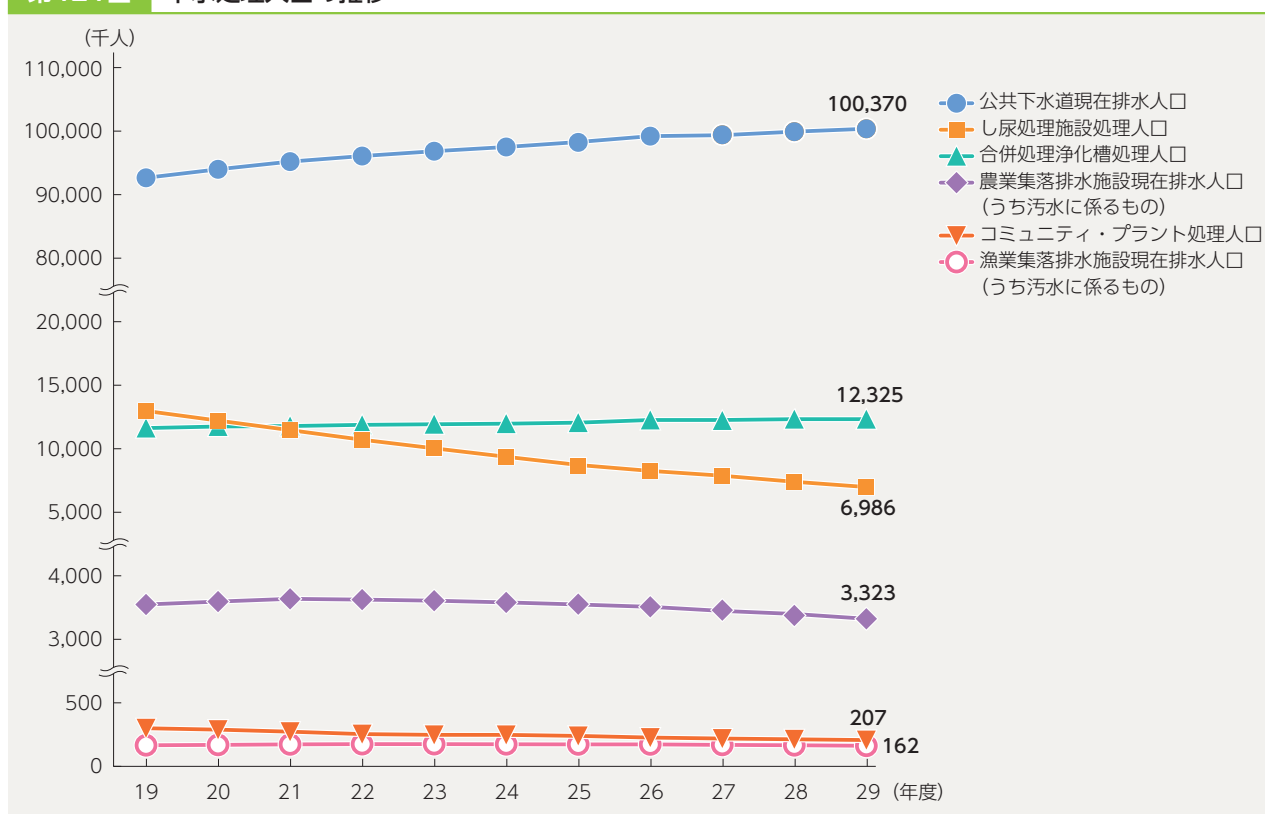
また、平成29年度末におけるコミュニティ・プラント^(注)の処理人口は20万7千人（対前年度末比2.7%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,232万5千人（同0.0%減）となっている。これらの状況を10年前（平成19年度末）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は9万3千人減少（30.9%減）、合併処理浄化槽の処理人口は69万8千人増加（6.0%増）している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成29年度末のし尿処理施設処理人口は698万6千人（対前年度末比5.6%減）、し尿処理施設年間総収集量は737万3千kl（同3.4%増）となっている。これらの状況を10年前（平成19年度末）と比べると、し尿処理施設処理人口は598万9千人減少（46.2%減）、し尿処理施設年間総収集量は371万8千kl減少（33.5%減）している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口は年々減少している。

なお、下水処理人口の推移は、**第124図**のとおりである。

(注)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき設置された、施設整備規模（計画人口）101人～3万人未満のし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。

第124図 下水処理人口の推移

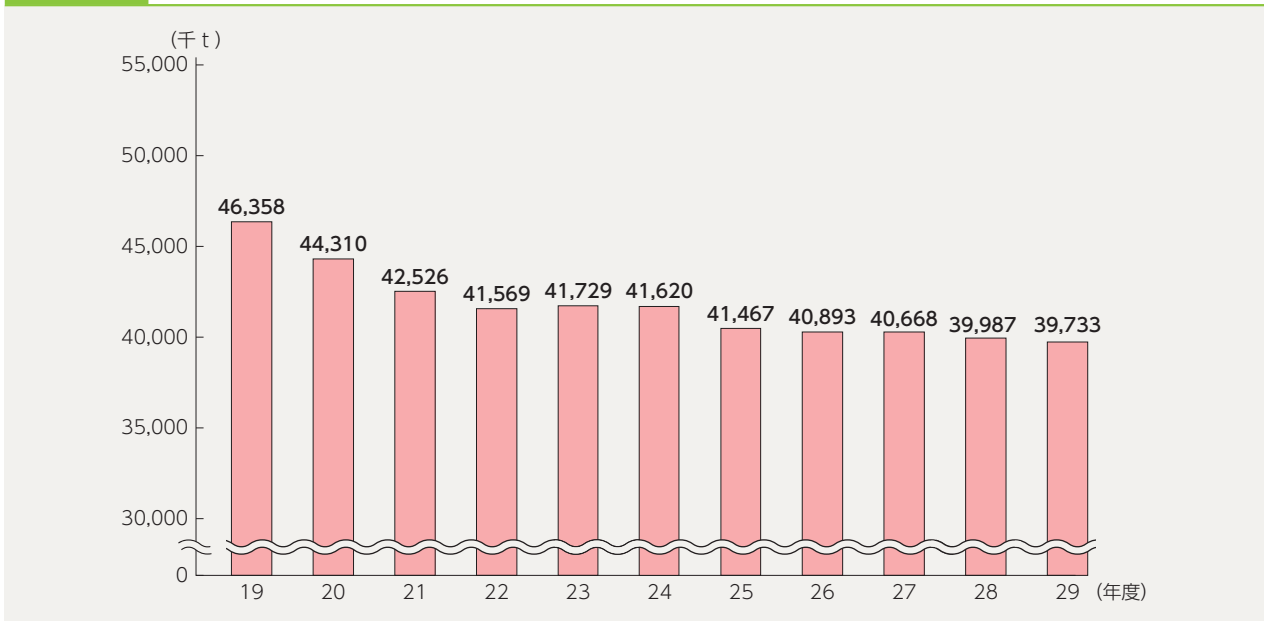


(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成29年度末における収集処理人口は1億2,736万人（対前年度末比0.2%減）で、その年間総収集量は3,973万3千t（同0.6%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成19年度末）と比べると、収集処理人口は175万8千人減少（1.4%減）し、年間総収集量は662万5千t減少（14.3%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、**第125図**のとおりである。

第125図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



(6) 保育所 [資料編：第109表]

平成29年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は9,107箇所（対前年同期比3.4%減）、延面積は705万0千m²（同2.7%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成19年10月1日）と比べると、箇所数は3,456箇所減少（27.5%減）、延面積は161万8千m²減少（18.7%減）している。

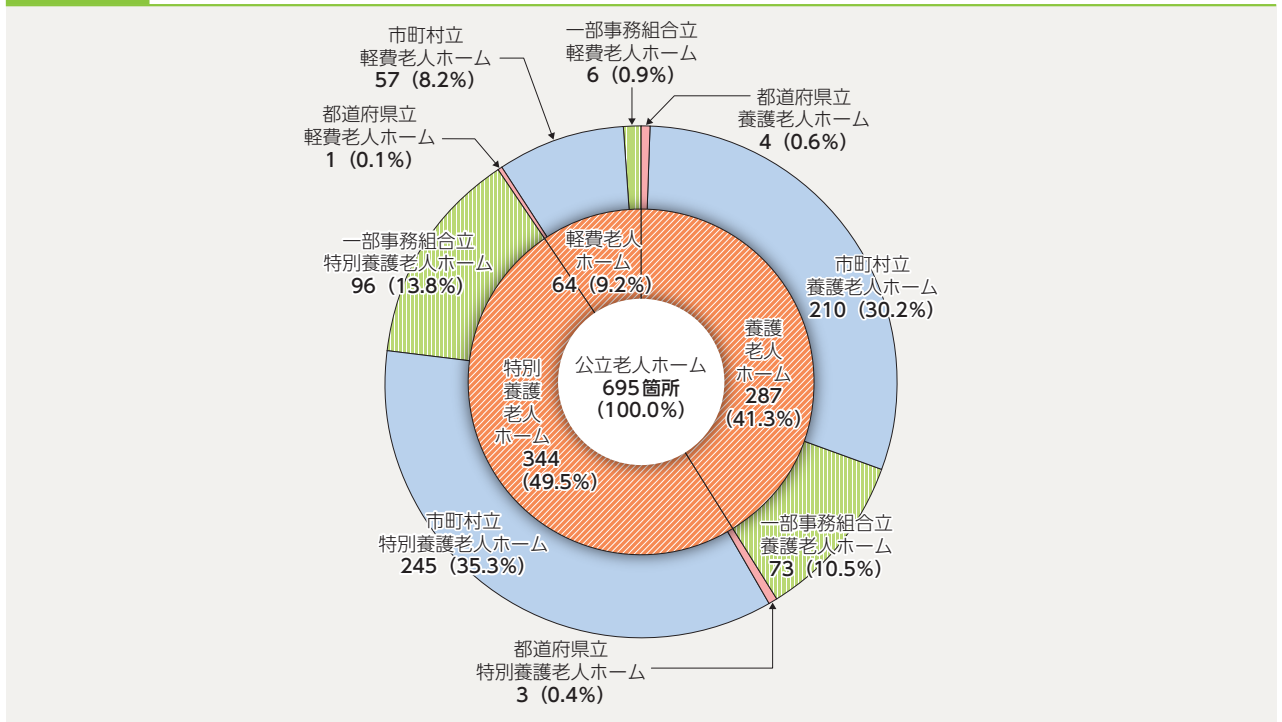
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]

平成29年10月1日現在における公立老人ホーム数は695箇所、前年同期と比べると24箇所減少（3.3%減）している。また、この状況を10年前（平成19年10月1日）と比べると、箇所数は359箇所減少（34.1%減）している。

各施設の箇所数が老人ホーム総数に占める割合を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームが前年同期と比べて0.3ポイント低下の41.3%となっているほか、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームが0.3ポイント上昇の49.5%、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームが前年比同の9.2%となっている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第126図のとおりである。

第126図 公立の老人ホームの状況



(8) 教育施設 [資料編：第111表]

ア 高等学校

平成30年5月1日現在における公立高等学校数は3,559校で、前年同期と比べると12校減少（0.3%減）している。また、この状況を10年前（平成20年5月1日）と比べると、346校減少（8.9%減）している。

イ 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成30年5月1日現在において31校で、前年同期と同数となっている。

(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]

ア 文化施設

平成29年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,489箇所（対前年度末比4.0%増）で、延面積は1,443万3千m²（同2.0%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成19年度末）と比べると、箇所数は297箇所増加（9.3%増）、延面積は99万2千m²増加（7.4%増）している。

図書館は3,308箇所（対前年度末比0.4%増）となっている。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、箇所数は207箇所増加（6.7%増）している。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む）は867箇所（対前年度末比0.5%増）となっている。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、箇所数は93箇所増加（12.0%増）している。

イ 体育施設

平成29年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,744箇所（対前年度末比0.4%増）となっている。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、箇所数は392箇所増加（6.2%増）している。

第1部 平成29年度の地方財政の状況

陸上競技場は1,045箇所（対前年度末比1.0%減）となっている。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、箇所数は39箇所減少（3.6%減）している。

野球場は4,119箇所（対前年度末比0.3%減）となっている。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、箇所数は26箇所減少（0.6%減）している。

プールは3,601箇所（対前年度末比1.3%減）となっている。この状況を10年前（平成19年度末）と比べると、箇所数は650箇所減少（15.3%減）している。

A large, stylized orange number '2' is positioned on the right side of the page, partially overlapping the white background and the orange background. The number has a slight shadow effect.

第2部

平成30年度及び平成31年度の地方財政

1 平成30年度の地方財政

(1) 平成30年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成29年12月19日閣議了解、平成30年1月22日閣議決定された。この中で、以下の平成29年度の経済動向、平成30年度の経済見通し及び平成30年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア) 平成29年度の経済動向

平成29年度の我が国経済をみると、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。あわせて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成29年12月22日に平成29年度補正予算を閣議決定した。雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続くことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格の上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇している。

この結果、平成29年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は2.0%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.7%程度の上昇と見込まれる。

(イ) 平成30年度の経済見通し

平成30年度の我が国経済は、海外経済の回復が続く下、「平成30年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成30年度の実質GDP成長率は1.8%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

(ウ) 平成30年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく。世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて実現することを、2020年度までの最重要課題と位置づけ、3年間を集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組む。また、「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。

成長と分配の好循環により、国民全体が成長を享受できる。「全世代型」の社会保障制度により、子育てや介護に対する不安なしに、誰にでも活躍の場があり、お年寄りも若者も安心して暮らすことができる社会を目指す。

財政健全化については、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバ

ランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を示す。平成30年度予算は、「基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ 国の予算

政府は、「平成30年度予算編成の基本方針」（平成29年12月8日閣議決定）及び「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成29年12月22日、平成30年度予算政府案を閣議決定した。

平成30年度予算は、「平成30年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(ア) 平成30年度予算の基本的な考え方

- a 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- b これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつある。
- c 他方、経済の先行きについては、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- d また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- e 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。このため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。「新しい経済政策パッケージ」を推進するとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を併せて示す。
- f 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

- g 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

(イ) 平成30年度予算の編成についての考え方

- a 平成30年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備

や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

- b 誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、一億総活躍社会実現の取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。

- c 平成30年度予算は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- d 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、地方自治体も含めた「見える化」の徹底・拡大や優良事例の全国展開に取り組む。また、PDCAサイクル（計画（Plan）—実施（Do）—点検・評価（Check）—施策の改善（Action）のサイクル）の実効性を高めるため、証拠に基づく政策立案（EBPM, Evidence-based Policymaking）の視点を踏まえ、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

このような方針に基づいて編成された平成30年度の一般会計予算案の規模は97兆7,128億円で、前年度当初予算と比べると2,581億円増加（0.3%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は74兆4,108億円で、前年度当初予算と比べると4,846億円増加（0.7%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆3,593億円で、前年度当初予算（2兆6,896億円）と比べると3,303億円減少（12.3%減）となった。

財政投融资計画の規模は14兆4,631億円で、前年度計画額と比べると6,651億円減少（4.4%減）となった。

なお、平成30年度当初予算案は、平成30年1月22日に国会に提出され、3月28日に成立した。

(2) 地方財政計画

平成30年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成29年5月31日に「未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成29年12月12日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政

への対応についての意見」(附属資料参照)が述べられた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成30年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、平成30年度地方税制改正では、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等の税制上の措置を講じることとしている。また、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設を決定している。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等により対処することとした残余については、平成29年度に講じた平成31年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b これに基づき、平成30年度の財源不足見込額6兆1,783億円については、次により補填する。

(a) 地方交付税については、平成28年度分の精算による2,245億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により7,022億円(地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額3,367億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める平成30年度における「乖離是正分加算額」2,000億円並びに臨時財政対策特例加算額1,655億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金750億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(b) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆9,865億円発行する。

(c) 建設地方債(財源対策債)を7,900億円増発する。

c 上記の結果、平成30年度の地方交付税については、16兆85億円(前年度比3,213億円、2.0%減)を確保する。

d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第4条第1項に基づき、4,000億円の償還を実施する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11兆6,456億円(普通会計分9兆2,186億円及び公営企業会計等分2兆4,270億円)とする。

なお、地方公共団体金融機構資金については、地方公共団体金融機構法附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討の結果を踏まえ、現行制度に係る同機構の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしている。

(エ) 地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)を計上する。

b 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、内容を拡充し4,800億円(前年度比1,300億

円増)に増額するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し3.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

- c 「重点課題対応分」については、引き続き2,500億円(前年度同額)を計上する。
 - d 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - e 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - f 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
 - g 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行政財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行政財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,227億円を確保する。また、一般財源充当分として77億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
この結果、地方債計画(東日本大震災分)における復旧・復興事業の規模は、53億円(普通会計分32億円及び公営企業会計等分21億円)とする。
- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆1,079億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度～平成35年度)による地方税の収入見込額として728億円を計上するとともに、一般財源充当分として306億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成30年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は86兆8,973億円で、前年度と比べると2,775億円増加(0.3%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆1,079億円で、前年度と比べると1,763億円減少(13.7%減)、全国防災事業が1,035億円で、前年度と比べると89億円増加(9.4%増)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は39兆4,294億円で、前年度と比べると3,631億円増加(0.9%増)(道府県税1.7%減、市町村税3.2%増)、地方譲与税は2兆5,754億円で、前年度と比べると390億円増加(1.5%増)、地方特例交付金は1,544億円で、前年度と比べると216億円増加(16.3%増)、地方交付税は16兆85億円で、前年度と比べると3,213億円減少(2.0%減)、国庫支出金は13兆6,512億円で、前年度と比べると1,126億円増加(0.8%増)、地方債(普通会計分)は9兆2,186億円で、前年

度と比べると279億円増加（0.3%増）となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,144億円で、前年度と比べると65億円減少（0.0%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、84人の純減としている。一般行政経費は37兆522億円で、前年度と比べると4,932億円増加（1.3%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆614億円で、前年度と比べると401億円増加（0.3%増）となった。公債費は12兆2,064億円で、前年度と比べると3,838億円減少（3.0%減）、投資的経費は11兆6,180億円で、前年度と比べると2,610億円増加（2.3%増）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆8,076億円で、前年度と比べると1,779億円増加（3.2%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,227億円で、前年度と比べると276億円減少（6.1%減）、国庫支出金は6,688億円で、前年度と比べると1,371億円減少（17.0%減）などとなった。歳出では、一般行政経費は2,950億円で、前年度と比べると1,250億円減少（29.8%減）、投資的経費は7,810億円で、前年度と比べると531億円減少（6.4%減）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は728億円で、前年度と比べると8億円増加（1.1%増）などとなった。歳出では公債費は1,035億円で、前年度と比べると89億円増加（9.4%増）となった。

また、平成30年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆6,456億円（普通会計分9兆2,186億円、公営企業会計等分2兆4,270億円）で、前年度と比べると199億円増加（0.2%増）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が53億円（普通会計分32億円、公営企業会計等分21億円）で、前年度と比べると135億円減少（71.8%減）となった。

(3) 平成30年度一般会計の予備費の使用

ア 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用（第一弾）

(ア) 主な内容

政府は、平成30年7月豪雨による被災地の生活の再建と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」（平成30年8月2日平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議）として取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていくこととし、平成30年度一般会計の予備費の使用を平成30年8月3日に閣議決定した。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費162億円、生業の再建関連経費611億円、災害応急復旧関連経費16億円、災害救助関連経費269億円が計上された。

(イ) 平成30年度一般会計の予備費の使用に係る財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じることとした。

a 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、以下のとおり措置する。

(a) 災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

- iii 一般単独災害復旧事業債
地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47.5～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (b) 公共事業等債
地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (c) 一般事業債
災害援護貸付金について、資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できる。
- b 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる災害救助費及び災害弔慰金等に係る地方負担額については、所要の特別交付税措置を講じる。

イ 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用（第二弾）

（ア）主な内容

政府は、「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費第二弾として、平成30年度一般会計の予備費の使用を平成30年9月7日に閣議決定した。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費4億円、生業の再建関連経費19億円、災害応急復旧関連経費593億円が計上された。

（イ）平成30年度一般会計の予備費の使用に係る財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じることとした。

- a 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、以下のとおり措置する。
 - (a) 補助災害復旧事業債
地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
 - (b) 公共事業等債
地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- b 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる被災農業者向け経営体育成支援事業に係る地方負担額については、その70%（施設の撤去に係るものについては80%）を特別交付税により措置する。

（4）平成30年度補正予算

ア 平成30年度補正予算（第1号）

平成30年度補正予算（第1号）は、平成30年10月15日に閣議決定、平成30年10月24日に第197回国会に提出され、11月7日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、平成30年7月豪雨への対応5,034億円、平成30年北海道胆振東部地震への対応1,188億円、台風第21号、大阪北部地震等への対応1,053億円、熱中症対策としてのエアコン設置822億円、倒壊の危険性のあるブロック塀対応259億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金（建設公債）6,950億円、税外収入42億円、前年度剰余金受入2,364億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成30年度当初予算に対し、9,356億円増加し、98兆6,484億円となった。

1 平成30年度補正予算（第1号）に係る財政措置等

(ア) 通常収支分

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a この補正予算により平成30年度に追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

(a) 災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

(i) 平成30年7月豪雨による災害に係る事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

(ii) 上記(i)以外の事業

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

iii 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iv 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

(b) 平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置する。

(d) 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として一般事業債を充当できる。

b この補正予算により平成30年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり措置する。

(a) 災害救助費及び災害弔慰金等

災害救助費及び災害弔慰金等に要する経費に対して、所要の特別交付税措置を講じる。

(b) 国宝重要文化財等保存整備事業

地方負担額の80%を特別交付税により措置する。

(c) 被災農業者向け経営体育成支援事業

地方負担額の70%（施設の撤去に係るものについては80%）を特別交付税により措置する。

(イ) 東日本大震災分

この補正予算においては、地方負担の追加は生じない。

ウ 平成30年度補正予算（第2号）

平成30年度補正予算（第2号）は、平成30年12月21日に閣議決定、平成31年1月28日に第198回国会に提出され、2月7日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、防災・減災、国土強靱化1兆723億円、TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等3,256億円、中小企業・小規模事業者に対する支援2,068億円、国民生活の安全・安心の確保7,512億円、災害復旧等2,136億円、地方交付税交付金5,108億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆2,909億円の修正減少額等が計上された。また、歳入面で、税収8,490億円、税外収入1,393億円、前年度剰余金受入7,131億円、公債金1兆82億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成30年度補正予算（第1号）による補正後予算に対し、2兆7,097億円増加し、101兆3,581億円となった。

エ 平成30年度補正予算（第2号）に係る財政措置等**(ア) 通常収支分**

この補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成30年度分の地方交付税の額5,311億円（平成29年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額2,684億円、平成30年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額2,627億円）については、平成30年度において、普通交付税の調整額の復活に要する額396億円を交付するとともに、本年度の災害の状況にかんがみ、700億円を特別交付税の総額に加算することとしたうえで、残余の額4,215億円について平成31年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

b 追加の財政需要

(a) この補正予算により平成30年度に追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

i 災害復旧事業債**(i) 補助災害復旧事業債**

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(ii) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その57%を特別交付税により措置する。

(iii) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(iv) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

第2部 平成30年度及び平成31年度の地方財政

- ii 熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

- iii 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

(b) この補正予算により平成30年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応する。

(イ) 東日本大震災分

この補正予算においては、地方負担の追加は生じない。

オ 地方公務員の給与改定

平成30年の国家公務員の給与改定については、国の給与関係法の公布及び施行（平成30年11月30日）に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」(昭和25年法律第261号)の趣旨に沿って適切に対応されるよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成30年11月6日付け総務副大臣通知)で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとした。

(5) 地方公共団体の予算

平成30年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では0.2%減、9月補正後予算では0.5%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

- ・地方税が当初予算、9月補正後予算ともに2.8%増
- ・地方譲与税が当初予算、9月補正後予算ともに1.6%増
- ・地方交付税が当初予算では2.1%減、9月補正後予算では2.0%減
- ・国庫支出金が当初予算では1.0%減、9月補正後予算では1.3%増
- ・地方債が当初予算では0.6%減、9月補正後予算では1.8%増

となっている。一方、歳出では、

- ・人件費が当初予算では0.2%増、9月補正後予算では0.3%増
- ・扶助費が当初予算では2.8%増、9月補正後予算では2.9%増
- ・補助費等が当初予算では4.0%減、9月補正後予算では3.6%減
- ・普通建設事業費が当初予算では2.0%増、9月補正後予算では2.8%増
- ・災害復旧事業費が当初予算では7.4%減、9月補正後予算では49.5%増

となっている。

詳細は第51表のとおりとなっている。

第51表 平成30年度普通会計予算の状況(9月補正後)

その1 歳入

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	平成 30年度	平成 29年度	増減額	増減率	平成 30年度	平成 29年度	増減額	増減率	平成 30年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 29年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地 方 税	398,019	387,153	10,866	2.8	398,135	387,236	10,899	2.8	37.2	36.1	36.4	35.6
地 方 譲 与 税	25,202	24,795	407	1.6	25,202	24,793	408	1.6	2.4	2.3	2.3	2.3
地 方 特 例 交 付 金	1,437	1,266	172	13.6	1,466	1,282	184	14.3	0.1	0.1	0.1	0.1
地 方 交 付 税	158,946	162,293	△ 3,347	△ 2.1	160,353	163,576	△ 3,223	△ 2.0	14.9	15.1	14.7	15.0
市町村たばこ税都道府県交付金	4	14	△ 10	△ 69.7	4	14	△ 10	△ 69.7	0.0	0.0	0.0	0.0
利 子 割 交 付 金	277	224	53	23.7	277	222	54	24.4	0.0	0.0	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	920	1,008	△ 88	△ 8.7	920	1,007	△ 87	△ 8.6	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	804	759	45	6.0	804	756	48	6.3	0.1	0.1	0.1	0.1
分離課税所得割交付金	50	52	△ 2	△ 4.0	50	52	△ 2	△ 4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
道府県民税所得割臨時交付金	714	5,574	△ 4,860	△ 87.2	714	5,574	△ 4,860	△ 87.2	0.1	0.5	0.1	0.5
地方消費税交付金	23,091	22,615	476	2.1	23,096	22,598	498	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
ゴルフ場利用税交付金	307	313	△ 7	△ 2.1	307	314	△ 7	△ 2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	1,268	996	272	27.3	1,268	995	273	27.4	0.1	0.1	0.1	0.1
軽油引取税交付金	1,287	1,285	1	0.1	1,287	1,285	1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小 計 (一 般 財 源)	612,326	608,346	3,980	0.7	613,882	609,704	4,178	0.7	57.3	56.8	56.1	56.0
国 庫 支 出 金	146,393	147,915	△ 1,522	△ 1.0	152,657	150,684	1,974	1.3	13.7	13.8	14.0	13.8
地 方 債	106,793	107,471	△ 679	△ 0.6	112,222	110,242	1,980	1.8	10.0	10.0	10.3	10.1
そ の 他	203,553	207,871	△ 4,318	△ 2.1	215,227	217,527	△ 2,300	△ 1.1	19.0	19.4	19.7	20.0
歳 入 合 計	1,069,064	1,071,603	△ 2,539	△ 0.2	1,093,988	1,088,157	5,831	0.5	100.0	100.0	100.0	100.0

その2 歳出

区 分	予 算 額								構 成 比				
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算		
	平成 30年度	平成 29年度	増減額	増減率	平成 30年度	平成 29年度	増減額	増減率	平成 30年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 29年度	
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	
人 件 費	223,939	223,395	544	0.2	223,954	223,372	582	0.3	20.9	20.8	20.5	20.5	
物 件 費	97,450	96,081	1,369	1.4	99,166	97,122	2,043	2.1	9.1	9.0	9.1	8.9	
維 持 補 修 費	11,481	11,298	183	1.6	12,075	11,634	440	3.8	1.1	1.1	1.1	1.1	
扶 助 費	146,289	142,300	3,989	2.8	146,583	142,504	4,079	2.9	13.7	13.3	13.4	13.1	
補 助 費 等	190,991	198,872	△ 7,881	△ 4.0	193,695	200,970	△ 7,275	△ 3.6	17.9	18.6	17.7	18.5	
普 通 建 設 事 業 費	148,113	145,250	2,863	2.0	155,228	151,039	4,189	2.8	13.9	13.6	14.2	13.9	
うち	補 助 事 業 費	70,640	71,106	△ 467	△ 0.7	74,217	73,994	223	0.3	6.6	6.6	6.8	6.8
	単 独 事 業 費	70,285	66,764	3,520	5.3	73,720	69,631	4,089	5.9	6.6	6.2	6.7	6.4
災 害 復 旧 事 業 費	6,989	7,549	△ 561	△ 7.4	14,026	9,379	4,647	49.5	0.7	0.7	1.3	0.9	
失 業 対 策 事 業 費	0	1	△ 0	△ 25.0	0	1	△ 0	△ 26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
公 債 費	123,013	125,283	△ 2,270	△ 1.8	123,364	125,809	△ 2,445	△ 1.9	11.5	11.7	11.3	11.6	
そ の 他	120,799	121,574	△ 775	△ 0.6	125,899	126,328	△ 430	△ 0.3	11.3	11.3	11.5	11.6	
歳 出 合 計	1,069,064	1,071,603	△ 2,539	△ 0.2	1,093,988	1,088,157	5,831	0.5	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) 1 この数値は、各年度の予算額の単純合計(都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く))である。
 2 当初予算については、平成29年度又は平成30年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。
 3 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。
 4 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 5 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

1 平成30年度の地方財政

(6) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成30年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,584億円（前年度2兆5,256億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,270億円（前年度2兆4,350億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

a 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入する。

b 地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、抜本的な改革の検討等については、地方公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費について特別交付税措置を講じる。また、経営戦略の策定に要する経費については、平成30年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る特別交付税措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。

また、公営企業会計の適用の推進について、平成31年度までの集中取組期間において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じる。

c 水道事業については、簡易水道事業の統合推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。

また、統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、地方財政措置を講じる。

d 病院事業については再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

(イ) 東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において180億円を計上することとした。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分21億円を計上することとした。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整及び市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進など地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付

- 金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,469億円）について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,494億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,598億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,299億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業（3,683億円）については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）を負担することとし、地方負担（921億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（517億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3）を負担することとし、地方負担（172億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者（以下、「元被扶養者」という。）の保険料軽減を行う（均等割5割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（3,089億円）について地方交付税措置を講じる。

なお、「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）により、低所得者に対する所得割の軽減特例措置について、平成30年4月に廃止（低所得者に対する均等割の軽減特例措置については継続）するとともに、元被扶養者に対する均等割の軽減特例措置について、平成30年4月に5割軽減とし、平成31年4月に廃止することとされている。

また、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合（2割）に見直すこととされており、所要額が平成30年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金（3,100億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（775億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（193億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）を負担することとし、地方負担（64億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

(7) 個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、個人住民税や固定資産税の増等による地方税の増加の一方で、児童福祉費等の扶助費の増加や公債費等の増加により、平成29年度決算における経常収支比率は前年度（93.4%）と比べて0.1ポイント上昇の93.5%となったほか、借入金残高も累積していること等により、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率による早期健全化基準以上の団体は、財政再生団体の北海道夕張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、固定資産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。なお、夕張市においては、引き続き財政の再生に努めつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、認定こども園や拠点複合施設の整備など地域の再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ財政再生計画の見直しに対し平成29年3月に総務大臣が同意を行ったところであり、当該計画に基づき財政再建と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

また、平成29年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は11会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

2 平成31年度の地方財政

(1) 平成31年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成30年12月18日閣議了解、平成31年1月28日閣議決定された。この中で、以下の平成30年度の経済動向、平成31年度の経済見通し及び平成31年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア) 平成30年度の経済動向

平成30年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成30年度第1次補正予算を迅速かつ着実に実施している。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年12月21日に平成30年度第2次補正予算を閣議決定した。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇している。

この結果、平成30年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は0.9%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.0%程度の上昇と見込まれる。

(イ) 平成31年度の経済見通し

平成31年度については、10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講じるなど、「平成31年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成31年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は2.4%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

(ウ) 平成31年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生

きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

本年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の需要変動を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019年度・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

財政健全化については、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定。以下「基本方針2018」という。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ 国の予算

政府は、「平成31年度予算編成の基本方針」（平成30年12月7日閣議決定）及び「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成30年12月21日、平成31年度一般会計歳入歳出概算を閣議決定した。その後、平成31年1月18日、平成31年度一般会計歳入歳出概算の変更について閣議決定した。

平成31年度一般会計歳入歳出概算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）平成31年度予算の基本的な考え方

- a アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある。
- b 他方、経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- c また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- d 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- e 地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「基本方針2018」に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

加えて、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- f 財政健全化に向けては、「基本方針2018」に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推進することにより、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

（イ）平成31年度予算の編成についての考え方

- a 平成31年度（2019年度）予算編成に向けては、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

b 2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

c 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成30年度（2018年度）第1次補正予算により災害復旧を加速する。

また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成30年度（2018年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。

d 平成31年度（2019年度）予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、同計画に沿った予算編成を行う。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

e また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案（EBPM、Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。また、行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コストを2割以上削減するほか、公共調達改革、多様なPPP/PFIや地方行政サービスの民間委託などの取組を加速・拡大する。

f 新経済・財政再生計画の改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、「基本方針2018」に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応とそれぞれの改革工程を具体化する。また、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形にKPI（Key Performance Indicator）を見直すとともに、歳出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めるほか、地域差や取組状況等を見える化し、改革努力の目標としても活用する。こうした取組への予算の重点配分を推進する。

このような方針に基づいて編成された平成31年度一般会計歳入歳出概算の規模は101兆4,571億円で、前年度当初予算と比べると3兆7,443億円増加（3.8%増）となっており、基礎的財政収支対象経費（臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの）は75兆9,209億円で、前年度当初予算と比べると1兆5,101億円増加（2.0%増）となっている。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆1,348億円で、前年度当初予算と比べると2,245億円減少（9.5%減）となっている。

財政投融资計画の規模は13兆1,194億円で、前年度計画額と比べると1兆3,437億円減少（9.3%減）となっている。

(2) 地方財政計画

平成31年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、平成30年5月25日に「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成30年12月11日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見」(附属資料参照)が述べられている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成31年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、平成31年度地方税制改正では、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講じることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 平成31年度の地方財源不足見込額4兆4,101億円については、平成29年度に講じた平成31年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債(財源対策債)を7,900億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により2,633億円(地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額のうち2,461億円及び平成30年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第5項に基づく平成29年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額172億円)増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(c) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆2,568億円発行する。

b 交付税特別会計借入金の償還については、平成29年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部1,000億円を増額し、5,000億円の償還を実施する。

c 上記の結果、平成31年度の地方交付税については、16兆1,809億円(前年度比1,724億円、1.1%増)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、12兆56億円(普通会計分9兆4,282億円、公営企

業会計等分2兆5,774億円)とする。

(工) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

- a 「人づくり革命」の実現に向けた取組のうち、幼児教育の無償化については、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応する。また、「人づくり革命」として、待機児童の解消、保育士の処遇改善、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）を計上する。
- c 投資的経費に係る地方単独事業費については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとし、全体で前年度に比し5.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- d 「重点課題対応分」については、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新たに計上し、2,700億円計上する。
- e 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- f 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- g 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- h 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行政財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

① 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,049億円を確保する。また、一般財源充当分として90億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は28億円（普通会計分12億円及び公営企業会計等分16億円）とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆987億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として745億円を計上するとともに、一般財源充当分として312億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成31年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は89兆5,930億円で、前年度と比べると2兆6,957億円増加（3.1%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆987億円で、前年度と比べると92億円減少（0.8%減）、全国防災事業が1,058億円で、前年度と比べると23億円増加（2.2%増）となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は40兆1,633億円で、前年度と比べると7,339億円増加（1.9%増）（道府県税1.6%増、市町村税2.1%増）、地方譲与税は2兆7,123億円で、前年度と比べると1,369億円増加（5.3%増）、地方特例交付金は4,340億円で、前年度と比べると2,796億円増加（181.1%増）、地方交付税は16兆1,809億円で、前年度と比べると1,724億円増加（1.1%増）、国庫支出金は14兆7,174億円で、前年度と比べると1兆662億円増加（7.8%増）、地方債（普通会計分）は9兆4,282億円で、前年度と比べると2,096億円増加（2.3%増）となっている。

歳出では、給与関係経費は20兆3,307億円で、前年度と比べると163億円増加（0.1%増）となっている。なお、地方財政計画における職員数については、1,919人の増としている。一般行政経費は38兆4,197億円で、前年度と比べると1兆3,675億円増加（3.7%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆1,804億円で、前年度と比べると1,190億円増加（0.8%増）となっている。公債費は11兆9,088億円で、前年度と比べると2,976億円減少（2.4%減）、投資的経費は13兆153億円で、前年度と比べると1兆3,973億円増加（12.0%増）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆1,076億円で、前年度と比べると3,000億円増加（5.2%増）となっている。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,049億円で、前年度と比べると178億円減少（4.2%減）、国庫支出金は6,768億円で、前年度と比べると80億円増加（1.2%増）などとなっている。歳出では、一般行政経費は2,422億円で、前年度と比べると528億円減少（17.9%減）、投資的経費は8,344億円で、前年度と比べると534億円増加（6.8%増）などとなっている。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は745億円で、前年度と比べると17億円増加（2.3%増）などとなっている。歳出では公債費は1,058億円で、前年度と比べると23億円増加（2.2%増）となっている。

また、平成31年度の地方債計画の規模は、通常収支分が12兆56億円（普通会計分9兆4,282億円、公営企業会計等分2兆5,774億円）で、前年度と比べると3,600億円増加（3.1%増）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が28億円（普通会計分12億円、公営企業会計等分16億円）で、前年度と比べると25億円減少（47.2%減）となっている。

(3) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成31年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,394億円（前年度2兆5,584億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆5,774億円（前年度2兆4,270億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

a 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入する。

b 地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定に要する経費については、平成32年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。

また、公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人以上の地方公共団体において平成31年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口3万人未満の地方公共団体においても平成35年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、地方交付税措置を講じる。また、公営企業会計の適用に伴い、資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講じる。

経営戦略の策定、抜本的な改革、公営企業会計の適用等の推進に当たって、地方公営企業の経営に精通した専門人材の活用に関する経費について、特別交付税措置を講じる。

c 水道事業については、経営統合に加え、施設の共同設置・共同利用等、複数の市町村が実施する多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施する事業を対象に追加するなど、広域化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。また、上水道事業の高料金対策に係る地方交付税措置について、経営統合後の激変緩和措置を講じる。なお、都道府県が「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

また、水道管路に係る着実な更新投資と災害対策を推進するため、水道管路耐震化事業について、引き続き地方財政措置を講じるとともに、経営条件の厳しい一定の団体に対して措置を拡充する。

d 下水道事業については、広域化・共同化を推進するため、市町村内で実施する事業や、接続管渠の整備等に要する経費を対象に追加するなど、広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。なお、高資本費対策に係る地方交付税措置について、事業統合後の激変緩和措置を講じる。

また、都道府県が「広域化・共同化計画」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

e 病院事業については、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院へ医師を派遣する地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）における当該医師の確保に要する経費について、地方公共団体が行う補助等に対して特別交付税措置を講じるとともに、公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）について、特別交付税措置を講じる。

(イ) 東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において75億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分16億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,436億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,423億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,594億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、地方負担(1,297億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費負担金(3,723億円)については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2)を負担することとし、地方負担(931億円)について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(517億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3)を負担することとし、地方負担(172億円)について地方交付税措置を講じる。

ク 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、元被扶養者の保険料軽減を行う(均等割5割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,989億円)について地方交付税措置を講じる。

なお、「今後の社会保障改革の実施について」(平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定)により、元被扶養者に対する均等割の軽減特例措置について、平成31年4月に廃止することとされている。

また、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合(2割)に見直すこととされており、所要額が平成31年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金(3,106億円)については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2)を負担することとし、地方負担(777億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(193億円)に対して国及び都道府県が一部

(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3) を負担することとし、地方負担 (64億円) について地方交付税措置を講じる。

(工) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

3

第3部

最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1 人づくり革命の実現に向けた取組

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。10年前に我が国で生まれた子供たちの半分は、107歳まで生きるという研究もある。こうした人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、高等教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育が用意され、いつでも有用なスキルを身につけられる学び直しの場が、安定的な財源の下で提供される必要があるほか、高齢者向けの給付が中心となっている我が国の社会保障制度を、子供・若者から高齢者まで誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要がある。

その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)では、「人づくり革命」を断行し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとして、「基本方針2018」では、「人づくり革命」により、人生100年時代を見据え、誰もがいくつになっても活躍することができる社会を構築するとされた。

「人づくり革命」では、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進するとされており、施策を推進するための安定財源として、平成31年10月からの消費税率8%から10%への引上げによる増収分のうち1.7兆円程度を、幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てるとされている。また、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額し、平成30年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0歳～2歳児相当分)に充てるとされている。

平成31年度におけるこれらの施策に係る所要額については、国・地方合計で0.48兆円程度(国：0.44兆円程度、地方：0.05兆円程度)となっている。内訳としては、幼児教育の無償化が0.39兆円程度(全額国費^{*})、待機児童の解消・保育士の処遇改善が0.05兆円程度(国：0.03兆円程度、地方：0.03兆円程度)、介護士の処遇改善が0.04兆円程度(国：0.02兆円程度、地方0.02兆円程度)となっている。

^{*}幼児教育の無償化に係る初年度の経費を全額国負担とすることに伴う子ども・子育て支援臨時交付金0.23兆円程度を含む。

(1) 幼児教育の無償化

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」及び「基本方針2018」の内容を基本としつつ、国と地方の協議を経て、平成30年12月28日に「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が関係閣僚間で合意された。

合意された具体的な内容のうち、主なものについては、以下のとおりである。

ア 対象者・対象範囲

対象者：3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の子ども

対象範囲：認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり、病児保育等の利用料を無償化

イ 財源

(ア) 負担割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10。

(イ) 財政措置等

- ・初年度の取扱い：初年度（平成31年度）に要する経費を全額国費で負担。
- ・事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。
- ・システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応。

ウ その他

- ・国と地方公共団体のハイレベルによる協議の場を設置。
- ・引き続き、地方公共団体の事務負担軽減等に向けて検討。

この方針に基づき、平成31年10月1日からの無償化の実施に向け、第198回通常国会に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が提出された。

また、平成31年度においては、無償化に係る地方負担分（0.23兆円程度）を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金）を創設し、全額国費により対応することとしており、同法案にこの臨時交付金に係る規定が設けられている。

(2) 待機児童の解消・保育士の処遇改善

ア 未就学児

近年の女性就業率が年々上昇していることに伴い、保育の申込者数も年々増加しており、平成30年4月1日時点の申込者数は約271.2万人、待機児童数は19,895人となっている。

平成29年6月に策定された「子育て安心プラン」においては、平成30年度から34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備を行うこととされていたが、「新しい経済政策パッケージ」において、同プランをより速く実現させるため、平成32年度末までに約32万人分の受け皿整備を行うこととされた。

同プランについて、約32万人分の受け皿整備のうち企業主導型保育による拡大量である約6万人分を除いた約26万人分が市区町村による保育の受け皿拡大量であり、平成30年度第二次補正予算及び平成31年度予算案においては、平成31年度中の市区町村による保育の受け皿拡大7万人分に対応するための整備費用等が計上されている。

また、「新しい経済政策パッケージ」では、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえ、平成31年4月から更に1%（月3,000円相当）の賃金引き上げを行うこととされている。これに加え、平成30年度の人事院勧告に伴う賃金引き上げについても、平成31年度予算に反映されている。

イ 就学児童

近年の女性の就業率上昇や共働き世帯の増加等により、就学前だけでなく就学児童についても、保護者が労働等によりいない間の生活の場のニーズが増加している。

政府としては、「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブの計画的な整備を進めてきたが、放課後児童クラブの整備数が伸びる一方で、近年のニーズ増加により待機児童は17,279人（平成30年5月1日時点）にも及んでおり、更なる整備の推進が必要となってきた。

こうした状況を受け「基本方針2018」において、平成35年度末までに放課後児童クラブの約30万人分

の更なる受け皿整備を図る新たな放課後対策のプランを平成30年の夏までに策定することが記載され、政府として放課後児童対策を強化していく方針が示された。

これを受け、平成30年9月14日に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブについて、平成33年度末までに約25万人分を整備して待機児童を解消し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、平成35年度末までに合計約30万人分の受け皿を整備することとされている。

(3) 高等教育の無償化

高等教育の無償化については、幼児教育の無償化と同様、平成30年12月28日に制度の具体化に向けた方針が関係閣僚間で合意されており、合意された具体的な内容のうち、主なものについては、以下のとおりである。

ア 授業料等の減免措置及び給付型奨学金の対象者・対象範囲等

住民税非課税世帯の学生とし、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生についても、住民税非課税世帯の学生に対する支援措置に準じた支援を段階的に実施。

【授業料等の減免措置】

- ・国公立大学等は、入学金・授業料ともに、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。
- ・私立大学等は、入学金については、私立の入学金の平均額まで減免し、授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

【給付型奨学金】

- ・学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じる。

イ 国と地方の役割分担・費用負担

【授業料等の減免措置】

- ・国公立大学等は、設置者である国又は地方公共団体が全額を負担し、各学校に交付。
- ・私立大学・短期大学・高等専門学校は、所轄庁である国が全額を負担し、各学校に交付。
- ・私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。

【給付型奨学金】

国が全額を負担し、日本学生支援機構が学生に直接支給。

【事務費等】

国において、授業料減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る具体的な指針を策定するとともに、私立専門学校に係る都道府県の事務費について、制度開始の平成32年度までの2年間は全額国費により措置。

この方針に基づき、平成32年4月1日からの無償化の実施に向け、第198回通常国会に「大学等における修学の支援に関する法律案」が提出された。

(4) 介護人材の処遇改善

「新しい経済政策パッケージ」において、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるとされている。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、処遇改善を行うとされ、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、平成31年10月から実施するとされている。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行うとされている。

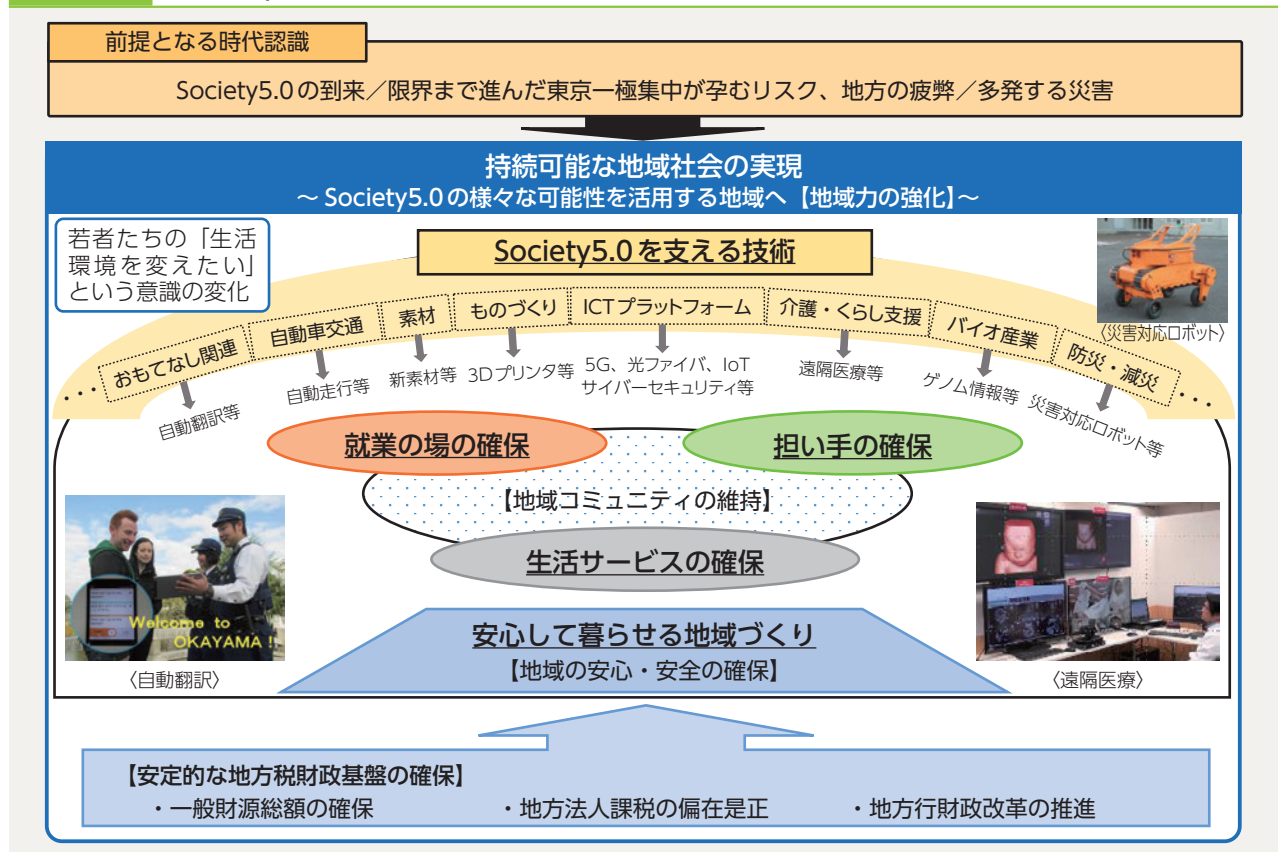
2 「Society5.0時代の地方」の実現（地域力強化プラン）

政府は、「未来投資戦略2018—[Society 5.0]「データ駆動型社会」への変革—」（平成30年6月15日閣議決定）において、狩猟・農耕・工業・情報に続く「第5の社会」を意味するSociety5.0の実現を基本的な考え方として位置付けた。また、平成30年11月に取りまとめられた「経済政策の方向性に関する中間整理」（未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議決定）においても、成長戦略の方向性の第一に「Society5.0の実現」が位置付けられているように、我が国においては、Society5.0の実現が経済政策の柱となっている。

現在、我が国は、Society5.0に向けた大変革期の入口に立つとともに、東京一極集中が孕む^{はら}リスクは最近の多発する災害で顕在化しつつあり、同時に地方の疲弊も顕著である。

こうした時代認識の中で、持続可能な地域社会を構築していくためには、「就業の場の確保」、「生活サービスの確保」、「担い手の確保」を通じた「地域コミュニティの再生と維持」、更には「安心して暮らせる地域づくり」を一体となって進めていく必要がある。例えば、「就業の場の確保」については、革新的技術の活用による地域の基幹産業・観光業の高度化や新産業の創出、東京一極集中が孕むリスクを踏まえたサテライト・オフィスの活用を含む企業の地域への移転促進、「生活サービスの確保」については、自動運転、遠隔医療、遠隔教育、介護などの活用や、自治体窓口における翻訳システムの導入等による業務プロセスの効率化、「担い手の確保」については、都市部の移住関心層に対する地域の雇用・生活情報の提供、地域おこし協力隊などの地域活性化活動への関与の促進、また、「安心して暮らせる地域づくり」については、災害の発生予防に資する防災インフラの整備、災害に対応できる人材の確保、インフラの適正管理の推進などに取り組む必要がある（第127図）。

第127図 「Society5.0時代の地方」の実現



2 「Society5.0時代の地方」の実現（地域力強化プラン）

一方、近年大きな社会変化が生まれている。第一は、若者たちの「生活環境を変えたい」という意識の変化である。田舎暮らしやU/Iターン、田舎と交流をしたい方々をサポートするNPO法人である「ふるさと回帰支援センター」への相談件数は、平成20年の2,475件が平成30年には4万件まで増加している。また、同センターへの問合せ・来訪者数のうち50%以上が20代・30代であり、40代まで含めれば、70%以上に達する。このような若者たちの大きな意識の変化を捉えて、地方への人の流れを作っていくことが、疲弊した地方の課題を解決するために重要であると考えられる。第二は、Society5.0時代の到来である。AI (Artificial Intelligence)、ビッグデータ、IoT (Internet of Things)、5G (Generation) など、新しい基盤的な技術を活用して様々な分野に応用していくことで、従来とは大きく異なる新しい社会が今まさに生まれようとしており、地方にも大きな影響を与えていくことになると考えられる。

こうした変化を踏まえ、「Society5.0時代の地方」をキーワードとして、このような新しい技術があるということ、今後社会が大きく変わっていくということを、まずは地方公共団体と認識を共有していくことが必要である。

こうした考え方にに基づき、総務省として、「地域力強化プラン」を策定し、平成30年12月20日に総務大臣が本部長を務める「総務省地域力強化戦略本部」において公表した。今後、総務省地域力強化戦略本部を中心として、「Society5.0時代の地方」を支える革新的技術の実装例等をメールやSNS等を活用して、地方公共団体と共有し、提案も受け付けるなど、双方向のやりとりを行っていくこととしている。

このような取組を通じて、Society5.0の進化に伴う「持続可能な地域社会の構築」を目指すこととしている。

3 地方創生の推進

(1) 地方創生の動き

ア 地方創生の動き

政府は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置した。また、同年11月には、地方創生の目的、理念、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の策定等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）及び地域活性化に取り組む地方公共団体を国が支援する「地域再生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第128号）が成立するとともに、同年12月には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、2060年に1億人程度の人口を確保する長期展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策等を提示する総合戦略を決定した。

総合戦略においては、〈1〉「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、〈2〉「地方への新しいひとの流れをつくる」、〈3〉「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、〈4〉「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標の下、成果指標や政策パッケージが示され、地方創生の取組が進められている。

平成30年度は、5か年の総合戦略の中間年に当たる平成29年度に実施した各施策のKPI等の総点検の結果を踏まえ、平成30年5月に成立した「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）に基づき、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組に対し、地方大学・地域産業創生交付金による支援を開始した。また、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速させ、女性や高齢者等の活躍、外国人材の受入れ等を推進するため、「ひと」と「しごと」に焦点を当てた「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定し、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に盛り込むとともに、地方の魅力を高めるまちづくりの推進に向け、中枢中核都市の機能強化など、「まち」にも焦点を当てた方策を「地域魅力創造有識者会議」において検討することとした。平成30年12月には、総合戦略を改訂し、これまでの地方創生の取組の成果や課題を今一度正確に調査・分析し、第1期の総仕上げに取り組むとともに、現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始することとしている。

イ 地方版総合戦略への支援

地方においては、ほぼ全ての地方公共団体が「地方版総合戦略」を策定しており、国は意欲と熱意のある地方公共団体の取組を、情報、人材、財政の「地方創生版・三本の矢」で引き続き支援していくこととしている。情報面では、地域経済分析システム（RESAS）の普及促進により政策立案への支援を行うとともに、人材面では、地方創生カレッジや地方創生人材支援制度を通じて、人材の確保・育成を支援している。財政面では、平成31年度当初予算案においても地方公共団体の先駆的な取組を支援する地方創生推進交付金について引き続き1,000億円を計上し、東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策として、地域における社会的課題の解決に取り組むための起業や、地域経済に波及効果を有し地方創生に資するものとして地方公共団体が選定する中小企業等への就業に伴う移住への支援に活用するほか、地方創生を更に加速させる観点から必要となる改善策を講じることとしている。また、地方大学・地域産業創生交付金を含む地方大学・地域産業の創生のために101.3億円を同当初予算案に計上している。これに加え、平成30年度第2次補正予算において先導的な施設整備等の取組を進めるための地方創生拠点整備交付金を600億円確保した。平成31年度税制改正においては、企業版ふるさと納税について、より使いやすい仕組みとなるよう、

地方創生関係交付金との併用や基金への積立要件の緩和など、徹底した運用改善を実施することとしている。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画の歳出に計上している「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成31年度においても引き続き1兆円を確保している。

(2) 地域の資源を活用した地域雇用創出と消費拡大の推進

ア ローカル10,000プロジェクト

産学金官の連携により、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進している。

具体的には、地域の金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合において、それに要する経費の一部又は全部を交付することとしている。平成29年度までに357事業が交付決定されており、地域経済への様々な波及効果が期待されている。

また、平成31年度からは、融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上となる場合の交付金の上限額を引き上げるなど、制度の改善を図り、支援することとしている。

イ 分散型エネルギーインフラプロジェクト

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランを策定する団体を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、平成29年度までに43団体がマスタープランを策定している。

また、平成31年度においても引き続き、関係省庁タスクフォースと連携して、マスタープラン策定を支援するとともに、「事業化ワンストップ相談窓口」でコンサルティングを行うことにより、事業化に向けた支援を行うこととしている。

ウ マイナンバーカードを活用した消費活性化策

平成29年9月より、マイナンバーカードを活用して、クレジットカード会社のポイントや航空会社のマイル等を特定の自治体ポイントに交換し、商店での買い物や特産品のオンライン購入などに活用するマイキープラットフォーム構想を推進しているが、平成31年10月に予定されている消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、地域における消費活性化を図るため、平成32年度において一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討することとしており、その実施に向けて、地方公共団体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進していくこととしている。

このため、平成31年度当初予算案においては、臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経費を計上しており、プレミアムポイント付与に必要となる既存システムの改修として、前払いによる自治体ポイント購入（チャージ）機能やQRコードを用いた決済機能等を開発するとともに、マイキープラットフォーム等に関する積極的な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等を推進していくこととしている。

エ シェアリングエコノミー活用推進事業

人口減少社会においては、人、モノなどあらゆる資源を最大限有効に活用することが重要であることから、近年、シェアリングエコノミーという新たな経済の動きが生まれ、様々な分野で活用が始まっている。平成31年度においても引き続き、シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や生活産業の実証・実装による経済活性化を図る地方公共団体のモデル的な取組を支援する「シェアリングエコノミー活

用推進事業」を展開することとしている。

(3) 地域を支える担い手の確保

ア 関係人口創出・拡大事業

平成30年度から、地域と多様に関わる地域外の者である関係人口が、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体をモデル的に支援している。平成31年度においても、「関係人口創出・拡大事業」として、地方公共団体の関係人口に関する多様な取組を支援するモデル事業を、引き続き実施し、取組を更に推進することとしている。

イ お試しサテライトオフィスの推進

「お試しサテライトオフィス」とは、都市部企業等のサテライトオフィスの開設を推進するために実施する、「お試し勤務」の誘致・勤務場所の提供・活動の支援等の取組であり、「お試しサテライトオフィス」の実施に要する経費について特別交付税措置を講じるとともに、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供する「サテライトオフィス・マッチング支援事業」を引き続き実施することとしている。

ウ ふるさとワーキングホリデー

「ふるさとワーキングホリデー」とは、都市部の若者などが、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する取組であり、平成31年度においては、実施団体が一堂に会する説明会や総合広報を実施する「ふるさとワーキングホリデー推進事業」を引き続き実施することとしている。

エ 地域おこし協力隊の拡充など地域への人材還流の促進

地方公共団体が都市住民を受け入れ、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である「地域おこし協力隊」は、平成29年度には全国997の地方公共団体で4,976人の方々が活躍している。

平成31年度においては、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修やサポートデスクの充実等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材還流を推進することとしている。

オ 「移住・交流情報ガーデン」の充実など地方への移住・交流の推進等

地方移住を希望する国民の様々なニーズに応え、地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させるため、平成27年3月に開設した「移住・交流情報ガーデン」では、平成29年度に約9,800件にのぼる移住あっせんを行っている。

平成31年度においては、地方公共団体による夜間セミナー等や、各省庁と連携した取組等を充実させるとともに、利用者目線に立った移住関連情報の提供体制を強化する。

子供の農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、平成31年度は、送り手側・受入れ側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築に係るモデル的な支援について、小学生・中学生の学校教育活動及び社会教育活動に加え、高等学校の取組を対象とするなど拡充することとしている。

(4) 新たな圏域づくり

人口減少・少子高齢化の時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を図るため、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、以下の新たな圏域づくりに取り組むこととしている。

ア 連携中枢都市圏構想の推進

「連携中枢都市圏構想」とは、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策である。本構想は、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を踏まえて制度化したものであり、平成26年度から全国展開を行っている。

平成31年1月現在では、34市が中心都市として圏域を形成する意思を宣言し、28の圏域（延べ253市町村）が形成されるなど、全国で着実に連携中枢都市圏構想による取組が進んでいる。また、平成28年度に創設した「複眼型連携中枢都市圏」を活用した圏域や県境を越えた圏域が形成されるなど、多様な形態の圏域が形成されている。

今後も、連携中枢都市圏構想を推進するため、圏域での取組に対して、引き続き地方財政措置を講じ、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援することとしている。

イ 定住自立圏構想の推進

「定住自立圏構想」とは、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるため、人口5万人程度以上の中心市と近隣市町村が連携・協力し、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域のマネジメント能力の強化」を行うことにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

平成30年10月現在では、134市が中心市として圏域を形成する意思を宣言し、123の圏域（523市町村）が形成されるなど、全国で着実に定住自立圏構想による取組が進んでいる。

今後も、定住自立圏構想を推進するため、圏域での取組に対して、引き続き地方財政措置を講じ、地域住民の生活実態やニーズに応じ、生活に必要な機能の確保を支援することとしている。

ウ 集落ネットワーク圏の形成

「集落ネットワーク圏」とは、過疎地域をはじめとした条件不利地域の持続可能な暮らしを実現するため、基幹集落を中心に周辺の複数集落とネットワーク化を図り圏域全体での集落機能を確保する政策である。平成31年度においても、過疎地域等自立活性化推進交付金等により、地域運営組織をはじめとする「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動について引き続き支援することとしている。

(5) 若者定着に向けた地方大学の振興等

地方からの若い世代の流出が大学進学時と卒業後の最初の就職時において顕著であることを踏まえると、「地方への新しいひとの流れをつくる」ためには、地方大学の振興や地方における雇用創出・若者の就業支援は重要な課題であり、「総合戦略」にも位置付けられているところである。

これを踏まえ、総務省と文部科学省が連携し、平成27年度から、「奨学金（「地方創生枠」等）を活用した大学生等の地方定着の促進」及び「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進」の取組を支援しており、平成30年度においては、前者については17県5市2村（このほか県内市町村による共同実施1）、後者については14県25市8町が対象となっている。引き続き、地方公共団体には一層積極的な取組が期待される。

(6) 過疎対策の推進

過疎地域は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部の生活と成長を支えている一方で、従来より、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。過疎地域と都市部は、共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国を目指すことが必要であり、こうした観点から、以下の取組を実施している。

ア 過疎対策事業債

過疎対策事業債においては、平成27年度より、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により魅力ある就業機会の創出を図るため、ハード事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を新たに「地方創生特別分」として位置付け、優先して対象とすることとしている。

イ 過疎地域等自立活性化推進交付金

平成31年度においては、30年度に引き続き、過疎地域等自立活性化推進交付金により、廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備、基幹集落を中心に複数の集落で構成される集落ネットワーク圏の形成、先進的で波及性のあるソフト事業及び定住のための空き家改修や団地の整備に対して支援措置を講じることとしている。

なお、平成12年に制定・施行された「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）は、平成22年、24年、26年及び29年の法改正を経て、平成33年3月までの期限延長、国勢調査結果による過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の見直しとソフト事業への拡充等、経済・社会情勢に応じて所要の見直しが行われてきた。

過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき市町村ごとに「人口要件」及び「財政力要件」により判定され、過疎地域に対しては、過疎対策事業債等の支援が行われる。平成30年4月1日現在での過疎関係市町村は817市町村となっており、過疎関係市町村の割合は47.6%となっている。

(7) 地域における多文化共生の取組の促進

総務省では、それぞれの地域の実情に応じた多文化共生の取組を促進する観点から、「地域における多文化共生推進プラン」の提示や優良な取組をまとめた「多文化共生事例集」の公表などを通じて、地方公共団体において、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた多文化共生の取組が総合的かつ計画的に実施されるよう推進してきた。

今後も我が国に在留する外国人の増加が見込まれる中で、平成30年末に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が法務省を中心とした関係閣僚会議において取りまとめられ、政府全体で外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めていくこととしている。

総務省では、平成31年度より、在留外国人向けの一元的相談窓口の運営に必要な経費を支援する外国人受入環境整備交付金に係る地方負担分や、市町村が行政情報・生活情報の多言語化に取り組む場合について、新たに地方財政措置を講じることとしている。また、多文化共生に先進的に取り組む地方公共団体からの助言や情報共有を促進するアドバイザー制度の創設や、地方公共団体が情報共有等を行うための会議の開催等を行うこととしており、引き続き関係省庁とも連携しながら、地域における多文化共生施策の更なる推進を図っていくこととしている。

4 地域の安全・安心の確保

(1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国は晒^{さら}されている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

また、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害により、ブラックアウトの発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生している。これらの教訓を踏まえ、重要インフラが、自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要であり、その対策が急務となっている。

このため、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、我が国では「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定。以下「3か年緊急対策」という。）を取りまとめた。

「3か年緊急対策」は、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日改訂）における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たる施策に関して、平成30年度から32年度までの3年間で実施することとしており、想定される事業規模はおおむね7兆円程度を目途としている。このうち初年度の対策として速やかに着手すべきものについては、平成30年度第2次補正予算により対応することとし、さらに平成31年度当初予算及び32年度当初予算の臨時・特別の措置を活用することとしている。

総務省では、平成30年度補正予算（第2号）に計上された3か年緊急対策に基づく直轄事業負担金及び補助事業費の地方負担については、補正予算債による地方財政措置を講じている。

また、平成31年度及び32年度地方財政計画の投資的経費（直轄・補助）に3か年緊急対策に基づく直轄事業負担金及び補助事業費を計上するとともに、その地方負担については、新たに創設する「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」による地方財政措置を講じることとしている。

(2) 緊急自然災害防止対策事業費の創設

地方公共団体が3か年緊急対策と連携しつつ、単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、地方財政計画の投資的経費（単独）に新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を計上するとともに、その全額については、新たに創設する「緊急自然災害防止対策事業債」による地方財政措置を講じることとしている。

緊急自然災害防止対策事業債については、安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、河川、治山、農業水利施設等について、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業を対象とすることとしている。

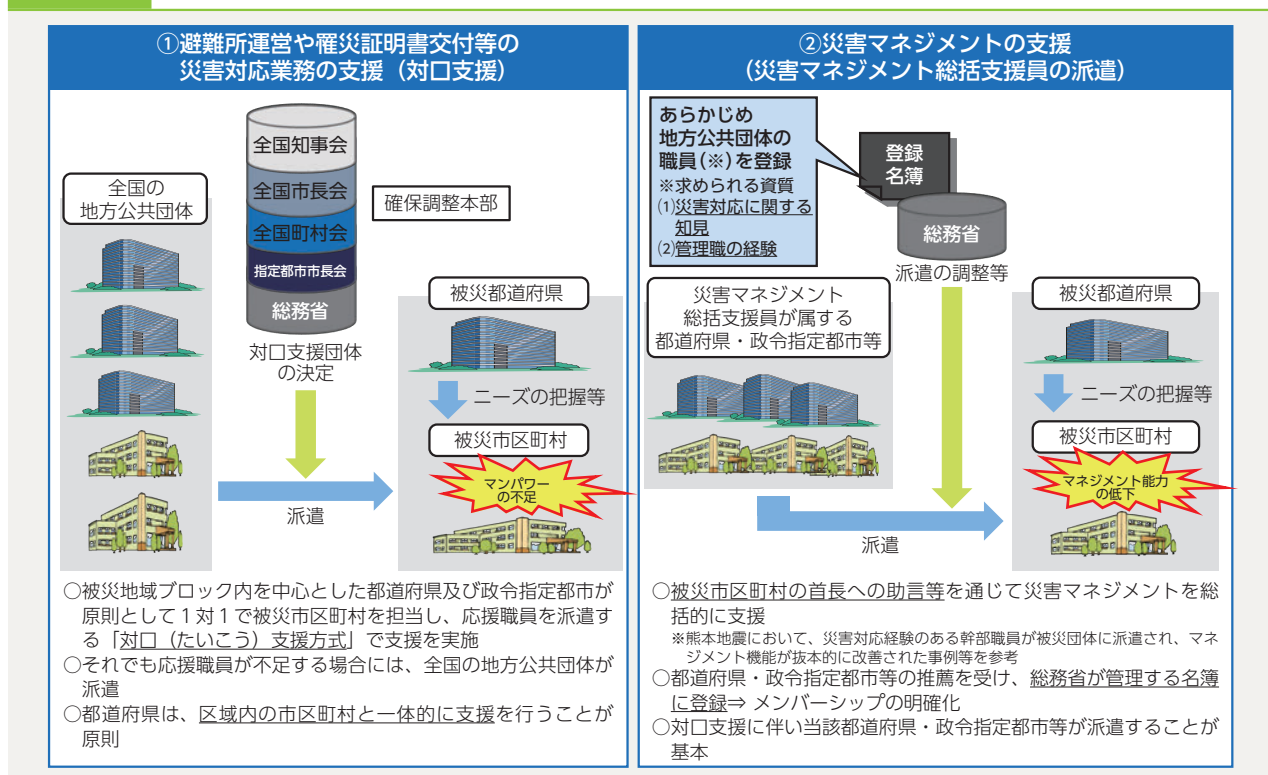
(3) 災害に対応できる人材の確保

ア 被災市区町村応援職員確保システム（短期の応援職員派遣）

総務省では、平成30年3月に、大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして、全国知事会等とともに「被災市区町村応援職員確保システム」（以下、「本システム」という。）を構築した。

本システムにおいては、①避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するための応援職員の派遣、②災害マネジメントに関する首長への助言等を行う災害マネジメント総括支援員の派遣を目的としている（第128図）。

第128図 被災市区町村応援職員確保システム



応援職員の派遣に当たっては、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、まずは第一段階支援として、被災地域ブロック内の都道府県又は政令指定都市が対口支援方式（都道府県又は政令指定都市をカウンターパートとして、原則1対1で被災市区町村に割り当て、集中的に支援する方式）により応援職員の派遣を行い、第一段階支援だけでは対応困難な場合には、第二段階支援として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を行うこととしている。なお、対口支援を行う都道府県は、原則として政令指定都市を除く区域内の市区町村と一体的に応援職員の派遣を行うこととしている。また、応援職員の派遣については、これらを基本としながらも、災害の規模等に応じて柔軟に運用することとしている。

本システムが初めて適用された平成30年7月豪雨においては、7月11日から9月15日までの間、被災20市町に対し、29都道府県市から延べ15,033名の応援職員が派遣された。また、被災市区町村の首長への助言等を行う「災害マネジメント総括支援員」についても、被災10市町に対し13団体から32名が派遣された。さらに、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震においても、9月12日から10月7日までの間、被災3町に対し、7県から延べ2,951名の応援職員が派遣された。

これらの災害においては、迅速に応援職員を派遣できたという評価がある一方、本システムの運用を始めたばかりであることから、受援側での本システムの認知度が低い、円滑な派遣に向けた受援側の事前準備が

必要等の課題が挙げられている。

総務省では、今回の災害における課題を踏まえた制度・運用の見直しを行うとともに、会議や説明会等における本システムの周知や、関係省庁との連携による受援体制整備の推進、地方公共団体と連携した訓練の実施などにより、本システムのより効果的な運用に努めていくこととしている。

① 被災地方公共団体への中長期の応援職員派遣

被災地方公共団体においては、復旧・復興を進めるための人材の確保が重要な課題となっており、全国の地方公共団体からの職員派遣による支援や被災地方公共団体における任期付職員の採用等による人員確保が不可欠な状況となっている。

被災地方公共団体への中長期の職員派遣について、被災都道府県に対しては全国知事会が、被災市町村に対しては総務省が全国市長会及び全国町村会と連携し、派遣のための調整を行っており、平成30年度においては、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震の被災地方公共団体に対し、全国の地方公共団体から応援職員が派遣されている（平成30年4月1日現在、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨の被災地方公共団体に対し、1,793名の応援職員が派遣されている。）。

総務省では、これらの派遣調整のほか、総務大臣から全国の都道府県知事及び市区町村長に対して協力を依頼する書簡を発出するとともに、各種会議等における働きかけなどを行っており、引き続き、全国の地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力要請を行うとともに、復旧・復興業務を円滑に実施することのできる体制の整備を推進していくこととしている。

5 公共施設等の適正管理の推進

(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることとなる。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、一層困難となる可能性がある。また、人口減少や少子高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるため、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

国においては、平成24年12月の笹子トンネル事故を契機に、社会インフラの老朽化対策が国・地方公共団体・民間事業者を挙げた喫緊の課題として強く認識されるようになり、平成25年11月には、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。同計画において、各インフラの管理者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成28年度までに策定すること、さらに、行動計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を平成32年度までに策定することとされている。

総務省においては、平成26年4月、総務大臣通知により、各地方公共団体に対し、地方公共団体の行動計画に当たる公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するよう要請した。平成30年9月30日時点の調査によれば、都道府県及び政令指定都市では100%、市区町村でも99.7%の団体において、総合管理計画を策定している。

総合管理計画は、公共施設等の現況や将来見通しを基に公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものである。総合管理計画を策定した地方公共団体においては、これに基づき、各施設について、集約化・複合化を行い新たな施設として活用していくか、現在の施設を引き続き有効活用していくかなど、今後のあり方を十分に検討し、個別施設計画の策定を着実に進める必要がある。

なお、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめた個別施設計画の策定状況のうち、主なものは、**第52表**のとおりである。

(2) 公共施設等総合管理計画の充実と推進

ほぼ全ての地方公共団体において総合管理計画が策定されたことを踏まえ、今後は、総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理の具体的な取組を進めるとともに、総合管理計画策定後に新たに得られた情報を基に、総合管理計画の充実を図り、より実効性あるものとしていく必要がある。

具体的には、総合管理計画に記載することとされている公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、地方公会計の固定資産台帳により得られる情報や個別施設計画の策定過程で得られる点検・診断の結果、対策費用等を反映させるとともに、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の自然体の見込みも記載し、長寿命化対策等の効果額を示すこと、加えて、これらの経費に充当可能な財源として、地方債や基金等を的確に見込んでいくことが必要である。さらに、これらの経費の見込み等については、経年や団体間の比較可能性を高めることにより、効果的な公共施設マネジメントに取り組んでいくことが重要である。

また、各地方公共団体においては、総合管理計画において設定した数値目標の達成状況や個別施設計画の策定状況の進捗管理を含めた全庁的な推進体制の構築や、PDCAサイクルの確立など、推進体制を充実することが重要である。

併せて、地方公共団体において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公

第52表 主な個別施設計画の策定状況

分野	対象施設	計画策定率
警察施設	庁舎等	44%
消防関係施設	消防庁舎	31%
学校施設	公立学校施設	7%
社会教育施設	社会教育施設（社会体育施設及び文化会館等を除く。）	11%
水道分野	上水道施設	75%
医療分野	病院	10%
福祉分野	児童福祉施設等	23%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	69%
農道	橋梁（橋長15m以上）及びトンネル	36%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	42%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	21%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	60%
林道	橋梁（橋長4m以上）、トンネル及びその他重要な施設	33%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	80%
漁場の施設	増殖場、養殖場	75%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	18%
工業用水	工業用水道事業	39%
道路	橋梁（橋長2m以上）	73%
河川・ダム	主要な河川構造物	91%
砂防	砂防設備（砂防堰堤、床固工等）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	89%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	46%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	70%
港湾	外郭施設	66%
公園	都市公園	93%
住宅	公営住宅	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	42%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	14%

(注) 1 「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況について」（平成30年12月25日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議第7回幹事会資料）より抜粋
 2 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
 3 策定状況は、平成30年4月1日時点（ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成30年3月31日時点）

共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を進める観点から、総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針を位置付けることが求められる。

総務省では、これらの留意事項について、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日）を改訂し、地方公共団体に通知するとともに、各地方公共団体が策定した総合管理計画の主たる記載内容等を総務省HPにおいて公表しており、地方公共団体においては、同指針等に基づき総合管理計画の不断の見直しを行うことにより、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組むことが求められる。

また、水道・下水道をはじめとする公営企業についても、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図りつつ、計画的な施設管理を行うことが必要である。

(3) 公共施設等の適正管理の推進に係る具体的な取組

平成27年度以降、総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業や転用事業に対して、「公共施設最適化事業債」や転用事業に係る「地域活性化事業債」といった地方財政措置が講じられてきた。

平成29年度からは、個別施設計画に基づく施設の維持管理・更新等に係る取組の本格化を踏まえ、地方

公共団体における公共施設等の適正管理の取組が適時・適切に推進されるよう、公共施設最適化事業債、転用事業に係る地域活性化事業債及び除却事業に対する地方債措置を再編し、既存施設を法定耐用年数を超えて使用する等のための「長寿命化事業」、コンパクトシティの形成に向けたまちづくりを進めるための「立地適正化事業」及び平成28年熊本地震の被害状況を踏まえ、災害時の市町村の本庁舎機能を確保するための「市町村役場機能緊急保全事業」を追加するなど内容を拡充し、「公共施設等適正管理推進事業債」として地方財政措置を講じている。

また、平成30年度からは、各団体がより積極的に老朽化対策に取り組めるよう、従来、道路、農業水利施設を対象としていた長寿命化事業の対象施設に河川管理施設、港湾施設等を加え、また、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業として地方公共団体の実施する「ユニバーサルデザイン化事業」を加えている。また、財政力の弱い団体においても必要な事業を着実に実施できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業については、財政力に応じて同事業債の元利償還金に対する交付税措置率を引き上げている。

さらに、平成31年度からは、長寿命化事業の対象として橋梁、都市公園施設等を追加することとしている。

総務省では、公共施設等適正管理推進事業債を活用した先進事例を総務省HPにおいて紹介しているところであり、各地方公共団体には、こうした地方財政措置や基金などの財源を活用しながら、公共施設等の適正管理に係る取組を積極的に進めていくことが求められる。

6 地方行政サービス改革の推進等

(1) 地方行政サービス改革の推進

ア 地方行政サービス改革の動向

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供する必要がある。

そのためには、地方公共団体において、窓口業務を含む定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体クラウドの導入、多様なPPP/PFIの活用を優先的に検討する仕組みの構築などPPP/PFIの推進等の積極的な業務改革の推進に努めることが必要である。

こうした観点から、「基本方針2015」等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）等により、各地方公共団体に対し、より積極的な業務改革の推進に努めるよう要請している。

今後も、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方公共団体における取組状況・方針の見える化や比較可能な形での公表を実施することとしており、総務省においても、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表することとしている。

イ 業務改革モデルプロジェクトから自治体行政スマートプロジェクトへ

総務省では、住民サービスに直結する「窓口業務」や業務効率化に直結する「庶務業務等の内部管理業務」の改革を推進するため、平成28年度より「業務改革モデルプロジェクト」を実施している（平成29年4月1日現在の市区町村の窓口業務の民間委託実施率は19.2%、庶務業務の集約化実施率は24.2%）。同プロジェクトでは、選定した地方公共団体において、モデル的に、「窓口業務」及び「庶務業務等の内部管理業務」のICT化・オープン化・アウトソーシングを一体的に実施している。これにより、改革の手法を確立し、その手法の横展開を図っている。

なお、平成28年度は、総合窓口化、電子申請・郵送申請の拡大、本庁と支所の窓口業務の同時改革等を実施する7団体、29年度は、広域による窓口業務改革、ICTを用いた窓口業務改革等を実施する7団体、30年度は、AIやRPA等の新技術による業務改革、地方独立行政法人制度を活用した窓口業務改革等を実施する7団体を選定し、改革手法のモデル事例を構築しており、引き続き、これまで確立したモデル事例の横展開を図っていくこととしている。

また、平成31年度からは、スマート自治体への転換を図るため、自治体行政の様々な分野で、複数団体による団体間比較を行いつつ、AI・ロボティクス等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を実施する予定である。

ウ 自治体クラウド

地方公共団体の基幹系の情報システム等について、①情報システムコストの削減、②情報セキュリティ水準の向上、③災害時の業務継続体制の強化、④参加団体間における業務の共通化・標準化等を進める観点から、複数の地方公共団体が共同でサービス調達を行う「自治体クラウド」の導入を積極的に推進している。

地方公共団体におけるクラウド導入を促進するため、各地方公共団体が「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）に基づき策定した「クラウド導入等に関する計画」の策定状況等の公表を引き続き行い、計画の進捗管理を行うこととしている。また、引き続き、各市区町村の情報システム経費を調査・公表することを通じて、コストの見える化にも取り組むこととしている。

(2) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化や分かりやすい指標の活用を図りつつ、給与情報等公表システムにより給与及び定員の公表を行うなど、給与の適正化や適正な定員管理などの取組を行っている。

平成29年4月1日時点のラスパイレス指数は、全地方公共団体平均で99.2となっており、平成24年、25年の国家公務員の給与減額支給措置の影響を除き、平成16年以降、14年連続で100を下回っている。

地方公共団体の総職員数については、**第53表**のとおり、平成29年4月1日の対前年比で、都道府県7.5%減、政令指定都市49.0%増、政令指定都市を除く市区町村0.3%増となっており、全地方公共団体では0.2%の増加となった。なお、都道府県で減少、政令指定都市で増加となっているが、これは主に平成29年4月1日に、県費負担教職員に係る権限が都道府県から政令指定都市に移譲されたことによるものである。

第53表 地方公共団体の定員管理の状況について（平成29年4月1日現在）

区 分	実 績			
	平成28年4月1日 職員数	平成29年4月1日 職員数	増減数	増減率
都 道 府 県	1,500,778	1,387,703	△ 113,075	△ 7.5%
一 般 行 政 部 門 等	308,381	310,482	2,101	0.7%
政 令 指 定 都 市	234,513	349,470	114,957	49.0%
市 区 町 村	1,001,972	1,005,423	3,451	0.3%
合 計	2,737,263	2,742,596	5,333	0.2%

出典：「総務省地方公共団体定員管理調査」
 (注) 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

(3) マイナンバーシステムの積極的な活用

ア マイナンバー制度の意義

マイナンバー制度は、平成25年5月に成立した関連4法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成25年法律第28号）、「地方公共団体情報システム機構法」（平成25年法律第29号）及び「内閣法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第22号））により導入され、平成27年10月5日に施行された。この制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるものであるとともに、安心・安全な情報社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものである。すなわち、所得把握の精度が向上し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担・分担の公平性がより一層確保されることや、行政の効率化が図られ、限られた行政資源を住民サービスの充実のために、より重点的に配分することが可能になる（**第129図**、**第130図**）。

今後、各地方公共団体において業務のICT化などを進め、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する業務改革に取り組んでいくに当たっては、マイナンバーシステム（マイナンバー制度と関連の各システム）が提供する様々な機能を積極的に活用していくことが不可欠である。

イ マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用

マイナンバー制度の重要な根幹が情報連携である。マイナンバー法に基づき総務省が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、機関を超えた情報のバックヤード連携、すなわち、国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理している同一個人の情報オンラインで情報連携し、相互に活用することが可能

第129図 マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

<p>I</p> <p>納税者番号 (納税改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。 <p>社会保障番号 (給付改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。 	}	<p>公平公正な 負担と給付</p>
<p>II</p> <p>情報連携 (バックオフィス改革)</p> <p>(平成29年7月～ 試行運用開始/ 11月～ 本格運用開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。 ・行政手続を行う際の添付書類の削減（ペーパーレス）、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略 ➢ 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略 	}	<p>より効率的な 住民サービス</p>
<p>III</p> <p>マイナポータル</p> <p>政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ（プッシュ型）サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始/11月～本格運用開始)</p>		


※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

第130図 「マイナンバーカード」は、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

- ✓ 顔写真付きの身分証明書として
 - 市町村での厳格な本人確認→確かに本人であるという証
 - 顔写真があるのでなりすましができない
 - 公私での身分証明が可能

カードの券面記載事項



表

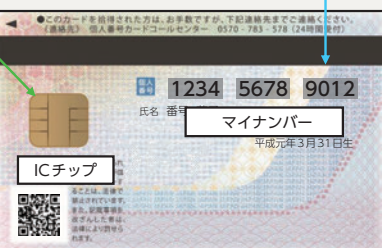
電子的な本人確認

- ✓ インターネット等により、どこからでも安全・確実に本人を証明
 - 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続も、どこからでも安全にできる
- ✓ 今後、健康保険証としての利用や、在外選挙でのインターネット投票も可能に
- ✓ さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現
 - 〈例〉窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

➔ **Society5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

- ✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
 - 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に



裏

交付無料

表

カードの券面記載事項

裏

となった。これにより、各種行政手続を行う際、行政機関等に提出する必要があった住民票の写しや課税証明書等の書類の省略が可能となり、また、そのために複数の行政機関に出向く手間が不要となるなど、行政手続のペーパーレス化やワンストップ化が進展することが期待される。

平成29年11月から本格運用が開始され、平成30年10月時点で児童手当の申請など1,221の事務手続で情報連携による提出書類等の削減が実現しており、今後も順次、対象事務が増えていくことが予定されている。

ウ マイナポータルの利用拡大

政府が運営するオンラインサービスとして、国民一人一人に用意されたポータルサイトがマイナポータルである。自身のマイナンバー付きの個人情報が情報連携された履歴を確認する「情報提供等記録表示」機能のほか、運用開始以降、利用可能なサービスが着実に拡大している。

市区町村の子育て関係手続について、サービス検索やオンライン申請を可能とするワンストップサービス（ぴったりサービス）が提供可能となっており、行政機関からのお知らせ（プッシュ型）サービスの活用も含め、手続のオンライン化による行政サービスの効率的・効果的な提供に向けて、各地方公共団体の積極的な利用が期待される。

エ マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の利用拡大

マイナンバーカードは、券面による身分証明機能に加え、ICチップに標準搭載された公的個人認証サービスによってオンラインでの確実な本人確認を可能とすることから、各種オンラインサービスを安心・安全に利用又は提供するために重要な役割を果たすものである。

このため、従来行政機関に限られていた公的個人認証サービスの利用が、マイナンバー制度の施行に併せて民間事業者にも開放され、ICT社会の基盤としてマイナンバーカード（公的個人認証サービス）が広く普及することが期待されている（平成30年12月末現在、約1,584万枚交付）。マイナポータル、コンビニ交付サービス、マイキープラットフォームなど公的分野のほか、オンラインでの口座開設や住宅ローン契約締結など民間部門でも利用が拡大されつつある。また、平成32年度にマイナンバーカードの健康保険証としての活用が本格運用される予定である。引き続き、官民における積極的な利活用や取得促進に向けた取組を促していくこととしている。

7 財政マネジメントの強化

(1) 地方公会計の更なる活用の促進

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用することにより、現金主義会計では見えにくいコスト情報やストック情報を把握することを可能とするものであり、中長期的な財政運営への活用が期待される。人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要である。

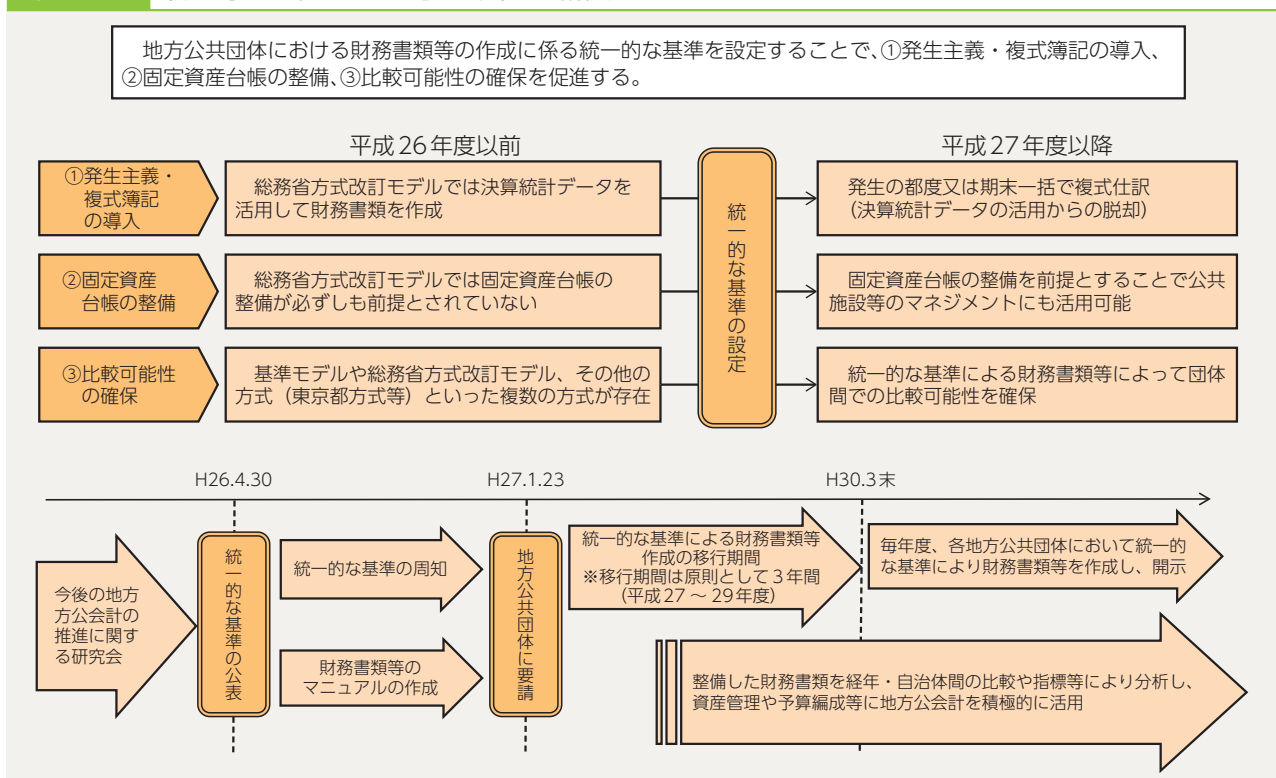
地方公会計の整備については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知）において、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請したところであり（第131図）、平成30年3月31日時点では、第54表のとおり、固定資産台帳については都道府県及び市区町村の95.3%にあたる1,704団体が、一般会計等財務書類については88.2%にあたる1,577団体が作成済みとなっている。

統一的な基準による財務書類等がほぼ全ての地方公共団体において整備されたことを踏まえ、今後は、財務書類等を適切に作成して開示するとともに、経年比較や類似団体間比較、財務書類の数値から得られる指標を用いた分析等を行い、資産管理や予算編成、行政評価等に積極的に活用していくことが重要である。

平成30年3月31日時点における財務書類の活用状況については、第55表のとおり、「財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った」団体が約3割、「簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した」団体が約2割等となっており、事業別・施設別のセグメント分析や将来の施設更新必要額の推計等の取組を更に進めていくことが求められる。

地方公共団体において財務書類等の活用が更に進むよう、財務書類等の情報を基に事業別、施設別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法や事例等について、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」

第131図 統一的な基準による地方公会計の整備促進について



第54表 統一的な基準による財務諸表等の整備状況（平成30年3月31日現在）

【固定資産台帳の整備状況】

平成30年3月31日現在

区 分	都道府県		政令指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
整備済み	43	91.5%	19	95.0%	1,642	95.4%	1,704	95.3%
整備中	4	8.5%	1	5.0%	79	4.6%	84	4.7%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

【財務書類の整備状況】（「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。）

平成30年3月31日現在

作成状況		都道府県		政令指定都市		市区町村		合計	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成済み ^{*2}	H28決算までに作成済み	36	76.6%	19	95.0%	1,425	82.8%	1,480	82.8%
	H29決算から日々仕訳	5	10.6%	0	0.0%	92	5.3%	97	5.4%
	小計	41	87.2%	19	95.0%	1,517	88.1%	1,577	88.2%
作成中		5	10.6%	1	5.0%	200	11.6%	206	11.5%
未整備		1	2.1%	0	0.0%	4	0.2%	5	0.3%
合計		47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%
参考 (平成30年6月30日現在)		42	89.4%	20	100%	1,604	93.2%	1,666	93.2%

* 「平成29年度までに作成」する団体とは、平成29年度決算から財務書類を日々仕訳により作成する団体を含む。

第55表 作成済団体における財務書類の活用状況（平成30年3月31日現在）

(単位 団体)

区 分	都道府県	市区町村	政令指定都市		合計
			政令指定都市	政令指定都市を除く市区町村	
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	13 (27.7%)	570 (32.7%)	13 (65.0%)	557 (32.4%)	583 (32.6%)
施設別・事業別の行政コスト計算書を作成した	2 (4.3%)	36 (2.1%)	4 (20.0%)	32 (1.9%)	38 (2.1%)
財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した	0 (0.0%)	83 (4.8%)	1 (5.0%)	82 (4.8%)	83 (4.6%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	8 (17.0%)	122 (7.0%)	8 (40.0%)	114 (6.6%)	130 (7.3%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	32 (68.1%)	334 (19.2%)	15 (75.0%)	319 (18.5%)	366 (20.5%)
財務書類等の情報を基に、市場公募債の説明会において財政状況を説明した	6 (12.8%)	6 (0.3%)	4 (20.0%)	2 (0.1%)	12 (0.7%)
上記以外の活用	1 (2.1%)	33 (1.9%)	1 (5.0%)	32 (1.9%)	34 (1.9%)

統一的な基準による財務書類の整備予定等調査（平成30年3月31日時点）より

の充実・周知を図るとともに、財務書類等の比較可能な形による「見える化」を進めるほか、引き続き、地方公会計に関し、地方公共団体における人材育成等を支援することとしている。

(2) 地方財政の「見える化」の推進

地方財政の「見える化」については、「地方財政白書」や「決算状況調」、「財政状況資料集」等により積極的な情報開示が行われてきた。

平成27年度決算からは、「財政状況資料集」において、住民一人当たりのコストについて性質別や目的

別で網羅的に公表するとともに、有形固定資産減価償却率などのストックに関する情報についても、固定資産台帳の整備に合わせて、順次充実を図り、経年比較や類似団体比較を行うことができるようにしたところである。

地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むとともに、地方公会計の整備により得られるストック情報、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等を含め、公表内容の充実を図っていくことが求められる。

地方単独事業（ソフト）の決算情報については、地方財政状況調査において、平成25年度決算から各都道府県・市町村の歳出額を「民生費」、「教育費」等の目的別で把握・公表し、平成28年度決算からは地方公共団体間の重複部分を控除した決算額（純計額）を把握・公表しているが、30年度においては、「基本方針2018」等を踏まえ、「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」において、地方単独事業（ソフト）の決算情報について全国の状況をより詳細に把握・分析し、その「見える化」のあり方の検討を進めているところであり、今後、検討会における議論等を踏まえ、地方財政状況調査の調査内容の充実を図ることとしている。

③ 地方公営企業等の経営改革

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしている。今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、各公営企業が将来にわたってこうした役割を果たしていくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。また、第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することが求められる。こうした一連の取組は、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）にも位置付けられている。

ア 公営企業の更なる経営改革の推進

（ア）経営戦略の策定・改定の推進

経営戦略については、平成32年度までに策定を完了するよう平成28年1月に各地方公共団体に要請している。策定状況調査によれば、第56表のとおり、平成30年3月31日時点で策定済の事業の割合は全体の47.9%となっており、全都道府県・市町村の事業別の状況等の調査結果を公表している。

地方公共団体に向けた支援策としては、「経営戦略策定ガイドライン」（平成28年1月作成、平成29年3月改訂）を公表するとともに、経営戦略の策定・改定に要する経費に対する地方財政措置を講じるほか、

第56表 公営企業の経営戦略の策定状況（H30.3.31現在）

（単位 事業）

	事業数	（構成比）	うち		うち	
			策定に取組中	（構成比）	策定に未着手	（構成比）
① 策定済	3,245	(47.9%)	—		—	
② 要請期間内に策定予定	3,190	(47.1%)	1,270	(18.8%)	1,920	(28.4%)
うちH30年度に策定予定	980	(14.5%)	716	(10.6%)	264	(3.9%)
うちH31～32年度に策定予定	2,210	(32.6%)	554	(8.2%)	1,656	(24.5%)
小計（①＋②）	6,435	(95.0%)	1,270	(18.8%)	1,920	(28.4%)
③ 策定予定年度未定	336	(5.0%)	13	(0.2%)	323	(4.8%)
合計	6,771	(100.0%)	1,283	(18.9%)	2,243	(33.1%)

地方公共団体金融機構との共催による全国ブロック単位での経営戦略の策定に係る実務講習会などを実施している。

また、策定済の経営戦略についても、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、収支均衡を図る具体的な取組を再検討し、経営戦略の改定を行うことが必要であり、引き続き、経営戦略の策定・改定を促進するための取組を推進することとしている。

(イ) 抜本的な改革の検討の推進

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本として検討する必要がある。

その取組状況は、第57表のとおり、平成29年度の1年間で、事業廃止99事業、民営化・民間譲渡12事業、広域化等106事業などとなっており、各事業の特性に応じた取組が行われている。これらの取組のうち、特に他の地方公共団体において参考となるよう先進・優良事例集を作成しており、毎年度更新の上、地方公共団体への周知を行っている。

水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を含むPPP/PFI手法の導入や民間委託の拡充など、更なる民間活用を推進することとしている。

また、病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、公立病院を運営する地方公共団体において、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等を推進している。

第57表 平成29年度における公営企業の抜本的な改革等の取組状況（H30.3.31時点）（単位 事業）

	事業廃止	民営化・民間譲渡	公営企業型地方独立行政法人（導入数） ^{*1}	広域化等 ^{*2}	指定管理者制度（導入数）	包括的民間委託	PPP・PFI（導入数）
水道事業	1	0	0	10 ^{*3}	1	15	2
工業用水道事業	1	0	0	0	0	0	0
交通事業	0	0	0	0	0	0	0
電気事業	1	0	0	0	0	0	0
ガス事業	0	1	0	0	0	0	0
病院事業	1	1	2	3	2	0	0
下水道事業	4	0	—	38	0	46	5
簡易水道事業	60 ^{*3}	0	—	55 ^{*3}	0	4	0
港湾整備事業	0	2	—	0	0	0	0
市場事業	0	2	—	0	1	0	0
と畜場事業	0	1	—	0	0	0	0
宅地造成事業	17	1	—	0	0	0	0
有料道路事業	0	0	—	0	0	0	0
駐車場事業	4	0	—	0	1	0	0
観光事業	0	1	—	0	6	0	0
その他事業	0	0	—	0	1	0	0
介護サービス事業	10	3	—	0	5	0	0
合計	99	12	2	106	17	65	7

※1 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
 ※2 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。
 ※3 簡易水道事業の事業廃止（60事業）は、水道事業又は簡易水道事業との統合によるものであり、広域化等の類型において重複計上している。

(ウ) 公営企業の経営状況の「見える化」の推進

公営企業の経営状況の「見える化」の推進については、平成26年に会計制度の全面的な見直しを行っ

たほか、各公営企業の経営基盤の強化等のために、公営企業会計の適用拡大及び経営比較分析表の活用を推進している。

a 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）等により、第132図の新たなロードマップのとおり、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業とし、人口3万人以上の地方公共団体における平成31年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口3万人未満の地方公共団体においても平成35年度までに公営企業会計に移行することとするなど、一層の取組を推進することとしている。あわせて、市区町村における公営企業会計への移行が円滑に進むよう、都道府県に対して、個別の市区町村の取組状況を踏まえた助言等を要請している。

平成30年4月時点における全都道府県・市町村等の公営企業会計適用への取組状況は第58表のとおりであるが、引き続き、各地方公共団体における取組状況のフォローアップや、外部専門家の支援の実施等により、更なる取組を促進することとしている。

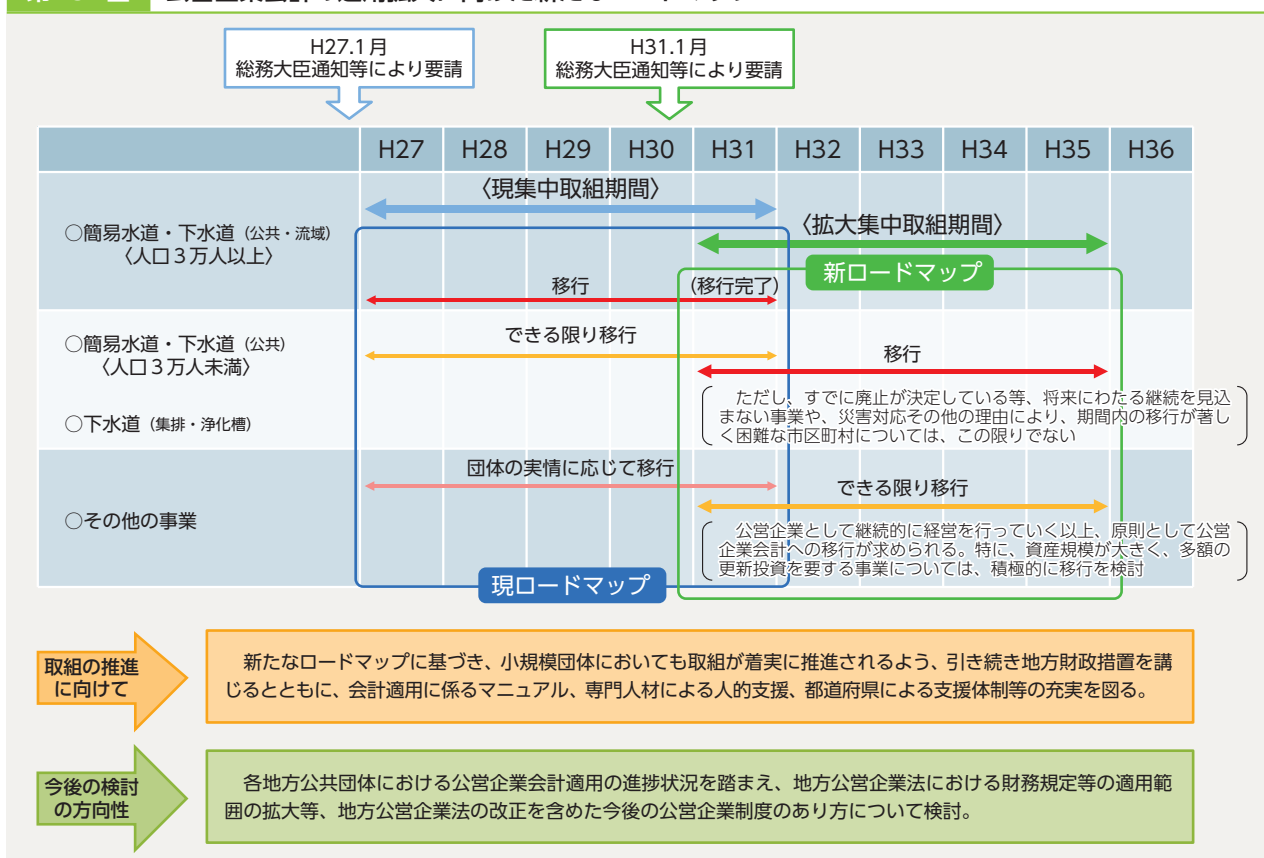
b 経営比較分析表の活用

各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、これまで、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業及び病院事業の8分野を対象としている。今後とも各公営企業の経営分析に当たって有効に活用されることが期待される。

(工) 外部専門家による支援

経営戦略の策定・改定、抜本的な改革の検討及び公営企業会計の適用等の取組を推進するため、総務省においては、各公営企業等がこれらの取組について検討を進めるに際し、公営企業等の経営に精通した外部専門家の助言等を受けることができる支援制度を設けている。

第132図 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



第58表 公営企業会計適用の取組状況 (H30.4.1時点)

○人口3万人以上の団体

(単位 団体)

	下水道事業 ^{*1}			簡易水道事業 ^{*3}	
	団体数 (構成比)	公共下水道事業 及び 流域下水道事業 ^{*2}	(参考) H29.4.1時点調査	団体数 (構成比)	(参考) H29.4.1時点調査
① 適用済み及び適用に取組中	810 (98.1%)	809 (99.4%)	803 (98.8%)	298 (95.8%)	288 (92.6%)
② 検討中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	8 (1.0%)	13 (4.2%)	23 (7.4%)
③ 検討未着手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	813 (100.0%)	311 (100.0%)	311 (100.0%)

○人口3万人未満の団体

(単位 団体)

	下水道事業 ^{*1}		簡易水道事業 ^{*3}	
	団体数 (構成比)	(参考) H29.4.1時点調査	団体数 (構成比)	(参考) H29.4.1時点調査
① 適用済み及び適用に取組中	225 (27.6%)	202 (24.8%)	250 (42.9%)	245 (42.0%)
② 検討中	308 (37.7%)	258 (31.6%)	135 (23.2%)	121 (20.7%)
③ 検討未着手	283 (34.7%)	356 (43.6%)	198 (34.0%)	218 (37.3%)
合計	816 (100.0%)	816 (100.0%)	583 (100.0%)	584 (100.0%)

※1 公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。
 ※2 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知）において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）（中略）について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。
 ※3 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している。

a 公営企業経営アドバイザー派遣事業

地方公共団体の要請に基づき、総務省が委嘱した公認会計士等の外部専門家を派遣し、必要な助言を行うことを目的として、平成7年度から実施している。平成31年度は、本事業を活用し、公営企業会計の適用について、人口3万人未満の市区町村等を対象としたモデル事業を創設することとしている。

b 公営企業経営支援人材ネット事業

総務省において対応可能な地域や取組分野等ごとにリスト化した外部専門家を地方公共団体が自ら招聘し、継続的な指導・助言を受けることを目的として、平成28年度から実施している。また、諸課題への対応のため、平成31年度は、外部専門家の増員等の充実を図ることとしている。

(オ) 水道事業及び下水道事業における持続的経営の確保

a 水道事業

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、広域化の推進、アセットマネジメントの充実、着実な更新投資、料金収入の確保、民間活用の推進、ICT等の先端技術の活用などに取り組むことで持続的な経営を確保すべきである。こうした中、平成30年12月には、広域的な連携等の推進に係る都道府県の責務等を定めた「水道法の一部を改正する法律」（平成30年法律第92号）が成立した。

特に広域化については、「[水道広域化推進プラン]の策定について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を発出し、都道府県において、「水道広域化推進プラン」を平成34年度までに策定するよう要請している。また、広域化を推進するため、多様な広域化に伴う施設の整備等に対する地方財政措置を講じることとしている。

加えて、大量に更新時期を迎えている大規模な事業用資産を保有している水道事業は、中長期の更新需要の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、必要な施設を将来にわたり適時適切に維持・更新していくことが喫緊の課題である。総務省においては、経営条件の厳しい団体に対しても、これらの着実な更新投資を促進するため、水道管路の耐震化に係る地方財政措置を拡充することとしている。

b 下水道事業

下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、各地方公共団体における広域化・共同化、汚水処理施設の最適化、ICTの利活用、民間活用や適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策及び公営企業会計の適用などの取組を推進することで持続的な経営を確保すべきである。

こうした取組の中でも、広域化・共同化の推進に当たっては、将来を見据えた市町村の積極的な検討が必要であるとともに、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、事業の当事者間の調整に取り組む必要がある。このため、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知）を踏まえ、都道府県において、平成34年度までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請している。また、広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を講じることとしている。

イ 第三セクター等の経営改革の推進

各地方公共団体においては、財政規律の強化と財政的リスク管理の一環として、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により経営効率化・健全化に取り組むことが必要である。

総務省では、平成29年度決算における地方公共団体が出資又は出せん（以下「出資」という。）を行っている第三セクター等7,364法人の中で、地方公共団体が25%以上の出資を行っている法人のうち債務超過である法人や損失補償等を行っている1,186法人について財政的リスクの調査を実施し、地方公共団体別に、調査対象法人全ての結果を公表したところである。

調査対象法人のうち、債務超過の法人は219法人、土地開発公社で債務保証などの対象となっている5年以上の長期保有土地が標準財政規模の10%以上のものは33法人である。また、地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償などの額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は52法人、経常赤字又は当期正味財産額が減少している法人は473法人である。

これらのうち、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、財政的なリスクが一定の要件に該当する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を平成30年度末までに策定・公表するよう要請している。

また、第三セクター等改革などの先進事例集を平成29年3月に公表し、全国に横展開している。先進事例集には、整理・再生等の抜本的改革や損失補償の削減、債務超過の解消などの経営健全化の取組事例について、取組の背景・要因、取組内容、検討過程、効果額や他団体の参考となる点等が盛り込まれており、平成30年3月には新たに12法人の事例を追加し、公表している。

8 地方自治に係る制度の見直し

(1) 地方自治制度の見直し

地方自治制度の見直しについては、平成30年7月5日に第32次地方制度調査会が発足しており、内閣総理大臣から人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議が求められている。

我が国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（平成29年推計）によれば、2040年には1億1,092万人になると見込まれている。また、生産年齢人口が6,000万人を下回り、2015年の7,700万人から1,750万人も減少する。その一方で、高齢者人口は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2042年にピークを迎えて3,900万人強となり、高齢化率は36.1%に上ると見込まれている。

高齢化や人口減少などの人口構造の変化は、地方自治体の税収や行政需要にも大きな影響を与えることになるが、住民の暮らしや地域経済を守るため、医療、介護、インフラ整備などの住民サービスを地方自治体が持続可能な形で提供し続けることが不可欠と考えられる。

平成30年12月18日に開催された同調査会の第2回総会において、まずは「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応」に係る審議を進めていくこととされ、現在、調査審議が行われている。

(2) 臨時・非常勤職員制度の見直し

臨時・非常勤職員制度の見直しについては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月17日に公布された（施行は平成32年4月1日）。改正法は、地方公共団体によっては、制度の趣旨に沿わない任用が行われており、労働者性の高い者であっても特別職として任用され、地方公務員法に基づく守秘義務などの規定が適用されていないこと、一般職非常勤職員について採用方法等が明確に定められていないこと、労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないことなどの課題に対応するため、臨時・非常勤職員制度の見直しを提言した「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」や地方公共団体からの意見などを踏まえ、立案されたものである。

改正法においては、〈1〉特別職の範囲が「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に、臨時的任用の対象が国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されるとともに、〈2〉一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化された。また、〈3〉会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備された。

改正法の施行に向け、各地方公共団体において条例・規則の制定等必要な準備が進められている。

9 社会保障・税一体改革

(1) これまでの経緯

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

また、消費税率の引上げ分は、全額社会保障に使われることとされている。

税制抜本改革については、平成24年8月10日に消費税率を平成26年4月より8%に、平成27年10月より10%に段階的に引上げを行うための「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）が成立した。

社会保障制度改革については、平成24年8月10日に成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）において、議論が重ねられ、平成25年8月6日に報告書が取りまとめられた。

この報告書では、社会保障4分野について、抜本的な改革の方向性が示されるとともに、子育て・医療・介護など社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていること等を踏まえ、制度改革については、地方公共団体の理解が得られるような改革とし、国と地方がそれぞれ責任を果たしながら、対等な立場で協力し合う関係を築くことが重要とされた。

さらに、社会保障制度改革推進法では、社会保障制度改革については、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講じることとされており、平成25年8月21日に「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」が閣議決定された。

この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして、平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という。）が成立した。

プログラム法においては、講ずべき社会保障制度改革の措置として、改革に向けた具体的な検討事項とその実施時期・法案の提出時期の目途について定められたほか、改革推進体制（社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の設置）や地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議なども定められた。

(2) 関連法の制定

プログラム法での規定を踏まえ、平成26年以降、平成30年までの間に、以下の関連法が成立した。

- ①「雇用保険法の一部を改正する法律」（平成26年法律第13号。平成26年3月28日成立）：育児休業給付の給付率の引上げ（休業開始後6月間につき50%→67%）
- ②「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号。平成26年4月16日成立）：「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）の延長、新たな認定（特例認定）制度の創設
- ③「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。平成26年6月18日成立）：地域医療介護総合確保基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化
- ④「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）（ともに平成26年5月23日成立）：難病及び小児慢性特定疾病について、難病に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するた

- め、対象疾病の拡大、対象患者の認定基準の見直し及び類似の制度との均衡を考慮した自己負担の見直し
- ⑤「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号。平成27年5月27日成立）：平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の施行
- ⑥「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号。平成28年11月16日成立）：年金受給資格期間短縮（25年から10年）の施行期日の改正
- ⑦「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第114号。平成28年12月14日成立）：短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し
- ⑧「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。平成29年5月26日成立）：地域包括ケアシステムの推進、介護納付金の額の算定に係る総報酬割の導入

(3) これまでの「社会保障の充実」

平成25年8月26日から同年8月31日まで開催された「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」を経て、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において、経済状況等を総合的に勘案した検討の結果、消費税率については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認された。

これを受けて、平成26年度においては、消費税率8%への引上げによる増収額は5兆円程度とされ、うち「社会保障の充実」には0.5兆円程度（国：0.22兆円程度、地方：0.27兆円程度）が向けられ、内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.3兆円程度（国：0.14兆円程度、地方：0.16兆円程度）、医療・介護分野に0.2兆円程度（国：0.08兆円程度、地方：0.11兆円程度）となった。

その後、平成27年10月の消費税率8%から10%への引上げが平成29年4月まで1年半延期されたことを受けて、平成27年度の「社会保障の充実」は、消費税率8%への引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で1.36兆円程度（国：0.68兆円程度、地方：0.68兆円程度）となった。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.52兆円程度（国：0.24兆円程度、地方：0.28兆円程度）、医療・介護分野に0.84兆円程度（国：0.44兆円程度、地方：0.40兆円程度）となった。

平成28年度の「社会保障の充実」は、消費税率8%への引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で1.53兆円程度（国：0.80兆円程度、地方：0.73兆円程度）となった。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.60兆円程度（国：0.27兆円程度、地方：0.33兆円程度）、医療・介護分野に0.93兆円程度（国：0.52兆円程度、地方：0.41兆円程度）となった。

その後、平成29年4月の消費税率8%から10%への引上げが再度平成31年10月まで2年半延期されたことを受けて、平成29年度の「社会保障の充実」は、消費税率8%への引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で1.84兆円程度（国：1.05兆円程度、地方：0.79兆円程度）となった。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.70兆円程度（国：0.32兆円程度、地方：0.38兆円程度）、医療・介護分野に1.11兆円程度（国：0.70兆円程度、地方：0.41兆円程度）、年金分野に0.03兆円程度となった。

平成30年度の「社会保障の充実」は、消費税率8%への引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で1.87兆円程度（国：1.07兆円程度、地方：0.79兆円程度）となった。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.70兆円程度（国：0.32兆円程度、地方：0.38兆円程度）、医療・介護分野に1.10兆円程度（国：0.69兆円程度、地方：0.41兆円程度）、年金分野に0.07兆円程度となった。

(4) 平成31年度の「社会保障の充実」

平成31年度の「社会保障の充実」は、平成31年10月に予定されている消費税率8%から10%への引上げ分も含めた消費税率引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で2.19兆円程度（国：1.35兆円程度、地方：0.84兆円程度）となっている。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.70兆円程度（国：0.32兆円程度、地方：0.38兆円程度）、医療・介護分野に1.24兆円程度（国：0.78兆円程度、地方：0.46兆円程度）、年金分野に0.26兆円程度（国：0.25兆円程度、地方0.01兆円程度）となっている。

具体的な事業のうち、主なものは以下のとおりである。

【消費税率10%への引上げにあわせ、増額されたもの】

- ・地域医療介護総合確保基金（0.19兆円、対前年度比0.02兆円増加）
- ・地域支援事業の充実（0.05兆円、対前年度比0.01兆円増加）
- ・医療ICT化促進基金の創設（0.03兆円、対前年度比皆増）
- ・介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化（0.09兆円、対前年度比0.07兆円増加）
- ・年金生活者支援給付金の支給（0.19兆円、対前年度比皆増）

【前年度と同程度の規模のもの】

- ・子ども・子育て支援新制度の実施（0.65兆円）
- ・国民健康保険への財政支援の拡充（0.34兆円）
- ・難病・小児慢性特定疾病対策に係る公平かつ安定的な制度の運用等（0.21兆円）

10 地方分権改革の推進

政府では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が特色を持った地域づくりや地域に合った行政を展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革の推進に取り組んでいる。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

(1) 地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組

地方分権改革については、「地方分権改革推進法」(平成18年法律第111号)による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。いわゆる「第1次地方分権一括法」。)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。いわゆる「第4次地方分権一括法」。)までの4次にわたる一括法により、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)について、具体的な改革を積み重ねてきた。

平成26年には、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定。以下「実施方針」という。)により地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、地方に対する事務・権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案を受け付けている。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号。いわゆる「第5次地方分権一括法」。)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号。いわゆる「第8次地方分権一括法」。)までの一括法により、地方側の長年の懸案であった農地転用許可の権限移譲や地方版ハローワークの創設をはじめとする更なる事務・権限の移譲等を行うなど、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革を推進している。

また、政府の地方分権改革の推進体制としては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が政策決定機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が調査審議機能を担っている。さらに、地方分権改革有識者会議の下で、提案募集検討専門部会等を開催し、専門的な見地から検討を行っている。

これまでの地方分権改革における主な取組は以下のとおりである。

ア 事務・権限移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担うことができるようにすることが必要不可欠である。

これまでの地方分権一括法等により、国から地方公共団体への事務・権限の移譲については、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等の国(地方厚生局)の事務・権限を都道府県へ移譲する改正や、自家用有償旅客運送の登録、監督等の国(地方運輸局)の事務・権限を希望する市町村へ移譲する改正等が、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲については、都市計画に関する事務を市町村へ移譲する改正や、県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定等に係る権限を、道府県から政令指定都市へ移譲する改正等が行われた。

以上のような事務・権限の移譲により、窓口の一本化等による住民の利便性向上、地域課題の解決に資する独自の取組、総合行政の展開による行政の効果的、効率的な運営が進んでいる。

イ 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けを行ってきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施することができるように改めていく必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、累次にわたる地方分権一括法等により、これまで法令により全国画一的に定められていた保育所の設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任すること等により、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

(2) 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針

平成30年においても、「実施方針」に基づき、引き続き提案募集を行うこととし、事前相談の一層の充実による提案団体への支援の強化を図ったほか、内閣府主催のブロック別説明会や地方公共団体職員向け研修を開催し、新規市町村からの提案の掘り起こしなどを行った。

地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会において長時間に及び審議等が行われた結果、地方分権改革推進本部及び閣議において、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「平成30年対応方針」という。）が決定された。

「平成30年対応方針」は、地方創生や子ども・子育て支援に資する提案をはじめとする、現場の課題に基づく地方からの提案等にきめ細かく対応し、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等を推進するものである。

平成30年対応方針に盛り込んだ事項のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 地方創生・まちづくり —機動的かつ柔軟な地域づくり—

【観光・地域振興】

- ・ 公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し
- ・ 搭乗型移動支援ロボット（セグウェイ等）の公道実証実験における走行に必要な国際運転免許証等の免許区分の明確化

【土地利用】

- ・ 農地中間管理事業に係る制度の見直し
- ・ 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止
- ・ 公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し

【ICTの利活用】

- ・ 電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化
- ・ 高等学校におけるオンデマンド教材を使用した授業の実施要件の明確化

【地域公共交通】

- ・ 鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者に関する情報について地方公共団体に提供する仕組みの構築
- ・ 自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続・要件の見直し
- ・ 市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手続の見直し

【災害対策】

- ・ 被災者の災害援護資金の借受け及び返済の円滑化
- ・ 災害援護資金の返済方法に係る被災者の選択肢の拡大

イ 子育て・医療・福祉 一地域の実情に応じたサービス提供一**【地域のニーズや地域事情に合わせたサービスの多様化】**

- ・放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し
- ・お盆・年末年始等における共同保育の実施
- ・へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し

【子育て支援の充実】

- ・児童養護施設等の児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加
- ・幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る経過措置規定の延長

【子育て・福祉サービス提供の円滑化】

- ・育児休業等の延長に係る手続の見直し
- ・介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し

ウ 地方分権改革の取組強化等 一国・地方の役割分担一**【権限の移譲等】**

- ・療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲
- ・経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事事業者等に対する危険等防止命令の都道府県への権限付与

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ・建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止
- ・食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止

平成30年対応方針に盛り込んだ事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成31年通常国会に提出することを基本とするとともに、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとしている。また、引き続き検討を進めるものについては、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告することとしている。

加えて、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとしている。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実かつ強力に進めていくこととしている。

(3) 地方税財源の充実確保

平成30年11月20日に、地方財政審議会から、地方法人課税の偏在是正、車体課税、ふるさと納税を含む「平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（附属資料参照）が述べられた。

このような観点から、地方税制において主に以下の事項について改正を行うこととしている。

ア 地方法人課税の偏在是正

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置として、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設することとしている。

具体的には、特別法人事業税は国税とし、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行うとともに、実質的な地方税源としての性格を明確にするため、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込んだ上で、都道府県に対し、特別法人事業譲与税として譲与することとしている。特別法人事業譲与税

の譲与基準は、新たな措置の趣旨・目的に鑑み、「人口」を基準とし、譲与税制度の中で、適切な偏在是正効果を実現するため、交付団体との均衡も考慮し、不交付団体に対する譲与制限の仕組みを設けることとしている。

また、特別法人事業税・譲与税制度は恒久的な措置とし、経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設けることとしている。

イ 車体課税の大幅見直し

消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ることとしている。

なお、恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとしている。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応することとしている。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を1%分軽減することとしている。

ウ ふるさと納税制度の見直し

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行うこととしている。

具体的には、総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として指定することとしている。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

エ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することとしている。

具体的には、森林環境税は国税とし、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収を行うとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対し、森林環境譲与税として譲与することとしている。森林環境譲与税は、総額の9割に相当する額を市町村に対して、1割に相当する額を都道府県に対して、それぞれ私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基準として譲与することとしている。

また、森林環境譲与税の用途について、市町村は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に、それぞれ充てなければならないこととし、インターネットの利用等の方法により用途に関する事項を公表しなければならないこととしている。

資 料 編

表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし）

0 単位未満

△ 負数

… 不明

資料編目次

[平成29年度の地方財政]

総括

第1表	地方公共団体数の推移	資6
第2表	団体種類別人口の推移	資6
第3表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資8
第4表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資8
第5表	決算規模の状況	資9
第6表	純計決算額の推移	資11
第7表	決算収支の状況	資12
第8表	経常収支比率等の状況	資18
第9表	繰越額等の状況	資20

歳入

第10表	歳入決算額の状況	資22
第11表	団体種類別歳入の状況	資24
第12表	地方税の状況	資25
第13表	法定外普通税の状況	資29
第14表	法定外目的税の状況	資29
第15表	超過課税の状況	資30
第16表	地方税徴収率の推移	資30
第17表	国税と地方税の収入状況	資31
第18表	国民所得に対する租税負担率	資32
第19表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	資33
第20表	地方譲与税の状況	資33
第21表	地方交付税の状況	資34
第22表	一般財源の状況	資35
第23表	一般財源の推移	資36
第24表	一般財源の人口1人当たり額の状況	資38
第25表	国・県支出金の状況	資41
第26表	地方債発行状況	資42
第27表	平成29年度地方債発行（予定）額の状況	資43
第28表	使用料及び手数料の状況	資48
第29表	繰入金の状況	資48
第30表	その他の収入の状況	資49

地方財政と国の財政

第31表	地方財政と国の財政との累年比較	資49
第32表	平成29年度国・地方の目的別歳出の状況	資50
第33表	国民経済計算における公的支出の推移	資51

歳 出 (目的別)

第 34 表	目的別歳出決算額の状況	資52
第 35 表	団体種類別目的別歳出の状況	資55
第 36 表	一般財源の充当状況	資56
第 37 表	民生費の状況	資57
第 38 表	社会福祉費の状況	資58
第 39 表	老人福祉費の状況	資58
第 40 表	児童福祉費の状況	資58
第 41 表	生活保護費の状況	資59
第 42 表	被保護者数の推移	資59
第 43 表	災害救助費の状況	資59
第 44 表	衛生費の状況	資60
第 45 表	公衆衛生費の状況	資61
第 46 表	結核対策費の状況	資61
第 47 表	保健所費の状況	資61
第 48 表	清掃費の状況	資62
第 49 表	労働費の状況	資62
第 50 表	失業対策費の状況	資63
第 51 表	農林水産業費の状況	資63
第 52 表	農業費の状況	資64
第 53 表	畜産業費の状況	資65
第 54 表	農地費の状況	資65
第 55 表	林業費の状況	資65
第 56 表	水産業費の状況	資66
第 57 表	商工費の状況	資66
第 58 表	土木費の状況	資67
第 59 表	道路橋りょう費の状況	資68
第 60 表	河川海岸費の状況	資68
第 61 表	港湾費の状況	資68
第 62 表	都市計画費の状況	資69
第 63 表	住宅費の状況	資69
第 64 表	消防費の状況	資70
第 65 表	警察費の状況	資70
第 66 表	警察職員数の推移	資71
第 67 表	教育費の状況	資72
第 68 表	小学校費の状況	資73
第 69 表	中学校費の状況	資73
第 70 表	高等学校費の状況	資73
第 71 表	社会教育費の状況	資74
第 72 表	保健体育費の状況	資74

歳 出 (性質別)

第 73 表	性質別歳出決算額の状況	資75
第 74 表	団体種類別性質別歳出の状況	資78
第 75 表	一般財源の充当状況	資79
第 76 表	人件費の状況	資80
第 77 表	人件費中の職員給の状況	資81
第 78 表	地方公務員数の状況	資82
第 79 表	物件費の状況	資83
第 80 表	維持補修費の状況	資83
第 81 表	扶助費の状況	資84
第 82 表	補助費等の状況	資84
第 83 表	普通建設事業費の状況	資85
第 84 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資87
第 85 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	資88
第 86 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資89
第 87 表	普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)	資90
第 88 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資91
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費 (補助事業費) の状況	資94
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費 (単独事業費) の状況	資95
第 91 表	災害復旧事業費の状況	資96
第 92 表	失業対策事業費の状況	資96
第 93 表	繰出金の状況	資97
第 94 表	積立金の状況	資98
第 95 表	投資及び出資金の状況	資99
第 96 表	貸付金の状況	資100
第 97 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資101
第 98 表	公債費の状況	資103
第 99 表	地方債元金償還額の状況	資104

将来にわたる財政負担等

第100表	地方債現在高の状況	資105
第101表	債務負担行為額 (翌年度以降支出予定額) の状況	資107
第102表	積立金現在高の状況	資108
第103表	平成 29 年度資金収支の状況	資109

公共施設

第104表	道路（地方道）の状況	資110
第105表	公営住宅等の管理状況	資110
第106表	公園の状況	資110
第107表	下水道等の状況	資111
第108表	し尿及びごみ処理施設の状況	資111
第109表	公立保育所の状況	資112
第110表	公立老人ホームの状況	資112
第111表	公立高等学校、中等教育学校の状況	資112
第112表	文化及び体育施設の状況（公立分）	資113
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況	資114

地方公営事業

第114表	地方公営企業の事業数の状況	資114
第115表	地方公営企業の職員数の状況	資115
第116表	地方公営事業決算の状況	資115
第117表	法適用企業決算の状況	資116
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	資119
第119表	法非適用企業決算の状況	資120
第120表	国民健康保険事業決算の状況	資121
第121表	後期高齢者医療事業決算の状況	資125
第122表	介護保険事業決算の状況	資126
第123表	収益事業決算の状況	資130
第124表	公立大学附属病院事業決算の状況	資131
第125表	農業共済事業決算の状況	資132
第126表	交通災害共済事業（直営方式）決算の状況	資132
第127表	企業債等の状況	資133

[平成30・31年度の地方財政]

第128表	地方財政計画	資134
第129表	地方交付税の状況	資138
第130表	地方債計画	資139
第131表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	資140

[平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況]

第132表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	資144
第133表	団体別健全化判断比率の状況	資145
第134表	項目別将来負担額等の状況	資146
第135表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況（事業種類・団体区分別）	資147

〔東日本大震災関連〕

普通会計

第136表	歳入決算額の状況	資148
第137表	目的別歳出決算額の状況	資150
第138表	性質別歳出決算額の状況	資153
第139表	特定被災地方公共団体等における決算の状況	資156

公営企業会計

第140表	特定被災地方団体における経営状況	資158
第141表	特定被災地方団体における地方公営企業の料金収入の状況	資161
第142表	特定被災地方団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況	資162
第143表	特定被災地方団体における法適用企業の決算状況	資163
第144表	特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況	資165

〔附属資料〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要	資167
特定被災地方公共団体等 一覧	資171
昭和60年度以降の市町村合併の実績	資172
地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見（概要）	資187
平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資188
今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資189
未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）	資190
平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資191
今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資192
誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）	資193
平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資194
今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資195

第1表 地方公共団体数の推移

区 分	昭 和 28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平 成 21.3.31	22.3.31	23.3.31	24.3.31	25.3.31	26.3.31	27.3.31	28.3.31	29.3.31 (B)	30.3.31 (C)	比 較	
														(C)-(B)	(C)/(A) ×100 %
都 道 府 県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	-	102.2
市 町 村	9,868	4,776	3,372	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718	1,718	-	17.4
政令指定都市	5	5	6	17	18	19	19	20	20	20	20	20	20	-	400.0
中 核 市	-	-	-	39	41	40	41	41	42	43	45	48	48	-	-
施行時特例市	-	-	-	43	41	41	40	40	40	40	39	36	36	-	-
都 市	281	486	554	684	686	686	687	688	688	687	686	687	687	-	244.5
中 都 市	124	164	167	169	167	166	165	164	156	156	156	-	...
小 都 市	430	520	519	517	520	522	523	523	530	531	531	-	...
町 村	9,582	4,285	2,812	994	941	941	932	930	929	928	928	927	927	-	9.7
計 (普通地方公共団体)	9,914	4,822	3,418	1,824	1,774	1,774	1,766	1,766	1,766	1,765	1,765	1,765	1,765	-	17.8
特 別 区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-	100.0
一部事務組合等 (普通会計)	1,804	1,449	1,393	1,383	1,372	1,360	1,348	1,340	1,330	1,320	1,314	△6	...
計 (特別地方公共団体)	1,827	1,472	1,416	1,406	1,395	1,383	1,371	1,363	1,353	1,343	1,337	△6	...
合 計	5,245	3,296	3,190	3,180	3,161	3,149	3,137	3,128	3,118	3,108	3,102	△6	...

(注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。
3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ。)

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

区 分	人 口 (千 人)				比 較		構 成 比 (%)				1団体当たり人口(人)		
	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1 (A)	27.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1	27.10.1	平 成 22.10.1 (C)	27.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
特 別 区	8,135	8,490	8,946	9,273	327	3.7	6.4	6.6	7.0	7.3	388,943	403,163	14,220
政令指定都市	19,605	22,007	26,418	27,497	1,079	4.1	15.4	17.2	20.6	21.6	1,390,416	1,374,861	△15,555
中 核 市	11,809	16,928	16,577	18,901	2,324	14.0	9.3	13.2	12.9	14.9	414,434	393,773	△20,661
施行時特例市	-	10,880	11,033	9,322	△1,711	△15.5	-	8.5	8.6	7.3	269,088	258,949	△10,139
都 市	60,317	51,959	53,183	51,196	△1,987	△3.7	47.5	40.7	41.5	40.3	77,526	74,521	△3,005
小 計 (市 部)	99,865	110,264	116,157	116,189	32	0.0	78.7	86.3	90.7	91.4	143,581	142,738	△843
町 村 (郡 部)	27,061	17,504	11,901	10,906	△995	△8.4	21.3	13.7	9.3	8.6	12,647	11,765	△882
合 計	126,926	127,768	128,057	127,095	△962	△0.8	100.0	100.0	100.0	100.0	73,176	73,001	△175

(注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表 団体種類別人口の推移（つづき）

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登録人口の状況

区 分	平成17年 10月1日	平成22年 10月1日 (A)	平成27年 10月1日 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) ×100	平 成 30年1月1日 現在住民基本台帳 登録人口
	人	人	人	人	%	人
北海道	5,627,737	5,506,419	5,381,733	△ 124,686	△ 2.3	5,339,539
青森県	1,436,657	1,373,339	1,308,265	△ 65,074	△ 4.7	1,308,707
岩手県	1,385,041	1,330,147	1,279,594	△ 50,553	△ 3.8	1,264,329
宮城県	2,360,218	2,348,165	2,333,899	△ 14,266	△ 0.6	2,312,080
秋田県	1,145,501	1,085,997	1,023,119	△ 62,878	△ 5.8	1,015,057
山形県	1,216,181	1,168,924	1,123,891	△ 45,033	△ 3.9	1,106,984
福島県	2,091,319	2,029,064	1,914,039	△ 115,025	△ 5.7	1,919,680
茨城県	2,975,167	2,969,770	2,916,976	△ 52,794	△ 1.8	2,951,087
栃木県	2,016,631	2,007,683	1,974,255	△ 33,428	△ 1.7	1,985,738
群馬県	2,024,135	2,008,068	1,973,115	△ 34,953	△ 1.7	1,990,584
埼玉県	7,054,243	7,194,556	7,266,534	71,978	1.0	7,363,011
千葉県	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,377	0.1	6,298,992
東京都	12,576,601	13,159,388	13,515,272	355,884	2.7	13,637,346
神奈川県	8,791,597	9,048,331	9,126,213	77,882	0.9	9,171,274
新潟県	2,431,459	2,374,450	2,304,264	△ 70,186	△ 3.0	2,281,291
富山県	1,111,729	1,093,247	1,066,328	△ 26,919	△ 2.5	1,069,512
石川県	1,174,026	1,169,788	1,154,008	△ 15,780	△ 1.3	1,150,398
福井県	821,592	806,314	786,740	△ 19,574	△ 2.4	790,758
山梨県	884,515	863,075	834,930	△ 28,145	△ 3.3	838,823
長野県	2,196,114	2,152,449	2,098,804	△ 53,645	△ 2.5	2,114,140
岐阜県	2,107,226	2,080,773	2,031,903	△ 48,870	△ 2.3	2,054,349
静岡県	3,792,377	3,765,007	3,700,305	△ 64,702	△ 1.7	3,743,015
愛知県	7,254,704	7,410,719	7,483,128	72,409	1.0	7,551,840
三重県	1,866,963	1,854,724	1,815,865	△ 38,859	△ 2.1	1,834,269
滋賀県	1,380,361	1,410,777	1,412,916	2,139	0.2	1,419,635
京都府	2,647,660	2,636,092	2,610,353	△ 25,739	△ 1.0	2,563,152
大阪府	8,817,166	8,865,245	8,839,469	△ 25,776	△ 0.3	8,856,444
兵庫県	5,590,601	5,588,133	5,534,800	△ 53,333	△ 1.0	5,589,708
奈良県	1,421,310	1,400,728	1,364,316	△ 36,412	△ 2.6	1,371,700
和歌山県	1,035,969	1,002,198	963,579	△ 38,619	△ 3.9	975,074
鳥取県	607,012	588,667	573,441	△ 15,226	△ 2.6	570,824
島根県	742,223	717,397	694,352	△ 23,045	△ 3.2	691,225
岡山県	1,957,264	1,945,276	1,921,525	△ 23,751	△ 1.2	1,920,619
広島県	2,876,642	2,860,750	2,843,990	△ 16,760	△ 0.6	2,848,846
山口県	1,492,606	1,451,338	1,404,729	△ 46,609	△ 3.2	1,396,197
徳島県	809,950	785,491	755,733	△ 29,758	△ 3.8	757,377
香川県	1,012,400	995,842	976,263	△ 19,579	△ 2.0	993,205
愛媛県	1,467,815	1,431,493	1,385,262	△ 46,231	△ 3.2	1,394,339
高知県	796,292	764,456	728,276	△ 36,180	△ 4.7	725,289
福岡県	5,049,908	5,071,968	5,101,556	29,588	0.6	5,130,773
佐賀県	866,369	849,788	832,832	△ 16,956	△ 2.0	833,272
長崎県	1,478,632	1,426,779	1,377,187	△ 49,592	△ 3.5	1,379,003
熊本県	1,842,233	1,817,426	1,786,170	△ 31,256	△ 1.7	1,789,184
大分県	1,209,571	1,196,529	1,166,338	△ 30,191	△ 2.5	1,169,158
宮崎県	1,153,042	1,135,233	1,104,069	△ 31,164	△ 2.7	1,112,008
鹿児島県	1,753,179	1,706,242	1,648,177	△ 58,065	△ 3.4	1,655,888
沖縄県	1,361,594	1,392,818	1,433,566	40,748	2.9	1,471,536
合 計	127,767,994	128,057,352	127,094,745	△ 962,607	△ 0.8	127,707,259

総括

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

団体区分	財政力指数		0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合計		財政力 指数 平均
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
都道府県	3	6.4	22	46.8	21	44.7	1	2.1	47	100.0	0.52		
市町村	498	29.0	444	25.8	697	40.6	79	4.6	1,718	100.0	0.51		
政令指定都市	—	—	—	—	19	95.0	1	5.0	20	100.0	0.87		
中核市	—	—	1	2.1	45	93.8	2	4.2	48	100.0	0.80		
施行時特例市	—	—	—	—	31	86.1	5	13.9	36	100.0	0.86		
都市	49	7.1	209	30.4	390	56.8	39	5.7	687	100.0	0.61		
中都市	—	—	13	8.3	123	78.8	20	12.8	156	100.0	0.80		
小都市	49	9.2	196	36.9	267	50.3	19	3.6	531	100.0	0.56		
町村	449	48.4	234	25.2	212	22.9	32	3.5	927	100.0	0.39		
合計	501	28.4	466	26.4	718	40.7	80	4.5	1,765	100.0	0.51		

(注)「財政力指数」は、平成27、28、29年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区分	平成 23.3.31	24.3.31	25.3.31	26.3.31	27.3.31	28.3.31	29.3.31 (A)	30.3.31 (B)	比較 (B)－(A)
総務関係組合	209	207	203	197	195	190	192	195	3
うち退職手当組合	43	44	43	44	43	42	42	42	—
民生関係組合	87	86	86	85	89	90	84	79	△5
衛生関係組合	556	555	550	552	551	546	545	541	△4
うちし尿・ごみ処理組合	471	467	461	461	461	459	459	457	△2
商工関係組合	1	1	—	—	—	—	—	—	—
農林水産関係組合	77	76	76	74	72	72	72	72	—
うち林野(造林)組合	39	37	38	38	36	36	36	36	—
土木関係組合	14	14	13	13	13	13	13	14	1
消防関係組合	287	284	286	284	276	276	271	269	△2
教育関係組合	61	56	59	57	55	51	51	48	△3
うち小学校組合	9	9	8	7	7	7	7	6	△1
うち中学校組合	20	20	20	20	20	19	19	19	—
その他	91	93	87	86	89	92	92	96	4
合計	1,383	1,372	1,360	1,348	1,340	1,330	1,320	1,314	△6

第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A) + (B)	110,716,283	110,023,819	692,464	0.6	△ 0.7
都 道 府 県 (A)	50,889,504	51,623,090	△ 733,586	△ 1.4	△ 0.8
市 町 村 (純 計 額) (B)	59,826,779	58,400,728	1,426,051	2.4	△ 0.6
市 町 村 (単 純 合 計 額)	61,233,451	59,829,407	1,404,044	2.3	△ 0.6
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	59,193,019	57,746,161	1,446,858	2.5	△ 0.5
政 令 指 定 都 市	13,930,667	12,674,840	1,255,827	9.9	△ 0.0
中 核 市	7,478,517	7,478,142	375	0.0	3.7
施 行 時 特 例 市	3,449,603	3,399,449	50,154	1.5	△ 8.9
都 市	23,398,474	23,393,655	4,819	0.0	△ 1.3
中 都 市	9,632,690	9,530,366	102,324	1.1	△ 0.9
小 都 市	13,765,783	13,863,288	△ 97,505	△ 0.7	△ 1.6
町 村	7,131,188	7,071,969	59,219	0.8	0.4
特 別 区	3,804,572	3,728,107	76,465	2.1	2.2
一 部 事 務 組 合 等	2,040,431	2,083,246	△ 42,815	△ 2.1	△ 3.2
歳 出 総 額 (C) + (D)	107,391,337	106,705,435	685,902	0.6	△ 0.5
都 道 府 県 (C)	49,448,460	50,210,307	△ 761,847	△ 1.5	△ 1.0
市 町 村 (純 計 額) (D)	57,942,877	56,495,128	1,447,749	2.6	△ 0.1
市 町 村 (単 純 合 計 額)	59,349,549	57,923,807	1,425,742	2.5	△ 0.1
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	57,404,052	55,941,656	1,462,396	2.6	0.0
政 令 指 定 都 市	13,764,346	12,512,910	1,251,436	10.0	0.1
中 核 市	7,293,731	7,300,417	△ 6,686	△ 0.1	4.1
施 行 時 特 例 市	3,343,161	3,309,013	34,148	1.0	△ 8.4
都 市	22,527,207	22,487,690	39,517	0.2	△ 0.6
中 都 市	9,281,307	9,181,844	99,463	1.1	△ 0.3
小 都 市	13,245,901	13,305,846	△ 59,945	△ 0.5	△ 0.8
町 村	6,817,633	6,729,071	88,562	1.3	0.9
特 別 区	3,657,974	3,602,555	55,419	1.5	2.8
一 部 事 務 組 合 等	1,945,497	1,982,151	△ 36,654	△ 1.8	△ 3.4

総
括

第5表 決算規模の状況（つづき）

その2 純計額の状況

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度	平成28年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A)	110,716,283	110,023,819	692,464	0.6	△ 0.7
団 体 間 重 複 額 (B)	9,392,968	8,563,971	828,997	9.7	△ 3.4
都道府県支出金（市町村に 対する貸付金を含む）	4,441,664	4,379,333	62,331	1.4	2.1
同級他団体からの分担金、 負担金等	166,632	167,687	△ 1,055	△ 0.6	△ 1.7
市町村からの分担金、負担金、 寄附金等	358,428	359,813	△ 1,385	△ 0.4	0.5
市町村たばこ税都道府県交付金	1,014	909	105	11.6	△ 22.1
特別区財政調整交付金	976,299	987,804	△ 11,505	△ 1.2	△ 0.9
利子割交付金	34,613	22,495	12,118	53.9	△ 53.7
配当割交付金	104,334	76,111	28,223	37.1	△ 32.9
株式等譲渡所得割交付金	108,193	45,695	62,498	136.8	△ 59.3
分離課税所得割交付金	4,715	-	4,715	皆増	-
道府県民税所得割臨時交付金	557,545	-	557,545	皆増	-
地方消費税交付金	2,343,803	2,262,120	81,683	3.6	△ 10.1
ゴルフ場利用税交付金	31,452	32,513	△ 1,061	△ 3.3	△ 2.0
特別地方消費税交付金	1	0	1	216.1	-
自動車取得税交付金	135,472	101,613	33,859	33.3	6.1
軽油引取税交付金	128,804	127,878	926	0.7	0.3
歳入純計額 (A) - (B)	101,323,315	101,459,848	△ 136,533	△ 0.1	△ 0.4
歳 出 総 額 (C)	107,391,337	106,705,435	685,902	0.6	△ 0.5
団 体 間 重 複 額 (D)	9,392,968	8,563,971	828,997	9.7	△ 3.4
市町村に対する事業費等の 補助交付金等	4,441,664	4,379,333	62,331	1.4	2.1
同級他団体に対する負担金等	166,632	167,687	△ 1,055	△ 0.6	△ 1.7
都道府県に対する事業費等の 分担金、負担金、寄附金等	358,428	359,813	△ 1,385	△ 0.4	0.5
市町村たばこ税都道府県交付金	1,014	909	105	11.6	△ 22.1
特別区財政調整交付金	976,299	987,804	△ 11,505	△ 1.2	△ 0.9
利子割交付金	34,613	22,495	12,118	53.9	△ 53.7
配当割交付金	104,334	76,111	28,223	37.1	△ 32.9
株式等譲渡所得割交付金	108,193	45,695	62,498	136.8	△ 59.3
分離課税所得割交付金	4,715	-	4,715	皆増	-
道府県民税所得割臨時交付金	557,545	-	557,545	皆増	-
地方消費税交付金	2,343,803	2,262,120	81,683	3.6	△ 10.1
ゴルフ場利用税交付金	31,452	32,513	△ 1,061	△ 3.3	△ 2.1
特別地方消費税交付金	1	0	1	216.1	-
自動車取得税交付金	135,472	101,613	33,859	33.3	6.1
軽油引取税交付金	128,804	127,878	926	0.7	0.3
歳出純計額 (C) - (D)	97,998,369	98,141,464	△ 143,095	△ 0.1	△ 0.3

（注）次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

第6表 純計決算額の推移

(単位 百万円・%)

区 分	地 方						国 (一 般 会 計)					
	歳 入			歳 出			歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数
昭和36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	77,731,174	8.8	3,090	75,102,488	6.5	3,640
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	76,339,007	△ 1.8	3,034	73,613,605	△ 2.0	3,567
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	5.5	3,202	75,938,516	3.2	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,693	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,049	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,038	△ 6.9	3,454	84,811,128	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,021	0.4	3,469	83,674,289	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,970	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144
18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,713	△ 5.2	3,355	81,445,480	△ 4.8	3,947
19	91,181,397	△ 0.4	3,630	89,147,615	△ 0.1	3,728	84,553,478	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,966
20	92,213,459	1.1	3,672	89,691,477	0.6	3,751	89,208,229	5.5	3,546	84,697,395	3.5	4,105
21	98,365,695	6.7	3,917	96,106,449	7.2	4,019	107,114,243	20.1	4,257	100,973,424	19.2	4,893
22	97,511,501	△ 0.9	3,883	94,775,014	△ 1.4	3,964	100,534,563	△ 6.1	3,996	95,312,342	△ 5.6	4,619
23	100,069,646	2.6	3,984	97,002,646	2.4	4,057	109,979,528	9.4	4,371	100,715,409	5.7	4,881
24	99,842,882	△ 0.2	3,975	96,418,554	△ 0.6	4,032	107,762,033	△ 2.0	4,283	97,087,177	△ 3.6	4,705
25	101,099,835	1.3	4,025	97,412,028	1.0	4,074	106,044,664	△ 1.6	4,215	100,188,879	3.2	4,855
26	102,083,467	1.0	4,065	98,522,799	1.1	4,120	104,679,122	△ 1.3	4,161	98,813,467	△ 1.4	4,789
27	101,917,496	△ 0.2	4,058	98,405,225	△ 0.1	4,116	102,175,307	△ 2.4	4,061	98,230,324	△ 0.6	4,760
28	101,459,848	△ 0.4	4,040	98,141,464	△ 0.3	4,104	102,774,027	0.6	4,085	97,541,765	△ 0.7	4,727
29	101,323,315	△ 0.1	4,034	97,998,369	△ 0.1	4,098	103,644,050	0.8	4,120	98,115,605	0.6	4,755

総括

(注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入 (B)	歳出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度に繰 り越すべき 財源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,889,504	49,448,460	1,441,044	842,790	598,253	47	571,257	-	26,996
市町村(単純合計額) (B)	3,055	61,233,451	59,349,549	1,883,902	444,286	1,439,616	3,061	1,389,235	△ 6	50,381
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,741	59,193,019	57,404,052	1,788,967	436,140	1,352,827	1,741	1,295,835	-	56,992
政令指定都市	20	13,930,667	13,764,346	166,321	75,749	90,572	20	76,256	-	14,316
特別区	23	3,804,572	3,657,974	146,598	11,159	135,439	23	112,548	-	22,891
中核市	48	7,478,517	7,293,731	184,786	46,146	138,640	48	123,982	-	14,658
施行時特例市	36	3,449,603	3,343,161	106,442	21,375	85,067	36	71,577	-	13,490
都 市	687	23,398,474	22,527,207	871,267	209,674	661,593	687	656,955	-	4,638
中 都 市	156	9,632,690	9,281,307	351,383	87,201	264,182	156	251,279	-	12,903
小 都 市	531	13,765,783	13,245,901	519,882	122,471	397,411	531	405,676	-	△ 8,265
町 村	927	7,131,188	6,817,633	313,555	72,040	241,515	927	254,517	-	△ 13,002
一部事務組合等	1,314	2,040,431	1,945,497	94,934	8,145	86,789	1,320	93,400	△ 6	△ 6,611
合 計 (A)+(B)	3,102	112,122,955	108,798,009	3,324,946	1,287,077	2,037,869	3,108	1,960,492	△ 6	77,377
黒 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,889,504	49,448,460	1,441,044	842,790	598,253	47	571,257	-	26,996
市町村(単純合計額) (B)	3,052	61,119,550	59,236,387	1,883,163	443,317	1,439,846	3,061	1,389,235	△ 9	50,611
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,738	59,079,118	57,290,890	1,788,228	435,171	1,353,057	1,741	1,295,835	△ 3	57,222
政令指定都市	20	13,930,667	13,764,346	166,321	75,749	90,572	20	76,256	-	14,316
特別区	23	3,804,572	3,657,974	146,598	11,159	135,439	23	112,548	-	22,891
中核市	48	7,478,517	7,293,731	184,786	46,146	138,640	48	123,982	-	14,658
施行時特例市	35	3,340,064	3,234,368	105,696	20,490	85,206	36	71,577	△ 1	13,629
都 市	687	23,398,474	22,527,207	871,267	209,674	661,593	687	656,955	-	4,638
中 都 市	156	9,632,690	9,281,307	351,383	87,201	264,182	156	251,279	-	12,903
小 都 市	531	13,765,783	13,245,901	519,882	122,471	397,411	531	405,676	-	△ 8,265
町 村	925	7,126,826	6,813,264	313,562	71,956	241,606	927	254,517	△ 2	△ 12,911
一部事務組合等	1,314	2,040,431	1,945,497	94,934	8,145	86,789	1,320	93,400	△ 6	△ 6,611
合 計 (A)+(B)	3,099	112,009,054	108,684,847	3,324,207	1,286,108	2,038,099	3,108	1,960,492	△ 9	77,607
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村(単純合計額) (B)	3	113,901	113,162	739	969	△ 230	-	-	3	△ 230
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	3	113,901	113,162	739	969	△ 230	-	-	3	△ 230
政令指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施行時特例市	1	109,539	108,793	746	886	△ 140	-	-	1	△ 140
都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町 村	2	4,362	4,369	△ 7	84	△ 91	-	-	2	△ 91
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計 (A)+(B)	3	113,901	113,162	739	969	△ 230	-	-	3	△ 230

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
北海道	2,437,925	2,427,419	10,506	4,501	6,005	2,245	8,042	8,000	8,783	9,503
青森県	692,129	670,924	21,205	18,869	2,336	△ 61	7	-	-	△ 54
岩手県	1,074,873	986,984	87,889	63,574	24,315	2,483	10,916	-	12,890	509
宮城県	1,301,708	1,184,973	116,735	101,865	14,870	△ 411	7,605	627	4,659	3,163
秋田県	600,781	590,985	9,796	4,945	4,851	△ 364	2,584	-	7,824	△ 5,604
山形県	578,427	569,507	8,920	4,465	4,455	673	1,894	-	2,023	544
福島県	1,563,863	1,495,793	68,070	60,841	7,229	△ 1,112	10,194	-	9,898	△ 815
茨城県	1,055,683	1,029,035	26,648	19,628	7,020	335	2	5,200	-	5,537
栃木県	755,740	741,534	14,206	7,623	6,583	1,616	2,324	709	8,360	△ 3,711
群馬県	736,480	727,343	9,137	5,065	4,072	△ 78	1,647	-	-	1,569
埼玉県	1,753,197	1,743,623	9,574	4,706	4,868	348	50	12,000	-	12,398
千葉県	1,698,939	1,673,097	25,842	10,016	15,826	1,227	3,509	96	3,500	1,332
東京都	7,304,357	6,827,471	476,886	149,073	327,813	7,385	89,088	-	-	96,473
神奈川県	1,988,742	1,960,355	28,387	21,988	6,399	1,222	2,603	-	17,800	△ 13,974
新潟県	1,032,500	995,621	36,879	31,226	5,653	△ 143	482	-	-	339
富山県	495,553	476,866	18,687	17,086	1,601	164	181	-	-	345
石川県	537,053	527,265	9,788	8,998	790	33	0	3,000	-	3,033
福井県	461,397	451,218	10,179	6,414	3,765	9	3,003	-	7,301	△ 4,289
山梨県	462,932	446,067	16,865	12,055	4,810	207	2,512	-	2,500	219
長野県	819,490	808,439	11,051	5,970	5,081	581	5	-	2,100	△ 1,514
岐阜県	764,531	750,933	13,598	8,077	5,521	△ 981	16	-	4,348	△ 5,312
静岡県	1,171,479	1,155,599	15,880	9,796	6,084	△ 479	0	-	-	△ 479
愛知県	2,282,712	2,254,887	27,825	7,262	20,563	1,703	17	-	-	1,719
三重県	688,793	676,040	12,753	10,871	1,882	△ 1,394	133	-	5,271	△ 6,532
滋賀県	512,306	508,238	4,068	3,037	1,031	32	444	-	528	△ 52
京都府	878,652	874,877	3,775	3,017	758	67	345	-	345	67
大阪府	2,670,046	2,647,594	22,452	14,368	8,084	4,319	2	-	1,500	2,821
兵庫県	1,941,806	1,931,111	10,695	9,525	1,170	△ 659	426	8,808	-	8,575
奈良県	498,847	492,305	6,542	4,725	1,817	13	971	6,050	-	7,033
和歌山県	532,338	518,622	13,716	7,842	5,874	2,191	3	3,194	-	5,388
鳥取県	365,535	359,247	6,288	3,382	2,906	△ 772	1	-	-	△ 771
島根県	493,233	473,609	19,624	11,138	8,486	539	79	5,872	-	6,491
岡山県	676,305	669,030	7,275	5,623	1,652	△ 9	1,234	-	2,636	△ 1,411
広島県	899,318	887,433	11,885	9,932	1,953	△ 786	1,378	-	1,765	△ 1,173
山口県	625,762	615,865	9,897	5,207	4,690	257	2,144	-	2,150	251
徳島県	481,820	459,630	22,190	13,529	8,661	1,057	5,008	-	5,000	1,065
香川県	460,728	451,404	9,324	4,232	5,092	△ 1,037	3,024	-	2,009	△ 22
愛媛県	629,499	614,958	14,541	12,443	2,098	△ 357	2,409	-	5,942	△ 3,890
高知県	472,385	460,710	11,675	9,659	2,016	1,026	6	-	1,869	△ 836
福岡県	1,659,600	1,613,717	45,883	38,278	7,605	4,238	12	-	2,300	1,950
佐賀県	443,260	433,790	9,470	4,724	4,746	719	2,000	-	4,600	△ 1,881
長崎県	712,952	690,746	22,206	21,298	908	271	322	-	401	192
熊本県	977,426	942,851	34,575	15,097	19,478	3,232	6	1	-	3,239
大分県	583,695	561,388	22,307	19,157	3,150	381	914	6,441	3,246	4,490
宮崎県	573,922	559,444	14,478	7,816	6,662	△ 1,150	6	-	6	△ 1,150
鹿児島県	805,010	786,055	18,955	15,485	3,470	△ 1,873	4,350	-	4,339	△ 1,861
沖縄県	735,773	723,856	11,917	8,364	3,553	88	9,993	-	10,600	△ 518
合 計	50,889,504	49,448,460	1,441,044	842,790	598,253	26,996	181,893	59,999	146,493	122,395

総括

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 政令指定都市・中核市・施行時特例市・都市（平成30年1月1日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
政令指定都市										
札幌市	980,748	966,533	14,215	6,635	7,580	1,492	1	-	-	1,492
仙台市	520,511	504,720	15,791	12,148	3,643	332	315	12	6,077	△ 5,417
さいたま市	533,213	524,654	8,559	4,783	3,776	1,396	1	-	-	1,397
千葉市	442,271	438,330	3,941	791	3,150	△ 1,678	2,479	-	2,032	△ 1,230
横浜市	1,705,236	1,682,029	23,207	10,151	13,056	4,834	16,048	-	8,400	12,482
川崎市	700,799	697,012	3,787	3,070	717	139	126	-	-	265
相模原市	292,559	283,548	9,011	1,172	7,839	1,507	5	-	4,700	△ 3,188
新潟市	407,247	403,937	3,310	253	3,057	2,120	0	-	1,800	320
静岡市	314,840	308,114	6,726	2,155	4,571	1,175	1,901	-	1,900	1,176
浜松市	337,091	328,713	8,378	1,887	6,491	△ 423	31	-	-	△ 391
名古屋	1,164,858	1,158,446	6,412	3,278	3,134	109	34	1,801	124	1,820
京都市	764,305	761,876	2,429	2,069	360	△ 113	1,006	2	160	735
大阪市	1,742,817	1,740,813	2,004	1,584	420	19	2,927	-	6,549	△ 3,603
堺市	401,828	397,393	4,435	1,893	2,542	149	2	-	-	151
神戸市	834,311	825,440	8,871	6,213	2,658	1,735	923	-	923	1,736
岡山市	329,342	318,358	10,984	3,332	7,652	114	8	4	4,900	△ 4,774
広島市	611,538	607,656	3,882	1,379	2,503	54	1,216	-	1,700	△ 430
北九州市	556,353	551,961	4,392	2,278	2,114	580	3,143	-	3,200	523
福岡市	868,018	854,727	13,291	4,237	9,054	△ 396	4,956	-	1,350	3,209
熊本	422,783	410,086	12,697	6,439	6,258	1,171	2,055	-	4,370	△ 1,144
中核市										
函館市	141,331	140,296	1,035	106	929	△ 596	2,531	55	942	1,048
旭川市	159,077	157,702	1,375	189	1,186	△ 75	9	-	2,200	△ 2,266
青森市	123,223	120,936	2,287	241	2,046	△ 206	1	-	3,200	△ 3,405
八戸市	104,351	101,281	3,070	1,284	1,786	△ 819	754	-	800	△ 865
盛岡市	110,886	109,256	1,630	423	1,207	△ 73	615	4	1,914	△ 1,368
秋田市	135,433	133,020	2,413	730	1,683	△ 0	729	46	1,932	△ 1,157
郡山市	141,927	137,710	4,217	329	3,888	△ 56	4,660	-	5,160	△ 556
いわき市	164,302	153,648	10,654	6,205	4,449	644	3,628	-	6,247	△ 1,976
宇都宮市	199,277	193,692	5,585	1,507	4,078	2,837	7	59	-	2,903
前橋市	142,892	139,996	2,896	388	2,508	916	2	-	2,000	△ 1,082
高崎市	164,450	159,311	5,139	1,172	3,967	11	9	-	3,853	△ 3,833
川越市	114,864	109,763	5,101	227	4,874	1,354	2	3	892	467
越谷市	104,667	99,383	5,284	157	5,127	432	2,403	-	2,300	535
船橋市	211,587	206,804	4,783	894	3,889	1,197	1	-	7,500	△ 6,302
柏市	129,572	124,042	5,530	1,815	3,715	883	3	-	1,400	△ 514
八王子市	194,692	190,648	4,044	512	3,532	1,556	1	-	1,000	557
横須賀市	146,755	143,499	3,256	220	3,036	△ 198	1	-	1,733	△ 1,931
富山市	164,094	160,865	3,229	1,117	2,112	△ 251	701	-	600	△ 150
金沢市	180,044	177,128	2,916	936	1,980	306	1	1,502	-	1,809
長野市	153,174	150,201	2,973	1,202	1,771	△ 214	12	-	1,700	△ 1,901
岐阜市	160,926	153,690	7,236	299	6,937	△ 387	4	-	2,000	△ 2,383
豊橋市	126,088	121,913	4,175	132	4,043	499	2	-	2,100	△ 1,599
岡崎市	127,201	121,447	5,754	1,021	4,733	840	1,485	-	4,000	△ 1,675
豊田市	193,134	184,476	8,658	3,622	5,036	△ 75	2,830	-	9,330	△ 6,575
大津市	115,691	111,394	4,297	809	3,488	2,613	5	88	-	2,706
豊中市	145,523	143,711	1,812	529	1,283	1,268	295	82	390	1,255
高槻市	113,518	111,410	2,108	867	1,241	313	494	-	-	806
枚方市	135,764	134,002	1,762	25	1,737	54	970	1,656	1,455	1,225
東大阪市	201,299	199,149	2,150	145	2,005	413	2,082	0	2,500	△ 4
姫路市	214,372	206,815	7,557	1,817	5,740	177	41	311	-	529
尼崎市	198,150	197,732	418	234	184	△ 75	208	-	1,467	△ 1,335
西宮市	171,624	168,677	2,947	500	2,447	△ 25	1,245	-	-	1,220
奈良市	125,431	124,877	554	100	454	32	1	-	300	△ 268
和歌山市	153,599	152,725	874	722	152	△ 47	591	0	4,500	△ 3,955
倉敷市	183,380	177,466	5,914	1,697	4,217	367	2,508	1,125	2,350	1,650
呉市	98,198	96,768	1,430	380	1,050	△ 209	629	-	1,500	△ 1,080
福山市	170,655	164,878	5,777	1,996	3,781	214	1,761	1,019	-	2,994
下関市	127,626	125,023	2,603	460	2,143	△ 29	1,422	-	1,800	△ 407

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 政令指定都市・中核市・施行時特例市・都市（平成30年1月1日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
高 松 市	175,910	172,499	3,411	1,430	1,981	△ 1,778	504	1,103	2,800	△ 2,971
松 山 市	191,557	187,056	4,501	1,480	3,021	266	1,000	-	2,700	△ 1,434
高 知 市	159,935	156,931	3,004	2,611	393	111	2	1	-	114
久 留 米 市	132,020	130,742	1,278	243	1,035	30	27	-	-	57
長 崎 市	207,769	203,705	4,064	894	3,170	1,048	1,015	-	-	2,064
佐 世 保 市	124,025	119,955	4,070	489	3,581	357	1,145	62	1,312	252
大 分 市	178,063	173,133	4,930	802	4,128	△ 409	3	-	2,320	△ 2,726
宮 崎 市	165,220	161,928	3,292	583	2,709	△ 232	49	-	594	△ 777
鹿 児 島 市	244,451	237,252	7,199	1,339	5,860	65	7	-	-	72
那 覇 市	150,786	145,194	5,592	1,261	4,331	1,600	1,366	-	2,401	565
施行時特例市										
山 形 市	98,048	95,811	2,237	523	1,714	52	2,093	-	1,489	656
水 戸 市	126,020	117,774	8,246	4,526	3,720	1,378	1,176	50	3,287	△ 683
つ く ば 市	90,872	86,039	4,833	1,499	3,334	1,834	1	-	535	1,300
伊 勢 崎 市	75,557	73,008	2,549	259	2,290	317	2	-	1,988	△ 1,668
太 田 市	80,607	77,619	2,988	522	2,466	△ 746	6	-	2,425	△ 3,166
熊 谷 市	67,831	61,604	6,227	102	6,125	1,370	7	1	-	1,378
川 口 市	211,841	201,204	10,637	1,183	9,454	1,680	20	-	8,280	△ 6,579
所 沢 市	102,390	97,765	4,625	847	3,778	701	1,056	-	916	841
春 日 部 市	72,099	69,126	2,973	760	2,213	279	195	-	-	474
草 加 市	74,083	70,245	3,838	247	3,591	825	1,022	-	1	1,846
平 塚 市	85,968	82,316	3,652	467	3,185	△ 173	30	3	380	△ 521
小 田 原 市	71,785	67,715	4,070	222	3,848	260	1,331	434	1,120	905
茅 ヶ 崎 市	76,561	72,283	4,278	356	3,922	1,264	0	55	-	1,320
厚 木 市	89,402	85,320	4,082	262	3,820	393	4,299	-	80	4,612
大 和 市	75,843	73,172	2,671	211	2,460	△ 408	1	-	1,570	△ 1,977
長 岡 市	130,966	129,403	1,563	1,158	405	△ 1,065	3	-	3,237	△ 4,300
上 越 市	113,984	109,458	4,526	1,251	3,275	1,444	917	386	3,006	△ 259
福 井 市	109,539	108,793	746	886	△ 140	△ 916	1	-	2,010	△ 2,925
甲 府 市	74,990	74,123	867	347	520	305	1	-	950	△ 644
松 本 市	91,410	89,726	1,684	93	1,591	34	788	436	24	1,234
沼 津 市	70,965	69,225	1,740	366	1,374	71	656	-	540	187
富 士 市	86,324	83,643	2,681	25	2,656	29	401	-	-	430
一 宮 市	116,262	113,679	2,583	85	2,498	398	1,305	-	1,300	403
春 日 井 市	97,973	95,596	2,377	230	2,147	△ 172	1,170	-	-	998
四 日 市 市	112,115	109,285	2,830	415	2,415	802	4	-	13	793
岸 和 田 市	75,806	75,560	246	158	88	△ 13	1	3	570	△ 580
吹 田 市	127,542	123,358	4,184	1,650	2,534	2,002	263	-	-	2,265
茨 木 市	88,074	86,417	1,657	718	939	30	0	-	-	30
八 尾 市	98,684	98,630	54	17	37	1	47	144	280	△ 89
寝 屋 川 市	89,878	88,253	1,625	11	1,614	76	1,120	-	100	1,097
明 石 市	103,228	102,213	1,015	84	931	△ 327	522	-	400	△ 205
加 古 川 市	81,891	81,386	505	193	312	△ 55	267	-	-	212
宝 塚 市	77,345	76,359	986	423	563	193	156	-	-	350
鳥 取 市	102,870	100,737	2,133	117	2,016	765	14	67	35	811
松 江 市	98,775	97,290	1,485	179	1,306	179	505	489	370	802
佐 賀 市	102,075	99,025	3,050	983	2,067	682	410	-	1,160	△ 67
都 市										
市川市(千葉県)	151,357	147,188	4,169	638	3,531	△ 276	16	506	-	246
松戸市(千葉県)	153,865	146,962	6,903	401	6,502	738	2	1	2,161	△ 1,420
町田市(東京都)	153,012	148,140	4,872	262	4,610	250	5,624	-	3,454	2,420
藤沢市(神奈川県)	159,694	152,990	6,704	472	6,232	1,978	701	-	2,500	179

総括

第7表 決算収支の状況(つづき)

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

区 分	平成28年度の赤字の団体(A)		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体		(A)のうち平成29年度も赤字である団体						(A)のうち黒字となった団体		平成28年度が黒字で平成29年度が赤字の団体		平成29年度の赤字の団体			
					赤字が増加した団体			赤字が減少した団体										
	団体数	平成28年度実質収支	団体数	平成28年度実質収支	団体数	平成28年度実質収支(a)	平成29年度実質収支(b)	(b)-(a)	団体数	平成28年度実質収支(c)	平成29年度実質収支(d)	(d)-(c)	団体数	平成28年度実質収支	団体数	平成29年度実質収支	団体数	平成29年度実質収支
都道府県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	△230	3	△230	
市町村(一部事務組合等を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	△230	3	△230	
政令指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中核市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施行時特例市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△140	1	△140	
都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	△91	2	△91	
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	△230	3	△230	

その5 実質収支の推移

(単位 百万円・%)

区分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体							
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村			
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	収支額(A)	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	収支額(C/A)	団体数	収支額	団体数	収支額		
平成19年度	3,344	1,359,661	47	331,093	3,297	1,028,568	3,318	99.2	1,408,855	46	331,792	3,272	1,077,063	26	0.8	△49,194	1	△699	25	△48,495
20	3,296	1,279,657	47	265,896	3,249	1,013,760	3,277	99.4	1,325,003	47	265,896	3,230	1,059,107	19	0.6	△45,347	-	-	19	△45,347
21	3,190	1,444,699	47	264,442	3,143	1,180,257	3,177	99.6	1,451,028	47	264,442	3,130	1,186,586	13	0.4	△6,329	-	-	13	△6,329
22	3,180	1,670,237	47	354,641	3,133	1,315,596	3,172	99.7	1,672,297	47	354,641	3,125	1,317,655	8	0.3	△2,060	-	-	8	△2,060
23	3,161	1,795,272	47	346,111	3,114	1,449,161	3,158	99.9	1,795,811	47	346,111	3,111	1,449,700	3	0.1	△538	-	-	3	△538
24	3,149	1,767,525	47	363,694	3,102	1,403,831	3,147	99.9	1,767,616	47	363,694	3,100	1,403,922	2	0.1	△92	-	-	2	△92
25	3,137	1,957,773	47	428,503	3,090	1,529,270	3,133	99.9	1,958,174	47	428,503	3,086	1,529,671	4	0.1	△401	-	-	4	△401
26	3,128	1,838,277	47	420,564	3,081	1,417,713	3,126	99.9	1,838,392	47	420,564	3,079	1,417,828	2	0.1	△115	-	-	2	△115
27	3,118	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	3,118	100.0	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	-	-	-	-	-	-	-
28	3,108	1,960,492	47	571,257	3,061	1,389,235	3,108	100.0	1,960,492	47	571,257	3,061	1,389,235	-	-	-	-	-	-	-
29	3,102	2,037,869	47	598,253	3,055	1,439,616	3,099	99.9	2,038,099	47	598,253	3,052	1,439,846	3	0.1	△230	-	-	3	△230

(注) 赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった団体が含まれている。

第7表 決算収支の状況（つづき）

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

区分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体					
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成19年度	△ 66	△164,818	-	△ 53,941	△ 66	△110,877	△ 65	△176,273	-	△ 65,911	△ 65	△110,362	△ 1	11,456	-	11,970	△ 1	△ 514
20	△ 48	△ 80,004	-	△ 65,197	△ 48	△ 14,808	△ 41	△ 83,852	1	△ 65,896	△ 42	△ 17,956	△ 7	3,847	△ 1	699	△ 6	3,148
21	△106	165,042	-	△ 1,454	△106	166,497	△100	126,025	-	△ 1,454	△100	127,479	△ 6	39,018	-	-	△ 6	39,018
22	△ 10	225,538	-	90,199	△ 10	135,339	△ 5	221,269	-	90,199	△ 5	131,069	△ 5	4,269	-	-	△ 5	4,269
23	△ 19	125,035	-	△ 8,530	△ 19	133,565	△ 14	123,514	-	△ 8,530	△ 14	132,045	△ 5	1,522	-	-	△ 5	1,522
24	△ 12	△ 27,747	-	17,583	△ 12	△ 45,330	△ 11	△ 28,195	-	17,583	△ 11	△ 45,778	△ 1	446	-	-	△ 1	446
25	△ 12	190,248	-	64,809	△ 12	125,439	△ 14	190,558	-	64,809	△ 14	125,749	2	△ 309	-	-	2	△ 309
26	△ 9	△119,496	-	△ 7,939	△ 9	△111,557	△ 7	△119,782	-	△ 7,939	△ 7	△111,843	△ 2	286	-	-	△ 2	286
27	△ 10	124,119	-	△ 36,109	△ 10	160,228	△ 8	124,004	-	△ 36,109	△ 8	160,113	△ 2	115	-	-	△ 2	115
28	△ 10	△ 1,904	-	186,802	△ 10	△188,706	△ 10	△ 1,904	-	186,802	△ 10	△188,706	-	-	-	-	-	-
29	△ 6	77,377	-	26,996	△ 6	50,381	△ 9	77,607	-	26,996	△ 9	50,611	3	△ 230	-	-	3	△ 230

(注) 赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった団体が含まれている。

総括

その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 29 年 度			平 成 28 年 度			増 減 額		
	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村
単 年 度 収 支 (A)	78,241 (1,600)	26,996 (17)	51,245 (1,583)	2,761 (1,702)	186,802 (29)	△ 184,041 (1,673)	75,480 (△ 102)	△ 159,806 (△ 12)	235,286 (△ 90)
調整額 (C) + (D) - (E) (B)	△ 169,084	95,399	△ 264,482	△ 102,886	△ 30,191	△ 72,695	△ 66,198	125,590	△ 191,787
財政調整基金積立額 (C)	602,304	181,893	420,411	557,721	89,695	468,026	44,583	92,198	△ 47,615
繰上償還額 (D)	148,068	59,999	88,070	134,279	38,446	95,834	13,789	21,553	△ 7,764
財政調整基金取崩し額 (E)	919,456	146,493	772,964	794,886	158,332	636,554	124,570	△ 11,839	136,410
実質単年度収支 (A) + (B)	△ 90,842 (1,733)	122,395 (21)	△ 213,238 (1,712)	△ 100,124 (1,595)	156,611 (25)	△ 256,736 (1,570)	9,282 (138)	△ 34,216 (△ 4)	43,498 (142)

(注) () 内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

区 分		昭和40年代 後半の水準	平成19 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
都道府県	経常収支比率	70.2	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4	94.3	94.2
	実質収支比率	0.6	1.2	0.9	1.0	1.3	1.3	1.3	1.6	1.5	1.3	2.0	2.1
	実質公債費比率	…	13.5	12.8	13.0	13.5	13.9	13.7	13.5	13.1	12.7	11.9	11.4
	公債費負担比率	4.2	18.6	19.3	18.8	18.9	19.4	19.7	19.9	19.5	18.7	18.4	18.6
	財政力指数	0.52	0.50	0.52	0.52	0.49	0.47	0.46	0.46	0.46	0.47	0.49	0.51
市町村	経常収支比率	73.1	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0	92.5	92.8
	実質収支比率	4.2	3.0	3.0	3.6	4.1	4.5	4.3	4.7	4.3	4.7	4.1	4.1
	実質公債費比率	…	12.3	11.8	11.2	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0	7.4	6.9	6.4
	公債費負担比率	6.6	17.7	17.6	17.0	16.5	16.4	16.2	15.7	15.3	14.7	14.7	14.1
	財政力指数	0.33	0.55	0.56	0.55	0.53	0.51	0.49	0.49	0.49	0.49	0.50	0.50
政令指定都市	経常収支比率	71.0	95.4	95.6	96.5	95.4	95.5	96.0	95.4	96.6	95.4	97.6	96.9
	実質収支比率	0.1	0.7	0.6	0.7	1.0	1.2	1.1	1.8	1.2	1.4	1.2	1.2
	実質公債費比率	…	14.2	13.8	13.4	12.8	12.1	11.5	11.2	11.2	10.9	10.4	9.0
	公債費負担比率	7.2	20.1	20.3	20.3	20.1	20.2	20.2	20.0	19.8	19.6	19.6	17.2
	財政力指数	0.78	0.86	0.87	0.87	0.87	0.86	0.84	0.85	0.85	0.86	0.87	0.87
中核市	経常収支比率	—	90.0	90.7	92.1	89.5	90.1	90.6	89.9	90.4	89.5	91.9	92.2
	実質収支比率	—	2.9	2.9	3.3	3.4	3.5	3.6	3.9	3.3	3.7	3.1	3.4
	実質公債費比率	—	10.5	10.0	9.8	9.6	9.2	8.6	8.1	7.3	6.7	6.5	6.2
	公債費負担比率	—	17.5	17.6	17.1	16.8	16.9	16.6	16.1	15.8	15.0	15.0	14.8
	財政力指数	—	0.82	0.84	0.83	0.80	0.77	0.76	0.76	0.76	0.76	0.78	0.79
施行時特例市	経常収支比率	—	91.1	91.1	91.0	89.0	90.2	90.5	90.4	91.3	90.1	92.7	92.3
	実質収支比率	—	3.2	2.9	3.7	4.3	5.0	4.9	5.0	4.5	4.7	3.8	4.5
	実質公債費比率	—	10.5	10.5	9.8	9.3	8.6	8.3	7.7	7.1	6.3	5.3	5.1
	公債費負担比率	—	15.8	15.8	15.1	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	13.5	13.2	12.9
	財政力指数	—	0.90	0.92	0.92	0.88	0.85	0.81	0.81	0.82	0.82	0.85	0.86
都市	経常収支比率	74.9	92.1	91.5	91.0	88.0	89.3	89.9	89.2	90.3	89.1	91.6	92.0
	実質収支比率	4.1	3.5	3.5	4.4	5.0	5.7	5.4	5.7	5.4	6.1	5.3	5.3
	実質公債費比率	…	12.9	12.6	12.0	11.2	10.5	9.8	9.0	8.2	7.6	7.2	7.0
	公債費負担比率	6.8	17.0	17.0	16.2	15.7	15.5	15.4	15.0	14.7	14.0	14.2	14.1
	財政力指数	0.57	0.66	0.68	0.67	0.64	0.61	0.60	0.60	0.60	0.60	0.61	0.61
町村	経常収支比率	71.1	89.1	88.2	86.8	83.0	85.3	84.9	84.7	86.4	84.5	86.9	88.0
	実質収支比率	6.6	4.8	4.8	5.5	6.1	6.6	6.4	6.6	6.7	7.1	6.8	6.5
	実質公債費比率	…	14.7	14.4	13.7	12.7	11.7	10.7	9.9	8.9	8.2	7.8	7.7
	公債費負担比率	6.4	18.6	18.1	16.5	15.6	15.3	15.0	14.2	13.6	13.1	13.0	13.1
	財政力指数	0.27	0.44	0.45	0.43	0.41	0.39	0.38	0.38	0.38	0.38	0.39	0.39
合 計	経常収支比率	71.4	93.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7	91.6	92.1	91.7	93.4	93.5
	実質収支比率	2.2	2.1	1.9	2.3	2.7	2.9	2.8	3.1	2.9	3.0	3.0	3.1
	実質公債費比率	…	12.8	12.3	12.1	12.0	11.8	11.3	10.9	10.4	9.9	9.3	8.8
	公債費負担比率	5.3	19.1	19.2	18.6	18.4	18.6	18.6	18.5	18.2	17.7	17.5	17.4

(注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。
2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率及び公債費負担比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成19年度以降の実質公債費比率及び公債費負担比率の()書きは単純平均である。
3 平成19年度以降の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その2 経常収支比率の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度						平成 28 年 度						増 減 率		
	都 道 府 県		市 町 村		総 額		都 道 府 県		市 町 村		総 額		都道 府県	市町村	総額
経常一般財源 (A)	26,081,328		27,986,160		54,067,488		26,804,924		27,065,879		53,870,802	△ 2.7	3.4	0.4	
地 方 税	15,789,732		17,239,862		33,029,594		16,270,506		17,047,275		33,317,781	△ 3.0	1.1	△ 0.9	
地方譲与税	1,990,889		399,857		2,390,746		1,924,835		400,876		2,325,711	3.4	△ 0.3	2.8	
地方特例交付金	47,258		80,860		128,118		49,320		69,519		118,839	△ 4.2	16.3	7.8	
地方交付税	8,252,434		7,097,641		15,350,075		8,559,354		7,138,956		15,698,309	△ 3.6	△ 0.6	△ 2.2	
そ の 他	1,015		3,167,940		3,168,955		909		2,409,253		2,410,162	11.7	31.5	31.5	
減収補填債 特例分 (B)	228,181		6,253		234,434		122,205		9,707		131,912	86.7	△ 35.6	77.7	
臨時財政対策債 (C)	2,211,959		1,776,331		3,988,291		2,170,054		1,569,322		3,739,376	1.9	13.2	6.7	
経常経費充当 一般財源 (D)	26,873,212		27,622,190		54,495,223		27,428,643		26,483,762		53,911,822	△ 2.0	4.3	1.1	
人 件 費	10,498,985	36.8	7,631,611	25.6	18,129,195	31.1	11,287,945	38.8	6,786,087	23.7	18,069,167	△ 7.0	12.5	0.3	
物 件 費	1,022,030	3.6	4,315,714	14.5	5,339,113	9.2	1,007,835	3.5	4,229,649	14.8	5,241,124	9.1	1.4	1.9	
扶 助 費	566,432	2.0	3,694,209	12.4	4,261,948	7.3	553,127	1.9	3,558,794	12.4	4,115,311	7.1	2.4	3.6	
補 助 費 等	7,871,685	27.6	3,005,874	10.1	10,875,365	18.7	7,718,702	26.5	2,970,500	10.4	10,683,998	18.5	2.0	1.2	
公 債 費	6,549,122	23.0	5,032,207	16.9	11,580,569	19.9	6,503,645	22.4	5,060,230	17.7	11,562,365	20.0	0.7	△ 0.6	
繰 出 金	609	0.0	3,433,309	11.5	3,435,364	5.9	669	0.0	3,380,539	11.8	3,385,008	5.9	△ 9.0	1.6	
そ の 他	364,349	1.2	509,266	1.8	873,669	1.4	356,720	1.2	497,963	1.7	854,849	1.5	2.1	2.3	
経常収支比率 (D) / {(A)+(B) +(C)} × 100		94.2		92.8		93.5		94.3		92.5		93.4			

総
括

第9表 繰越額等の状況

その1 総括

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 越 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 繰 越 額	支 払 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	134	102	-	-	5	241	146	3	137	6	95
普通建設事業費	274,541	3,725,436	201,365	81,821	1	4,283,163	3,287,480	1,507,228	1,545,502	234,750	995,683
補助事業費	155,027	2,883,997	171,475	1,698	-	3,212,197	2,649,689	1,506,460	974,700	168,529	562,508
単独事業費	119,514	841,438	29,890	80,123	1	1,070,966	637,790	767	570,802	66,221	433,175
災害復旧事業費	21,857	488,752	229,082	0	-	739,692	683,423	510,836	125,390	47,197	56,268
そ の 他	3,482	205,769	22,163	159,984	130	391,529	156,499	61,958	37,669	56,872	235,031
合 計	300,014	4,420,059	452,610	241,805	136	5,414,625	4,127,548	2,080,025	1,708,698	338,825	1,287,077

(注)「単独事業費」には、県営事業負担金を含む。その3において同じ。

その2 都道府県

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 越 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 繰 越 額	支 払 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	-	3	-	-	-	3	2	2	-	-	1
普通建設事業費	44,951	2,249,128	128,054	81,057	-	2,503,191	1,874,866	1,057,617	747,444	69,805	628,325
補助事業費	20,896	1,876,295	113,683	1,690	-	2,012,565	1,633,924	1,057,617	536,156	40,151	378,641
単独事業費	24,055	372,833	14,371	79,367	-	490,626	240,942	-	211,287	29,655	249,685
災害復旧事業費	-	318,841	200,953	-	-	519,794	490,515	397,897	89,882	2,736	29,280
そ の 他	411	74,153	11,314	152,429	112	238,418	53,233	42,854	7,754	2,625	185,184
合 計	45,362	2,642,125	340,321	233,486	112	3,261,406	2,418,616	1,498,370	845,080	75,166	842,790

第9表 繰越額等の状況（つづき）

その3 市町村

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 繰 越 額	繰 明 許 越 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 繰 越 額	支 払 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	134	99	-	-	5	238	144	2	137	5	94
普通建設事業費	229,590	1,476,307	73,311	763	1	1,779,972	1,412,614	449,611	798,058	164,945	367,358
補助事業費	134,131	1,007,702	57,793	8	-	1,199,633	1,015,765	448,843	438,543	128,379	183,867
単独事業費	95,459	468,606	15,518	756	1	580,339	396,849	767	359,515	36,567	183,490
災害復旧事業費	21,857	169,911	28,129	0	-	219,897	192,909	112,938	35,508	44,463	26,988
そ の 他	3,071	131,617	10,849	7,556	18	153,111	103,265	19,103	29,915	54,247	49,846
合 計	254,652	1,777,934	112,289	8,319	24	2,153,218	1,708,932	581,654	863,618	263,660	444,286

総括

第10表 歳入決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	平成29年度						平成28年度 純計額		比較						
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率		
										都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地方税	20,542,835	40.4	19,361,567	32.4	39,904,402	39.4	39,392,391	38.8	512,011	1.4	1.2	1.3	0.5	1.0	0.8
地方譲与税	1,990,889	3.9	414,335	0.7	2,405,224	2.4	2,340,232	2.3	64,992	3.4	△ 0.3	2.8	△ 14.7	△ 1.4	△ 12.7
地方特例交付金	47,258	0.1	85,542	0.1	132,800	0.1	123,300	0.1	9,500	△ 4.2	15.6	7.7	3.7	3.7	3.7
地方交付税	8,659,264	17.0	8,108,742	13.6	16,768,005	16.5	17,239,008	17.0	△ 471,003	△ 4.3	△ 1.0	△ 2.7	2.3	△ 4.2	△ 0.9
市町村たばこ税都道府県交付金	1,014	0.0	-	-	-	-	-	-	-	11.6	-	-	△ 22.1	-	-
利子割交付金	-	-	34,613	0.1	-	-	-	-	-	-	53.9	-	-	△ 53.7	-
配当割交付金	-	-	104,334	0.2	-	-	-	-	-	-	37.1	-	-	△ 32.9	-
株式等譲渡所得割交付金	-	-	108,193	0.2	-	-	-	-	-	-	136.8	-	-	△ 59.3	-
分離課税所得割交付金	-	-	4,715	0.0	-	-	-	-	-	-	皆増	-	-	-	-
道府県民税所得割臨時交付金	-	-	557,545	0.9	-	-	-	-	-	-	皆増	-	-	-	-
地方消費税交付金	-	-	2,343,803	3.9	-	-	-	-	-	-	3.6	-	-	△ 10.1	-
ゴルフ場利用税交付金	-	-	31,452	0.1	-	-	-	-	-	-	△ 3.3	-	-	△ 2.0	-
特別地方消費税交付金	-	-	1	0.0	-	-	-	-	-	-	216.1	-	-	-	-
自動車取得税交付金	-	-	135,472	0.2	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	6.1	-
軽油引取税交付金	-	-	128,804	0.2	-	-	-	-	-	-	0.7	-	-	0.3	-
小計(一般財源)	31,241,260	61.4	31,419,116	52.5	59,210,431	58.4	59,094,931	58.2	115,500	△ 0.1	3.1	0.2	△ 0.1	△ 1.8	△ 0.3
分担金、負担金	250,573	0.5	665,304	1.1	586,655	0.6	609,097	0.6	△ 22,442	△ 8.4	△ 3.4	△ 3.7	9.8	0.5	1.0
使用料、手数料	866,263	1.7	1,373,830	2.3	2,240,092	2.2	2,248,704	2.2	△ 8,612	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.4	9.8	△ 0.4	3.3
国庫支出金	6,043,848	11.9	9,421,165	15.7	15,465,013	15.3	15,629,138	15.4	△ 164,125	△ 6.3	2.7	△ 1.1	3.0	2.5	2.7
交通安全対策特別交付金	31,962	0.1	23,382	0.0	55,344	0.1	58,011	0.1	△ 2,667	△ 4.7	△ 4.5	△ 4.6	△ 4.9	△ 4.7	△ 4.8
都道府県支出金	-	-	3,990,062	6.7	-	-	-	-	-	-	0.9	-	-	0.2	-
財産収入	212,139	0.4	398,367	0.7	610,506	0.6	608,038	0.6	2,468	5.1	△ 1.9	0.4	△ 8.0	△ 5.1	△ 6.1
寄附金	19,858	0.0	407,082	0.7	426,891	0.4	349,758	0.3	77,133	△ 15.3	24.7	22.1	12.6	55.2	51.4
繰入金	1,388,426	2.7	2,143,986	3.6	3,532,413	3.5	3,525,152	3.5	7,261	△ 11.7	9.8	0.2	△ 10.2	13.4	1.5
繰越金	1,403,213	2.8	1,694,782	2.8	3,097,995	3.1	3,248,200	3.2	△ 150,205	7.7	△ 12.9	△ 4.6	△ 11.1	5.1	△ 2.1
諸収入	3,915,356	7.7	2,161,396	3.6	5,453,083	5.4	5,701,542	5.6	△ 248,459	△ 4.2	△ 1.2	△ 4.4	△ 7.7	△ 5.0	△ 8.2
地方債	5,516,607	10.8	5,152,008	8.6	10,644,892	10.5	10,387,277	10.2	257,615	△ 0.2	5.4	2.5	△ 0.0	△ 5.7	△ 2.8
特別区財政調整交付金	-	-	976,299	1.6	-	-	-	-	-	-	△ 1.2	-	-	△ 0.9	-
歳入合計	50,889,504	100.0	59,826,779	100.0	101,323,315	100.0	101,459,848	100.0	△ 136,533	△ 1.4	2.4	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10表 歳入決算額の状況 (つづき)

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	歳 入 決 算 額						指 数					
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	24	25	26	27	28	29
地 方 税	34,460,760	35,374,285	36,785,451	39,098,563	39,392,391	39,904,402	100	103	107	113	114	116
地 方 譲 与 税	2,271,480	2,558,842	2,936,867	2,679,246	2,340,232	2,405,224	100	113	129	118	103	106
地方特例交付金	127,467	125,522	119,188	118,868	123,300	132,800	100	98	94	93	97	104
地 方 交 付 税	18,289,826	17,595,454	17,431,428	17,390,640	17,239,008	16,768,005	100	96	95	95	94	92
小計 (一般財源)	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	100	101	104	108	107	107
分担金、負担金	597,815	608,727	590,713	603,001	609,097	586,655	100	102	99	101	102	98
使用料、手数料	2,015,466	2,015,698	2,103,771	2,176,161	2,248,704	2,240,092	100	100	104	108	112	111
国 庫 支 出 金	15,527,112	16,511,785	15,518,925	15,282,155	15,687,149	15,520,357	100	106	100	98	101	100
繰 入 金	3,672,500	3,531,353	4,227,817	3,472,417	3,525,152	3,532,413	100	96	115	95	96	96
繰 越 金	2,809,649	3,190,422	3,429,242	3,316,521	3,248,200	3,097,995	100	114	122	118	116	110
地 方 債	12,337,932	12,284,850	11,518,456	10,688,010	10,387,277	10,644,892	100	100	93	87	84	86
そ の 他	7,732,875	7,302,897	7,421,609	7,091,913	6,659,338	6,490,480	100	94	96	92	86	84
歳 入 合 計	99,842,882	101,099,835	102,083,467	101,917,496	101,459,848	101,323,315	100	101	102	102	102	101

(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	24	25	26	27	28	29	24	25	26	27	28	29
地 方 税	34.5	35.0	36.0	38.4	38.8	39.4	0.8	2.7	4.0	6.3	0.8	1.3
地 方 譲 与 税	2.3	2.5	2.9	2.6	2.3	2.4	4.7	12.7	14.8	△ 8.8	△ 12.7	2.8
地方特例交付金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	△ 65.0	△ 1.5	△ 5.0	△ 0.3	3.7	7.7
地 方 交 付 税	18.3	17.4	17.1	17.1	17.0	16.5	△ 2.5	△ 3.8	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 2.7
小計 (一般財源)	55.2	55.0	56.1	58.2	58.2	58.4	△ 0.6	0.9	2.9	3.5	△ 0.3	0.2
分担金、負担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	3.5	1.8	△ 3.0	2.1	1.0	△ 3.7
使用料、手数料	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	0.3	0.0	4.4	3.4	3.3	△ 0.4
国 庫 支 出 金	15.6	16.3	15.2	15.0	15.5	15.3	△ 3.1	6.3	△ 6.0	△ 1.5	2.7	△ 1.1
繰 入 金	3.7	3.5	4.1	3.4	3.5	3.5	7.4	△ 3.8	19.7	△ 17.9	1.5	0.2
繰 越 金	2.8	3.2	3.4	3.3	3.2	3.1	12.5	13.6	7.5	△ 3.3	△ 2.1	△ 4.6
地 方 債	12.4	12.2	11.3	10.5	10.2	10.5	4.9	△ 0.4	△ 6.2	△ 7.2	△ 2.8	2.5
そ の 他	7.7	7.2	7.2	6.9	6.6	6.4	△ 7.0	△ 5.6	1.6	△ 4.4	△ 6.1	△ 2.5
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.2	1.3	1.0	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1

第11表 団体種類別歳入の状況

区 分		地方税	地 方 税 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交 付 金	地 方 交 付 税	国 庫 支 出 金	都道府県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	歳入合計	
決 算	平成 29 年 度	政令指定都市	51,583	769	12,917	234	7,304	26,837	6,293	13,863	19,507	139,307
		中核都市	29,342	506	3,925	126	7,064	13,641	5,152	6,380	8,649	74,785
		施行時特例市	14,689	232	1,894	69	2,760	5,719	2,285	2,850	3,998	34,496
		都市	72,919	1,838	10,634	323	42,978	33,227	17,453	20,355	34,258	233,985
		中都市	36,207	670	4,947	163	10,730	15,148	7,368	7,675	13,419	96,327
		小都市	36,712	1,169	5,687	160	32,248	18,079	10,085	12,679	20,839	137,658
		町村	14,533	654	2,310	57	20,981	7,342	5,786	6,474	13,175	71,312
		町村(1万人以上)	11,136	399	1,746	50	11,124	4,885	3,470	3,795	7,764	44,369
	町村(1万人未満)	3,397	255	564	7	9,857	2,457	2,315	2,679	5,412	26,943	
	合 計	183,065	3,999	31,679	809	81,087	86,766	36,969	49,922	79,588	553,884	
	平成 28 年 度	政令指定都市	50,904	774	6,783	166	5,735	23,990	6,009	12,401	19,986	126,748
		中核都市	29,306	507	3,603	117	7,264	13,616	5,233	6,176	8,959	74,781
		施行時特例市	14,488	230	1,734	64	2,769	5,591	2,154	2,708	4,256	33,994
		都市	72,034	1,842	9,829	296	44,458	33,335	17,834	19,543	34,766	233,937
中都市		35,734	670	4,546	150	11,109	14,888	7,668	7,086	13,453	95,304	
小都市		36,300	1,172	5,283	146	33,348	18,448	10,167	12,457	21,312	138,633	
町村		14,270	656	2,145	51	21,665	7,661	5,618	6,236	12,418	70,720	
町村(1万人以上)		10,966	402	1,628	45	11,571	5,115	3,465	3,618	7,589	44,399	
町村(1万人未満)	3,304	254	517	6	10,094	2,547	2,153	2,618	4,828	26,321		
合 計	181,002	4,009	24,094	695	81,890	84,193	36,848	47,064	80,386	540,181		
構 成	平成 29 年 度	政令指定都市	28.2	19.2	40.8	29.0	9.0	30.9	17.0	27.8	24.5	25.2
		中核都市	16.0	12.6	12.4	15.6	8.7	15.7	13.9	12.8	10.9	13.5
		施行時特例市	8.0	5.8	6.0	8.5	3.4	6.6	6.2	5.7	5.0	6.2
		都市	39.8	46.0	33.6	39.9	53.0	38.3	47.2	40.8	43.0	42.2
		中都市	19.8	16.8	15.6	20.1	13.2	17.5	19.9	15.4	16.9	17.4
		小都市	20.1	29.2	18.0	19.7	39.8	20.8	27.3	25.4	26.2	24.9
		町村	7.9	16.4	7.3	7.0	25.9	8.5	15.6	13.0	16.6	12.9
		町村(1万人以上)	6.1	10.0	5.5	6.1	13.7	5.6	9.4	7.6	9.8	8.0
	町村(1万人未満)	1.9	6.4	1.8	0.9	12.2	2.8	6.3	5.4	6.8	4.9	
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	平成 28 年 度	政令指定都市	28.1	19.3	28.2	23.9	7.0	28.5	16.3	26.3	24.9	23.5
		中核都市	16.2	12.6	15.0	16.8	8.9	16.2	14.2	13.1	11.1	13.8
		施行時特例市	8.0	5.7	7.2	9.2	3.4	6.6	5.8	5.8	5.3	6.3
		都市	39.8	45.9	40.8	42.6	54.3	39.6	48.4	41.5	43.2	43.3
中都市		19.7	16.7	18.9	21.6	13.6	17.7	20.8	15.1	16.7	17.6	
小都市		20.1	29.2	21.9	21.0	40.7	21.9	27.6	26.5	26.5	25.7	
町村		7.9	16.4	8.9	7.4	26.5	9.1	15.2	13.2	15.4	13.1	
町村(1万人以上)		6.1	10.0	6.8	6.5	14.1	6.1	9.4	7.7	9.4	8.2	
町村(1万人未満)	1.8	6.3	2.1	0.9	12.3	3.0	5.8	5.6	6.0	4.9		
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
増 減 額 (億 円)	政令指定都市	678	△ 5	6,134	68	1,570	2,847	284	1,462	△ 480	12,558	
	中核都市	35	△ 1	321	9	△ 200	24	△ 81	204	△ 308	4	
	施行時特例市	202	1	160	5	△ 9	128	131	142	△ 260	502	
	都市	885	△ 3	805	26	△ 1,480	△ 108	△ 381	812	△ 508	48	
	中都市	473	△ 0	402	13	△ 380	261	△ 300	589	△ 35	1,023	
	小都市	412	△ 3	403	13	△ 1,100	△ 368	△ 81	222	△ 473	△ 975	
	町村	263	△ 2	165	5	△ 684	△ 319	167	238	760	592	
	町村(1万人以上)	170	△ 3	118	4	△ 447	△ 230	5	178	175	△ 30	
町村(1万人未満)	93	1	47	1	△ 237	△ 89	162	61	584	622		
合 計	2,063	△ 10	7,586	113	△ 803	2,573	121	2,858	△ 797	13,704		
増 減 率 (%)	政令指定都市	1.3	△ 0.6	90.4	40.9	27.4	11.9	4.7	11.8	△ 2.4	9.9	
	中核都市	0.1	△ 0.3	8.9	7.8	△ 2.7	0.2	△ 1.5	3.3	△ 3.4	0.0	
	施行時特例市	1.4	0.5	9.3	7.8	△ 0.3	2.3	6.1	5.3	△ 6.1	1.5	
	都市	1.2	△ 0.2	8.2	8.8	△ 3.3	△ 0.3	△ 2.1	4.2	△ 1.5	0.0	
	中都市	1.3	△ 0.0	8.8	8.5	△ 3.4	1.7	△ 3.9	8.3	△ 0.3	1.1	
	小都市	1.1	△ 0.3	7.6	9.1	△ 3.3	△ 2.0	△ 0.8	1.8	△ 2.2	△ 0.7	
	町村	1.8	△ 0.3	7.7	10.0	△ 3.2	△ 4.2	3.0	3.8	6.1	0.8	
	町村(1万人以上)	1.6	△ 0.8	7.2	9.7	△ 3.9	△ 4.5	0.2	4.9	2.3	△ 0.1	
町村(1万人未満)	2.8	0.4	9.1	12.5	△ 2.3	△ 3.5	7.5	2.3	12.1	2.4		
合 計	1.1	△ 0.3	31.5	16.3	△ 1.0	3.1	0.3	6.1	△ 1.0	2.5		

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第12表 地方税の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度						平成 28 年 度						比 較					
	都道府県		市町村		合 計 額		都道府県		市町村		合 計 額		増 減 率			前年度増減率		
													都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
道府県税	18,396,655	89.6	-	-	18,396,655	46.1	18,114,031	89.4	-	-	18,114,031	46.0	1.6	-	1.6	0.5	-	0.5
市町村税	2,146,179	10.4	19,361,567	100.0	21,507,747	53.9	2,137,618	10.6	19,140,743	100.0	21,278,361	54.0	0.4	1.2	1.1	0.8	1.0	1.0
合 計	20,542,835	100.0	19,361,567	100.0	39,904,402	100.0	20,251,648	100.0	19,140,743	100.0	39,392,391	100.0	1.4	1.2	1.3	0.5	1.0	0.8

(注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況 (総括)

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度				平成 28 年 度				比 較			
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) × 100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) × 100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) × 100	前年度 増減率	
1 普通税	18,646,931	18,386,037	98.1	99.9	18,409,959	18,104,178	97.8	99.9	281,859	1.6	0.5	
(1) 法定普通税	18,604,047	18,343,154	98.1	99.7	18,370,071	18,064,291	97.8	99.7	278,863	1.5	0.5	
ア 道府県民税	6,345,076	6,138,128	96.7	33.4	6,129,596	5,891,366	96.1	32.5	246,762	4.2	△ 3.6	
イ 個人分	5,519,846	5,316,440	96.3	28.9	5,326,741	5,093,453	95.6	28.1	222,987	4.4	△ 1.5	
ロ 法人分	765,915	762,374	99.5	4.1	758,404	753,462	99.3	4.2	8,912	1.2	△ 10.7	
エ 利子割	59,315	59,315	100.0	0.3	44,451	44,451	100.0	0.2	14,864	33.4	△ 53.4	
イ 事業税	4,202,977	4,193,929	99.8	22.8	4,278,601	4,261,279	99.6	23.5	△ 67,350	△ 1.6	15.1	
ロ 個人分	207,795	202,482	97.4	1.1	203,824	197,961	97.1	1.1	4,521	2.3	2.1	
ハ 法人分	3,995,182	3,991,446	99.9	21.7	4,074,777	4,063,318	99.7	22.4	△ 71,872	△ 1.8	15.8	
ウ 地方消費税	4,735,276	4,735,276	-	25.7	4,702,828	4,702,828	-	26.0	32,448	0.7	△ 5.5	
ロ 譲渡割	3,597,961	3,597,961	-	19.6	3,606,631	3,606,631	-	19.9	△ 8,670	△ 0.2	△ 2.7	
ハ 貨物割	1,137,315	1,137,315	-	6.2	1,096,197	1,096,197	-	6.1	41,118	3.8	△ 13.4	
エ 不動産取得税	422,145	406,547	96.3	2.2	415,016	396,717	95.6	2.2	9,830	2.5	5.3	
オ 道府県たばこ税	140,948	140,948	100.0	0.8	148,903	148,901	100.0	0.8	△ 7,953	△ 5.3	△ 2.7	
カ ゴルフ場利用税	44,799	44,728	99.8	0.2	46,019	45,940	99.8	0.3	△ 1,212	△ 2.6	△ 3.4	
キ 自動車取得税	189,695	189,680	100.0	1.0	146,076	146,060	100.0	0.8	43,620	29.9	6.4	
ク 軽油引取税	961,034	948,692	98.7	5.2	944,847	933,148	98.8	5.2	15,544	1.7	0.9	
ケ 自動車税	1,557,320	1,540,464	98.9	8.4	1,555,045	1,534,927	98.7	8.5	5,537	0.4	△ 0.5	
コ 鉱区税	347	332	95.7	0.0	347	331	95.4	0.0	1	0.3	1.2	
サ 固定資産税	4,430	4,430	100.0	0.0	2,793	2,793	100.0	0.0	1,637	58.6	23.5	
(2) 法定外普通税	42,884	42,884	100.0	0.2	39,887	39,887	100.0	0.2	2,997	7.5	0.6	
2 目的税	10,918	10,579	96.9	0.1	10,162	9,812	96.6	0.1	767	7.8	△ 0.6	
(1) 法定目的税	848	848	100.0	0.0	881	881	100.0	0.0	△ 33	△ 3.7	△ 5.8	
ア 狩猟税	848	848	100.0	0.0	881	881	100.0	0.0	△ 33	△ 3.7	△ 5.8	
(2) 法定外目的税	10,070	9,731	96.6	0.1	9,281	8,931	96.2	0.0	800	9.0	△ 0.1	
3 旧法による税	921	39	4.2	0.0	1,245	41	3.3	0.0	△ 2	△ 4.9	△ 33.9	
合 計	18,658,770	18,396,655	98.1	100.0	18,421,366	18,114,031	97.8	100.0	282,624	1.6	0.5	

(注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成29年度2,146,179百万円、平成28年度2,137,618百万円)を控除した額である。その3において同じ。

2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。

3 法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税については、「旧法による税」に計上している。

第12表 地方税の状況 (つづき)

その3 道府県税の収入状況 (個別団体)

(単位 百万円・%)

区分	都道府県	平成29年度				平成28年度				比較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成29 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
財政力指数 1.0 以上	東京都	3,143,065	17.1	1,232,746	25.9	3,180,344	17.6	1,267,055	26.3	△ 37,279	△ 1.2	△ 34,309	△ 2.7	72.4
(1団体)	(小計)	3,143,065	17.1	1,232,746	25.9	3,180,344	17.6	1,267,055	26.3	△ 37,279	△ 1.2	△ 34,309	△ 2.7	72.4
0.7 以上 1.0 未満	愛知県	1,231,373	6.7	332,558	7.0	1,274,405	7.0	400,679	8.3	△ 43,032	△ 3.4	△ 68,121	△ 17.0	53.9
	神奈川県	1,295,865	7.0	297,424	6.3	1,250,485	6.9	283,034	5.9	45,380	3.6	14,390	5.1	65.2
	千葉県	820,359	4.5	161,183	3.4	788,576	4.4	155,792	3.2	31,783	4.0	5,391	3.5	48.3
	大阪府	1,328,870	7.2	428,519	9.0	1,299,188	7.2	407,988	8.5	29,682	2.3	20,531	5.0	49.8
	埼玉県	895,525	4.9	162,474	3.4	864,865	4.8	159,810	3.3	30,660	3.5	2,664	1.7	51.1
	静岡県	556,620	3.0	137,801	2.9	541,660	3.0	137,145	2.8	14,960	2.8	656	0.5	47.5
(6団体)	(小計)	6,128,612	33.3	1,519,958	32.0	6,019,178	33.2	1,544,449	32.1	109,434	1.8	△ 24,491	△ 1.6	53.0
0.5 以上 0.7 未満	栃木県	289,130	1.6	66,647	1.4	279,019	1.5	64,871	1.3	10,111	3.6	1,776	2.7	38.3
	群馬県	275,828	1.5	64,071	1.3	281,001	1.6	76,924	1.6	△ 5,173	△ 1.8	△ 12,853	△ 16.7	37.5
	茨城県	411,107	2.2	95,787	2.0	394,527	2.2	89,026	1.8	16,580	4.2	6,761	7.6	38.9
	福岡県	660,082	3.6	156,339	3.3	641,666	3.5	152,750	3.2	18,416	2.9	3,589	2.3	39.8
	兵庫県	723,041	3.9	157,174	3.3	707,741	3.9	155,927	3.2	15,300	2.2	1,247	0.8	37.2
	宮城県	335,183	1.8	86,813	1.8	331,181	1.8	88,416	1.8	4,002	1.2	△ 1,603	△ 1.8	25.7
	広島県	386,250	2.1	91,847	1.9	381,288	2.1	96,292	2.0	4,962	1.3	△ 4,445	△ 4.6	42.9
	三重県	260,276	1.4	61,629	1.3	252,619	1.4	59,837	1.2	7,657	3.0	1,792	3.0	37.8
	京都府	334,538	1.8	80,639	1.7	327,979	1.8	75,635	1.6	6,559	2.0	5,004	6.6	38.1
	滋賀県	190,095	1.0	48,888	1.0	182,942	1.0	46,584	1.0	7,153	3.9	2,304	4.9	37.1
	福島県	270,982	1.5	65,833	1.4	265,779	1.5	68,397	1.4	5,203	2.0	△ 2,564	△ 3.7	17.3
	岐阜県	266,772	1.5	53,986	1.1	263,523	1.5	57,617	1.2	3,249	1.2	△ 3,631	△ 6.3	34.9
	岡山県	251,619	1.4	55,511	1.2	243,243	1.3	55,158	1.1	8,376	3.4	353	0.6	37.2
	長野県	274,774	1.5	57,903	1.2	270,140	1.5	59,904	1.2	4,634	1.7	△ 2,001	△ 3.3	33.5
	石川県	163,880	0.9	39,054	0.8	162,425	0.9	41,615	0.9	1,455	0.9	△ 2,561	△ 6.2	30.5
(15団体)	(小計)	5,093,557	27.7	1,182,120	24.9	4,985,075	27.5	1,188,953	24.7	108,482	2.2	△ 6,833	△ 0.6	34.4
0.4 以上 0.5 未満	香川県	135,108	0.7	33,930	0.7	133,742	0.7	34,752	0.7	1,366	1.0	△ 822	△ 2.4	29.3
	富山県	148,625	0.8	33,254	0.7	146,580	0.8	34,021	0.7	2,045	1.4	△ 767	△ 2.3	30.0
	新潟県	291,299	1.6	64,052	1.3	289,349	1.6	68,240	1.4	1,950	0.7	△ 4,188	△ 6.1	28.2
	山口県	180,715	1.0	42,658	0.9	175,865	1.0	42,814	0.9	4,850	2.8	△ 156	△ 0.4	28.9
	北海道	695,812	3.8	132,425	2.8	673,444	3.7	129,198	2.7	22,368	3.3	3,227	2.5	28.5
	愛媛県	166,510	0.9	38,539	0.8	163,826	0.9	38,070	0.8	2,684	1.6	469	1.2	26.5
	奈良県	146,747	0.8	22,357	0.5	141,690	0.8	20,678	0.4	5,057	3.6	1,679	8.1	29.4
	山梨県	114,451	0.6	27,029	0.6	112,700	0.6	27,668	0.6	1,751	1.6	△ 639	△ 2.3	24.7
	熊本県	201,888	1.1	40,659	0.9	194,972	1.1	35,349	0.7	6,916	3.5	5,310	15.0	20.7
	福井県	120,538	0.7	28,184	0.6	118,724	0.7	31,103	0.6	1,814	1.5	△ 2,919	△ 9.4	26.1
(10団体)	(小計)	2,201,692	12.0	463,086	9.7	2,150,892	11.9	461,892	9.6	50,800	2.4	1,194	0.3	27.2

第12表 地方税の状況 (つづき)

その3 道府県税の収入状況 (個別団体)

(単位 百万円・%)

区 分	都道府県	平成 29 年 度				平成 28 年 度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占める割合 (平成29 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
0.3 以上 0.4 未満	大分県	137,655	0.7	28,990	0.6	133,638	0.7	28,736	0.6	4,017	3.0	254	0.9	23.6
	岩手県	155,952	0.8	30,645	0.6	153,981	0.9	32,325	0.7	1,971	1.3	△ 1,680	△ 5.2	14.5
	山形県	131,492	0.7	25,755	0.5	126,638	0.7	24,153	0.5	4,854	3.8	1,602	6.6	22.7
	佐賀県	100,802	0.5	20,155	0.4	98,579	0.5	20,017	0.4	2,223	2.3	138	0.7	22.7
	沖縄県	147,905	0.8	30,589	0.6	141,050	0.8	30,775	0.6	6,855	4.9	△ 186	△ 0.6	20.1
	青森県	167,955	0.9	29,161	0.6	163,275	0.9	27,595	0.6	4,680	2.9	1,566	5.7	24.3
	宮崎県	123,635	0.7	23,136	0.5	120,545	0.7	23,582	0.5	3,090	2.6	△ 446	△ 1.9	21.5
	鹿児島県	180,084	1.0	33,684	0.7	174,985	1.0	34,163	0.7	5,099	2.9	△ 479	△ 1.4	22.4
	長崎県	142,808	0.8	27,061	0.6	138,454	0.8	26,259	0.5	4,354	3.1	802	3.1	20.0
	徳島県	92,577	0.5	20,337	0.4	90,573	0.5	20,322	0.4	2,004	2.2	15	0.1	19.2
	和歌山県	108,128	0.6	21,098	0.4	103,626	0.6	20,415	0.4	4,502	4.3	683	3.3	20.3
	秋田県	113,825	0.6	20,104	0.4	111,599	0.6	20,756	0.4	2,226	2.0	△ 652	△ 3.1	18.9
(12団体)	(小計)	1,602,818	8.7	310,716	6.5	1,556,942	8.6	309,098	6.4	45,876	2.9	1,618	0.5	20.5
0.3 未満	鳥取県	66,402	0.4	13,830	0.3	63,770	0.4	12,447	0.3	2,632	4.1	1,383	11.1	18.2
	高知県	79,905	0.4	14,434	0.3	78,716	0.4	15,305	0.3	1,189	1.5	△ 871	△ 5.7	16.9
	島根県	80,604	0.4	16,930	0.4	79,114	0.4	17,580	0.4	1,490	1.9	△ 650	△ 3.7	16.3
(3団体)	(小計)	226,910	1.2	45,194	1.0	221,600	1.2	45,332	0.9	5,310	2.4	△ 138	△ 0.3	17.0
全 国 計		18,396,655	100.0	4,753,820	100.0	18,114,031	100.0	4,816,780	100.0	282,624	1.6	△ 62,960	△ 1.3	40.4

(注) 1 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。
 2 「(参考) 地方税の歳入に占める割合」の算出にあたっては、「東京都が徴収した市町村税相当額」は控除していない。

歳入

第12表 地方税の状況 (つづき)

その4 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度				平成28年度				比 較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) × 100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) × 100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) × 100	前年度 増減率
1 普 通 税	20,458,653	19,835,438	97.0	92.2	20,342,892	19,627,170	96.5	92.2	208,268	1.1	0.9
(1) 法 定 普 通 税	20,456,701	19,833,549	97.0	92.2	20,341,086	19,625,431	96.5	92.2	208,118	1.1	0.9
ア 市 町 村 民 税	10,003,242	9,694,910	96.9	45.1	9,928,202	9,573,613	96.4	45.0	121,297	1.3	0.3
(ア) 個 人 均 等 割	228,758	220,007	96.2	1.0	227,638	217,192	95.4	1.0	2,815	1.3	1.6
(イ) 所 得 割	7,527,248	7,250,783	96.3	33.7	7,466,435	7,147,938	95.7	33.6	102,845	1.4	2.0
(ウ) 法 人 均 等 割	447,424	439,852	98.3	2.0	441,577	433,264	98.1	2.0	6,588	1.5	3.4
(エ) 法 人 税 割	1,799,813	1,784,269	99.1	8.3	1,792,552	1,775,220	99.0	8.3	9,049	0.5	△ 6.8
イ 固 定 資 産 税	9,319,018	9,025,405	96.8	42.0	9,231,755	8,893,464	96.3	41.8	131,941	1.5	1.6
(ア) 純固定資産税	9,230,920	8,937,307	96.8	41.6	9,141,503	8,803,212	96.3	41.4	134,095	1.5	1.6
土 地	3,490,846	3,387,198	97.0	15.7	3,515,589	3,392,738	96.5	15.9	△ 5,540	△ 0.2	△ 0.1
家 屋	4,021,255	3,882,528	96.6	18.1	3,945,348	3,787,032	96.0	17.8	95,496	2.5	2.6
償 却 資 産	1,718,819	1,667,580	97.0	7.8	1,680,566	1,623,442	96.6	7.6	44,138	2.7	2.9
(イ) 交 付 金	88,098	88,098	100.0	0.4	90,252	90,252	100.0	0.4	△ 2,154	△ 2.4	△ 1.0
ウ 軽 自 動 車 税	264,231	248,597	94.1	1.2	253,963	238,411	93.9	1.1	10,186	4.3	19.1
エ 市 町 村 た ば こ 税	862,328	862,315	100.0	4.0	910,894	910,876	100.0	4.3	△ 48,561	△ 5.3	△ 2.7
オ 鉱 産 税	1,737	1,737	100.0	0.0	1,856	1,856	100.0	0.0	△ 119	△ 6.4	△ 10.4
カ 特 別 土 地 保 有 税	6,144	585	9.5	0.0	14,417	7,211	50.0	0.0	△ 6,626	△ 91.9	117.9
(2) 法 定 外 普 通 税	1,952	1,889	96.8	0.0	1,806	1,738	96.2	0.0	151	8.7	△ 5.0
2 目 的 税	1,706,498	1,672,308	98.0	7.8	1,691,502	1,651,191	97.6	7.8	21,117	1.3	1.3
(1) 法 定 目 的 税	1,704,798	1,670,609	98.0	7.8	1,690,343	1,650,031	97.6	7.8	20,578	1.2	1.3
ア 入 湯 税	23,267	22,689	97.5	0.1	23,089	22,427	97.1	0.1	262	1.2	△ 1.4
イ 事 業 所 税	372,118	371,200	99.8	1.7	366,982	365,941	99.7	1.7	5,259	1.4	1.3
ウ 都 市 計 画 税	1,309,385	1,276,694	97.5	5.9	1,300,243	1,261,635	97.0	5.9	15,059	1.2	1.4
エ 水 利 地 益 税	28	27	96.4	0.0	29	28	96.6	0.0	△ 1	△ 3.6	△ 0.0
(2) 法 定 外 目 的 税	1,699	1,699	100.0	0.0	1,160	1,160	100.0	0.0	539	46.5	△ 7.5
3 旧 法 に よ る 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	22,165,150	21,507,747	97.0	100.0	22,034,395	21,278,361	96.6	100.0	229,386	1.1	1.0

(注) 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額(平成29年度2,146,179百万円、平成28年度2,137,618百万円)を加算した額である。

第13表 法定外普通税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
石油価格調整税	1	1,021	1	1,049	-	△ 28
核燃料税	10	20,613	10	17,916	-	2,697
核燃料物質等取扱税	1	20,044	1	19,708	-	336
核燃料等取扱税	1	1,206	1	1,215	-	△ 9
合 計	13	42,884	13	39,887	-	2,997

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	441	1	324	-	117
砂利採取税	1	5	1	4	-	1
別荘等所有税	1	524	1	532	-	△ 8
歴史と文化の環境税	1	87	1	84	-	3
使用済核燃料税	1	420	1	392	-	28
空港連絡橋利用税	1	413	1	402	-	11
合 計	6	1,889	6	1,738	-	151

第14表 法定外目的税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
産業廃棄物税	21	4,263	21	4,425	-	△ 162
宿泊税	2	3,132	2	2,305	-	827
産業廃棄物処理税	1	494	1	452	-	42
産業廃棄物埋立税	1	508	1	488	-	20
産業廃棄物処分場税	1	9	1	12	-	△ 3
乗鞍環境保全税	1	12	1	14	-	△ 2
産業廃棄物減量税	1	291	1	254	-	37
循環資源利用促進税	1	788	1	768	-	20
資源循環促進税	1	235	1	213	-	22
合 計	30	9,731	30	8,931	-	800

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
使用済核燃料税	2	991	1	575	1	416
遊漁税	1	8	1	9	-	△ 1
環境未来税	1	632	1	534	-	98
環境協力税	3	21	3	20	-	1
山砂利採取税	-	-	1	2	△ 1	△ 2
開発事業等緑化負担税	1	47	1	20	-	27
合 計	8	1,699	8	1,160	-	539

歳入

第15表 超過課税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 29 年 度		平成 28 年 度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	37	24,361	37	23,878	-	483
道府県民税所得割	1	2,647	1	2,609	-	38
道府県民税法人均等割	35	10,345	35	10,309	-	36
道府県民税法人税割	46	119,318	46	118,199	-	1,119
事業税法人分	8	131,589	8	160,021	-	△ 28,432
自動車税	-	-	-	-	-	-
合 計	-	288,260	-	315,016	-	△ 26,756

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 29 年 度		平成 28 年 度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
市町村民税	995	306,732	998	300,880	△ 3	5,852
個人均等割	2	1,691	3	1,683	△ 1	8
所得割	2	51	2	70	-	△ 19
法人均等割	381	16,389	390	16,356	△ 9	33
法人税割	991	288,601	990	282,770	1	5,831
固定資産税	154	35,496	156	35,120	△ 2	376
土地	154	10,127	155	10,249	△ 1	△ 122
家屋	154	15,747	156	15,471	△ 2	276
償却資産	154	9,622	155	9,401	△ 1	221
軽自動車税	17	492	17	433	-	59
鉱産税	10	9	10	9	-	△ 0
入湯税	3	34	2	22	1	12
旧法による税	-	-	-	-	-	-
合 計	-	342,762	-	336,465	-	6,297

(注)「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(106,948百万円)を含む。

第16表 地方税徴収率の推移

その1 道府県税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成 24 年 度	98.8	26.6	95.7
25	98.9	28.2	96.3
26	99.0	30.5	96.8
27	99.2	32.7	97.4
28	99.3	33.7	97.8
29	99.4	35.5	98.1

(注) 地方消費税を控除して算出した。

その2 市町村税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成 24 年 度	98.6	22.5	94.2
25	98.8	24.0	94.9
26	98.9	24.4	95.5
27	99.0	25.8	96.0
28	99.1	26.5	96.6
29	99.2	27.5	97.0

第17表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

区分	租 税 総 額						国 税						地 方 税					
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成9年度	917,562	100.0	666,446	72.6	251,116	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1	351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5
23	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8	341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5
24	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3	344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4
25	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2	353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2	367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5
27	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0	390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5
28	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3	393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7
29	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2	399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。
 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
 間接税等…直接税以外のもの
 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特別交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まない。
 4 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
 間接税等…直接税以外の諸税

歳入

第18表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

区 分	国民所得		租 税 負 担 額								租 税 負 担 率				
	名目額	指数	国税 (A)	指数	地 方 税 (B)	指数	地方税の内訳		計 (A)+(B)	指数	国税	地方税	地方税の内訳		計
							道府 県税	市町 村税					道府 県税	市町 村税	
昭和9~11 年度	144	-	12	-	6	-	2	4	18	-	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	-	49	-	9	-	2	7	58	-	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成19年度	3,922,979	2,439	526,558	2,365	402,668	4,442	186,642	216,026	929,226	2,966	13.4	10.3	4.8	5.5	23.7
20	3,639,913	2,263	458,309	2,058	395,585	4,364	179,280	216,305	853,894	2,725	12.6	10.9	4.9	5.9	23.5
21	3,534,128	2,198	402,433	1,807	351,830	3,881	146,545	205,284	754,262	2,407	11.4	10.0	4.1	5.8	21.3
22	3,619,171	2,250	437,074	1,963	343,163	3,786	140,262	202,901	780,237	2,490	12.1	9.5	3.9	5.6	21.6
23	3,584,003	2,229	451,754	2,029	341,714	3,770	137,940	203,774	793,468	2,532	12.6	9.5	3.8	5.7	22.1
24	3,598,240	2,237	470,492	2,113	344,608	3,802	141,456	203,152	815,100	2,601	13.1	9.6	3.9	5.6	22.7
25	3,742,107	2,327	512,274	2,300	353,743	3,902	147,739	206,004	866,017	2,764	13.7	9.5	3.9	5.5	23.1
26	3,793,674	2,359	578,492	2,598	367,855	4,058	156,835	211,020	946,346	3,020	15.2	9.7	4.1	5.6	24.9
27	3,900,618	2,425	599,694	2,693	390,986	4,313	180,222	210,763	990,679	3,162	15.4	10.0	4.6	5.4	25.4
28	3,911,856	2,432	589,563	2,647	393,924	4,346	181,140	212,784	983,486	3,139	15.1	10.1	4.6	5.4	25.1
29	4,041,977	2,513	623,803	2,801	399,044	4,402	183,967	215,077	1,022,847	3,264	15.4	9.9	4.6	5.3	25.3

(注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成17年度以降は「国民経済計算 (OBSNA)」、昭和36年度は「国民経済計算 (68SNA)」、昭和16年度以前は「国民経済計算 (53SNA)」による数値であり、接続しない。
2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ ス			ド イ ツ			フ ラ ン ス		
	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.0	…	17.3	18.1	4.5	22.6	15.8	…	22.1	18.5	…	…
16	13.8	2.5	16.2	12.0	…	20.1	28.5	3.3	31.8	33.1	…	…	…	…	…
19	22.3	1.5	23.8	19.2	…	24.0	38.6	2.9	41.5	42.2	…	…	…	…	…
25	16.9	5.6	22.4	18.0	…	24.8	34.3	3.1	37.4	22.2	…	25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3	…	25.5	30.0	3.1	33.0	25.8	…	29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.5	3.7	30.2	24.5	…	28.5	24.4	3.7	28.1
40	12.2	5.8	18.0	15.8	…	24.6	27.6	4.2	31.8	25.8	…	29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.0	…	27.5	32.2	4.1	36.3	…	…	25.2	…	…	27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.3	6.1	25.0	28.2	4.4	32.6	13.8	8.9	26.2	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.5	6.2	25.5	31.2	4.5	35.7	14.5	9.6	28.0	27.0	3.8	30.8
60	15.0	8.9	24.0	13.3	6.3	23.6	33.0	4.7	37.7	13.8	9.3	26.8	27.9	5.1	33.0
平成2年度	18.1	9.6	27.7	13.6	6.7	24.9	33.6	3.1	36.7	13.2	8.7	25.3	26.3	5.2	31.6
7	14.5	8.9	23.4	14.1	6.8	25.5	32.2	1.5	33.8	15.4	10.4	29.3	27.2	6.5	33.6
12	13.7	9.2	22.9	16.0	6.6	26.9	34.6	1.7	36.4	15.3	11.1	30.0	31.9	6.0	37.8
13	13.3	9.5	22.8	14.7	6.5	25.6	33.9	1.8	35.8	14.8	10.5	28.7	31.6	5.8	37.3
14	12.3	9.0	21.3	12.4	6.2	23.1	32.7	1.9	34.5	14.6	10.3	28.2	30.9	5.8	36.7
15	12.0	8.6	20.6	11.8	6.2	22.6	31.6	2.0	33.6	14.8	10.3	28.3	30.2	5.9	36.1
16	12.6	8.8	21.3	12.0	6.3	22.9	32.4	2.0	34.4	13.7	9.9	26.9	30.3	6.4	36.8
17	13.5	9.0	22.5	13.4	6.6	24.7	32.4	2.0	34.3	14.0	9.7	27.3	30.6	6.8	37.4
18	13.8	9.3	23.1	14.1	6.7	25.5	33.3	2.0	35.3	14.2	10.1	28.1	30.8	6.9	37.7
19	13.4	10.3	23.7	14.4	6.8	26.1	33.5	2.0	35.5	15.0	10.7	29.5	30.0	7.0	37.0
20	12.6	10.9	23.5	13.3	6.7	24.9	34.1	2.1	36.2	15.3	11.0	30.4	29.8	7.1	36.9
21	11.4	10.0	21.3	10.3	6.2	21.7	30.9	2.2	33.1	15.5	10.5	29.9	27.8	7.6	35.5
22	12.1	9.5	21.6	11.0	6.2	22.1	32.3	2.2	34.4	14.9	9.9	28.5	30.0	6.2	36.2
23	12.6	9.5	22.1	12.1	6.3	23.2	33.8	2.1	35.9	15.3	10.1	29.2	30.1	7.9	38.0
24	13.1	9.6	22.7	12.2	6.2	23.2	33.4	2.1	35.5	15.6	10.6	30.2	31.6	8.3	39.9
25	13.7	9.5	23.1	13.2	6.5	24.4	33.6	2.2	35.8	15.6	11.1	30.7	32.7	8.4	41.1
26	15.2	9.7	24.9	13.7	6.4	24.6	33.5	2.2	35.7	15.5	11.2	30.7	32.3	8.4	40.7
27	15.4	10.0	25.4	14.2	6.4	25.0	33.9	2.2	36.1	15.5	11.5	31.1	32.0	8.5	40.5
28	15.1	10.1	25.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
29	15.4	9.9	25.3	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

(注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。
 2 日本以外は、暦年計数である。
 3 財務省調べによる。なお、平成27年におけるアメリカの連邦税及び州税、イギリスの国税及び地方税、ドイツの連邦税及び州税並びにフランスの国税及び地方税の租税負担率は暫定値である。

第20表 地方譲与税の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 29 年 度			平 成 28 年 度			比 較		
	都道府県	市 町 村	計 (A)	都道府県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)×100	前 年 度 増 減 率
地方揮発油譲与税	135,269	123,134	258,403	136,402	124,634	261,036	△ 2,633	△ 1.0	△ 5.0
地方道路譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	皆減
特別とん譲与税	342	12,010	12,352	339	12,011	12,349	3	0.0	△ 0.5
石油ガス譲与税	7,120	1,243	8,363	7,547	1,292	8,839	△ 476	△ 5.4	△ 7.1
自動車重量譲与税	—	266,015	266,015	—	265,698	265,698	317	0.1	0.5
航空機燃料譲与税	2,983	11,934	14,917	2,941	11,762	14,703	214	1.5	△ 5.2
地方法人特別譲与税	1,845,174	—	1,845,174	1,777,607	—	1,777,607	67,567	3.8	△ 15.5
合 計	1,990,889	414,335	2,405,224	1,924,835	415,397	2,340,232	64,992	2.8	△ 12.7

第21表 地方交付税の状況

その1 収入状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度								平成28年度 地方交付税		比 較		
	普通交付税		特別交付税		震災復興特別交付税		計		交付額(B)	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100	前年度 増減率
	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比					
都道府県	8,252,434	53.8	149,005	15.2	257,824	58.8	8,659,264	51.6	9,049,996	52.5	△ 390,732	△ 4.3	2.3
市町村	7,097,641	46.2	830,723	84.8	180,377	41.2	8,108,742	48.4	8,189,012	47.5	△ 80,270	△ 1.0	△ 4.2
政令指定都市	(691,210) 691,210	(4.5) 4.5	31,811	3.2	7,427	1.7	(730,448) 730,448	(4.4) 4.4	573,490	3.3	(156,958) 156,958	(27.4) 27.4	△ 4.1
中核市	(639,805) 639,805	(4.2) 4.2	52,506	5.4	14,067	3.2	(706,378) 706,378	(4.2) 4.2	713,227	4.1	(△ 6,849) △ 6,849	(△ 1.0) △ 1.0	△ 0.6
施行時特例市	(237,189) 237,189	(1.5) 1.5	28,285	2.9	10,537	2.4	(276,012) 276,012	(1.6) 1.6	290,044	1.7	(△ 14,032) △ 14,032	(△ 4.8) △ 4.8	△ 20.0
都市	(3,706,300) 3,706,300	(24.1) 24.1	501,839	51.2	89,639	20.5	(4,297,778) 4,297,778	(25.6) 25.6	4,444,568	25.8	(△ 146,790) △ 146,790	(△ 3.3) △ 3.3	△ 4.2
町村	(1,823,137) 1,823,137	(11.9) 11.9	216,282	22.1	58,706	13.4	(2,098,125) 2,098,125	(12.5) 12.5	2,167,683	12.6	(△ 69,558) △ 69,558	(△ 3.2) △ 3.2	△ 2.7
合 計	15,350,075	100.0	979,728	100.0	438,202	100.0	16,768,005	100.0	17,239,008	100.0	△ 471,003	△ 2.7	△ 0.9

(注) 1 市町村分の区分は、平成29年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成30年3月31日現在のものである。
2 市町村分の区分中()書きの数値は、平成29年4月2日から平成30年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。

その2 普通交付税算定状況(平成29年度)

(単位 百万円)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財源超過額	財源不足額	普 通 交付税額
	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計			
都道府県	19,357,245	1,990,854	21,348,099	11,089,540	2,372,239	13,461,779	381,385	8,267,705	8,252,434
市町村	21,809,557	2,400,444	24,210,001	14,694,770	3,351,337	18,046,107	950,893	7,114,787	7,097,641
政令指定都市	5,468,824	1,581,672	7,050,496	4,773,339	2,394,941	7,168,280	813,269	695,485	691,210
中核市	2,945,934	-	2,945,934	2,303,826	-	2,303,826	-	642,108	639,805
施行時特例市	1,263,632	31,606	1,295,238	1,025,445	35,026	1,060,471	3,420	238,186	237,189
都市	9,107,094	682,258	9,789,352	5,393,609	788,032	6,181,641	105,774	3,713,485	3,706,300
町村	3,024,073	104,909	3,128,981	1,198,550	133,338	1,331,888	28,430	1,825,523	1,823,137
合 計	41,166,802	4,391,298	45,558,099	25,784,310	5,723,575	31,507,885	1,332,278	15,382,491	15,350,075

(注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
2 特別区は、財源超過団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度			平成28年度			比 較			
	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	比 率 (B)/(A) ×100	基準財政 需要額 (C)	基準財政 収入額 (D)	比 率 (D)/(C) ×100	基準財政需要額		基準財政収入額	
							増 減 額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増 減 額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) ×100
都道府県	21,348,099	13,461,779	63.1	22,147,244	13,945,775	63.0	△ 799,145	△ 3.6	△ 483,996	△ 3.5
市町村	24,210,001	18,046,107	74.5	23,674,259	17,428,653	73.6	535,742	2.3	617,454	3.5
政令指定都市	7,050,496	7,168,280	101.7	6,291,622	6,534,371	103.9	758,874	12.1	633,909	9.7
中核市	2,945,934	2,303,826	78.2	2,917,273	2,265,590	77.7	28,661	1.0	38,236	1.7
施行時特例市	1,295,238	1,060,471	81.9	1,389,289	1,136,015	81.8	△ 94,051	△ 6.8	△ 75,544	△ 6.6
都市	9,789,352	6,181,641	63.1	9,892,974	6,162,268	62.3	△ 103,622	△ 1.0	19,373	0.3
町村	3,128,981	1,331,888	42.6	3,183,101	1,330,409	41.8	△ 54,120	△ 1.7	1,479	0.1
合 計	45,558,099	31,507,885	69.2	45,821,504	31,374,428	68.5	△ 263,405	△ 0.6	133,457	0.4

第21表 地方交付税の状況（つづき）

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

（単位 %）

区 分	平成29年度						平成28年度						比 較			
	交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付	
													増減数	増減率	増減数	増減率
都 道 府 県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	-	-	-	-
市 町 村	1,643	95.6	75	4.4	1,718	100.0	1,642	95.6	76	4.4	1,718	100.0	1	0.1	△ 1	△ 1.3
政令指定都市	19	95.0	1 (1)	5.0	20 (1)	100.0	19	95.0	1 (1)	5.0	20 (1)	100.0	-	-	-	-
中 核 市	46	95.8	2	4.2	48	100.0	46	95.8	2	4.2	48	100.0	-	-	-	-
施行時特例市	32	88.9	4	11.1	36	100.0	31	86.1	5	13.9	36	100.0	1	3.2	△ 1	△ 20.0
都 市	649	94.5	38	5.5	687	100.0	650	94.6	37	5.4	687	100.0	△ 1	△ 0.2	1	2.7
町 村	897	96.8	30	3.2	927	100.0	896	96.7	31	3.3	927	100.0	1	0.1	△ 1	△ 3.2
合 計	1,689	95.7	76	4.3	1,765	100.0	1,688	95.6	77	4.4	1,765	100.0	1	0.1	△ 1	△ 1.3

（注）1 都道府県の不交付団体は、平成29年度及び平成28年度ともに東京都である。
 2 特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定のため、政令指定都市の下端に（ ）外書きとしている。

第22表 一般財源の状況

その1 総 括

（単位 百万円）

区 分	平成29年度			平成28年度			増 減 額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	20,542,835	19,361,567	39,904,402	20,251,648	19,140,743	39,392,391	291,187	220,824	512,011
地 方 譲 与 税	1,990,889	414,335	2,405,224	1,924,835	415,397	2,340,232	66,054	△ 1,062	64,992
地方特例交付金	47,258	85,542	132,800	49,320	73,980	123,300	△ 2,062	11,562	9,500
地方交付税	8,659,264	8,108,742	16,768,005	9,049,996	8,189,012	17,239,008	△ 390,732	△ 80,270	△ 471,003
市町村たばこ税 都道府県交付金	1,014	-	-	909	-	-	105	-	-
利子割交付金	-	34,613	-	-	22,495	-	-	12,118	-
配当割交付金	-	104,334	-	-	76,111	-	-	28,223	-
株式等譲渡所得割交付金	-	108,193	-	-	45,695	-	-	62,498	-
分離課税所得割交付金	-	4,715	-	-	-	-	-	4,715	-
道府県民税所得割臨時交付金	-	557,545	-	-	-	-	-	557,545	-
地方消費税交付金	-	2,343,803	-	-	2,262,120	-	-	81,683	-
ゴルフ場利用税交付金	-	31,452	-	-	32,513	-	-	△ 1,061	-
特別地方消費税交付金	-	1	-	-	0	-	-	1	-
自動車取得税交付金	-	135,472	-	-	101,613	-	-	33,859	-
軽油引取税交付金	-	128,804	-	-	127,878	-	-	926	-
小計（一般財源）	31,241,260	31,419,116	59,210,431	31,276,708	30,487,558	59,094,931	△ 35,448	931,558	115,500
その他の財源	19,648,244	28,407,663	42,112,884	20,346,382	27,913,170	42,364,917	△ 698,138	494,493	△ 252,033
歳 入 合 計	50,889,504	59,826,779	101,323,315	51,623,090	58,400,728	101,459,848	△ 733,586	1,426,051	△ 136,533

歳 入

第22表 一般財源の状況 (つづき)

その2 市町村

(単位 百万円・%)

区分	政令指定都市			中核市			施行時特例市			都市			町村			特別区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地方税	5,158,267	37.0	1.3	2,934,152	39.2	0.1	1,468,932	42.6	1.4	7,291,898	31.2	1.2	1,453,267	20.4	1.8	1,055,051	27.7	1.4
地方譲与税	76,878	0.6	△ 0.6	50,558	0.7	△ 0.3	23,164	0.7	0.5	183,842	0.8	△ 0.2	65,415	0.9	△ 0.3	14,477	0.4	△ 0.3
地方特例交付金	23,449	0.2	40.9	12,614	0.2	7.8	6,895	0.2	7.8	32,251	0.1	8.8	5,651	0.1	10.0	4,682	0.1	4.9
地方交付税	730,448	5.2	27.4	706,378	9.4	△ 2.7	276,012	8.0	△ 0.3	4,297,778	18.4	△ 3.3	2,098,125	29.4	△ 3.2	-	-	-
利子割交付金	7,755	0.1	68.3	5,408	0.1	64.7	2,581	0.1	65.3	12,595	0.1	57.9	2,291	0.0	65.9	3,983	0.1	8.1
配当割交付金	24,627	0.2	38.4	14,264	0.2	37.0	7,680	0.2	37.8	35,680	0.2	36.5	5,644	0.1	36.4	16,439	0.4	36.5
株式等譲渡所得割交付金	25,675	0.2	135.5	14,802	0.2	140.2	7,958	0.2	137.1	37,331	0.2	136.5	5,883	0.1	139.7	16,544	0.4	135.2
分離課税所得割交付金	4,715	0.0	皆増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道府県民税所得割臨時交付金	557,545	4.0	皆増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	511,242	3.7	3.8	340,395	4.6	4.3	161,355	4.7	4.0	902,666	3.9	3.5	191,897	2.7	3.1	236,248	6.2	2.7
ゴルフ場利用税交付金	1,828	0.0	△ 2.7	2,960	0.0	△ 4.8	1,389	0.0	△ 1.6	18,433	0.1	△ 3.1	6,805	0.1	△ 3.5	38	0.0	△ 0.5
特別地方消費税交付金	-	-	-	0	0.0	△ 22.2	-	-	-	0	0.0	皆増	0	0.0	皆増	-	-	-
自動車取得税交付金	29,521	0.2	30.0	14,640	0.2	33.5	8,422	0.2	33.3	56,704	0.2	34.9	18,447	0.3	37.3	7,738	0.2	25.8
軽油引取税交付金	128,804	0.9	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (一般財源)	7,280,752	52.3	13.1	4,096,171	54.8	0.4	1,964,388	56.9	1.9	12,869,179	55.0	0.2	3,853,426	54.0	△ 0.7	1,355,200	35.6	2.8
その他の財源	6,649,915	47.7	6.6	3,382,346	45.2	△ 0.5	1,485,215	43.1	1.0	10,529,295	45.0	△ 0.2	3,277,762	46.0	2.6	2,449,372	64.4	1.7
歳入合計	13,930,667	100.0	9.9	7,478,517	100.0	0.0	3,449,603	100.0	1.5	23,398,474	100.0	0.0	7,131,188	100.0	0.8	3,804,572	100.0	2.1

第23表 一般財源の推移

その1 純計

(単位 百万円・%)

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成23年度	34,171,416	3,770	△ 0.4	2,169,911	4,774	4.9	364,020	57	△ 5.0	18,752,268	4,668	9.1	55,457,615	4,097	2.8
24	34,460,760	3,802	0.8	2,271,480	4,998	4.7	127,467	20	△ 65.0	18,289,826	4,553	△ 2.5	55,149,533	4,074	△ 0.6
25	35,374,285	3,902	2.7	2,558,842	5,630	12.7	125,522	20	△ 1.5	17,595,454	4,380	△ 3.8	55,654,103	4,111	0.9
26	36,785,451	4,058	4.0	2,936,867	6,462	14.8	119,188	19	△ 5.0	17,431,428	4,339	△ 0.9	57,272,934	4,231	2.9
27	39,098,563	4,313	6.3	2,679,246	5,895	△ 8.8	118,868	19	△ 0.3	17,390,640	4,329	△ 0.2	59,287,318	4,380	3.5
28	39,392,391	4,346	0.8	2,340,232	5,149	△ 12.7	123,300	19	3.7	17,239,008	4,291	△ 0.9	59,094,931	4,366	△ 0.3
29	39,904,402	4,402	1.3	2,405,224	5,292	2.8	132,800	21	7.7	16,768,005	4,174	△ 2.7	59,210,431	4,374	0.2

(注) 地方特例交付金等の()書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

第23表 一般財源の推移（つづき）

その2 都道府県

（単位 百万円・％）

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金			地 方 交 付 税			市町村たばこ税 都道府県交付金			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	(1,873)	(100)	(皆増)	809,408	100	26.3
平成 23年度	15,735,438	3,161	△ 1.2	1,703,659	3,877	6.9	143,621	101	△ 8.3	9,697,663	3,622	10.6	2,394	128	291.2	27,282,775	3,371	3.2
24	16,116,742	3,238	2.4	1,830,934	4,167	7.5	50,987	36	△ 64.5	9,317,127	3,480	△ 3.9	1,270	68	△ 47.0	27,317,060	3,375	0.1
25	16,809,190	3,377	4.3	2,136,827	4,863	16.7	50,209	35	△ 1.5	8,848,887	3,305	△ 5.0	1,535	82	20.9	27,846,648	3,440	1.9
26	17,794,000	3,575	5.9	2,534,609	5,768	18.6	47,675	34	△ 5.0	8,878,785	3,316	0.3	1,544	82	0.6	29,256,614	3,615	5.1
27	20,142,594	4,047	13.2	2,257,839	5,139	△ 10.9	47,547	33	△ 0.3	8,845,703	3,304	△ 0.4	1,167	62	△ 24.4	31,294,850	3,866	7.0
28	20,251,648	4,069	0.5	1,924,835	4,381	△ 14.7	49,320	35	3.7	9,049,996	3,380	2.3	909	49	△ 22.1	31,276,708	3,864	△ 0.1
29	20,542,835	4,127	1.4	1,990,889	4,531	3.4	47,258	33	△ 4.2	8,659,264	3,234	△ 4.3	1,014	54	11.6	31,241,260	3,860	△ 0.1

（注）市町村たばこ税都道府県交付金の（ ）書きは平成17年度の数値である。

その3 市町村

（単位 百万円・％）

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金			地 方 交 付 税			そ の 他			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成 23年度	18,435,978	4,510	0.3	466,252	30,878	△ 2.0	220,399	44	△ 2.7	9,054,605	6,759	7.4	1,651,595	110,033	△ 2.3	29,828,829	5,466	2.1
24	18,344,018	4,488	△ 0.5	440,546	29,175	△ 5.5	76,480	15	△ 65.3	8,972,699	6,698	△ 0.9	1,684,167	112,203	2.0	29,517,911	5,409	△ 1.0
25	18,565,095	4,542	1.2	422,015	27,948	△ 4.2	75,313	15	△ 1.5	8,746,566	6,529	△ 2.5	1,811,280	120,672	7.5	29,620,270	5,428	0.3
26	18,991,451	4,646	2.3	402,257	26,640	△ 4.7	71,513	14	△ 5.0	8,552,643	6,384	△ 2.2	2,034,950	135,573	12.3	30,052,814	5,507	1.5
27	18,955,969	4,638	△ 0.2	421,408	27,908	4.8	71,321	14	△ 0.3	8,544,937	6,379	△ 0.1	3,045,882	202,924	49.7	31,039,517	5,688	3.3
28	19,140,743	4,683	1.0	415,397	27,510	△ 1.4	73,980	15	3.7	8,189,012	6,113	△ 4.2	2,668,425	177,776	△ 12.4	30,487,558	5,587	△ 1.8
29	19,361,567	4,737	1.2	414,335	27,439	△ 0.3	85,542	17	15.6	8,108,742	6,053	△ 1.0	3,448,930	229,775	29.2	31,419,116	5,757	3.1

（注）「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県

(単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比
A	該当なし	-	-	-	-	-	-
B1	愛知県	130,950	48.5	9,516	3.5	156,639	58.0
	神奈川県	102,829	57.6	10,128	5.7	126,792	71.1
	千葉県	106,137	43.2	27,989	11.4	147,726	60.1
	大阪府	118,747	44.0	27,638	10.2	162,493	60.1
	埼玉県	98,420	45.8	27,781	12.9	139,997	65.1
	静岡県	115,411	41.3	38,908	13.9	170,012	60.8
	(平均)	111,874	46.9	21,776	9.1	148,484	62.3
B2	栃木県	123,572	34.5	61,413	17.1	201,278	56.1
	群馬県	117,004	33.6	59,775	17.2	193,132	55.4
	茨城県	119,425	35.3	65,527	19.4	200,607	59.4
	福岡県	97,406	33.3	50,154	17.2	162,835	55.7
	兵庫県	102,393	32.0	53,727	16.8	170,864	53.3
	宮城県	111,539	21.1	87,412	16.5	214,753	40.6
	広島県	104,082	36.6	60,223	21.2	180,436	63.5
	三重県	120,771	34.1	75,929	21.4	213,107	60.1
	京都府	96,910	31.3	65,965	21.3	178,512	57.7
	滋賀県	114,461	33.5	81,537	23.9	212,106	62.1
	福島県	120,315	15.2	142,298	17.9	279,349	35.2
	岐阜県	108,715	31.0	84,553	24.1	209,571	59.7
	岡山県	100,287	31.2	83,350	25.9	199,670	62.1
	長野県	108,198	29.6	95,239	26.0	220,129	60.2
石川県	120,242	27.0	110,508	24.9	248,058	55.8	
(平均)	108,605	29.7	72,123	19.7	196,581	53.8	
C	香川県	114,244	25.8	110,590	25.0	241,196	54.6
	富山県	117,247	26.5	121,837	27.6	256,516	58.1
	新潟県	99,144	23.4	110,104	26.0	226,249	53.4
	山口県	109,119	25.5	121,490	28.4	247,356	57.8
	北海道	100,557	23.6	117,173	27.5	234,692	55.0
	愛媛県	99,364	23.0	120,424	27.9	236,213	54.8
	奈良県	87,964	25.5	114,262	33.2	216,393	62.8
	山梨県	114,952	21.7	152,669	28.8	284,167	53.6
	熊本県	84,584	16.3	121,476	23.4	221,693	42.8
	福井県	131,562	23.4	164,975	29.3	314,125	55.8
(平均)	102,251	23.1	120,890	27.3	239,690	54.1	
D	大分県	97,416	20.3	147,571	30.8	261,814	54.7
	岩手県	103,393	12.5	229,237	27.6	350,230	42.2
	山形県	98,528	19.6	162,804	32.4	279,030	55.6
	佐賀県	101,056	19.7	175,866	34.3	293,384	57.3
	沖縄県	83,521	17.3	142,251	29.5	239,795	49.6
	青森県	109,085	21.4	170,365	33.4	295,821	58.0
	宮崎県	90,729	18.3	166,424	33.6	273,700	55.2
	鹿児島県	89,053	19.1	163,392	35.0	268,996	57.7
	長崎県	84,143	16.9	161,254	32.4	261,138	52.5
	徳島県	101,373	16.5	196,981	32.0	315,099	51.2
	和歌山県	90,772	17.3	176,882	33.6	283,778	54.0
	秋田県	91,099	16.0	194,407	34.1	302,910	53.1
	(平均)	94,367	17.6	172,148	32.1	282,950	52.7
E	鳥取県	95,715	15.4	240,770	38.8	354,184	57.1
	高知県	89,183	14.1	237,058	37.6	343,625	54.5
	島根県	96,487	13.9	265,045	38.2	380,038	54.8
	(平均)	93,599	14.4	247,858	38.2	359,323	55.3
F	東京都	288,037	66.1	-	-	306,395	70.3
	(202,252)	(57.8)	-	-	(220,610)	(63.0)	
総平均	東京都を含む	126,207	34.7	67,806	18.6	209,980	57.7
	東京都を含まず	106,860	30.1	75,912	21.4	198,454	55.9

(注) 1 グループの分類は次による。

グループ	A	B		C	D	E
		B1	B2			
財力指数	1.0以上の団体	0.7~1.0の団体	0.5~0.7の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体

- (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「10交付金」という。)として市町村に交付する額を除いたものである。
- (2) 東京都の地方税については、上記10交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。
なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記10交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
- 人口1人当たり額は、平成30年1月1日現在の住民基本台帳に記載されている人口で除して得た額である。その2において同じ。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村

(1) 類型区分

ア 都市

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 90%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人口	類型	3	2	1	0
		50,000人未満	I	I-3	I-2
50,000人以上～100,000人未満	II	II-3	II-2	II-1	II-0
100,000人以上～150,000人未満	III	III-3	III-2	III-1	III-0
150,000人以上	IV	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

(注) 1 人口及び産業構造は、平成27年国勢調査による。

2 政令指定都市、特別区、中核市及び施行時特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

イ 町村

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
人口	類型	2	1	0
		5,000人未満	I	I-2
5,000人以上～10,000人未満	II	II-2	II-1	II-0
10,000人以上～15,000人未満	III	III-2	III-1	III-0
15,000人以上～20,000人未満	IV	IV-2	IV-1	IV-0
20,000人以上	V	V-2	V-1	V-0

歳
入

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村（つづき）

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令指定都市	187,944	37.0	26,614	5.2	265,278	52.3
特別区	112,280	27.7	—	—	248,122	61.3
中核市	155,032	39.2	37,323	9.4	216,430	54.8
施行時特例市	156,591	42.6	29,423	8.0	209,408	56.9
都 市						
I-0	120,111	18.3	192,196	29.2	339,833	51.7
I-1	112,940	18.2	206,869	33.4	346,367	56.0
I-2	139,368	26.3	123,569	23.3	289,052	54.6
I-3	116,127	19.4	175,602	29.3	317,011	52.9
II-0	150,371	31.3	102,106	21.2	280,249	58.3
II-1	119,609	23.4	141,053	27.6	285,976	56.0
II-2	150,272	33.6	72,868	16.3	248,672	55.7
II-3	139,271	34.8	55,985	14.0	218,802	54.6
III-0	140,576	34.5	70,820	17.4	237,461	58.2
III-1	131,267	27.4	99,408	20.7	254,718	53.2
III-2	158,375	35.9	48,425	11.0	231,752	52.5
III-3	145,273	37.0	45,165	11.5	213,913	54.5
IV-0	—	—	—	—	—	—
IV-1	156,502	34.3	56,792	12.4	239,895	52.5
IV-2	158,212	40.9	43,186	11.2	227,031	58.6
IV-3	156,895	43.1	22,331	6.1	202,699	55.7
町 村						
I-0	129,651	8.3	580,795	37.2	749,410	48.0
I-1	156,692	11.7	493,046	36.7	683,313	50.9
I-2	167,031	10.3	603,342	37.4	803,573	49.8
II-0	122,262	12.0	395,480	38.7	552,406	54.1
II-1	134,515	15.7	279,920	32.7	443,319	51.8
II-2	142,872	18.0	249,315	31.5	420,649	53.1
III-0	101,852	12.1	297,496	35.4	427,473	50.9
III-1	137,375	20.6	204,504	30.7	369,880	55.4
III-2	129,766	21.2	172,358	28.2	327,959	53.6
IV-0	112,054	15.9	258,425	36.7	400,379	56.9
IV-1	123,220	21.3	179,264	31.0	330,367	57.2
IV-2	132,562	24.9	143,384	27.0	301,826	56.8
V-0	106,680	17.4	233,142	37.9	366,322	59.6
V-1	150,367	35.0	80,183	18.6	257,053	59.8
V-2	127,938	32.3	66,138	16.7	217,545	55.0

第25表 国・県支出金の状況

その1 国庫支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
義務教育費負担金	1,263,075	20.8	-	-	1,263,075	8.1	1,526,626	9.7	△ 263,551	△ 17.3	0.0
生活保護費負担金	140,408	2.3	2,666,669	28.2	2,807,077	18.1	2,817,074	18.0	△ 9,997	△ 0.4	0.1
児童保護費等負担金	105,257	1.7	916,521	9.7	1,021,778	6.6	884,384	5.6	137,394	15.5	13.3
障害者自立支援給付費等負担金	77,497	1.3	1,187,480	12.6	1,264,977	8.2	1,195,894	7.6	69,083	5.8	5.8
私立高等学校等経費助成費補助金	105,577	1.7	-	-	105,577	0.7	98,417	0.6	7,160	7.3	△ 8.4
児童手当等交付金	-	-	1,360,477	14.4	1,360,477	8.8	1,376,011	8.8	△ 15,534	△ 1.1	△ 1.5
公立高等学校授業料不徴収交付金	12	0.0	9	0.0	21	0.0	494	0.0	△ 473	△ 95.7	△ 99.4
高等学校等就学支援金交付金	328,549	5.4	-	-	328,549	2.1	329,256	2.1	△ 707	△ 0.2	22.0
普通建設事業費支出金	1,084,830	17.9	632,481	6.7	1,717,311	11.1	1,531,979	9.8	185,332	12.1	△ 1.0
災害復旧事業費支出金	417,136	6.9	108,694	1.2	525,829	3.4	499,789	3.2	26,040	5.2	5.3
失業対策事業費支出金	-	-	3	0.0	3	0.0	17	0.0	△ 14	△ 82.4	240.0
委託金	124,453	2.0	94,993	1.0	219,447	1.4	225,492	1.4	△ 6,045	△ 2.7	△ 2.6
普通建設事業	4,316	0.1	7,265	0.1	11,581	0.1	11,857	0.1	△ 276	△ 2.3	10.0
災害復旧事業	32	0.0	1,161	0.0	1,193	0.0	2,027	0.0	△ 834	△ 41.1	△ 22.8
その他	120,105	1.9	86,567	0.9	206,673	1.3	211,608	1.3	△ 4,935	△ 2.3	△ 3.0
財政補給金	3,851	0.1	3,691	0.0	7,542	0.0	7,031	0.0	511	7.3	0.2
国有提供施設等所在市町村助成交付金	30	0.0	35,510	0.4	35,540	0.2	35,540	0.2	-	-	2.9
交通安全対策特別交付金	31,962	0.5	23,382	0.2	55,344	0.4	58,011	0.4	△ 2,667	△ 4.6	△ 4.8
電源立地地域対策交付金	94,421	1.6	30,887	0.3	125,308	0.8	124,574	0.8	734	0.6	△ 8.9
特定防衛施設周辺整備調整交付金	-	-	20,742	0.2	20,742	0.1	20,708	0.1	34	0.2	1.7
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,318	0.1	-	-	5,318	0.0	5,306	0.0	12	0.2	2.5
社会資本整備総合交付金	952,189	15.7	751,400	8.0	1,703,589	11.0	1,680,589	10.7	23,000	1.4	6.1
地方創生関係交付金	45,000	0.7	63,116	0.7	108,117	0.7	111,544	0.7	△ 3,427	△ 3.1	-
東日本大震災復興交付金	13,658	0.2	95,234	1.0	108,892	0.7	163,656	1.0	△ 54,764	△ 33.5	△ 46.4
その他	1,282,587	21.1	1,453,258	15.4	2,735,844	17.6	2,994,757	19.3	△ 258,913	△ 8.6	8.0
合 計	6,075,810	100.0	9,444,547	100.0	15,520,357	100.0	15,687,149	100.0	△ 166,792	△ 1.1	2.7

歳入

その2 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額				比 較		
	平成29年度		平成28年度		増減額	増減率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	2,484,793	62.3	2,513,427	63.6	△ 28,634	△ 1.1	△ 1.1
児童保護費等負担金	390,872	9.8	330,377	8.4	60,495	18.3	14.6
障害者自立支援給付費等負担金	561,558	14.1	530,485	13.4	31,073	5.9	5.8
児童手当等交付金	288,029	7.2	292,084	7.4	△ 4,055	△ 1.4	△ 1.7
普通建設事業費支出金	303,836	7.6	272,750	6.9	31,086	11.4	△ 10.8
災害復旧事業費支出金	62,198	1.6	64,499	1.6	△ 2,301	△ 3.6	△ 8.3
委託金	58,530	1.5	58,833	1.5	△ 303	△ 0.5	△ 13.0
普通建設事業	11,478	0.3	8,943	0.2	2,535	28.3	18.8
災害復旧事業	1,395	0.0	470	0.0	925	196.8	109.8
その他	45,657	1.2	49,420	1.3	△ 3,763	△ 7.6	△ 17.5
電源立地地域対策交付金	17,854	0.4	20,055	0.5	△ 2,201	△ 11.0	△ 13.6
石油貯蔵施設立地対策等交付金	4,755	0.1	4,788	0.1	△ 33	△ 0.7	0.7
その他	797,161	20.0	939,556	23.8	△ 142,395	△ 15.2	△ 4.3
都道府県費のみのも	1,505,269	37.7	1,440,553	36.4	64,716	4.5	2.6
普通建設事業費支出金	192,344	4.8	177,805	4.5	14,539	8.2	6.5
災害復旧事業費支出金	3,755	0.1	1,752	0.0	2,003	114.3	9.4
その他	1,309,170	32.8	1,260,996	31.9	48,174	3.8	2.0
合 計	3,990,062	100.0	3,953,979	100.0	36,083	0.9	0.2

(注) 「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

第26表 地方債発行状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
(発行目的別)											
公共事業等債	964,995	17.5	330,328	6.4	1,295,323	12.2	1,515,706	14.6	△ 220,383	△ 14.5	△ 2.0
うち財源対策債	-	-	-	-	-	-	268,187	2.6	△ 268,187	皆減	△ 48.9
公営住宅建設事業債	78,556	1.4	98,195	1.9	176,750	1.7	196,597	1.9	△ 19,847	△ 10.1	7.1
うち復旧・復興事業分	7,029	0.1	5,992	0.1	13,022	0.1	27,772	0.3	△ 14,750	△ 53.1	12.2
うち(旧)緊急防災・減災事業分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業債	106,774	1.9	81,124	1.6	187,898	1.8	166,389	1.6	21,509	12.9	138.4
(旧)緊急防災・減災事業債	-	-	12	0.0	12	0.0	7,531	0.1	△ 7,519	△ 99.8	△ 46.0
全国防災事業債	-	-	21	0.0	21	0.0	35,893	0.3	△ 35,872	△ 99.9	△ 76.6
教育・福祉施設等整備事業債	126,418	2.3	677,143	13.1	803,561	7.5	657,010	6.3	146,551	22.3	6.2
一般単独事業債	1,037,033	18.8	1,384,884	26.9	2,421,917	22.8	2,504,401	24.1	△ 82,484	△ 3.3	0.3
辺地対策事業債	-	-	39,085	0.8	39,085	0.4	37,243	0.4	1,842	4.9	△ 3.8
過疎対策事業債	-	-	363,019	7.0	363,019	3.4	347,105	3.3	15,914	4.6	2.6
首都圏等整備事業債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公共用地先行取得等事業債	8,314	0.2	23,088	0.4	31,402	0.3	34,885	0.3	△ 3,483	△ 10.0	9.1
行政改革推進債	142,168	2.6	28,459	0.6	170,627	1.6	174,914	1.7	△ 4,287	△ 2.5	4.1
退職手当債	81,222	1.5	10,752	0.2	91,974	0.9	153,361	1.5	△ 61,387	△ 40.0	△ 12.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	38,696	0.7	7,772	0.2	46,469	0.4	41,573	0.4	4,896	11.8	△ 1.8
財源対策債	387,171	7.0	180,849	3.5	568,020	5.3	379,412	3.7	188,608	49.7	191.6
減収補填債	21,477	0.4	4,203	0.1	25,680	0.2	42,131	0.4	△ 16,451	△ 39.0	1,356.8
臨時財政対策債	2,211,959	40.1	1,776,331	34.5	3,988,291	37.5	3,739,376	36.0	248,915	6.7	△ 15.7
減収補填債特例分(平成19~29年度)	228,181	4.1	6,253	0.1	234,434	2.2	131,912	1.3	102,522	77.7	53.9
都道府県貸付金	-	-	54,068	1.0	30,344	0.3	38,339	0.4	△ 7,995	△ 20.9	32.8
その他	83,643	1.5	86,422	1.7	170,065	1.5	183,499	1.7	△ 13,434	△ 7.3	41.6
合 計	5,516,607	100.0	5,152,008	100.0	10,644,892	100.0	10,387,277	100.0	257,615	2.5	△ 2.8
うち財源対策債等	387,171	7.0	180,849	3.5	568,020	5.3	647,599	6.2	△ 79,579	△ 12.3	△ 1.2
(借入先別)											
財政融資資金	524,175	9.5	1,820,017	35.3	2,344,192	22.0	2,255,790	21.7	88,402	3.9	△ 8.9
旧郵政公社資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧郵便貯金資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧簡易生命保険資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構資金	339,614	6.2	753,269	14.6	1,092,883	10.3	1,077,453	10.4	15,430	1.4	△ 7.8
国の予算貸付・政府関係機関貸付(地方公共団体金融機構を除く。)	38,696	0.7	7,772	0.2	46,469	0.4	41,573	0.4	4,896	11.8	△ 1.8
ゆうちょ銀行	89,573	1.6	65,735	1.3	155,308	1.5	72,640	0.7	82,668	113.8	△ 0.3
市中銀行	1,926,320	34.9	1,033,517	20.1	2,959,838	27.8	3,059,985	29.5	△ 100,147	△ 3.3	△ 1.2
その他の金融機関	382,705	6.9	492,658	9.6	875,363	8.2	948,813	9.1	△ 73,450	△ 7.7	15.4
かんぽ生命保険	57,339	1.0	37,598	0.7	94,937	0.9	54,959	0.5	39,978	72.7	△ 36.8
保険会社等	8,500	0.2	-	-	8,500	0.1	4,500	0.0	4,000	88.9	皆増
交付公債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市場公募債	2,124,550	38.5	742,875	14.4	2,867,425	26.9	2,629,627	25.3	237,798	9.0	△ 2.0
個別発行債10年債	841,001	15.2	209,315	4.1	1,050,316	9.9	944,462	9.1	105,854	11.2	6.5
個別発行債5年債	306,311	5.6	87,040	1.7	393,351	3.7	340,705	3.3	52,646	15.5	△ 30.2
個別発行債20年債	328,847	6.0	167,943	3.3	496,790	4.7	416,400	4.0	80,390	19.3	29.1
個別発行債30年債	286,066	5.2	182,263	3.5	468,329	4.4	473,000	4.6	△ 4,671	△ 1.0	82.6
個別発行債15年債	10,000	0.2	10,000	0.0	20,000	0.2	12,375	0.1	7,625	61.6	△ 61.1
個別発行債7年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減
共同発行債10年債	331,400	6.0	67,225	1.3	398,626	3.7	415,605	4.0	△ 16,979	△ 4.1	△ 24.1
住民公募債	1,000	0.0	6,088	0.1	7,088	0.1	16,885	0.2	△ 9,797	△ 58.0	△ 85.5
外国債	9,924	0.2	-	-	9,924	0.1	10,195	0.1	△ 271	△ 2.7	4.3
その他	10,001	0.0	13,001	0.0	23,001	0.1	-	-	23,001	皆増	皆減
共 済 等	3,110	0.1	144,713	2.8	147,823	1.4	137,568	1.3	10,255	7.5	1.0
そ の 他	22,025	0.4	53,854	1.0	52,154	0.5	104,369	1.1	△ 52,215	△ 50.0	△ 0.5
合 計	5,516,607	100.0	5,152,008	100.0	10,644,892	100.0	10,387,277	100.0	257,615	2.5	△ 2.8

(注) 1 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
 2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
 3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
 4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。
 5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

第27表 平成29年度地方債発行（予定）額の状況

その1 通常収支分

(単位 百万円)

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計
一 一般会計債															
1 公共事業等	623,400	1,393,100	2,016,500	543,216	1,365,638	1,908,853	311,497	1,133,443	1,444,940	27,387	146,128	173,515	204,331	86,067	290,399
2 公営住宅 建設事業	42,500	73,900	116,400	48,748	121,542	170,289	31	75,391	75,422	-	25,974	25,974	48,717	20,176	68,893
3 災害復旧事業	189,500	-	189,500	190,811	6,073	196,884	99,944	2,590	102,534	21,850	3,411	25,261	69,017	72	69,089
4 教育・福祉施設 等整備事業	298,400	321,700	620,100	269,056	476,083	745,139	5,041	119,198	124,239	9,119	130,894	140,012	254,896	225,991	480,888
5 一般単独事業	409,000	1,784,900	2,193,900	343,466	2,088,153	2,431,619	42,994	1,016,087	1,059,082	5,946	243,870	249,816	294,525	828,196	1,122,721
6 辺地及び 過疎対策事業	466,000	38,200	504,200	440,592	15,939	456,531	-	-	-	821	208	1,028	439,771	15,732	455,503
7 公共用地先行取 得等事業	-	34,500	34,500	-	33,726	33,726	-	10,783	10,783	-	6,559	6,559	-	16,384	16,384
8 行政改革推進	-	70,000	70,000	-	170,943	170,943	-	142,413	142,413	-	22,769	22,769	-	5,761	5,761
9 調 整	-	10,000	10,000	-	6,800	6,800	-	6,800	6,800	-	-	-	-	-	-
計	2,028,800	3,726,300	5,755,100	1,835,887	4,284,897	6,120,784	459,507	2,506,706	2,966,213	65,123	579,811	644,934	1,311,257	1,198,380	2,509,637
二 公営企業債															
1 水道事業	486,800	71,300	558,100	355,623	57,419	413,042	50,624	36,103	86,726	55,903	15,768	71,670	249,097	5,548	254,645
2 工業用 水道事業	10,400	14,300	24,700	6,768	9,125	15,894	3,932	8,067	11,999	180	664	844	2,656	394	3,051
3 交通事業	48,800	114,400	163,200	39,496	84,862	124,359	-	14,788	14,788	36,048	68,739	104,787	3,448	1,336	4,784
4 電気事業・ ガス事業	8,600	11,600	20,200	6,416	6,973	13,388	4,381	5,245	9,626	-	990	990	2,035	738	2,772
5 港湾整備事業	18,500	32,400	50,900	17,063	31,805	48,868	13,260	27,172	40,432	810	3,880	4,690	2,993	753	3,746
6 病院事業・ 介護サービス事業	255,600	205,800	461,400	255,883	158,989	414,871	77,086	87,180	164,267	18,689	35,260	53,949	160,108	36,548	196,656
7 市場事業・ と畜場事業	5,400	22,200	27,600	12,307	10,925	23,232	130	795	925	4,282	9,022	13,304	7,895	1,108	9,003
8 地域開発事業	-	62,200	62,200	-	53,508	53,508	-	24,791	24,791	-	10,647	10,647	-	18,071	18,071
9 下水道事業	683,700	525,000	1,208,700	610,299	420,120	1,030,419	59,894	64,097	123,991	130,739	129,585	260,324	419,667	226,438	646,105
10 観光その他事業	700	12,700	13,400	662	11,275	11,937	-	1,667	1,667	-	3,622	3,622	662	5,987	6,649
11 公営企業 退職手当債	-	-	-	-	971	971	-	-	-	-	-	-	-	971	971
計	1,518,500	1,071,900	2,590,400	1,304,517	845,971	2,150,488	209,306	269,904	479,210	246,650	278,176	524,826	848,561	297,892	1,146,453

歳入

第27表 平成29年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その1 通常収支分（つづき）

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計
三 臨時財政対策債	1,545,200	2,500,000	4,045,200	1,508,252	2,477,761	3,986,013	379,233	1,832,727	2,211,959	95,638	547,288	642,926	1,033,381	97,747	1,131,128
四 退職手当債	-	80,000	80,000	-	92,367	92,367	-	81,522	81,522	-	8,087	8,087	-	2,758	2,758
五 減収補填債	-	-	-	-	260,674	260,674	-	250,239	250,239	-	4,025	4,025	-	6,410	6,410
六 国の予算等 貸付金債															
1 中小企業高度化 資金貸付金	-	-	-	(36,292)	-	(36,292)	(36,292)	-	(36,292)	-	-	-	-	-	-
2 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	(430)	-	(430)	(180)	-	(180)	(225)	-	(225)	(25)	-	(25)
3 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	-	-	-	(984)	-	(984)	(493)	-	(493)	(333)	-	(333)	(157)	-	(157)
4 災害援護資金 貸付金	-	-	-	(327)	-	(327)	(63)	-	(63)	(264)	-	(264)	-	-	-
5 都市開発資金 貸付金	-	-	-	(1,118)	-	(1,118)	-	-	-	(1,105)	-	(1,105)	(13)	-	(13)
6 市街地再開発 組合等貸付金	-	-	-	(1,950)	-	(1,950)	-	-	-	(1,500)	-	(1,500)	(450)	-	(450)
7 有料道路（駐車場含 む。）整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 埠頭整備等資金 貸付金	-	-	-	(3,303)	-	(3,303)	(803)	-	(803)	(2,500)	-	(2,500)	-	-	-
9 公害防止資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 農業災害補償 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	(740)	-	(740)	(740)	-	(740)	-	-	-	-	-	-
12 沿道整備資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 沖縄振興開発金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(11)	-	(11)	-	-	-	-	-	-	(11)	-	(11)
14 農地保有合理化 促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 就農支援資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 日本政策金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(2,686)	-	(2,686)	(2,238)	-	(2,238)	(53)	-	(53)	(395)	-	(395)
17 連続立体交差 資金貸付金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
18 都市環境維持・ 改善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 地域商店街活性化 高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 電線敷設工事 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 賑わい増進事業 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 そ の 他	-	-	-	(16)	-	(16)	-	-	-	-	-	-	(16)	-	(16)
計	(26,700)	-	(26,700)	(47,881)	-	(47,881)	(40,809)	-	(40,809)	(6,005)	-	(6,005)	(1,067)	-	(1,067)
総 計	(26,700)	-	(26,700)	(47,881)	-	(47,881)	(40,809)	-	(40,809)	(6,005)	-	(6,005)	(1,067)	-	(1,067)
	5,092,500	7,378,200	12,470,700	4,648,656	7,961,670	12,610,326	1,048,046	4,941,097	5,989,143	407,411	1,417,387	1,824,798	3,193,199	1,603,186	4,796,385

(注) 1 特別区については中核市・施行時特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあつては都道府県分として、政令指定都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）にあつては政令指定都市分として、その他のものにあつては中核市・施行時特例市・都市・町村分として区分した。
 2 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであつて外書である。
 3 地方債計画額は、最終計画額である。
 4 四捨五入により計と一致しない場合がある。

第27表 平成29年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その2 東日本大震災分

復旧・復興事業

(単位 百万円)

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計
一 般 会 計 債															
公営住宅建設事業	15,800	-	15,800	11,981	-	11,981	6,355	-	6,355	-	-	-	5,626	-	5,626
災害復旧事業	1,800	-	1,800	421	-	421	79	-	79	-	-	-	342	-	342
一般補助施設整備等事業	-	-	-	3,669	2,742	6,411	3,442	2,643	6,085	128	-	128	100	99	198
一般単独事業	300	-	300	6	26	32	6	26	32	-	-	-	-	-	-
計	17,900	-	17,900	16,078	2,768	18,845	9,883	2,669	12,551	128	-	128	6,068	99	6,166
公 営 企 業 債															
市場事業・ と畜場事業	100	-	100	8	-	8	-	-	-	-	-	-	8	-	8
下水道事業	800	-	800	812	18	830	-	-	-	164	-	164	648	18	666
計	900	-	900	820	18	838	-	-	-	164	-	164	657	18	675
被 災 施 設 借 換 債															
国の予算等貸付金債				34	-	34	-	-	-	-	-	-	34	-	34
災害援護資金貸付金	(500)	-	(500)	(254)	-	(254)	(254)	-	(254)	-	-	-	-	-	-
計	(500)	-	(500)	(254)	-	(254)	(254)	-	(254)	-	-	-	-	-	-
総 計	18,800	-	18,800	16,932	2,786	19,718	9,883	2,669	12,551	292	-	292	6,758	117	6,875

歳入

第27表 平成29年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計
一 一般会計債															
1 公共事業等	623,400	1,393,100	2,016,500	543,216	1,365,638	1,908,853	311,497	1,133,443	1,444,940	27,387	146,128	173,515	204,331	86,067	290,399
2 公営住宅 建設事業	58,300	73,900	132,200	60,728	121,542	182,270	6,386	75,391	81,778	-	25,974	25,974	54,342	20,176	74,518
3 災害復旧事業	191,300	-	191,300	191,232	6,073	197,305	100,023	2,590	102,613	21,850	3,411	25,261	69,359	72	69,432
4 教育・福祉施設 等整備事業	298,400	321,700	620,100	272,725	478,825	751,550	8,483	121,841	130,324	9,246	130,894	140,140	254,996	226,090	481,086
5 一般単独事業	409,300	1,784,900	2,194,200	343,472	2,088,179	2,431,651	43,001	1,016,113	1,059,114	5,946	243,870	249,816	294,525	828,196	1,122,721
6 辺地及び 過疎対策事業	466,000	38,200	504,200	440,592	15,939	456,531	-	-	-	821	208	1,028	439,771	15,732	455,503
7 公共用地先行 取得等事業	-	34,500	34,500	-	33,726	33,726	-	10,783	10,783	-	6,559	6,559	-	16,384	16,384
8 行政改革推進	-	70,000	70,000	-	170,943	170,943	-	142,413	142,413	-	22,769	22,769	-	5,761	5,761
9 調 整	-	10,000	10,000	-	6,800	6,800	-	6,800	6,800	-	-	-	-	-	-
計	2,046,700	3,726,300	5,773,000	1,851,965	4,287,664	6,139,629	469,390	2,509,375	2,978,764	65,251	579,811	645,062	1,317,325	1,198,478	2,515,803
二 公営企業債															
1 水道事業	486,800	71,300	558,100	355,623	57,419	413,042	50,624	36,103	86,726	55,903	15,768	71,670	249,097	5,548	254,645
2 工業用 水道事業	10,400	14,300	24,700	6,768	9,125	15,894	3,932	8,067	11,999	180	664	844	2,656	394	3,051
3 交通事業	48,800	114,400	163,200	39,496	84,862	124,359	-	14,788	14,788	36,048	68,739	104,787	3,448	1,336	4,784
4 電気事業・ ガス事業	8,600	11,600	20,200	6,416	6,973	13,388	4,381	5,245	9,626	-	990	990	2,035	738	2,772
5 港湾整備事業	18,500	32,400	50,900	17,063	31,805	48,868	13,260	27,172	40,432	810	3,880	4,690	2,993	753	3,746
6 病院事業・ 介護サービス事業	255,600	205,800	461,400	255,883	158,989	414,871	77,086	87,180	164,267	18,689	35,260	53,949	160,108	36,548	196,656
7 市場事業・ と畜場事業	5,500	22,200	27,700	12,316	10,925	23,240	130	795	925	4,282	9,022	13,304	7,904	1,108	9,012
8 地域開発事業	-	62,200	62,200	-	53,508	53,508	-	24,791	24,791	-	10,647	10,647	-	18,071	18,071
9 下水道事業	684,500	525,000	1,209,500	611,111	420,138	1,031,249	59,894	64,097	123,991	130,903	129,585	260,488	420,315	226,456	646,771
10 観光その他事業	700	12,700	13,400	662	11,275	11,937	-	1,667	1,667	-	3,622	3,622	662	5,987	6,649
11 公営企業 退職手当債	-	-	-	-	971	971	-	-	-	-	-	-	-	971	971
計	1,519,400	1,071,900	2,591,300	1,305,338	845,989	2,151,327	209,306	269,904	479,210	246,814	278,176	524,990	849,217	297,910	1,147,127

第27表 平成29年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計（つづき）

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計
三 被災施設借換債	-	-	-	34	-	34	-	-	-	-	-	-	34	-	34
四 臨時財政対策債	1,545,200	2,500,000	4,045,200	1,508,252	2,477,761	3,986,013	379,233	1,832,727	2,211,959	95,638	547,288	642,926	1,033,381	97,747	1,131,128
五 退職手当債	-	80,000	80,000	-	92,367	92,367	-	81,522	81,522	-	8,087	8,087	-	2,758	2,758
六 減収補填債	-	-	-	-	260,674	260,674	-	250,239	250,239	-	4,025	4,025	-	6,410	6,410
七 国の予算等 貸付金債															
1 中小企業高度化 資金貸付金	-	-	-	(36,292)	-	(36,292)	(36,292)	-	(36,292)	-	-	-	-	-	-
2 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	(430)	-	(430)	(180)	-	(180)	(225)	-	(225)	(25)	-	(25)
3 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	-	-	-	(984)	-	(984)	(493)	-	(493)	(333)	-	(333)	(157)	-	(157)
4 災害援護資金 貸付金	-	-	-	(580)	-	(580)	(317)	-	(317)	(264)	-	(264)	-	-	-
5 都市開発資金 貸付金	-	-	-	(1,118)	-	(1,118)	-	-	-	(1,105)	-	(1,105)	(13)	-	(13)
6 市街地再開発 組合等貸付金	-	-	-	(1,950)	-	(1,950)	-	-	-	(1,500)	-	(1,500)	(450)	-	(450)
7 有料道路（駐車場含 む。）整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 埠頭整備等資金 貸付金	-	-	-	(3,303)	-	(3,303)	(803)	-	(803)	(2,500)	-	(2,500)	-	-	-
9 公害防止資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 農業災害補償 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	(740)	-	(740)	(740)	-	(740)	-	-	-	-	-	-
12 沿道整備資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 沖縄振興開発金 融公庫資金貸付金	-	-	-	(11)	-	(11)	-	-	-	-	-	-	(11)	-	(11)
14 農地保有合理化促 進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 就農支援資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 日本政策金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(2,686)	-	(2,686)	(2,238)	-	(2,238)	(53)	-	(53)	(395)	-	(395)
17 連続立体交差 資金貸付金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
18 都市環境維持・ 改善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 地域商店街活性化 高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 電線敷設工事 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 賑わい増進事業 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 そ の 他	-	-	-	(16)	-	(16)	-	-	-	-	-	-	(16)	-	(16)
計	(27,200)	-	(27,200)	(48,135)	-	(48,135)	(41,063)	-	(41,063)	(6,005)	-	(6,005)	(1,067)	-	(1,067)
総 計	(27,200)	-	(27,200)	(48,135)	-	(48,135)	(41,063)	-	(41,063)	(6,005)	-	(6,005)	(1,067)	-	(1,067)
	5,111,300	7,378,200	12,489,500	4,665,588	7,964,456	12,630,044	1,057,928	4,943,766	6,001,695	407,703	1,417,387	1,825,089	3,199,957	1,603,303	4,803,260

歳入

第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
使 用 料	665,702	76.8	994,684	72.4	1,660,387	74.1	1,670,912	74.3	△ 10,525	△ 0.6	4.5
授 業 料	251,049	29.0	36,241	2.6	287,290	12.8	290,449	12.9	△ 3,159	△ 1.1	39.9
高 等 学 校	243,574	28.1	14,964	1.1	258,538	11.5	261,214	11.6	△ 2,676	△ 1.0	47.0
幼 稚 園	-	-	15,607	1.1	15,607	0.7	16,055	0.7	△ 448	△ 2.8	△ 4.8
そ の 他	7,475	0.9	5,670	0.4	13,145	0.6	13,180	0.6	△ 35	△ 0.3	1.3
保育所使用料	-	-	181,779	13.2	181,779	8.1	183,943	8.2	△ 2,164	△ 1.2	△ 4.8
公営住宅使用料	234,302	27.0	316,634	23.0	550,936	24.6	557,402	24.8	△ 6,466	△ 1.2	△ 0.3
発電水利使用料	33,380	3.9	-	-	33,380	1.5	33,236	1.5	144	0.4	0.1
そ の 他	146,971	16.9	460,030	33.6	607,002	27.1	605,882	26.9	1,120	0.2	△ 0.0
手 数 料	200,560	23.2	379,145	27.6	579,705	25.9	577,792	25.7	1,913	0.3	0.0
法定受託事務に係るもの	52,007	6.0	26,474	1.9	78,481	3.5	78,877	3.5	△ 396	△ 0.5	0.3
自治事務に係るもの	148,553	17.1	352,671	25.7	501,225	22.4	498,915	22.2	2,310	0.5	0.0
合 計	866,263	100.0	1,373,830	100.0	2,240,092	100.0	2,248,704	100.0	△ 8,612	△ 0.4	3.3

第29表 繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		合 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	17,179	1.2	117,509	5.5	134,688	3.8	119,363	3.4	15,325	12.8	22.4
法適用の公営企業会計	11,885	0.9	33,059	1.5	44,944	1.3	31,604	0.9	13,340	42.2	17.2
法非適用の公営企業会計	5,291	0.4	40,482	1.9	45,773	1.3	49,494	1.4	△ 3,721	△ 7.5	39.5
そ の 他	3	0.0	43,968	2.1	43,971	1.2	38,265	1.1	5,706	14.9	9.0
基金からの繰入金	1,371,247	98.8	2,021,377	94.3	3,392,624	96.0	3,400,117	96.5	△ 7,493	△ 0.2	0.9
積立金取崩し額	1,276,739	92.0	1,933,936	90.2	3,210,675	90.9	3,276,853	93.0	△ 66,178	△ 2.0	△ 0.3
そ の 他	94,508	6.8	87,441	4.1	181,949	5.1	123,264	3.5	58,685	47.6	48.5
財産区からの繰入金	-	-	5,101	0.2	5,101	0.1	5,672	0.2	△ 571	△ 10.1	4.1
合 計	1,388,426	100.0	2,143,986	100.0	3,532,413	100.0	3,525,152	100.0	7,261	0.2	1.5

第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率		
財 産 収 入	212,139	5.1	398,367	13.4	610,506	9.4	608,038	9.1	2,468	0.4	△ 6.1
財 産 運 用 収 入	100,584	2.4	164,932	5.6	265,516	4.1	274,971	4.1	△ 9,455	△ 3.4	△ 7.4
財 産 売 払 収 入	111,555	2.7	233,435	7.9	344,990	5.3	333,067	5.0	11,923	3.6	△ 5.0
寄 附 金	19,858	0.5	407,082	13.7	426,891	6.6	349,758	5.3	77,133	22.1	51.4
諸 収 入	3,915,356	94.4	2,161,396	72.9	5,453,083	84.0	5,701,542	85.6	△ 248,459	△ 4.4	△ 8.2
延滞金、加算金 及び過料	38,248	0.9	39,335	1.3	77,583	1.2	86,621	1.3	△ 9,038	△ 10.4	△ 0.1
預 金 利 子	558	0.0	694	0.0	1,252	0.0	2,018	0.0	△ 766	△ 38.0	△ 57.5
貸付金元利収入	3,115,676	75.1	1,140,626	38.4	4,211,784	64.9	4,479,985	67.3	△ 268,201	△ 6.0	△ 8.5
公営企業貸付金 元 利 収 入	46,879	1.1	30,559	1.0	77,437	1.2	72,229	1.1	5,208	7.2	△ 0.7
受託事業収入	76,525	1.8	40,495	1.4	44,333	0.7	40,158	0.6	4,175	10.4	△ 5.9
収益事業収入	247,401	6.0	93,715	3.2	341,116	5.3	372,795	5.6	△ 31,679	△ 8.5	△ 5.3
雑 入	390,068	9.4	815,973	27.5	699,577	10.8	647,737	9.7	51,840	8.0	△ 9.6
合 計	4,147,353	100.0	2,966,845	100.0	6,490,480	100.0	6,659,339	100.0	△ 168,859	△ 2.5	△ 6.1

(注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況 その2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第31表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

区 分	国内総生産 (支出側)		歳 出 総 額		国から 地方に對する 支出 (D)	地方から 国に對する 支出 (E)	歳 出 純 計 額						純 計 構 成 比		国内総生産(支出側) に 對 する 割 合		
	実 額 (A)	指 数	国 (B)	地 方 (C)			国		地 方		合 計		(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
							(B)-(D) (F)	指 数	(C)-(E) (G)	指 数	(F)+(G) (H)	指 数					
昭和10年度	167	-	22	21	3	0	19	-	21	-	40	-	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	-	81	31	11	0	70	-	31	-	101	-	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成19年度	5,309,229	2,632	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	5,398	878,820	3,735	1,492,376	4,277	41.1	58.9	11.6	16.6	28.1
20	5,094,820	2,526	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	5,452	885,061	3,761	1,504,790	4,312	41.2	58.8	12.2	17.4	29.5
21	4,919,570	2,439	1,056,981	961,064	344,179	12,836	712,801	6,271	948,228	4,030	1,661,030	4,760	42.9	57.1	14.5	19.3	33.8
22	4,994,289	2,476	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	5,821	939,243	3,992	1,600,839	4,587	41.3	58.7	13.2	18.8	32.1
23	4,940,425	2,449	1,058,330	970,026	373,166	7,698	685,164	6,028	962,329	4,090	1,647,492	4,721	41.6	58.4	13.9	19.5	33.3
24	4,943,698	2,451	1,044,969	964,186	362,159	9,308	682,810	6,007	954,877	4,058	1,637,687	4,693	41.7	58.3	13.8	19.3	33.1
25	5,072,552	2,515	1,058,980	974,120	367,916	7,676	691,064	6,080	966,444	4,107	1,657,508	4,750	41.7	58.3	13.6	19.1	32.7
26	5,182,352	2,569	1,060,355	985,228	360,051	7,054	700,304	6,161	978,174	4,157	1,678,478	4,810	41.7	58.3	13.5	18.9	32.4
27	5,329,830	2,642	1,061,292	984,052	354,709	7,220	706,583	6,217	976,833	4,151	1,683,415	4,824	42.0	58.0	13.3	18.3	31.6
28	5,367,950	2,661	1,064,419	981,415	353,897	8,072	710,523	6,251	973,342	4,137	1,683,865	4,825	42.2	57.8	13.2	18.1	31.4
29	5,474,085	2,714	1,057,801	979,984	348,264	7,344	709,537	6,243	972,640	4,134	1,682,178	4,821	42.2	57.8	13.0	17.8	30.7

(注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成19年度以降は「国民経済計算(08SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和10年度及び16年度は「国民経済計算(53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。
 2 国の歳出額は、平成29年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(子ども・子育て支援勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、自動車安全特別会計(空港整備勘定のみ)、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成28年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。
 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第32表 平成29年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

区 分	歳 出 合 計						国から 地方に 対する 支 出 (C)	地方か ら国に 対する 支 出 (D)	国・地方を通じる歳出純計額						総 額 中 地 方 の 割 合 (F)/(G)	国の純計 に占める 地方に 対する 支出 の割合 (C)/(A)
	国					地 方 (B)			国		地 方		総 額			
	一 般 会 計	特 会 別 計	合 計	う ち 重 複 額	差 引 計 (A)				(A)-(C) (E)	構 成 比	(B)-(D) (F)	構 成 比	(E)+(F) (G)	構 成 比		
機 関 費	48,257	-	48,257	-	48,257	149,565	5,183	-	43,073	6.1	149,565	15.4	192,639	11.5	77.6	10.7
一 般 行 政 費	15,833	-	15,833	-	15,833	87,405	4,235	-	11,598	1.6	87,405	9.0	99,002	5.9	88.3	26.7
司 法 警 察 消 防 費	15,601	-	15,601	-	15,601	52,646	947	-	14,654	2.1	52,646	5.4	67,300	4.0	78.2	6.1
外 交 費	8,887	-	8,887	-	8,887	-	-	-	8,887	1.3	-	-	8,887	0.5	-	-
徴 税 費	7,789	-	7,789	-	7,789	9,514	1	-	7,788	1.1	9,514	1.0	17,303	1.0	55.0	0.0
貨 幣 製 造 費	147	-	147	-	147	-	-	-	147	0.0	-	-	147	0.0	-	-
地 方 財 政 費	156,448	520,345	676,793	480,667	196,127	-	193,060	-	3,067	0.4	-	-	3,067	0.2	-	98.4
防 衛 費	52,868	108	52,976	32	52,944	-	355	-	52,589	7.4	-	-	52,589	3.1	-	0.7
国 土 保 全 及 び 開 発 費	68,950	15,885	84,835	6,198	78,637	135,995	30,960	7,344	47,678	6.7	128,652	13.2	176,329	10.5	73.0	39.4
国 土 保 全 費	10,289	3,407	13,697	1,006	12,690	18,085	5,015	1,593	7,675	1.1	16,492	1.7	24,167	1.4	68.2	39.5
国 土 開 発 費	53,560	12,478	66,038	5,191	60,847	109,462	23,259	5,624	37,588	5.3	103,838	10.7	141,426	8.4	73.4	38.2
災 害 復 旧 費	3,335	-	3,335	-	3,335	8,448	2,685	127	650	0.1	8,322	0.8	8,971	0.5	92.8	80.5
そ の 他	1,766	-	1,765	-	1,765	-	-	-	1,765	0.2	-	-	1,765	0.2	-	-
産 業 経 済 費	31,575	21,730	53,305	5,824	47,481	62,625	4,106	-	43,375	6.1	62,625	6.4	106,000	6.3	59.1	8.6
農 林 水 産 業 費	19,004	-	19,004	-	19,004	13,678	3,094	-	15,910	2.2	13,678	1.4	29,588	1.8	46.2	16.3
商 工 費	12,571	21,730	34,301	5,824	28,477	48,947	1,012	-	27,465	3.9	48,947	5.0	76,412	4.5	64.1	3.6
教 育 費	54,422	416	54,837	123	54,715	168,829	24,686	-	30,029	4.2	168,829	17.4	198,858	11.8	84.9	45.1
学 校 教 育 費	40,669	21	40,690	6	40,684	130,360	20,724	-	19,960	2.8	130,360	13.4	150,320	8.9	86.7	50.9
社 会 教 育 費	1,759	395	2,154	117	2,037	12,632	639	-	1,399	0.2	12,632	1.3	14,031	0.8	90.0	31.4
そ の 他	11,994	-	11,993	-	11,994	25,837	3,323	-	8,670	1.2	25,837	2.7	34,507	2.1	74.9	27.7
社 会 保 障 関 係 費	331,073	16,381	347,454	12,179	335,275	336,113	89,838	-	245,437	34.6	336,113	34.6	581,550	34.6	57.8	26.8
民 生 費	308,975	16,127	325,102	12,104	312,998	262,365	81,834	-	231,164	32.6	262,365	27.0	493,529	29.3	53.2	26.1
衛 生 費	6,280	254	6,534	75	6,459	62,626	5,909	-	550	0.1	62,626	6.4	63,176	3.8	99.1	91.5
住 宅 費	1,658	-	1,658	-	1,658	11,025	1,293	-	365	0.1	11,025	1.1	11,390	0.7	96.8	78.0
そ の 他	14,160	-	14,160	-	14,160	97	802	-	13,358	1.8	97	0.1	13,455	0.8	0.7	5.7
恩 給 費	2,850	-	2,850	-	2,850	100	-	-	2,850	0.4	100	0.0	2,951	0.2	3.4	-
公 債 費	225,208	613	225,822	181	225,640	126,753	75	-	225,565	31.8	126,753	13.0	352,318	20.9	36.0	0.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	0.0	3	0.0	100.0	-
そ の 他	9,505	9,040	18,545	2,669	15,875	-	-	-	15,874	2.3	-	-	15,874	0.9	-	-
合 計	981,156	584,518	1,565,674	507,873	1,057,801	979,984	348,264	7,344	709,537	100.0	972,640	100.0	1,682,178	100.0	57.8	32.9

(注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計（子ども・子育て支援勘定のみ）、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定のみ）、自動車安全特別会計（空港整備勘定のみ）、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額である。
 2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

第33表 国民経済計算における公的支出の推移

(単位 億円・%)

区分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	対前年度増減率						構 成 比					
							24	25	26	27	28	29	24	25	26	27	28	29
公 的 支 出	1,247,755	1,287,823	1,314,865	1,328,281	1,333,374	1,352,287	0.7	3.2	2.1	1.0	0.4	1.4	25.2	25.4	25.4	24.9	24.8	24.7
中 央	208,837	227,980	224,884	218,027	219,857	221,622	△ 1.6	9.2	△ 1.4	△ 3.0	0.8	0.8	4.2	4.5	4.3	4.1	4.1	4.0
最終消費支出	147,810	157,253	158,815	154,979	157,146	154,605	△ 1.7	6.4	1.0	△ 2.4	1.4	△ 1.6	3.0	3.1	3.1	2.9	2.9	2.8
総資本形成	61,027	70,727	66,069	63,048	62,711	67,017	△ 1.5	15.9	△ 6.6	△ 4.6	△ 0.5	6.9	1.2	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2
地 方	557,760	567,395	583,896	585,832	586,928	589,801	△ 0.5	1.7	2.9	0.3	0.2	0.5	11.3	11.2	11.3	11.0	10.9	10.8
最終消費支出	441,778	436,937	448,228	453,656	453,665	454,396	△ 0.5	△ 1.1	2.6	1.2	0.0	0.2	8.9	8.6	8.6	8.5	8.5	8.3
総資本形成	115,982	130,458	135,668	132,176	133,263	135,405	△ 0.6	12.5	4.0	△ 2.6	0.8	1.6	2.3	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5
社会 障 金 基 礎	414,366	424,673	435,880	451,296	453,658	467,119	2.7	2.5	2.6	3.5	0.5	3.0	8.4	8.4	8.4	8.5	8.5	8.5
最終消費支出	413,995	424,281	435,490	450,852	453,245	466,647	2.7	2.5	2.6	3.5	0.5	3.0	8.4	8.4	8.4	8.5	8.4	8.5
総資本形成	371	392	390	444	413	472	△ 10.2	5.7	△ 0.5	13.8	△ 7.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公 的 企 業	66,793	67,774	70,205	73,127	72,932	73,745	5.7	1.5	3.6	4.2	△ 0.3	1.1	1.4	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3
総資本形成	66,793	67,774	70,205	73,127	72,932	73,745	5.7	1.5	3.6	4.2	△ 0.3	1.1	1.4	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3
国内総生産 (支出側)	4,943,698	5,072,552	5,182,352	5,329,830	5,367,950	5,474,085	0.1	2.6	2.2	2.8	0.7	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 「国民経済計算 (内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。

第34表 目的別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度								比較							
	都道府県		市町村		純計額		平成28年度 純計額		増減額	増減率			前年度増減率			
										都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
議 会 費	77,541	0.2	345,008	0.6	421,846	0.4	425,440	0.4	△3,594	△1.6	△0.7	△0.8	1.0	△7.1	△5.7	
総 務 費	2,840,093	5.7	6,846,765	11.8	9,121,944	9.3	8,901,591	9.1	220,353	7.4	0.4	2.5	△15.2	△3.4	△7.4	
民 生 費	8,072,566	16.3	21,169,696	36.5	25,983,397	26.5	26,340,756	26.8	△357,359	△5.6	0.7	△1.4	6.0	3.7	4.3	
衛 生 費	1,677,336	3.4	4,747,399	8.2	6,262,562	6.4	6,258,413	6.4	4,149	△1.9	0.7	0.1	△3.5	0.5	△0.7	
労 働 費	164,888	0.3	104,984	0.2	262,837	0.3	296,258	0.3	△33,421	△15.2	△3.4	△11.3	△34.1	△15.1	△25.9	
農 林 水 産 業 費	2,342,015	4.7	1,430,229	2.5	3,299,187	3.4	3,171,208	3.2	127,979	3.4	5.2	4.0	△0.5	△3.4	△1.5	
商 工 費	3,217,745	6.5	1,729,546	3.0	4,901,049	5.0	5,195,146	5.3	△294,097	△7.3	△1.9	△5.7	△4.8	△8.6	△5.8	
土 木 費	5,476,260	11.1	6,633,820	11.4	11,919,457	12.2	12,018,244	12.2	△98,787	△1.5	△0.3	△0.8	6.2	△0.1	2.7	
消 防 費	229,883	0.5	1,857,119	3.2	2,006,217	2.0	1,985,475	2.0	20,742	1.9	0.8	1.0	1.6	△6.1	△5.3	
警 察 費	3,263,440	6.6	-	-	3,260,360	3.3	3,260,762	3.3	△402	0.1	-	△0.0	0.9	-	0.9	
教 育 費	9,979,316	20.2	7,018,816	12.1	16,888,597	17.2	16,745,847	17.1	142,750	△10.1	22.1	0.9	0.8	△2.1	△0.3	
災 害 復 旧 費	572,782	1.2	303,134	0.5	844,831	0.9	818,417	0.8	26,414	5.9	△0.1	3.2	12.6	8.4	12.2	
公 債 費	7,081,041	14.3	5,628,970	9.7	12,675,316	12.9	12,571,905	12.8	103,411	2.4	△1.1	0.8	△4.1	△1.2	△2.8	
諸 支 出 金	28,325	0.1	127,126	0.2	150,507	0.2	151,749	0.2	△1,242	△1.6	△0.7	△0.8	10.3	△11.4	△7.7	
前年度繰上充用金	-	-	264	0.0	264	0.0	252	0.0	12	-	4.8	4.8	-	15.1	15.1	
利子割交付金	34,613	0.1	-	-	-	-	-	-	-	53.9	-	-	△53.7	-	-	
配当割交付金	104,334	0.2	-	-	-	-	-	-	-	37.1	-	-	△32.9	-	-	
株式等譲渡所得割交付金	108,193	0.2	-	-	-	-	-	-	-	136.8	-	-	△59.3	-	-	
分離課税所得割交付金	4,715	0.0	-	-	-	-	-	-	-	皆増	-	-	-	-	-	
道府県民税所得割 臨時交付金	557,545	1.1	-	-	-	-	-	-	-	皆増	-	-	-	-	-	
地方消費税交付金	2,343,803	4.7	-	-	-	-	-	-	-	3.6	-	-	△10.1	-	-	
ゴルフ場利用税交付金	31,452	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△3.3	-	-	△2.1	-	-	
特別地方消費税交付金	1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	216.1	-	-	-	-	-	
自動車取得税交付金	135,472	0.3	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	6.1	-	-	
軽油引取税交付金	128,804	0.3	-	-	-	-	-	-	-	0.7	-	-	0.3	-	-	
特別区財政調整交付金	976,299	2.0	-	-	-	-	-	-	-	△1.2	-	-	△0.9	-	-	
歳 出 合 計	49,448,460	100.0	57,942,877	100.0	97,998,369	100.0	98,141,464	100.0	△143,095	△1.5	2.6	△0.1	△1.0	△0.1	△0.3	

第34表 目的別歳出決算額の状況 (つづき)

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	24	25	26	27	28	29
議 会 費	450,061	434,384	440,102	451,119	425,440	421,846	100	97	98	100	95	94
総 務 費	9,961,845	10,000,563	9,869,954	9,608,827	8,901,591	9,121,944	100	100	99	96	89	92
民 生 費	23,152,326	23,463,324	24,450,891	25,254,815	26,340,756	25,983,397	100	101	106	109	114	112
衛 生 費	5,993,241	5,988,543	6,143,397	6,301,793	6,258,413	6,262,562	100	100	103	105	104	104
労 働 費	768,688	620,869	424,426	399,663	296,258	262,837	100	81	55	52	39	34
農 林 水 産 業 費	3,181,270	3,500,949	3,348,633	3,218,216	3,171,208	3,299,187	100	110	105	101	100	104
商 工 費	6,206,903	5,915,650	5,509,540	5,516,105	5,195,146	4,901,049	100	95	89	89	84	79
土 木 費	11,242,282	12,125,221	12,050,506	11,707,165	12,018,244	11,919,457	100	108	107	104	107	106
消 防 費	1,906,771	1,993,060	2,127,301	2,096,886	1,985,475	2,006,217	100	105	112	110	104	105
警 察 費	3,188,145	3,096,404	3,197,039	3,231,102	3,260,762	3,260,360	100	97	100	101	102	102
教 育 費	16,147,943	16,087,778	16,658,138	16,795,536	16,745,847	16,888,597	100	100	103	104	104	105
そ の 他	14,219,079	14,185,283	14,302,872	13,823,998	13,542,324	13,670,916	100	100	101	97	95	96
歳 出 合 計	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	100	101	102	102	102	102

歳 出 (目的別)

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	24	25	26	27	28	29	24	25	26	27	28	29
議 会 費	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	△ 10.0	△ 3.5	1.3	2.5	△ 5.7	△ 0.8
総 務 費	10.3	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	6.6	0.4	△ 1.3	△ 2.6	△ 7.4	2.5
民 生 費	24.0	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	△ 0.1	1.3	4.2	3.3	4.3	△ 1.4
衛 生 費	6.2	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	△ 11.1	△ 0.1	2.6	2.6	△ 0.7	0.1
労 働 費	0.8	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	△ 22.6	△ 19.2	△ 31.6	△ 5.8	△ 25.9	△ 11.3
農 林 水 産 業 費	3.3	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	△ 0.8	10.0	△ 4.4	△ 3.9	△ 1.5	4.0
商 工 費	6.4	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	△ 5.2	△ 4.7	△ 6.9	0.1	△ 5.8	△ 5.7
土 木 費	11.7	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	△ 0.4	7.9	△ 0.6	△ 2.8	2.7	△ 0.8
消 防 費	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	3.7	4.5	6.7	△ 1.4	△ 5.3	1.0
警 察 費	3.3	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	△ 0.9	△ 2.9	3.3	1.1	0.9	△ 0.0
教 育 費	16.7	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	△ 0.2	△ 0.4	3.5	0.8	△ 0.3	0.9
そ の 他	14.8	14.7	14.7	13.9	13.9	14.0	1.8	△ 0.2	0.8	△ 3.3	△ 2.0	0.9
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1

第35表 団体種類別目的別歳出の状況

区 分		議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	農 林 水 産 業 費	土 木 費	教 育 費	公 債 費	そ の 他	歳 出 合 計	
決 算	平成29年度	政 令 指 定 都 市	321	8,570	51,520	9,227	620	17,339	22,849	15,973	11,224	137,643
		中 核 市	352	6,603	30,751	6,144	917	8,381	7,844	7,200	4,745	72,937
		施 行 時 特 例 市	184	3,401	13,732	2,968	471	3,889	3,797	2,945	2,044	33,432
		都 市	1,660	30,032	79,624	19,212	7,301	25,220	24,180	21,849	16,194	225,272
		中 都 市	578	11,356	36,487	7,963	1,797	10,355	10,119	8,059	6,099	92,813
		小 都 市	1,083	18,675	43,137	11,249	5,504	14,864	14,062	13,789	10,096	132,459
		町 村	737	12,852	16,445	5,969	4,952	7,975	7,040	6,379	5,827	68,176
		町 村 (1万人以上)	429	7,355	11,748	3,730	2,333	4,946	4,597	3,879	3,424	42,441
		町 村 (1万人未満)	308	5,497	4,697	2,239	2,619	3,029	2,442	2,500	2,404	25,735
		合 計	3,254	61,458	192,071	43,520	14,262	62,804	65,709	54,346	40,037	537,461
額 (億 円)	平成28年度	政 令 指 定 都 市	323	8,382	50,641	8,967	625	17,168	11,314	16,116	11,593	125,129
		中 核 市	352	6,938	30,622	6,161	950	8,256	7,638	7,287	4,800	73,004
		施 行 時 特 例 市	185	3,389	13,434	3,025	495	3,810	3,627	2,991	2,134	33,090
		都 市	1,677	30,193	79,684	19,094	6,979	25,356	23,477	22,096	16,321	224,877
		中 都 市	580	11,108	36,394	7,714	1,601	10,280	9,802	8,165	6,174	91,818
		小 都 市	1,097	19,086	43,290	11,380	5,378	15,077	13,675	13,931	10,144	133,058
		町 村	740	12,489	16,584	5,964	4,515	8,035	6,901	6,361	5,702	67,291
		町 村 (1万人以上)	435	7,146	11,902	3,776	2,228	5,051	4,496	3,922	3,364	42,320
		町 村 (1万人未満)	305	5,343	4,682	2,188	2,287	2,985	2,405	2,439	2,337	24,971
		合 計	3,276	61,391	190,965	43,211	13,565	62,627	52,956	54,851	40,549	523,391
構 成	平成29年度	政 令 指 定 都 市	9.9	13.9	26.8	21.2	4.3	27.6	34.8	29.4	28.0	25.6
		中 核 市	10.8	10.7	16.0	14.1	6.4	13.3	11.9	13.2	11.9	13.6
		施 行 時 特 例 市	5.7	5.5	7.1	6.8	3.3	6.2	5.8	5.4	5.1	6.2
		都 市	51.0	48.9	41.5	44.1	51.2	40.2	36.8	40.2	40.4	41.9
		中 都 市	17.8	18.5	19.0	18.3	12.6	16.5	15.4	14.8	15.2	17.3
		小 都 市	33.3	30.4	22.5	25.8	38.6	23.7	21.4	25.4	25.2	24.6
		町 村	22.6	20.9	8.6	13.7	34.7	12.7	10.7	11.7	14.6	12.7
		町 村 (1万人以上)	13.2	12.0	6.1	8.6	16.4	7.9	7.0	7.1	8.6	7.9
		町 村 (1万人未満)	9.5	8.9	2.4	5.1	18.4	4.8	3.7	4.6	6.0	4.8
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
比 (%)	平成28年度	政 令 指 定 都 市	9.8	13.7	26.5	20.8	4.6	27.4	21.4	29.4	28.6	23.9
		中 核 市	10.8	11.3	16.0	14.3	7.0	13.2	14.4	13.3	11.8	13.9
		施 行 時 特 例 市	5.6	5.5	7.0	7.0	3.7	6.1	6.8	5.5	5.3	6.3
		都 市	51.2	49.2	41.7	44.2	51.5	40.5	44.3	40.3	40.2	43.0
		中 都 市	17.7	18.1	19.1	17.9	11.8	16.4	18.5	14.9	15.2	17.5
		小 都 市	33.5	31.1	22.7	26.3	39.6	24.1	25.8	25.4	25.0	25.4
		町 村	22.6	20.3	8.7	13.8	33.3	12.8	13.0	11.6	14.1	12.9
		町 村 (1万人以上)	13.3	11.6	6.2	8.7	16.4	8.1	8.5	7.2	8.3	8.1
		町 村 (1万人未満)	9.3	8.7	2.5	5.1	16.9	4.8	4.5	4.4	5.8	4.8
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増 減 額 (億 円)	平成29年度	政 令 指 定 都 市	△ 1	188	879	260	△ 5	171	11,535	△ 143	△ 369	12,514
		中 核 市	△ 1	△ 334	128	△ 17	△ 32	125	206	△ 86	△ 56	△ 67
		施 行 時 特 例 市	△ 1	11	298	△ 57	△ 25	79	170	△ 46	△ 88	341
		都 市	△ 16	△ 162	△ 60	118	322	△ 137	704	△ 247	△ 127	395
		中 都 市	△ 2	249	93	249	196	75	317	△ 105	△ 77	995
		小 都 市	△ 14	△ 411	△ 154	△ 131	126	△ 212	387	△ 142	△ 50	△ 599
		町 村	△ 3	363	△ 139	5	437	△ 61	138	18	127	886
		町 村 (1万人以上)	△ 6	209	△ 154	△ 46	105	△ 105	101	△ 44	61	122
		町 村 (1万人未満)	3	154	15	51	332	44	37	61	66	764
		合 計	△ 22	66	1,106	309	697	178	12,754	△ 505	△ 513	14,070
増 減 率 (%)	平成29年度	政 令 指 定 都 市	△ 0.4	2.2	1.7	2.9	△ 0.8	1.0	102.0	△ 0.9	△ 3.2	10.0
		中 核 市	△ 0.2	△ 4.8	0.4	△ 0.3	△ 3.4	1.5	2.7	△ 1.2	△ 1.2	△ 0.1
		施 行 時 特 例 市	△ 0.5	0.3	2.2	△ 1.9	△ 5.0	2.1	4.7	△ 1.5	△ 4.1	1.0
		都 市	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.1	0.6	4.6	△ 0.5	3.0	△ 1.1	△ 0.8	0.2
		中 都 市	△ 0.4	2.2	0.3	3.2	12.2	0.7	3.2	△ 1.3	△ 1.3	1.1
		小 都 市	△ 1.3	△ 2.2	△ 0.4	△ 1.2	2.3	△ 1.4	2.8	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.5
		町 村	△ 0.4	2.9	△ 0.8	0.1	9.7	△ 0.8	2.0	0.3	2.2	1.3
		町 村 (1万人以上)	△ 1.3	2.9	△ 1.3	△ 1.2	4.7	△ 2.1	2.2	△ 1.1	1.8	0.3
		町 村 (1万人未満)	0.9	2.9	0.3	2.3	14.5	1.5	1.6	2.5	2.8	3.1
		合 計	△ 0.7	0.1	0.6	0.7	5.1	0.3	24.1	△ 0.9	△ 1.3	2.7

歳 出 (目的別)

第36表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度						比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
一 般 財 源	31,241,260	100.0	31,419,116	100.0	59,210,431	100.0	31,276,708	100.0	30,487,558	100.0	59,094,931	100.0	115,500	0.2	△ 0.3
総 務 費	1,949,926	6.2	4,280,775	13.6	6,219,646	10.5	1,766,086	5.6	4,272,774	14.0	6,050,240	10.2	169,406	2.8	△ 8.0
民 生 費	5,885,961	18.8	8,500,872	27.1	14,198,421	24.0	5,991,735	19.2	8,321,571	27.3	14,225,871	24.1	△ 27,450	△ 0.2	3.3
衛 生 費	860,213	2.8	2,823,501	9.0	3,730,886	6.3	862,369	2.8	2,827,537	9.3	3,754,703	6.4	△ 23,817	△ 0.6	△ 0.4
労 働 費	81,167	0.3	43,891	0.1	124,951	0.2	82,190	0.3	45,023	0.1	128,770	0.2	△ 3,819	△ 3.0	7.8
農 林 水 産 業 費	629,450	2.0	574,301	1.8	1,247,676	2.1	647,830	2.1	584,494	1.9	1,248,615	2.1	△ 939	△ 0.1	△ 1.9
商 工 費	468,724	1.5	494,409	1.6	965,777	1.6	524,877	1.7	497,655	1.6	1,028,295	1.7	△ 62,518	△ 6.1	△ 6.0
土 木 費	1,394,326	4.5	3,006,364	9.6	4,553,991	7.7	1,434,994	4.6	2,977,856	9.8	4,581,071	7.8	△ 27,080	△ 0.6	1.2
消 防 費	155,704	0.5	1,274,100	4.1	1,496,410	2.5	154,296	0.5	1,226,449	4.0	1,452,277	2.5	44,133	3.0	1.1
警 察 費	2,569,713	8.2	-	-	2,545,018	4.3	2,570,077	8.2	-	-	2,542,998	4.3	2,020	0.1	3.2
教 育 費	6,516,266	20.9	4,053,939	12.9	10,679,482	18.0	7,271,165	23.2	3,315,847	10.9	10,658,667	18.0	20,815	0.2	0.9
公 債 費	5,820,950	18.6	4,441,639	14.1	10,337,092	17.5	5,788,184	18.5	4,485,725	14.7	10,370,166	17.5	△ 33,074	△ 0.3	△ 1.4
そ の 他	3,969,101	12.7	416,458	1.3	568,793	1.0	3,323,977	10.6	425,978	1.5	589,257	1.0	△ 20,464	△ 3.5	△ 1.7
歳 出 合 計	30,301,501	97.0	29,910,249	95.2	56,668,143	95.7	30,417,780	97.3	28,980,909	95.1	56,630,930	95.8	37,213	0.1	△ 0.1
翌年度への繰越額	939,759	3.0	1,508,867	4.8	2,542,288	4.3	858,928	2.7	1,506,649	4.9	2,464,002	4.2	78,286	3.2	△ 4.5

その2 推移

(単位 百万円・%)

区 分	平成24年度 充 当 額	平成25年度 充 当 額	平成26年度 充 当 額	平成27年度 充 当 額	平成28年度 充 当 額	平成29年度 充 当 額
一 般 財 源	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431
総 務 費	5,943,157	6,531,440	6,546,155	6,577,690	6,050,240	6,219,646
民 生 費	12,100,840	12,077,203	12,743,154	13,765,930	14,225,871	14,198,421
衛 生 費	3,391,809	3,443,498	3,624,308	3,771,299	3,754,703	3,730,886
労 働 費	109,021	100,743	110,091	119,434	128,770	124,951
農 林 水 産 業 費	1,197,535	1,160,024	1,228,973	1,272,499	1,248,615	1,247,676
商 工 費	920,092	863,172	902,540	1,093,617	1,028,295	965,777
土 木 費	4,177,591	4,364,886	4,503,270	4,527,949	4,581,071	4,553,991
消 防 費	1,331,637	1,322,209	1,378,784	1,436,649	1,452,277	1,496,410
警 察 費	2,397,701	2,302,073	2,408,150	2,464,945	2,542,998	2,545,018
教 育 費	10,111,276	9,903,845	10,231,679	10,562,958	10,658,667	10,679,482
公 債 費	10,285,637	10,340,414	10,443,319	10,514,289	10,370,166	10,337,092
そ の 他	634,850	614,790	600,720	599,323	589,257	568,793
歳 出 合 計	52,601,146	53,024,297	54,721,143	56,706,582	56,630,930	56,668,143
翌年度への繰越額	2,548,388	2,629,806	2,551,791	2,580,736	2,464,002	2,542,288

区 分	指 数						構 成 比					
	24	25	26	27	28	29	24	25	26	27	28	29
一 般 財 源	100	101	104	108	107	107	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 費	100	110	110	111	102	105	10.8	11.7	11.4	11.1	10.2	10.5
民 生 費	100	100	105	114	118	117	21.9	21.7	22.2	23.2	24.1	24.0
衛 生 費	100	102	107	111	111	110	6.2	6.2	6.3	6.4	6.4	6.3
労 働 費	100	92	101	110	118	115	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農 林 水 産 業 費	100	97	103	106	104	104	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
商 工 費	100	94	98	119	112	105	1.7	1.6	1.6	1.8	1.7	1.6
土 木 費	100	104	108	108	110	109	7.6	7.8	7.9	7.6	7.8	7.7
消 防 費	100	99	104	108	109	112	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5
警 察 費	100	96	100	103	106	106	4.3	4.1	4.2	4.2	4.3	4.3
教 育 費	100	98	101	104	105	106	18.3	17.8	17.9	17.8	18.0	18.0
公 債 費	100	101	102	102	101	101	18.7	18.6	18.2	17.7	17.5	17.5
そ の 他	100	97	95	94	93	90	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0
歳 出 合 計	100	101	104	108	108	108	95.4	95.3	95.5	95.6	95.8	95.7
翌年度への繰越額	100	103	100	101	97	100	4.6	4.7	4.5	4.4	4.2	4.3

第37表 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
社会福祉費	2,589,805	32.1	5,501,124	26.0	6,886,258	26.5	7,153,565	27.2	△267,307	△ 3.7	8.5
老人福祉費	3,200,052	39.6	3,809,644	18.0	6,281,416	24.2	6,219,299	23.6	62,117	1.0	1.3
児童福祉費	1,725,738	21.4	7,945,822	37.5	8,523,255	32.8	8,152,603	31.0	370,652	4.5	3.4
生活保護費	246,517	3.1	3,786,290	17.9	3,993,497	15.4	3,993,921	15.2	△ 424	△ 0.0	△ 0.9
災害救助費	310,454	3.8	126,817	0.6	298,971	1.2	821,367	3.1	△522,396	△ 63.6	34.5
合 計	8,072,566	100.0	21,169,696	100.0	25,983,397	100.0	26,340,756	100.0	△357,359	△ 1.4	4.3

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	223,643	2.8	1,600,164	7.6	1,823,807	7.0	1,805,744	6.9	18,063	1.0	0.8
物件費	113,644	1.4	1,027,633	4.9	1,141,277	4.4	1,337,483	5.1	△196,206	△ 14.7	2.5
扶助費	791,223	9.8	12,717,941	60.1	13,509,164	52.0	13,290,535	50.5	218,629	1.6	5.0
補助費等	6,319,764	78.3	764,454	3.6	3,906,773	15.0	3,922,735	14.9	△ 15,962	△ 0.4	1.8
普通建設事業費	204,049	2.5	593,853	2.8	717,747	2.8	669,488	2.5	48,259	7.2	6.9
補助事業費	117,716	1.5	299,663	1.4	351,676	1.4	300,634	1.1	51,042	17.0	7.8
単独事業費	86,332	1.1	294,075	1.4	366,071	1.4	368,854	1.4	△ 2,783	△ 0.8	6.3
県営事業負担金	-	-	115	0.0	-	-	-	-	-	-	-
積立金	396,126	4.9	28,249	0.1	424,375	1.6	849,099	3.2	△424,724	△ 50.0	52.1
貸付金	21,201	0.3	14,868	0.1	34,805	0.1	34,079	0.1	726	2.1	△ 5.6
繰出金	875	0.0	4,405,625	20.8	4,406,501	17.0	4,411,315	16.7	△ 4,814	△ 0.1	0.2
その他	2,041	0.0	16,909	0.0	18,948	0.1	20,278	0.1	△ 1,330	△ 6.6	1.3
合 計	8,072,566	100.0	21,169,696	100.0	25,983,397	100.0	26,340,756	100.0	△357,359	△ 1.4	4.3

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	814,516	10.1	7,150,520	33.8	7,965,036	30.7	8,273,931	31.4	△308,895	△ 3.7	10.2
都道府県支出金	-	-	2,703,631	12.8	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	29,229	0.4	217,073	1.0	246,302	0.9	248,481	0.9	△ 2,179	△ 0.9	△ 3.9
分担金、負担金、寄附金	14,424	0.2	402,734	1.9	383,825	1.5	381,727	1.4	2,098	0.5	△ 3.3
地方債	57,776	0.7	174,330	0.8	229,996	0.9	217,778	0.8	12,218	5.6	8.2
その他特定財源	399,095	4.9	246,609	1.2	641,230	2.4	748,467	3.0	△107,237	△ 14.3	△ 11.8
一般財源等	6,757,526	83.7	10,274,799	48.5	16,517,008	63.6	16,470,372	62.5	46,636	0.3	2.6
合 計	8,072,566	100.0	21,169,696	100.0	25,983,397	100.0	26,340,756	100.0	△357,359	△ 1.4	4.3

歳出(目的別)

第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	92,705	3.6	350,367	6.4	443,072	6.4	440,165	6.2	2,907	0.7	1.0
物 件 費	43,075	1.7	253,307	4.6	296,381	4.3	313,730	4.4	△ 17,349	△ 5.5	6.4
扶 助 費	236,888	9.1	3,286,144	59.7	3,523,032	51.2	3,572,791	49.9	△ 49,759	△ 1.4	14.9
補 助 費 等	1,941,325	75.0	256,544	4.7	995,457	14.5	1,048,023	14.7	△ 52,566	△ 5.0	△ 0.1
普 通 建 設 事 業 費	45,617	1.8	73,824	1.3	117,675	1.7	121,031	1.7	△ 3,356	△ 2.8	17.8
補 助 事 業 費	26,881	1.0	20,084	0.4	46,072	0.7	32,482	0.5	13,590	41.8	△ 21.5
単 独 事 業 費	18,736	0.7	53,703	1.0	71,604	1.0	88,549	1.2	△ 16,945	△ 19.1	44.2
県 営 事 業 負 担 金	-	-	38	0.0	-	-	-	-	-	-	-
積 立 金	222,283	8.6	13,882	0.3	236,165	3.4	293,482	4.1	△ 57,317	△ 19.5	83.9
貸 付 金	7,358	0.3	2,433	0.0	9,297	0.1	8,542	0.1	755	8.8	△ 14.9
繰 出 金	71	0.0	1,261,328	22.9	1,261,399	18.3	1,352,060	18.9	△ 90,661	△ 6.7	△ 5.3
そ の 他	483	0.0	3,295	0.1	3,780	0.1	3,741	0.0	39	1.0	5.7
合 計	2,589,805	100.0	5,501,124	100.0	6,886,258	100.0	7,153,565	100.0	△ 267,307	△ 3.7	8.5

第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	12,623	0.4	80,492	2.1	93,115	1.5	94,369	1.5	△ 1,254	△ 1.3	1.0
物 件 費	11,215	0.4	139,746	3.7	150,962	2.4	149,738	2.4	1,224	0.8	0.6
扶 助 費	10,211	0.3	206,596	5.4	216,808	3.5	219,973	3.5	△ 3,165	△ 1.4	1.1
補 助 費 等	3,032,753	94.8	124,099	3.3	2,465,634	39.3	2,450,226	39.4	15,408	0.6	0.5
普 通 建 設 事 業 費	87,668	2.7	107,139	2.8	157,877	2.5	163,655	2.6	△ 5,778	△ 3.5	13.1
補 助 事 業 費	35,524	1.1	40,101	1.1	48,523	0.8	49,017	0.8	△ 494	△ 1.0	69.2
単 独 事 業 費	52,143	1.6	67,038	1.8	109,354	1.7	114,638	1.8	△ 5,284	△ 4.6	△ 0.9
県 営 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
積 立 金	42,991	1.3	1,361	0.0	44,352	0.7	74,528	1.2	△ 30,176	△ 40.5	△ 34.4
貸 付 金	1,779	0.1	3,007	0.1	4,654	0.1	3,910	0.1	744	19.0	△ 27.0
繰 出 金	804	0.0	3,144,295	82.5	3,145,099	50.1	3,059,253	49.2	85,846	2.8	2.8
そ の 他	8	0.0	2,909	0.1	2,915	0.0	3,647	0.1	△ 732	△ 20.1	21.3
合 計	3,200,052	100.0	3,809,644	100.0	6,281,416	100.0	6,219,299	100.0	62,117	1.0	1.3

第40表 児童福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	102,495	5.9	991,715	12.5	1,094,210	12.8	1,075,426	13.2	18,784	1.7	0.3
物 件 費	34,929	2.0	508,283	6.4	543,212	6.4	521,280	6.4	21,932	4.2	1.7
扶 助 費	360,427	20.9	5,699,254	71.7	6,059,681	71.1	5,772,221	70.8	287,460	5.0	3.2
補 助 費 等	1,147,740	66.5	316,283	4.0	357,263	4.2	360,044	4.4	△ 2,781	△ 0.8	23.5
普 通 建 設 事 業 費	66,069	3.8	398,940	5.0	423,628	5.0	358,256	4.4	65,372	18.2	2.0
補 助 事 業 費	50,621	2.9	228,237	2.9	241,229	2.8	196,252	2.4	44,977	22.9	5.7
単 独 事 業 費	15,447	0.9	170,626	2.1	182,399	2.1	162,005	2.0	20,394	12.6	△ 2.1
県 営 事 業 負 担 金	-	-	77	0.0	-	-	-	-	-	-	-
積 立 金	2,160	0.1	12,036	0.2	14,197	0.2	35,205	0.4	△ 21,008	△ 59.7	△ 5.9
貸 付 金	11,580	0.7	8,760	0.1	20,175	0.2	19,698	0.2	477	2.4	△ 0.1
そ の 他	338	0.1	10,551	0.1	10,889	0.1	10,473	0.2	416	4.0	4.1
合 計	1,725,738	100.0	7,945,822	100.0	8,523,255	100.0	8,152,603	100.0	370,652	4.5	3.4

第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	15,447	6.3	175,652	4.6	191,099	4.8	189,450	4.7	1,649	0.9	0.7
物 件 費	3,800	1.5	28,089	0.7	31,889	0.8	32,442	0.8	△ 553	△ 1.7	△ 3.4
扶 助 費	182,859	74.2	3,523,635	93.1	3,706,495	92.8	3,717,629	93.1	△ 11,134	△ 0.3	△ 0.7
補 助 費 等	44,162	17.9	57,308	1.5	62,241	1.6	52,926	1.3	9,315	17.6	△ 10.2
そ の 他	249	0.1	1,606	0.1	1,773	0.0	1,474	0.1	299	20.3	△ 68.5
合 計	246,517	100.0	3,786,290	100.0	3,993,497	100.0	3,993,921	100.0	△ 424	△ 0.0	△ 0.9

第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

区 分	被保護者実人員			生 活 扶 助		住 宅 扶 助		教 育 扶 助		介 護 扶 助		医 療 扶 助	
	実 数	指 数	保護率 (対人口千人)	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成23年度	2,067	126	16.2	1,872	127	1,742	257	159	31	248	370	1,657	347
24	2,136	130	16.7	1,928	131	1,812	268	159	31	270	403	1,716	360
25	2,162	132	17.0	1,941	132	1,836	271	154	30	290	433	1,746	366
26	2,166	132	17.0	1,947	132	1,844	272	148	29	310	463	1,763	370
27	2,164	132	17.0	1,927	131	1,842	272	142	28	330	493	1,776	372
28	2,145	131	17.0	1,907	130	1,830	270	134	26	348	519	1,770	371
29	2,125	129	17.0	1,885	128	1,815	268	125	24	366	546	1,765	370

- (注) 1 「被保護者調査(厚生労働省調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。
 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
 3 介護扶助の()書きは平成12年度の数値である。
 4 平成29年度の数値は速報値である。

第43表 災害救助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	374	0.1	1,937	1.5	2,311	0.8	6,334	0.8	△ 4,023	△ 63.5	129.2
物 件 費	20,625	6.6	98,208	77.4	118,833	39.7	320,292	39.0	△ 201,459	△ 62.9	1.7
扶 助 費	837	0.3	2,311	1.8	3,149	1.1	7,921	1.0	△ 4,772	△ 60.2	146.7
補 助 費 等	153,785	49.5	10,220	8.1	26,178	8.8	11,516	1.4	14,662	127.3	△ 23.2
普通建設事業費	4,457	1.4	12,522	9.9	16,979	5.7	25,332	3.1	△ 8,353	△ 33.0	9.9
補助事業費	4,457	1.4	10,898	8.6	15,355	5.1	22,305	2.7	△ 6,950	△ 31.2	7.3
単独事業費	-	-	1,624	1.3	1,624	0.5	3,027	0.4	△ 1,403	△ 46.3	34.6
積 立 金	128,692	41.5	969	0.8	129,661	43.4	445,882	54.3	△ 316,221	△ 70.9	80.2
貸 付 金	475	0.2	548	0.4	549	0.2	1,782	0.2	△ 1,233	△ 69.2	106.7
そ の 他	1,209	0.4	102	0.1	1,311	0.3	2,308	0.2	△ 997	△ 43.2	△ 29.4
合 計	310,454	100.0	126,817	100.0	298,971	100.0	821,367	100.0	△ 522,396	△ 63.6	34.5

歳 出 (目的別)

第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
公衆衛生費	1,521,075	90.7	2,311,502	48.7	3,712,088	59.3	3,711,321	59.3	767	0.0	△ 1.5
結核対策費	4,318	0.3	14,558	0.3	18,764	0.3	19,543	0.3	△ 779	△ 4.0	4.4
保健所費	101,992	6.1	110,515	2.3	211,515	3.4	201,666	3.2	9,849	4.9	△ 1.1
清掃費	49,951	3.0	2,310,825	48.7	2,320,196	37.0	2,325,883	37.2	△ 5,687	△ 0.2	0.7
合 計	1,677,336	100.0	4,747,399	100.0	6,262,562	100.0	6,258,413	100.0	4,149	0.1	△ 0.7

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	254,974	15.2	808,857	17.0	1,063,832	17.0	1,059,690	16.9	4,142	0.4	△ 1.1
物件費	130,860	7.8	2,031,315	42.8	2,162,174	34.5	2,118,200	33.8	43,974	2.1	3.5
扶助費	271,494	16.2	182,004	3.8	453,498	7.2	448,460	7.2	5,038	1.1	2.8
補助費等	550,803	32.8	698,224	14.7	1,135,652	18.1	1,136,106	18.2	△ 454	△ 0.0	0.9
普通建設事業費	175,662	10.5	626,859	13.2	755,289	12.1	802,659	12.8	△ 47,370	△ 5.9	△ 7.1
補助事業費	108,859	6.5	282,129	5.9	362,502	5.8	413,626	6.6	△ 51,124	△ 12.4	△ 14.2
単独事業費	66,803	4.0	343,939	7.2	392,787	6.3	389,034	6.2	3,753	1.0	1.8
県営事業負担金	-	-	791	0.0	-	-	-	-	-	-	-
投資及び出資金	28,915	1.7	102,104	2.2	131,019	2.1	115,342	1.8	15,677	13.6	△ 8.4
貸付金	114,119	6.8	62,891	1.3	175,445	2.8	165,529	2.6	9,916	6.0	31.3
繰出金	5,818	0.3	66,898	1.4	72,715	1.2	102,353	1.6	△ 29,638	△ 29.0	3.7
その他	144,691	8.7	168,247	3.6	312,938	5.0	310,074	5.1	2,864	0.9	△ 23.7
合 計	1,677,336	100.0	4,747,399	100.0	6,262,562	100.0	6,258,413	100.0	4,149	0.1	△ 0.7

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	359,502	21.4	219,158	4.6	578,660	9.2	558,784	8.9	19,876	3.6	1.6
都道府県支出金	-	-	69,358	1.5	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	23,251	1.4	355,532	7.5	378,784	6.0	375,469	6.0	3,315	0.9	0.3
分担金、負担金、寄附金	11,504	0.7	54,485	1.1	42,282	0.7	33,814	0.5	8,468	25.0	△ 18.6
地方債	87,110	5.2	398,087	8.4	481,689	7.7	475,471	7.6	6,218	1.3	19.1
その他特定財源	208,379	12.4	238,082	5.0	441,011	7.1	467,770	7.5	△ 26,759	△ 5.7	△ 13.6
一般財源等	987,590	58.9	3,412,697	71.9	4,340,136	69.3	4,347,105	69.5	△ 6,969	△ 0.2	△ 1.1
合 計	1,677,336	100.0	4,747,399	100.0	6,262,562	100.0	6,258,413	100.0	4,149	0.1	△ 0.7

第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	153,775	10.1	325,050	14.1	478,825	12.9	472,070	12.7	6,755	1.4	0.1
物 件 費	118,587	7.8	785,483	34.0	904,070	24.4	897,689	24.2	6,381	0.7	2.3
扶 助 費	270,078	17.8	179,782	7.8	449,860	12.1	444,815	12.0	5,045	1.1	2.8
補 助 費 等	536,524	35.3	639,393	27.7	1,094,747	29.5	1,082,984	29.2	11,763	1.1	1.0
普 通 建 設 事 業 費	153,911	10.1	124,155	5.4	240,220	6.5	266,182	7.2	△ 25,962	△ 9.8	△ 13.4
補 助 事 業 費	103,074	6.8	24,349	1.1	98,955	2.7	122,433	3.3	△ 23,478	△ 19.2	△ 25.2
単 独 事 業 費	50,837	3.3	99,684	4.3	141,264	3.8	143,749	3.9	△ 2,485	△ 1.7	△ 0.0
県 営 事 業 負 担 金	-	-	121	0.0	-	-	-	-	-	-	-
投 資 及 び 出 資 金	28,345	1.9	101,554	4.4	129,899	3.5	114,492	3.1	15,407	13.5	△ 8.2
貸 付 金	112,613	7.4	61,149	2.6	172,288	4.6	161,889	4.4	10,399	6.4	33.0
繰 出 金	5,818	0.4	66,722	2.9	72,540	2.0	102,201	2.8	△ 29,661	△ 29.0	3.7
そ の 他	141,424	9.2	28,214	1.1	169,639	4.5	168,999	4.4	640	0.4	△ 35.5
合 計	1,521,075	100.0	2,311,502	100.0	3,712,088	100.0	3,711,321	100.0	767	0.0	△ 1.5

歳 出 (目的別)

第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	1,654	38.3	4,260	29.3	5,914	31.5	6,778	34.7	△ 864	△ 12.7	16.1
物 件 費	521	12.1	7,159	49.2	7,679	40.9	7,733	39.6	△ 54	△ 0.7	△ 0.3
扶 助 費	1,417	32.8	2,222	15.3	3,639	19.4	3,645	18.7	△ 6	△ 0.2	△ 3.4
補 助 費 等	672	15.6	901	6.2	1,461	7.8	1,364	7.0	97	7.1	4.6
そ の 他	54	1.2	16	0.0	71	0.4	23	0.0	48	208.7	△ 52.1
合 計	4,318	100.0	14,558	100.0	18,764	100.0	19,543	100.0	△ 779	△ 4.0	4.4

第47表 保健所費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	92,841	91.0	92,980	84.1	185,821	87.9	180,654	89.6	5,167	2.9	△ 1.1
物 件 費	4,494	4.4	10,751	9.7	15,244	7.2	14,258	7.1	986	6.9	0.1
普 通 建 設 事 業 費	3,697	3.6	5,406	4.9	8,673	4.1	4,898	2.4	3,775	77.1	△ 6.4
そ の 他	960	1.0	1,378	1.3	1,777	0.8	1,856	0.9	△ 79	△ 4.3	7.0
合 計	101,992	100.0	110,515	100.0	211,515	100.0	201,666	100.0	9,849	4.9	△ 1.1

第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	6,704	13.4	386,567	16.7	393,271	16.9	400,188	17.2	△ 6,917	△ 1.7	△ 2.7
物 件 費	7,258	14.5	1,227,923	53.1	1,235,181	53.2	1,198,520	51.5	36,661	3.1	4.5
補 助 費 等	12,941	25.9	57,041	2.5	38,450	1.7	50,761	2.2	△ 12,311	△ 24.3	△ 1.9
普通建設事業費	18,000	36.0	497,284	21.5	506,327	21.8	531,558	22.9	△ 25,231	△ 4.7	△ 3.6
補助事業費	5,682	11.4	257,732	11.2	263,406	11.4	291,031	12.5	△ 27,625	△ 9.5	△ 8.5
単独事業費	12,319	24.7	238,883	10.3	242,922	10.5	240,527	10.3	2,395	1.0	3.1
そ の 他	5,048	10.2	142,010	6.2	146,967	6.4	144,856	6.2	2,111	1.5	△ 3.0
合 計	49,951	100.0	2,310,825	100.0	2,320,196	100.0	2,325,883	100.0	△ 5,687	△ 0.2	0.7

第49表 労働費の状況

(単位 百万円・%)

その1 目的別内訳

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
失 業 対 策 費	11,716	7.1	578	0.6	9,690	3.7	19,667	6.6	△ 9,977	△ 50.7	△ 55.7
そ の 他	153,172	92.9	104,406	99.4	253,147	96.3	276,591	93.4	△ 23,444	△ 8.5	△ 22.1
合 計	164,888	100.0	104,984	100.0	262,837	100.0	296,258	100.0	△ 33,421	△ 11.3	△ 25.9

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	58,346	35.4	8,483	8.1	66,829	25.4	66,876	22.6	△ 47	△ 0.1	△ 1.5
物 件 費	49,011	29.7	29,968	28.5	78,979	30.0	80,856	27.3	△ 1,877	△ 2.3	△ 32.5
補 助 費 等	38,981	23.6	20,562	19.6	52,507	20.0	76,253	25.7	△ 23,746	△ 31.1	△ 40.4
普通建設事業費	6,509	3.9	6,290	6.0	12,798	4.9	11,914	4.0	884	7.4	17.8
失業対策事業費	—	—	51	0.0	51	0.0	60	0.0	△ 9	△ 15.0	△ 10.4
補助事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単独事業費	—	—	51	0.0	51	0.0	60	0.0	△ 9	△ 15.0	△ 10.4
積 立 金	4,061	2.5	553	0.5	4,614	1.8	10,421	3.5	△ 5,807	△ 55.7	△ 51.1
貸 付 金	4,612	2.8	37,667	35.9	42,279	16.1	45,264	15.3	△ 2,985	△ 6.6	△ 9.9
そ の 他	3,368	2.1	1,410	1.4	4,780	1.8	4,614	1.6	166	3.6	103.8
合 計	164,888	100.0	104,984	100.0	262,837	100.0	296,258	100.0	△ 33,421	△ 11.3	△ 25.9

第49表 労働費の状況 (つづき)

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率		
国 庫 支 出 金	50,730	30.8	2,074	2.0	52,804	20.1				54,063	18.2
都 道 府 県 支 出 金	-	-	4,001	3.8	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 特 定 財 源	20,972	12.7	45,858	43.7	64,677	24.6	93,108	31.5	△ 28,431	△ 30.5	△ 52.6
一 般 財 源 等	93,186	56.5	53,051	50.5	145,356	55.3	149,087	50.3	△ 3,731	△ 2.5	7.1
合 計	164,888	100.0	104,984	100.0	262,837	100.0	296,258	100.0	△ 33,421	△ 11.3	△ 25.9

第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率		
人 件 費	949	8.1	21	3.7	971	10.0				1,152	5.6
物 件 費	4,277	36.5	376	65.0	4,653	48.0	5,471	26.8	△ 818	△ 15.0	△ 52.2
補 助 費 等	5,787	49.4	100	17.4	3,284	33.9	11,212	55.0	△ 7,928	△ 70.7	△ 56.3
失 業 対 策 事 業 費	-	-	51	8.8	51	0.5	60	0.3	△ 9	△ 15.0	△ 10.4
補 助 事 業 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
単 独 事 業 費	-	-	51	8.8	51	0.5	60	0.3	△ 9	△ 15.0	△ 10.4
積 立 金	556	4.7	0	0.0	556	5.7	2,154	10.6	△ 1,598	△ 74.2	△ 64.2
貸 付 金	145	1.2	29	5.0	174	1.8	346	1.7	△ 172	△ 49.7	17.7
そ の 他	2	0.1	1	0.1	1	0.1	9	0.0	△ 8	△ 88.9	80.0
合 計	11,716	100.0	578	100.0	9,690	100.0	20,404	100.0	△ 10,714	△ 52.5	△ 54.1

歳 出 (目的別)

第51表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率		
農 業 費	518,035	22.1	589,361	41.2	932,422	28.3				886,521	28.0
畜 産 業 費	144,043	6.2	85,684	6.0	190,138	5.8	134,361	4.2	55,777	41.5	9.4
農 地 費	840,506	35.9	459,639	32.1	1,126,190	34.1	1,085,075	34.2	41,115	3.8	7.0
林 業 費	569,276	24.3	146,793	10.3	667,091	20.2	681,425	21.5	△ 14,334	△ 2.1	△ 7.0
水 産 業 費	270,156	11.5	148,751	10.4	383,345	11.6	383,826	12.1	△ 481	△ 0.1	△ 9.6
合 計	2,342,015	100.0	1,430,229	100.0	3,299,187	100.0	3,171,208	100.0	127,979	4.0	△ 1.5

第51表 農林水産業費の状況(つづき)

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	369,337	15.8	230,455	16.1	599,792	18.2	598,579	18.9	1,213	0.2	△ 0.7
物件費	90,094	3.8	130,176	9.1	220,270	6.7	214,390	6.8	5,880	2.7	1.9
補助費等	321,307	13.7	368,446	25.8	479,914	14.5	460,524	14.5	19,390	4.2	△ 5.3
普通建設事業費	1,389,306	59.3	545,126	38.1	1,671,260	50.7	1,547,620	48.8	123,640	8.0	1.8
補助事業費	1,122,231	47.9	299,044	20.9	1,263,752	38.3	1,109,943	35.0	153,809	13.9	2.6
単独事業費	180,117	7.7	177,662	12.4	317,977	9.6	332,466	10.5	△ 14,489	△ 4.4	3.6
国直轄事業負担金	86,958	3.7	2,573	0.2	89,531	2.7	105,211	3.3	△ 15,680	△ 14.9	△ 11.0
県営事業負担金	-	-	65,847	4.6	-	-	-	-	-	-	-
積立金	34,930	1.5	12,030	0.8	46,960	1.4	49,157	1.6	△ 2,197	△ 4.5	△ 8.7
貸付金	126,084	5.4	16,319	1.1	142,357	4.3	158,689	5.0	△ 16,332	△ 10.3	△ 18.6
繰出金	1,249	0.1	106,981	7.5	108,230	3.3	112,055	3.5	△ 3,825	△ 3.4	△ 5.8
その他	9,708	0.4	20,696	1.5	30,404	0.9	30,194	0.9	210	0.7	2.3
合 計	2,342,015	100.0	1,430,229	100.0	3,299,187	100.0	3,171,208	100.0	127,979	4.0	△ 1.5

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	840,448	35.9	48,022	3.4	888,470	26.9	752,497	23.7	135,973	18.1	△ 3.6
都道府県支出金	-	-	443,611	31.0	-	-	-	-	-	-	-
分担金、負担金、寄附金	71,121	3.0	13,192	0.9	28,446	0.9	32,536	1.0	△ 4,090	△ 12.6	21.6
地方債	315,986	13.5	111,444	7.8	426,835	12.9	429,231	13.5	△ 2,396	△ 0.6	17.8
その他特定財源	391,803	16.7	119,815	8.4	504,015	15.3	511,327	16.2	△ 7,312	△ 1.4	△ 9.3
一般財源等	722,656	30.9	694,144	48.5	1,451,420	44.0	1,445,617	45.6	5,803	0.4	△ 2.5
合 計	2,342,015	100.0	1,430,229	100.0	3,299,187	100.0	3,171,208	100.0	127,979	4.0	△ 1.5

第52表 農業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	190,190	36.7	171,900	29.2	362,090	38.8	360,691	40.7	1,399	0.4	△ 0.5
物件費	39,630	7.7	52,885	9.0	92,515	9.9	90,092	10.2	2,423	2.7	△ 0.7
補助費等	170,317	32.9	201,333	34.2	251,812	27.0	229,416	25.9	22,396	9.8	△ 6.6
普通建設事業費	97,021	18.7	143,456	24.3	185,340	19.9	150,454	17.0	34,886	23.2	△ 8.1
補助事業費	69,067	13.3	95,128	16.1	123,512	13.2	88,600	10.0	34,912	39.4	△ 13.7
単独事業費	27,955	5.4	46,862	8.0	61,828	6.6	61,854	7.0	△ 26	△ 0.0	1.1
県営事業負担金	-	-	1,466	0.2	-	-	-	-	-	-	-
積立金	4,956	1.0	2,943	0.5	7,899	0.8	13,047	1.5	△ 5,148	△ 39.5	△ 12.8
貸付金	14,760	2.8	7,399	1.3	22,159	2.4	31,995	3.6	△ 9,836	△ 30.7	△ 8.4
繰出金	0	0.0	6,962	1.2	6,962	0.7	6,762	0.8	200	3.0	△ 10.6
その他	1,161	0.2	2,483	0.3	3,645	0.5	4,064	0.3	△ 419	△ 10.3	△ 8.8
合 計	518,035	100.0	589,361	100.0	932,422	100.0	886,521	100.0	45,901	5.2	△ 4.1

第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	39,715	27.6	5,287	6.2	45,002	23.7	45,425	33.8	△ 423	△ 0.9	△ 0.2
物 件 費	14,432	10.0	8,690	10.1	23,123	12.2	24,806	18.5	△ 1,683	△ 6.8	12.4
補 助 費 等	23,592	16.4	14,248	16.6	19,519	10.3	17,712	13.2	1,807	10.2	4.5
普通建設事業費	62,285	43.2	52,807	61.6	93,825	49.3	39,285	29.2	54,540	138.8	23.1
補助事業費	48,137	33.4	44,086	51.5	73,773	38.8	22,213	16.5	51,560	232.1	23.3
単独事業費	14,148	9.8	8,237	9.6	20,052	10.5	17,072	12.7	2,980	17.5	22.9
国直轄事業負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県営事業負担金	—	—	484	0.6	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	3,216	2.2	2,925	3.4	6,141	3.2	5,196	3.9	945	18.2	14.8
そ の 他	803	0.6	1,727	2.1	2,528	1.3	1,937	1.4	591	30.5	6.3
合 計	144,043	100.0	85,684	100.0	190,138	100.0	134,361	100.0	55,777	41.5	9.4

第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	39,860	4.7	24,874	5.4	64,735	5.7	64,148	5.9	587	0.9	△ 3.5
普通建設事業費	720,380	85.7	174,855	38.0	777,523	69.0	740,297	68.2	37,226	5.0	11.5
補助事業費	593,332	70.6	42,899	9.3	586,199	52.1	528,396	48.7	57,803	10.9	20.6
単独事業費	48,614	5.8	72,843	15.8	110,318	9.8	115,340	10.6	△ 5,022	△ 4.4	△ 1.1
国直轄事業負担金	78,434	9.3	2,573	0.6	81,007	7.2	96,562	8.9	△ 15,555	△ 16.1	△ 11.5
県営事業負担金	—	—	56,540	12.3	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	80,266	9.6	259,910	56.6	283,932	25.3	280,630	25.9	3,302	1.2	△ 1.0
合 計	840,506	100.0	459,639	100.0	1,126,190	100.0	1,085,075	100.0	41,115	3.8	7.0

第55表 林業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	61,867	10.9	18,153	12.4	80,020	12.0	80,315	11.8	△ 295	△ 0.4	0.1
普通建設事業費	320,511	56.3	70,835	48.3	354,209	53.1	366,217	53.7	△ 12,008	△ 3.3	△ 2.3
補助事業費	248,219	43.6	34,814	23.7	256,993	38.5	254,298	37.3	2,695	1.1	△ 7.6
単独事業費	68,099	12.0	34,369	23.4	93,024	13.9	107,268	15.7	△ 14,244	△ 13.3	12.8
国直轄事業負担金	4,193	0.7	—	—	4,193	0.6	4,651	0.7	△ 458	△ 9.8	6.5
県営事業負担金	—	—	1,652	1.1	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	186,898	32.8	57,805	39.3	232,862	34.9	234,893	34.5	△ 2,031	△ 0.9	△ 15.3
合 計	569,276	100.0	146,793	100.0	667,091	100.0	681,425	100.0	△ 14,334	△ 2.1	△ 7.0

歳出(目的別)

第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	37,704	14.0	10,241	6.9	47,946	12.5	48,000	12.5	△ 54	△ 0.1	△ 0.4
物 件 費	15,136	5.6	8,980	6.0	24,116	6.3	23,130	6.0	986	4.3	0.5
補 助 費 等	14,187	5.3	13,818	9.3	24,376	6.4	28,027	7.3	△ 3,651	△ 13.0	△ 4.8
普通建設事業費	189,109	70.0	103,173	69.4	260,362	67.9	251,368	65.5	8,994	3.6	△ 12.3
補助事業費	163,477	60.5	82,118	55.2	223,276	58.2	216,437	56.4	6,839	3.2	△ 12.6
単独事業費	21,300	7.9	15,351	10.3	32,755	8.5	30,933	8.1	1,822	5.9	△ 9.4
国直轄事業負担金	4,331	1.6	-	-	4,331	1.1	3,999	1.0	332	8.3	△ 15.5
県営事業負担金	-	-	5,705	3.8	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	9,930	3.7	4,389	3.0	14,306	3.7	19,521	5.1	△ 5,215	△ 26.7	△ 12.2
そ の 他	4,090	1.4	8,150	5.4	12,239	3.2	13,780	3.6	△ 1,541	△ 11.2	△ 8.9
合 計	270,156	100.0	148,751	100.0	383,345	100.0	383,826	100.0	△ 481	△ 0.1	△ 9.6

第57表 商工費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	100,918	3.1	148,981	8.6	249,899	5.1	246,820	4.8	3,079	1.2	1.7
物 件 費	87,440	2.7	178,751	10.3	266,191	5.4	268,117	5.2	△ 1,926	△ 0.7	△ 7.8
補 助 費 等	309,441	9.6	263,939	15.3	547,188	11.2	607,628	11.7	△ 60,440	△ 9.9	△ 12.9
普通建設事業費	152,290	4.7	186,543	10.8	320,438	6.5	305,210	5.9	15,228	5.0	7.8
補助事業費	47,792	1.5	61,150	3.5	106,217	2.2	83,481	1.6	22,736	27.2	△ 1.4
単独事業費	104,498	3.2	122,332	7.1	214,221	4.4	221,729	4.3	△ 7,508	△ 3.4	11.8
県営事業負担金	-	-	3,061	0.2	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	2,509,777	78.0	883,857	51.1	3,391,978	69.2	3,626,771	69.8	△ 234,793	△ 6.5	△ 5.8
そ の 他	57,879	1.9	67,475	3.9	125,355	2.6	140,600	2.6	△ 15,245	△ 10.8	△ 7.4
合 計	3,217,745	100.0	1,729,546	100.0	4,901,049	100.0	5,195,146	100.0	△ 294,097	△ 5.7	△ 5.8

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
国 庫 支 出 金	64,379	2.0	36,057	2.1	100,436	2.0	98,351	1.9	2,085	2.1	9.3
都道府県支出金	-	-	26,026	1.5	-	-	-	-	-	-	-
使用料・手数料	10,984	0.3	18,245	1.1	29,229	0.6	29,783	0.6	△ 554	△ 1.9	△ 3.6
諸 収 入	2,460,644	76.5	888,580	51.4	3,344,330	68.2	3,575,348	68.8	△ 231,018	△ 6.5	△ 6.3
地 方 債	56,885	1.8	69,851	4.0	125,091	2.6	118,111	2.3	6,980	5.9	23.1
その他特定財源	86,723	2.7	93,207	5.3	178,475	3.7	183,018	3.5	△ 4,543	△ 2.5	△ 12.5
一 般 財 源 等	538,130	16.7	597,580	34.6	1,123,488	22.9	1,190,535	22.9	△ 67,047	△ 5.6	△ 6.6
合 計	3,217,745	100.0	1,729,546	100.0	4,901,049	100.0	5,195,146	100.0	△ 294,097	△ 5.7	△ 5.8

第58表 土木費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
土木管理費	237,852	4.3	327,533	4.9	552,318	4.6	561,783	4.7	△ 9,465	△ 1.7	△ 7.8
道路橋りょう費	2,318,755	42.3	1,912,453	28.8	4,193,451	35.2	4,197,564	34.9	△ 4,113	△ 0.1	7.8
河川海岸費	1,155,466	21.1	184,274	2.8	1,323,355	11.1	1,305,109	10.9	18,246	1.4	3.4
港湾費	305,801	5.6	165,718	2.5	451,761	3.8	421,943	3.5	29,818	7.1	△ 3.4
都市計画費	939,585	17.2	3,364,348	50.7	4,238,589	35.6	4,233,788	35.2	4,801	0.1	1.4
住宅費	465,938	8.5	670,577	10.1	1,102,479	9.2	1,248,204	10.4	△ 145,725	△ 11.7	△ 2.9
空港費	52,863	1.0	8,918	0.1	57,504	0.5	49,852	0.4	7,652	15.3	9.4
合 計	5,476,260	100.0	6,633,820	100.0	11,919,457	100.0	12,018,244	100.0	△ 98,787	△ 0.8	2.7

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	264,520	4.8	585,116	8.8	849,635	7.1	842,314	7.0	7,321	0.9	△ 1.2
物件費	118,797	2.2	561,727	8.5	680,523	5.7	658,521	5.5	22,002	3.3	2.7
維持補修費	416,937	7.6	487,136	7.3	904,073	7.6	830,582	6.9	73,491	8.8	5.7
補助費等	211,142	3.9	843,653	12.7	1,000,076	8.4	975,948	8.1	24,128	2.5	3.4
普通建設事業費	4,178,469	76.3	3,275,519	49.4	7,319,662	61.4	7,441,648	61.9	△ 121,986	△ 1.6	5.1
補助事業費	2,398,350	43.8	1,829,364	27.6	4,202,659	35.3	4,351,005	36.2	△ 148,346	△ 3.4	5.2
単独事業費	1,207,784	22.1	1,329,919	20.0	2,484,834	20.8	2,413,741	20.1	71,093	2.9	2.7
国直轄事業負担金	572,335	10.5	59,833	0.9	632,169	5.3	676,902	5.6	△ 44,733	△ 6.6	13.0
県営事業負担金	-	-	56,403	0.9	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	110,246	2.0	102,360	1.5	211,029	1.8	219,843	1.8	△ 8,814	△ 4.0	△ 10.5
繰出金	104,969	1.9	602,240	9.1	707,209	5.9	748,348	6.2	△ 41,139	△ 5.5	△ 18.6
その他	71,180	1.3	176,069	2.7	247,250	2.1	301,040	2.6	△ 53,790	△ 17.9	27.8
合 計	5,476,260	100.0	6,633,820	100.0	11,919,457	100.0	12,018,244	100.0	△ 98,787	△ 0.8	2.7

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,238,099	22.6	838,695	12.6	2,076,794	17.4	2,063,529	17.2	13,265	0.6	7.3
都道府県支出金	-	-	135,487	2.0	-	-	-	-	-	-	-
使用料・手数料	141,210	2.6	233,461	3.5	374,670	3.1	368,038	3.1	6,632	1.8	1.3
分担金、負担金、寄附金	55,621	1.0	26,630	0.4	30,983	0.3	30,512	0.3	471	1.5	31.3
地方債	1,790,679	32.7	1,107,663	16.7	2,891,323	24.3	2,930,290	24.4	△ 38,967	△ 1.3	7.3
その他特定財源	649,860	11.9	658,164	10.0	1,248,034	10.5	1,322,020	10.9	△ 73,986	△ 5.6	△ 4.7
一般財源等	1,600,791	29.2	3,633,720	54.8	5,297,653	44.4	5,303,855	44.1	△ 6,202	△ 0.1	0.5
合 計	5,476,260	100.0	6,633,820	100.0	11,919,457	100.0	12,018,244	100.0	△ 98,787	△ 0.8	2.7

歳出(目的別)

第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	49,065	2.1	126,012	6.6	175,077	4.2	172,330	4.1	2,747	1.6	△ 1.8
維持補修費	239,549	10.3	358,796	18.8	598,345	14.3	530,051	12.6	68,294	12.9	7.3
普通建設事業費	2,009,060	86.6	1,258,045	65.8	3,238,381	77.2	3,254,065	77.5	△ 15,684	△ 0.5	6.5
補助事業費	1,101,443	47.5	583,482	30.5	1,681,327	40.1	1,680,535	40.0	792	0.0	8.3
単独事業費	558,875	24.1	631,185	33.0	1,178,461	28.1	1,155,609	27.5	22,852	2.0	0.3
国直轄事業負担金	348,742	15.0	29,852	1.6	378,593	9.0	417,921	10.0	△ 39,328	△ 9.4	19.0
県営事業負担金	-	-	13,526	0.7	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	21,081	1.0	169,600	8.8	181,648	4.3	241,118	5.8	△ 59,470	△ 24.7	43.0
合 計	2,318,755	100.0	1,912,453	100.0	4,193,451	100.0	4,197,564	100.0	△ 4,113	△ 0.1	7.8

第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	30,042	2.6	15,947	8.7	45,989	3.5	44,002	3.4	1,987	4.5	△ 7.0
維持補修費	47,149	4.1	15,764	8.6	62,914	4.8	62,583	4.8	331	0.5	4.0
普通建設事業費	1,063,264	92.0	130,752	71.0	1,178,803	89.1	1,164,152	89.2	14,651	1.3	4.0
補助事業費	648,176	56.1	40,598	22.0	684,911	51.8	673,061	51.6	11,850	1.8	6.5
単独事業費	268,710	23.3	85,752	46.5	347,370	26.2	337,870	25.9	9,500	2.8	0.9
国直轄事業負担金	146,378	12.7	145	0.1	146,522	11.1	153,221	11.7	△ 6,699	△ 4.4	0.7
県営事業負担金	-	-	4,258	2.3	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	15,011	1.3	21,811	11.7	35,649	2.6	34,372	2.6	1,277	3.7	△ 2.7
合 計	1,155,466	100.0	184,274	100.0	1,323,355	100.0	1,305,109	100.0	18,246	1.4	3.4

第61表 港湾費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	11,893	3.9	17,479	10.5	29,372	6.5	29,616	7.0	△ 244	△ 0.8	△ 0.4
維持補修費	9,106	3.0	7,143	4.3	16,250	3.6	16,288	3.9	△ 38	△ 0.2	7.2
普通建設事業費	232,047	75.9	104,134	62.8	322,600	71.4	305,500	72.4	17,100	5.6	15.0
補助事業費	120,892	39.5	35,107	21.2	155,378	34.4	154,038	36.5	1,340	0.9	12.5
単独事業費	54,569	17.8	30,793	18.6	80,939	17.9	64,701	15.3	16,238	25.1	17.5
国直轄事業負担金	56,587	18.5	29,696	17.9	86,282	19.1	86,761	20.6	△ 479	△ 0.6	17.6
県営事業負担金	-	-	8,538	5.2	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	52,755	17.2	36,962	22.4	83,539	18.5	70,539	16.7	13,000	18.4	△ 44.0
合 計	305,801	100.0	165,718	100.0	451,761	100.0	421,943	100.0	29,818	7.1	△ 3.4

第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
街 路 費	364,411	38.8	433,153	12.9	770,507	18.2	774,076	18.3	△ 3,569	△ 0.5	7.1
公 園 費	176,011	18.7	534,598	15.9	706,813	16.7	689,495	16.3	17,318	2.5	1.4
下 水 道 費	264,100	28.1	1,365,476	40.6	1,625,250	38.3	1,629,987	38.5	△ 4,737	△ 0.3	△ 2.9
区 画 整 理 費 等	135,063	14.4	1,031,122	30.6	1,136,019	26.8	1,140,231	26.9	△ 4,212	△ 0.4	4.4
合 計	939,585	100.0	3,364,348	100.0	4,238,589	100.0	4,233,788	100.0	4,801	0.1	1.4

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	18,036	1.9	190,797	5.7	208,833	4.9	207,355	4.9	1,478	0.7	△ 0.6
物 件 費	29,945	3.2	252,109	7.5	282,054	6.7	274,201	6.5	7,853	2.9	2.4
維 持 補 修 費	32,308	3.4	49,805	1.5	82,113	1.9	80,303	1.9	1,810	2.3	1.9
補 助 費 等	142,453	15.2	766,441	22.8	901,566	21.3	880,860	20.8	20,706	2.4	4.4
普 通 建 設 事 業 費	571,465	60.8	1,351,100	40.2	1,865,136	44.0	1,876,253	44.3	△ 11,117	△ 0.6	7.0
補 助 事 業 費	310,675	33.1	844,106	25.1	1,140,260	26.9	1,168,245	27.6	△ 27,985	△ 2.4	3.9
単 独 事 業 費	259,979	27.7	479,798	14.3	723,923	17.1	706,261	16.7	17,662	2.5	12.4
国直轄事業負担金	811	0.1	141	0.0	953	0.0	1,747	0.0	△ 794	△ 45.4	5.5
県営事業負担金	-	-	27,054	0.8	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	8,666	0.9	41,435	1.2	49,513	1.2	48,931	1.2	582	1.2	△ 3.3
繰 出 金	78,113	8.3	571,076	17.0	649,189	15.3	690,232	16.3	△ 41,043	△ 5.9	△ 12.5
そ の 他	58,599	6.3	141,585	4.1	200,185	4.7	175,653	4.1	24,532	14.0	△ 3.4
合 計	939,585	100.0	3,364,348	100.0	4,238,589	100.0	4,233,788	100.0	4,801	0.1	1.4

歳出(目的別)

第63表 住宅費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	14,938	3.2	58,410	8.7	73,348	6.7	72,263	5.8	1,085	1.5	0.5
物 件 費	29,073	6.2	87,608	13.1	116,680	10.6	117,005	9.4	△ 325	△ 0.3	4.8
維 持 補 修 費	82,895	17.8	54,132	8.1	137,027	12.4	133,786	10.7	3,241	2.4	2.4
補 助 費 等	39,911	8.6	35,722	5.3	53,445	4.8	48,948	3.9	4,497	9.2	△ 9.7
普 通 建 設 事 業 費	237,222	50.9	388,387	57.9	613,804	55.7	760,424	60.9	△ 146,620	△ 19.3	△ 4.7
補 助 事 業 費	203,264	43.6	314,039	46.8	515,038	46.7	658,033	52.7	△ 142,995	△ 21.7	△ 0.9
単 独 事 業 費	33,958	7.3	74,308	11.1	98,765	9.0	102,391	8.2	△ 3,626	△ 3.5	△ 23.6
県営事業負担金	-	-	40	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	50,402	10.8	16,122	2.4	66,483	6.0	71,581	5.7	△ 5,098	△ 7.1	△ 15.1
そ の 他	11,497	2.5	30,196	4.5	41,692	3.8	44,197	3.6	△ 2,505	△ 5.7	25.8
合 計	465,938	100.0	670,577	100.0	1,102,479	100.0	1,248,204	100.0	△ 145,725	△ 11.7	△ 2.9

第64表 消防費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	180,003	78.3	1,173,757	63.2	1,353,760	67.5	1,339,715	67.5	14,045	1.0	1.0
物 件 費	21,287	9.3	190,153	10.2	211,440	10.5	205,188	10.3	6,252	3.0	1.7
普通建設事業費	22,461	9.8	289,162	15.6	309,204	15.4	350,509	17.7	△ 41,305	△ 11.8	△ 26.5
補助事業費	1,575	0.7	54,152	2.9	55,727	2.8	69,781	3.5	△ 14,054	△ 20.1	△ 17.5
単独事業費	20,885	9.1	234,558	12.6	253,476	12.6	280,729	14.1	△ 27,253	△ 9.7	△ 28.4
県営事業負担金	—	—	453	0.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	6,132	2.6	204,047	11.0	131,813	6.6	90,063	4.5	41,750	46.4	△ 2.3
合 計	229,883	100.0	1,857,119	100.0	2,006,217	100.0	1,985,475	100.0	20,742	1.0	△ 5.3

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	552	0.2	23,939	1.3	24,491	1.2	31,771	1.6	△ 7,280	△ 22.9	△ 22.6
地方債	4,655	2.0	182,707	9.8	185,984	9.3	213,542	10.8	△ 27,558	△ 12.9	△ 31.5
その他特定財源	45,916	20.0	110,499	6.0	54,970	2.7	58,750	2.9	△ 3,780	△ 6.4	△ 15.7
一般財源等	178,760	77.8	1,539,974	82.9	1,740,772	86.8	1,681,412	84.7	59,360	3.5	0.4
合 計	229,883	100.0	1,857,119	100.0	2,006,217	100.0	1,985,475	100.0	20,742	1.0	△ 5.3

第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度 純 計 額		平成28年度 純 計 額		比 較		
					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	2,668,355	81.8	2,658,643	81.5	9,712	0.4	0.9
物 件 費	351,701	10.8	352,919	10.8	△ 1,218	△ 0.3	2.3
補助費等	17,702	0.5	19,403	0.6	△ 1,701	△ 8.8	△ 5.4
普通建設事業費	203,306	6.2	210,894	6.5	△ 7,588	△ 3.6	△ 0.2
そ の 他	19,296	0.7	18,903	0.6	393	2.1	△ 5.5
合 計	3,260,360	100.0	3,260,762	100.0	△ 402	△ 0.0	0.9

第65表 警察費の状況 (つづき)

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度 純 計 額		平成28年度 純 計 額		比 較		
					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	68,298	2.1	68,815	2.1	△ 517	△ 0.8	△ 0.7
使 用 料、手 数 料	128,597	3.9	134,626	4.1	△ 6,029	△ 4.5	△ 1.5
諸 収 入	9,654	0.3	12,788	0.4	△ 3,134	△ 24.5	△ 48.6
地 方 債	78,633	2.4	84,960	2.6	△ 6,327	△ 7.4	△ 9.4
そ の 他 特 定 財 源	14,561	0.5	15,350	0.5	△ 789	△ 5.1	△ 53.8
一 般 財 源 等	2,960,617	90.8	2,944,223	90.3	16,394	0.6	2.5
合 計	3,260,360	100.0	3,260,762	100.0	△ 402	△ 0.0	0.9

第66表 警察職員数の推移

(単位 人)

区 分	地 方 警 務 官	地 方 警 察 職 員		
		警 察 官	事 務 職 員	計
昭和36年	280	129,482	19,833	149,315
平成12年	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543
19	617	251,569	28,572	280,141
20	620	252,917	28,264	281,181
21	623	252,845	28,053	280,898
22	626	253,512	27,797	281,309
23	628	254,318	27,705	282,023
24	628	255,734	27,619	283,353
25	628	256,026	27,618	283,644
26	628	256,828	27,615	284,443
27	628	258,076	27,675	285,751
28	628	259,158	27,813	286,971
29	629	260,431	27,916	288,347

※ 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数

歳 出 (目的別)

第67表 教育費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
教育総務費	2,072,095	20.8	1,005,543	14.3	3,021,311	17.9	2,970,341	17.7	50,970	1.7	2.2
小学校費	2,774,516	27.8	1,935,097	27.6	4,704,120	27.9	4,658,856	27.8	45,264	1.0	△ 3.3
中学校費	1,659,783	16.6	1,115,524	15.9	2,771,846	16.4	2,752,009	16.4	19,837	0.7	△ 2.7
高等学校費	2,078,573	20.8	157,837	2.2	2,225,484	13.2	2,271,321	13.6	△ 45,837	△ 2.0	△ 0.6
特別支援学校費	827,318	8.3	66,447	0.9	893,036	5.3	886,990	5.3	6,046	0.7	2.6
幼稚園費	4,815	0.0	250,247	3.6	251,312	1.5	248,060	1.5	3,252	1.3	△ 2.4
社会教育費	193,095	1.9	1,083,800	15.4	1,263,185	7.5	1,232,195	7.4	30,990	2.5	△ 1.4
保健体育費	180,786	1.8	1,331,220	19.0	1,500,252	8.9	1,474,163	8.8	26,089	1.8	7.3
大学費	188,336	1.9	73,101	1.0	258,050	1.5	251,913	1.5	6,137	2.4	17.5
合 計	9,979,316	100.0	7,018,816	100.0	16,888,597	100.0	16,745,847	100.0	142,750	0.9	△ 0.3

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	7,728,611	77.4	2,410,660	34.3	10,139,271	60.0	10,163,539	60.7	△ 24,268	△ 0.2	0.1
物件費	368,540	3.7	2,049,963	29.2	2,418,504	14.3	2,362,240	14.1	56,264	2.4	1.5
維持補修費	21,798	0.2	93,679	1.3	115,477	0.7	114,165	0.7	1,312	1.1	0.6
扶助費、補助費等	1,399,942	14.0	646,218	9.2	1,958,883	11.6	1,907,449	11.4	51,434	2.7	5.4
普通建設事業費	402,868	4.0	1,677,466	23.9	2,058,955	12.2	2,001,569	12.0	57,386	2.9	△ 9.4
補助事業費	78,836	0.8	649,855	9.3	721,726	4.3	575,617	3.4	146,109	25.4	△ 30.5
単独事業費	324,032	3.2	1,025,554	14.6	1,337,229	7.9	1,425,952	8.5	△ 88,723	△ 6.2	3.2
県営事業負担金	-	-	2,057	0.0	-	-	-	-	-	-	-
その他	57,557	0.7	140,830	2.1	197,507	1.2	196,885	1.1	622	0.3	7.8
合 計	9,979,316	100.0	7,018,816	100.0	16,888,597	100.0	16,745,847	100.0	142,750	0.9	△ 0.3

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,810,462	18.1	607,156	8.7	2,417,617	14.3	2,348,808	14.0	68,809	2.9	△ 3.2
都道府県支出金	-	-	120,517	1.7	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	256,189	2.6	85,748	1.2	341,937	2.0	346,523	2.1	△ 4,586	△ 1.3	31.6
分担金、負担金、寄附金	6,434	0.1	47,841	0.7	46,701	0.3	46,172	0.3	529	1.1	11.6
地方債	256,421	2.6	853,337	12.2	1,104,683	6.5	1,112,900	6.6	△ 8,217	△ 0.7	△ 7.4
その他特定財源	168,646	1.6	404,318	5.7	554,229	3.3	551,095	3.3	3,134	0.6	0.1
一般財源等	7,481,164	75.0	4,899,899	69.8	12,423,430	73.6	12,340,349	73.7	83,081	0.7	0.2
合 計	9,979,316	100.0	7,018,816	100.0	16,888,597	100.0	16,745,847	100.0	142,750	0.9	△ 0.3

第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	2,759,096	99.4	745,122	38.5	3,504,218	74.5	3,481,842	74.7	22,376	0.6	△ 0.3
物 件 費	10,502	0.4	452,462	23.4	462,965	9.8	451,951	9.7	11,014	2.4	△ 3.7
維持補修費	—	—	38,224	2.0	38,224	0.8	37,964	0.8	260	0.7	△ 0.7
普通建設事業費	3,033	0.1	625,423	32.3	625,445	13.3	621,073	13.3	4,372	0.7	△ 17.4
補助事業費	—	—	289,029	14.9	289,029	6.1	229,078	4.9	59,951	26.2	△ 35.8
単独事業費	3,033	0.1	336,393	17.4	336,416	7.2	391,994	8.4	△ 55,578	△ 14.2	△ 0.7
県営事業負担金	—	—	1	0.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1,885	0.1	73,866	3.8	73,268	1.6	66,026	1.5	7,242	11.0	△ 0.9
合 計	2,774,516	100.0	1,935,097	100.0	4,704,120	100.0	4,658,856	100.0	45,264	1.0	△ 3.3

第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	1,644,996	99.1	425,849	38.2	2,070,846	74.7	2,074,923	75.4	△ 4,077	△ 0.2	△ 0.1
物 件 費	11,265	0.7	241,408	21.6	252,673	9.1	260,130	9.5	△ 7,457	△ 2.9	4.3
維持補修費	9	0.0	20,967	1.9	20,976	0.8	20,507	0.7	469	2.3	△ 2.8
普通建設事業費	1,693	0.1	358,995	32.2	359,101	13.0	340,926	12.4	18,175	5.3	△ 19.6
補助事業費	2	0.0	168,313	15.1	168,315	6.1	125,407	4.6	42,908	34.2	△ 38.8
単独事業費	1,691	0.1	190,682	17.1	190,786	6.9	215,519	7.8	△ 24,733	△ 11.5	△ 1.5
県営事業負担金	—	—	1	0.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1,820	0.1	68,305	6.1	68,250	2.4	55,523	2.0	12,727	22.9	△ 3.0
合 計	1,659,783	100.0	1,115,524	100.0	2,771,846	100.0	2,752,009	100.0	19,837	0.7	△ 2.7

第70表 高等学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	1,632,965	78.6	109,662	69.5	1,742,627	78.3	1,753,934	77.2	△ 11,307	△ 0.6	△ 0.2
物 件 費	142,028	6.8	15,950	10.1	157,978	7.1	155,443	6.8	2,535	1.6	0.8
維持補修費	14,108	0.7	1,062	0.7	15,169	0.7	15,123	0.7	46	0.3	1.5
普通建設事業費	157,609	7.6	28,934	18.3	186,532	8.4	196,349	8.6	△ 9,817	△ 5.0	△ 20.8
補助事業費	20,041	1.0	5,614	3.6	25,655	1.2	16,175	0.7	9,480	58.6	△ 51.1
単独事業費	137,568	6.6	23,320	14.8	160,877	7.2	180,174	7.9	△ 19,297	△ 10.7	△ 16.2
県営事業負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	131,863	6.3	2,229	1.4	123,178	5.5	150,472	6.7	△ 27,294	△ 18.1	37.5
合 計	2,078,573	100.0	157,837	100.0	2,225,484	100.0	2,271,321	100.0	△ 45,837	△ 2.0	△ 0.6

歳出(目的別)

第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
人 件 費	49,536	25.7	314,656	29.0	364,192	28.8	363,444	29.5	748	0.2	△ 0.5
物 件 費	66,156	34.3	429,897	39.7	496,053	39.3	487,751	39.6	8,302	1.7	1.7
普通建設事業費	49,783	25.8	252,506	23.3	300,240	23.8	272,264	22.1	27,976	10.3	△ 7.5
補助事業費	16,829	8.7	75,845	7.0	92,562	7.3	76,243	6.2	16,319	21.4	△ 21.3
単独事業費	32,954	17.1	176,613	16.3	207,678	16.4	196,021	15.9	11,657	5.9	△ 0.7
県営事業負担金	—	—	48	0.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	27,620	14.2	86,741	8.0	102,700	8.1	108,736	8.8	△ 6,036	△ 5.6	△ 2.0
合 計	193,095	100.0	1,083,800	100.0	1,263,185	100.0	1,232,195	100.0	30,990	2.5	△ 1.4

第72表 保健体育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
人 件 費	29,490	16.3	211,689	15.9	241,179	16.1	241,328	16.4	△ 149	△ 0.1	△ 3.3
物 件 費	32,970	18.2	681,479	51.2	714,449	47.6	686,247	46.6	28,202	4.1	2.9
維持補修費	1,298	0.7	15,841	1.2	17,139	1.1	15,600	1.1	1,539	9.9	△ 0.6
普通建設事業費	69,270	38.3	327,881	24.6	389,676	26.0	381,209	25.9	8,467	2.2	20.4
補助事業費	10,586	5.9	81,303	6.1	91,535	6.1	82,804	5.6	8,731	10.5	16.9
単独事業費	58,684	32.5	244,570	18.4	298,141	19.9	298,406	20.2	△ 265	△ 0.1	21.4
県営事業負担金	—	—	2,008	0.2	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	47,758	26.5	94,330	7.1	137,809	9.2	149,779	10.0	△ 11,970	△ 8.0	19.8
合 計	180,786	100.0	1,331,220	100.0	1,500,252	100.0	1,474,163	100.0	26,089	1.8	7.3
上記の内 体育施設費等	163,174	90.3	541,345	40.7	694,321	46.3	688,988	46.7	5,333	0.8	15.4
学校給食費	17,612	9.7	789,874	59.3	805,932	53.7	785,175	53.3	20,757	2.6	1.0

第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較							
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増 減 率			前年度増減率			
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額			
人 件 費	12,593,615	25.5	9,871,546	17.0	22,465,161	22.9	22,468,593	22.9	△ 3,432	△ 8.2	12.8	△ 0.0	0.2	△ 1.5	△ 0.4	
物 件 費	1,669,724	3.4	7,749,444	13.4	9,419,168	9.6	9,496,796	9.7	△ 77,628	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.8	0.3	2.3	1.9	
維 持 補 修 費	504,031	1.0	775,744	1.3	1,279,775	1.3	1,203,617	1.2	76,158	5.4	6.9	6.3	3.4	3.7	3.6	
扶 助 費	1,101,176	2.2	13,180,190	22.7	14,281,366	14.6	14,009,833	14.3	271,533	1.7	2.0	1.9	2.6	5.3	5.1	
補 助 費 等	14,375,358	29.1	4,098,228	7.1	9,837,546	10.0	9,842,248	10.0	△ 4,702	5.2	2.2	△ 0.0	△ 2.0	△ 0.9	△ 0.3	
普 通 建 設 事 業 費	7,114,429	14.4	7,871,312	13.6	14,320,560	14.6	14,306,852	14.6	13,708	△ 0.5	1.0	0.1	5.5	△ 3.0	0.9	
うち	補助事業費	3,981,271	8.1	3,610,360	6.2	7,301,030	7.5	7,124,143	7.3	176,887	1.8	3.6	2.5	5.3	△ 7.4	△ 1.1
	単独事業費	2,473,865	5.0	4,069,567	7.0	6,297,829	6.4	6,400,597	6.5	△ 102,768	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.6	4.6	0.4	2.3
災 害 復 旧 事 業 費	572,756	1.2	302,993	0.5	844,775	0.9	818,265	0.8	26,510	5.9	△ 0.1	3.2	12.6	8.4	12.2	
失 業 対 策 事 業 費	-	-	51	0.0	51	0.0	60	0.0	△ 9	-	△ 15.0	△ 15.0	-	△ 10.4	△ 10.4	
公 債 費	7,060,806	14.3	5,622,911	9.7	12,649,085	12.9	12,545,458	12.8	103,627	2.4	△ 1.1	0.8	△ 4.1	△ 1.2	△ 2.8	
積 立 金	1,259,347	2.5	1,857,181	3.2	3,116,528	3.2	3,317,538	3.4	△ 201,010	△ 20.0	6.6	△ 6.1	△ 13.3	△ 10.7	△ 12.0	
投 資 及 び 出 資 金	107,775	0.2	214,799	0.4	322,574	0.3	311,339	0.3	11,235	6.7	2.1	3.6	△ 20.2	△ 2.9	△ 9.3	
貸 付 金	2,953,773	6.0	1,162,130	2.0	4,089,762	4.2	4,372,921	4.5	△ 283,159	△ 6.8	△ 5.8	△ 6.5	△ 5.2	△ 5.8	△ 5.4	
繰 出 金	135,670	0.3	5,236,085	9.0	5,371,755	5.5	5,447,691	5.6	△ 75,936	△ 4.0	△ 1.3	△ 1.4	△ 8.8	△ 2.8	△ 2.9	
前年度繰上充用金	-	-	264	0.0	264	0.0	252	0.0	12	-	4.8	4.8	-	15.1	15.1	
歳 出 合 計	49,448,460	100.0	57,942,877	100.0	97,998,369	100.0	98,141,464	100.0	△ 143,095	△ 1.5	2.6	△ 0.1	△ 1.0	△ 0.1	△ 0.3	
うち	義務的経費	20,755,597	42.0	28,674,647	49.5	49,395,612	50.4	49,023,884	50.0	371,728	△ 4.3	4.8	0.8	△ 1.1	1.7	0.5
	投資的経費	7,687,185	15.5	8,174,356	14.1	15,165,386	15.5	15,125,178	15.4	40,208	△ 0.1	1.0	0.3	5.9	△ 2.6	1.4

(注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

歳出(性質別)

第73表 性質別歳出決算額の状況 (つづき)

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数						
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	24	25	26	27	28	29	
人 件 費	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	100	96	98	98	98	98	
物 件 費	8,727,420	8,942,279	9,078,683	9,315,308	9,496,796	9,419,168	100	102	104	107	109	108	
維 持 補 修 費	1,109,647	1,126,920	1,184,209	1,161,960	1,203,617	1,279,775	100	102	107	105	108	115	
扶 助 費	12,022,107	12,193,168	12,914,930	13,334,340	14,009,833	14,281,366	100	101	107	111	117	119	
普通建設事業費	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	100	114	119	114	115	115	
災害復旧事業費	971,064	881,731	733,011	729,522	818,265	844,775	100	91	75	75	84	87	
失業対策事業費	140	162	95	67	60	51	100	116	68	48	43	36	
公 債 費	12,982,426	13,098,572	13,336,755	12,901,432	12,545,458	12,649,085	100	101	103	99	97	97	
積 立 金	4,576,003	4,426,304	4,005,932	3,769,208	3,317,538	3,116,528	100	97	88	82	72	68	
そ の 他	20,563,171	20,373,531	19,966,241	20,444,081	19,974,452	19,621,900	100	99	97	99	97	95	
歳 出 合 計	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	100	101	102	102	102	102	
うち	義務的経費	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	100	99	102	102	102	103
	投資的経費	13,420,155	15,073,330	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	100	112	116	111	113	113

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率						
	24	25	26	27	28	29	24	25	26	27	28	29	
人 件 費	23.9	22.8	22.9	22.9	22.9	22.9	△ 1.8	△ 3.6	1.6	0.2	△ 0.4	△ 0.0	
物 件 費	9.1	9.2	9.2	9.5	9.7	9.6	△ 0.6	2.5	1.5	2.6	1.9	△ 0.8	
維 持 補 修 費	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	△ 0.0	1.6	5.1	△ 1.9	3.6	6.3	
扶 助 費	12.5	12.5	13.1	13.6	14.3	14.6	0.5	1.4	5.9	3.2	5.1	1.9	
普通建設事業費	12.9	14.6	15.0	14.4	14.6	14.6	△ 0.7	14.0	4.1	△ 4.0	0.9	0.1	
災害復旧事業費	1.0	0.9	0.7	0.7	0.8	0.9	27.2	△ 9.2	△ 16.9	△ 0.5	12.2	3.2	
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 68.4	15.7	△ 41.4	△ 29.5	△ 10.4	△ 15.0	
公 債 費	13.5	13.4	13.5	13.1	12.8	12.9	0.4	0.9	1.8	△ 3.3	△ 2.8	0.8	
積 立 金	4.7	4.5	4.1	3.8	3.4	3.2	△ 1.0	△ 3.3	△ 9.5	△ 5.9	△ 12.0	△ 6.1	
そ の 他	21.2	20.9	20.3	20.8	20.3	20.0	△ 1.4	△ 2.0	△ 2.0	2.4	△ 2.3	△ 1.8	
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	
うち	義務的経費	49.8	48.7	49.5	49.6	50.0	50.4	△ 0.7	△ 1.2	2.8	0.1	0.5	0.8
	投資的経費	13.9	15.5	15.7	15.2	15.4	15.5	0.9	12.3	2.9	△ 3.9	1.4	0.3

第73表 性質別歳出決算額の状況 (つづき)

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

	金 額							構 成 比						
	平成19年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	19	24	25	26	27	28	29
人 件 費	25,256,303	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	28.3	23.9	22.8	22.9	22.9	22.9	22.9
財源内訳	1,803,143	1,930,406	1,847,206	1,824,244	1,748,190	1,685,527	1,686,850	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7
国庫支出金	530,359	249,894	152,877	161,039	175,636	154,477	93,117	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
地方債	22,067,846	20,228,670	19,585,408	19,864,262	19,891,771	19,811,339	19,874,479	24.8	21.0	20.1	20.2	20.2	20.2	20.3
一般財源等	854,955	608,656	592,432	674,800	749,914	817,250	810,715	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8
その他	7,617,698	8,727,420	8,942,279	9,078,683	9,315,308	9,496,796	9,419,168	8.5	9.1	9.2	9.2	9.5	9.7	9.6
物 件 費	241,084	499,346	506,817	401,319	437,662	487,396	435,269	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4
財源内訳	1,829	19,507	22,826	21,883	25,260	67,249	70,368	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
国庫支出金	6,141,173	6,550,760	6,735,287	7,113,283	7,340,201	7,435,105	7,413,967	6.9	6.8	6.9	7.2	7.5	7.6	7.6
地方債	1,233,612	1,657,807	1,677,349	1,542,198	1,512,185	1,507,046	1,499,564	1.3	1.8	1.8	1.6	1.6	1.5	1.5
一般財源等	988,863	1,109,647	1,126,920	1,184,209	1,161,960	1,203,617	1,279,775	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
その他	19,662	45,590	43,928	47,181	42,783	46,588	61,383	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
維持補修費	-	-	-	186	579	578	227	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
財源内訳	789,825	855,054	878,677	922,013	908,712	940,135	997,740	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0
国庫支出金	179,376	209,003	204,315	214,829	209,886	216,316	220,425	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
地方債	8,180,646	12,022,107	12,193,168	12,914,930	13,334,340	14,009,833	14,281,366	9.2	12.5	12.5	13.1	13.6	14.3	14.6
一般財源等	3,764,233	6,221,303	6,306,575	6,807,032	6,907,566	7,366,936	7,357,070	4.2	6.5	6.5	6.9	7.0	7.5	7.5
その他	-	5,388	6,107	7,017	7,448	8,491	8,886	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
普通建設事業費	4,085,352	5,144,318	5,253,996	5,456,758	5,794,325	6,016,403	6,335,418	4.6	5.3	5.4	5.5	5.9	6.1	6.5
財源内訳	331,061	651,098	626,490	644,123	625,001	618,003	579,992	0.4	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6
国庫支出金	13,524,300	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	15.2	12.9	14.6	15.0	14.4	14.6	14.6
地方債	2,788,438	2,828,319	3,724,549	3,324,263	3,085,680	3,186,331	3,415,938	3.1	2.9	3.8	3.4	3.1	3.2	3.5
一般財源等	5,550,318	5,160,813	4,951,763	5,272,036	5,442,003	5,618,272	5,630,789	6.2	5.4	5.1	5.4	5.5	5.7	5.7
その他	3,989,763	2,966,277	3,569,738	3,648,232	3,367,336	3,389,136	3,320,769	4.5	3.1	3.7	3.7	3.4	3.5	3.4
その他	1,195,781	1,493,541	1,945,388	2,534,067	2,288,777	2,113,113	1,953,064	1.4	1.5	2.0	2.5	2.4	2.2	2.0
災害復旧事業費	354,348	971,064	881,731	733,011	729,522	818,265	844,775	0.4	1.0	0.9	0.7	0.7	0.8	0.9
財源内訳	219,996	558,717	515,353	451,806	465,293	486,121	507,686	0.2	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
国庫支出金	96,094	94,371	78,954	86,995	75,251	125,789	147,632	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
地方債	27,684	174,547	190,770	132,397	130,457	140,603	130,726	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
一般財源等	10,574	143,429	96,654	61,813	58,521	65,752	58,731	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
その他	3,410	140	162	95	67	60	51	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
失業対策事業費	1,507	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
財源内訳	1,120	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
国庫支出金	773	130	161	89	65	50	43	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方債	10	10	1	6	2	10	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般財源等	12,998,987	12,982,426	13,098,572	13,336,755	12,901,432	12,545,458	12,649,085	14.6	13.5	13.4	13.5	13.1	12.8	12.9
その他	12,430	11,843	12,154	10,092	8,591	8,610	9,061	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公 債 費	666	-	-	-	63	-	-	0.0	-	-	-	0.0	-	-
財源内訳	12,367,068	12,245,489	12,538,491	12,494,166	12,224,555	11,976,916	11,995,654	13.9	12.7	12.9	12.7	12.4	12.2	12.2
国庫支出金	618,823	725,094	547,927	832,497	668,223	559,932	644,370	0.7	0.8	0.5	0.8	0.7	0.6	0.7
地方債	2,156,369	4,576,003	4,426,304	4,005,932	3,769,208	3,317,538	3,116,528	2.4	4.7	4.5	4.1	3.8	3.4	3.2
一般財源等	72,558	2,278,103	1,353,821	1,056,825	922,286	856,574	614,841	0.1	2.4	1.4	1.1	0.9	0.9	0.6
その他	101,916	54,091	49,777	58,909	41,135	26,545	35,777	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
その他	1,722,523	1,748,123	2,716,812	2,579,350	2,476,451	2,050,869	2,033,550	1.9	1.8	2.8	2.6	2.5	2.1	2.1
その他	259,372	495,686	305,894	310,848	329,336	383,550	432,360	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5
そ の 他	18,066,691	20,563,171	20,373,531	19,966,241	20,444,081	19,974,452	19,621,900	20.3	21.2	20.9	20.3	20.8	20.3	20.0
財源内訳	330,151	722,436	595,305	758,450	961,671	1,072,786	1,015,326	0.5	0.8	0.7	0.7	1.1	1.2	1.1
国庫支出金	640,354	593,592	763,300	277,594	260,025	295,093	257,958	0.8	0.5	0.7	0.2	0.3	0.3	0.3
地方債	11,864,091	12,870,594	12,999,873	13,423,037	13,964,884	13,805,376	13,819,644	13.2	13.3	13.3	13.7	14.3	14.0	14.1
一般財源等	5,232,095	6,376,549	6,015,053	5,507,160	5,257,501	4,801,197	4,528,972	5.8	6.6	6.2	5.7	5.1	4.8	4.5
その他	89,147,615	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 出 合 計	9,253,202	15,096,063	14,905,708	14,681,212	14,579,722	15,196,869	15,103,424	10.4	15.7	15.3	14.9	14.8	15.5	15.4
財源内訳	6,922,656	6,177,656	6,025,604	5,885,659	6,027,400	6,296,494	6,244,754	7.8	6.4	6.2	6.0	6.1	6.4	6.4
国庫支出金	63,056,098	62,783,962	64,469,213	65,633,587	66,098,757	65,565,932	65,921,990	70.7	65.1	66.2	66.6	67.2	66.8	67.3
地方債	9,915,659	12,360,873	12,011,503	12,322,341	11,699,346	11,082,169	10,728,201	11.1	12.8	12.3	12.5	11.9	11.3	10.9
一般財源等	46,435,936	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	52.1	49.9	48.7	49.5	49.6	50.0	50.4
その他	5,579,806	8,163,552	8,165,936	8,641,367	8,664,347	9,061,073	9,052,980	6.2	8.5	8.4	8.8	8.8	9.2	9.2
その他	531,025	255,282	158,985	168,056	183,147	162,968	102,003	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
その他	38,520,267	37,618,478	37,377,894	37,815,186	37,910,650	37,804,658	38,205,550	43.2	39.0	38.4	38.4	38.5	38.5	39.0
その他	1,804,838	1,984,848	1,766,848	2,151,422	2,043,139	1,995,185	2,035,079	2.1	2.1	1.7	2.1	2.1	2.1	2.1
うち投資的経費	13,882,058	13,420,155	15,073,330	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	15.6	13.9	15.5	15.7	15.2	15.4	15.5
財源内訳	3,009,941	3,387,036	4,239,902	3,776,069	3,550,973	3,672,452	3,923,624	3.4	3.5	4.4	3.8	3.6	3.7	4.0
国庫支出金	5,647,532	5,255,184	5,030,717	5,359,031	5,517,254	5,744,061	5,778,421	6.3	5.5	5.2	5.4	5.6	5.9	5.9
地方債	4,018,220	3,140,953	3,760,669	3,780,717	3,497,857	3,529,789	3,451,538	4.5	3.3	3.9	3.8	3.6	3.6	3.5
一般財源等	1,206,365	1,636,982	2,042,042	2,595,887	2,347,301	2,178,876	2,011,803	1.4	1.6	2.0	2.7	2.4	2.2	2.1
その他														

歳 出 (性質別)

第74表 団体種類別性質別歳出の状況

区 分		義務経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	うち補助事業費	うち単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計	
決算	平成29年度	政令指定都市	80,286	28,335	36,035	15,915	14,518	6,589	7,414	13,101	6,344	23,394	137,643
		中核市	38,867	10,939	20,727	7,200	9,101	4,108	4,766	8,925	1,346	14,698	72,937
		施行時特例市	16,920	5,261	8,714	2,945	4,261	1,902	2,299	4,510	609	7,132	33,432
		都市	102,267	33,045	47,375	21,847	31,501	14,606	16,140	30,895	2,672	57,937	225,272
		中都市	44,492	13,728	22,706	8,059	12,108	5,334	6,515	13,105	1,349	21,759	92,813
		小都市	57,774	19,317	24,669	13,788	19,393	9,272	9,625	17,789	1,323	36,180	132,459
		町村	23,410	9,674	7,358	6,378	11,971	6,367	5,333	10,294	401	22,100	68,176
		町村(1万人以上)	15,674	6,103	5,692	3,878	6,561	3,340	3,058	6,368	234	13,604	42,441
町村(1万人未満)	7,737	3,571	1,666	2,500	5,409	3,027	2,275	3,926	167	8,496	25,735		
合計	261,749	87,254	120,209	54,286	71,352	33,572	35,952	67,725	11,372	125,263	537,461		
額(億円)	平成28年度	政令指定都市	68,441	17,108	35,271	16,062	14,158	6,238	7,306	13,000	6,687	22,843	125,129
		中核市	38,600	10,925	20,388	7,287	8,799	3,627	4,989	9,161	1,495	14,949	73,004
		施行時特例市	16,721	5,238	8,492	2,991	3,996	1,641	2,285	4,472	673	7,228	33,090
		都市	101,787	33,043	46,651	22,093	31,586	14,468	16,393	31,513	2,802	57,189	224,877
		中都市	44,033	13,699	22,169	8,165	11,672	4,910	6,532	13,497	1,318	21,298	91,818
		小都市	57,754	19,344	24,482	13,929	19,914	9,558	9,861	18,016	1,484	35,890	133,058
		町村	23,330	9,645	7,325	6,360	11,716	5,984	5,446	10,434	405	21,406	67,291
		町村(1万人以上)	15,683	6,115	5,646	3,922	6,587	3,291	3,128	6,532	234	13,284	42,320
町村(1万人未満)	7,648	3,530	1,679	2,438	5,129	2,693	2,319	3,902	171	8,121	24,971		
合計	248,880	75,959	118,128	54,793	70,256	31,958	36,420	68,581	12,061	123,613	523,391		
構成	平成29年度	政令指定都市	30.7	32.5	30.0	29.3	20.3	19.6	20.6	19.3	55.8	18.7	25.6
		中核市	14.8	12.5	17.2	13.3	12.8	12.2	13.3	13.2	11.8	11.7	13.6
		施行時特例市	6.5	6.0	7.2	5.4	6.0	5.7	6.4	6.7	5.4	5.7	6.2
		都市	39.1	37.9	39.4	40.2	44.1	43.5	44.9	45.6	23.5	46.3	41.9
		中都市	17.0	15.7	18.9	14.8	17.0	15.9	18.1	19.4	11.9	17.4	17.3
		小都市	22.1	22.1	20.5	25.4	27.2	27.6	26.8	26.3	11.6	28.9	24.6
		町村	8.9	11.1	6.1	11.7	16.8	19.0	14.8	15.2	3.5	17.6	12.7
		町村(1万人以上)	6.0	7.0	4.7	7.1	9.2	9.9	8.5	9.4	2.1	10.9	7.9
町村(1万人未満)	3.0	4.1	1.4	4.6	7.6	9.0	6.3	5.8	1.5	6.8	4.8		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
比率(%)	平成28年度	政令指定都市	27.5	22.5	29.9	29.3	20.2	19.5	20.1	19.0	55.4	18.5	23.9
		中核市	15.5	14.4	17.3	13.3	12.5	11.3	13.7	13.4	12.4	12.1	13.9
		施行時特例市	6.7	6.9	7.2	5.5	5.7	5.1	6.3	6.5	5.6	5.8	6.3
		都市	40.9	43.5	39.5	40.3	45.0	45.3	45.0	46.0	23.2	46.3	43.0
		中都市	17.7	18.0	18.8	14.9	16.6	15.4	17.9	19.7	10.9	17.2	17.5
		小都市	23.2	25.5	20.7	25.4	28.3	29.9	27.1	26.3	12.3	29.0	25.4
		町村	9.4	12.7	6.2	11.6	16.7	18.7	15.0	15.2	3.4	17.3	12.9
		町村(1万人以上)	6.3	8.1	4.8	7.2	9.4	10.3	8.6	9.5	1.9	10.7	8.1
町村(1万人未満)	3.1	4.6	1.4	4.5	7.3	8.4	6.4	5.7	1.4	6.6	4.8		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
増減額(億円)	平成29年度	政令指定都市	11,844	11,227	764	△ 146	360	351	107	101	△ 343	552	12,514
		中核市	267	14	339	△ 86	302	481	△ 223	△ 237	△ 149	△ 250	△ 67
		施行時特例市	198	23	221	△ 46	266	261	14	38	△ 64	△ 96	341
		都市	480	2	724	△ 246	△ 86	138	△ 253	△ 619	△ 130	750	395
		中都市	459	28	537	△ 106	436	424	△ 17	△ 392	31	460	995
		小都市	20	△ 26	187	△ 141	△ 521	△ 286	△ 236	△ 227	△ 161	290	△ 599
		町村	80	29	32	18	255	384	△ 113	△ 140	△ 4	695	886
		町村(1万人以上)	△ 9	△ 12	46	△ 43	△ 26	49	△ 70	△ 164	△ 1	321	122
町村(1万人未満)	89	41	△ 13	61	281	335	△ 44	24	△ 3	374	764		
合計	12,869	11,295	2,081	△ 507	1,096	1,614	△ 468	△ 856	△ 690	1,651	14,070		
増減率(%)	平成29年度	政令指定都市	17.3	65.6	2.2	△ 0.9	2.5	5.6	1.5	0.8	△ 5.1	2.4	10.0
		中核市	0.7	0.1	1.7	△ 1.2	3.4	13.3	△ 4.5	△ 2.6	△ 10.0	△ 1.7	△ 0.1
		施行時特例市	1.2	0.4	2.6	△ 1.5	6.6	15.9	0.6	0.8	△ 9.5	△ 1.3	1.0
		都市	0.5	0.0	1.6	△ 1.1	△ 0.3	1.0	△ 1.5	△ 2.0	△ 4.6	1.3	0.2
		中都市	1.0	0.2	2.4	△ 1.3	3.7	8.6	△ 0.3	△ 2.9	2.3	2.2	1.1
		小都市	0.0	△ 0.1	0.8	△ 1.0	△ 2.6	△ 3.0	△ 2.4	△ 1.3	△ 10.9	0.8	△ 0.5
		町村	0.3	0.3	0.4	0.3	2.2	6.4	△ 2.1	△ 1.3	△ 1.0	3.2	1.3
		町村(1万人以上)	△ 0.1	△ 0.2	0.8	△ 1.1	△ 0.4	1.5	△ 2.2	△ 2.5	△ 0.3	2.4	0.3
町村(1万人未満)	1.2	1.2	△ 0.8	2.5	5.5	12.4	△ 1.9	0.6	△ 1.9	4.6	3.1		
合計	5.2	14.9	1.8	△ 0.9	1.6	5.1	△ 1.3	△ 1.2	△ 5.7	1.3	2.7		

第75表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度						比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増減率	前年度増減率
一 般 財 源	31,241,260	100.0	31,419,116	100.0	59,210,431	100.0	31,276,708	100.0	30,487,558	100.0	59,094,931	100.0	115,500	0.2	△ 0.3
義 務 的 経 費	15,676,981	50.2	15,311,776	48.7	32,842,419	55.5	16,391,785	52.4	14,506,490	47.6	32,652,826	55.3	189,593	0.6	0.4
人 件 費	9,375,347	30.0	7,373,748	23.5	17,084,585	28.9	10,132,376	32.4	6,655,041	21.8	17,111,547	29.0	△ 26,962	△ 0.2	0.3
扶 助 費	498,309	1.6	3,501,402	11.1	5,446,079	9.2	489,309	1.6	3,370,572	11.1	5,196,517	8.8	249,562	4.8	4.5
公 債 費	5,803,325	18.6	4,436,627	14.1	10,311,755	17.4	5,770,100	18.4	4,480,877	14.7	10,344,761	17.5	△ 33,006	△ 0.3	△ 1.4
投 資 的 経 費	1,209,904	3.9	1,734,713	5.5	2,967,026	5.0	1,239,721	4.0	1,778,935	5.8	3,048,766	5.2	△ 81,740	△ 2.7	1.6
普通建設事業費	1,186,365	3.8	1,674,783	5.3	2,854,614	4.8	1,212,322	3.9	1,716,196	5.6	2,927,281	5.0	△ 72,667	△ 2.5	1.3
災害復旧事業費	23,539	0.1	59,894	0.2	112,375	0.2	27,399	0.1	62,698	0.2	121,442	0.2	△ 9,067	△ 7.5	8.5
失業対策事業費	-	-	36	0.0	37	0.0	-	-	41	0.0	43	0.0	△ 6	△ 14.0	△ 23.2
その他の経費	13,414,616	42.9	12,863,760	41.0	20,858,698	35.2	12,786,274	40.9	12,695,484	41.7	20,929,338	35.3	△ 70,640	△ 0.3	△ 1.2
歳 出 合 計	30,301,501	97.0	29,910,249	95.2	56,668,143	95.7	30,417,780	97.3	28,980,909	95.1	56,630,930	95.8	37,213	0.1	△ 0.1
翌年度への繰越額	939,759	3.0	1,508,867	4.8	2,542,288	4.3	858,928	2.7	1,506,649	4.9	2,464,002	4.2	78,286	3.2	△ 4.5

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含む。

その2 推移

(単位 百万円)

区 分	平成24年度充当額	平成25年度充当額	平成26年度充当額	平成27年度充当額	平成28年度充当額	平成29年度充当額
一 般 財 源	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431
義 務 的 経 費	31,517,206	30,742,372	31,527,916	32,523,809	32,652,826	32,842,419
人 件 費	16,947,819	16,108,502	16,561,568	17,065,288	17,111,547	17,084,585
扶 助 費	4,309,971	4,321,278	4,549,500	4,970,991	5,196,517	5,446,079
公 債 費	10,259,416	10,312,591	10,416,847	10,487,530	10,344,761	10,311,755
投 資 的 経 費	2,631,528	3,093,055	3,152,124	3,000,836	3,048,766	2,967,026
普通建設事業費	2,485,182	2,936,019	3,041,665	2,888,861	2,927,281	2,854,614
災害復旧事業費	146,237	156,903	110,384	111,920	121,442	112,375
失業対策事業費	109	133	74	56	43	37
その他の経費	18,452,412	19,188,870	20,041,103	21,181,937	20,929,338	20,858,698
歳 出 合 計	52,601,146	53,024,297	54,721,143	56,706,582	56,630,930	56,668,143
翌年度への繰越額	2,548,388	2,629,806	2,551,791	2,580,736	2,464,002	2,542,288

(単位 %)

区 分	指 数						構 成 比					
	24	25	26	27	28	29	24	25	26	27	28	29
一 般 財 源	100	101	104	108	107	107	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義 務 的 経 費	100	98	100	103	104	104	57.1	55.2	55.0	54.9	55.3	55.5
人 件 費	100	95	98	101	101	101	30.7	28.9	28.9	28.8	29.0	28.9
扶 助 費	100	100	106	115	121	126	7.8	7.8	7.9	8.4	8.8	9.2
公 債 費	100	101	102	102	101	101	18.6	18.5	18.2	17.7	17.5	17.4
投 資 的 経 費	100	118	120	114	116	113	4.8	5.6	5.5	5.1	5.2	5.0
普通建設事業費	100	118	122	116	118	115	4.5	5.3	5.3	4.9	5.0	4.8
災害復旧事業費	100	107	75	77	83	77	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
失業対策事業費	100	122	68	51	39	34	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	104	109	115	113	113	33.5	34.5	35.0	35.6	35.3	35.2
歳 出 合 計	100	101	104	108	108	108	95.4	95.3	95.5	95.6	95.8	95.7
翌年度への繰越額	100	103	100	101	97	100	4.6	4.7	4.5	4.4	4.2	4.3

歳 出 (性質別)

第76表 人件費の状況

その1 人件費の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
議員報酬手当	36,932	0.3	190,035	1.9	226,968	1.0	228,530	1.0	△ 1,562	△ 0.7	1.1
委員等報酬	239,115	1.9	547,683	5.5	786,798	3.5	769,708	3.4	17,090	2.2	△ 1.1
特別職給与	3,915	0.0	64,287	0.7	68,202	0.3	67,732	0.3	470	0.7	1.8
職員給	9,238,813	73.4	6,681,920	67.7	15,920,733	70.9	15,886,167	70.7	34,566	0.2	0.1
基本給	6,062,779	48.1	4,389,827	44.5	10,452,606	46.5	10,472,937	46.6	△ 20,331	△ 0.2	△ 0.5
その他の手当	3,175,304	25.2	2,282,563	23.1	5,457,867	24.3	5,402,703	24.0	55,164	1.0	1.3
臨時職員給与	730	0.0	9,530	0.1	10,260	0.0	10,527	0.0	△ 267	△ 2.5	8.6
地方公務員 共済組合等負担金	1,909,597	15.2	1,445,137	14.6	3,354,734	14.9	3,282,105	14.6	72,629	2.2	△ 1.4
退職金	1,040,228	8.3	832,751	8.4	1,872,978	8.3	2,000,450	8.9	△ 127,472	△ 6.4	△ 3.6
恩給及び退職年金	8,804	0.1	1,218	0.0	10,021	0.0	11,663	0.1	△ 1,642	△ 14.1	△ 14.7
災害補償費	13,973	0.1	13,485	0.1	27,458	0.1	26,541	0.1	917	3.5	1.6
その他	102,238	0.7	95,030	1.1	197,269	1.0	195,697	0.9	1,572	0.8	7.1
合 計	12,593,615	100.0	9,871,546	100.0	22,465,161	100.0	22,468,593	100.0	△ 3,432	△ 0.0	△ 0.4

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
国庫支出金	1,332,779	10.6	332,973	3.4	1,686,850	7.5	1,685,527	7.5	1,323	0.1	△ 3.6
使用料、手数料	311,489	2.5	251,079	2.5	572,181	2.5	577,747	2.6	△ 5,566	△ 1.0	13.9
地方債	81,222	0.6	11,896	0.1	93,117	0.4	154,477	0.7	△ 61,360	△ 39.7	△ 12.0
その他特定財源	104,521	0.8	363,126	3.7	238,534	1.1	239,503	1.0	△ 969	△ 0.4	△ 1.4
一般財源等	10,763,604	85.5	8,912,472	90.3	19,874,479	88.5	19,811,339	88.2	63,140	0.3	△ 0.4
合 計	12,593,615	100.0	9,871,546	100.0	22,465,161	100.0	22,468,593	100.0	△ 3,432	△ 0.0	△ 0.4

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		増減額	増減率	前年度増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比			
都道府県	12,593,615	25.5	13,719,840	27.3	△ 1,126,225	△ 8.2	0.2
市町村	9,871,546	17.0	8,748,752	15.5	1,122,794	12.8	△ 1.5
政令指定都市	2,833,484	20.6	1,710,828	13.7	1,122,656	65.6	△ 1.0
中核市	1,093,927	15.0	1,092,524	15.0	1,403	0.1	3.2
施行時特例市	526,072	15.7	523,765	15.8	2,307	0.4	△ 9.8
中都市	1,372,775	14.8	1,369,935	14.9	2,840	0.2	△ 2.6
小都市	1,931,731	14.6	1,934,379	14.5	△ 2,648	△ 0.1	△ 1.0
町村	967,425	14.2	964,490	14.3	2,935	0.3	△ 1.5
一部事務組合等	844,681	43.4	868,339	43.8	△ 23,658	△ 2.7	△ 3.0
特別区	593,764	16.2	598,128	16.6	△ 4,364	△ 0.7	0.8
合 計	22,465,161	22.9	22,468,593	22.9	△ 3,432	△ 0.0	△ 0.4

(注) 平成29年度及び平成28年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第77表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度						比 較						
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増 減 率			前年度増減率		
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額		
議会関係	13,595	0.1	56,784	0.8	70,379	0.4	13,733	0.1	56,721	1.0	70,454	0.4	△75	△1.0	0.1	△0.1	0.6	△0.3	△0.1
総務関係	391,139	4.2	1,410,025	21.1	1,801,163	11.3	393,270	3.9	1,402,833	24.0	1,796,103	11.3	5,060	△0.5	0.5	0.3	0.5	△0.1	0.1
民生関係	171,381	1.9	1,194,685	17.9	1,366,066	8.6	171,235	1.7	1,191,033	20.4	1,362,269	8.6	3,797	0.1	0.3	0.3	0.1	0.8	0.7
衛生関係	199,586	2.2	641,184	9.6	840,770	5.3	199,625	2.0	642,265	11.0	841,890	5.3	△1,120	△0.0	△0.2	△0.1	△0.0	△1.3	△1.0
労働関係	41,039	0.4	6,055	0.1	47,093	0.3	40,990	0.4	6,101	0.1	47,091	0.3	2	0.1	△0.8	0.0	△0.3	0.3	△0.2
農林水産業関係	297,716	3.2	173,767	2.6	471,483	3.0	299,859	3.0	173,666	3.0	473,525	3.0	△2,042	△0.7	0.1	△0.4	△0.8	△1.1	△0.9
商工関係	80,223	0.9	117,012	1.8	197,235	1.2	81,387	0.8	114,380	2.0	195,767	1.2	1,468	△1.4	2.3	0.7	0.5	2.3	1.6
土木関係	210,431	2.3	471,144	7.1	681,574	4.3	207,772	2.1	471,562	8.1	679,334	4.3	2,240	1.3	△0.1	0.3	△3.0	△0.6	△1.3
警察関係	2,057,198	22.3	-	-	2,057,198	12.9	2,045,963	20.4	-	-	2,045,963	12.9	11,235	0.5	-	0.5	1.0	-	1.0
消防関係	145,197	1.6	914,194	13.7	1,059,391	6.7	144,395	1.4	905,129	15.5	1,049,524	6.6	9,867	0.6	1.0	0.9	0.5	1.0	0.9
教育関係	5,631,310	61.0	1,697,071	25.4	7,328,381	46.0	6,449,139	64.2	875,108	15.0	7,324,247	46.1	4,134	△12.7	93.9	0.1	0.0	△0.9	△0.1
合 計	9,238,813	100.0	6,681,920	100.0	15,920,733	100.0	10,047,367	100.0	5,838,800	100.0	15,886,167	100.0	34,566	△8.0	14.4	0.2	0.2	△0.0	0.1

歳 出 (性質別)

その2 平均給料月額状況 (普通会計分)

(単位 円・%)

区 分	平成29年4月1日現在							平成28年4月1日現在						
	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等
一 般 職	319,492	328,772	319,226	317,533	303,604	309,109	318,343	321,689	330,689	322,674	319,394	305,879	312,081	319,793
高 等 学 校 教 育 職	377,218	377,225	376,210	384,120	324,647	383,876	349,365	379,511	379,204	388,825	385,876	337,893	392,605	347,511
小・中 学 校 教 育 職	359,806	363,803	350,411	300,826	288,933	318,898	-	362,806	364,549	312,729	304,347	290,268	320,913	-
消 防 職	298,487	308,000	304,851	299,782	286,222	-	290,631	298,844	307,600	305,797	300,219	287,416	-	290,728
警 察 職	320,446	320,446	-	-	-	-	-	320,757	320,757	-	-	-	-	-

区 分	増減率							前年度増減率						
	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等
一 般 職	△ 0.7	△ 0.6	△ 1.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.0	△ 0.5	△ 1.1	△ 0.8	△ 2.2	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.2
高 等 学 校 教 育 職	△ 0.6	△ 0.5	△ 3.2	△ 0.5	△ 3.9	△ 2.2	0.5	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.2	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.3
小・中 学 校 教 育 職	△ 0.8	△ 0.2	12.0	△ 1.2	△ 0.5	△ 0.6	-	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.1	-
消 防 職	△ 0.1	0.1	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.4	-	△ 0.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.1	△ 0.7	△ 1.3	-	△ 0.6
警 察 職	△ 0.1	△ 0.1	-	-	-	-	-	△ 0.1	△ 0.1	-	-	-	-	-

第78表 地方公務員数の状況

その1 総括

(単位 人・%)

区分	平成29年4月1日現在						平成28年4月1日現在						比較		
	都道府県		市町村		全団体		都道府県		市町村		全団体		増減	増減率	前年度増減率
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比			
一般行政関係職員	229,735	17.6	682,410	63.5	912,145	38.3	228,928	16.1	678,545	70.9	907,473	38.1	4,672	0.5	0.1
議会・総務	46,361	3.5	187,582	17.4	233,943	9.8	45,559	3.2	186,252	19.5	231,811	9.7	2,132	0.9	0.7
税務	15,750	1.2	49,631	4.6	65,381	2.7	15,719	1.1	49,683	5.2	65,402	2.7	△ 21	△ 0.0	△ 0.5
民生	25,751	2.0	205,527	19.1	231,278	9.7	25,454	1.8	203,083	21.2	228,537	9.6	2,741	1.2	0.6
衛生	29,650	2.3	99,020	9.2	128,670	5.4	29,983	2.1	99,578	10.4	129,561	5.4	△ 891	△ 0.7	△ 0.6
労働	4,505	0.3	1,004	0.1	5,509	0.2	4,503	0.3	1,001	0.1	5,504	0.2	5	0.1	△ 3.6
農林水産	49,244	3.8	30,163	2.8	79,407	3.3	49,493	3.5	30,262	3.2	79,755	3.4	△ 348	△ 0.4	△ 0.8
商工	10,986	0.8	18,889	1.8	29,875	1.3	10,880	0.8	18,369	1.9	29,249	1.2	626	2.1	2.4
土木	47,488	3.6	90,594	8.4	138,082	5.8	47,337	3.3	90,317	9.4	137,654	5.8	428	0.3	△ 0.2
教育関係職員	772,005	59.0	250,646	23.3	1,022,651	42.9	888,376	62.4	136,584	14.3	1,024,960	43.1	△ 2,309	△ 0.2	△ 0.3
教員	706,927	54.0	146,671	13.6	853,598	35.8	817,457	57.4	36,499	3.8	853,956	35.9	△ 358	△ 0.0	△ 0.1
高等学校	158,835	12.1	10,301	1.0	169,136	7.1	159,572	11.2	10,483	1.1	170,055	7.1	△ 919	△ 0.5	△ 0.4
義務教育	474,869	36.3	106,727	9.9	581,596	24.4	581,156	40.8	922	0.1	582,078	24.5	△ 482	△ 0.1	△ 0.2
その他	73,223	5.6	29,643	2.8	102,866	4.3	76,729	5.4	25,094	2.6	101,823	4.3	1,043	1.0	1.2
その他	65,078	5.0	103,975	9.7	169,053	7.1	70,919	5.0	100,085	10.5	171,004	7.2	△ 1,951	△ 1.1	△ 1.2
警察関係職員	288,347	22.0	-	-	288,347	12.1	286,971	20.2	-	-	286,971	12.1	1,376	0.5	0.4
警察官	260,431	19.9	-	-	260,431	10.9	259,158	18.2	-	-	259,158	10.9	1,273	0.5	0.4
その他	27,916	2.1	-	-	27,916	1.2	27,813	2.0	-	-	27,813	1.2	103	0.4	0.5
消防関係職員	18,657	1.4	141,978	13.2	160,635	6.7	18,840	1.3	141,479	14.8	160,319	6.7	316	0.2	0.5
合計	1,308,744	100.0	1,075,034	100.0	2,383,778	100.0	1,423,115	100.0	956,608	100.0	2,379,723	100.0	4,055	0.2	0.0

(注) 特別支援学校の小・中学校に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移

(単位 千人・%)

区分	昭和36年5月31日		平成27年4月1日		平成28年4月1日		平成29年4月1日		指数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36.5.31	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	906	38.1	907	38.1	912	38.3	100	134	134	135
民生	85	5.0	227	9.5	229	9.6	231	9.7	100	267	269	272
衛生	74	4.3	130	5.5	130	5.5	129	5.4	100	176	176	174
労働	18	1.1	6	0.3	6	0.3	6	0.3	100	33	33	33
土木	107	6.3	138	5.8	138	5.8	138	5.8	100	129	129	129
その他	392	23.0	405	17.0	404	17.0	408	17.1	100	103	103	104
教育関係職員	842	49.4	1,028	43.2	1,025	43.1	1,023	42.9	100	122	122	121
義務教育職員	572	33.5	583	24.5	582	24.5	586	24.6	100	102	102	102
高等学校職員	104	6.1	171	7.2	170	7.1	169	7.1	100	164	163	163
学校給食職員	29	1.7	8	0.3	7	0.3	7	0.3	100	28	24	24
その他	137	8.0	266	11.2	266	11.2	261	10.9	100	194	194	191
警察関係職員	149	8.7	286	12.0	287	12.1	288	12.1	100	192	193	193
警察官	129	7.6	258	10.8	259	10.9	260	10.9	100	200	201	202
その他	20	1.2	28	1.2	28	1.2	28	1.2	100	140	140	140
消防関係職員	39	2.3	160	6.7	160	6.7	161	6.8	100	410	410	413
合計	1,706	100.0	2,379	100.0	2,380	100.0	2,384	100.0	100	139	140	140

第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率		
賃 金	30,697	1.8	507,828	6.6	538,524	5.7	535,151	5.6	3,373	0.6	1.7
旅 費	84,058	5.0	65,139	0.8	149,197	1.6	150,716	1.6	△ 1,519	△ 1.0	1.8
交 際 費	273	0.0	2,815	0.0	3,089	0.0	3,174	0.0	△ 85	△ 2.7	△ 0.2
需 用 費	339,970	20.4	1,293,898	16.7	1,633,868	17.3	1,621,386	17.1	12,482	0.8	△ 3.9
役 務 費	128,959	7.7	335,456	4.3	464,414	4.9	460,121	4.8	4,293	0.9	4.6
備 品 購 入 費	26,227	1.6	129,189	1.7	155,416	1.6	165,019	1.7	△ 9,603	△ 5.8	3.0
委 託 料	814,669	48.8	4,684,646	60.5	5,499,315	58.4	5,587,648	58.8	△ 88,333	△ 1.6	2.2
そ の 他	244,871	14.7	730,473	9.4	975,345	10.5	973,581	10.4	1,764	0.2	10.3
合 計	1,669,724	100.0	7,749,444	100.0	9,419,168	100.0	9,496,796	100.0	△ 77,628	△ 0.8	1.9

第80表 維持補修費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率		
総 務 費	24,735	4.9	27,205	3.5	51,941	4.1	49,744	4.1	2,197	4.4	0.4
衛 生 費	1,928	0.4	115,738	14.9	117,666	9.2	120,091	10.0	△ 2,425	△ 2.0	△ 3.4
保 健 所 費	278	0.1	363	0.0	640	0.1	587	0.0	53	9.0	2.6
清 掃 費	359	0.1	106,494	13.7	106,853	8.3	109,544	9.1	△ 2,691	△ 2.5	△ 4.0
そ の 他	1,291	0.2	8,881	1.2	10,173	0.8	9,960	0.9	213	2.1	3.4
農 林 水 産 業 費	8,659	1.7	16,912	2.2	25,571	2.0	23,832	2.0	1,739	7.3	△ 0.4
農 業 費	1,104	0.2	2,310	0.3	3,414	0.3	3,287	0.3	127	3.9	1.3
畜 産 業 費	442	0.1	470	0.1	913	0.1	961	0.1	△ 48	△ 5.0	25.0
農 地 費	1,561	0.3	9,143	1.2	10,705	0.8	10,204	0.8	501	4.9	△ 1.1
林 業 費	1,537	0.3	3,983	0.5	5,520	0.4	5,091	0.4	429	8.4	△ 2.6
水 産 業 費	4,015	0.8	1,005	0.1	5,020	0.4	4,289	0.4	731	17.0	△ 1.5
土 木 費	416,937	82.7	487,136	62.8	904,073	70.6	830,582	69.0	73,491	8.8	5.7
道 路 橋 り よ う 費	239,549	47.5	358,796	46.3	598,345	46.8	530,051	44.0	68,294	12.9	7.3
河 川 海 岸 費	47,149	9.4	15,764	2.0	62,914	4.9	62,583	5.2	331	0.5	4.0
都 市 計 画 費	32,308	6.4	49,805	6.4	82,113	6.4	80,303	6.7	1,810	2.3	1.9
住 宅 費	82,895	16.4	54,132	7.0	137,027	10.7	133,786	11.1	3,241	2.4	2.4
そ の 他	15,036	3.0	8,639	1.1	23,674	1.8	23,859	2.0	△ 185	△ 0.8	8.6
警 察 費	19,290	3.8	-	-	19,290	1.5	18,896	1.6	394	2.1	△ 1.9
消 防 費	4,739	0.9	9,665	1.2	14,404	1.1	13,500	1.1	904	6.7	△ 2.1
教 育 費	21,798	4.3	93,679	12.1	115,477	9.0	114,165	9.5	1,312	1.1	0.6
小 学 校 費	-	-	38,224	4.9	38,224	3.0	37,964	3.2	260	0.7	△ 0.7
中 学 校 費	9	0.0	20,967	2.7	20,976	1.6	20,507	1.7	469	2.3	△ 2.8
高 等 学 校 費	14,108	2.8	1,062	0.1	15,169	1.2	15,123	1.3	46	0.3	1.5
そ の 他	7,681	1.5	33,426	4.4	41,108	3.2	40,571	3.3	537	1.3	3.2
そ の 他	5,945	1.3	25,409	3.3	31,353	2.5	32,807	2.7	△ 1,454	△ 4.4	2.9
合 計	504,031	100.0	775,744	100.0	1,279,775	100.0	1,203,617	100.0	76,158	6.3	3.6

歳 出 (性質別)

第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
民 生 費	791,223	71.9	12,717,941	96.5	13,509,164	94.6	13,290,535	94.9	218,629	1.6	5.0
社 会 福 祉 費	236,888	21.5	3,286,144	24.9	3,523,032	24.7	3,572,791	25.5	△ 49,759	△ 1.4	14.9
老 人 福 祉 費	10,211	0.9	206,596	1.6	216,808	1.5	219,973	1.6	△ 3,165	△ 1.4	1.1
児 童 福 祉 費	360,427	32.7	5,699,254	43.2	6,059,681	42.4	5,772,221	41.2	287,460	5.0	3.2
生 活 保 護 費	182,859	16.6	3,523,635	26.7	3,706,495	26.0	3,717,629	26.5	△ 11,134	△ 0.3	△ 0.7
災 害 救 助 費	837	0.1	2,311	0.0	3,149	0.0	7,921	0.1	△ 4,772	△ 60.2	146.7
衛 生 費	271,494	24.7	182,004	1.4	453,498	3.2	448,460	3.2	5,038	1.1	2.8
結 核 対 策 費	1,417	0.1	2,222	0.0	3,639	0.0	3,645	0.0	△ 6	△ 0.2	△ 3.4
そ の 他	270,077	24.6	179,782	1.4	449,859	3.2	444,815	3.2	5,044	1.1	2.8
教 育 費	38,457	3.5	280,240	2.1	318,697	2.2	270,824	1.9	47,873	17.7	15.3
小 学 校 費	-	-	40,415	0.3	40,415	0.3	36,545	0.3	3,870	10.6	△ 0.0
中 学 校 費	9	0.0	42,394	0.3	42,402	0.3	38,511	0.3	3,891	10.1	△ 0.8
保 健 体 育 費	207	0.0	32,086	0.2	32,293	0.2	32,131	0.2	162	0.5	△ 2.6
そ の 他	38,241	3.5	165,345	1.3	203,587	1.4	163,637	1.1	39,950	24.4	29.4
そ の 他	2	0.0	5	0.0	7	0.0	14	0.0	△ 7	△ 50.0	△ 26.3
合 計	1,101,176	100.0	13,180,190	100.0	14,281,366	100.0	14,009,833	100.0	271,533	1.9	5.1

第82表 補助費等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度				平成28年度				増減額		増減率		前年度 増減率	
	都道 府県	市町村	合 計		都道 府県	市町村	合 計		単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計
			単 純	純 計			単 純	純 計						
負担金、寄附金	2,786,068	612,889	3,398,956	...	2,714,578	590,575	3,305,153	...	93,803	...	2.8	...	2.4	...
補助交付金	10,704,493	1,604,310	12,308,803	...	10,004,410	1,584,678	11,589,088	...	719,715	...	6.2	...	△3.2	...
そ の 他	884,797	1,881,029	2,765,826	...	950,316	1,835,751	2,786,067	...	△20,241	...	△0.7	...	△0.5	...
合 計	14,375,358	4,098,228	18,473,585	9,837,546	13,669,304	4,011,004	17,680,308	9,842,248	793,277	△4,702	4.5	△0.0	△1.8	△0.3
うち公営企業(法適用) に対するもの	411,331	1,305,942	1,717,273		403,871	1,273,459	1,677,329		39,944		2.4		1.1	

第83表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率		
補助事業費	3,981,271	56.0	3,610,360	45.9	7,301,030	51.0	7,124,143	49.8	176,887	2.5	△ 1.1
単独事業費	2,473,865	34.8	4,069,567	51.7	6,297,829	44.0	6,400,597	44.7	△ 102,768	△ 1.6	2.3
国直轄事業負担金	659,294	9.3	62,407	0.8	721,700	5.0	782,113	5.5	△ 60,413	△ 7.7	9.1
県営事業負担金	-	-	128,978	1.6	-	-	-	-	-	-	-
合 計	7,114,429	100.0	7,871,312	100.0	14,320,560	100.0	14,306,852	100.0	13,708	0.1	0.9

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率		
国庫支出金	2,025,955	28.5	1,389,891	17.7	3,415,938	23.9	3,186,331	22.3	229,607	7.2	3.3
分担金、負担金、寄附金	124,696	1.8	41,736	0.5	90,372	0.6	107,829	0.8	△ 17,457	△ 16.2	△ 3.5
財産収入	9,055	0.1	16,858	0.2	26,067	0.2	21,358	0.1	4,709	22.0	2.1
地方債	2,631,970	37.0	2,973,424	37.8	5,630,789	39.3	5,618,272	39.3	12,517	0.2	3.2
その他特定財源	960,717	13.5	1,425,133	18.1	1,836,625	12.8	1,983,926	13.8	△ 147,301	△ 7.4	△ 8.0
一般財源等	1,362,036	19.1	2,024,270	25.7	3,320,769	23.2	3,389,136	23.7	△ 68,367	△ 2.0	0.6
合 計	7,114,429	100.0	7,871,312	100.0	14,320,560	100.0	14,306,852	100.0	13,708	0.1	0.9

歳出(性質別)

第83表 普通建設事業費の状況 (つづき)

その3 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較								
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増 減 率			前年度増減率				
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額				
総務費	378,956	5.3	659,211	8.4	940,065	6.6	953,795	6.7	△ 13,730	△ 4.8	1.3	△ 1.4	22.0	△ 0.6	7.4		
民生費	204,049	2.9	593,853	7.5	717,747	5.0	669,488	4.7	48,259	△ 4.2	11.5	7.2	△ 7.2	11.0	6.9		
社会福祉費	45,617	0.6	73,824	0.9	117,675	0.8	121,031	0.8	△ 3,356	△ 0.7	△ 3.7	△ 2.8	△ 13.6	45.8	17.8		
老人福祉費	87,668	1.2	107,139	1.4	157,877	1.1	163,655	1.1	△ 5,778	3.3	△ 2.8	△ 3.5	26.6	16.7	13.1		
児童福祉費	66,069	0.9	398,940	5.1	423,628	3.0	358,256	2.5	65,372	△ 10.7	21.8	18.2	△ 28.8	5.3	2.0		
その他	4,695	0.2	13,950	0.1	18,567	0.1	26,546	0.3	△ 7,979	△ 42.7	△ 24.0	△ 30.1	49.5	△ 16.4	△ 3.2		
衛生費	175,662	2.5	626,859	8.0	755,289	5.3	802,659	5.6	△ 47,370	△ 16.7	△ 2.4	△ 5.9	△ 11.3	△ 5.2	△ 7.1		
清掃費	18,000	0.3	497,284	6.3	506,327	3.5	531,558	3.7	△ 25,231	△ 8.6	△ 4.1	△ 4.7	△ 22.3	△ 2.8	△ 3.6		
その他	157,662	2.2	129,575	1.7	248,962	1.8	271,101	1.9	△ 22,139	△ 17.5	4.3	△ 8.2	△ 10.0	△ 13.9	△ 13.3		
労働費	6,509	0.1	6,290	0.1	12,798	0.1	11,914	0.1	884	0.7	15.4	7.4	24.9	8.9	17.8		
農林水産業費	1,389,306	19.5	545,126	6.9	1,671,260	11.7	1,547,620	10.8	123,640	6.2	12.8	8.0	5.6	△ 4.1	1.8		
農業費	97,021	1.4	143,456	1.8	185,340	1.3	150,454	1.1	34,886	9.6	28.3	23.2	△ 10.3	△ 5.2	△ 8.1		
畜産業費	62,285	0.9	52,807	0.7	93,825	0.7	39,285	0.3	54,540	124.7	162.6	138.8	33.3	27.4	23.1		
農地費	720,380	10.1	174,855	2.2	777,523	5.4	740,297	5.2	37,226	5.6	2.3	5.0	14.1	7.1	11.5		
林業費	320,511	4.5	70,835	0.9	354,209	2.5	366,217	2.6	△ 12,008	△ 4.1	△ 1.3	△ 3.3	△ 2.6	△ 0.6	△ 2.3		
水産業費	189,109	2.7	103,173	1.3	260,362	1.8	251,368	1.8	8,994	8.1	△ 5.0	3.6	△ 1.5	△ 21.6	△ 12.3		
商工費	152,290	2.1	186,543	2.4	320,438	2.2	305,210	2.1	15,228	△ 6.8	19.7	5.0	5.9	7.4	7.8		
土木費	4,178,469	58.7	3,275,519	41.6	7,319,662	51.1	7,441,648	52.0	△ 121,986	△ 0.7	△ 2.7	△ 1.6	7.1	2.5	5.1		
道路橋りょう費	2,009,060	28.2	1,258,045	16.0	3,238,381	22.6	3,254,065	22.7	△ 15,684	△ 1.5	1.1	△ 0.5	8.4	3.3	6.5		
河川海岸費	1,063,264	14.9	130,752	1.7	1,178,803	8.2	1,164,152	8.1	14,651	0.7	7.8	1.3	4.2	1.3	4.0		
港湾費	232,047	3.3	104,134	1.3	322,600	2.3	305,500	2.1	17,100	8.6	△ 1.8	5.6	12.8	18.1	15.0		
都市計画費	571,465	8.0	1,351,100	17.2	1,865,136	13.0	1,876,253	13.1	△ 11,117	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.6	12.2	4.9	7.0		
街路費	353,692	5.0	396,123	5.0	722,927	5.0	722,050	5.0	877	3.1	△ 2.7	0.1	9.1	6.0	7.1		
公園費	106,089	1.5	249,497	3.2	353,491	2.5	341,295	2.4	12,196	16.9	△ 1.5	3.6	1.3	2.8	2.7		
下水道費	5,341	0.1	18,047	0.2	19,617	0.1	16,831	0.1	2,786	△ 15.5	18.6	16.6	△ 19.2	△ 10.6	△ 11.7		
区画整理費等	106,342	1.5	687,433	8.7	769,101	5.4	796,077	5.6	△ 26,976	△ 20.9	0.8	△ 3.4	34.2	5.4	9.2		
住宅費	237,222	3.3	388,387	4.9	613,804	4.3	760,424	5.3	△ 146,620	△ 12.7	△ 22.3	△ 19.3	△ 2.6	△ 5.6	△ 4.7		
その他	65,411	1.0	43,101	0.5	100,938	0.7	81,254	0.7	19,684	21.9	19.0	24.2	△ 4.4	△ 16.6	△ 10.9		
消防費	22,461	0.3	289,162	3.7	309,204	2.2	350,509	2.4	△ 41,305	9.0	△ 13.1	△ 11.8	1.4	△ 28.6	△ 26.5		
教育費	402,868	5.7	1,677,466	21.3	2,058,955	14.4	2,001,569	14.0	57,386	△ 1.8	4.1	2.9	△ 3.7	△ 10.7	△ 9.4		
小学校費	3,033	0.0	625,423	7.9	625,445	4.4	621,073	4.3	4,372	54.5	0.7	0.7	△ 34.0	△ 17.4	△ 17.4		
中学校費	1,693	0.0	358,995	4.6	359,101	2.5	340,926	2.4	18,175	△ 18.4	5.4	5.3	△ 30.3	△ 19.5	△ 19.6		
高等学校費	157,609	2.2	28,934	0.4	186,532	1.3	196,349	1.4	△ 9,817	△ 13.7	111.0	△ 5.0	△ 20.1	△ 29.5	△ 20.8		
社会教育費	49,783	0.7	252,506	3.2	300,240	2.1	272,264	1.9	27,976	11.8	10.0	10.3	20.3	△ 11.5	△ 7.5		
保健体育費	69,270	1.0	327,881	4.2	389,676	2.7	381,209	2.7	8,467	2.9	2.4	2.2	26.3	19.0	20.4		
大学費	30,950	0.4	9,792	0.1	40,741	0.3	35,085	0.2	5,656	23.1	△ 1.4	16.1	47.8	135.2	65.2		
その他	90,530	1.4	73,935	0.9	157,220	1.1	154,663	1.1	2,557	4.6	△ 2.4	1.7	3.1	△ 1.5	0.7		
その他	203,859	2.9	11,283	0.1	215,142	1.4	222,440	1.6	△ 7,298	△ 3.5	1.0	△ 3.3	△ 0.2	10.3	0.2		
合計	7,114,429	100.0	7,871,312	100.0	14,320,560	100.0	14,306,852	100.0	13,708	△ 0.5	1.0	0.1	5.5	△ 3.0	0.9		

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較						
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増 減 率			前年度増減率		
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額		
総務費	40,897	1.0	133,407	3.7	170,162	2.3	158,449	2.2	11,713	△17.6	16.0	7.4	27.7	△13.4	△ 3.4
民生費	117,716	3.0	299,663	8.3	351,676	4.8	300,634	4.2	51,042	△ 1.0	22.3	17.0	△11.7	13.9	7.8
社会福祉費	26,881	0.7	20,084	0.6	46,072	0.6	32,482	0.5	13,590	41.4	44.3	41.8	△37.6	8.2	△21.5
老人福祉費	35,524	0.9	40,101	1.1	48,523	0.7	49,017	0.7	△ 494	5.9	0.8	△ 1.0	106.4	71.0	69.2
児童福祉費	50,621	1.3	228,237	6.3	241,229	3.3	196,252	2.8	44,977	△13.0	29.2	22.9	△29.5	9.3	5.7
その他	4,690	0.1	11,241	0.3	15,852	0.2	22,883	0.2	△ 7,031	△42.6	△23.6	△30.7	51.6	△16.1	△ 0.2
衛生費	108,859	2.7	282,129	7.8	362,502	5.0	413,626	5.8	△ 51,124	△21.4	△ 8.1	△12.4	△13.5	△10.5	△14.2
清掃費	5,682	0.1	257,732	7.1	263,406	3.6	291,031	4.1	△ 27,625	52.0	△10.3	△ 9.5	△51.0	△ 7.5	△ 8.5
その他	103,177	2.6	24,397	0.7	99,096	1.4	122,595	1.7	△ 23,499	△23.4	23.6	△19.2	△11.7	△39.7	△25.3
労働費	4,016	0.1	1,594	0.0	5,610	0.1	4,460	0.1	1,150	△ 2.3	354.1	25.8	19.3	31.0	21.8
農林水産業費	1,122,231	28.2	299,044	8.3	1,263,752	17.3	1,109,943	15.6	153,809	11.6	23.3	13.9	6.5	△11.2	2.6
農業費	69,067	1.7	95,128	2.6	123,512	1.7	88,600	1.2	34,912	24.4	37.9	39.4	△19.6	△ 6.4	△13.7
畜産費	48,137	1.2	44,086	1.2	73,773	1.0	22,213	0.3	51,560	217.4	223.4	232.1	25.8	43.4	23.3
農地費	593,332	14.9	42,899	1.2	586,199	8.0	528,396	7.4	57,803	10.8	15.6	10.9	21.2	△ 1.2	20.6
林業費	248,219	6.2	34,814	1.0	256,993	3.5	254,298	3.6	2,695	0.3	△ 1.8	1.1	△ 8.4	2.2	△ 7.6
水産費	163,477	4.1	82,118	2.3	223,276	3.1	216,437	3.0	6,839	7.7	△ 6.0	3.2	0.4	△25.8	△12.6
商工費	47,792	1.2	61,150	1.7	106,217	1.5	83,481	1.2	22,736	△10.6	100.4	27.2	△ 7.6	1.3	△ 1.4
土木費	2,398,350	60.2	1,829,364	50.7	4,202,659	57.6	4,351,005	61.1	△148,346	△ 0.7	△ 6.6	△ 3.4	8.4	1.3	5.2
道路橋りょう費	1,101,443	27.7	583,482	16.2	1,681,327	23.0	1,680,535	23.6	792	△ 0.1	0.4	0.0	9.6	5.7	8.3
河川海岸費	648,176	16.3	40,598	1.1	684,911	9.4	673,061	9.4	11,850	1.5	12.6	1.8	7.3	△ 7.1	6.5
港湾費	120,892	3.0	35,107	1.0	155,378	2.1	154,038	2.2	1,340	3.4	△ 6.0	0.9	13.2	10.3	12.5
都市計画費	310,675	7.8	844,106	23.4	1,140,260	15.6	1,168,245	16.4	△ 27,985	△ 1.0	△ 3.0	△ 2.4	5.2	3.3	3.9
街路費	229,521	5.8	259,642	7.2	480,935	6.6	481,119	6.8	△ 184	1.8	△ 1.7	△ 0.0	7.0	3.5	5.2
公園費	35,957	0.9	112,460	3.1	147,828	2.0	152,686	2.1	△ 4,858	△ 5.6	△ 2.9	△ 3.2	△ 3.6	△ 4.7	△ 4.0
下水道費	3,993	0.1	8,656	0.2	10,337	0.1	7,515	0.1	2,822	△16.4	52.4	37.6	△20.7	△ 9.3	△11.8
区画整理費等	41,204	1.0	463,348	12.8	501,161	6.9	526,925	7.4	△ 25,764	△ 9.4	△ 4.4	△ 4.9	7.7	5.4	5.6
住宅費	203,264	5.1	314,039	8.7	515,038	7.1	658,033	9.2	△142,995	△13.8	△26.0	△21.7	8.4	△ 5.5	△ 0.9
その他	13,900	0.3	12,032	0.3	25,745	0.4	17,093	0.3	8,652	72.8	30.6	50.6	9.2	△50.9	△34.4
消防費	1,575	0.0	54,152	1.5	55,727	0.8	69,781	1.0	△ 14,054	△ 0.9	△20.6	△20.1	189.1	△18.9	△17.5
教育費	78,836	2.0	649,855	18.0	721,726	9.9	575,617	8.1	146,109	22.6	25.3	25.4	△21.9	△31.1	△30.5
小学校費	-	-	289,029	8.0	289,029	4.0	229,078	3.2	59,951	-	26.2	26.2	-	△35.8	△35.8
中学校費	2	0.0	168,313	4.7	168,315	2.3	125,407	1.8	42,908	100.0	34.2	34.2	△ 0.0	△38.8	△38.8
高等学校費	20,041	0.5	5,614	0.2	25,655	0.4	16,175	0.2	9,480	30.3	612.4	58.6	△51.0	△52.5	△51.1
社会教育費	16,829	0.4	75,845	2.1	92,562	1.3	76,243	1.1	16,319	83.6	12.6	21.4	47.5	△25.8	△21.3
保健体育費	10,586	0.3	81,303	2.3	91,535	1.3	82,804	1.2	8,731	△ 3.2	12.5	10.5	74.3	11.7	16.9
大学費	1,523	0.0	308	0.0	1,831	0.0	1,081	0.0	750	300.8	△56.1	69.4	△75.5	779.344.4	△30.4
その他	29,855	0.8	29,443	0.7	52,799	0.6	44,829	0.6	7,970	5.1	28.6	17.8	△22.9	△31.6	△30.1
その他	60,999	1.6	-	-	60,999	0.7	57,147	0.7	3,852	6.7	-	6.7	△10.3	-	△10.3
合計	3,981,271	100.0	3,610,360	100.0	7,301,030	100.0	7,124,143	100.0	176,887	1.8	3.6	2.5	5.3	△ 7.4	△ 1.1

歳出(性質別)

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率		
国 庫 支 出 金	2,025,429	50.9	1,387,395	38.4	3,415,938	46.8	3,186,292	44.7	229,646	7.2	3.3
分担金、負担金、寄附金	76,460	1.9	12,160	0.3	33,728	0.5	36,952	0.5	△ 3,224	△ 8.7	△ 2.9
財 産 収 入	1,405	0.0	2,938	0.1	4,374	0.1	2,528	0.0	1,846	73.0	△ 20.5
地 方 債	1,072,272	26.9	1,114,586	30.9	2,249,835	30.8	2,147,559	30.1	102,276	4.8	△ 1.2
その他特定財源	578,033	14.6	766,215	21.2	973,096	13.3	1,112,876	15.7	△139,780	△ 12.6	△ 7.3
一 般 財 源 等	227,672	5.7	327,066	9.1	624,059	8.5	637,936	9.0	△ 13,877	△ 2.2	△ 9.7
合 計	3,981,271	100.0	3,610,360	100.0	7,301,030	100.0	7,124,143	100.0	176,887	2.5	△ 1.1

第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率		
農 林 水 産 業 費	86,958	13.2	2,573	4.1	89,531	12.4	105,211	13.5	△ 15,680	△ 14.9	△ 11.0
畜 産 業 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 地 費	78,434	11.9	2,573	4.1	81,007	11.2	96,562	12.3	△ 15,555	△ 16.1	△ 11.5
林 業 費	4,193	0.6	—	—	4,193	0.6	4,651	0.6	△ 458	△ 9.8	6.5
水 産 業 費	4,331	0.7	—	—	4,331	0.6	3,999	0.5	332	8.3	△ 15.5
土 木 費	572,335	86.8	59,833	95.9	632,169	87.6	676,902	86.5	△ 44,733	△ 6.6	13.0
道路橋りょう費	348,742	52.9	29,852	47.8	378,593	52.5	417,921	53.4	△ 39,328	△ 9.4	19.0
河 川 海 岸 費	146,378	22.2	145	0.2	146,522	20.3	153,221	19.6	△ 6,699	△ 4.4	0.7
港 湾 費	56,587	8.6	29,696	47.6	86,282	12.0	86,761	11.1	△ 479	△ 0.6	17.6
都 市 計 画 費	811	0.1	141	0.2	953	0.1	1,747	0.2	△ 794	△ 45.4	5.5
街 路 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 園 費	811	0.1	108	0.2	919	0.1	1,666	0.2	△ 747	△ 44.8	0.6
下 水 道 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区画整理費等	—	—	33	0.1	33	0.0	81	0.0	△ 48	△ 59.3	皆増
空 港 費	8,752	1.3	—	—	8,752	1.2	7,764	1.0	988	12.7	5.9
そ の 他	11,065	1.7	—	—	11,067	1.5	9,488	1.2	1,579	16.6	△ 25.4
合 計	659,294	100.0	62,407	100.0	721,700	100.0	782,113	100.0	△ 60,413	△ 7.7	9.1

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率		
分担金、負担金、寄附金	18,316	2.8	—	—	18,316	2.5	27,678	3.5	△ 9,362	△ 33.8	△ 10.8
地 方 債	469,109	71.2	56,868	91.1	525,977	72.9	551,391	70.5	△ 25,414	△ 4.6	9.0
その他特定財源	557	0.0	1,075	1.7	780	0.1	1,367	0.2	△ 587	△ 42.9	△ 67.4
一 般 財 源 等	171,312	26.0	4,464	7.2	176,627	24.5	201,677	25.8	△ 25,050	△ 12.4	14.4
合 計	659,294	100.0	62,407	100.0	721,700	100.0	782,113	100.0	△ 60,413	△ 7.7	9.1

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較							
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率			
	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率		増減額	増減率	増減額	増減率			
総務費	338,059	13.7	525,552	12.9	769,904	12.2	795,346	12.4	△ 25,442	△ 3.0	△ 1.8	△ 3.2	21.3	2.8	9.8	
民生費	86,332	3.5	294,075	7.2	366,071	5.8	368,854	5.8	△ 2,783	△ 8.3	2.3	△ 0.8	△ 1.0	8.6	6.3	
社会福祉費	18,736	0.8	53,703	1.3	71,604	1.1	88,549	1.4	△ 16,945	△ 30.4	△ 14.3	△ 19.1	18.8	57.9	44.2	
老人福祉費	52,143	2.1	67,038	1.6	109,354	1.7	114,638	1.8	△ 5,284	1.5	△ 4.8	△ 4.6	1.1	△ 1.0	△ 0.9	
児童福祉費	15,447	0.6	170,626	4.2	182,399	2.9	162,005	2.5	20,394	△ 2.4	13.2	12.6	△ 26.4	0.8	△ 2.1	
その他	6	0.0	2,708	0.1	2,714	0.1	3,662	0.1	△ 948	△ 77.8	△ 25.5	△ 25.9	△ 71.0	△ 17.6	△ 18.4	
衛生費	66,803	2.7	343,939	8.5	392,787	6.2	389,034	6.1	3,753	△ 7.8	2.6	1.0	△ 6.6	0.2	1.8	
清掃費	12,319	0.5	238,883	5.9	242,922	3.9	240,527	3.8	2,395	△ 22.7	3.5	1.0	△ 10.0	3.6	3.1	
その他	54,484	2.2	105,056	2.6	149,865	2.3	148,507	2.3	1,358	△ 3.6	0.7	0.9	△ 5.6	△ 6.5	△ 0.1	
労働費	2,493	0.1	4,695	0.1	7,188	0.1	7,454	0.1	△ 266	5.8	△ 7.9	△ 3.6	36.0	7.7	15.5	
農林水産業費	180,117	7.3	177,662	4.4	317,977	5.0	332,466	5.2	△ 14,489	△ 8.9	3.2	△ 4.4	9.9	△ 2.7	3.6	
農業費	27,955	1.1	46,862	1.2	61,828	1.0	61,854	1.0	△ 26	△ 15.2	13.3	△ 0.0	11.2	△ 3.7	1.1	
畜産費	14,148	0.6	8,237	0.2	20,052	0.3	17,072	0.3	2,980	12.8	39.0	17.5	43.5	△ 1.2	22.9	
農地費	48,614	2.0	72,843	1.8	110,318	1.8	115,340	1.8	△ 5,022	△ 4.7	△ 2.1	△ 4.4	△ 0.4	△ 2.1	△ 1.1	
林業費	68,099	2.8	34,369	0.8	93,024	1.5	107,268	1.7	△ 14,244	△ 17.0	△ 1.0	△ 13.3	19.3	△ 3.4	12.8	
水産費	21,300	0.9	15,351	0.4	32,755	0.5	30,933	0.5	1,822	11.2	△ 2.6	5.9	△ 11.3	△ 2.4	△ 9.4	
商工費	104,498	4.2	122,332	3.0	214,221	3.4	221,729	3.5	△ 7,508	△ 5.0	△ 1.4	△ 3.4	14.0	8.3	11.8	
土木費	1,207,784	48.8	1,329,919	32.7	2,484,834	39.5	2,413,741	37.7	71,093	2.2	3.6	2.9	1.4	3.9	2.7	
道路橋りょう費	558,875	22.6	631,185	15.5	1,178,461	18.7	1,155,609	18.1	22,852	1.4	2.3	2.0	△ 0.9	1.5	0.3	
河川海岸費	268,710	10.9	85,752	2.1	347,370	5.5	337,870	5.3	9,500	2.0	6.0	2.8	△ 0.9	5.0	0.9	
港湾費	54,569	2.2	30,793	0.8	80,939	1.3	64,701	1.0	16,238	22.9	23.4	25.1	4.9	44.2	17.5	
都市計画費	259,979	10.5	479,798	11.8	723,923	11.5	706,261	11.0	17,662	0.3	4.1	2.5	22.3	7.2	12.4	
街路費	124,171	5.0	119,609	2.9	241,992	3.8	240,931	3.8	1,061	5.5	△ 4.7	0.4	13.4	9.3	11.3	
公園費	69,321	2.8	136,180	3.3	204,744	3.3	186,943	2.9	17,801	35.7	△ 0.4	9.5	5.4	10.2	8.9	
下水道費	1,349	0.1	9,388	0.2	9,281	0.1	9,316	0.1	△ 35	△ 12.6	△ 0.4	△ 0.4	△ 14.0	△ 10.9	△ 11.7	
区画整理費等	65,138	2.6	214,621	5.3	267,907	4.3	269,071	4.2	△ 1,164	△ 26.8	13.4	△ 0.4	53.6	5.0	17.1	
住宅費	33,958	1.4	74,308	1.8	98,765	1.6	102,391	1.6	△ 3,626	△ 5.4	△ 2.0	△ 3.5	△ 41.5	△ 6.2	△ 23.6	
その他	31,693	1.2	28,083	0.7	55,376	0.9	46,909	0.7	8,467	11.8	15.0	18.0	△ 1.2	8.0	4.1	
消防費	20,885	0.8	234,558	5.8	253,476	4.0	280,729	4.4	△ 27,253	9.8	△ 10.7	△ 9.7	△ 3.9	△ 30.8	△ 28.4	
教育費	324,032	13.1	1,025,554	25.2	1,337,229	21.2	1,425,952	22.3	△ 88,723	△ 6.3	△ 6.0	△ 6.2	0.7	3.8	3.2	
小学校費	3,033	0.1	336,393	8.3	336,416	5.3	391,994	6.1	△ 55,578	54.5	△ 14.2	△ 14.2	△ 34.0	△ 0.7	△ 0.7	
中学校費	1,691	0.1	190,682	4.7	190,786	3.0	215,519	3.4	△ 24,733	△ 18.5	△ 11.5	△ 11.5	△ 30.3	△ 1.4	△ 1.5	
高等学校費	137,568	5.6	23,320	0.6	160,877	2.6	180,174	2.8	△ 19,297	△ 17.8	80.5	△ 10.7	△ 15.2	△ 27.3	△ 16.2	
社会教育費	32,954	1.3	176,613	4.3	207,678	3.3	196,021	3.1	11,657	△ 6.9	8.8	5.9	14.8	△ 3.7	△ 0.7	
保健体育費	58,684	2.4	244,570	6.0	298,141	4.7	298,406	4.7	△ 265	4.1	△ 0.8	△ 0.1	19.9	20.9	21.4	
大学費	29,427	1.2	9,483	0.2	38,910	0.6	34,003	0.5	4,907	18.8	2.7	14.4	60.2	118.6	72.7	
その他	60,675	2.4	44,493	1.1	104,421	1.7	109,835	1.7	△ 5,414	4.4	△ 15.9	△ 4.9	23.5	21.6	22.7	
その他	142,862	5.8	11,281	0.2	154,142	2.6	165,292	2.5	△ 11,150	△ 7.3	1.0	△ 6.7	4.1	10.3	4.5	
合計	2,473,865	100.0	4,069,567	100.0	6,297,829	100.0	6,400,597	100.0	△ 102,768	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.6	4.6	0.4	2.3	

歳出(性質別)

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
分担金、負担金、寄附金	29,919	1.2	25,013	0.6	38,327	0.6	43,198	0.7	△ 4,871	△ 11.3	1.4
財 産 収 入	7,621	0.3	13,919	0.3	21,664	0.3	18,784	0.3	2,880	15.3	6.1
地 方 債	1,090,589	44.1	1,726,868	42.4	2,854,977	45.3	2,919,322	45.6	△ 64,345	△ 2.2	5.6
その他特定財源	382,684	15.5	650,916	16.1	862,778	13.8	869,769	13.6	△ 6,991	△ 0.8	△ 8.6
一 般 財 源 等	963,052	38.9	1,652,851	40.6	2,520,083	40.0	2,549,524	39.8	△ 29,441	△ 1.2	2.6
合 計	2,473,865	100.0	4,069,567	100.0	6,297,829	100.0	6,400,597	100.0	△102,768	△ 1.6	2.3

第87表 普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

(単位 %)

区 分	都 道 府 県				市 町 村				純 計 額			
	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費		
総 務 費	10.8	—	89.2	20.2	—	0.0	79.7	18.1	—	81.9		
民 生 費	57.7	—	42.3	50.5	—	0.0	49.5	49.0	—	51.0		
社 会 福 祉 費	58.9	—	41.1	27.2	—	0.1	72.7	39.2	—	60.8		
老 人 福 祉 費	40.5	—	59.5	37.5	—	—	62.5	30.7	—	69.3		
児 童 福 祉 費	76.7	—	23.3	57.2	—	0.0	42.8	56.9	—	43.1		
そ の 他	99.9	—	0.1	80.6	—	—	19.4	85.4	—	14.6		
衛 生 費	62.1	—	37.9	45.5	—	0.1	54.4	48.0	—	52.0		
清 掃 費	31.6	—	68.4	52.5	—	0.1	47.4	52.1	—	47.9		
そ の 他	65.5	—	34.5	18.9	—	0.1	81.0	39.9	—	60.1		
労 働 費	61.7	—	38.3	25.3	—	—	74.7	43.8	—	56.2		
農 林 水 産 業 費	80.9	6.3	12.8	55.0	0.5	12.1	32.4	75.8	5.4	18.8		
農 業 費	71.2	—	28.8	66.3	—	1.0	32.7	66.6	—	33.4		
畜 産 業 費	77.3	—	22.7	83.6	—	0.9	15.5	78.6	—	21.4		
農 地 費	82.7	10.9	6.4	24.6	1.5	32.4	41.5	75.7	10.5	13.9		
林 業 費	77.4	1.3	21.2	49.8	—	2.4	47.8	72.7	1.2	26.1		
水 産 業 費	86.5	2.3	11.3	79.6	—	5.5	14.9	85.8	1.7	12.6		
商 工 費	31.4	—	68.6	33.0	—	1.7	65.4	33.2	—	66.8		
土 木 費	57.8	13.8	28.5	56.2	1.8	1.7	40.3	57.7	8.7	33.6		
道 路 橋 り よ う 費	55.0	17.4	27.5	46.7	2.4	1.1	49.9	52.1	11.7	36.1		
河 川 海 岸 費	61.2	13.8	24.9	31.7	0.1	3.3	64.8	58.5	12.5	29.0		
港 湾 費	52.3	24.5	23.3	33.9	28.6	8.2	29.3	48.3	26.8	24.8		
都 市 計 画 費	55.1	0.1	44.8	62.8	0.0	2.0	35.2	61.6	0.1	38.3		
街 路 費	66.1	—	33.9	66.0	0.0	4.3	29.7	67.4	0.0	32.6		
公 園 費	33.9	0.8	65.3	45.1	0.0	0.3	54.6	41.8	0.3	57.9		
下 水 道 費	74.8	—	25.2	56.4	—	0.0	43.6	60.6	—	39.4		
区 画 整 理 費 等	39.2	—	60.8	67.6	0.0	1.4	31.0	65.4	0.0	34.6		
住 宅 費	87.0	—	13.0	80.9	—	0.0	19.1	84.4	—	15.6		
そ の 他	21.7	30.9	47.4	27.9	—	6.9	65.1	25.9	19.9	54.2		
消 防 費	7.0	—	93.0	18.9	—	0.2	81.0	18.0	—	82.0		
教 育 費	19.8	—	80.2	38.8	—	0.1	61.1	35.1	—	64.9		
小 学 校 費	—	—	100.0	46.2	—	0.0	53.8	46.2	—	53.8		
中 学 校 費	0.1	—	99.9	46.9	—	0.0	53.1	46.9	—	53.1		
高 等 学 校 費	12.7	—	87.3	19.4	—	—	80.6	13.8	—	86.2		
社 会 教 育 費	36.9	—	63.1	30.1	—	0.0	69.8	31.4	—	68.6		
保 健 体 育 費	15.3	—	84.7	24.8	—	0.6	74.6	23.5	—	76.5		
大 学 費	4.9	—	95.1	3.1	—	—	96.9	4.5	—	95.5		
そ の 他	33.0	—	67.0	39.8	—	—	60.2	33.6	—	66.4		
そ の 他	29.9	—	70.1	—	—	—	100.0	28.4	—	71.6		
合 計	56.2	9.3	34.5	46.1	0.8	1.6	51.5	51.2	5.1	43.8		

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合計額		比 較						
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率			前年度増減率		
							都道府県	市町村		合計額	都道府県	市町村	合計額		
総務関係	1,953	0.5	39,709	7.3	41,662	4.5	60,915	5.9	△ 19,253	△ 89.9	△ 4.3	△ 31.6	329.4	△ 4.2	27.3
うち庁舎	125	0.0	9,387	1.7	9,512	1.0	10,903	1.1	△ 1,391	92.3	△ 13.4	△ 12.8	△ 89.1	4.0	△ 1.0
民生関係	353	0.1	24,250	4.5	24,603	2.6	24,427	2.4	176	74.8	0.1	0.7	△ 41.1	13.8	13.0
うち社会福祉施設	-	-	6,501	1.2	6,501	0.7	15,399	1.5	△ 8,898	皆減	△ 57.8	△ 57.8	700.0	280.1	280.2
衛生関係	4,707	1.2	13,935	2.6	18,642	2.0	22,643	2.2	△ 4,001	△ 24.9	△ 14.9	△ 17.7	113.2	△ 19.3	△ 2.5
うち清掃施設	-	-	4,683	0.9	4,683	0.5	8,448	0.8	△ 3,765	-	△ 44.6	△ 44.6	皆減	16.4	16.4
農林水産業関係	8,827	2.3	4,565	0.8	13,393	1.4	13,279	1.3	114	14.4	△ 17.9	0.9	3.1	△ 19.6	△ 7.8
農業関係	6,738	1.7	2,146	0.4	8,883	1.0	8,755	0.8	128	12.0	△ 21.7	1.5	6.3	△ 15.7	△ 1.7
林業・水産業関係	2,090	0.5	2,420	0.4	4,509	0.5	4,524	0.4	△ 15	22.9	△ 14.3	△ 0.3	△ 6.8	△ 23.1	△ 17.7
うち漁港	775	0.2	289	0.1	1,064	0.1	758	0.1	306	95.7	△ 20.2	40.4	273.6	△ 65.4	△ 34.3
土木関係	350,264	89.4	375,968	69.4	726,233	77.8	790,590	76.4	△ 64,357	△ 5.8	△ 10.2	△ 8.1	4.0	△ 4.3	△ 0.5
道路橋りょう	168,740	43.0	103,768	19.2	272,508	29.2	282,515	27.3	△ 10,007	△ 1.9	△ 6.1	△ 3.5	1.9	△ 1.4	0.6
河川	37,528	9.6	6,866	1.3	44,394	4.8	46,763	4.5	△ 2,369	△ 4.3	△ 9.1	△ 5.1	9.9	63.5	16.1
港湾	1,350	0.3	5,544	1.0	6,894	0.7	6,904	0.7	△ 10	△ 3.2	0.6	△ 0.1	8.4	57.8	44.5
都市計画	133,383	34.0	241,511	44.6	374,894	40.2	417,655	40.3	△ 42,761	△ 11.7	△ 9.4	△ 10.2	6.7	0.9	2.9
うち街路費	108,234	27.6	98,751	18.2	206,986	22.2	220,570	21.3	△ 13,584	4.0	△ 15.2	△ 6.2	△ 4.7	△ 2.6	△ 3.6
うち都市下水路	-	-	125	0.0	125	0.0	251	0.0	△ 126	-	△ 50.2	△ 50.2	-	52.1	52.1
うち区画整理	15,033	3.8	74,557	13.8	89,590	9.6	95,603	9.2	△ 6,013	△ 57.2	23.3	△ 6.3	184.7	4.1	35.8
うち公園	9,219	2.4	55,448	10.2	64,666	6.9	87,496	8.5	△ 22,830	△ 22.1	△ 26.7	△ 26.1	△ 41.1	7.8	△ 3.1
公営住宅	2,023	0.5	8,988	1.7	11,011	1.2	20,276	2.0	△ 9,265	109.4	△ 53.5	△ 45.7	△ 70.9	△ 48.2	△ 50.1
空港	36	0.0	-	-	36	0.0	436	0.0	△ 400	△ 73.3	皆減	△ 91.7	△ 14.0	皆増	177.7
その他	7,204	2.0	9,291	1.6	16,496	1.7	16,041	1.6	455	2.4	3.2	2.8	3.3	△ 42.4	△ 28.6
教育関係	2,234	0.6	49,644	9.2	51,879	5.6	68,411	6.6	△ 16,532	29.6	△ 25.6	△ 24.2	△ 90.9	△ 16.9	△ 31.0
高等学校	792	0.2	8	0.0	800	0.1	1,335	0.1	△ 535	△ 35.7	△ 92.2	△ 40.1	422.0	2,475.0	456.3
大学	215	0.1	10	0.0	225	0.0	440	0.0	△ 215	皆増	△ 97.7	△ 48.9	皆減	46.7	22.6
その他	1,227	0.3	49,626	9.2	50,854	5.5	66,636	6.5	△ 15,782	149.4	△ 25.0	△ 23.7	△ 97.4	△ 17.3	△ 32.4
その他	23,636	5.9	33,288	6.2	56,921	6.1	55,117	5.2	1,804	47.2	△ 14.8	3.3	80.1	△ 2.3	12.7
合計	391,974	100.0	541,359	100.0	933,333	100.0	1,035,382	100.0	△ 102,049	△ 7.4	△ 11.6	△ 9.9	5.6	△ 5.7	△ 1.4

歳出(性質別)

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その2 財源内訳等

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度						平成28年度 合 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		合 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	120,245	30.7	94,921	17.5	215,166	23.1	232,423	22.4	△ 17,257	△ 7.4	△ 3.7
都 道 府 県 支 出 金	—	—	20,201	3.7	20,201	2.2	23,524	2.3	△ 3,323	△ 14.1	△ 17.3
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	6,383	1.6	445	0.1	6,827	0.7	5,898	0.6	929	15.8	△ 7.0
地 方 債	170,747	43.6	190,692	35.2	361,439	38.7	399,478	38.6	△ 38,039	△ 9.5	9.6
そ の 他 特 定 財 源	21,900	5.6	79,863	14.8	101,764	10.9	117,615	11.3	△ 15,851	△ 13.5	△ 13.3
一 般 財 源 等	72,699	18.5	155,237	28.7	227,936	24.4	256,444	24.8	△ 28,508	△ 11.1	△ 6.4
合 計 (A)	391,974	100.0	541,359	100.0	933,333	100.0	1,035,382	100.0	△ 102,049	△ 9.9	△ 1.4
う ち 補 償 費	200,921	51.3	127,509	23.6	328,430	35.2	348,212	33.6	△ 19,782	△ 5.7	△ 3.1
取 得 用 地 面 積 (m ²)	31,595,503		45,705,947		77,301,450		49,865,274		27,436,176	55.0	△ 26.5
(A)に係る取得用地面積 (m ²)	30,134,834		44,995,869		75,130,703		49,139,446		25,991,257	52.9	△ 21.2

(注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度		平成 28 年 度		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
都 道 府 県	391,974	5.5	423,249	5.9	△ 31,275	△ 7.4	5.6
市 町 村	541,359	6.9	612,132	7.9	△ 70,773	△ 11.6	△ 5.7
政 令 指 定 都 市	120,258	8.3	134,014	9.5	△ 13,756	△ 10.3	△ 2.6
特 別 区	55,175	12.0	77,803	16.2	△ 22,628	△ 29.1	6.2
中 核 市	79,587	8.7	74,499	8.5	5,088	6.8	△ 5.2
施 行 時 特 例 市	30,998	7.3	36,174	9.1	△ 5,176	△ 14.3	0.4
都 市	211,351	6.7	238,553	7.6	△ 27,202	△ 11.4	△ 12.0
町 村	39,220	3.3	43,248	3.7	△ 4,028	△ 9.3	△ 11.1
一 部 事 務 組 合 等	4,769	1.7	7,842	2.7	△ 3,073	△ 39.2	93.5

(注) 平成29年度及び平成28年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	24	25	26	27	28	29
総務関係	75,373	54,011	65,305	47,850	60,915	41,662	100	72	87	63	81	55
うち庁舎	16,883	12,608	12,822	11,014	10,903	9,512	100	75	76	65	65	56
民生関係	24,396	21,451	21,166	21,621	24,427	24,603	100	88	87	89	100	101
うち社会福祉施設	14,352	8,829	9,935	4,050	15,399	6,501	100	62	69	28	107	45
衛生関係	33,322	23,483	23,616	23,226	22,643	18,642	100	70	71	70	68	56
うち清掃施設	11,128	9,241	12,164	7,259	8,448	4,683	100	83	109	65	76	42
農林水産業関係	21,208	22,132	17,207	14,402	13,279	13,393	100	104	81	68	63	63
農業関係	16,701	15,071	11,512	8,907	8,755	8,883	100	90	69	53	52	53
林業・水産業関係	4,508	7,061	5,695	5,495	4,524	4,509	100	157	126	122	100	100
うち漁港	1,402	2,561	1,585	1,153	758	1,064	100	183	113	82	54	76
土木関係	946,281	1,048,224	929,601	794,959	790,590	726,233	100	111	98	84	84	77
道路橋りょう	309,856	310,957	310,672	280,823	282,515	272,508	100	100	100	91	91	88
河川	52,835	65,733	52,978	40,286	46,763	44,394	100	124	100	76	89	84
港湾	5,578	7,446	14,906	4,779	6,904	6,894	100	133	267	86	124	124
都市計画	510,654	529,921	441,153	405,857	417,655	374,894	100	104	86	79	82	73
うち街路費	271,179	266,905	232,942	228,787	220,570	206,986	100	98	86	84	81	76
うち都市下水道	225	218	282	165	251	125	100	97	125	73	112	56
うち区画整理	106,726	142,071	89,913	70,397	95,603	89,590	100	133	84	66	90	84
うち公園	103,058	100,183	101,516	90,262	87,496	64,666	100	97	99	88	85	63
公営住宅	44,029	71,477	73,675	40,602	20,276	11,011	100	162	167	92	46	25
空港	69	1,060	171	157	436	36	100	1,536	248	228	632	52
その他	23,260	61,630	36,046	22,455	16,041	16,496	100	265	155	97	69	71
教育関係	71,203	90,660	81,180	99,171	68,411	51,879	100	127	114	139	96	73
高等学校	846	773	4,778	240	1,335	800	100	91	565	28	158	95
大学	146	-	-	359	440	225	100	-	-	246	301	154
その他	70,211	89,887	76,402	98,572	66,636	50,854	100	128	109	140	95	72
その他	81,291	55,487	50,835	48,917	55,117	56,921	100	68	63	60	68	70
合計	1,253,074	1,315,448	1,188,910	1,050,146	1,035,382	933,333	100	105	95	84	83	74

歳出(性質別)

第89表 普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合計額		比 較				
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増 減 率			
								都道府県		市町村	合計額		
総務関係	273	0.1	7,744	3.6	8,017	1.8	7,621	1.5	396	△ 41.5	8.2	5.2	
うち庁舎	-	-	6	0.0	6	0.0	185	0.0	△ 179	-	△ 96.8	△ 96.8	
民生関係	-	-	1,528	0.7	1,528	0.3	840	0.2	688	-	81.9	81.9	
うち社会福祉施設	-	-	194	0.1	194	0.0	239	0.0	△ 45	-	△ 18.8	△ 18.8	
衛生関係	-	-	1,724	0.8	1,724	0.4	505	0.1	1,219	皆減	242.1	241.4	
うち清掃施設	-	-	1,628	0.8	1,628	0.4	204	0.0	1,424	-	698.0	698.0	
農林水産業関係	8,389	3.7	2,105	1.0	10,494	2.4	10,508	2.1	△ 14	12.2	△ 30.6	△ 0.1	
農業関係	6,355	2.8	644	0.3	6,999	1.6	6,611	1.3	388	9.8	△ 21.6	5.9	
林業・水産業関係	2,034	0.9	1,461	0.7	3,495	0.8	3,898	0.8	△ 403	20.5	△ 33.9	△ 10.3	
うち漁港	753	0.3	284	0.1	1,037	0.2	754	0.2	283	90.2	△ 20.7	37.5	
土木関係	218,359	96.1	187,914	87.4	406,273	91.9	466,846	93.1	△ 60,573	△ 6.2	△ 19.7	△ 13.0	
道路橋りょう	115,383	50.8	57,616	26.8	172,999	39.1	186,605	37.2	△ 13,606	△ 7.1	△ 7.6	△ 7.3	
河川	30,877	13.6	3,403	1.6	34,280	7.8	34,974	7.0	△ 694	△ 2.9	6.8	△ 2.0	
港湾	1,132	0.5	363	0.2	1,495	0.3	1,395	0.3	100	25.2	△ 26.1	7.2	
都市計画	66,172	29.1	120,260	55.9	186,432	42.2	223,088	44.5	△ 36,656	△ 6.9	△ 20.9	△ 16.4	
うち街路	58,195	25.6	61,645	28.7	119,840	27.1	133,871	26.7	△ 14,031	△ 5.8	△ 14.5	△ 10.5	
うち都市下水路	-	-	86	0.0	86	0.0	25	0.0	61	-	244.0	244.0	
うち区画整理	5,063	2.2	31,303	14.6	36,366	8.2	42,115	8.4	△ 5,749	△ 2.7	△ 15.2	△ 13.7	
うち公園	2,018	0.9	23,636	11.0	25,654	5.8	36,850	7.3	△ 11,196	△ 49.8	△ 28.0	△ 30.4	
公営住宅	192	0.1	5,203	2.4	5,396	1.2	14,362	2.9	△ 8,966	△ 2.0	△ 63.3	△ 62.4	
空港	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	4,603	2.0	1,069	0.5	5,671	1.3	6,422	1.2	△ 751	△ 1.2	△ 39.3	△ 11.7	
教育関係	150	0.1	10,619	4.9	10,769	2.4	9,585	1.9	1,184	102.7	11.6	12.4	
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	150	0.1	10,619	4.9	10,769	2.4	9,585	1.9	1,184	102.7	11.6	12.4	
その他	35	0.0	3,424	1.6	3,459	0.8	5,528	1.1	△ 2,069	△ 91.9	△ 32.8	△ 37.4	
合計	227,206	100.0	215,058	100.0	442,264	100.0	501,433	100.0	△ 59,169	△ 5.8	△ 17.3	△ 11.8	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第90表 普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合計額		比 較				
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増 減 率			
								都道府県		市町村	合計額		
総務関係	1,680	1.0	31,965	9.8	33,645	6.9	53,294	10.0	△ 19,649	△ 91.1	△ 6.9	△ 36.9	
うち庁舎	125	0.1	9,381	2.9	9,506	1.9	10,718	2.0	△ 1,212	92.3	△ 11.9	△ 11.3	
民生関係	353	0.2	22,722	7.0	23,075	4.7	23,587	4.4	△ 512	74.8	△ 2.8	△ 2.2	
うち社会福祉施設	-	-	6,307	1.9	6,307	1.3	15,161	2.8	△ 8,854	皆減	△ 58.4	△ 58.4	
衛生関係	4,707	2.9	12,211	3.7	16,918	3.4	22,139	4.1	△ 5,221	△ 24.9	△ 23.1	△ 23.6	
うち清掃施設	-	-	3,055	0.9	3,055	0.6	8,244	1.5	△ 5,189	-	△ 62.9	△ 62.9	
農林水産業関係	438	0.3	2,460	0.8	2,899	0.6	2,770	0.5	129	84.0	△ 2.8	4.7	
農業関係	382	0.2	1,502	0.5	1,884	0.4	2,144	0.4	△ 260	69.0	△ 21.7	△ 12.1	
林業・水産業関係	56	0.0	958	0.3	1,014	0.2	626	0.1	388	366.7	56.0	62.0	
うち漁港	22	0.0	5	0.0	27	0.0	4	0.0	23	13008.3	25.0	575.0	
土木関係	131,905	80.1	188,054	57.6	319,960	65.2	323,744	60.6	△ 3,784	△ 5.1	1.8	△ 1.2	
道路橋りょう	53,357	32.4	46,151	14.1	99,508	20.3	95,910	18.0	3,598	11.6	△ 4.1	3.8	
河川	6,651	4.0	3,463	1.1	10,114	2.1	11,789	2.2	△ 1,675	△ 10.4	△ 20.8	△ 14.2	
港湾	218	0.1	5,181	1.6	5,399	1.1	5,509	1.0	△ 110	△ 55.6	3.2	△ 2.0	
都市計画	67,211	40.8	121,251	37.2	188,462	38.4	194,567	36.4	△ 6,105	△ 16.0	5.9	△ 3.1	
うち街路	50,039	30.4	37,106	11.4	87,145	17.7	86,699	16.2	446	18.3	△ 16.4	0.5	
うち都市下水路	-	-	39	0.0	39	0.0	226	0.0	△ 187	-	△ 82.7	△ 82.7	
うち区画整理	9,971	6.1	43,254	13.3	53,225	10.8	53,488	10.0	△ 263	△ 66.7	83.7	△ 0.5	
うち公園	7,201	4.4	31,811	9.7	39,012	7.9	50,646	9.5	△ 11,634	△ 7.8	△ 25.7	△ 23.0	
公営住宅	1,831	1.1	3,784	1.2	5,615	1.1	5,914	1.1	△ 299	137.8	△ 26.4	△ 5.1	
空港	36	0.0	-	-	36	0.0	436	0.1	△ 400	△ 73.3	皆減	△ 91.7	
その他	2,601	1.7	8,224	2.4	10,826	2.2	9,619	1.8	1,207	9.3	13.6	12.5	
教育関係	2,084	1.3	39,025	12.0	41,110	8.4	58,825	11.0	△ 17,715	26.3	△ 31.7	△ 30.1	
高等学校	792	0.5	8	0.0	800	0.2	1,335	0.3	△ 535	△ 35.7	△ 92.2	△ 40.1	
大学	215	0.1	10	0.0	225	0.0	440	0.1	△ 215	皆増	△ 97.7	△ 48.9	
その他	1,077	0.7	39,007	12.0	40,085	8.2	57,050	10.6	△ 16,965	157.7	△ 31.1	△ 29.7	
その他	23,601	14.2	29,864	9.1	53,462	10.8	49,590	9.4	3,872	51.0	△ 12.1	7.8	
合計	164,768	100.0	326,301	100.0	491,069	100.0	533,949	100.0	△ 42,880	△ 9.5	△ 7.3	△ 8.0	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

歳出(性質別)

第91表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	506,727	88.5	209,386	69.1	686,600	81.3	659,978	80.7	26,622	4.0	6.5
単独事業費	53,362	9.3	92,947	30.7	145,509	17.2	133,153	16.3	12,356	9.3	26.9
国直轄事業負担金	12,666	2.2	—	—	12,666	1.5	25,134	3.1	△12,468	△49.6	425.3
県営事業負担金	—	—	659	0.2	—	—	—	—	—	—	—
合 計	572,756	100.0	302,993	100.0	844,775	100.0	818,265	100.0	26,510	3.2	12.2

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
農林水産施設	94,838	16.6	64,966	21.4	129,339	15.3	126,596	15.5	2,743	2.2	△6.3
公共土木施設	386,956	67.6	148,779	49.1	535,424	63.4	557,739	68.2	△22,315	△4.0	14.5
その他	90,962	15.8	89,248	29.5	180,012	21.3	133,930	16.3	46,082	34.4	24.8
合 計	572,756	100.0	302,993	100.0	844,775	100.0	818,265	100.0	26,510	3.2	12.2

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	407,364	71.1	100,322	33.1	507,686	60.1	486,121	59.4	21,565	4.4	4.5
地方債	100,302	17.5	47,330	15.6	147,632	17.5	125,789	15.4	21,843	17.4	67.2
その他特定財源	38,065	6.7	82,949	27.4	58,731	6.9	65,752	8.0	△7,021	△10.7	12.4
一般財源等	27,025	4.7	72,392	23.9	130,726	15.5	140,603	17.2	△9,877	△7.0	7.8
合 計	572,756	100.0	302,993	100.0	844,775	100.0	818,265	100.0	26,510	3.2	12.2

第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単独事業費	—	—	51	100.0	51	100.0	60	100.0	△9	△15.0	△10.4
合 計	—	—	51	100.0	51	100.0	60	100.0	△9	△15.0	△10.4

第92表 失業対策事業費の状況 (つづき)

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他特定財源	-	-	8	14.6	8	14.6	10	17.5	△2	△20.0	400.0
一般財源等	-	-	43	85.4	43	85.4	50	82.5	△7	△14.0	△23.1
合 計	-	-	51	100.0	51	100.0	60	100.0	△9	△15.0	△10.4

第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率	前年度 増減率
法非適用の 公営企業会計	122,423	90.2	814,369	15.6	936,792	17.4	1,010,669	18.6	△73,877	△7.3	△13.6
国民健康保険事業会計	-	-	1,265,639	24.2	1,265,639	23.6	1,355,794	24.9	△90,155	△6.6	△5.2
後期高齢者医療事業会計	-	-	1,578,405	30.1	1,578,405	29.4	1,542,110	28.3	36,295	2.4	3.3
介護保険事業会計	-	-	1,550,710	29.6	1,550,710	28.9	1,496,000	27.5	54,710	3.7	1.9
農業共済事業会計	-	-	300	0.0	300	0.0	341	0.0	△41	△12.0	1.8
収益事業会計	-	-	22	0.0	22	0.0	669	0.0	△647	△96.7	147.8
交通災害共済事業会計	-	-	95	0.0	95	0.0	92	0.0	3	3.3	△9.8
公立大学附属病院 事業会計	1,046	0.8	-	-	1,046	0.0	951	0.0	95	10.0	△0.1
基 金	12,202	9.0	26,338	0.5	38,540	0.7	40,797	0.7	△2,257	△5.5	△18.6
財 産 区	-	-	203	0.0	203	0.0	270	0.0	△67	△24.8	18.4
合 計	135,670	100.0	5,236,082	100.0	5,371,753	100.0	5,447,691	100.0	△75,938	△1.4	△2.9

歳 出 (性質別)

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率	前年度 増減率
運 転 資 金	1,125	0.8	35,802	0.7	36,926	0.7	29,785	0.5	7,141	24.0	△5.4
事務費財源	6,952	5.1	2,810,310	53.7	2,817,262	52.4	2,747,073	50.4	70,189	2.6	1.4
建設費財源	12,346	9.1	105,512	2.0	117,859	2.2	125,048	2.3	△7,189	△5.7	△14.0
公債費財源	84,773	62.5	553,423	10.6	638,195	11.9	702,254	12.9	△64,059	△9.1	△9.7
赤字補填	6,943	5.1	132,039	2.5	138,982	2.6	171,321	3.1	△32,339	△18.9	△13.9
そ の 他	23,531	17.4	1,598,996	30.5	1,622,529	30.2	1,672,210	30.8	△49,681	△3.0	△4.4
合 計	135,670	100.0	5,236,082	100.0	5,371,753	100.0	5,447,691	100.0	△75,938	△1.4	△2.9

第93表 繰出金の状況 (つづき)

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

(単位 百万円)

区 分	総 額	法非適用の 公営企業会計	国民健康保険 事業会計	後期高齢者 医療事業会計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害共済 事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基 金	財 産 区
運 転 資 金	36,926	9,075	5,998	10,467	10,801	-	-	2	582	-	1
事 務 費 財 源	2,817,262	111,723	247,900	1,093,790	1,363,396	297	19	81	-	-	57
建 設 費 財 源	117,859	115,887	318	543	1,091	-	-	-	-	-	19
公 債 費 財 源	638,195	631,218	1,518	-	4,996	-	-	-	464	-	-
赤 字 補 填	138,982	26,268	111,558	124	1,019	-	-	-	-	-	13
そ の 他	1,622,529	42,621	898,347	473,481	169,407	3	3	12	-	38,540	113
合 計	5,371,753	936,792	1,265,639	1,578,405	1,550,710	300	22	95	1,046	38,540	203

第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 29 年 度							平 成 28 年 度			
	積 立 金			積立金取崩し額			差 引 (A)-(B)	積 立 金 (C)	積 立 金 取崩し額 (D)	差 引 (C)-(D)	
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)					
歳出決算積立金	1,259,347	1,857,181	3,116,528	1,276,739	1,933,936	3,210,675	△ 94,147	3,317,499	3,276,853	40,646	
歳計剰余金処分積立金	9,548	210,986	220,535	-	-	-	220,535	259,226	-	259,226	
合 計	1,268,895	2,068,168	3,337,063	1,276,739	1,933,936	3,210,675	126,388	3,576,724	3,276,853	299,871	
内 訳	財政調整基金積立金	190,379	607,490	797,869	146,493	772,964	919,456	△ 121,587	790,838	794,886	△ 4,048
	減債基金積立金	61,599	126,049	187,648	137,762	122,640	260,402	△ 72,754	231,825	328,752	△ 96,927
	その他特定目的基金積立金	1,016,917	1,334,629	2,351,546	992,484	1,038,332	2,030,817	320,729	2,554,061	2,153,215	400,846

第95表 投資及び出資金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		合 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
総 務 費	861	0.8	642	0.3	1,503	0.5	4,435	1.4	△ 2,932	△ 66.1	△ 54.9
衛 生 費	28,915	26.8	102,104	47.5	131,019	40.6	115,342	37.0	15,677	13.6	△ 8.4
公衆衛生費	28,345	26.3	101,554	47.3	129,899	40.3	114,492	36.8	15,407	13.5	△ 8.2
そ の 他	570	0.5	550	0.2	1,120	0.3	850	0.2	270	31.8	△ 27.3
農 林 水 産 業 費	1,049	1.0	3,783	1.8	4,832	1.5	6,363	2.0	△ 1,531	△ 24.1	13.5
農 業 費	58	0.1	173	0.1	231	0.1	776	0.2	△ 545	△ 70.2	△ 35.9
畜 産 業 費	144	0.1	188	0.1	332	0.1	5	0.0	327	6,540.0	△ 96.5
農 地 費	-	-	3,224	1.5	3,224	1.0	2,820	0.9	404	14.3	20.1
林 業 費	847	0.8	96	0.0	942	0.3	1,918	0.6	△ 976	△ 50.9	6.5
水 産 業 費	-	-	102	0.0	102	0.0	844	0.3	△ 742	△ 87.9	719.4
商 工 費	16,963	15.7	4,317	2.0	21,280	6.6	20,938	6.7	342	1.6	△ 20.3
土 木 費	51,538	47.8	85,283	39.7	136,820	42.4	132,926	42.7	3,894	2.9	3.2
土 木 管 理 費	399	0.4	51	0.0	450	0.1	490	0.2	△ 40	△ 8.2	41.2
都 市 計 画 費	49,009	45.5	84,139	39.2	133,148	41.3	130,669	42.0	2,479	1.9	3.9
住 宅 費	-	-	-	-	-	-	1	0.0	△ 1	皆減	皆増
そ の 他	2,130	1.9	1,093	0.5	3,222	1.0	1,766	0.5	1,456	82.4	△ 35.3
教 育 費	-	-	120	0.1	120	0.0	533	0.2	△ 413	△ 77.5	△ 95.7
そ の 他	8,449	7.9	18,550	8.6	27,000	8.4	30,802	10.0	△ 3,802	△ 12.3	△ 10.5
合 計	107,775	100.0	214,799	100.0	322,574	100.0	311,339	100.0	11,235	3.6	△ 9.3
うち公営企業(法適用) に対するもの	74,634	69.3	199,092	92.7	273,726	84.9	255,415	82.0	18,311	7.2	△ 3.2
そ の 他	33,141	30.7	15,707	7.3	48,848	15.1	55,924	18.0	△ 7,076	△ 12.7	△ 29.6

歳 出 (性質別)

第96表 貸付金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率		
民 生 費	21,201	0.7	14,868	1.3	34,805	0.9	34,079	0.8	726	2.1	△ 5.6
社 会 福 祉 費	7,358	0.2	2,433	0.2	9,297	0.2	8,542	0.2	755	8.8	△ 14.9
児 童 福 祉 費	11,580	0.4	8,760	0.8	20,175	0.5	19,698	0.5	477	2.4	△ 0.1
そ の 他	2,263	0.1	3,675	0.3	5,333	0.2	5,839	0.1	△ 506	△ 8.7	△ 8.4
衛 生 費	114,119	3.9	62,891	5.4	175,445	4.3	165,529	3.8	9,916	6.0	31.3
労 働 費	4,612	0.2	37,667	3.2	42,279	1.0	45,264	1.0	△ 2,985	△ 6.6	△ 9.9
農 林 水 産 業 費	126,084	4.3	16,319	1.4	142,357	3.5	158,689	3.6	△ 16,332	△ 10.3	△ 18.6
農 業 費	14,760	0.5	7,399	0.6	22,159	0.5	31,995	0.7	△ 9,836	△ 30.7	△ 8.4
畜 産 業 費	3,216	0.1	2,925	0.3	6,141	0.2	5,196	0.1	945	18.2	14.8
農 地 費	3,132	0.1	144	0.0	3,243	0.1	3,386	0.1	△ 143	△ 4.2	△ 1.4
林 業 費	95,046	3.2	1,462	0.1	96,508	2.4	98,591	2.3	△ 2,083	△ 2.1	△ 24.1
水 産 業 費	9,930	0.3	4,389	0.4	14,306	0.3	19,521	0.4	△ 5,215	△ 26.7	△ 12.2
商 工 費	2,509,777	85.0	883,857	76.1	3,391,978	82.9	3,626,771	82.9	△ 234,793	△ 6.5	△ 5.8
土 木 費	110,246	3.7	102,360	8.8	211,029	5.2	219,843	5.0	△ 8,814	△ 4.0	△ 10.5
土 木 管 理 費	35,113	1.2	35,376	3.0	70,489	1.7	79,710	1.8	△ 9,221	△ 11.6	△ 12.6
港 湾 費	14,078	0.5	8,574	0.7	22,533	0.6	14,273	0.3	8,260	57.9	△ 8.1
都 市 計 画 費	8,666	0.3	41,435	3.6	49,513	1.2	48,931	1.1	582	1.2	△ 3.3
住 宅 費	50,402	1.7	16,122	1.4	66,483	1.6	71,581	1.6	△ 5,098	△ 7.1	△ 15.1
そ の 他	1,987	0.0	853	0.1	2,011	0.1	5,348	0.2	△ 3,337	△ 62.4	32.8
教 育 費	37,759	1.3	18,433	1.6	55,313	1.4	70,887	1.6	△ 15,574	△ 22.0	4.5
教 育 総 務 費	31,792	1.1	14,993	1.3	46,782	1.1	48,036	1.1	△ 1,254	△ 2.6	△ 3.2
高 等 学 校 費	2,312	0.1	82	0.0	2,339	0.1	11,454	0.3	△ 9,115	△ 79.6	58.5
保 健 体 育 費	124	0.0	1,530	0.1	1,530	0.0	1,635	0.0	△ 105	△ 6.4	△ 7.5
そ の 他	3,531	0.1	1,828	0.2	4,662	0.2	9,762	0.2	△ 5,100	△ 52.2	6.1
そ の 他	29,975	0.9	25,735	2.2	36,556	0.8	51,859	1.3	△ 15,303	△ 29.5	4.5
合 計	2,953,773	100.0	1,162,130	100.0	4,089,762	100.0	4,372,921	100.0	△ 283,159	△ 6.5	△ 5.4
うち公営企業(法適用) に対するもの	48,440	1.6	25,119	2.2	73,559	1.8	67,695	1.5	5,864	8.7	△ 9.9
そ の 他	2,905,333	98.4	1,137,011	97.8	4,016,203	98.2	4,305,226	98.5	△ 289,023	△ 6.7	△ 5.3

第96表 貸付金の状況 (つづき)

その2 現在高の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成28年度末現在高				平成29年度貸付額				平成29年度回収額				調整額 (D)	平成29年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)				比 較		
	都道府県		市町村		都道府県		市町村		都道府県		市町村			都道府県		市町村		増減額 (E)-(A)	増減率	
	合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額			合計額						
転貸借に係るもの	189,717	217,231	406,948	6.4	6,761	9,518	16,279	0.4	22,245	22,752	44,997	1.0	557	174,973	203,814	378,787	6.2	△ 28,161	△ 6.9	
その他	4,655,674	1,281,587	5,937,261	93.6	2,947,012	1,152,612	4,099,624	99.6	3,137,049	1,152,898	4,289,947	99.0	△ 16,371	4,455,648	1,274,919	5,730,567	93.8	△ 206,694	△ 3.5	
商工関係	1,284,851	102,113	1,386,963	21.9	2,501,192	876,911	3,378,103	82.1	2,650,017	880,764	3,530,781	81.4	△ 2,517	1,135,977	95,792	1,231,769	20.2	△ 155,194	△ 11.2	
農林水産業関係	495,743	16,141	511,884	8.1	126,077	15,918	141,995	3.4	124,021	15,742	139,763	3.2	136	497,971	16,280	514,252	8.4	2,368	0.5	
民生・労働関係	212,209	180,876	393,085	6.2	24,690	51,583	76,273	1.9	30,142	57,966	88,109	2.0	△ 2,874	204,707	173,668	378,375	6.2	△ 14,710	△ 3.7	
住宅関係	508,593	144,419	653,013	10.3	50,361	16,094	66,455	1.6	60,826	20,448	81,275	1.9	△ 396	498,644	139,153	637,797	10.4	△ 15,216	△ 2.3	
観光・交通関係	898,467	168,851	1,067,318	16.8	10,871	30,836	41,707	1.0	54,828	38,000	92,828	2.1	△ 288	854,232	161,677	1,015,909	16.6	△ 51,409	△ 4.8	
開発関係	133,831	239,691	373,522	5.9	39,648	45,820	85,468	2.1	48,363	49,053	97,416	2.2	△ 299	125,116	236,159	361,276	5.9	△ 12,246	△ 3.3	
教育関係	262,956	77,921	340,877	5.4	35,167	16,692	51,858	1.3	39,613	18,288	57,901	1.3	△ 1,736	257,292	75,806	333,098	5.5	△ 7,779	△ 2.3	
その他	859,024	351,575	1,210,599	19.0	159,006	98,758	257,765	6.2	129,239	72,637	201,874	4.9	△ 8,397	881,709	376,384	1,258,091	20.6	47,492	3.9	
合 計	4,845,391	1,498,818	6,344,209	100.0	2,953,773	1,162,130	4,115,903	100.0	3,159,294	1,175,650	4,334,944	100.0	△ 15,814	4,630,621	1,478,733	6,109,354	100.0	△ 234,855	△ 3.7	
うち預託金に係るもの	決算額	1,096,012	34,884	1,130,896	-	2,154,579	781,315	2,935,894	-	2,137,801	771,755	2,909,557	-	△ 2,802	1,111,388	43,044	1,154,432	-	23,536	2.1
	当該金融機関の貸付額	7,957,236	3,825,826	11,783,062	-	4,033,420	1,258,948	5,292,368	-	4,087,075	1,559,734	5,646,808	-	△ 115,338	7,902,312	3,410,972	11,313,284	-	△ 469,778	△ 4.0

歳出(性質別)

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推移

(単位 億円)

区 分	昭和36年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
決 算 額	415	70,816	71,152	70,936	73,419	75,622	74,095	73,993
指 数	100	17,064	17,145	17,093	17,691	18,222	17,854	17,830

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況（つづき）

その2 事業別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合 計 額		比 較			
	都道府県		市町村		合 計 額		合 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率	
法適用の公営企業会計	上水道事業	26,724	4.1	127,691	1.9	154,416	2.1	131,358	1.8	23,058	17.6	△ 3.0
	工業用水道事業	7,270	1.1	1,892	0.0	9,162	0.1	12,406	0.2	△ 3,244	△ 26.1	△ 8.9
	交通事業	27,631	4.2	107,310	1.6	134,941	1.8	138,320	1.9	△ 3,379	△ 2.4	△ 9.9
	電気事業	694	0.1	1	0.0	696	0.0	2,831	0.0	△ 2,135	△ 75.4	149.9
	ガス事業	-	-	1,137	0.0	1,137	0.0	1,193	0.0	△ 56	△ 4.7	△ 34.5
	簡易水道事業	35	0.0	3,604	0.1	3,639	0.0	4,214	0.1	△ 575	△ 13.6	△ 14.7
	港湾整備事業	0	0.0	18	0.0	19	0.0	25	0.0	△ 6	△ 24.0	78.6
	病院事業	275,063	41.8	440,570	6.5	715,633	9.7	690,377	9.3	25,256	3.7	△ 2.4
	市場事業	2,894	0.4	4,881	0.1	7,775	0.1	8,959	0.1	△ 1,184	△ 13.2	9.5
	と畜場事業	-	-	10	0.0	10	0.0	46	0.0	△ 36	△ 78.3	-
	観光施設事業	-	-	1,025	0.0	1,025	0.0	846	0.0	179	21.2	4.1
	宅地造成事業	17,114	2.6	4,811	0.1	21,925	0.3	25,667	0.3	△ 3,742	△ 14.6	△ 21.3
	下水道事業	176,913	26.9	833,344	12.4	1,010,257	13.7	979,361	13.2	30,896	3.2	4.8
	有料道路事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	駐車場整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減
	介護サービス事業	-	-	1,520	0.0	1,520	0.0	2,361	0.0	△ 841	△ 35.6	67.3
その他の企業会計	67	0.0	2,339	0.0	2,403	0.1	2,475	0.1	△ 72	△ 2.9	△ 14.2	
小 計	534,405	81.2	1,530,153	22.7	2,064,558	27.9	2,000,439	27.0	64,119	3.2	0.1	
法非適用の公営企業会計	交通事業	-	-	1,765	0.0	1,765	0.0	1,763	0.0	2	0.1	△ 0.4
	簡易水道事業	-	-	34,635	0.5	34,635	0.5	59,590	0.8	△ 24,955	△ 41.9	△ 5.4
	港湾整備事業	17,577	2.7	2,008	0.0	19,584	0.3	18,252	0.2	1,332	7.3	△ 44.8
	市場事業	1,075	0.2	15,677	0.2	16,753	0.2	19,612	0.3	△ 2,859	△ 14.6	1.2
	と畜場事業	4,601	0.7	8,190	0.1	12,790	0.2	12,985	0.2	△ 195	△ 1.5	△ 18.4
	観光施設事業	159	0.0	8,543	0.1	8,702	0.1	9,948	0.1	△ 1,246	△ 12.5	△ 12.9
	宅地造成事業	19,490	3.0	58,304	0.9	77,794	1.1	70,167	0.9	7,627	10.9	△ 41.1
	下水道事業	77,948	11.8	650,208	9.6	728,156	9.8	770,379	10.4	△ 42,223	△ 5.5	△ 10.6
	有料道路事業	-	-	22	0.0	22	0.0	107	0.0	△ 85	△ 79.4	59.7
	駐車場整備事業	409	0.1	7,311	0.1	7,720	0.1	9,085	0.1	△ 1,365	△ 15.0	△ 21.9
	介護サービス事業	804	0.1	25,890	0.4	26,694	0.4	31,459	0.4	△ 4,765	△ 15.1	5.4
	その他の企業会計	360	0.0	1,816	0.2	2,177	0.0	7,322	0.2	△ 5,145	△ 70.3	295.4
小 計	122,423	18.6	814,369	12.1	936,792	12.7	1,010,669	13.6	△ 73,877	△ 7.3	△ 13.6	
国民健康保険事業会計	-	-	1,265,639	18.8	1,265,639	17.1	1,355,794	18.3	△ 90,155	△ 6.6	△ 5.2	
その他の事業会計	1,045	0.2	3,131,244	46.4	3,132,289	42.3	3,042,568	41.1	89,721	2.9	2.6	
合 計	657,873	100.0	6,741,405	100.0	7,399,278	100.0	7,409,470	100.0	△ 10,192	△ 0.1	△ 2.0	

第98表 公債費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
地方債元利償還金	7,060,619	100.0	5,622,281	100.0	12,648,268	100.0	12,544,325	100.0	103,943	0.8	△ 2.8
元 金	6,172,158	87.4	5,115,476	91.0	11,254,368	89.0	10,998,439	87.7	255,929	2.3	△ 1.5
利 子	888,460	12.6	506,806	9.0	1,393,900	11.0	1,545,885	12.3	△ 151,985	△ 9.8	△ 11.1
一時借入金利子	187	0.0	630	0.0	817	0.0	1,133	0.0	△ 316	△ 27.9	△ 49.4
合 計	7,060,806	100.0	5,622,911	100.0	12,649,085	100.0	12,545,458	100.0	103,627	0.8	△ 2.8

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	3,851	0.1	4,443	0.1	9,061	0.1	8,610	0.1	451	5.2	0.2
使用料、手数料	125,537	1.8	146,970	2.6	273,545	2.2	284,296	2.3	△ 10,751	△ 3.8	△ 3.5
その他特定財源	268,765	3.7	109,054	1.9	370,825	2.9	275,636	2.1	95,189	34.5	△ 26.2
一般財源等	6,662,653	94.4	5,362,444	95.4	11,995,654	94.8	11,976,916	95.5	18,738	0.2	△ 2.0
合 計	7,060,806	100.0	5,622,911	100.0	12,649,085	100.0	12,545,458	100.0	103,627	0.8	△ 2.8

歳 出 (性質別)

第99表 地方債元金償還額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率		
公 共 事 業 等 債	1,464,726	23.7	322,980	6.3	1,787,705	15.9	1,864,726	17.0	△ 77,021	△ 4.1	△ 13.6
うち財源対策債等	718,762	11.6	123,773	2.4	842,536	7.5	950,751	8.6	△ 108,215	△ 11.4	△ 23.5
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	112,077	1.8	156,855	3.1	268,932	2.4	269,280	2.4	△ 348	△ 0.1	△ 6.0
うち復旧・復興事業分	513	0.0	966	0.0	1,479	0.0	551	0.0	928	168.4	185.5
うち(旧)緊急防災・減災事業分	47	0.0	96	0.0	143	0.0	108	0.0	35	32.4	52.1
災 害 復 旧 事 業 債	44,515	0.7	23,373	0.5	67,888	0.6	71,384	0.6	△ 3,496	△ 4.9	△ 15.6
(旧)緊急防災・減災事業債	27,064	0.4	69,106	1.4	96,171	0.9	95,534	0.9	637	0.7	61.5
全 国 防 災 事 業 債	480	0.0	7,771	0.2	8,251	0.1	4,308	0.0	3,943	91.5	290.6
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	84,331	1.4	540,970	10.6	625,301	5.6	638,317	5.8	△ 13,016	△ 2.0	△ 4.0
一 般 単 独 事 業 債	1,674,035	27.1	1,615,874	31.6	3,289,909	29.2	3,350,572	30.5	△ 60,663	△ 1.8	△ 5.9
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	35,471	0.7	35,471	0.3	35,331	0.3	140	0.4	△ 4.5
過 疎 対 策 事 業 債	-	-	214,606	4.2	214,606	1.9	209,986	1.9	4,620	2.2	△ 2.5
首 都 圏 等 整 備 事 業 債	32,042	0.5	-	-	32,042	0.3	40,225	0.4	△ 8,183	△ 20.3	△ 15.7
公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業 債	35,352	0.6	85,886	1.7	121,238	1.1	140,078	1.3	△ 18,840	△ 13.4	3.3
行 政 改 革 推 進 債	70,323	1.1	14,822	0.3	85,145	0.8	79,468	0.7	5,677	7.1	9.2
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	7,767	0.1	24,885	0.5	32,652	0.3	48,052	0.4	△ 15,400	△ 32.0	△ 20.1
地 域 財 政 特 例 対 策 債	21	0.0	-	-	21	0.0	21	0.0	△ 0	△ 0.0	△ 86.0
退 職 手 当 債 (～平成17年度分)	6,059	0.1	482	0.0	6,541	0.1	8,636	0.1	△ 2,095	△ 24.3	△ 31.4
退 職 手 当 債 (平成18年度分～)	104,227	1.7	56,042	1.1	160,269	1.4	157,836	1.4	2,433	1.5	9.3
国 の 予 算 貸 付 ・ 政 府 関 係 機 関 貸 付 債	127,007	2.1	16,110	0.3	143,117	1.3	60,325	0.5	82,792	137.2	△ 20.4
地 域 改 善 対 策 特 定 事 業 債	-	-	387	0.0	387	0.0	454	0.0	△ 67	△ 14.8	△ 27.4
財 源 対 策 債	293,390	4.8	163,913	3.2	457,303	4.1	379,296	3.4	78,007	20.6	87.2
減 収 補 填 債 (昭和57・61・平成5～7・9～29年度分)	223,318	3.6	31,459	0.6	254,777	2.3	257,575	2.3	△ 2,798	△ 1.1	3.4
臨 時 財 政 特 例 債	2,665	0.0	1,817	0.0	4,482	0.0	5,254	0.0	△ 772	△ 14.7	△ 22.2
公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債	-	-	25	0.0	25	0.0	30	0.0	△ 5	△ 16.7	△ 99.5
減 税 補 填 債	104,272	1.7	159,589	3.1	263,861	2.3	298,868	2.7	△ 35,007	△ 11.7	△ 6.6
臨 時 税 収 補 填 債	27,142	0.4	45,068	0.9	72,210	0.6	75,287	0.7	△ 3,077	△ 4.1	0.8
臨 時 財 政 対 策 債	1,530,151	24.8	1,263,759	24.7	2,793,909	24.8	2,506,133	22.8	287,776	11.5	10.4
調 整 債 (昭和60・61・62・63年度分)	2,977	0.0	585	0.0	3,562	0.0	4,444	0.0	△ 882	△ 19.8	45.3
減 収 補 填 債 特 例 分 (昭和50・平成14・19～29年度分)	78,320	1.3	23,415	0.5	101,735	0.9	96,072	0.9	5,663	5.9	△ 3.3
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	65,765	1.3	32,499	0.3	37,156	0.3	△ 4,657	△ 12.5	7.7
そ の 他	119,897	2.1	174,461	3.2	294,359	2.5	263,791	2.7	30,568	11.6	△ 5.0
合 計	6,172,158	100.0	5,115,476	100.0	11,254,368	100.0	10,998,439	100.0	255,929	2.3	△ 1.5
うち財源対策債等	1,012,153	16.4	287,686	5.6	1,299,839	11.5	1,330,047	12.1	△ 30,208	△ 2.3	△ 7.9
うち減収補填債	318,126	5.2	56,507	1.1	374,633	3.3	380,078	3.5	△ 5,444	△ 1.4	3.5

(注) 1 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。
 2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。
 3 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率	前年度 増減率
公共事業等債	15,585,893	17.7	3,544,195	6.3	19,130,089	13.3	19,622,471	13.5	△ 492,382	△ 2.5	△ 6.7
うち財源対策債等	4,913,029	5.6	697,894	1.2	5,610,923	3.9	6,453,449	4.5	△ 842,526	△ 13.1	△ 23.5
公営住宅建設事業債	1,341,832	1.5	1,581,737	2.8	2,923,569	2.0	3,015,751	2.1	△ 92,182	△ 3.1	△ 2.3
うち復旧・復興事業分	29,087	0.0	72,538	0.1	101,625	0.1	90,082	0.1	11,543	12.8	43.3
うち(旧)緊急防災・減災事業分	675	0.0	1,168	0.0	1,844	0.0	1,987	0.0	△ 143	△ 7.2	△ 3.7
災害復旧事業債	432,180	0.5	274,807	0.5	706,987	0.5	586,978	0.4	120,009	20.4	19.3
(旧)緊急防災・減災事業債	159,353	0.2	389,989	0.7	549,342	0.4	645,500	0.4	△ 96,158	△ 14.9	△ 13.3
全国防災事業債	54,847	0.1	322,143	0.6	376,990	0.3	385,220	0.3	△ 8,230	△ 2.1	8.9
教育・福祉施設等整備事業債	1,423,406	1.6	5,486,907	9.7	6,910,313	4.8	6,732,053	4.6	178,260	2.6	0.3
一般単独事業債	20,837,081	23.7	14,904,419	26.5	35,741,500	24.8	36,609,492	25.3	△ 867,992	△ 2.4	△ 2.2
辺地対策事業債	-	-	243,349	0.4	243,349	0.2	239,736	0.2	3,613	1.5	0.8
過疎対策事業債	-	-	2,216,930	3.9	2,216,930	1.5	2,068,517	1.4	148,413	7.2	7.1
首都圏等整備事業債	202,889	0.2	-	-	202,889	0.1	234,931	0.2	△ 32,042	△ 13.6	△ 14.6
公共用地先行取得等事業債	116,281	0.1	298,204	0.5	414,486	0.3	504,321	0.3	△ 89,835	△ 17.8	△ 17.3
行政改革推進債	1,554,486	1.8	298,801	0.5	1,853,287	1.3	1,767,806	1.2	85,481	4.8	5.7
厚生福祉施設整備事業債	20,847	0.0	41,721	0.1	62,567	0.0	95,219	0.1	△ 32,652	△ 34.3	△ 33.5
地域財政特例対策債	65	0.0	-	-	65	0.0	85	0.0	△ 20	△ 23.5	△ 19.8
退職手当債(～平成17年度分)	81,339	0.1	4,877	0.0	86,216	0.1	92,757	0.1	△ 6,541	△ 7.1	△ 8.5
退職手当債(平成18年度分～)	1,850,498	2.1	415,740	0.7	2,266,238	1.6	2,334,533	1.6	△ 68,295	△ 2.9	△ 0.2
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	994,097	1.1	203,412	0.4	1,197,509	0.8	1,294,157	0.9	△ 96,648	△ 7.5	△ 1.4
地域改善対策特定事業債	-	-	1,005	0.0	1,005	0.0	1,391	0.0	△ 386	△ 27.7	△ 24.6
財源対策債	4,094,772	4.7	1,834,822	3.3	5,929,594	4.1	5,818,877	4.0	110,717	1.9	22.1
減収補填債 (昭和57・61・平成5～7・9～29年度分)	2,125,684	2.4	234,152	0.4	2,359,836	1.6	2,588,933	1.8	△ 229,097	△ 8.8	△ 7.7
臨時財政特例債	2,820	0.0	2,887	0.0	5,707	0.0	10,189	0.0	△ 4,482	△ 44.0	△ 34.0
公共事業等臨時特例債	-	-	256	0.0	256	0.0	281	0.0	△ 25	△ 8.9	△ 9.6
減税補填債	1,214,051	1.4	920,079	1.6	2,134,129	1.5	2,397,990	1.7	△ 263,861	△ 11.0	△ 11.1
臨時税収補填債	73,750	0.1	15,895	0.0	89,645	0.1	161,855	0.1	△ 72,210	△ 44.6	△ 31.8
臨時財政対策債	32,605,630	37.1	20,485,401	36.4	53,091,031	36.8	51,896,650	35.8	1,194,381	2.3	2.4
調 整 債 (昭和60・61・62・63年度分)	33,280	0.0	1,089	0.0	34,369	0.0	37,931	0.0	△ 3,562	△ 9.4	△ 13.9
減収補填債特例分 (昭和50・平成14・19～29年度分)	1,810,427	2.1	206,691	0.4	2,017,118	1.4	1,884,418	1.3	132,700	7.0	1.9
都道府県貸付金	-	-	549,844	1.0	549,844	0.4	561,550	0.4	△ 11,706	△ 2.1	△ 1.0
その他	1,354,507	1.5	1,839,692	3.3	3,194,199	2.1	3,318,532	2.3	△ 124,333	△ 3.7	△ 0.5
合 計	87,970,015	100.0	56,319,044	100.0	144,289,059	100.0	144,908,124	100.0	△ 619,065	△ 0.4	△ 0.4
うち財源対策債等	9,007,801	10.2	2,532,716	4.5	11,540,516	8.0	12,272,326	8.5	△ 731,810	△ 6.0	△ 7.0
うち減収補填債	4,097,324	4.7	451,185	0.8	4,548,508	3.2	4,662,070	3.2	△ 113,562	△ 2.4	△ 4.3

(注) [合計 うち財源対策債等] は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

将来にわたる財政負担等

第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その2 借入先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較		
	都道府県		市町村		合計額		合計額		増減額	増減率	前年度増減率
財政融資資金	11,325,051	12.9	20,178,507	35.8	31,503,557	21.8	32,342,527	22.3	△ 838,970	△ 2.6	△ 3.0
うち旧資金運用部資金	757,871	0.9	713,608	1.3	1,471,479	1.0	2,199,731	1.5	△ 728,252	△ 33.1	△ 27.8
うち旧還元融資資金	50,019	0.1	57,170	0.1	107,190	0.1	138,296	0.1	△ 31,106	△ 22.5	△ 24.3
旧郵政公社資金	1,289,313	1.5	1,814,015	3.2	3,103,328	2.2	3,832,441	2.6	△ 729,113	△ 19.0	△ 17.4
旧郵便貯金資金	258,993	0.3	467,702	0.8	726,695	0.5	947,749	0.7	△ 221,054	△ 23.3	△ 21.4
旧簡易生命保険資金	1,030,320	1.2	1,346,313	2.4	2,376,633	1.6	2,884,691	2.0	△ 508,058	△ 17.6	△ 16.1
地方公共団体金融機構資金	3,790,044	4.3	7,787,558	13.8	11,577,602	8.0	11,277,107	7.8	300,495	2.7	2.8
うち旧公営企業金融公庫資金	546,262	0.6	1,501,548	2.7	2,047,810	1.4	2,414,244	1.7	△ 366,434	△ 15.2	△ 14.5
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構資金を除く。)	994,052	1.1	203,412	0.4	1,197,464	0.8	1,294,082	0.9	△ 96,618	△ 7.5	△ 1.4
ゆうちょ銀行	439,860	0.5	162,290	0.3	602,150	0.4	471,930	0.3	130,220	27.6	16.0
市中銀行	28,013,439	31.8	10,302,295	18.3	38,315,734	26.6	37,948,156	26.2	367,578	1.0	2.1
その他の金融機関	4,642,228	5.3	4,354,315	7.7	8,996,543	6.2	8,893,909	6.1	102,634	1.2	△ 1.8
かんぽ生命保険	430,326	0.5	215,035	0.4	645,361	0.4	579,927	0.4	65,434	11.3	5.1
保険会社等	68,225	0.1	20,382	0.0	88,607	0.1	86,958	0.1	1,649	1.9	△ 10.3
交付公債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市場公募債	36,761,132	41.8	9,606,977	17.1	46,368,108	32.1	46,302,741	32.0	65,367	0.1	0.4
個別発行債10年債	16,395,079	18.6	3,068,352	5.4	19,463,431	13.5	19,624,615	13.5	△ 161,184	△ 0.8	△ 1.3
個別発行債5年債	4,101,727	4.7	1,313,490	2.3	5,415,218	3.8	5,352,915	3.7	62,303	1.2	△ 1.7
個別発行債20年債	4,577,628	5.2	1,655,368	2.9	6,232,996	4.3	5,985,143	4.1	247,853	4.1	9.0
個別発行債30年債	1,492,898	1.7	818,787	1.5	2,311,686	1.6	1,913,156	1.3	398,530	20.8	27.7
個別発行債15年債	576,677	0.7	118,871	0.2	695,548	0.5	716,865	0.5	△ 21,317	△ 3.0	△ 1.0
個別発行債7年債	198,499	0.2	45,053	0.1	243,552	0.2	278,175	0.2	△ 34,623	△ 12.4	△ 10.5
共同発行債10年債	8,407,536	9.6	2,374,347	4.2	10,781,883	7.5	11,078,604	7.6	△ 296,721	△ 2.7	△ 1.0
住民公募債	361,676	0.4	155,138	0.3	516,814	0.4	592,725	0.4	△ 75,911	△ 12.8	△ 19.5
外国債	524,778	0.6	-	-	524,778	0.4	588,557	0.4	△ 63,779	△ 10.8	0.3
その他	124,634	0.1	57,571	0.2	182,202	0.0	171,986	0.1	10,216	5.9	△ 33.4
共済等	34,154	0.0	1,099,200	2.0	1,133,354	0.8	1,124,984	0.8	8,370	0.7	0.5
その他	182,191	0.2	575,058	1.0	757,251	0.6	753,362	0.5	3,889	0.5	0.6
合計	87,970,015	100.0	56,319,044	100.0	144,289,059	100.0	144,908,124	100.0	△ 619,065	△ 0.4	△ 0.4

(注) 旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	都道府県		市町村		合計額	
0.5%以下	35,888,256	40.8	25,991,958	46.2	61,880,214	42.9
1.0%以下	22,349,252	25.4	12,491,691	22.2	34,840,943	24.1
1.5%以下	15,142,767	17.2	8,485,827	15.1	23,628,594	16.4
2.0%以下	11,050,633	12.6	6,916,391	12.3	17,967,024	12.5
2.5%以下	2,935,116	3.3	1,697,752	3.0	4,632,868	3.2
3.0%以下	362,372	0.4	436,280	0.8	798,652	0.6
3.5%以下	134,140	0.2	135,329	0.2	269,469	0.2
4.0%以下	37,324	0.0	71,025	0.1	108,349	0.1
4.5%以下	34,379	0.0	56,774	0.1	91,153	0.1
5.0%以下	25,011	0.0	28,978	0.1	53,989	0.0
5.5%以下	6,724	0.0	2,120	0.0	8,843	0.0
6.0%以下	317	0.0	1,178	0.0	1,495	0.0
6.5%以下	2,453	0.0	1,609	0.0	4,062	0.0
7.0%以下	1,273	0.0	396	0.0	1,669	0.0
7.0%超	-	-	1,736	0.0	1,736	0.0
合計	87,970,015	100.0	56,319,044	100.0	144,289,059	100.0

第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その4 推 移

(単位 百万円・%)

区 分	都 道 府 県			市 町 村			合 計 額		
	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成22年度	85,729,679	2,325	2.9	56,395,866	1,162	△ 0.2	142,125,545	1,664	1.7
23	87,322,349	2,368	1.9	55,909,502	1,152	△ 0.9	143,231,851	1,677	0.8
24	88,820,024	2,408	1.7	55,885,149	1,152	△ 0.0	144,705,173	1,694	1.0
25	89,729,661	2,433	1.0	56,189,213	1,158	0.5	145,918,874	1,709	0.8
26	89,602,745	2,430	△ 0.1	56,396,828	1,162	0.4	145,999,573	1,710	0.1
27	89,028,959	2,414	△ 0.6	56,497,465	1,164	0.2	145,526,424	1,704	△ 0.3
28	88,625,567	2,403	△ 0.5	56,282,557	1,160	△ 0.4	144,908,124	1,697	△ 0.4
29	87,970,015	2,385	△ 0.7	56,319,044	1,161	0.1	144,289,059	1,690	△ 0.4

第101表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 29 年 度						平成28年度 合 計 額	増 減 率
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額			
1 物件の購入等に係るもの	3,725,963	63.3	4,526,483	43.0	8,252,446	50.3	7,775,220	6.1
2 債務保証又は損失補償に係るもの	190,537	3.2	127,216	1.2	317,753	1.9	221,062	43.7
3 そ の 他	1,970,384	33.5	5,877,138	55.8	7,847,523	47.8	7,630,265	2.8
合 計	5,886,884	100.0	10,530,837	100.0	16,417,722	100.0	15,626,547	5.1

(注) 「2債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

その2 推 移

(単位 百万円・%)

区 分	合 計			1 物件の購入等に係るもの			2 債務保証又は損失補償に係るもの			3 その他		
	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率
平成24年度	13,413,729	100	2.9	6,637,511	100	5.3	153,146	100	12.7	6,623,072	100	0.4
25	14,530,293	108	8.3	7,438,177	112	12.1	191,985	125	25.4	6,900,131	104	4.2
26	15,146,124	113	4.2	7,727,486	116	3.9	247,147	161	28.7	7,171,491	108	3.9
27	15,423,161	115	1.8	7,666,792	116	△ 0.8	259,658	170	5.1	7,496,711	113	4.5
28	15,626,547	116	1.3	7,775,220	117	1.4	221,062	144	△ 14.9	7,630,265	115	1.8
29	16,417,722	122	5.1	8,252,446	124	6.1	317,753	207	43.7	7,847,523	118	2.8

第102表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度						平成28年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
財 政 調 整 基 金	1,603,758	20.1	5,859,882	37.1	7,463,640	31.4				7,585,227	32.1
減 債 基 金	1,058,156	13.3	1,417,839	9.0	2,475,995	10.4	2,548,749	10.8	△ 72,754	△ 2.9	△ 3.7
その他特定目的基金	5,305,117	66.6	8,507,381	53.9	13,812,499	58.2	13,491,769	57.1	320,730	2.4	3.0
合 計	7,967,031	100.0	15,785,102	100.0	23,752,134	100.0	23,625,745	100.0	126,389	0.5	1.3

その2 推 移

(単位 百万円・%)

区 分	総 額		財 政 調 整 基 金		減 債 基 金		その他特定目的基金	
	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率
平成20年度	15,273,656	9.6	4,413,380	4.7	1,787,454	△ 3.0	9,072,822	15.1
21	17,177,205	12.5	4,474,802	1.4	1,689,600	△ 5.5	11,012,803	21.4
22	17,866,710	4.0	5,235,694	17.0	2,076,049	22.9	10,554,967	△ 4.2
23	19,592,209	9.7	5,599,566	6.9	2,305,910	11.1	11,686,733	10.7
24	21,029,432	7.3	6,139,630	9.6	2,318,616	0.6	12,571,186	7.6
25	22,365,652	6.4	6,740,043	9.8	2,421,428	4.4	13,204,181	5.0
26	22,615,513	1.1	7,165,011	6.3	2,570,149	6.1	12,880,353	△ 2.5
27	23,331,530	3.2	7,588,045	5.9	2,645,955	2.9	13,097,530	1.7
28	23,625,745	1.3	7,585,227	△ 0.0	2,548,749	△ 3.7	13,491,769	3.0
29	23,752,134	0.5	7,463,640	△ 1.6	2,475,995	△ 2.9	13,812,499	2.4

第103表 平成29年度資金収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分		第1・四半期 (29年4月～6月)	第2・四半期 (29年7月～9月)	第3・四半期 (29年10月～12月)	第4・四半期 (30年1月～3月)	出納整理期 (30年4月～5月)		合 計					
合 計	歳 入 (a)	27,819,840	78.1	21,751,145	90.8	24,744,838	88.5	33,183,841	90.7	12,604,730	107.2	120,104,393	88.4
	地 方 税	12,338,646	34.6	8,703,577	36.3	9,404,081	33.6	8,148,509	22.3	1,309,589	11.1	39,904,402	29.4
	地方消費税清算金	359,016	1.0	518,030	2.2	244,625	0.9	364,964	1.0	-	-	1,486,636	1.1
	地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	7,968,050	22.4	4,610,459	19.3	4,987,937	17.8	1,728,042	4.7	11,541	0.1	19,306,029	14.2
	国庫支出金等	2,400,343	6.7	2,374,420	9.9	2,896,330	10.4	6,660,353	18.2	1,188,911	10.1	15,520,357	11.4
	都道府県支出金等	959,309	2.7	1,728,913	7.2	1,793,848	6.4	2,792,188	7.6	1,141,032	9.7	8,415,291	6.2
	地方債(起債前借を含む。)	438,453	1.2	591,080	2.5	1,967,593	7.0	3,310,697	9.1	4,360,793	37.1	10,668,615	7.9
	公営事業会計からの繰入れ	4,000	0.0	6,026	0.0	12,900	0.0	78,483	0.2	36,461	0.3	137,870	0.1
	その他の	3,352,023	9.5	3,218,640	13.4	3,437,524	12.4	10,100,605	27.6	4,556,403	38.8	24,665,193	18.1
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,295,440	3.6	1,245,717	5.2	1,122,588	4.0	3,648,490	10.0	2,280,534	19.4	9,592,768	7.1
	歳計現金貸付金回収又は他会計借入金 (c)	3,659,282	10.3	1,609,834	6.7	1,988,505	7.1	2,885,892	7.9	1,438,647	12.2	11,582,160	8.5
	一時借入金等借入額 (d)	5,431,722	15.3	1,832,517	7.7	2,339,440	8.4	4,157,231	11.4	-	-	13,760,911	10.1
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	35,615,405	100.0	23,947,779	100.0	27,950,195	100.0	36,578,474	100.0	11,762,843	100.0	135,854,696	100.0
	歳 出 (e)	23,167,747	80.1	22,290,252	90.5	24,735,598	90.6	32,445,969	90.8	17,237,485	89.6	119,877,052	88.2
	(e)のうち地方消費税清算金	366,213	1.3	510,833	2.1	244,625	0.9	364,964	1.0	-	-	1,486,636	1.1
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,295,372	4.5	1,245,717	5.1	1,122,588	4.1	3,648,490	10.2	2,280,534	11.9	9,592,701	7.1
歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	2,282,552	7.9	1,946,207	7.9	1,854,267	6.8	2,858,981	8.0	2,640,154	13.7	11,582,160	8.5	
歳計剰余金処分としての積立金 (h)	171,372	0.6	33,949	0.1	6,298	0.0	4,648	0.0	4,267	0.0	220,535	0.2	
一時借入金等返済額 (i)	4,595,936	15.9	1,611,748	6.5	1,829,501	6.7	4,084,414	11.4	1,639,311	8.5	13,760,911	10.1	
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	28,922,235	100.0	24,636,439	100.0	27,303,077	100.0	35,745,522	100.0	19,240,684	100.0	135,847,957	100.0	
都 道 府 県	歳 入 (a)	13,499,885	75.7	10,455,264	88.1	12,804,825	91.6	16,972,965	98.5	5,703,062	125.2	59,436,003	90.8
	地 方 税	5,908,353	33.1	4,382,231	36.9	5,354,372	38.3	4,284,520	24.9	613,359	13.5	20,542,835	31.4
	地方消費税清算金	359,016	2.0	518,030	4.4	244,625	1.7	364,964	2.1	-	-	1,486,636	2.3
	地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	4,348,452	24.4	2,633,374	22.2	2,823,575	20.2	891,106	5.2	903	0.0	10,697,411	16.3
	国庫支出金等	668,537	3.7	569,555	4.8	1,142,654	8.2	3,109,111	18.0	585,952	12.9	6,075,810	9.3
	地方債(起債前借を含む。)	343,034	1.9	454,493	3.8	1,295,874	9.3	1,689,604	9.8	1,733,602	38.1	5,516,607	8.4
	公営事業会計からの繰入れ	1,870	0.0	2,165	0.0	1,311	0.0	5,224	0.0	6,215	0.1	16,786	0.0
	その他の	1,870,623	10.6	1,895,416	16.0	1,942,414	13.9	6,628,436	38.5	2,763,031	60.6	15,099,918	23.1
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,232,778	6.9	1,143,235	9.6	1,075,451	7.7	3,273,597	19.0	1,738,015	38.2	8,463,076	12.9
	歳計現金貸付金回収又は他会計借入金 (c)	2,093,818	11.7	1,274,918	10.7	1,205,771	8.6	1,642,046	9.5	589,339	12.9	6,805,893	10.4
	一時借入金等借入額 (d)	3,469,943	19.5	1,282,176	10.8	1,048,375	7.5	1,894,113	11.0	-	-	7,694,608	11.8
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	17,830,869	100.0	11,869,125	100.0	13,983,521	100.0	17,235,527	100.0	4,554,386	100.0	65,473,428	100.0
	歳 出 (e)	11,771,718	80.9	10,700,294	88.2	12,069,940	92.3	16,909,682	98.4	7,946,560	93.4	59,398,194	90.8
	(e)のうち地方消費税清算金	366,213	2.5	510,833	4.2	244,625	1.9	364,964	2.1	-	-	1,486,636	2.3
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,232,778	8.5	1,143,235	9.4	1,075,451	8.2	3,273,597	19.0	1,738,015	20.4	8,463,076	12.9
	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	967,923	6.7	1,409,702	11.6	1,010,113	7.7	1,561,486	9.1	1,856,668	21.8	6,805,893	10.4
歳計剰余金処分としての積立金 (h)	2,503	0.0	4,863	0.0	-	-	2,182	0.0	-	-	9,548	0.0	
一時借入金等返済額 (i)	3,043,234	20.9	1,155,978	9.5	1,066,901	8.2	1,986,048	11.6	442,448	5.2	7,694,608	11.8	
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	14,552,600	100.0	12,127,603	100.0	13,071,503	100.0	17,185,800	100.0	8,507,661	100.0	65,445,167	100.0	
市 町 村	歳 入 (a)	14,319,955	80.5	11,295,880	93.5	11,940,012	85.5	16,210,875	83.8	6,901,668	95.7	60,668,391	86.2
	地 方 税	6,430,293	36.2	4,321,346	35.8	4,049,709	29.0	3,863,989	20.0	696,230	9.7	19,361,567	27.5
	地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	3,619,598	20.4	1,977,085	16.4	2,164,362	15.5	836,936	4.3	10,637	0.1	8,608,618	12.2
	国庫支出金等	1,731,806	9.7	1,804,865	14.9	1,753,676	12.6	3,551,242	18.4	602,959	8.4	9,444,547	13.4
	都道府県支出金等	959,309	5.4	1,728,913	14.3	1,793,848	12.8	2,792,188	14.4	1,141,032	15.8	8,415,291	12.0
	地方債(起債前借を含む。)	95,419	0.5	136,587	1.1	671,719	4.8	1,621,093	8.4	2,627,191	36.4	5,152,008	7.3
	公営事業会計からの繰入れ	2,130	0.0	3,861	0.0	11,588	0.1	73,259	0.4	30,246	0.4	121,083	0.2
	その他の	1,481,400	8.3	1,323,223	11.0	1,495,110	10.7	3,472,168	17.9	1,793,373	24.9	9,565,277	13.6
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	62,661	0.4	102,482	0.8	47,137	0.3	374,892	1.9	542,519	7.5	1,129,692	1.6
	歳計現金貸付金回収又は他会計借入金 (c)	1,565,464	8.8	334,916	2.8	782,734	5.6	1,243,845	6.4	849,308	11.8	4,776,268	6.8
	一時借入金等借入額 (d)	1,961,778	11.0	550,341	4.6	1,291,065	9.2	2,263,118	11.7	-	-	6,066,303	8.6
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	17,784,536	100.0	12,078,654	100.0	13,966,674	100.0	19,342,946	100.0	7,208,457	100.0	70,381,268	100.0
	歳 出 (e)	11,396,029	79.3	11,589,958	92.7	12,665,659	89.0	15,536,287	83.7	9,290,926	86.6	60,478,858	85.9
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	62,594	0.4	102,482	0.8	47,137	0.3	374,892	2.0	542,519	5.1	1,129,625	1.6
	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	1,314,629	9.1	536,504	4.3	844,154	5.9	1,297,495	7.0	783,485	7.3	4,776,268	6.8
	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	168,869	1.2	29,086	0.2	6,298	0.0	2,466	0.0	4,267	0.0	210,986	0.3
一時借入金等返済額 (i)	1,552,702	10.8	455,771	3.6	762,600	5.4	2,098,367	11.3	1,196,863	11.2	6,066,303	8.6	
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	14,369,635	100.0	12,508,837	100.0	14,231,574	100.0	18,559,722	100.0	10,733,022	100.0	70,402,790	100.0	

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

将来にわたる財政負担等

第104表 道路（地方道）の状況

区 分		平成29年度	平成28年度	増 減	
実 延 長 (km)	都道府県道	主要地方道	57,287	57,281	6
		一般都道府県道	71,310	71,353	△43
	市町村道	1,032,938	1,032,223	715	
	合 計	1,161,535	1,160,857	678	
面 積 (km ²)	都道府県道	主要地方道	906.0	903.7	2.3
		一般都道府県道	949.9	946.5	3.4
	市町村道	6,708.3	6,689.6	18.7	
	合 計	8,564.2	8,539.7	24.5	

(注) 平成29年度の数値は平成30年4月1日現在のもの、平成28年度の数値は平成29年4月1日現在のものである。

第105表 公営住宅等の管理状況

区 分	平成29年度			平成28年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
公 営 住 宅 等 (戸)	943,858	1,450,871	2,394,729	948,952	1,453,679	2,402,631	△5,094	△2,808	△7,902
うち公営住宅(戸)	914,906	1,242,815	2,157,721	919,515	1,244,677	2,164,192	△4,609	△1,862	△6,471

(注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。
2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第106表 公園の状況

区 分		平成29年度			平成28年度			増 減		
		市町村立	市町村立 以外	合 計	市町村立	市町村立 以外	合 計	市町村立	市町村立 以外	合 計
都 市 公 園 等 (都市計画区域内)	箇所数	134,662	1,091	135,753	133,466	1,064	134,530	1,196	27	1,223
	面積 (km ²)	1,111.4	283.0	1,394.4	1,103.3	280.9	1,384.2	8.1	2.1	10.2
そ の 他 公 園 (都市計画区域外)	箇所数	6,452	243	6,695	6,371	243	6,614	81	—	81
	面積 (km ²)	136.1	36.6	172.7	135.3	36.7	171.9	0.8	△0.1	0.8
合 計	箇所数	141,114	1,334	142,448	139,837	1,307	141,144	1,277	27	1,304
	面積 (km ²)	1,247.5	319.7	1,567.1	1,238.6	317.5	1,556.1	8.9	2.2	11.0

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第107表 下水道等の状況

区 分		平成29年度	平成28年度	増 減
公共下水道	現在排水人口(人)	100,370,191	99,914,658	455,533
	計画排水区域面積(km ²)	22,546.2	22,519.4	26.8
	現在排水区域面積(km ²)	17,450.8	17,319.5	131.3
	計画終末処理場数(箇所)	2,041	2,043	△ 2
	現在終末処理場数(箇所)	2,003	2,003	-
	計画処理区域面積(km ²)	22,450.7	22,433.8	16.9
	現在処理区域面積(km ²)	17,391.9	17,256.8	135.1
現在処理区域内人口(人)	100,238,982	99,775,070	463,912	
現在水洗便所設置済人口(人)	94,828,245	94,232,146	596,099	
都市下水道	計画排水区域面積(km ²)	1,602.9	1,584.9	18.0
	現在排水区域面積(km ²)	1,329.6	1,329.7	△ 0.1
農業集落排水	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,323,127	3,398,735	△ 75,608
	現在処理区域内人口(人)	3,321,366	3,396,816	△ 75,450
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	2,347.7	2,361.8	△ 14.1
	現在処理区域面積(km ²)	2,315.1	2,329.2	△ 14.1
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,838,600	2,887,597	△ 48,997
漁業集落排水	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	161,736	166,467	△ 4,731
	現在処理区域内人口(人)	161,725	166,456	△ 4,731
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	82.9	82.5	0.4
	現在処理区域面積(km ²)	82.8	82.2	0.6
	現在水洗便所設置済人口(人)	127,957	130,159	△ 2,202
林業集落排水	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	2,475	2,511	△ 36
	現在処理区域内人口(人)	2,472	2,511	△ 39
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	2.2	2.2	-
	現在処理区域面積(km ²)	2.2	2.2	-
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,191	2,257	△ 66
簡排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	1,476	1,493	△ 17
	現在処理区域内人口(人)	1,476	1,493	△ 17
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	1.8	1.8	-
	現在処理区域面積(km ²)	1.8	1.8	-
	現在水洗便所設置済人口(人)	1,400	1,415	△ 15
小規模集合排水処理施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	6,006	6,122	△ 116
	現在処理区域内人口(人)	6,006	6,122	△ 116
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	4.3	4.3	-
	現在処理区域面積(km ²)	4.3	4.3	-
	現在水洗便所設置済人口(人)	5,393	5,515	△ 122
コミュニティ・プラント処理人口(人)		207,175	212,863	△ 5,688
合併処理槽浄化	処理人口(人)	12,324,522	12,327,645	△ 3,123
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの(人)	481,063	495,638	△ 14,575
	うち個別排水処理施設に係るもの(人)	75,030	67,654	7,376

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

区 分		平成29年度	平成28年度	増 減	増 減 率
し尿処理施設	処理人口(千人)	6,986	7,400	△ 414	△ 5.6
	年間総収集量(千kl)	7,373	7,129	244	3.4
ごみ処理施設	処理人口(千人)	127,360	127,620	△ 260	△ 0.2
	年間総収集量(千t)	39,733	39,987	△ 254	△ 0.6

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 公立保育所の状況

区 分	平成29年度				平成28年度				増 減
	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇所数	-	9,104	3	9,107	-	9,422	3	9,425	△ 318
延面積 (m ²)	-	7,047,301	2,691	7,049,992	-	7,245,010	2,691	7,247,701	△ 197,709

(注) 1 平成29年度の数値は平成29年10月1日現在のもの、平成28年度の数値は平成28年10月1日現在のものである。
2 季節保育所を含まない。

第110表 公立老人ホームの状況

区 分	平成29年度				平成28年度				増 減	
	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計		
箇所数	養護老人ホーム	4	210	73	287	4	219	76	299	△ 12
	特別養護老人ホーム	3	245	96	344	3	254	97	354	△ 10
	軽費老人ホーム	1	57	6	64	1	59	6	66	△ 2
	合 計	8	512	175	695	8	532	179	719	△ 24

(注) 平成29年度の数値は平成29年10月1日現在のもの、平成28年度の数値は平成28年10月1日現在のものである。

第111表 公立高等学校、中等教育学校の状況

区 分	平成29年度			平成28年度			増 減	増 減 率
	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計		
高等学校数	3,350	209	3,559	3,356	215	3,571	△ 12	△ 0.3
中等教育学校数	25	6	31	25	6	31	-	-

(注) 1 文部科学省調べによる。
2 平成29年度の数値は平成30年5月1日現在のもの、平成28年度の数値は平成29年5月1日現在のものである。

第112表 文化及び体育施設の状況（公立分）

区 分			平成29年度			平成28年度			増 減			
			都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	
文 化 施 設	県民会館	箇所数	188	3,301	3,489	188	3,166	3,354	-	135	135	
		市民会館	延面積(千㎡)	2,471	11,962	14,433	2,468	11,686	14,155	3	276	278
			専任職員数(人)	2,616	14,467	17,083	2,635	13,079	15,714	△19	1,388	1,369
	図書館	箇所数	57	3,251	3,308	57	3,238	3,295	-	13	13	
		専任職員数(人)	1,723	20,149	21,872	1,702	19,635	21,337	21	514	535	
	博 物 館	総合博物館	箇所数	23	93	116	23	94	117	-	△1	△1
			専任職員数(人)	486	716	1,202	483	689	1,172	3	27	30
		科学博物館	箇所数	14	60	74	14	62	76	-	△2	△2
			専任職員数(人)	363	600	963	370	614	984	△7	△14	△21
		歴史博物館	箇所数	56	274	330	54	274	328	2	-	2
			専任職員数(人)	869	1,493	2,362	828	1,503	2,331	41	△10	31
		美術博物館	箇所数	57	179	236	57	176	233	-	3	3
			専任職員数(人)	936	1,312	2,248	937	1,247	2,184	△1	65	64
		その他	箇所数	18	93	111	18	91	109	-	2	2
			専任職員数(人)	817	1,637	2,454	813	1,618	2,431	4	19	23
		合計	箇所数	168	699	867	166	697	863	2	2	4
専任職員数(人)			3,471	5,758	9,229	3,431	5,671	9,102	40	87	127	
青年の家・自然の家	箇所数	138	271	409	142	277	419	△4	△6	△10		
	専任職員数(人)	1,381	1,302	2,683	1,374	1,347	2,721	7	△45	△38		
体 育 施 設	体育館	箇所数	187	6,557	6,744	187	6,529	6,716	-	28	28	
		専任職員数(人)	724	9,970	10,694	691	9,862	10,553	33	108	141	
	陸上競技場	箇所数	104	941	1,045	107	949	1,056	△3	△8	△11	
		専任職員数(人)	235	838	1,073	231	827	1,058	4	11	15	
	野球場	箇所数	163	3,956	4,119	166	3,964	4,130	△3	△8	△11	
		専任職員数(人)	137	1,744	1,881	141	1,726	1,867	△4	18	14	
	プール	箇所数	206	3,395	3,601	215	3,435	3,650	△9	△40	△49	
		専任職員数(人)	384	4,706	5,090	378	4,625	5,003	6	81	87	

(注) 1 平成29年度における箇所数及び延面積は平成30年3月31日現在のもの、専任職員数は平成30年4月1日現在のものである。
 2 平成28年度における箇所数及び延面積は平成29年3月31日現在のもの、専任職員数は平成29年4月1日現在のものである。

第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

区 分	平成 29 年 度			平成 28 年 度			増 減		
	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計
戸 数	49,939	16,768	66,707	50,649	17,357	68,006	△ 710	△ 589	△ 1,299
延 面 積(千㎡)	3,054	988	4,042	3,097	1,014	4,111	△ 43	△ 26	△ 69

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第114表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調

(各年度末日現在)

区 分	平成 29 年 度			平成 28 年 度			増 減	
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上 水 道 事 業	1,353	—	1,353	1,334	—	1,334	19	—
簡 易 水 道 事 業	28	545	573	29	678	707	△ 1	△ 133
工 業 用 水 道 事 業	156	—	156	155	—	155	1	—
交 通 事 業	47	39	86	47	39	86	—	—
電 気 事 業	28	72	100	28	67	95	—	5
ガ ス 事 業	27	—	27	26	—	26	1	—
病 院 事 業	630	—	630	634	—	634	△ 4	—
下 水 道 事 業	825	2,806	3,631	733	2,906	3,639	92	△ 100
介 護 サービス 事 業	45	501	546	46	511	557	△ 1	△ 10
そ の 他 事 業	162	1,134	1,296	159	1,142	1,301	3	△ 8
合 計	3,301	5,097	8,398	3,191	5,343	8,534	110	△ 246

その2 事業数の推移

(各年度末日現在)

年 度	平成20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
法 適 用 事 業 数	2,912	2,920	2,930	2,959	2,996	3,033	3,077	3,110	3,191	3,301
法 非 適 用 事 業 数	6,184	5,983	5,913	5,795	5,728	5,670	5,585	5,504	5,343	5,097

第115表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

区 分	全 事 業 の 内 訳				合 計	前年度末職員	増 減
	適 用 区 分 別		勘 定 区 分 別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	43,979	－	37,485	6,494	43,979	43,831	148
簡 易 水 道 事 業	65	994	960	99	1,059	1,610	△ 551
工 業 用 水 道 事 業	1,631	－	1,543	88	1,631	1,657	△ 26
交 通 事 業	26,038	480	26,017	501	26,518	26,455	63
電 気 事 業	1,772	32	1,764	40	1,804	1,782	22
ガ ス 事 業	940	－	855	85	940	952	△ 12
病 院 事 業	222,115	－	221,949	166	222,115	221,307	808
下 水 道 事 業	17,581	9,815	17,814	9,582	27,396	27,486	△ 90
介 護 サ ー ビ ス 事 業	1,550	7,123	8,673	－	8,673	9,336	△ 663
そ の 他 事 業	2,107	3,315	4,416	1,006	5,422	5,463	△ 41
合 計	317,778	21,759	321,476	18,061	339,537	339,879	△ 342

(注) 平成30年3月31日現在の職員数である。

第116表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 29 年 度 (A)			平 成 28 年 度 (B)			増 減 (A)-(B)		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地 方 公 営 企 業	16,949,441	17,009,319	△ 59,878	16,936,763	16,933,874	2,889	12,678	75,445	△ 62,767
法 適 用 企 業	13,811,572	14,054,399	△ 242,827	13,620,998	13,796,328	△ 175,330	190,574	258,071	△ 67,497
法 非 適 用 企 業	3,137,869	2,954,920	182,949	3,315,766	3,137,547	178,219	△ 177,897	△ 182,627	4,730
収 益 事 業	3,354,834	3,235,484	119,350	3,229,164	3,137,743	91,421	125,670	97,741	27,929
国 民 健 康 保 険 事 業	15,846,448	15,358,292	488,156	16,103,165	15,770,505	332,660	△ 256,717	△ 412,213	155,496
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	17,434,525	16,971,704	462,821	16,803,985	16,282,543	521,442	630,540	689,161	△ 58,621
介 護 保 険 事 業	10,735,989	10,445,794	290,195	10,283,908	9,992,460	291,448	452,081	453,334	△ 1,253
農 業 共 済 事 業	11,226	10,898	328	13,415	12,585	830	△ 2,189	△ 1,687	△ 502
交 通 災 害 共 済 事 業	5,480	4,378	1,102	5,668	4,561	1,107	△ 188	△ 183	△ 5
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	2,691	2,709	△ 18	2,516	2,568	△ 52	175	141	34
合 計	64,340,634	63,038,578	1,302,056	63,378,584	62,136,839	1,241,745	962,050	901,739	60,311

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 収入額 法 適 用：総収益（消費税込み）－長期前受金戻入＋資本的収入
法非適用：総収益＋資本的収入＋前年度繰越金
- 2 支出額 法 適 用：総費用（消費税込み）－減価償却費＋資本的支出
法非適用：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

第117表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況

(単位 事業・百万円・%)

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合計
総収益	3,227,481	151,646	905,171	90,850	89,341	4,019,474	2,655,930	272,868	11,412,760
経常収益	3,213,640	148,105	854,489	90,410	86,248	3,991,419	2,555,557	271,068	11,210,936
うち									
料金収入	2,687,093	125,704	700,687	84,216	75,630	3,184,711	1,121,693	204,411	8,184,145
長期前受金戻入	260,121	14,335	46,134	1,380	1,893	104,511	562,020	4,851	995,245
総費用	2,848,073	126,942	780,390	69,843	83,402	4,104,982	2,375,722	254,153	10,643,507
経常費用	2,831,425	123,616	729,449	69,298	83,096	4,072,601	2,363,686	236,864	10,510,035
うち									
職員給与費	308,569	13,108	233,464	16,235	7,580	1,905,851	101,429	22,894	2,609,130
減価償却費	1,044,167	55,825	207,182	19,133	12,910	314,563	1,334,256	22,707	3,010,743
支払利息	152,962	6,349	51,688	1,633	1,296	57,479	287,362	8,069	566,839
経常損益	382,215	24,489	125,041	21,112	3,152	△ 81,182	191,871	34,204	700,901
経常利益	390,084	25,314	131,295	21,787	6,130	25,062	200,347	52,056	852,075
経常損失	7,869	825	6,254	675	2,978	106,244	8,476	17,852	151,174
純損益	379,408	24,703	124,781	21,007	5,939	△ 85,509	280,208	18,715	769,253
累積欠損金	61,663	34,770	1,652,470	2,272	20,172	1,839,891	119,704	465,197	4,196,138
不良債務	87	-	86,401	-	-	28,593	17,776	7,288	140,145
累積欠損金比率	2.2	27.1	220.4	2.6	25.1	54.0	7.2	192.6	45.7
不良債務比率	0.0	-	11.5	-	-	0.8	1.1	3.0	1.5
経常収支比率	113.5	119.8	117.1	130.5	103.8	98.0	108.1	114.4	106.7
総事業数	1,381	156	47	28	27	630	825	207	3,301
うち建設中	2	3	-	-	-	2	3	-	10
赤字事業数の割合	10.2	13.7	29.8	7.1	11.1	59.2	25.4	37.2	25.5
累積欠損金を有する事業数の割合	7.8	13.1	55.3	10.7	33.3	72.6	34.2	42.0	30.1

(注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。

2 不良債務は、再建債を加算しないものである。

3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

(単位 百万円・%)

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病院事業			下水道事業			その他事業			合計		
	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比			
職員給与費	308,569	11.0	11.0	13,108	10.7	10.2	233,464	32.5	31.1	16,235	23.5	18.6	7,580	9.5	9.4	1,905,851	46.8	55.9	101,429	4.3	6.1	22,894	9.7	9.5	2,609,130	24.9	28.4
減価償却費	1,044,124	37.2	37.1	55,825	45.4	43.5	207,182	28.8	27.6	19,133	27.7	21.9	12,910	16.2	16.1	314,563	7.7	9.2	1,334,214	56.6	80.0	22,707	9.6	9.4	3,010,658	28.8	32.8
支払利息	152,960	5.5	5.4	6,349	5.2	5.0	51,688	7.2	6.9	1,633	2.4	1.9	1,296	1.6	1.6	57,479	1.4	1.7	287,362	12.2	17.2	8,069	3.4	3.3	566,837	5.4	6.2
その他	1,299,022	46.3	46.2	47,764	38.7	37.3	226,738	31.5	30.3	32,171	46.4	36.8	57,983	72.7	72.1	1,794,708	44.1	52.7	634,613	26.9	38.1	182,804	77.3	75.7	4,275,802	40.9	46.7
計	2,804,675	100.0	99.7	123,046	100.0	96.0	719,072	100.0	95.9	69,172	100.0	79.2	79,769	100.0	99.2	4,072,601	100.0	119.5	2,357,618	100.0	141.4	236,474	100.0	97.9	10,462,427	100.0	114.1

(注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。

2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第117表 法適用企業決算の状況（つづき）

その3 資本収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 本 的 収 入 額 A	641,796	36,507	220,078	10,375	6,139	546,902	1,335,476	113,510	2,910,783
企 業 債	377,021	18,073	115,132	3,703	1,136	293,789	760,980	44,516	1,614,349
(うち建設改良のための企業債)	362,275	17,819	69,829	3,703	1,136	292,136	510,528	12,749	1,270,174
他 会 計 出 資 金	67,155	5,585	24,771	-	308	61,264	105,503	4,097	268,683
他 会 計 借 入 金	7,072	3,363	10,287	-	-	6,398	1,655	1,566	30,342
他 会 計 補 助 金	17,552	774	17,145	1	551	4,637	116,937	379	157,975
そ の 他	172,996	8,712	52,743	6,671	4,144	180,814	350,401	62,952	839,434
翌年度に繰り越される 支出の財源充当額 B	22,135	46	3,476	-	-	208	47,439	1,887	75,190
前年度同意等債で 当年度収入分 C	2,484	-	-	-	-	7,258	41,949	-	51,691
純 計 A - (B + C) D	617,178	36,461	216,602	10,375	6,139	539,436	1,246,087	111,623	2,783,901
資 本 的 支 出 額 E	1,819,641	99,230	590,884	49,799	20,469	734,680	2,391,880	225,483	5,932,066
建 設 改 良 費	1,178,482	52,669	155,892	28,974	10,252	386,607	993,558	79,130	2,885,564
(うち職員給与費)	49,389	653	4,432	262	662	1,620	42,980	3,489	103,488
企 業 債 償 還 金	577,453	32,864	269,494	8,817	9,874	324,437	1,298,455	116,057	2,637,451
(うち建設改良のための 企業債償還金)	557,076	32,699	179,822	8,817	8,103	322,658	1,109,249	86,145	2,304,570
そ の 他	63,706	13,697	165,498	12,008	343	23,636	99,867	30,296	409,051
資本的収入が資本的支出に 不足する額 F	1,203,023	63,165	374,790	39,946	16,774	197,621	1,145,955	115,872	3,157,146
補 填 財 源 G	1,200,422	63,165	343,865	39,946	16,761	190,798	1,132,888	98,994	3,086,838
補填財源不足額 (F-G) H	2,601	0	30,925	-	13	6,824	13,067	16,878	70,308
財 源 不 足 率 H/E×100	0.1	0.0	5.2	-	0.1	0.9	0.5	7.5	1.2

(注) 「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D-E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第117表 法適用企業決算の状況 (つづき)

その4 資産、負債及び資本に関する調

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 産	31,119,120	1,938,033	6,210,670	735,930	187,490	6,379,991	39,842,286	5,683,161	92,096,680
固 定 資 産	27,734,385	1,631,469	5,331,251	476,320	136,620	4,873,881	38,562,444	2,942,923	81,689,293
土 地 造 成	-	-	-	-	-	-	-	1,696,798	1,696,798
流 動 資 産	3,384,265	306,557	879,327	259,610	50,870	1,504,986	1,279,731	1,043,421	8,708,768
繰 延 資 産	470	7	92	-	-	1,124	111	19	1,822
負 債	15,195,975	943,320	4,927,650	166,655	106,842	5,192,688	30,410,353	2,444,486	59,387,969
固 定 負 債	7,616,298	490,345	3,251,009	98,697	69,347	3,688,676	14,228,984	2,034,179	31,477,536
流 動 負 債	1,296,617	70,894	502,573	36,685	21,220	897,042	1,892,573	278,765	4,996,369
繰 延 収 益	6,283,060	382,081	1,174,067	31,273	16,275	606,971	14,288,796	131,542	22,914,064
資 本	15,923,145	994,713	1,283,020	569,274	80,648	1,187,303	9,431,933	3,238,675	32,708,711
資 本 金	13,230,779	847,624	2,263,583	450,649	86,014	2,528,309	7,744,502	2,792,387	29,943,847
資 本 剰 余 金	999,058	54,054	371,589	2,360	1,178	343,203	1,200,815	276,447	3,248,703
利 益 剰 余 金	1,693,009	93,035	△1,352,695	108,217	△ 6,545	△1,684,206	486,616	29,806	△ 632,762
その他有価証券 評 価 差 額	299	-	544	8,049	-	△ 3	-	140,035	148,923
自己資本構成比率	71.4	71.0	39.6	81.6	51.7	28.1	59.5	59.3	60.4
固定資産対 長期資本比率	93.0	87.4	93.4	68.1	82.2	88.9	101.6	54.5	93.8
流動比率	261.0	432.4	175.0	707.7	239.7	167.8	67.6	374.3	174.3
企業債償還額対 減価償却額比率	71.1	78.8	111.7	49.7	73.5	153.6	143.6	482.4	114.3
料金収入に対する企業 債元利償還金比率	26.4	31.0	33.0	12.4	12.4	11.9	124.5	46.1	35.1
不 良 債 務	87	-	86,401	-	-	28,593	17,776	7,288	140,145
不 良 債 務 比 率	0.0	-	11.5	-	-	0.8	1.1	3.0	1.5

(注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

第118表 法適用企業の事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

区分	平成20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
水道事業	経常利益	(1,199) 270,856	(1,175) 270,442	(1,213) 295,316	(1,179) 237,003	(1,175) 251,876	(1,155) 264,619	(1,216) 372,657	(1,234) 381,153	(1,243) 400,736	(1,238) 390,084
	経常損失	(210) 11,767	(204) 12,065	(159) 9,512	(192) 13,863	(198) 11,113	(219) 10,438	(155) 7,465	(134) 5,829	(118) 4,991	(141) 7,869
	累積欠損金	125,980	123,348	163,689	165,566	157,121	150,844	86,350	89,261	68,456	61,663
	赤字事業数の割合	14.9	14.8	11.6	14.0	14.4	15.9	11.3	9.8	8.7	10.2
	累積欠損金比率	4.3	4.3	5.7	5.9	5.6	5.4	3.1	3.2	2.5	2.2
工業用水道事業	経常利益	(133) 26,840	(134) 27,861	(133) 25,102	(131) 25,242	(131) 25,327	(132) 27,798	(130) 27,130	(133) 27,979	(133) 25,653	(132) 25,314
	経常損失	(15) 2,752	(15) 2,418	(16) 2,673	(18) 2,759	(18) 3,473	(19) 3,068	(20) 542	(17) 603	(18) 564	(21) 825
	累積欠損金	49,797	60,340	59,117	56,651	54,956	51,320	69,005	40,272	38,349	34,770
	赤字事業数の割合	10.1	10.1	10.7	12.1	12.1	12.6	13.3	11.3	11.9	13.7
	累積欠損金比率	34.6	43.0	43.7	42.3	41.1	39.1	52.5	30.6	29.9	27.1
交通事業	経常利益	(28) 51,052	(33) 57,248	(34) 54,290	(33) 45,832	(29) 65,836	(34) 79,432	(32) 85,363	(40) 112,915	(30) 123,947	(33) 131,295
	経常損失	(32) 26,278	(27) 25,176	(24) 16,389	(25) 18,543	(25) 12,922	(19) 8,652	(21) 4,727	(8) 4,096	(17) 7,617	(14) 6,254
	累積欠損金	2,218,647	2,215,830	2,199,544	2,191,375	2,154,220	2,115,099	1,931,351	1,840,726	1,761,843	1,652,470
	赤字事業数の割合	53.3	45.0	41.4	43.1	46.3	35.8	39.6	16.7	36.2	29.8
	累積欠損金比率	312.0	320.8	321.1	321.2	311.0	299.2	273.9	254.2	239.4	220.4
電気事業	経常利益	(28) 7,494	(26) 7,451	(24) 6,676	(23) 6,246	(24) 6,606	(26) 12,471	(28) 16,335	(26) 20,090	(28) 23,478	(26) 21,787
	経常損失	(2) 140	(3) 464	(2) 488	(3) 731	(2) 87	(1) 41	(-) -	(2) 363	(-) -	(2) 675
	累積欠損金	5,382	2,460	2,724	3,024	2,656	2,511	2,746	1,716	1,624	2,272
	赤字事業数の割合	6.7	10.3	7.7	11.5	7.7	3.7	-	7.1	-	7.1
	累積欠損金比率	7.2	3.4	3.9	4.4	3.9	3.5	3.6	2.1	1.9	2.6
ガス事業	経常利益	(23) 3,072	(24) 3,728	(22) 2,761	(22) 3,174	(24) 4,160	(23) 3,092	(23) 3,741	(22) 5,000	(20) 4,097	(24) 6,130
	経常損失	(11) 1,906	(8) 990	(8) 1,528	(8) 2,196	(5) 129	(5) 1,058	(5) 95	(4) 190	(6) 183	(3) 2,978
	累積欠損金	46,855	45,536	47,262	50,364	47,561	47,616	37,820	27,677	24,392	20,172
	赤字事業数の割合	32.4	25.0	26.7	26.7	17.2	17.9	17.9	15.4	23.1	11.1
	累積欠損金比率	48.0	53.1	53.8	58.0	50.1	48.2	37.3	31.3	32.5	25.1
病院事業	経常利益	(183) 13,933	(256) 25,524	(355) 70,459	(361) 71,664	(338) 72,359	(298) 57,145	(289) 49,388	(277) 43,960	(250) 28,384	(256) 25,062
	経常損失	(481) 198,421	(401) 135,833	(295) 64,820	(288) 62,201	(303) 60,251	(343) 81,964	(349) 86,919	(358) 98,738	(384) 113,240	(372) 106,244
	累積欠損金	2,136,798	2,157,132	2,070,706	2,032,591	1,958,123	1,970,402	1,790,381	1,762,395	1,813,097	1,839,891
	赤字事業数の割合	72.4	61.0	45.4	44.4	47.3	53.5	54.7	56.4	60.6	59.2
	累積欠損金比率	62.0	62.6	60.0	59.4	57.0	57.2	53.2	51.3	54.0	54.0
下水道事業	経常利益	(173) 67,385	(219) 71,029	(250) 86,764	(270) 87,228	(310) 87,865	(329) 104,772	(426) 156,625	(459) 174,185	(515) 189,863	(613) 200,347
	経常損失	(140) 18,707	(155) 19,172	(154) 15,135	(182) 15,149	(189) 17,916	(204) 19,423	(160) 10,624	(178) 10,391	(215) 9,985	(209) 8,476
	累積欠損金	204,692	206,314	196,597	199,494	198,314	197,023	114,304	105,470	114,463	119,704
	赤字事業数の割合	44.7	41.4	38.1	40.3	37.9	38.3	27.3	27.9	29.5	25.4
	累積欠損金比率	15.9	15.9	14.3	14.3	13.9	13.5	7.7	6.9	7.1	7.2
その他事業	経常利益	(140) 80,560	(143) 54,665	(131) 65,465	(140) 115,710	(131) 60,981	(130) 45,374	(130) 49,373	(130) 27,798	(132) 36,948	(130) 52,056
	経常損失	(95) 133,362	(89) 22,993	(94) 16,054	(78) 24,695	(80) 12,923	(83) 33,045	(79) 11,886	(77) 7,215	(72) 38,020	(77) 17,852
	累積欠損金	347,385	321,919	348,544	426,018	295,406	265,410	527,388	486,085	468,765	465,197
	赤字事業数の割合	40.4	38.4	41.8	35.8	37.9	39.0	37.8	37.2	35.3	37.2
	累積欠損金比率	48.1	147.4	131.7	134.0	115.3	115.8	145.0	197.3	194.5	192.6
合計	経常利益	(1,907) 521,192	(2,010) 517,948	(2,162) 606,833	(2,159) 592,099	(2,162) 575,009	(2,127) 594,702	(2,274) 760,611	(2,321) 793,081	(2,351) 833,106	(2,452) 852,075
	経常損失	(986) 393,332	(902) 219,110	(752) 126,598	(794) 140,136	(820) 118,814	(893) 157,689	(789) 122,259	(778) 127,424	(830) 174,600	(839) 151,174
	累積欠損金	5,135,537	5,132,879	5,088,183	5,125,083	4,868,358	4,800,225	4,559,346	4,353,602	4,290,989	4,196,138
	赤字事業数の割合	34.1	31.0	25.8	26.9	27.5	29.6	25.8	25.1	26.1	25.5
	累積欠損金比率	54.6	58.1	56.8	57.4	54.5	53.6	50.6	48.3	47.6	45.7

(注) 1 () 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。
 2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第119表 法非適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	簡易水道事業	交通事業	電気事業	下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	宅地造成事業	有料道路事業	駐車場整備事業	介護サービス事業	合計		
収益的収支	総収益 A	51,020	9,570	7,271	1,133,588	68,915	45,744	15,223	24,182	135,232	23	27,694	83,064	1,601,524	
	(営業収益)	37,138	4,510	6,967	683,699	49,757	31,863	5,582	16,495	111,439	0	25,109	64,442	1,037,003	
	総収益のうち	料金収入	36,594	4,409	6,942	435,002	46,746	26,307	5,324	13,794	96,372	0	21,481	63,337	756,308
		他会計金繰入	10,800	1,512	33	427,165	3,096	8,891	9,194	5,938	6,948	22	1,487	15,892	490,976
	総費用 B	39,490	8,668	5,022	717,071	37,919	37,557	14,785	20,478	26,965	23	16,284	79,765	1,004,028	
	うち	職員給与費	6,213	3,449	134	42,234	2,129	7,779	3,497	3,956	1,461	-	363	37,651	108,866
		支払利息	6,594	41	97	174,632	5,214	1,995	332	148	3,079	-	618	1,432	194,182
	収支差引 (A - B) C	11,530	902	2,249	416,517	30,996	8,187	438	3,703	108,266	-	11,410	3,299	597,496	
	資本的収支	資本的収入 D	74,899	2,702	1,572	928,484	80,115	38,571	7,960	6,874	176,511	-	8,676	15,010	1,341,375
		うち	地方債	34,553	1,822	1,349	389,339	59,752	19,390	2,555	2,491	74,008	-	1,939	1,485
他会計金繰入			23,955	234	13	232,961	13,297	7,984	3,491	2,689	71,414	-	6,236	10,857	373,132
国庫補助金			11,894	331	-	211,888	184	1,054	1	727	2,415	-	37	128	228,658
都道府県補助金			1,185	197	62	3,937	77	4,168	1,007	15	1,143	-	-	890	12,681
資本的支出 E		85,352	3,144	2,904	1,292,966	106,219	46,652	8,517	9,710	259,527	-	18,316	17,395	1,850,702	
うち		建設費	55,459	2,550	1,499	576,335	37,178	29,403	4,033	5,566	105,651	-	2,980	7,252	827,907
		地方債償還金	27,887	489	1,078	711,046	66,898	16,884	3,694	2,730	123,345	-	10,191	9,653	973,895
		他会計金繰出	448	73	249	3,096	2,001	284	10	836	23,304	-	3,494	300	34,094
収支差引 (D - E) F		△ 10,453	△ 442	△ 1,333	△ 364,481	△ 26,104	△ 8,081	△ 557	△ 2,836	△ 83,016	-	△ 9,639	△ 2,384	△ 509,327	
収支再差引 (C + F) G	1,077	460	916	52,036	4,892	106	△ 120	867	25,250	-	1,770	914	88,169		
形式収支 H	4,791	1,009	1,015	119,218	14,724	4,214	473	4,920	40,366	-	△ 574	4,057	194,214		
翌年度に繰り越すべき財源 I	373	23	40	36,503	5,558	711	15	164	16,912	-	295	108	60,703		
実質収支 (H - I)	4,418	986	975	82,715	9,166	3,503	458	4,756	23,454	-	△ 868	3,948	133,511		
黒字	4,546	986	975	88,479	9,989	3,544	458	5,544	33,542	-	3,356	4,270	155,689		
赤字	128	-	-	5,765	824	41	-	787	10,088	-	4,224	322	22,178		
赤字事業数割合	1.3	-	-	1.3	3.4	0.7	-	3.4	4.2	-	6.2	2.6	1.9		
赤字比率	0.3	-	-	0.8	1.7	0.1	-	4.8	9.1	-	16.8	0.5	2.1		

(注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。
 2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。
 3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

第120表 国民健康保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成29年度							平成28年度					比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (A)-(B)- (C)+(D)	団体数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (E)-(F)- (G)+(H)	団体数	実質 収支	再差引 収 支
			財政援助額(B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財政援助額(F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,744	483,140	102,226	258,460	9,013	131,467	1,744	327,606	117,630	300,949	7,710	△ 83,262	-	155,534	214,729
黒字の団体	1,255	427,541	51,564	87,741	8,214	296,450	1,077	306,766	43,469	66,242	5,105	202,160	178	120,775	94,290
赤字の団体	489	55,599	50,662	170,719	800	△ 164,983	667	20,840	74,160	234,706	2,605	△ 285,422	△ 178	34,759	120,439
政 令 指 定 都 市	20	57,508	22,073	68,832	79	△ 33,318	20	17,503	27,279	76,745	-	△ 86,521	-	40,005	53,203
黒字の団体	6	30,260	4,344	9,543	79	16,452	3	14,427	3,712	2,208	-	8,507	3	15,833	7,945
赤字の団体	14	27,247	17,728	59,289	-	△ 49,770	17	3,075	23,566	74,537	-	△ 95,029	△ 3	24,172	45,259
中 核 市	48	73,512	15,496	38,892	98	19,221	48	47,091	17,055	48,046	72	△ 17,938	-	26,421	37,159
黒字の団体	34	66,061	10,455	17,674	58	37,991	20	37,274	5,222	12,206	10	19,855	14	28,787	18,136
赤字の団体	14	7,450	5,042	21,218	40	△ 18,770	28	9,818	11,833	35,840	63	△ 37,793	△ 14	△ 2,368	19,023
施行時特別市	36	26,246	4,340	16,889	3,089	8,106	36	12,003	4,805	21,222	2,553	△ 11,472	-	14,243	19,578
黒字の団体	24	26,874	2,300	9,358	3,055	18,271	18	15,336	1,764	6,442	1,436	8,566	6	11,538	9,705
赤字の団体	12	△ 628	2,041	7,531	34	△ 10,166	18	△ 3,334	3,040	14,780	1,117	△ 20,038	△ 6	2,706	9,872
都 市	687	221,610	41,353	109,874	3,126	73,508	687	163,430	47,192	128,271	2,756	△ 9,277	-	58,180	82,785
黒字の団体	479	201,873	20,986	40,260	2,612	143,240	397	152,769	18,948	34,440	1,813	101,193	82	49,104	42,047
赤字の団体	208	19,736	20,367	69,614	514	△ 69,732	290	10,661	28,244	93,831	944	△ 110,471	△ 82	9,075	40,739
町 村	926	70,340	12,035	21,938	2,499	38,867	926	58,517	13,954	24,699	2,049	21,913	-	11,823	16,954
黒字の団体	686	69,283	6,728	10,545	2,375	54,385	614	58,480	7,036	10,590	1,847	42,701	72	10,803	11,684
赤字の団体	240	1,058	5,307	11,392	124	△ 15,518	312	37	6,918	14,109	202	△ 20,787	△ 72	1,021	5,269
一部事務組合等	4	1,103	114	361	-	628	4	1,188	129	356	-	703	-	△ 85	△ 75
黒字の団体	4	1,103	114	361	-	628	4	1,188	129	356	-	703	-	△ 85	△ 75
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 区	23	32,822	6,815	1,674	122	24,455	23	27,875	7,216	1,609	280	19,330	-	4,947	5,125
黒字の団体	22	32,087	6,637	-	34	25,483	21	27,292	6,658	-	-	20,634	1	4,795	4,849
赤字の団体	1	735	177	1,674	88	△ 1,028	2	583	558	1,609	280	△ 1,304	△ 1	152	276

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 直診勘定

(単位 百万円)

区 分	平成29年度				平成28年度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引 収 支
全 市 町 村	363	2,036	14,528	△ 12,492	359	2,089	14,137	△ 12,048	4	△ 53	△ 444
黒字の団体	355	3,184	14,096	△ 10,912	349	3,210	13,367	△ 10,157	6	△ 26	△ 755
赤字の団体	8	△ 1,148	432	△ 1,580	10	△ 1,121	770	△ 1,892	△ 2	△ 27	312
政 令 指 定 都 市	2	8	113	△ 105	2	5	100	△ 95	-	3	△ 10
黒字の団体	2	8	113	△ 105	2	5	100	△ 95	-	3	△ 10
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 核 市	10	119	235	△ 116	10	129	231	△ 102	-	△ 10	△ 14
黒字の団体	9	132	225	△ 93	9	138	218	△ 80	-	△ 6	△ 13
赤字の団体	1	△ 13	10	△ 23	1	△ 10	12	△ 22	-	△ 3	△ 1
施行時特別市	10	27	235	△ 208	10	14	248	△ 233	-	13	25
黒字の団体	10	27	235	△ 208	10	14	248	△ 233	-	13	25
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市	147	596	6,439	△ 5,844	148	508	6,704	△ 6,196	△ 1	88	352
黒字の団体	143	1,391	6,132	△ 4,741	142	1,347	6,324	△ 4,976	1	44	235
赤字の団体	4	△ 795	307	△ 1,102	6	△ 839	380	△ 1,219	△ 2	44	117
町 村	192	1,212	7,490	△ 6,278	187	1,362	6,839	△ 5,476	5	△ 150	△ 802
黒字の団体	189	1,552	7,374	△ 5,822	184	1,635	6,461	△ 4,826	5	△ 83	△ 996
赤字の団体	3	△ 340	116	△ 455	3	△ 272	378	△ 650	-	△ 68	195
一部事務組合	2	74	16	58	2	70	16	54	-	4	4
黒字の団体	2	74	16	58	2	70	16	54	-	4	4
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
保 険 税 (料)	2,782,185	2,894,347	△ 112,162	17.6	18.0	△ 3.9	△ 2.0
うち退職被保険者分	42,643	84,241	△ 41,598	0.3	0.5	△ 49.4	△ 36.3
一 部 負 担 金	74	20	54	0.0	0.0	270.0	△ 31.0
うち退職被保険者分	0	0	△ 0	0.0	0.0	△ 44.2	△ 8.4
国 庫 支 出 金	3,233,787	3,267,836	△ 34,049	20.5	20.4	△ 1.0	△ 1.7
療養給付費等負担金	2,350,969	2,374,917	△ 23,948	14.9	14.8	△ 1.0	△ 2.4
財政調整交付金等	882,818	892,919	△ 10,101	5.6	5.6	△ 1.1	0.3
療養給付費交付金	184,004	320,074	△ 136,070	1.2	2.0	△ 42.5	△ 27.9
前期高齢者交付金	3,754,950	3,521,013	233,937	23.8	21.9	6.6	1.2
都道府県支出金	748,360	789,650	△ 41,290	4.7	4.9	△ 5.2	0.8
財源補填的なもの	102,226	117,630	△ 15,404	0.6	0.7	△ 13.1	7.9
その他のもの	646,134	672,020	△ 25,886	4.1	4.2	△ 3.9	△ 0.4
共 同 事 業 交 付 金	3,363,343	3,523,937	△ 160,594	21.3	22.0	△ 4.6	△ 0.3
他 会 計 繰 入 金	1,257,230	1,346,050	△ 88,820	8.0	8.4	△ 6.6	△ 5.3
財源補填的なもの	258,460	300,949	△ 42,489	1.6	1.9	△ 14.1	△ 17.0
保険基盤安定制度に係るもの	499,185	512,318	△ 13,133	3.2	3.2	△ 2.6	△ 1.1
高医療費基準超過額に係るもの	—	—	—	—	—	—	—
その他のもの	499,585	532,783	△ 33,198	3.2	3.3	△ 6.2	△ 1.5
基 金 繰 入 金	41,334	52,657	△ 11,323	0.3	0.3	△ 21.5	△ 25.4
繰 越 金	363,905	265,569	98,336	2.3	1.7	37.0	△ 14.5
そ の 他 の 収 入	57,103	61,978	△ 4,875	0.3	0.4	△ 7.9	△ 5.7
歳 入 合 計	15,786,275	16,043,131	△ 256,856	100.0	100.0	△ 1.6	△ 2.1

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
総 務 費	228,334	209,848	18,486	1.5	1.3	8.8	△ 0.9
一 般 管 理 費	159,636	142,363	17,273	1.0	0.9	12.1	0.4
賦 課 徴 収 費	49,352	49,709	△ 357	0.3	0.3	△ 0.7	△ 5.1
連 合 会 負 担 金	5,920	5,250	670	0.0	0.0	12.8	△ 5.5
そ の 他 の 総 務 費	13,426	12,526	900	0.2	0.1	7.2	4.6
保 険 給 付 費	9,006,360	9,264,586	△ 258,226	58.9	59.0	△ 2.8	△ 3.0
療 養 諸 費 等	8,857,495	9,102,720	△ 245,225	57.9	57.9	△ 2.7	△ 3.0
そ の 他 の 給 付 費	126,763	138,345	△ 11,582	0.8	1.0	△ 8.4	△ 4.4
診 療 報 酬 審 査 支 払 手 数 料	22,102	23,521	△ 1,419	0.1	0.1	△ 6.0	0.7
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,659,511	1,704,018	△ 44,507	10.8	10.8	△ 2.6	△ 4.6
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	6,092	1,255	4,837	0.0	0.0	385.4	1.0
介 護 給 付 費 納 付 金	633,695	643,671	△ 9,976	4.1	4.1	△ 1.5	△ 6.6
共 同 事 業 拠 出 金	3,368,871	3,540,069	△ 171,198	22.0	22.5	△ 4.8	△ 0.4
共 同 事 業 医 療 費 拠 出 金	2,328,244	2,391,180	△ 62,936	15.2	15.2	△ 2.6	1.9
共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	324,741	310,618	14,123	2.1	2.0	4.5	11.9
そ の 他 の 共 同 事 業 拠 出 金	715,886	838,271	△ 122,385	4.7	5.3	△ 14.6	△ 9.9
保 健 事 業 費	111,013	111,089	△ 76	0.7	0.7	△ 0.1	△ 0.6
繰 出 金	24,085	18,411	5,674	0.2	0.1	30.8	10.4
財 源 補 填 的 な も の	9,013	7,710	1,303	0.1	0.0	16.9	18.3
そ の 他 の も の	15,072	10,701	4,371	0.1	0.1	40.8	5.4
基 金 積 立 金	86,681	41,056	45,625	0.6	0.3	111.1	△ 5.3
公 債 費	744	1,152	△ 408	0.0	0.0	△ 35.4	△ 19.3
元 利 償 還 金	665	1,058	△ 393	0.0	0.0	△ 37.1	△ 20.0
一 時 借 入 金 利 子	79	93	△ 14	0.0	0.0	△ 15.1	△ 13.1
前 年 度 繰 上 充 用 金	65,616	96,170	△ 30,554	0.4	0.6	△ 31.8	2.8
そ の 他 の 支 出	109,247	81,325	27,922	0.8	0.6	34.3	△ 40.9
歳 出 合 計	15,300,249	15,712,650	△ 412,401	100.0	100.0	△ 2.6	△ 3.0

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 直診勘定

ア 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
診 療 収 入	32,295	32,797	△ 502	53.7	54.6	△ 1.5	△ 6.1
国 庫 支 出 金	3,993	3,570	423	6.6	5.9	11.8	△ 6.0
財 政 調 整 交 付 金	3,890	3,465	425	6.5	5.8	12.3	△ 5.7
そ の 他	103	105	△ 2	0.1	0.1	△ 1.9	△ 16.0
都 道 府 県 支 出 金	955	1,651	△ 696	1.6	2.7	△ 42.2	61.1
他 会 計 繰 入 金	14,872	14,402	470	24.7	24.0	3.3	10.8
普通会計からのもの	13,387	13,052	335	22.2	21.7	2.6	11.1
事業勘定からのもの	1,342	1,153	189	2.2	1.9	16.4	△ 0.4
その他の会計からのもの	143	197	△ 54	0.3	0.4	△ 27.4	123.9
基 金 繰 入 金	396	394	2	0.7	0.7	0.5	24.7
繰 越 金	3,168	3,444	△ 276	5.3	5.7	△ 8.0	△ 1.2
地 方 債	2,859	2,159	700	4.8	3.6	32.4	86.3
そ の 他 の 収 入	1,635	1,617	18	2.6	2.8	1.1	△ 6.0
歳 入 合 計	60,173	60,034	139	100.0	100.0	0.2	1.0

イ 歳出

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
総 務 費	36,092	35,949	143	62.2	62.1	0.4	3.5
医 業 費	15,610	15,972	△ 362	26.9	27.6	△ 2.3	△ 7.3
施 設 整 備 費	2,306	1,572	734	4.0	2.7	46.7	80.5
繰 出 金	344	264	80	0.6	0.5	30.3	△ 4.7
普通会計に対するもの	110	143	△ 33	0.2	0.2	△ 23.1	18.2
事業勘定に対するもの	11	—	11	0.0	—	皆増	—
その他の会計に対するもの	223	121	102	0.4	0.3	84.3	△ 22.4
基 金 積 立 金	191	242	△ 51	0.3	0.4	△ 21.1	0.0
公 債 費	2,345	2,561	△ 216	4.0	4.4	△ 8.4	△ 4.0
元 利 償 還 金	2,334	2,552	△ 218	4.0	4.4	△ 8.5	△ 4.1
一 時 借 入 金 利 子	11	9	2	0.0	0.0	22.2	28.6
前 年 度 繰 上 充 用 金	1,051	1,212	△ 161	1.8	2.1	△ 13.3	19.3
そ の 他 の 支 出	104	83	21	0.2	0.2	25.3	16.9
歳 出 合 計	58,043	57,855	188	100.0	100.0	0.3	1.3

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況

その1 収支の状況

(単位 百万円)

区 分	平成29年度						平成28年度		比 較	
	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数	実質収支	団体数	実質収支
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(A)-(G)	(F)-(H)
広 域 連 合	47	15,744,625	15,312,009	432,616	12	432,604	47	492,820	-	△ 60,216
黒字の団体	47	15,744,625	15,312,009	432,616	12	432,604	47	492,820	-	△ 60,216
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		増 減 額		増減率	
	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
市 町 村 支 出 金	2,703,323	17.2	2,594,651	17.1	108,672		4.2	
市 町 村 負 担 金	2,701,514	17.2	2,592,825	17.1	108,689		4.2	
うち保険料等負担金	1,479,039	9.4	1,404,364	9.2	74,675		5.3	
うち療養給付費負担金	1,180,414	7.5	1,144,321	7.5	36,093		3.2	
市 町 村 補 助 金	1,809	0.0	1,825	0.0	△ 16		△ 0.9	
国 庫 支 出 金	5,002,929	31.8	4,863,855	32.0	139,074		2.9	
国 庫 負 担 金	3,740,025	23.8	3,631,093	23.9	108,932		3.0	
うち療養給付費負担金	3,677,326	23.4	3,568,799	23.5	108,527		3.0	
国 庫 補 助 金	1,262,904	8.0	1,232,762	8.1	30,142		2.4	
うち財政調整交付金	1,136,967	7.2	1,105,398	7.3	31,569		2.9	
都 道 府 県 支 出 金	1,233,950	7.8	1,210,198	8.0	23,752		2.0	
都 道 府 県 負 担 金	1,229,986	7.8	1,205,437	7.9	24,549		2.0	
うち療養給付費負担金	1,166,820	7.4	1,141,569	7.5	25,251		2.2	
財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1,996	0.0	2,860	0.0	△ 864		△ 30.2	
都 道 府 県 補 助 金	1,968	0.0	1,900	0.0	68		3.6	
支 払 基 金 交 付 金	6,175,585	39.2	5,945,570	39.1	230,015		3.9	
特別高額医療費共同事業交付金	4,279	0.0	4,071	0.0	208		5.1	
繰 入 金	116,545	0.7	134,348	0.9	△ 17,803		△ 13.3	
一般会計繰入金	39,505	0.3	52,876	0.3	△ 13,371		△ 25.3	
基金繰入金	77,039	0.5	81,472	0.5	△ 4,433		△ 5.4	
繰 越 金	486,619	3.1	419,704	2.8	66,915		15.9	
都道府県財政安定化基金借入金	-	-	-	-	-		-	
そ の 他 の 収 入	21,395	0.2	20,208	0.1	1,187		5.9	
歳 入 合 計	15,744,625	100.0	15,192,605	100.0	552,020		3.6	

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳 (つづき)

(2) 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 29 年 度		平成 28 年 度		増 減 額	増減率
総 務 費	37,363	0.2	45,368	0.3	△ 8,005	△ 17.6
人 件 費	6,055	0.0	6,132	0.0	△ 77	△ 1.3
そ の 他	31,308	0.2	39,236	0.3	△ 7,928	△ 20.2
保 険 給 付 費	14,836,308	96.9	14,257,859	97.0	578,449	4.1
療 養 諸 費	14,236,270	93.0	13,695,073	93.2	541,197	4.0
療 養 給 付 費	14,071,389	91.9	13,527,121	92.0	544,268	4.0
審 査 支 払 手 数 料	31,779	0.2	30,778	0.2	1,001	3.3
そ の 他	133,102	0.9	137,174	1.0	△ 4,072	△ 3.0
高 額 療 養 費	558,231	3.6	520,473	3.5	37,758	7.3
そ の 他 医 療 給 付 費	41,807	0.3	42,313	0.3	△ 506	△ 1.2
都道府県財政安定化基金拠出金	1,969	0.0	1,973	0.0	△ 4	△ 0.2
特別高額医療費共同事業拠出金	4,287	0.0	4,079	0.0	208	5.1
保 健 事 業 費	35,238	0.2	32,966	0.2	2,272	6.9
う ち 健 康 診 査 費	32,964	0.2	30,870	0.2	2,094	6.8
基 金 積 立 金	93,913	0.6	80,975	0.6	12,938	16.0
公 債 費	-	-	-	-	-	-
繰 出 金	2,225	0.0	2,316	0.0	△ 91	△ 3.9
前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 支 出	300,706	2.1	274,206	1.9	26,500	9.7
歳 出 合 計	15,312,009	100.0	14,699,742	100.0	612,267	4.2

第122表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 29 年 度						平成 28 年 度						比 較		
	団 体 数	実 質 収 支 (A)	財 政 措 置 額			再 差 引 収 支 (A)-(B)-(C)+(D)	団 体 数	実 質 収 支 (E)	財 政 措 置 額			再 差 引 収 支 (E)-(F)-(G)+(H)	団 体 数	実 質 収 支	再 差 引 収 支
			財 政 援 助 額 (B)	繰 入 金 (C)	繰 出 金 (D)				財 政 援 助 額 (F)	繰 入 金 (G)	繰 出 金 (H)				
全 市 町 村	1,579	283,916	458	3,592	2,186	282,054	1,579	281,275	2	3,640	2,217	279,849	-	2,641	2,205
黒 字 の 団 体	1,570	284,007	442	995	2,186	284,756	1,571	281,400	2	1,045	2,217	282,570	△ 1	2,607	2,186
赤 字 の 団 体	9	△ 90	16	2,596	-	△ 2,703	8	△ 125	-	2,595	-	△ 2,720	1	35	17

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その1 収支の状況（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 29 年 度				平成 28 年 度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全 市 町 村	684	1,403	11,243	△ 9,840	700	1,396	12,207	△ 10,811	△ 16	7	971
黒字の団体	672	1,469	11,174	△ 9,706	685	1,509	12,097	△ 10,588	△ 13	△ 40	882
赤字の団体	12	△ 65	69	△ 134	15	△ 113	110	△ 223	△ 3	48	89

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
保 険 料	2,243,112	2,198,884	44,228	20.9	21.4	2.0	2.7
国 庫 支 出 金	2,409,204	2,299,053	110,151	22.5	22.4	4.8	3.5
介 護 給 付 費 負 担 金	1,781,489	1,734,005	47,484	16.6	16.9	2.7	2.5
調 整 交 付 金	478,837	469,158	9,679	4.5	4.6	2.1	4.0
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介 護 予 防 事 業)	66,225	26,182	40,043	0.6	0.3	152.9	94.0
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業)	76,023	64,238	11,785	0.7	0.6	18.3	12.9
そ の 他 の 補 助 金	6,630	5,470	1,160	0.1	0.0	21.2	△ 41.1
支 払 基 金 交 付 金	2,723,546	2,632,966	90,580	25.4	25.7	3.4	2.5
介 護 給 付 費 交 付 金	2,650,603	2,603,996	46,607	24.7	25.4	1.8	2.0
地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	72,944	28,970	43,974	0.7	0.3	151.8	72.4
都 道 府 県 支 出 金	1,457,460	1,404,029	53,431	13.6	13.7	3.8	2.4
財 源 補 填 的 な も の	458	2	456	0.0	0.0	22,800.0	0.0
うち財政安定化基金支出金	39	-	39	0.0	-	皆増	-
介 護 給 付 費 負 担 金	1,381,944	1,355,231	26,713	12.9	13.2	2.0	1.6
地 域 支 援 事 業 負 担 金	73,117	46,985	26,132	0.7	0.5	55.6	30.0
そ の 他 の も の	1,941	1,811	130	0.0	0.0	7.2	50.2
相 互 財 政 安 定 化 事 業 交 付 金	1	0	1	0.0	0.0	3,254.2	△ 0.2
他 会 計 繰 入 金	1,542,429	1,486,517	55,912	14.4	14.5	3.8	2.0
財 源 補 填 的 な も の	3,592	3,640	△ 48	0.0	0.0	△ 1.3	5.2
一 般 会 計 か ら の も の	1,530,830	1,471,126	59,704	14.3	14.3	4.1	2.0
介 護 給 付 費 繰 入 金	1,180,581	1,153,818	26,763	11.0	11.2	2.3	1.8
地 域 支 援 事 業 繰 入 金	70,817	48,285	22,532	0.7	0.5	46.7	27.8
そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	279,432	269,023	10,409	2.6	2.6	3.9	△ 0.7
そ の 他 の も の	8,007	11,751	△ 3,744	0.1	0.2	△ 31.9	0.4
基 金 繰 入 金	52,733	28,927	23,806	0.5	0.3	82.3	35.8
繰 越 金	272,170	196,779	75,391	2.5	1.9	38.3	20.1
地 方 債	551	315	236	0.0	0.0	74.9	133.3
うち財政安定化基金貸付金	551	315	236	0.0	0.0	74.9	138.6
そ の 他 の 収 入	11,761	10,405	1,356	0.2	0.1	13.0	2.5
歳 入 合 計	10,712,967	10,257,875	455,092	100.0	100.0	4.4	3.0

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 保険事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
総 務 費	257,906	247,628	10,278	2.5	2.5	4.2	△ 0.8
保 険 給 付 費	9,458,284	9,240,456	217,828	90.7	92.7	2.4	1.4
介 護 諸 費 等	9,405,458	9,133,372	272,086	90.2	91.6	3.0	1.0
そ の 他 の 給 付 費	44,011	97,998	△ 53,987	0.4	1.0	△ 55.1	78.6
審 査 支 払 手 数 料	8,815	9,086	△ 271	0.1	0.1	△ 3.0	4.9
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	25	14	11	0.0	0.0	78.6	△ 56.3
相 互 財 政 安 定 化 事 業 負 担 金	-	18	△ 18	-	0.0	皆減	916,700.0
地 域 支 援 事 業	437,588	271,809	165,779	4.2	2.7	61.0	34.9
介 護 予 防 事 業 費	256,616	106,628	149,988	2.5	1.1	140.7	101.6
包 括 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	180,972	165,181	15,791	1.7	1.7	9.6	11.1
保 健 福 祉 事 業 費	921	938	△ 17	0.0	0.0	△ 1.8	4.8
繰 出 金	19,344	16,245	3,099	0.2	0.2	19.1	9.1
財 源 補 填 的 な も の	2,186	2,217	△ 31	0.0	0.0	△ 1.4	23.8
そ の 他 の も の	17,158	14,028	3,130	0.2	0.2	22.3	7.1
基 金 積 立 金	137,691	105,761	31,930	1.3	1.1	30.2	0.2
公 債 費	3,711	3,727	△ 16	0.0	0.0	△ 0.4	△ 3.1
元 利 償 還 金	3,709	3,724	△ 15	0.0	0.0	△ 0.4	△ 3.1
一 時 借 入 金 利 子	2	4	△ 0	0.0	0.0	△ 52.9	△ 14.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	90	63	27	0.0	0.0	42.9	△ 66.7
そ の 他 の 支 出	108,684	81,309	27,375	1.1	0.8	33.7	28.4
歳 出 合 計	10,424,244	9,967,968	456,276	100.0	100.0	4.6	2.3

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
サ ー ビ ス 収 入	8,690	10,572	△ 1,882	37.7	40.6	△ 17.8	△ 7.6
分 担 金 及 び 負 担 金	35	57	△ 22	0.2	0.2	△ 38.6	7.5
使 用 料 及 び 手 数 料	326	328	△ 2	1.4	1.3	△ 0.6	5.5
国 庫 支 出 金	7	19	△ 12	0.0	0.1	△ 63.2	375.0
都 道 府 県 支 出 金	157	264	△ 107	0.7	1.0	△ 40.5	187.0
財 産 収 入	3	3	0	0.0	0.0	0.0	50.0
寄 附 金	0	0	0	0.0	0.0	53.8	8.3
他 会 計 繰 入 金	11,685	12,681	△ 996	50.8	48.7	△ 7.9	△ 8.7
普通会計からのもの	10,094	11,244	△ 1,150	43.8	43.2	△ 10.2	△ 10.1
保険事業勘定からのもの	1,497	1,380	117	6.5	5.3	8.5	4.2
その他の会計からのもの	94	57	37	0.5	0.2	64.9	△ 1.7
基 金 繰 入 金	13	9	4	0.1	0.0	44.4	28.6
繰 越 金	1,507	1,522	△ 15	6.5	5.8	△ 1.0	2.4
地 方 債	135	96	39	0.6	0.4	40.6	4,700.0
そ の 他 の 収 入	464	481	△ 17	2.0	1.9	△ 3.5	△ 6.6
歳 入 合 計	23,022	26,032	△ 3,010	100.0	100.0	△ 11.6	△ 6.4

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				29年度	28年度	29年度	28年度
総 務 費	4,874	5,393	△ 519	22.6	22.0	△ 9.6	△ 4.1
サ ー ビ ス 事 業 費	8,576	10,064	△ 1,488	39.8	41.1	△ 14.8	△ 5.4
施 設 整 備 費	910	637	273	4.2	2.6	42.9	30.8
基 金 積 立 金	57	42	15	0.3	0.2	35.7	27.3
公 債 費	5,148	6,257	△ 1,109	23.9	25.5	△ 17.7	△ 15.0
元 利 償 還 金	5,148	6,257	△ 1,109	23.9	25.5	△ 17.7	△ 15.0
一 時 借 入 金 利 子	0	0	△ 0	0.0	0.0	△ 50.0	△ 50.0
他 会 計 繰 出 金	441	474	△ 33	2.0	1.9	△ 7.0	△ 3.5
普通会計に対するもの	233	242	△ 9	1.1	1.0	△ 3.7	14.2
保険事業勘定に対するもの	197	218	△ 21	0.9	0.9	△ 9.6	△ 15.5
その他の会計に対するもの	11	14	△ 3	0.0	0.0	△ 21.4	△ 33.3
前 年 度 繰 上 充 用 金	18	32	△ 14	0.1	0.1	△ 43.8	14.3
そ の 他 の 支 出	1,526	1,593	△ 67	7.1	6.6	△ 4.2	0.4
歳 出 合 計	21,550	24,492	△ 2,942	100.0	100.0	△ 12.0	△ 6.7

第123表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況 (団体別)

(単位 百万円)

区 分	平成29年度										平成28年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	翌年度に 繰り越す べき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再差引 (L)	団体数 (A)-(K)	再差引 (J)-(L)
都 道 府 県	47	414,274	408,449	5,824	191	84	247,035	1	-	252,584	47	282,649	-	△ 30,065
黒字の団体	47	414,274	408,449	5,824	191	84	247,035	1	-	252,584	47	282,649	-	△ 30,065
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	101	2,940,560	2,827,035	113,525	7,811	18,762	102,667	25,787	44,994	170,412	102	137,359	△ 1	33,053
黒字の団体	88	2,520,025	2,372,912	147,112	3,175	13,816	101,737	25,114	41,030	215,942	87	188,504	1	27,438
赤字の団体	13	420,535	454,122	△ 33,587	4,636	4,946	930	673	3,963	△ 45,530	15	△ 51,145	△ 2	5,615
合 計	148	3,354,834	3,235,484	119,350	8,003	18,847	349,702	25,788	44,994	422,996	149	420,008	△ 1	2,988
黒字の団体	135	2,934,298	2,781,362	152,937	3,366	13,900	348,772	25,115	41,030	468,526	134	471,154	1	△ 2,628
赤字の団体	13	420,535	454,122	△ 33,587	4,636	4,946	930	673	3,963	△ 45,530	15	△ 51,145	△ 2	5,615

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

その2 収支の状況 (事業別)

(単位 百万円・%)

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 走 事 業	小 型 自 動 車 競 走 事 業	モ ー タ ー ポ ー ト 競 走 事 業	宝 く じ 事 業	合 計
歳 入 合 計 (A)	654,646	684,871	71,590	1,625,697	318,030	3,354,834
歳 出 合 計 (B)	653,119	668,304	73,264	1,522,995	317,802	3,235,484
歳 入 歳 出 差 引 (A)-(B) (C)	1,527	16,567	△ 1,675	102,701	229	119,350
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	524	396	-	7,083	-	8,003
繰 入 金 (E)	3,147	11,244	155	4,301	-	18,847
繰 出 金 (F)	2,054	5,714	161	25,366	316,407	349,702
未 収 金 (G)	3,465	1,167	-	21,156	-	25,788
未 払 金 (H)	6,286	1,132	-	37,576	-	44,994
再 差 引 (C)-(D)-(E)+(F)+(G)-(H) (I)	△ 2,911	10,676	△ 1,668	100,264	316,636	422,996
車 馬 券 等 売 上 額 (J)	555,058	639,362	66,230	1,244,796	771,830	3,277,276
収 益 率 (I) / (J) × 100	△ 0.5	1.7	△ 2.5	8.1	41.0	12.9
前 年 度 収 益 率	△ 1.0	0.6	0.5	6.2	42.5	13.4
施 行 団 体 数	50	55	5	103	67	280
都 道 府 県	11	6	-	1	47	65
市 町 村	39	49	5	102	20	215

(注) 1 施行団体数は、平成29年4月1日現在の団体数である。
2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。
3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第123表 収益事業決算の状況（つづき）

その3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

区 分	収益金繰入額	左 の 内 訳								
		民生費	衛生費	土木費	農 林 水産業費	商工費	教育費	災 害 復旧費	その他	公営事業 会計へ 繰出し
競 馬 事 業	1,428	303	41	68	68	8	418	—	522	—
都 道 府 県	620	300	—	7	—	8	133	—	172	—
市 町 村	808	3	41	61	68	—	285	—	350	—
自 転 車 競 走 事 業	5,598	1,121	610	838	81	146	1,724	62	916	100
都 道 府 県	965	141	65	51	—	50	—	58	600	—
市 町 村	4,633	980	545	786	81	96	1,724	4	317	100
小 型 自 動 車 競 走 事 業	161	113	32	2	—	—	14	—	—	—
都 道 府 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市 町 村	161	113	32	2	—	—	14	—	—	—
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業	17,526	2,481	654	3,606	141	413	4,219	58	5,380	574
都 道 府 県	400	50	50	—	—	—	200	—	100	—
市 町 村	17,126	2,431	604	3,606	141	413	4,019	58	5,280	574
宝 く じ 事 業	316,403	76,093	14,283	73,447	5,180	11,435	45,742	83	90,085	55
都 道 府 県	245,416	63,670	8,359	59,534	5,001	7,564	22,874	75	78,339	—
市 町 村	70,987	12,423	5,924	13,912	179	3,870	22,868	8	11,748	55
合 計	(100.0) 341,116	(23.5) 80,111	(4.6) 15,620	(22.9) 77,961	(1.6) 5,469	(3.5) 12,002	(15.3) 52,119	(0.1) 203	(28.3) 96,902	(0.2) 729
都 道 府 県	247,401	64,161	8,474	59,593	5,001	7,622	23,207	133	79,210	—
市 町 村	93,715	15,950	7,146	18,368	468	4,380	28,912	70	17,692	729

(注) 合計の()書きは、構成比(%)である。

地方公営事業

第124表 公立大学附属病院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減 額	増 減 率
収 益 支 的				
{ 総 収 益 (A)	2,244	2,096	148	7.1
{ 総 費 用 (B)	2,261	2,142	119	5.6
収 支 本 的				
{ 資 本 的 収 入 (C)	447	420	27	6.4
{ 資 本 的 支 出 (D)	448	426	22	5.2
収支差引 (A)-(B)+(C)-(D) (E)	△ 18	△ 52	34	△ 65.4
積 立 金 (F)	—	—	—	—
繰 越 金 (G)	66	118	△ 52	△ 44.1
前 年 度 繰 上 充 用 金 (H)	—	—	—	—
形式収支 (E)-(F)+(G)-(H) (I)	48	66	△ 18	△ 27.3
翌年度に繰り越すべき財源 (J)	—	—	—	—
実 質 収 支 (I)-(J)	48	66	△ 18	△ 27.3

(注) 1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計(1事業会計)である。
 2 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

第125表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 29 年 度											平成28年度		比 較	
	団 体 数 (A)	歳 入 合 計 (B)	歳 出 合 計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	支 払 準 備 金 積 立 額 (E)	責 任 準 備 金 積 立 額 (F)	繰 入 金 (G)	繰 出 金 (H)	未 収 金 (I)	未 払 金 (J)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J) (K)	団 体 数 (L)	再 差 引 (M)	団 体 数 (A)-(L)	再 差 引 (K)-(M)
市 町 村	48	11,226	10,898	328	158	291	3,325	802	439	687	△ 2,893	52	△ 2,603	△ 4	△ 290
黒字の団体	5	1,379	1,346	33	0	0	302	368	0	0	99	7	461	△ 2	△ 362
赤字の団体	43	9,847	9,552	295	158	291	3,023	433	439	687	△ 2,992	45	△ 3,064	△ 2	72

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第126表 交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 29 年 度											平成28年度		比 較	
	団 体 数 (A)	歳 入 合 計 (B)	歳 出 合 計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	未 経 過 共 済 金 掛 金 (E)	繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	未 収 金 (H)	未 払 金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)-(I) (J)	団 体 数 (K)	再 差 引 (L)	団 体 数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)	
都 道 府 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
黒字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市 町 村	64	5,480	4,378	1,102	55	47	193	1	-	1,195	65	1,186	△ 1	9	
黒字の団体	54	5,165	3,977	1,188	41	4	193	1	-	1,336	58	1,315	△ 4	21	
赤字の団体	10	315	400	△ 85	14	42	-	-	-	△ 141	7	△ 129	3	△ 12	
合 計	64	5,480	4,378	1,102	55	47	193	1	-	1,195	65	1,186	△ 1	9	
黒字の団体	54	5,165	3,977	1,188	41	4	193	1	-	1,336	58	1,315	△ 4	21	
赤字の団体	10	315	400	△ 85	14	42	-	-	-	△ 141	7	△ 129	3	△ 12	

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第127表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	平成29年度償還額			平成29年度末 現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	3,611,346	758,737	4,370,084	42,649,067
法適用企業	2,637,451	564,821	3,202,273	31,341,787
水道事業	577,453	152,355	729,808	7,500,726
工業用水道事業	32,864	6,273	39,137	320,084
交通事業	269,494	51,342	320,836	2,853,920
電気事業	8,817	1,633	10,451	80,587
ガス事業	9,874	1,292	11,166	73,963
病院事業	324,437	56,708	381,145	3,603,669
下水道事業	1,298,455	287,188	1,585,643	15,384,622
その他事業	116,057	8,030	124,087	1,524,215
法非適用企業	973,895	193,916	1,167,811	11,307,281
簡易水道事業	27,887	6,591	34,478	418,332
交通事業	489	37	526	9,008
下水道事業	711,046	174,469	885,516	9,294,784
その他事業	234,472	12,819	247,291	1,585,157
国民健康保険事業	2,758	241	2,999	22,421
後期高齢者医療事業	—	—	—	—
介護保険事業	8,379	479	8,857	19,950
農業共済事業	—	—	—	—
公立大学附属病院事業	359	105	464	3,420
収益事業	3,531	133	3,664	34,187
合 計	3,626,373	759,695	4,386,068	42,729,045

地方公営事業

第128表 地方財政計画

その1 歳入(通常収支分)

(単位 億円・%)

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
地 方 税	401,633	394,294	390,663	44.8	45.4	45.1	1.9	0.9	0.9
地 方 譲 与 税	27,123	25,754	25,364	3.0	3.0	2.9	5.3	1.5	4.3
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,472	2,514	2,560	0.3	0.3	0.3	△ 1.7	△ 1.8	△ 0.7
石 油 ガ ス 譲 与 税	72	80	83	0.0	0.0	0.0	△ 10.0	△ 3.6	△ 10.8
自 動 車 重 量 譲 与 税	2,742	2,675	2,560	0.3	0.3	0.3	2.5	4.5	△ 2.5
航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	149	149	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特 別 と ん 譲 与 税	137	125	125	0.0	0.0	0.0	9.6	0.0	0.0
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,351	20,211	19,887	2.4	2.3	2.3	5.6	1.6	6.1
森 林 環 境 譲 与 税	200	—	—	0.0	—	—	皆増	—	—
特 別 法 人 事 業 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 特 例 交 付 金 等	4,340	1,544	1,328	0.5	0.2	0.2	181.1	16.3	7.7
地 方 交 付 税	161,809	160,085	163,298	18.1	18.4	18.8	1.1	△ 2.0	△ 2.2
国 庫 支 出 金	147,174	136,512	135,386	16.4	15.7	15.6	7.8	0.8	2.4
義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,200	15,228	15,248	1.7	1.8	1.8	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2
そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	98,011	91,730	91,194	10.9	10.6	10.5	6.8	0.6	3.7
生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,752	14,177	14,521	1.5	1.6	1.7	△ 3.0	△ 2.4	△ 1.4
医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,376	14,112	13,966	1.6	1.6	1.6	1.9	1.0	2.2
介 護 扶 助 費 等 負 担 金	769	738	706	0.1	0.1	0.1	4.2	4.5	0.9
児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,325	1,277	1,240	0.1	0.1	0.1	3.8	3.0	7.4
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	14,285	13,538	12,946	1.6	1.6	1.5	5.5	4.6	5.7
児 童 手 当 等 交 付 金	13,488	13,795	14,007	1.5	1.6	1.6	△ 2.2	△ 1.5	△ 1.0
公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,663	3,635	3,578	0.4	0.4	0.4	0.8	1.6	△ 0.1
子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	11,069	8,977	7,879	1.2	1.0	0.9	23.3	13.9	22.6
そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	25,284	21,481	22,351	2.8	2.5	2.6	17.7	△ 3.9	5.3
公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	31,485	26,995	26,373	3.5	3.1	3.0	16.6	2.4	0.1
普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	31,216	26,710	26,072	3.5	3.1	3.0	16.9	2.4	0.6
災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	269	285	301	0.0	0.0	0.0	△ 5.6	△ 5.3	△ 28.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	291	283	283	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	74	72	72	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	568	602	621	0.1	0.1	0.1	△ 5.6	△ 3.1	△ 3.3
電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,120	1,178	1,196	0.1	0.1	0.1	△ 4.9	△ 1.5	△ 4.9
特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	371	370	344	0.0	0.0	0.0	0.3	7.6	△ 4.4
石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	54	55	0.0	0.0	0.0	△ 0.0	△ 1.8	0.0
地 方 債	94,282	92,186	91,907	10.5	10.6	10.6	2.3	0.3	3.7
使 用 料 及 び 手 数 料	16,083	16,091	16,184	1.8	1.8	1.9	△ 0.0	△ 0.6	△ 0.4
雑 収 入	43,887	42,890	42,370	4.9	4.9	4.9	2.3	1.2	1.7
復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 90	△ 77	△ 77	—	—	—	16.9	0.0	△ 2.5
全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 312	△ 306	△ 225	—	—	—	2.0	36.0	△ 61.8
歳 入 合 計	895,930	868,973	866,198	100.0	100.0	100.0	3.1	0.3	1.0

(注) 構成比については、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない場合の歳入合計に対する構成比である。

第128表 地方財政計画（つづき）

その2 歳入（復旧・復興事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
震災復興特別交付税	4,049	4,227	4,503	36.9	38.2	35.1	△ 4.2	△ 6.1	△ 6.2
一般財源充当分	90	77	77	0.8	0.7	0.6	16.9	0.0	△ 2.5
国庫支出金	6,768	6,688	8,059	61.6	60.3	62.7	1.2	△ 17.0	△ 35.7
災害救助費等負担金	90	162	223	0.8	1.5	1.7	△ 44.4	△ 27.4	△ 29.2
災害等廃棄物処理事業費補助金	－	－	6	－	－	0.0	－	皆減	0.0
河川等災害復旧事業費補助	1,142	974	998	10.4	8.8	7.8	17.2	△ 2.4	△ 61.4
社会資本整備総合交付金	1,226	961	1,090	11.2	8.7	8.5	27.6	△ 11.8	3.4
循環型社会形成推進交付金	256	249	121	2.3	2.2	0.9	2.8	105.8	10.0
東日本大震災復興交付金	383	577	481	3.5	5.2	3.7	△ 33.6	20.0	△ 56.8
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	500	479	1,237	4.6	4.3	9.6	4.4	△ 61.3	△ 46.9
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	76	150	210	0.7	1.4	1.6	△ 49.3	△ 28.6	△ 27.6
福島再生加速化交付金	890	828	807	8.1	7.5	6.3	7.5	2.6	△ 20.3
その他	2,207	2,307	2,886	20.1	20.8	22.5	△ 4.3	△ 20.1	△ 22.3
地方債	12	32	161	0.1	0.3	1.3	△ 62.5	△ 80.1	△ 51.4
雑収入	68	55	42	0.6	0.5	0.3	23.6	31.0	△ 28.8
歳入合計	10,987	11,079	12,842	100.0	100.0	100.0	△ 0.8	△ 13.7	△ 27.8

その3 歳入（全国防災事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
地方税	745	728	720	70.4	70.3	76.1	2.3	1.1	0.0
一般財源充当分	312	306	225	29.5	29.6	23.8	2.0	36.0	△ 61.8
雑収入	1	1	1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
歳入合計	1,058	1,035	946	100.0	100.0	100.0	2.2	9.4	△ 27.8

平成30・31年度の地方財政

第128表 地方財政計画（つづき）

その4 歳 出（通常収支分）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
給 与 関 係 経 費	203,307	203,144	203,209	22.7	23.4	23.5	0.1	△ 0.0	△ 0.0
給与費（退職手当を除く）	187,610	187,222	186,629	20.9	21.5	21.5	0.2	0.3	0.5
義 務 教 育 教 職 員	56,255	56,403	56,553	6.3	6.5	6.5	△ 0.3	△ 0.3	0.4
警 察 関 係 職 員	23,543	23,407	23,463	2.6	2.7	2.7	0.6	△ 0.2	0.9
消 防 職 員	12,515	12,313	12,224	1.4	1.4	1.4	1.6	0.7	△ 0.2
一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	95,297	95,099	94,389	10.6	10.9	10.9	0.2	0.8	0.6
退 職 手 当	15,622	15,831	16,472	1.7	1.8	1.9	△ 1.3	△ 3.9	△ 5.7
恩 給 費	75	91	108	0.0	0.0	0.0	△ 17.6	△ 15.7	△ 13.6
一 般 行 政 経 費	384,197	370,522	365,590	42.9	42.6	42.2	3.7	1.3	2.1
国庫補助負担金等を伴うもの	214,845	202,356	197,809	24.0	23.3	22.8	6.2	2.3	4.1
生 活 保 護 費	38,529	38,702	38,922	4.3	4.5	4.5	△ 0.4	△ 0.6	0.3
児 童 保 護 費	8,389	7,316	6,161	0.9	0.8	0.7	14.7	18.7	17.9
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	28,570	27,076	25,891	3.2	3.1	3.0	5.5	4.6	5.7
後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	26,638	25,901	25,288	3.0	3.0	2.9	2.8	2.4	3.1
介 護 給 付 費	29,260	27,436	26,661	3.3	3.2	3.1	6.6	2.9	3.2
児 童 手 当 等 交 付 金	19,349	19,785	20,094	2.2	2.3	2.3	△ 2.2	△ 1.5	△ 1.1
子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	20,742	17,246	15,759	2.3	2.0	1.8	20.3	9.4	22.6
そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	43,368	38,894	39,033	4.8	4.5	4.5	11.5	△ 0.4	2.8
国庫補助負担金を伴わないもの	141,804	140,614	140,213	15.8	16.2	16.2	0.8	0.3	△ 0.1
国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	14,848	15,052	15,068	1.7	1.7	1.7	△ 1.4	△ 0.1	0.1
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	10,000	10,000	1.1	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
重 点 課 題 対 応 分	2,700	2,500	2,500	0.3	0.3	0.3	8.0	0.0	0.0
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	－	－	1,950	－	－	0.2	－	皆 減	△ 56.2
公 債 費	119,088	122,064	125,902	13.3	14.0	14.5	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.7
維 持 補 修 費	13,491	13,079	12,621	1.5	1.5	1.5	3.2	3.6	3.5
投 資 的 経 費	130,153	116,180	113,570	14.5	13.4	13.1	12.0	2.3	1.4
直 轄 事 業 負 担 金	6,368	5,612	5,590	0.7	0.6	0.6	13.5	0.4	△ 1.5
公 共 事 業 費	62,709	52,492	51,683	7.0	6.0	6.0	19.5	1.6	△ 0.7
普 通 建 設 事 業 費	62,342	52,112	51,278	7.0	6.0	5.9	19.6	1.6	△ 0.3
災 害 復 旧 事 業 費	367	380	405	0.0	0.0	0.0	△ 3.4	△ 6.2	△ 29.6
一 般 事 業 費	27,890	28,093	27,726	3.1	3.2	3.2	△ 0.7	1.3	0.0
普 通 建 設 事 業 費	27,510	27,718	27,356	3.1	3.2	3.2	△ 0.8	1.3	0.0
災 害 復 旧 事 業 費	380	375	370	0.0	0.0	0.0	1.3	1.4	0.0
特 別 事 業 費	33,186	29,983	28,571	3.7	3.5	3.3	10.7	4.9	7.3
過 疎 対 策 事 業 費	11,081	10,878	10,766	1.2	1.3	1.2	1.9	1.0	3.0
地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	820	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	19.0
旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	6,602	0.7	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0
防 災 対 策 事 業 費	948	948	948	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
施 設 整 備 事 業 費（一 般 財 源 化 分）	935	935	935	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	5,000	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	3,500	0.5	0.6	0.4	0.0	37.1	75.0
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000	－	－	0.3	－	－	皆 増	－	－
公 営 企 業 繰 出 金	25,394	25,584	25,256	2.8	2.9	2.9	△ 0.7	1.3	0.4
収 益 勘 定 繰 出 金	11,481	11,715	11,694	1.3	1.3	1.4	△ 2.0	0.2	△ 0.7
資 本 勘 定 繰 出 金	13,913	13,869	13,562	1.6	1.6	1.6	0.3	2.3	1.5
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	20,300	18,400	18,100	2.3	2.2	2.1	10.3	1.7	24.8
歳 出 合 計	895,930	868,973	866,198	100.0	100.0	100.0	3.1	0.3	1.0

第128表 地方財政計画（つづき）

その5 歳出（復旧・復興事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
給 与 関 係 経 費	78	84	96	0.7	0.8	0.7	△ 7.1	△ 12.5	△ 7.7
一 般 行 政 経 費	2,422	2,950	4,200	22.0	26.6	32.7	△ 17.9	△ 29.8	△ 23.1
国庫補助負担金を伴うもの	1,756	2,153	3,374	16.0	19.4	26.3	△ 18.4	△ 36.2	△ 27.0
国庫補助負担金を伴わないもの	666	797	826	6.1	7.2	6.4	△ 16.4	△ 3.5	△ 1.5
公 債 費	68	55	43	0.6	0.5	0.3	23.6	27.9	△ 28.3
投 資 的 経 費	8,344	7,810	8,341	76.0	70.5	65.0	6.8	△ 6.4	△ 30.6
直轄事業負担金	580	677	766	5.3	6.1	6.0	△ 14.3	△ 11.6	2.4
公共事業費	7,602	6,931	7,201	69.2	62.6	56.1	9.7	△ 3.7	△ 33.9
一般事業費	162	202	374	1.5	1.8	2.9	△ 19.8	△ 46.0	△ 0.5
公 営 企 業 繰 出 金	75	180	162	0.7	1.6	1.3	△ 58.3	11.1	10.2
歳 出 合 計	10,987	11,079	12,842	100.0	100.0	100.0	△ 0.8	△ 13.7	△ 27.8

その6 歳出（全国防災事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
公 債 費	1,058	1,035	946	100.0	100.0	100.0	2.2	9.4	△ 27.8
歳 出 合 計	1,058	1,035	946	100.0	100.0	100.0	2.2	9.4	△ 27.8

第129表 地方交付税の状況

その1 算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成31年度	平成30年度			区 分	平成29年度		
		当 初	補 正	補正後		当 初	補 正	補正後
所 得 税 (a)	19,934,000	19,020,000	455,000	19,475,000	所 得 税 (a)	17,948,000	-	17,948,000
法 人 税 (b)	12,858,000	12,167,000	129,000	12,296,000	法 人 税 (b)	12,391,000	-	12,391,000
酒 税 (c)	1,271,000	1,311,000	-	1,311,000	酒 税 (c)	1,311,000	-	1,311,000
消 費 税 (d)	19,392,000	17,558,000	265,000	17,823,000	消 費 税 (d)	17,138,000	-	17,138,000
地 方 交 付 税 (e)	15,551,004	15,360,581	510,800	15,871,381	地 方 交 付 税 (e)	15,434,304	-	15,434,304
(a) × 33.1%	6,598,154	6,295,620	150,605	6,446,225	(a) × 33.1%	5,940,788	-	5,940,788
(b) × 33.1%	4,255,998	4,027,277	42,699	4,069,976	(b) × 33.1%	4,101,421	-	4,101,421
(c) × 50%	635,500	655,500	-	655,500	(c) × 50%	655,500	-	655,500
(d) × 20.8%	4,033,536	3,915,434	59,095	3,974,529	(d) × 22.3%	3,821,774	-	3,821,774
精 算 分 等	△ 235,484	△ 235,484	258,401	22,917	精 算 分 等	△ 380,937	-	△ 380,937
法 定 加 算 等	263,300	536,700	-	536,700	法 定 加 算 等	630,700	-	630,700
臨 時 財 政 対 策 特 例 加 算 額	-	165,535	-	165,535	臨 時 財 政 対 策 特 例 加 算 額	665,058	-	665,058
地 方 法 人 税 (f)	687,600	653,300	10,300	663,600	地 方 法 人 税 (f)	643,900	-	643,900
地 方 法 人 税 過 年 度 精 算 分 (g)	-	-	9,992	9,992	地 方 法 人 税 過 年 度 精 算 分 (g)	△ 6,400	-	△ 6,400
特 別 会 計 借 入 金 償 還 (h)	△ 500,000	△ 400,000	-	△ 400,000	特 別 会 計 借 入 金 償 還 (h)	△ 400,000	-	△ 400,000
借 入 金 等 利 子 充 当 分 (i)	△ 79,200	△ 80,400	-	△ 80,400	借 入 金 等 利 子 充 当 分 (i)	△ 82,000	-	△ 82,000
剰 余 金 の 活 用 (j)	-	75,000	-	75,000	剰 余 金 の 活 用 (j)	340,000	-	340,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 の 公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金 の 活 用 (k)	100,000	400,000	-	400,000	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 の 公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金 の 活 用 (k)	400,000	-	400,000
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (l)	421,492	-	-	-				
翌 年 度 へ の 繰 越 金 (m)	-	-	△ 421,492	△ 421,492				
合 計 (e) ~ (m)	16,180,895	16,008,481	109,600	16,118,081	合 計 (e) ~ (k)	16,329,804	-	16,329,804

(注) 消費税に乘じる率について平成30年度は22.3%である。

その2 普通交付税算定状況 (平成30年度)

(単位 百万円・%)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準 財 政 収 入 額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計			交付額	構成比
都 道 府 県	19,331,036	1,995,650	21,326,686	11,168,794	2,306,737	13,475,532	311,087	8,162,242	8,143,525	54.1
市 町 村	21,569,378	2,700,998	24,270,376	14,644,047	3,700,729	18,344,776	999,731	6,925,331	6,904,455	45.9
政 令 指 定 都 市	5,235,374	1,855,287	7,090,661	4,573,797	2,718,624	7,292,421	863,337	661,578	656,509	4.4
中 核 市	3,240,391	-	3,240,391	2,549,627	-	2,549,627	-	690,765	687,627	4.6
施 行 時 特 例 市	1,013,693	67,570	1,081,263	845,247	78,553	923,800	10,983	168,445	167,464	1.1
都 市	9,095,052	653,544	9,748,596	5,475,634	749,682	6,225,316	96,138	3,619,418	3,610,617	24.0
町 村	2,984,868	124,597	3,109,465	1,199,742	153,870	1,353,613	29,274	1,785,126	1,782,238	11.8
合 計	40,900,414	4,696,648	45,597,062	25,812,841	6,007,467	31,820,308	1,310,818	15,087,573	15,047,980	100.0

(注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。
2 市町村分は、一般算定分と合併算定分とを単純に合算したものである。

第130表 地方債計画

(単位 億円)

区 分	平成31年度		区 分	平成30年度		平成29年度 (通常収支分と東日本大震災分の合計)		
	計 画 額			計 画 額		当初計画	改正計画	改正後計画額
	(通常収支分)	(東日本 大震災分) 復旧・ 復興事業		(通常収支分)	(東日本 大震災分) 復旧・ 復興事業			
一 般 会 計 債	59,978	22	一 般 会 計 債	50,734	41	50,063	7,667	57,730
公 共 事 業 等	16,627	-	公 共 事 業 等	16,476	-	16,443	3,722	20,165
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-						
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,140	9	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,130	30	1,288	34	1,322
災 害 復 旧 事 業	955	10	災 害 復 旧 事 業	873	9	891	1,022	1,913
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,402	-	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,391	-	3,391	2,810	6,201
一 般 単 独 事 業	25,415	3	一 般 単 独 事 業	22,634	2	21,930	12	21,942
辺地及び過疎対策事業	5,210	-	辺地及び過疎対策事業	5,085	-	4,975	67	5,042
公共用地先行取得等事業	345	-	公共用地先行取得等事業	345	-	345	-	345
行政改革推進	700	-	行政改革推進	700	-	700	-	700
調 整	100	-	調 整	100	-	100	-	100
公 営 企 業 債	26,710	6	公 営 企 業 債	25,057	12	25,130	783	25,913
水 道 事 業	5,946	-	水 道 事 業	5,389	-	5,043	538	5,581
工業用水道事業	307	-	工業用水道事業	216	-	247	-	247
交 通 事 業	1,420	-	交 通 事 業	1,327	-	1,611	21	1,632
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	262	-	電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	225	-	202	-	202
港 湾 整 備 事 業	569	-	港 湾 整 備 事 業	508	-	509	-	509
病院事業・介護サービス事業	4,005	-	病院事業・介護サービス事業	3,822	-	4,614	-	4,614
市場事業・と畜場事業	362	-	市場事業・と畜場事業	358	-	236	41	277
地 域 開 発 事 業	912	-	地 域 開 発 事 業	745	-	622	-	622
下 水 道 事 業	12,773	6	下 水 道 事 業	12,298	12	11,912	183	12,095
観 光 そ の 他 事 業	154	-	観 光 そ の 他 事 業	169	-	134	-	134
合 計	86,688	28	合 計	75,791	53	75,193	8,450	83,643
臨 時 財 政 対 策 債	32,568	-	臨 時 財 政 対 策 債	39,865	-	40,452	-	40,452
退 職 手 当 債	800	-	退 職 手 当 債	800	-	800	-	800
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(281)	(5)	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(276)	(4)	(271)	(1)	(272)
総 計	(281)	(5)	総 計	(276)	(4)	(271)	(1)	(272)
公 的 資 金	47,892	28	公 的 資 金	45,848	53	46,797	4,316	51,113
(国の予算等貸付金)	(281)	(5)	(国の予算等貸付金)	(276)	(4)	(271)	(1)	(272)
民 間 等 資 金	72,164	-	民 間 等 資 金	70,608	-	69,648	4,134	73,782

その他同意等の見込まれる項目
 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30・31年度の地方財政

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等

(単位 億円・%)

区 分	平成	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	19年度										
国内総生産（支出側、名目）	5,309,229	5,094,820	4,919,570	4,994,289	4,940,425	4,943,698	5,072,552	5,182,352	5,329,830	5,367,950	5,474,085
国民所得（要素費用表示）	3,922,979	3,639,913	3,534,128	3,619,171	3,584,003	3,598,240	3,742,107	3,793,674	3,900,618	3,911,856	4,041,977
公 的 支 出	1,216,709	1,204,271	1,231,666	1,227,558	1,239,627	1,247,756	1,287,823	1,314,865	1,328,281	1,333,374	1,352,287
うち地方の公的支出	566,707	547,774	554,327	559,316	560,536	557,760	567,395	583,896	585,832	586,928	589,801
総固定資本形成のうち民間分	1,012,890	963,708	810,614	819,849	847,012	867,741	940,904	966,310	988,408	987,806	1,033,781
うち企業設備	838,834	788,413	675,156	681,205	704,111	718,589	774,636	811,133	827,749	817,438	861,571
鉱工業生産指数 (平27=100、暦年)	116.7	112.7	88.1	101.8	98.9	99.6	99.2	101.2	100.0	100.0	103.1
消費者物価指数 (平27=100、暦年、全国分)	97.2	98.6	97.2	96.5	96.3	96.2	96.6	99.2	100.0	99.9	100.4

区 分	増 減 率											指 数										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
国内総生産（支出側、名目）	0.4	△4.0	△3.4	1.5	△1.1	0.1	2.6	2.2	2.8	0.7	2.0	100	96	93	94	93	93	96	98	100	101	103
国民所得（要素費用表示）	△0.0	△7.2	△2.9	2.4	△1.0	0.4	4.0	1.4	2.8	0.3	3.3	100	93	90	92	91	92	95	97	99	100	103
公 的 支 出	0.6	△1.0	2.3	△0.3	1.0	0.7	3.2	2.1	1.0	0.4	1.4	100	99	101	101	102	103	106	108	109	110	111
うち地方の公的支出	△1.3	△3.3	1.2	0.9	0.2	△0.5	1.7	2.9	0.3	0.2	0.5	100	97	98	99	99	98	100	103	103	104	104
総固定資本形成のうち民間分	△2.9	△4.9	△15.9	1.1	3.3	2.4	8.4	2.7	2.3	△0.1	4.7	100	95	80	81	84	86	93	95	98	98	102
うち企業設備	△0.6	△6.0	△14.4	0.9	3.4	2.1	7.8	4.7	2.0	△1.2	5.4	100	94	80	81	84	86	92	97	99	97	103

(注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ（08SNA、平成23年基準）による。
 2 公的支出=政府最終消費支出+公的総固定資本形成+公的企業在庫品増加

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その2 予算及び地方財政計画等（当初）

（単位 百万円・％）

区 分	平成 19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
国の一般会計	82,908,808	83,061,340	88,548,001	92,299,193	92,411,613	90,333,932	92,611,539	95,882,303	96,341,951	96,721,841	97,454,709	
財政投融资計画	14,162,200	13,868,900	15,863,200	18,356,900	14,905,900	15,825,900	16,319,700	17,127,200	14,951,800	14,467,400	16,520,900	
地方財政計画	83,126,100	83,401,400	82,555,700	82,126,800	82,505,400	81,864,700	81,915,400	83,360,700	85,271,000	85,759,300	86,619,800	
うち	給与費	22,467,500	22,167,800	22,092,600	21,655,200	21,242,000	20,952,400	19,727,800	20,324,300	20,320,500	20,314,900	20,310,100
	投資的経費	15,232,800	14,815,100	14,061,700	11,907,400	11,303,200	10,898,400	10,669,800	11,003,500	11,001,000	11,204,600	11,357,000
	うち普通 建設事業費	15,113,800	14,693,800	13,930,100	11,788,100	11,197,500	10,799,400	10,576,900	10,910,800	10,904,100	11,106,000	11,272,000
地方債計画	(43,700) 12,510,800	(212,700) 12,477,600	(181,900) 14,184,400	(118,500) 15,897,600	(116,500) 13,734,000	(119,500) 13,539,600	(68,900) 13,370,800	(74,000) 12,830,100	(34,500) 11,924,200	(30,200) 11,208,200	(26,600) 11,625,700	

(注) 1 () 書きは、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算等貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算等貸付金債に含まれている。
2 平成24～29年度は、通常収支分である。

区 分	増 減 率											指 数										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
国の一般会計	4.0	0.2	6.6	4.2	0.1	△2.2	2.5	3.5	0.5	0.4	0.8	100	100	107	111	111	109	112	116	116	117	118
財政投融资計画	△5.6	△2.1	14.4	15.7	△18.8	6.2	3.1	4.9	△12.7	△3.2	14.2	100	98	112	130	105	112	115	121	106	102	117
地方財政計画	△0.0	0.3	△1.0	△0.5	0.5	△0.8	0.1	1.8	2.3	0.6	1.0	100	100	99	99	99	98	99	100	103	103	104
うち	給与費	△0.3	△1.3	△0.3	△2.0	△1.9	△1.4	△5.8	3.0	△0.0	△0.0	100	99	98	96	95	93	88	90	90	90	90
	投資的経費	△9.8	△2.7	△5.1	△15.3	△5.1	△3.6	△2.1	3.1	△0.0	1.9	100	97	92	78	74	72	70	72	72	74	75
	うち普通 建設事業費	△9.6	△2.8	△5.2	△15.4	△5.0	△3.6	△2.1	3.2	△0.1	1.9	100	97	92	78	74	71	70	72	72	73	75
地方債計画	△10.3	△0.3	13.7	12.1	△13.6	△1.4	△1.2	△4.0	△7.1	△6.0	3.7	100	100	113	127	110	108	107	103	95	90	93

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移 (つづき)

その3 決算額 (総括)

(単位 百万円・%)

区分	平成 19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
国の一般会計歳入	84,553,478	89,208,229	107,114,243	100,534,563	109,979,528	107,762,033	106,044,664	104,679,122	102,175,307	102,774,027	103,644,050
国 税	52,655,804	45,830,885	40,243,269	43,707,432	45,175,396	47,049,242	51,227,438	57,849,171	59,969,372	58,956,257	62,380,254
うち法人税	14,744,398	10,010,600	6,356,407	8,967,688	9,351,426	9,758,311	10,493,718	11,031,608	10,827,403	10,328,900	11,995,303
国の一般会計歳出	81,842,570	84,697,395	100,973,424	95,312,342	100,715,409	97,087,177	100,188,879	98,813,467	98,230,324	97,541,765	98,115,605
普通会計歳入	91,181,397	92,213,459	98,365,695	97,511,501	100,069,646	99,842,882	101,099,835	102,083,467	101,917,496	101,459,848	101,323,315
一般財源	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431
地方税	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285	36,785,451	39,098,563	39,392,391	39,904,402
普通会計歳出	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369
義務的経費	46,435,936	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612
人件費	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161
投資的経費	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,331	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386
普通建設事業費	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560
国と地方の歳出純計	149,237,559	150,479,040	166,102,984	160,083,935	164,749,249	163,768,715	165,750,763	167,847,807	168,341,519	168,386,471	168,217,751
租税総額	92,922,621	85,389,411	75,426,223	78,023,762	79,346,812	81,510,002	86,601,723	94,634,621	99,067,935	98,348,648	102,284,656

(注) 1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。
2 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。

区分	増 減 率											指 数										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
国の一般会計歳入	0.2	5.5	20.1	△ 6.1	9.4	△ 2.0	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.4	0.6	0.8	100	106	127	119	130	127	125	124	121	122	123
国 税	△ 2.7	△ 13.0	△ 12.2	8.6	3.4	4.1	8.9	12.9	3.7	△ 1.7	5.8	100	87	76	83	86	89	97	110	114	112	118
うち法人税	△ 1.2	△ 32.1	△ 36.5	41.1	4.3	4.4	7.5	5.1	△ 1.9	△ 4.6	16.1	100	68	43	61	63	66	71	75	73	70	81
国の一般会計歳出	0.5	3.5	19.2	△ 5.6	5.7	△ 3.6	3.2	△ 1.4	△ 0.6	△ 0.7	0.6	100	103	123	116	123	119	122	121	120	119	120
普通会計歳入	△ 0.4	1.1	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2	1.3	1.0	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	100	101	108	107	110	109	111	112	112	111	111
一般財源	△ 1.0	△ 0.6	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6	0.9	2.9	3.5	△ 0.3	0.2	100	99	93	96	98	98	99	101	105	105	105
地方税	10.3	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8	2.7	4.0	6.3	0.8	1.3	100	98	87	85	85	86	88	91	97	98	99
普通会計歳出	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	100	101	108	106	109	108	109	111	110	110	110
義務的経費	0.6	△ 0.5	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7	△ 1.2	2.8	0.1	0.5	0.8	100	100	99	103	104	103	102	105	105	106	106
人件費	0.5	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	△ 3.6	1.6	0.2	△ 0.4	0.0	100	97	95	93	93	91	88	89	89	89	89
投資的経費	△ 6.2	△ 5.1	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	12.3	2.9	△ 3.9	1.4	0.3	100	95	105	97	96	97	109	112	107	109	109
普通建設事業費	△ 5.3	△ 4.0	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	14.0	4.1	△ 4.0	0.9	0.1	100	96	106	99	93	92	105	109	105	106	106
国と地方の歳出純計	1.0	0.8	10.4	△ 3.6	2.9	△ 0.6	1.2	1.3	0.3	0.0	△ 0.1	100	101	111	107	110	110	111	112	113	113	113
租税総額	2.5	△ 8.1	△ 11.7	3.4	1.7	2.7	6.2	9.3	4.7	△ 0.7	4.0	100	92	81	84	85	88	93	102	107	106	110

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その4 決算額（都道府県、市町村）

（単位 百万円・％）

区分	平成19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
都道府県	歳入	48,245,874	48,045,817	50,968,200	50,066,112	52,146,455	50,937,229	51,572,618	51,694,957	52,049,884	51,623,090	50,889,504
	一般財源	29,328,343	28,589,124	25,720,679	26,449,289	27,282,775	27,317,060	27,846,648	29,256,614	31,294,850	31,276,708	31,241,260
	地方税	20,793,974	20,012,065	16,508,841	15,932,318	15,735,438	16,116,742	16,809,190	17,794,000	20,142,594	20,251,648	20,542,835
	うち法人税	5,607,734	5,202,621	2,701,056	2,253,043	2,240,378	2,353,658	2,673,876	3,016,791	3,509,505	4,063,318	3,991,446
	歳出	47,488,298	47,348,951	50,245,294	49,059,536	50,965,779	49,481,842	50,053,180	50,215,443	50,731,239	50,210,307	49,448,460
	義務的経費	22,519,217	22,329,115	21,783,113	21,933,763	21,990,431	21,890,931	21,496,810	22,148,302	21,933,080	21,697,418	20,755,597
	人件費	15,086,939	14,729,715	14,286,152	14,110,126	14,082,768	13,893,593	13,355,496	13,646,157	13,687,961	13,719,840	12,593,615
	投資的経費	7,736,078	7,202,306	7,766,059	6,942,088	7,259,257	7,114,890	7,783,039	7,669,347	7,259,930	7,691,342	7,687,185
	普通建設事業費	7,503,000	7,074,676	7,689,046	6,855,149	6,850,560	6,508,899	7,199,242	7,183,751	6,779,439	7,150,432	7,114,429
	市町村	歳入	49,499,476	50,213,527	53,554,717	53,854,025	54,776,346	56,145,351	57,028,520	58,130,539	58,728,682	58,400,728
一般財源		29,160,840	29,365,170	28,751,723	29,203,478	29,828,829	29,517,911	29,620,270	30,052,814	31,039,517	30,487,558	31,419,116
地方税		19,472,842	19,546,461	18,674,113	18,384,012	18,435,978	18,344,018	18,565,095	18,991,451	18,955,969	19,140,743	19,361,567
歳出		48,223,270	48,388,411	52,018,378	52,124,114	52,890,022	54,176,411	54,860,151	56,049,385	56,535,056	56,495,128	57,942,877
義務的経費		23,999,815	23,971,756	24,202,642	25,859,786	26,410,605	26,190,540	26,023,995	26,673,622	26,910,359	27,362,650	28,674,647
人件費		10,169,364	9,875,530	9,689,476	9,426,074	9,365,705	9,124,034	8,822,428	8,878,189	8,877,550	8,748,752	9,871,546
投資的経費		6,768,467	6,554,239	7,341,112	7,198,244	6,686,647	7,021,370	8,062,478	8,592,733	8,308,278	8,094,059	8,174,356
普通建設事業費		6,602,388	6,470,337	7,266,328	7,103,828	6,280,613	6,551,985	7,690,086	8,293,698	8,028,322	7,790,637	7,871,312

区分	増 減 率											指 数											
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
都道府県	歳入	△ 0.4	△ 0.4	6.1	△ 1.8	4.2	△ 2.3	1.2	0.2	0.7	△ 0.8	△ 1.4	100	100	106	104	108	106	107	107	108	107	105
	一般財源	△ 1.0	△ 2.5	△ 10.0	2.8	3.2	0.1	1.9	5.1	7.0	△ 0.1	△ 0.1	100	97	88	90	93	93	95	100	107	107	107
	地方税	13.3	△ 3.8	△ 17.5	△ 3.5	△ 1.2	2.4	4.3	5.9	13.2	0.5	1.4	100	96	79	77	76	78	81	86	97	97	99
	うち法人税	4.6	△ 7.2	△ 48.1	△ 16.6	△ 0.6	5.1	13.6	12.8	16.3	15.8	△ 1.8	100	93	48	40	40	42	48	54	63	72	71
	歳出	△ 0.1	△ 0.3	6.1	△ 2.4	3.9	△ 2.9	1.2	0.3	1.0	△ 1.0	△ 1.5	100	100	106	103	107	104	105	106	107	106	104
	義務的経費	△ 1.0	△ 0.8	△ 2.4	0.7	0.3	△ 0.5	△ 1.8	3.0	△ 1.0	△ 1.1	△ 4.3	100	99	97	97	98	97	95	98	97	96	92
	人件費	0.5	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.3	△ 3.9	2.2	0.3	0.2	△ 8.2	100	98	95	94	93	92	89	90	91	91	83
	投資的経費	△ 8.0	△ 6.9	7.8	△ 10.6	4.6	△ 2.0	9.4	△ 1.5	△ 5.3	5.9	△ 0.1	100	93	100	90	94	92	101	99	94	99	99
	普通建設事業費	△ 7.0	△ 5.7	8.7	△ 10.8	△ 0.1	△ 5.0	10.6	△ 0.2	△ 5.6	5.5	△ 0.5	100	94	102	91	91	87	96	96	90	95	95
	市町村	歳入	0.3	1.4	6.7	0.6	1.7	2.5	1.6	1.9	1.0	△ 0.6	2.4	100	101	108	109	111	113	115	117	119	118
一般財源		△ 0.9	0.7	△ 2.1	1.6	2.1	△ 1.0	0.3	1.5	3.3	△ 1.8	3.1	100	101	99	100	102	101	102	103	106	105	108
地方税		7.2	0.4	△ 4.5	△ 1.6	0.3	△ 0.5	1.2	2.3	△ 0.2	1.0	1.2	100	100	96	94	95	94	95	98	97	98	99
歳出		0.6	0.3	7.5	0.2	1.5	2.4	1.3	2.2	0.9	△ 0.1	2.6	100	100	108	108	110	112	114	116	117	117	120
義務的経費		2.0	△ 0.1	1.0	6.8	2.1	△ 0.8	△ 0.6	2.5	0.9	1.7	4.8	100	100	101	108	110	109	108	111	112	114	119
人件費		0.4	△ 2.9	△ 1.9	△ 2.7	△ 0.6	△ 2.6	△ 3.3	0.6	△ 0.0	△ 1.5	12.8	100	97	95	93	92	90	87	87	87	86	97
投資的経費		△ 4.9	△ 3.2	12.0	△ 1.9	△ 7.1	5.0	14.8	6.6	△ 3.3	△ 2.6	1.0	100	97	108	106	99	104	119	127	123	120	121
普通建設事業費		△ 3.9	△ 2.0	12.3	△ 2.2	△ 11.6	4.3	17.4	7.8	△ 3.2	△ 3.0	1.0	100	98	110	108	95	99	116	126	122	118	119

平成30・31年度の地方財政

第132表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

区 分	団体数	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		合計		合計（純計）	
		平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度
都 道 府 県	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政 令 指 定 都 市	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市 区	794	—	—	—	—	1 (1)	1 (1)	1	1	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)
町 村	927	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,788	—	—	—	—	1 (1)	1 (1)	1	1	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)

(注) 1 団体数及び各数値は、「平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（平成30年11月30日総務省公表）による。（以下、133表から135表において同じ。）

2 ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

3 将来負担比率には、財政再生基準はない。

第133表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	-	-	21.1	322.2
青森県	-	-	13.4	127.3
岩手県	-	-	18.2	224.2
宮城県	-	-	14.5	171.7
秋田県	-	-	13.0	254.7
山形県	-	-	12.5	236.6
福島県	-	-	9.5	136.5
茨城県	-	-	10.2	213.3
栃木県	-	-	10.6	98.4
群馬県	-	-	11.5	159.4
埼玉県	-	-	11.7	191.0
千葉県	-	-	9.8	151.3
東京都	-	-	1.6	12.5
神奈川県	-	-	10.5	126.2
新潟県	-	-	14.9	315.0
富山県	-	-	13.2	254.9
石川県	-	-	13.5	214.9
福井県	-	-	13.3	169.2
山梨県	-	-	15.2	203.6
長野県	-	-	11.4	172.4
岐阜県	-	-	10.0	199.1
静岡県	-	-	13.4	238.4
愛知県	-	-	13.6	193.0
三重県	-	-	14.2	189.4
滋賀県	-	-	12.3	200.2
京都府	-	-	14.2	283.1
大阪府	-	-	17.9	183.1
兵庫県	-	-	15.3	335.0
奈良県	-	-	10.5	157.6
和歌山県	-	-	8.7	196.0
鳥取県	-	-	12.6	119.3
島根県	-	-	6.2	178.8
岡山県	-	-	11.3	203.1
広島県	-	-	14.2	228.5
山口県	-	-	13.8	206.4
徳島県	-	-	12.8	181.8
香川県	-	-	10.3	197.0
愛媛県	-	-	11.2	149.7
高知県	-	-	10.3	171.0
福岡県	-	-	11.8	257.8
佐賀県	-	-	9.6	112.2
長崎県	-	-	12.3	193.9
熊本県	-	-	10.4	185.0
大分県	-	-	10.0	162.0
宮崎県	-	-	12.9	113.6
鹿児島県	-	-	12.8	219.9
沖縄県	-	-	9.0	47.5
平均	-	-	11.4	173.1

平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

(注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。
 2 平均値は加重平均である。

第133表 団体別健全化判断比率の状況（つづき）

その2 市区町村（政令指定都市を含む）

（単位 %）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	2.8	63.8
仙台市	—	—	8.2	101.1
さいたま市	—	—	5.1	15.3
千葉市	—	—	15.8	159.4
横浜市	—	—	13.3	145.6
川崎市	—	—	6.9	121.7
相模原市	—	—	2.9	39.0
新潟市	—	—	10.9	146.1
静岡市	—	—	7.3	56.9
浜松市	—	—	7.4	—
名古屋	—	—	10.5	125.0
京都府	—	—	12.8	197.4
大阪府	—	—	5.7	65.2
堺市	—	—	5.6	22.9
神戸市	—	—	6.6	78.8
岡山県	—	—	7.0	18.3
広島県	—	—	13.8	199.6
北九州市	—	—	12.2	175.6
福岡県	—	—	11.7	135.5
熊本県	—	—	8.8	127.8
政令指定都市平均	—	—	9.0	106.0
市区平均	—	—	5.4	13.7
町村平均	—	—	7.6	—
市区町村平均	—	—	6.4	33.7

(注) 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」と表記している。

2 平均値は加重平均である。

3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

第134表 項目別将来負担額等の状況

（単位 百万円）

区 分	都道府県	政令指定都市	市 区	町 村	合 計
1 一般会計等に係る地方債の現在高	96,114,429	21,342,186	31,485,810	6,079,494	155,021,919
2 債務負担行為に基づく支出予定額	658,112	411,854	806,405	88,813	1,965,183
3 公営企業債等繰入見込額	2,743,751	3,754,402	10,553,279	2,162,298	19,213,729
4 組合等負担等見込額	96,722	44,650	873,931	298,509	1,313,811
5 退職手当負担見込額	9,991,740	2,128,408	4,565,351	821,814	17,507,313
6 設立法人の負債額等負担見込額	451,163	161,745	148,071	15,623	776,603
7 連結実質赤字額	—	—	—	—	—
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	602	1,511	2,113
9 充当可能基金	13,749,745	3,984,651	9,975,135	3,166,836	30,876,368
10 充当可能特定歳入	3,411,303	4,715,794	5,130,891	361,980	13,619,968
11 1～4に係る基準財政需要額算入見込額	51,200,837	12,327,471	30,876,362	5,982,359	100,387,029
12 標準財政規模	28,371,219	7,363,914	20,625,725	3,698,885	60,059,743
13 算入公債費等の額	4,292,171	939,850	2,831,988	576,324	8,640,333

(注) 将来負担比率の算式は、[1～8の合計値(将来負担額)－9～11の合計値(充当可能財源等)]/(12－13)である。

第135表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況（事業種類・団体区分別）

(単位 会計)

事業種類	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 93	0 / 1,348
簡易水道事業	0 / 1	0 / 2	1 / 592	0 / 3	1 / 598
工業用水道事業	0 / 40	0 / 9	0 / 97	0 / 9	0 / 155
交通事業	0 / 3	0 / 20	0 / 56	0 / 3	0 / 82
電気事業	0 / 25	0 / 2	0 / 67	0 / 4	0 / 98
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 25	0 / 0	0 / 26
港湾整備事業	0 / 35	0 / 4	0 / 41	0 / 6	0 / 86
病院事業	0 / 37	0 / 14	2 / 447	0 / 80	2 / 578
市場事業	0 / 9	0 / 19	0 / 123	0 / 9	0 / 160
と畜場事業	0 / 1	0 / 5	0 / 31	0 / 7	0 / 44
宅地造成事業	0 / 48	0 / 20	1 / 361	2 / 6	3 / 435
下水道事業	0 / 45	0 / 28	2 / 2,445	0 / 21	2 / 2,539
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	2 / 236	0 / 0	2 / 246
その他事業	0 / 16	0 / 1	1 / 76	0 / 37	1 / 130
合計	0 / 291	0 / 148	9 / 5,808	2 / 278	11 / 6,525

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

第136表 歳入決算額の状況

その1 純計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	58,647,367	59.5	58,492,706	59.9	154,661	0.3
国 庫 支 出 金	14,568,541	14.8	14,332,624	14.7	235,917	1.6
うち普通建設事業費支出金	1,620,944	1.6	1,432,307	1.5	188,637	13.2
うち災害復旧事業費支出金	236,422	0.2	153,516	0.2	82,906	54.0
地 方 債	10,607,891	10.8	10,236,555	10.5	371,336	3.6
そ の 他	14,691,416	14.9	14,580,283	14.9	111,133	0.8
うち繰入金	2,827,373	2.9	2,521,006	2.6	306,367	12.2
うち繰越金	2,721,448	2.8	2,744,324	2.8	△ 22,876	△ 0.8
うち貸付金元利収入	4,011,955	4.1	4,247,449	4.4	△ 235,494	△ 5.5
合 計	98,515,215	100.0	97,642,168	100.0	873,047	0.9

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。その2～6について同じ。

その2 純計(東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	563,064	20.1	602,225	15.8	△ 39,161	△ 6.5
うち震災復興特別交付税	438,202	15.6	487,721	12.8	△ 49,519	△ 10.2
国 庫 支 出 金	896,472	31.9	1,296,514	34.0	△ 400,042	△ 30.9
うち普通建設事業費支出金	96,367	3.4	99,672	2.6	△ 3,305	△ 3.3
うち災害復旧事業費支出金	289,407	10.3	346,272	9.1	△ 56,865	△ 16.4
うち東日本大震災復興交付金	108,857	3.9	163,634	4.3	△ 54,777	△ 33.5
地 方 債	37,001	1.3	150,722	3.9	△ 113,721	△ 75.5
そ の 他	1,311,564	46.7	1,768,219	46.3	△ 456,655	△ 25.8
うち繰入金	705,040	25.1	1,004,145	26.3	△ 299,105	△ 29.8
うち繰越金	376,546	13.4	503,875	13.2	△ 127,329	△ 25.3
うち貸付金元利収入	199,829	7.1	232,536	6.1	△ 32,707	△ 14.1
合 計	2,808,101	100.0	3,817,680	100.0	△ 1,009,579	△ 26.4

その3 都道府県(通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	30,904,369	63.0	30,921,146	62.9	△ 16,777	△ 0.1
国 庫 支 出 金	5,390,627	11.0	5,467,433	11.1	△ 76,806	△ 1.4
うち普通建設事業費支出金	1,017,868	2.1	944,342	1.9	73,526	7.8
うち災害復旧事業費支出金	174,579	0.4	109,024	0.2	65,555	60.1
地 方 債	5,491,840	11.2	5,485,323	11.2	6,517	0.1
そ の 他	7,274,995	14.8	7,264,329	14.8	10,666	0.1
うち繰入金	1,047,070	2.1	1,006,849	2.0	40,221	4.0
うち繰越金	1,164,076	2.4	1,022,751	2.1	141,325	13.8
うち貸付金元利収入	2,910,169	5.9	3,059,169	6.2	△ 149,000	△ 4.9
合 計	49,061,831	100.0	49,138,231	100.0	△ 76,400	△ 0.2

第136表 歳入決算額の状況（つづき）

その4 都道府県（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	336,891	18.4	355,562	14.3	△ 18,671	△ 5.3
うち震災復興特別交付税	257,824	14.1	290,221	11.7	△ 32,397	△ 11.2
国 庫 支 出 金	653,221	35.7	985,133	39.6	△ 331,912	△ 33.7
うち普通建設事業費支出金	66,963	3.7	51,260	2.1	15,703	30.6
うち災害復旧事業費支出金	242,557	13.3	283,033	11.4	△ 40,476	△ 14.3
うち東日本大震災復興交付金	13,658	0.7	32,106	1.3	△ 18,448	△ 57.5
地 方 債	24,767	1.4	40,737	1.6	△ 15,970	△ 39.2
そ の 他	812,794	44.5	1,103,427	44.5	△ 290,633	△ 26.3
うち繰入金	341,356	18.7	566,302	22.8	△ 224,946	△ 39.7
うち繰越金	239,137	13.1	280,626	11.3	△ 41,489	△ 14.8
うち貸付金元利収入	205,508	11.2	225,534	9.1	△ 20,026	△ 8.9
合 計	1,827,673	100.0	2,484,859	100.0	△ 657,186	△ 26.4

その5 市町村（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	31,192,942	53.2	30,240,894	53.3	952,048	3.1
国 庫 支 出 金	9,177,914	15.7	8,865,191	15.6	312,723	3.5
うち普通建設事業費支出金	603,076	1.0	487,966	0.9	115,110	23.6
うち災害復旧事業費支出金	61,843	0.1	44,492	0.1	17,351	39.0
都 道 府 県 支 出 金	3,821,617	6.5	3,618,791	6.4	202,826	5.6
地 方 債	5,116,051	8.7	4,778,615	8.4	337,436	7.1
そ の 他	9,302,039	15.9	9,194,148	16.3	107,891	1.2
うち繰入金	1,780,303	3.0	1,514,157	2.7	266,146	17.6
うち繰越金	1,557,373	2.7	1,721,573	3.0	△ 164,200	△ 9.5
うち貸付金元利収入	1,132,661	1.9	1,234,877	2.2	△ 102,216	△ 8.3
合 計	58,610,563	100.0	56,697,639	100.0	1,912,924	3.4

その6 市町村（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	226,173	18.6	246,664	14.5	△ 20,491	△ 8.3
うち震災復興特別交付税	180,377	14.8	197,501	11.6	△ 17,124	△ 8.7
国 庫 支 出 金	243,251	20.0	311,381	18.3	△ 68,130	△ 21.9
うち普通建設事業費支出金	29,405	2.4	48,412	2.8	△ 19,007	△ 39.3
うち災害復旧事業費支出金	46,850	3.9	63,239	3.7	△ 16,389	△ 25.9
うち東日本大震災復興交付金	95,199	7.8	131,528	7.7	△ 36,329	△ 27.6
都 道 府 県 支 出 金	168,445	13.8	335,189	19.7	△ 166,744	△ 49.7
地 方 債	35,957	3.0	110,576	6.5	△ 74,619	△ 67.5
そ の 他	542,390	44.6	699,279	41.0	△ 156,889	△ 22.4
うち繰入金	363,683	29.9	437,844	25.7	△ 74,161	△ 16.9
うち繰越金	137,409	11.3	223,249	13.1	△ 85,840	△ 38.5
うち貸付金元利収入	7,965	0.7	7,726	0.5	239	3.1
合 計	1,216,216	100.0	1,703,089	100.0	△ 486,873	△ 28.6

第137表 目的別歳出決算額の状況

その1 純計 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	8,795,624	9.2	8,531,597	9.0	264,027	3.1
民生費	25,713,295	26.9	25,598,186	27.0	115,109	0.4
うち災害救助費	46,825	0.0	99,302	0.1	△ 52,477	△ 52.8
衛生費	6,171,454	6.5	6,164,908	6.5	6,546	0.1
労働費	254,212	0.3	265,951	0.3	△ 11,739	△ 4.4
農林水産業費	3,098,700	3.2	2,959,770	3.1	138,930	4.7
商工費	4,622,517	4.8	4,873,825	5.1	△ 251,308	△ 5.2
土木費	11,124,719	11.6	11,078,862	11.7	45,857	0.4
消防費	1,988,127	2.1	1,955,608	2.1	32,519	1.7
警察費	3,255,838	3.4	3,256,747	3.4	△ 909	△ 0.0
教育費	16,821,531	17.6	16,626,590	17.5	194,941	1.2
災害復旧費	448,596	0.5	339,549	0.4	109,047	32.1
公債費	12,639,566	13.2	12,537,722	13.2	101,844	0.8
その他	572,374	0.7	577,285	0.7	△ 4,911	△ 0.9
合 計	95,506,553	100.0	94,766,600	100.0	739,953	0.8

その2 純計 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	326,320	13.1	369,994	11.0	△ 43,674	△ 11.8
民生費	270,102	10.8	742,570	22.0	△ 472,468	△ 63.6
うち災害救助費	252,146	10.1	722,065	21.4	△ 469,919	△ 65.1
衛生費	91,109	3.7	93,505	2.8	△ 2,396	△ 2.6
労働費	8,624	0.3	30,307	0.9	△ 21,683	△ 71.5
農林水産業費	200,487	8.0	211,438	6.3	△ 10,951	△ 5.2
商工費	278,532	11.2	321,321	9.5	△ 42,789	△ 13.3
土木費	794,738	31.9	939,382	27.8	△ 144,644	△ 15.4
消防費	18,090	0.7	29,867	0.9	△ 11,777	△ 39.4
警察費	4,522	0.2	4,015	0.1	507	12.6
教育費	67,065	2.7	119,257	3.5	△ 52,192	△ 43.8
災害復旧費	396,235	15.9	478,868	14.2	△ 82,633	△ 17.3
公債費	35,749	1.4	34,183	1.0	1,566	4.6
その他	244	0.1	157	0.0	87	55.4
合 計	2,491,817	100.0	3,374,864	100.0	△ 883,047	△ 26.2

第137表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その3 都道府県（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	2,739,767	5.7	2,535,861	5.3	203,906	8.0
民 生 費	7,788,270	16.3	7,796,646	16.2	△ 8,376	△ 0.1
う ち 災 害 救 助 費	43,020	0.1	92,111	0.2	△ 49,091	△ 53.3
衛 生 費	1,604,131	3.4	1,646,048	3.4	△ 41,917	△ 2.5
労 働 費	154,908	0.3	163,540	0.3	△ 8,632	△ 5.3
農 林 水 産 業 費	2,201,550	4.6	2,117,775	4.4	83,775	4.0
商 工 費	2,964,873	6.2	3,180,727	6.6	△ 215,854	△ 6.8
土 木 費	5,069,676	10.6	5,111,240	10.6	△ 41,564	△ 0.8
警 察 費	3,258,916	6.8	3,256,861	6.8	2,055	0.1
教 育 費	9,938,950	20.8	11,080,894	23.1	△ 1,141,944	△ 10.3
災 害 復 旧 費	291,285	0.6	206,968	0.4	84,317	40.7
公 債 費	7,070,382	14.8	6,907,727	14.4	162,655	2.4
そ の 他	4,760,969	9.9	3,989,310	8.5	771,659	19.3
合 計	47,843,677	100.0	47,993,597	100.0	△ 149,920	△ 0.3

その4 都道府県（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	100,326	6.3	107,589	4.9	△ 7,263	△ 6.8
民 生 費	284,296	17.7	758,139	34.1	△ 473,843	△ 62.5
う ち 災 害 救 助 費	267,434	16.7	740,000	33.4	△ 472,566	△ 63.9
衛 生 費	73,205	4.6	63,469	2.9	9,736	15.3
労 働 費	9,979	0.6	30,825	1.4	△ 20,846	△ 67.6
農 林 水 産 業 費	140,465	8.8	148,189	6.7	△ 7,724	△ 5.2
商 工 費	252,872	15.8	292,204	13.2	△ 39,332	△ 13.5
土 木 費	406,584	25.2	446,066	20.0	△ 39,482	△ 8.9
警 察 費	4,523	0.3	4,016	0.2	507	12.6
教 育 費	40,366	2.5	24,027	1.1	16,339	68.0
災 害 復 旧 費	281,496	17.5	333,982	15.1	△ 52,486	△ 15.7
公 債 費	10,660	0.7	8,195	0.4	2,465	30.1
そ の 他	10	0.0	9	0.0	1	11.1
合 計	1,604,784	100.0	2,216,710	100.0	△ 611,926	△ 27.6

第137表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その5 市町村（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	6,607,157	11.6	6,540,203	11.9	66,954	1.0
民生費	21,055,782	37.0	20,736,121	37.7	319,661	1.5
うち災害救助費	22,640	0.0	42,174	0.1	△ 19,534	△ 46.3
衛生費	4,712,603	8.3	4,675,126	8.5	37,477	0.8
労働費	103,298	0.2	106,159	0.2	△ 2,861	△ 2.7
農林水産業費	1,344,271	2.4	1,271,317	2.3	72,954	5.7
商工費	1,702,767	3.0	1,733,079	3.2	△ 30,312	△ 1.7
土木費	6,237,086	11.0	6,147,896	11.2	89,190	1.5
消防費	1,838,866	3.2	1,811,463	3.3	27,403	1.5
教育費	6,987,602	12.3	5,649,968	10.3	1,337,634	23.7
災害復旧費	185,770	0.3	154,208	0.3	31,562	20.5
公債費	5,602,425	9.9	5,665,693	10.3	△ 63,268	△ 1.1
その他	472,164	0.8	475,537	0.8	△ 3,373	△ 0.7
合 計	56,849,791	100.0	54,966,770	100.0	1,883,021	3.4

その6 市町村（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	239,607	21.9	278,137	18.2	△ 38,530	△ 13.9
民生費	113,914	10.4	276,718	18.1	△ 162,804	△ 58.8
うち災害救助費	104,177	9.5	266,204	17.4	△ 162,027	△ 60.9
衛生費	34,796	3.2	39,810	2.6	△ 5,014	△ 12.6
労働費	1,686	0.2	2,543	0.2	△ 857	△ 33.7
農林水産業費	85,957	7.9	88,722	5.8	△ 2,765	△ 3.1
商工費	26,779	2.4	30,502	2.0	△ 3,723	△ 12.2
土木費	396,733	36.3	505,201	33.0	△ 108,468	△ 21.5
消防費	18,253	1.7	30,323	2.0	△ 12,070	△ 39.8
教育費	31,215	2.9	100,310	6.6	△ 69,095	△ 68.9
災害復旧費	117,364	10.7	149,370	9.8	△ 32,006	△ 21.4
公債費	26,545	2.4	26,542	1.7	3	0.0
その他	238	0.0	180	0.0	58	32.2
合 計	1,093,087	100.0	1,528,358	100.0	△ 435,271	△ 28.5

第138表 性質別歳出決算額の状況

その1 純 計 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義 務 的 経 費	49,325,587	51.6	48,951,908	51.7	373,679	0.8	
内 訳	人 件 費	22,435,398	23.5	22,435,271	23.7	127	0.0
	う ち 職 員 給	15,898,777	16.6	15,861,913	16.7	36,864	0.2
	扶 助 費	14,276,853	14.9	14,005,363	14.8	271,490	1.9
	公 債 費	12,613,336	13.2	12,511,275	13.2	102,061	0.8
投 資 的 経 費	13,730,687	14.4	13,317,461	14.1	413,226	3.1	
う ち 普 通 建 設 事 業 費	13,282,068	13.9	12,977,908	13.7	304,160	2.3	
う ち 補 助 事 業 費	6,437,598	6.7	6,023,624	6.4	413,974	6.9	
う ち 単 独 事 業 費	6,200,564	6.5	6,265,565	6.6	△ 65,001	△ 1.0	
う ち 国 直 轄 事 業 負 担 金	643,906	0.7	688,719	0.7	△ 44,813	△ 6.5	
う ち 災 害 復 旧 事 業 費	448,568	0.5	339,493	0.4	109,075	32.1	
う ち 補 助 事 業 費	327,368	0.3	219,784	0.2	107,584	48.9	
う ち 単 独 事 業 費	109,252	0.1	95,964	0.1	13,288	13.8	
そ の 他 の 経 費	32,450,279	34.0	32,497,231	34.2	△ 46,952	△ 0.1	
う ち 物 件 費	9,246,205	9.7	9,155,409	9.7	90,796	1.0	
う ち 補 助 費 等	9,703,691	10.2	9,706,200	10.2	△ 2,509	△ 0.0	
う ち 積 立 金	2,689,395	2.8	2,579,359	2.7	110,036	4.3	
合 計	95,506,553	100.0	94,766,600	100.0	739,953	0.8	

その2 純 計 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義 務 的 経 費	70,025	2.8	71,975	2.1	△ 1,950	△ 2.7	
内 訳	人 件 費	29,763	1.2	33,322	1.0	△ 3,559	△ 10.7
	う ち 職 員 給	21,956	0.9	24,254	0.7	△ 2,298	△ 9.5
	扶 助 費	4,512	0.2	4,470	0.1	42	0.9
	公 債 費	35,749	1.4	34,183	1.0	1,566	4.6
投 資 的 経 費	1,434,698	57.6	1,807,717	53.6	△ 373,019	△ 20.6	
う ち 普 通 建 設 事 業 費	1,038,491	41.7	1,328,944	39.4	△ 290,453	△ 21.9	
う ち 補 助 事 業 費	863,432	34.7	1,100,519	32.6	△ 237,087	△ 21.5	
う ち 単 独 事 業 費	97,265	3.9	135,032	4.0	△ 37,767	△ 28.0	
う ち 国 直 轄 事 業 負 担 金	77,794	3.1	93,394	2.8	△ 15,600	△ 16.7	
う ち 災 害 復 旧 事 業 費	396,207	15.9	478,772	14.2	△ 82,565	△ 17.2	
う ち 補 助 事 業 費	359,232	14.4	440,194	13.0	△ 80,962	△ 18.4	
う ち 単 独 事 業 費	36,257	1.5	37,189	1.1	△ 932	△ 2.5	
そ の 他 の 経 費	987,094	39.6	1,495,172	44.3	△ 508,078	△ 34.0	
う ち 物 件 費	172,963	6.9	341,387	10.1	△ 168,424	△ 49.3	
う ち 補 助 費 等	133,855	5.4	136,048	4.0	△ 2,193	△ 1.6	
う ち 積 立 金	427,133	17.1	738,180	21.9	△ 311,047	△ 42.1	
合 計	2,491,817	100.0	3,374,864	100.0	△ 883,047	△ 26.2	

第138表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その3 都道府県（通常収支分）

（単位 百万円・%）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	20,727,905	43.3	21,669,593	45.2	△ 941,688	△ 4.3
内 人件費	12,577,559	26.3	13,701,120	28.5	△ 1,123,561	△ 8.2
内 うち職員給	9,228,024	19.3	10,034,906	20.9	△ 806,882	△ 8.0
内 扶助費	1,100,200	2.3	1,081,390	2.3	18,810	1.7
内 公債費	7,050,146	14.7	6,887,083	14.4	163,063	2.4
投資的経費	6,841,498	14.3	6,735,564	14.0	105,934	1.6
うち普通建設事業費	6,550,238	13.7	6,528,636	13.6	21,602	0.3
うち補助事業費	3,524,948	7.4	3,417,406	7.1	107,542	3.1
うち単独事業費	2,443,791	5.1	2,490,031	5.2	△ 46,240	△ 1.9
うち国直轄事業負担金	581,499	1.2	621,200	1.3	△ 39,701	△ 6.4
うち災害復旧事業費	291,259	0.6	206,928	0.4	84,331	40.8
うち補助事業費	243,042	0.5	155,377	0.3	87,665	56.4
うち単独事業費	36,270	0.1	27,807	0.1	8,463	30.4
その他の経費	20,274,274	42.4	19,588,440	40.8	685,834	3.5
うち物件費	1,622,423	3.4	1,631,613	3.4	△ 9,190	△ 0.6
うち補助費等	14,123,835	29.5	13,249,726	27.6	874,109	6.6
うち積立金	1,038,451	2.2	1,060,991	2.2	△ 22,540	△ 2.1
合 計	47,843,677	100.0	47,993,597	100.0	△ 149,920	△ 0.3

その4 都道府県（東日本大震災分）

（単位 百万円・%）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	27,692	1.7	27,825	1.3	△ 133	△ 0.5
内 人件費	16,057	1.0	18,720	0.8	△ 2,663	△ 14.2
内 うち職員給	10,789	0.7	12,461	0.6	△ 1,672	△ 13.4
内 扶助費	975	0.1	910	0.0	65	7.1
内 公債費	10,660	0.7	8,195	0.4	2,465	30.1
投資的経費	845,687	52.7	955,777	43.1	△ 110,090	△ 11.5
うち普通建設事業費	564,191	35.2	621,795	28.1	△ 57,604	△ 9.3
うち補助事業費	456,323	28.4	492,081	22.2	△ 35,758	△ 7.3
うち単独事業費	30,073	1.9	36,589	1.7	△ 6,516	△ 17.8
うち国直轄事業負担金	77,794	4.8	93,125	4.2	△ 15,331	△ 16.5
うち災害復旧事業費	281,496	17.5	333,982	15.1	△ 52,486	△ 15.7
うち補助事業費	263,686	16.4	310,989	14.0	△ 47,303	△ 15.2
うち単独事業費	17,092	1.1	21,603	1.0	△ 4,511	△ 20.9
その他の経費	731,405	45.6	1,233,108	55.6	△ 501,703	△ 40.7
うち物件費	47,301	2.9	56,126	2.5	△ 8,825	△ 15.7
うち補助費等	251,523	15.7	419,578	18.9	△ 168,055	△ 40.1
うち積立金	220,896	13.8	514,048	23.2	△ 293,152	△ 57.0
合 計	1,604,784	100.0	2,216,710	100.0	△ 611,926	△ 27.6

第138表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その5 市町村（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義 務 的 経 費	28,630,859	50.4	27,317,946	49.7	1,312,913	4.8	
内 訳	人 件 費	9,857,840	17.3	8,734,150	15.9	1,123,690	12.9
	う ち 職 員 給	6,670,754	11.7	5,827,007	10.6	843,747	14.5
	扶 助 費	13,176,653	23.2	12,923,973	23.5	252,680	2.0
	公 債 費	5,596,366	9.8	5,659,822	10.3	△ 63,456	△ 1.1
投 資 的 経 費	7,560,268	13.3	7,217,176	13.1	343,092	4.8	
うち普通建設事業費	7,374,465	13.0	7,062,931	12.8	311,534	4.4	
うち補助事業費	3,189,399	5.6	2,864,344	5.2	325,055	11.3	
うち単独事業費	4,000,509	7.0	4,007,748	7.3	△ 7,239	△ 0.2	
うち災害復旧事業費	185,753	0.3	154,185	0.3	31,568	20.5	
うち補助事業費	111,816	0.2	85,431	0.2	26,385	30.9	
うち単独事業費	73,685	0.1	68,387	0.1	5,298	7.7	
そ の 他 の 経 費	20,658,664	36.4	20,431,648	37.2	227,016	1.1	
うち物件費	7,623,781	13.4	7,523,796	13.7	99,985	1.3	
うち補助費等	4,037,518	7.1	3,950,419	7.2	87,099	2.2	
うち積立金	1,650,944	2.9	1,518,367	2.8	132,577	8.7	
合 計	56,849,791	100.0	54,966,770	100.0	1,883,021	3.4	

その6 市町村（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義 務 的 経 費	43,788	4.0	44,704	2.9	△ 916	△ 2.0	
内 訳	人 件 費	13,706	1.3	14,602	1.0	△ 896	△ 6.1
	う ち 職 員 給	11,166	1.0	11,793	0.8	△ 627	△ 5.3
	扶 助 費	3,537	0.3	3,560	0.2	△ 23	△ 0.6
	公 債 費	26,545	2.4	26,542	1.7	3	0.0
投 資 的 経 費	614,087	56.2	876,883	57.4	△ 262,796	△ 30.0	
うち普通建設事業費	496,848	45.5	727,705	47.6	△ 230,857	△ 31.7	
うち補助事業費	420,961	38.5	621,092	40.6	△ 200,131	△ 32.2	
うち単独事業費	69,059	6.3	100,392	6.6	△ 31,333	△ 31.2	
うち災害復旧事業費	117,240	10.7	149,178	9.8	△ 31,938	△ 21.4	
うち補助事業費	97,570	8.9	133,048	8.7	△ 35,478	△ 26.7	
うち単独事業費	19,262	1.8	15,882	1.0	3,380	21.3	
そ の 他 の 経 費	435,212	39.8	606,771	39.7	△ 171,559	△ 28.3	
うち物件費	125,662	11.5	285,261	18.7	△ 159,599	△ 55.9	
うち補助費等	60,710	5.6	60,586	4.0	124	0.2	
うち積立金	206,238	18.9	224,132	14.7	△ 17,894	△ 8.0	
合 計	1,093,087	100.0	1,528,358	100.0	△ 435,271	△ 28.5	

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況

その1 特定被災県

※特定被災県…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)

(1) 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地 方 税	3,016,741	30.2	2,935,828	27.5	80,913	2.8	1.4
地 方 交 付 税	1,932,218	19.3	2,027,511	19.0	△ 95,293	△ 4.7	△ 4.3
うち震災復興特別交付税	256,339	2.6	288,469	2.7	△ 32,130	△ 11.1	△ 11.2
国 庫 支 出 金	1,621,733	16.2	1,962,681	18.4	△ 340,948	△ 17.4	△ 6.3
そ の 他	3,424,234	34.3	3,763,235	35.1	△ 339,001	△ 9.0	△ 1.4
合 計	9,994,926	100.0	10,689,255	100.0	△ 694,329	△ 6.5	△ 1.4

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総 務 費	519,865	5.4	541,187	5.3	△ 21,322	△ 3.9	7.4
民 生 費	1,559,094	16.3	1,996,285	19.5	△ 437,191	△ 21.9	△ 5.6
うち災害救助費	268,484	2.8	741,184	7.2	△ 472,700	△ 63.8	△ 62.7
衛 生 費	387,498	4.0	391,266	3.8	△ 3,768	△ 1.0	△ 1.9
災 害 復 旧 費	323,459	3.4	384,823	3.8	△ 61,364	△ 15.9	5.9
そ の 他	6,796,485	70.9	6,914,263	67.6	△ 117,778	△ 1.7	△ 1.3
合 計	9,586,401	100.0	10,227,824	100.0	△ 641,423	△ 6.3	△ 1.5

(3) 歳出(性質別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義 務 的 経 費	3,776,554	39.4	3,899,538	38.1	△ 122,984	△ 3.2	△ 4.3
投 資 的 経 費	1,909,030	19.9	1,965,373	19.2	△ 56,343	△ 2.9	△ 0.1
うち普通建設事業費	1,585,591	16.5	1,580,571	15.5	5,020	0.3	△ 0.5
うち災害復旧事業費	323,439	3.4	384,802	3.8	△ 61,363	△ 15.9	5.9
そ の 他 の 経 費	3,900,817	40.7	4,362,913	42.7	△ 462,096	△ 10.6	0.9
うち積立金	389,285	4.1	684,819	6.7	△ 295,534	△ 43.2	△ 20.0
合 計	9,586,401	100.0	10,227,824	100.0	△ 641,423	△ 6.3	△ 1.5

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況（つづき）

その2 特定被災市町村等

※特定被災市町村等…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。

(1) 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地 方 税	2,302,485	30.1	2,268,396	28.5	34,089	1.5	1.2
地 方 交 付 税	1,127,185	14.7	1,178,107	14.8	△ 50,922	△ 4.3	△ 1.0
うち震災復興特別交付税	179,887	2.4	197,231	2.5	△ 17,344	△ 8.8	△ 8.7
国 庫 支 出 金	1,148,134	15.0	1,166,749	14.7	△ 18,615	△ 1.6	2.7
そ の 他	3,075,939	40.2	3,343,384	42.0	△ 267,445	△ 8.0	4.8
合 計	7,653,743	100.0	7,956,636	100.0	△ 302,893	△ 3.8	2.4

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳出（目的別内訳）

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総 務 費	1,002,711	13.8	1,077,671	14.3	△ 74,960	△ 7.0	0.4
民 生 費	2,239,969	30.8	2,368,143	31.5	△ 128,174	△ 5.4	0.7
うち災害救助費	104,541	1.4	269,179	3.6	△ 164,638	△ 61.2	△ 58.9
衛 生 費	555,984	7.7	564,894	7.5	△ 8,910	△ 1.6	0.7
災 害 復 旧 費	137,728	1.9	169,406	2.3	△ 31,678	△ 18.7	△ 0.1
そ の 他	3,329,644	45.8	3,341,043	44.4	△ 11,399	△ 0.3	5.2
合 計	7,266,036	100.0	7,521,157	100.0	△ 255,121	△ 3.4	2.6

(3) 歳出（性質別内訳）

(単位 百万円・%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義 務 的 経 費	2,969,807	40.9	2,863,077	38.1	106,730	3.7	4.8
投 資 的 経 費	1,399,412	19.3	1,567,305	20.8	△ 167,893	△ 10.7	1.0
うち普通建設事業費	1,261,824	17.4	1,398,098	18.6	△ 136,274	△ 9.7	1.0
うち災害復旧事業費	137,588	1.9	169,208	2.2	△ 31,620	△ 18.7	△ 0.1
そ の 他 の 経 費	2,896,817	39.8	3,090,775	41.1	△ 193,958	△ 6.3	0.3
うち積立金	370,702	5.1	408,200	5.4	△ 37,498	△ 9.2	6.6
合 計	7,266,036	100.0	7,521,157	100.0	△ 255,121	△ 3.4	2.6

第140表 特定被災地方団体における経営状況

その1 全体の経営状況

(単位 事業・億円)

区分	項目 年度	法適用企業			法非適用企業			合計			
		28 (A)	29 (B)	増減 (B)-(A)	28 (C)	29 (D)	増減 (D)-(C)	28 (E)	29 (F)	増減 (F)-(E)	増減額 ((F)-(E))/(E)
	黒字事業数	253 (74.2%)	264 (76.7%)	11	570 (99.0%)	560 (99.6%)	△10	823 (89.7%)	824 (90.9%)	1	0.1
	黒字額	1,059	972	△87	236	226	△11	1,296	1,198	△97	△7.5
	赤字事業数	88 (25.8%)	80 (23.3%)	△8	6 (1.0%)	2 (0.4%)	△4	94 (10.3%)	82 (9.1%)	△12	△12.8
	赤字額	459	315	△144	6	0	△5	465	315	△150	△32.2
	総事業数	341	344	3	576	562	△14	917	906	△11	△1.2
	収支	600	658	57	231	225	△5	831	883	52	6.3

(注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。
 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。
 3 () は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合。

第140表 特定被災地方団体における経営状況（つづき）

その2 事業別総収支額

(単位 百万円・%)

事業	区分 黒字・赤字の別	法適用企業			法非適用企業			合計			
		28年度	29年度	増減額 (B)-(A)	28年度	29年度	増減額 (D)-(C)	28年度	29年度	増減額 (F)-(E)	増減率 [(F)-(E)]/(E)
		(A)	(B)		(C)	(D)		(E)	(F)		
水 道	黒字	57,240	57,930	690	443	385	△ 58	57,683	58,315	631	1.1
	赤字(△)	1,585	649	△ 936	2	-	△ 2	1,587	649	△ 938	△ 59.1
	収支	55,655	57,281	1,626	441	385	△ 57	56,096	57,666	1,569	2.8
工業用水道	黒字	7,235	5,821	△ 1,414	-	-	-	7,235	5,821	△ 1,414	△ 19.5
	赤字(△)	459	1,306	847	-	-	-	459	1,306	847	184.3
	収支	6,776	4,515	△ 2,261	-	-	-	6,776	4,515	△ 2,261	△ 33.4
交 通	黒字	44	46	2	-	-	-	44	46	2	5.1
	赤字(△)	3,813	2,743	△ 1,070	-	-	-	3,813	2,743	△ 1,070	△ 28.1
	収支	△ 3,769	△ 2,696	1,072	-	-	-	△ 3,769	△ 2,696	1,072	28.5
電 気	黒字	7,085	6,424	△ 661	82	52	△ 30	7,167	6,476	△ 691	△ 9.6
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	7,085	6,424	△ 661	82	52	△ 30	7,167	6,476	△ 691	△ 9.6
ガ ス	黒字	2,151	2,245	94	-	-	-	2,151	2,245	94	4.4
	赤字(△)	32	7	△ 25	-	-	-	32	7	△ 25	△ 79.1
	収支	2,119	2,239	119	-	-	-	2,119	2,239	119	5.6
病 院	黒字	12,579	6,067	△ 6,512	-	-	-	12,579	6,067	△ 6,512	△ 51.8
	赤字(△)	20,571	13,042	△ 7,529	-	-	-	20,571	13,042	△ 7,529	△ 36.6
	収支	△ 7,992	△ 6,975	1,017	-	-	-	△ 7,992	△ 6,975	1,017	12.7
下 水 道	黒字	11,825	10,448	△ 1,377	14,815	13,328	△ 1,487	26,640	23,776	△ 2,864	△ 10.7
	赤字(△)	1,631	905	△ 726	46	16	△ 29	1,676	921	△ 755	△ 45.0
	収支	10,194	9,543	△ 651	14,769	13,311	△ 1,458	24,963	22,855	△ 2,109	△ 8.4
港 湾 整 備	黒字	-	-	-	1,749	2,040	291	1,749	2,040	291	16.6
	赤字(△)	-	-	-	94	-	△ 94	94	-	△ 94	皆減
	収支	-	-	-	1,655	2,040	385	1,655	2,040	385	23.2
市 場	黒字	11	2	△ 10	561	526	△ 35	572	527	△ 45	△ 7.9
	赤字(△)	-	54	54	-	-	-	-	54	54	皆増
	収支	11	△ 53	△ 64	561	526	△ 35	572	473	△ 99	△ 17.4
と 畜 場	黒字	-	-	-	154	158	3	154	158	3	2.2
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	-	-	-	154	158	3	154	158	3	2.2
観 光 施 設	黒字	138	201	63	585	629	44	723	830	108	14.9
	赤字(△)	3	10	7	30	31	1	33	41	8	22.6
	収支	135	191	56	555	598	44	690	790	100	14.5
宅 地 造 成	黒字	7,262	7,737	475	4,967	5,210	243	12,229	12,946	717	5.9
	赤字(△)	17,725	12,644	△ 5,081	398	-	△ 398	18,123	12,644	△ 5,479	△ 30.2
	収支	△ 10,463	△ 4,907	5,556	4,569	5,210	641	△ 5,894	303	6,197	105.1
有 料 道 路	黒字	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐 車 場	黒字	-	-	-	65	65	1	65	65	1	1.0
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	-	-	-	65	65	1	65	65	1	1.0
介 護 サ ー ビ ス	黒字	30	2	△ 29	212	187	△ 24	242	189	△ 53	△ 22.0
	赤字(△)	70	87	16	3	-	△ 3	73	87	14	18.6
	収支	△ 40	△ 85	△ 45	209	187	△ 22	169	102	△ 67	△ 39.5
そ の 他	黒字	335	325	△ 10	-	-	-	335	325	△ 10	△ 3.0
	赤字(△)	14	23	8	-	-	-	14	23	8	58.6
	収支	320	302	△ 18	-	-	-	320	302	△ 18	△ 5.7
合 計	黒字	105,936	97,246	△ 8,689	23,632	22,579	△ 1,053	129,568	119,826	△ 9,742	△ 7.5
	赤字(△)	45,903	31,468	△ 14,435	573	47	△ 525	46,476	31,516	△ 14,960	△ 32.2
	収支	60,032	65,778	5,746	23,059	22,532	△ 527	83,092	88,310	5,218	6.3

(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

第140表 特定被災地方団体における経営状況（つづき）

その3 赤字黒字別事業数

事業	年 度		28		29		増 減 (B)-(A) (C)	増 減 率 (C)/(A) (%)
	黒 字	赤 字	(A)	(B)	(B)	(C)		
水 道	黒 字		189 (93.6%)	184 (94.8%)		△ 5	△ 2.6	
	赤 字		13 (6.4%)	10 (5.2%)		△ 3	△ 23.1	
工 業 用 水 道	黒 字		21 (91.3%)	21 (91.3%)		—	—	
	赤 字		2 (8.7%)	2 (8.7%)		—	—	
交 通	黒 字		2 (50.0%)	2 (50.0%)		—	—	
	赤 字		2 (50.0%)	2 (50.0%)		—	—	
電 気	黒 字		8 (100.0%)	8 (100.0%)		—	—	
	赤 字		—	—		—	—	
ガ ス	黒 字		4 (66.7%)	5 (83.3%)		1	25.0	
	赤 字		2 (33.3%)	1 (16.7%)		△ 1	△ 50.0	
病 院	黒 字		22 (36.1%)	24 (39.3%)		2	9.1	
	赤 字		39 (63.9%)	37 (60.7%)		△ 2	△ 5.1	
下 水 道	黒 字		390 (94.4%)	393 (95.6%)		3	0.8	
	赤 字		23 (5.6%)	18 (4.4%)		△ 5	△ 21.7	
港 湾 整 備	黒 字		7 (87.5%)	8 (100.0%)		1	14.3	
	赤 字		1 (12.5%)	—		△ 1	皆減	
市 場	黒 字		29 (100.0%)	29 (96.7%)		—	—	
	赤 字		—	1 (3.3%)		1	皆増	
と 畜 場	黒 字		3 (100.0%)	3 (100.0%)		—	—	
	赤 字		—	—		—	—	
観 光 施 設	黒 字		21 (91.3%)	19 (90.5%)		△ 2	△ 9.5	
	赤 字		2 (8.7%)	2 (9.5%)		—	—	
宅 地 造 成	黒 字		69 (94.5%)	72 (97.3%)		3	4.3	
	赤 字		4 (5.5%)	2 (2.7%)		△ 2	△ 50.0	
有 料 道 路	黒 字		—	—		—	—	
	赤 字		—	—		—	—	
駐 車 場 整 備	黒 字		22 (100.0%)	22 (100.0%)		—	—	
	赤 字		—	—		—	—	
介 護 サービス	黒 字		33 (89.2%)	31 (86.1%)		△ 2	△ 6.1	
	赤 字		4 (10.8%)	5 (13.9%)		1	25.0	
そ の 他	黒 字		3 (60.0%)	3 (60.0%)		—	—	
	赤 字		2 (40.0%)	2 (40.0%)		—	—	
合 計	黒 字		823 (89.7%)	824 (90.9%)		1	0.1	
	赤 字		94 (10.3%)	82 (9.1%)		△ 12	△ 12.8	

(注) () 書は、事業全体（建設中のものは除く。）に対する比率である。

第141表 特定被災地方団体における地方公営企業の料金収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分 事 業	法 適 用 企 業			法 非 適 用 企 業			合 計			
	28年度 (A)	29年度 (B)	増減額 (B)-(A)	28年度 (C)	29年度 (D)	増減額 (D)-(C)	28年度 (E)	29年度 (F)	増減額 (F)-(E)	増減率 [(F)-(E)]/(E)
水 道	333,205 (82.2%)	335,103 (82.1%)	1,899	3,168 (63.1%)	1,879 (65.4%)	△ 1,289	336,373 (82.0%)	336,983 (82.0%)	610	0.2
工 業 用 水 道	30,086 (79.6%)	30,130 (78.0%)	44	-	-	-	30,086 (79.6%)	30,130 (78.0%)	44	0.1
交 通	22,191 (62.3%)	22,982 (64.9%)	791	81 (45.6%)	78 (43.0%)	△ 3	22,273 (62.2%)	23,060 (64.8%)	787	3.5
電 気	19,130 (93.4%)	19,042 (95.1%)	△ 88	359 (69.8%)	474 (99.7%)	115	19,489 (92.9%)	19,516 (95.2%)	27	0.1
ガ ス	33,989 (85.5%)	36,654 (87.2%)	2,665	-	-	-	33,989 (85.5%)	36,654 (87.2%)	2,665	7.8
病 院	394,739 (74.9%)	403,910 (75.6%)	9,171	-	-	-	394,739 (74.9%)	403,910 (75.6%)	9,171	2.3
下 水 道	66,055 (40.9%)	70,164 (41.3%)	4,108	67,157 (32.3%)	65,232 (33.1%)	△ 1,925	133,213 (36.1%)	135,396 (36.9%)	2,183	1.6
港 湾 整 備	-	-	-	5,621 (28.4%)	5,708 (31.0%)	87	5,621 (28.4%)	5,708 (31.0%)	87	1.5
市 場	815 (58.4%)	808 (56.4%)	△ 7	3,848 (61.2%)	3,840 (59.8%)	△ 8	4,663 (60.7%)	4,648 (59.2%)	△ 15	△ 0.3
と 畜 場	-	-	-	1,212 (96.4%)	1,211 (96.4%)	△ 1	1,212 (96.4%)	1,211 (96.4%)	△ 1	△ 0.1
観 光 施 設	434 (37.2%)	401 (34.8%)	△ 33	1,105 (39.6%)	1,097 (49.8%)	△ 8	1,539 (38.9%)	1,497 (44.7%)	△ 42	△ 2.7
宅 地 造 成	31,104 (81.0%)	32,971 (80.5%)	1,868	46,180 (61.8%)	18,958 (54.2%)	△ 27,222	77,284 (68.3%)	51,930 (68.4%)	△ 25,354	△ 32.8
有 料 道 路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐 車 場	-	-	-	1,167 (75.3%)	1,138 (72.8%)	△ 28	1,167 (75.3%)	1,138 (72.8%)	△ 28	△ 2.4
介 護 サ ー ビ ス	1,730 (92.5%)	1,679 (90.6%)	△ 51	4,500 (80.7%)	4,395 (85.3%)	△ 104	6,229 (83.6%)	6,074 (86.7%)	△ 155	△ 2.5
そ の 他	737 (77.1%)	745 (78.3%)	9	-	-	-	737 (77.1%)	745 (78.3%)	9	1.2
合 計	934,214 (73.5%)	954,589 (73.7%)	20,375	134,398 (41.3%)	104,011 (38.5%)	△ 30,387	1,068,612 (66.9%)	1,058,600 (67.6%)	△ 10,013	△ 0.9

(注) () 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

第142表 特定被災地方団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分 事 業	収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合 計				繰 入 率				
	28年度 (A)	29年度 (B)	増減額 (B)-(A) (C)	28年度 (D)	29年度 (E)	増減額 (E)-(D) (F)	28年度 (G)	29年度 (H)	増減額 (H)-(G) (I)	増減率 (I)/(G)	収益的収入		資本的収入		
											28年度	29年度	28年度	29年度	
水 道	11,165	10,794	△ 371	14,605	14,175	△ 430	25,770	24,969	△ 802	△ 3.1	2.7	2.6	17.5	16.3	
うち	上水道	9,323	9,804	480	12,325	13,006	681	21,649	22,810	1,161	5.4	2.3	2.4	15.9	15.5
	簡易水道	1,842	990	△ 851	2,280	1,169	△ 1,112	4,122	2,159	△ 1,963	△ 47.6	33.4	29.7	35.9	38.7
工業用水道	576	575	△ 1	3,212	3,174	△ 38	3,788	3,749	△ 38	△ 1.0	1.5	1.5	32.2	31.1	
交 通	5,401	4,729	△ 672	12,439	2,003	△ 10,436	17,840	6,731	△ 11,108	△ 62.3	15.1	13.3	75.9	36.3	
電 気	65	37	△ 28	-	-	-	65	37	△ 28	△ 42.6	0.3	0.2	-	-	
ガ ス	155	135	△ 20	212	141	△ 71	367	276	△ 92	△ 25.0	0.4	0.3	7.2	8.5	
病 院	83,463	86,901	3,437	28,451	33,178	4,728	111,914	120,079	8,165	7.3	15.8	16.3	33.3	37.3	
下 水 道	128,518	121,658	△ 6,860	71,061	79,863	8,802	199,579	201,521	1,942	1.0	34.8	33.2	26.8	30.1	
港 湾 整 備	819	714	△ 105	4,474	4,480	6	5,293	5,194	△ 99	△ 1.9	4.1	3.9	24.8	25.3	
市 場	1,469	1,716	247	3,561	1,682	△ 1,879	5,030	3,399	△ 1,631	△ 32.4	19.1	21.8	54.5	37.9	
と 畜 場	35	34	△ 1	11	12	-	46	45	△ 1	△ 2.1	2.8	2.7	41.2	65.5	
観 光 施 設	1,164	665	△ 500	601	172	△ 429	1,765	837	△ 928	△ 52.6	29.4	19.8	35.0	32.4	
宅 地 造 成	1,498	2,735	1,237	19,451	24,021	4,570	20,949	26,756	5,807	27.7	1.3	3.6	42.9	39.1	
有 料 道 路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
駐 車 場	24	51	27	319	254	△ 65	343	305	△ 38	△ 11.0	1.5	3.3	60.4	19.3	
介 護 サービス	997	724	△ 272	734	755	20	1,731	1,479	△ 252	△ 14.6	13.4	10.3	81.6	72.3	
そ の 他	19	30	11	1	1	1	20	31	11	56.8	2.0	3.1	0.1	0.2	
計	235,368	231,497	△ 3,871	159,132	163,911	4,779	394,500	395,408	908	0.2	14.7	14.8	29.4	29.9	

(注) 1 収益的収入への繰入金には、特別利益のうちの他会計繰入金を含んでいる。
 2 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。
 3 繰入率の収益的収入、資本的収入欄は、それぞれの収入に対する繰入金の割合である。

第143表 特定被災地方団体における法適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

(単位 事業・百万円・%)

項 目	年 度	28 (A)	29 (B)	対 前 年 度 比 較	
				(B)-(A) (C)	(C)/(A)
総 収 益 (a)		1,271,082	1,294,567	23,485	1.8
経 常 収 益 (b)		1,251,044	1,280,312	29,268	2.3
営 業 収 益		1,009,720	1,031,463	21,742	2.2
営業収益 (受託工事収益を除く) (c)		1,006,901	1,028,479	21,578	2.1
経 常 収 益 の うち					
料 金 収 入		934,214	954,589	20,375	2.2
他 会 計 負 担 金		80,823	83,621	2,798	3.5
他 会 計 補 助 金		59,285	63,899	4,614	7.8
国 庫 補 助 金		1,681	1,661	△ 20	△ 1.2
都 道 府 県 補 助 金		2,396	2,069	△ 327	△ 13.6
長 期 前 受 金 戻 入		105,054	107,429	2,375	2.3
特 別 利 益 (d)		20,038	14,255	△ 5,783	△ 28.9
総 費 用 (e)		1,211,050	1,228,789	17,740	1.5
経 常 費 用 (f)		1,189,879	1,214,374	24,494	2.1
営 業 費 用		1,114,087	1,142,536	28,449	2.6
経 常 費 用 の うち					
職 員 給 与 費		312,692	315,749	3,057	1.0
減 価 償 却 費		299,269	309,000	9,732	3.3
支 払 利 息		53,963	51,452	△ 2,512	△ 4.7
特 別 損 失 (g)		21,170	14,416	△ 6,755	△ 31.9
経 常 損 益 (b-f)		61,165	65,938	4,773	7.8
{ 経 常 利 益		98,523	95,642	△ 2,881	△ 2.9
{ 経 常 損 失 (h)		37,358	29,703	△ 7,655	△ 20.5
特 別 損 益 (d-g)		△ 1,132	△ 160	972	85.8
純 損 益 (a-e)		60,032	65,778	5,746	9.6
{ 純 利 益		101,074	97,246	△ 3,828	△ 3.8
{ 純 損 失		41,042	31,468	△ 9,573	△ 23.3
累 積 欠 損 金 (i)		416,359	422,567	6,207	1.5
不 良 債 務 (j)		8,130	5,770	△ 2,360	△ 29.0
経 常 収 支 比 率 (b/f)		105.1	105.4	0.3	-
総 収 支 比 率 (a/e)		105.0	105.4	0.4	-
営 業 収 益 対 割	経 常 損 失 比 率 (h/c)	3.7	2.9	△ 0.8	-
	累 積 欠 損 金 比 率 (k/c)	41.4	41.1	△ 0.3	-
	不 良 債 務 比 率 (l/c)	0.8	0.6	△ 0.2	-
総 事 業 数 (k)		343	346	3	0.9
う ち 建 設 中 (l)		2	2	-	-
経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (m)		89	78	△ 11	△ 12.4
純 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (n)		88	80	△ 8	△ 9.1
累 積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 (o)		100	94	△ 6	△ 6.0
不 良 債 務 を 有 す る 事 業 数 (p)		16	15	△ 1	△ 6.3
総 事 業 数 対 割 (建 設 中 を 除 け)	経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (m/(k-l))	26.1	22.7	△ 3.4	-
	純 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (n/(k-l))	25.8	23.3	△ 2.5	-
	累 積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 (o/(k-l))	29.3	27.3	△ 2.0	-
	不 良 債 務 を 有 す る 事 業 数 (p/(k-l))	4.7	4.4	△ 0.3	-

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。
 2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第143表 特定被災地方団体における法適用企業の決算状況 (つづき)

その2 事業別決算状況

(単位 事業・百万円・%)

項 目		事 業	全事業	水道 (含簡水)	工業用 水 道	交通	電気	ガス	病院	下水道	その他
総	収 益	(a)	1,294,567	408,245	38,650	35,387	20,030	42,046	534,196	169,683	46,331
経	常 収 益	(b)	1,280,312	404,870	36,446	35,319	19,890	42,045	528,572	167,470	45,699
営	業 収 益		1,031,463	347,533	30,384	24,709	19,344	40,787	434,026	93,725	40,956
	営業収益 (受託工事収益を除く)	(c)	1,028,479	346,365	30,285	24,709	19,344	39,208	434,026	93,587	40,956
経 収 の う ち	常 益 の う ち	料 金 収 入	954,589	335,103	30,130	22,982	19,042	36,654	403,910	70,164	36,604
		他 会 計 負 担 金	83,621	1,001	34	-	-	-	66,476	16,110	-
		他 会 計 補 助 金	63,899	9,047	541	4,668	36	135	19,178	27,886	2,408
		国 庫 補 助 金	1,661	240	-	-	-	-	1,307	114	-
		都 道 府 県 補 助 金	2,069	1,260	-	10	-	-	796	2	-
	長 期 前 受 金 戻 入		107,429	35,019	4,449	5,850	265	732	16,153	44,713	248
特	別 利 益	(d)	14,255	3,374	2,204	68	140	1	5,624	2,213	631
総	費 用	(e)	1,228,789	350,964	34,135	38,083	13,607	39,807	541,171	160,140	50,882
経	常 費 用	(f)	1,214,374	348,804	31,006	38,076	13,501	39,674	537,161	156,889	49,263
営	業 費 用		1,142,536	328,626	29,698	36,066	12,816	38,754	511,331	136,837	48,408
経 費 の う ち	常 用 の う ち	職 員 給 与 費	315,749	30,994	2,744	8,762	2,892	3,843	258,339	5,144	3,032
		減 価 償 却 費	309,000	139,257	15,582	15,747	4,241	5,432	38,774	88,739	1,227
		支 払 利 息	51,452	19,330	1,193	1,886	577	745	8,136	19,367	216
特	別 損 失	(g)	14,416	2,160	3,129	8	105	133	4,011	3,251	1,619
経	常 損 益	(b-f)	65,938	56,066	5,440	△ 2,757	6,389	2,370	△ 8,588	10,581	△ 3,564
	}	経 常 利 益	95,642	56,741	5,635	46	6,389	2,377	4,832	11,215	8,407
		経 常 損 失 (h)	29,703	675	195	2,803	-	7	13,420	633	11,971
特	別 損 益	(d-g)	△ 160	1,214	△ 925	60	35	△ 132	1,613	△ 1,038	△ 988
純	損 益	(a-e)	65,778	57,281	4,515	△ 2,696	6,424	2,238	△ 6,975	9,543	△ 4,551
	}	純 利 益	97,246	57,930	5,821	46	6,424	2,245	6,067	10,448	8,266
		純 損 失	31,468	649	1,306	2,743	-	7	13,042	905	12,817
累	積 欠 損 金	(i)	422,567	5,227	852	98,503	-	9,481	262,332	9,105	37,068
不	良 債 務	(j)	5,770	-	-	635	-	-	2,266	1,464	1,405
経	常 収 支 比 率	(b/f)	105.4	116.1	117.5	92.8	147.3	106.0	98.4	106.7	92.8
総	収 支 比 率	(a/e)	105.4	116.3	113.2	92.9	147.2	105.6	98.7	106.0	91.1
営 業 収 益 に 対 す る 割 合	経 常 損 失 比 率 (h/c)		2.9	0.2	0.6	11.3	-	0.0	3.1	0.7	29.2
	累 積 欠 損 金 比 率 (k/c)		41.1	1.5	2.8	398.6	-	24.2	60.4	9.7	90.5
	不 良 債 務 比 率 (l/c)		0.6	-	-	2.6	-	-	0.5	1.6	3.4
総	事 業 数	(k)	346	164	24	3	5	6	62	56	26
う	ち 建 設 中	(l)	2	-	1	-	-	-	1	-	-
経	常 損 失 を 生 じ た 事 業 数	(m)	78	11	3	2	-	1	35	17	9
純	損 失 を 生 じ た 事 業 数	(n)	80	10	2	2	-	1	37	17	11
累	積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数	(o)	94	10	2	2	-	2	47	21	10
不	良 債 務 を 有 す る 事 業 数	(p)	15	-	-	1	-	-	7	4	3
総 事 業 数 に 対 す る 割 合 (建 設 中 を 除 く)	経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (m/(k-l))		22.7	6.7	13.0	66.7	-	16.7	57.4	30.4	34.6
	純 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (n/(k-l))		23.3	6.1	8.7	66.7	-	16.7	60.7	30.4	42.3
	累 積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 (o/(k-l))		27.3	6.1	8.7	66.7	-	33.3	77.0	37.5	38.5
	不 良 債 務 を 有 す る 事 業 数 (p/(k-l))		4.4	-	-	33.3	-	-	11.5	7.1	11.5

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。
2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第144表 特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

(単位 事業・百万円・%)

項 目	年 度	28 (A)	29 (B)	対 前 年 度 比 較	
				(B)-(A) (C)	(C)/(A)
収 益 的 収 支	総 収 益 (a)	325,498	270,372	△ 55,126	△ 16.9
	営 業 収 益	228,101	185,270	△ 42,831	△ 18.8
	営業収益 (受託工事収益を除く) (b)	200,245	166,792	△ 33,453	△ 16.7
	うち 料 金 収 入	134,398	104,011	△ 30,387	△ 22.6
	営 業 外 収 益	97,397	85,102	△ 12,295	△ 12.6
	うち 国庫(県)補助金	3,236	3,453	217	6.7
	うち 他 会 計 繰 入 金	82,955	71,678	△ 11,278	△ 13.6
	総 費 用 (c)	193,266	184,014	△ 9,252	△ 4.8
	営 業 費 用	152,040	148,891	△ 3,149	△ 2.1
	うち 職 員 給 与 費	11,508	11,124	△ 384	△ 3.3
	営 業 外 費 用	41,226	35,123	△ 6,103	△ 14.8
	うち 支 払 利 息	32,299	28,532	△ 3,767	△ 11.7
	収 支 差 引	132,233	86,358	△ 45,874	△ 34.7
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	248,415	265,651	17,237	6.9
	うち 地 方 債	97,888	111,881	13,993	14.3
	うち 国庫(県)補助金	49,872	42,498	△ 7,374	△ 14.8
	うち 他 会 計 繰 入 金	81,323	91,160	9,837	12.1
	資 本 的 支 出	385,812	353,805	△ 32,007	△ 8.3
	うち 建 設 改 良 費	194,644	173,263	△ 21,382	△ 11.0
	うち 地 方 債 償 還 金 (d)	181,029	171,376	△ 9,653	△ 5.3
収 支 差 引	△ 137,398	△ 88,153	49,244	35.8	
収 支 再 差 引	△ 5,165	△ 1,795	3,370	65.2	
積 立 金	3,424	8,655	5,231	152.8	
前 年 度 か ら の 繰 越 金	71,951	63,439	△ 8,512	△ 11.8	
前 年 度 繰 上 充 用 金	-	398	398	皆増	
形 式 収 支 (e)	64,577	54,218	△ 10,359	△ 16.0	
翌年度へ繰り越すべき財源 (f)	41,518	31,686	△ 9,832	△ 23.7	
実 質 収 支 (e)-(f)	23,059	22,532	△ 527	△ 2.3	
{ 黒 字	23,632	22,579	△ 1,053	△ 4.5	
{ 赤 字 (△)(g)	573	47	△ 525	△ 91.7	
収 益 的 収 支 比 率 (a)/[(c)+(d)]×100	87.0	76.1	△ 10.9	-	
赤 字 比 率 (g)/(b)×100	0.3	0.0	△ 0.3	-	
総 事 業 数	582	570	△ 12	△ 2.1	
うち 建 設 中	6	8	2	33.3	
収益的収支で赤字を生じた事業数	39	40	1	2.6	
実質収支で赤字を生じた事業数	7	2	△ 5	△ 71.4	

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。

2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

第144表 特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況 (つづき)

その2 事業別決算状況

(単位 事業・百万円・%)

項目	事業	全事業	簡易水道	交通	電気	下水道	港湾	市場	と畜場	観光	宅地造成	有料道路	駐車場	介護サービス
収益的収支	総収益 (a)	270,372	2,873	181	475	196,901	18,383	6,425	1,255	2,203	34,960	-	1,564	5,153
	営業収益	185,270	1,910	78	474	122,936	14,742	4,092	1,214	1,303	32,735	-	1,388	4,398
	営業収益 (受託工事収益を除く) (b)	166,792	1,897	78	474	122,697	6,156	4,092	1,214	1,303	23,095	-	1,388	4,398
	うち料金収入	104,011	1,879	78	474	65,232	5,708	3,840	1,211	1,097	18,958	-	1,138	4,395
	営業外収益	85,102	963	103	1	73,965	3,641	2,332	42	900	2,225	-	175	754
	うち他会計繰入金	71,678	745	60	1	66,641	714	1,382	34	629	721	-	51	699
	総費用 (c)	184,014	2,186	181	217	134,551	14,160	5,256	1,093	2,024	18,213	-	933	5,200
	営業費用	148,891	1,770	176	102	103,159	12,936	4,423	1,060	1,952	17,491	-	795	5,026
	うち職員給与費	11,124	317	121	-	6,660	56	969	75	443	310	-	18	2,154
	営業外費用	35,123	417	5	115	31,392	1,224	833	33	72	722	-	137	175
うち支払利息	28,532	392	-	11	26,367	937	391	33	15	293	-	33	62	
収支差引	86,358	686	-	259	62,350	4,222	1,169	163	179	16,747	-	631	△48	
資本的収支	資本的収入	265,651	2,964	141	-	178,779	17,685	4,169	18	417	59,185	-	1,313	982
	うち地方債	111,881	1,267	128	-	64,174	12,790	2,425	-	176	29,875	-	999	48
	うち他会計繰入金	91,160	1,124	-	-	58,889	4,480	1,522	12	166	24,021	-	254	693
	資本的支出	353,805	3,705	141	177	241,874	23,553	5,288	135	656	75,459	-	1,921	899
	うち建設改良費 (d)	173,263	2,070	141	1	127,324	9,234	2,948	65	476	29,755	-	1,157	93
うち地方債償還金	171,376	1,507	-	143	113,150	13,975	2,321	70	159	38,681	-	564	806	
収支差引	△88,153	△741	-	△177	△63,095	△5,868	△1,119	△117	△238	△16,274	-	△608	83	
形式収支 (e)	54,218	395	-	52	36,422	3,951	678	158	598	11,705	-	71	188	
翌年度へ繰り越すべき財源 (f)	31,686	10	-	-	23,111	1,911	153	-	-	6,496	-	6	1	
実質収支 (e)-(f)	22,532	385	-	52	13,311	2,040	526	158	598	5,210	-	65	187	
黒字		22,579	385	-	52	13,328	2,040	526	158	629	5,210	-	65	187
	赤字 (△) (g)	47	-	-	-	16	-	-	-	31	-	-	-	-
収益的収支比率 (a)/[(c)+(d)]×100	76.1	77.8	100.0	132.2	79.5	65.3	84.8	108.0	100.9	61.4	-	104.5	85.8	
赤字比率 (g)/(b)×100	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-	-	2.4	-	-	-	
総事業数	570	30	1	4	355	8	28	3	18	71	-	22	30	
うち建設中	8	-	-	1	-	-	-	-	-	7	-	-	-	
収益的収支で赤字を生じた事業数	40	-	-	-	18	-	2	-	4	8	-	2	6	
実質収支で赤字を生じた事業数	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	

(注) 1 事業数は、決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。

2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

ア 法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和30年法律第195号)による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と「地方公営企業法」による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」(平成19年政令第397号)及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)により定められた。

イ 健全化判断比率の公表等

(ア) 健全化判断比率の内容

「地方公共団体財政健全化法」においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率(当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
- ② 連結実質赤字比率(当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率(当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率)
- ④ 将来負担比率(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率)

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

(健全化判断比率の概要)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

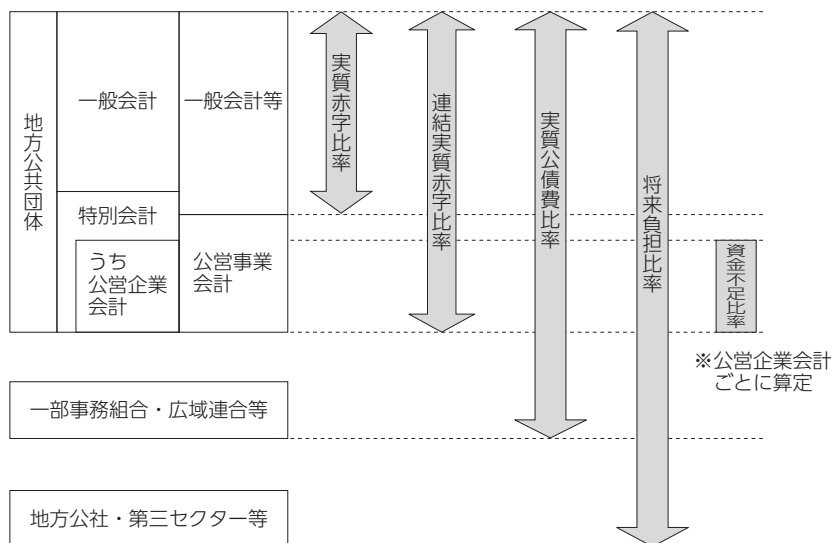
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(イ) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

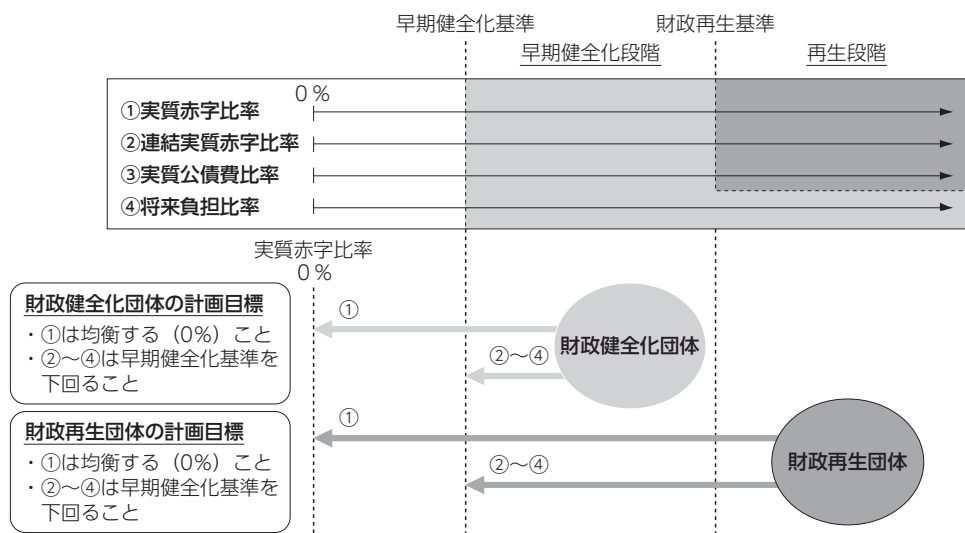


(ウ) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



ウ 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業の規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(資金不足比率の概要)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業） = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業） = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

I 早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都：5.47% 道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ 11.25%～15%	都：8.43% 道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	都：10.47% 道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ 16.25%～20%	都：18.43% 道府県：15% ※ 市区町村：30% ※
実質公債費比率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令指定都市：400% 市区町村：350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

※3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）が設けられていた。（東京都についても別途経過措置が設けられていた。）

II 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用されている。

特定被災地方公共団体等 一覧

(県)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公共団体

(市町村)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体及び同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町村(227市町村)

(県)

(市町村)

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県 長野県	北海道	鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町		村田町 柴田町 川崎町 丸森町 巨理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 富谷町※ 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町		棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯館村		美浦村 阿見町 河内町 利根町	
	青森県	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町					栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町	
	岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 栗石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村 軽米町 野田村 九戸村 洋野町 一戸町		福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町	茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町		埼玉県 千葉県
宮城県	仙台市 石巻市 塩釜市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町						新潟県	十日町市 上越市 津南町	
								長野県	野沢温泉村 栄村

※宮城県富谷町については、平成28年10月10日に市制移行し「富谷市」となっている。

昭和60年度以降の市町村合併の実績

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡荻崎町	編入
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年4月1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡薮形町、同郡甲西町	新設
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年8月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成15年9月1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碓町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年10月1日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月1日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成16年10月1日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成16年10月1日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月1日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月1日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月1日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月1日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月1日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橋町	新設
平成16年10月1日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月1日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月4日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甕村、同郡下甕村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城郡御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月1日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月1日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月1日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月1日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月1日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月1日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同都市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡楳法華村、茅部郡南茅部町	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡巖木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海道郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	白杵市	白杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福岡町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成17年2月1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成17年2月11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年2月11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成17年2月13日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曾郡山口村)	編入
平成17年2月13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡沼田町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬溪町、同郡耶馬溪町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年3月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年3月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	始良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平館村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成17年3月28日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡穴道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曾郡檜川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡白田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡菰山町、同郡大仁町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曾川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年4月1日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年4月1日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年4月10日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成17年5月1日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年5月1日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成17年5月1日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年5月5日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年7月1日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曾於市	曾於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城県岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成17年10月1日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月1日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成17年10月1日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月1日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月1日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設
平成17年11月1日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月1日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曾町	木曾郡木曾福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御園村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、始良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碓ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月舘町	新設
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡栗野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曾於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鷺殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橋村	新設
平成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡館岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鶴川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成18年3月27日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月27日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡穴喰町	新設
平成18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年4月1日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成18年8月1日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月1日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年1月1日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成19年1月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年2月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年3月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年3月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年3月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年3月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月1日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月1日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡頴娃町	新設
平成20年1月1日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成20年1月15日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成20年3月21日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設
平成20年4月1日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	新設
平成20年4月1日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成20年7月1日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成20年11月1日	鹿児島県	伊佐市	大口市、伊佐郡菱刈町	新設
平成20年11月1日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成20年11月1日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成20年11月1日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成21年1月1日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成21年3月23日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成21年3月30日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成21年3月31日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成21年5月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成21年6月1日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入
平成21年9月1日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成21年10月1日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入
平成21年10月5日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設
平成22年1月1日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入
平成22年1月1日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入
平成22年1月16日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村	編入
平成22年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入
平成22年3月8日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鯉沢町	新設
平成22年3月21日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町	新設
平成22年3月22日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町	新設
平成22年3月23日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町	編入
平成22年3月23日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入
平成22年3月23日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町	新設
平成22年3月23日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入
平成22年3月23日	鹿児島県	始良市	始良郡加治木町、同郡始良町、同郡蒲生町	新設
平成22年3月23日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設
平成22年3月23日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入
平成22年3月23日	千葉県	印西市	印西市、印旛郡印旛村、同郡本埜村	編入
平成22年3月28日	群馬県	中之条町	吾妻郡中之条町、同郡六合村	編入
平成22年3月29日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設
平成22年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町	編入
平成22年3月31日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町	編入
平成22年3月31日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町	編入
平成23年4月1日	愛知県	西尾市	西尾市、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町	編入
平成23年8月1日	島根県	松江市	松江市、八束郡東出雲町	編入
平成23年9月26日	岩手県	一関市	一関市、東磐井郡藤沢町	編入
平成23年10月1日	栃木県	栃木市	栃木市、上都賀郡西方町	編入
平成23年10月1日	島根県	出雲市	出雲市、簸川郡斐川町	編入
平成23年10月11日	埼玉県	川口市	川口市、鳩ヶ谷市	編入
平成26年4月5日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡岩舟町	編入

※ 合併新法による合併68件を含む。

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見（概要①）

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

平成28年5月13日地方財政審議会

1. 目指すべき地域の姿

- 住民生活の安心・安全の確保
地域の実情に応じた多様なセーフティネットの提供
⇒ **住民の安心・安全、豊かな地域社会につながる**
- 地方創生の推進
地域自らの発想と創意工夫による取組が本格化
⇒ **人口減少の克服など日本全体の活力を維持**



2. 目指すべき地方財政の姿

- 持続可能な地方財政基盤の構築
地域を主体とした課題克服には安定した財政基盤が不可欠
⇒ **一般財源総額の確保と地方交付税の機能の適切な発揮**
- 地方財政の健全化
厳しい歳出抑制を行ってもなお、巨額の財源不足
⇒ **財政健全化に向けた歳入・歳出両面の取組が重要**

第二 地方税財政改革の方向

1. 一般財源総額の確保

(1) 地方財政の現状

- 地方はこれまで、国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたが、なお巨額の財源不足（平成28年度：5.6兆円）が生じ、借入金残高は約200兆円程度で高円状態。諸外国と比較しても、我が国では地方が多額の債務残高を抱えている状況。
- 地方は国と異なり、金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないことから、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適当。地方は事情の異なる自治体の集合体であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきものではない。

(2) 一般財源総額の確保等

- 地方自治体が行政サービスを安定的に提供するため、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要。
- 消防、ごみ処理など人口密度の低下に伴うコストの増加や、高齢者の増加、世帯構成の変化等により、特に社会的な支援を必要とする者の増加など、人口減少・高齢化による歳出の増加要素を踏まえ、必要な歳出水準を確保すべき。

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見（概要②）

(2) 一般財源総額の確保等（つづき）

- 折半対象財源不足が解消したとしても、なお巨額の財源不足が生じており、地方に「財源余剰」が生じるとの見解は誤り。地方歳出のための財源保障をすることは国の責務。地方の財源不足は、地方交付税法の規定に基づき、法定率の引上げ等により、その全額を国が対処すべきもの。
- 個々の地方自治体による懸命な歳出抑制の努力の成果を国の債務縮減に用いることは地方の改革意欲を削ぎかねず不適当。財源不足の解消に向けて、さらに地方財政の健全化を進めることが必要。

(3) 交付税算定の改革

- トップランナー方式は、業務改革の推進の状況を踏まえて行うべき。このような考え方に立って、地方交付税法の改正法が今国会で成立したところであり、この内容に沿って着実に取組を進めることが重要。

2. 社会保障制度改革等

- 社会保障サービスの多くを担う地方自治体の意見を十分に踏まえた実効性のある社会保障制度改革とすることが重要。
- 国庫支出金に関するパフォーマンス指標の検討に際し、地方への負担軽減とならないよう、地方の意見を十分に踏まえるべき。

3. 地方行財政改革の推進

- 地方自治体の業務改革や地方自治体の財政マネジメント強化等を着実に推進すべき。

4. 地方創生への対応

- 人口減少の克服のような課題の解決には長期間を要するため、地方創生の取組を息長く支援すべき。
- 地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に応じて取り組むべきものである。まち・ひと・しごと創生事業の効率性・成果は、国が一義的に判断するものではなく、それぞれの地方自治体が住民に対する説明責任を果たすとともに、地方議会等において十分な検証が行われることが適当。

平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成28年11月18日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿を目指し、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが必要。**
- 地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、**地方分権の基盤となる地方税の充実確保を図る必要。**
- **地方の自主性・自立性の強化、地方税のグリーン化を進めるとともに、納税者の信頼確保を図ることが重要。**

第二 平成29年度税制改正等への対応

1 個人住民税

(個人所得課税改革への対応)

- 個人住民税は、地域住民が地域社会の会費をその能力に応じ広く負担を分任する性格(地域社会の会費的性格)を有する税。
- 三位一体の改革における**所得割の10%比例税率化により応益的性格がより明確化。**
- **配偶者控除のあり方は、所得税における制度改正の方向性を見極めつつ、個人住民税の性格・役割を踏まえた検討が重要。**

(県費負担教職員の給与負担事務の見直しに伴う税源移譲)

- 指定都市と関係道府県の合意に沿って、個人住民税所得割の2%を税源移譲。税率の改正や円滑な移譲のための措置が必要。

2 車体課税

- 応益課税の原則を踏まえ、税収を充実・確保しつつ、環境関連税制としての機能を強化すべき。
- **自動車税は、都道府県税収のうち約1割を占める貴重な財源であり、地域間税収の偏在縮小に重要な役割。安易な税率引下げを行うべきではない。**
- 自動車税の月割課税・月割還付は、いずれも使用月数に応じた課税という考え方によるものであり、両者は一体的に扱うべき。
- **エコカー減税の延長に当たっては、非課税対象車を重点化すべき。減税対象は最新の平成32年度燃費基準を一定水準以上達成している車に限定**する必要。
- **グリーン化特例の見直しは、グリーン化へのインセンティブを高める方向で制度設計を行うべき。**

第二 平成29年度税制改正等への対応

3 固定資産税

- 社会保障や地方創生等、今後ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保が重要。
- 商業地等の据置特例や、一般市街化区域農地に係る負担調整措置により生じている不均衡等の課題について、平成30年度税制改正に向けて、課題の解決に向けた具体的な検討が必要。
- 平成28年度税制改正において創設された「**機械及び装置**」に係る**固定資産税の特例措置**が与える影響について、**今後厳しく検証し、見極めて行く必要。**今後、こうした措置をなし崩し的に拡大するようなことは厳に慎むべき。
- 居住用超高層建築物については、高層階になるほど実際の取引価格が高くなるという傾向を反映した、より公平な按分方法を導入すべき。

4 地方法人課税

- 外形標準課税の対象法人を考える際、中小法人に対する配慮は重要であり、慎重に検討すべき。中小法人への配慮方策について検討を行いながら、対象法人の拡大についても引き続き検討が必要。
- 法人事業税の分割基準については、法人の事業活動のあり方の変化も踏まえ、見直しの検討が必要。

5 地方消費税

- 清算基準に用いる「小売年間販売額」から、最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外することが適当。

6 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

- 森林整備等に関する市町村の役割強化等の施策が講じられることが必要。
- 税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担等を整理しつつ、地方自治体からの意見等も踏まえ、幅広く丁寧な検討が必要。

7 ゴルフ場利用税

- 自治体の区域外から来場する**ゴルフ場利用者が特段の負担なく行政サービスを享受することは不公平。**
- **ゴルフはスポーツであるが、営業や娯楽で行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴い、十分な担税力も認められる。**
- **オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。**
- ゴルフ場利用税の廃止など、**ゴルファー減税は不適当。**

8 電子納税の推進

- 地方税の電子納税について、地方自治体の意向や導入コストの抑制等に留意しつつ、地方自治体が共同で収納を可能とする制度の導入などについて検討を進めるべき。

今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見（概要）

第一 今後目指すべき地方財政の姿

平成28年12月14日地方財政審議会

1. 目指すべき地域の姿

- 住民生活の安心・安全の確保
地域の実情に応じた多様なセーフティネットの構築
⇒住民の安心・安全を提供、国民皆が活躍できる社会へ
- 地方創生の推進
地域の多様な主体の参画、本格的な事業展開の開始
⇒人口減少を克服し、将来にわたる成長力を確保



2. 目指すべき地方財政の姿

- 持続可能な地方財政基盤の構築
地域の課題克服、住民の不安解消に取り組むための財政基盤が不可欠
⇒一般財源総額の確保、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築と地方交付税の機能の適切な発揮
- 地方財政の健全化
地方の債務残高は約200兆円規模が続き、地方財政は依然として厳しい
⇒特例的な地方債への依存の改善に向け、歳入・歳出における取組が必要

第二 平成29年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

- 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保
 - ・ 人口減少・少子高齢化への対応など地域の重要課題に対処するため、一般財源総額について、平成28年度地方財政計画と実質的に同水準を確保
 - ・ 公共施設の老朽化対策等の財源を確保
 - ・ 財政制度等審議会で提示された論点について、歳出特別枠分の歳出の実質的な確保等を提示
- 地方財政計画に基づく適切な財源保障の実施等
 - ・ 我が国においては、地方の標準的な水準における歳入歳出総額の見込額である地方財政計画を通じて地方財源を保障
 - ・ 今後も、その基本的役割を踏まえた歳入歳出総額の適切な計上が必要であり、計画額と決算額はある程度の幅をもって考えられるべき関係にある
- 地方交付税の法定率引上げ等
- 交付税算定の改革
 - ・ 地方交付税の財源保障機能を堅持した上で、地方団体が工夫可能な歳出について、業務改革の進捗を交付税の算定に反映（トップランナー方式）
 - ・ まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組を一層促進するため、取組の必要度に応じた算定から、取組の成果に応じた算定へ段階的にシフト

2. 地方創生への対応

- 地方創生のための一般財源総額の確保等
 - ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行の1兆円規模を維持し、地方創生の取組を息長く支援すべき
- 地域経済の好循環・地域の自立促進

3. 社会保障制度改革

- ・ 消費税率引上げ延期に際し、社会保障の充実施策のため所要の財源を確保
- ・ 国民健康保険について、新制度へ円滑に移行できるよう、地方と十分に協議を行うとともに、必要な財政支援がなされるよう、適切な対応が重要
- ・ 保育士や介護人材の処遇改善など一億総活躍社会の実現に向けた施策について、地方負担も含めた安定財源を確保

4. 東日本大震災からの復興等

- ・ 東日本大震災の復旧・復興事業費について、所要の事業費及び財源を確保
- ・ 熊本地震を契機として、防災・減災対策の重要性が再認識されたことを踏まえ、地方自治体が引き続き防災・減災対策を推進するための財源を確保

5. 地方財政の健全化に資する取組等

- ・ 行政サービス確保のための地方自治体の業務改革
- ・ 地方自治体の財政マネジメント強化等
- ・ 地方自治体の財政健全化等

未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

平成29年5月31日地方財政審議会

1. 目指すべき地域の姿

- どのような地域であっても、どの時代に生まれても住民に安心・安全、幸せをもたらす地域が、目指すべき地域の姿
⇒ 急激な人口減少と少子高齢化が進む中でも、地方自治体が安定的に行政サービスを提供する中で、地域を担う個人や団体と連携・協働し、自らの責任と判断で未来を切り拓いていくことが重要

2. 目指すべき地方財政の姿

- **持続可能な地方財政基盤の構築**
地域を主体とした課題克服には安定した財政基盤が不可欠
⇒ 一般財源総額の確保と地方交付税の機能の適切な発揮
⇒ 安定財源を確保しつつ、社会保障改革を進めるべき
- **地方財政の健全化**
厳しい歳出抑制を行ってもなお、巨額の財源不足
⇒ 財政健全化に向けた歳入・歳出両面の取組が重要
歳入面：地域経済の活性化等による地方税収等の増加
歳出面：重点化・効率化や将来負担低減等に向けた取組

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方一般財源総額の確保等

(1) 地方財政の現状

- 地方はこれまで、国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたが、なお巨額の財源不足（平成29年度：7.0兆円）が生じ、借入金残高は約200兆円規模で推移。
- 地方はそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、また、国と異なり、金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していない。国と地方の財政状況を単純に比較することは不相当であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきではない。
- 地方歳出の大部分は、補助・単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費であり、国の法令や制度等の徹底した見直しによる歳出改革を積極的にを行い、地方財政の健全化を行うことが不可欠。

(2) 一般財源総額等の確保

- 地方自治体が行政サービスを安定的に提供するため、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要。

(3) 地方財政計画の基本的役割等

- 法令によって義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策等が着実に実行されるとともに、住民福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、行政サービスの担い手である地方自治体に財源を保障することは国の責務。

(3) 地方財政計画の基本的役割等（続き）

- 地財計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として、一般行政経費（単独）やまち・ひと・しごと創生事業費等を枠として計上。
- 地方交付税は使途に制限のない一般財源であることから、特定の経費を取り出すのではなく、枠計上経費を含めた一般行政経費を全体として、国として保障すべき水準の検討がなされるべき。
- 基金は、各地方自治体が様々な地域の実情を踏まえ、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたもの。基金残高の増減の状況は様々であり、それぞれ自主的な判断に基づく財政運営の結果として尊重されるべき。地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、全体としての基金残高の増加傾向をもって地方財政に余裕があるかのような議論は不相当。

(4) 地方交付税

- 地方の財源不足を踏まえ、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。
- トップランナー方式の導入に当たっては、業務改革の推進の状況を踏まえ、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を単位費用に反映していくべき。今後、窓口業務への導入を検討するとともに、既に導入済みの業務について、地方自治体が自主的に業務改革に取り組む環境整備に注力することが重要。トップランナー方式による歳出効率化の成果は、業務改革へのインセンティブが阻害されないよう、地域が直面する諸課題に対応する経費に振り向けることなどにより、地方自治体に還元すべき。

2. 社会保障制度改革

- 社会保障サービスの多くを担う地方自治体の意見を十分に踏まえた社会保障制度改革とすることが重要。国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、制度や運用の詳細について、地方と十分な協議が必要。
- 待機児童の解消については、地方が新たなプランに基づく取組を進められるよう、地方負担分を含めた安定財源の確保が必要。

3. 地方財政の健全化に資する取組等

- 地方自治体は、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、積極的な業務改革の推進に努めることが必要。国は、行政コストや業務改革効果等の「見える化」や比較可能な形での公表を行うことが重要。
- 公営企業は、経営環境が厳しさを増す中でも将来にわたり役割を果たすため、広域化等や民間活用といった抜本的な改革の検討と経営戦略の早期策定・公表・実行を、一体として推進することが重要。公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるために、国は公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の作成・公表による「見える化」を推進すべき。
- 統一的な基準による財務書類等を整備し、予算編成等への活用を図るほか、公共施設等の適正管理について、個別施設計画の策定及び同計画に基づく施設の集約化・複合化や老朽化対策を進めるなど、財政マネジメントの強化を図るべき。

4. 地方創生等への対応

- 人口減少の克服のような課題の解決には長期間を要するため、地方創生の取組を息長く支援すべき。

平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成29年11月21日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、**地方税の充実確保が重要**。
- 地方税は、**応益原則がより重視**されることから、出来るだけ多くの納税者が**公平に負担を分かち合う税制を指向**すべき。
- 地域間の財政力格差の縮小はますます重要性を増しており、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要**。
納税者の信頼確保のために、**税務行政の適正かつ公平な執行が重要**。

第二 平成30年度税制改正等への対応

1 固定資産税

- 社会保障や地方創生等、今後ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の**安定的な確保が重要**。
- **商業地等に係る据置特例は**、据置ゾーンの中において負担水準の高低により評価額と税額の高低が逆転するといった**不公平な状態を固定化する側面**を有しており、税負担の均衡化の一層の推進の観点から、**地価動向等を踏まえつつ、見直しを進める必要**。
- 平成28年度及び平成29年度税制改正において創設された**機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置**については、今後、この特例措置が与える**影響について厳しく検証**するとともに、こうした特例措置を**安易に拡大するようなことは厳に慎むべき**。

2 森林環境税(仮称)

- 基本的な枠組みとしては、
・**国税として、森林環境税(仮称)を創設**
・**個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収**
・地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、**森林環境譲与税(仮称)として譲与**とすることが適当。
- 同時に、新税創設に当たっては、**以下のような課題等を考慮することが必要**。
 - ・国民の理解と国民の負担感への配慮
 - ・府県における超過課税との関係
 - ・市町村における事業実施体制の確保
 - ・使途の範囲及び都道府県への譲与
 - ・国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題の整理

第二 平成30年度税制改正等への対応

3 地方消費税

- (清算基準の抜本的見直し)
- 見直しの方向性としては、
 - ・**統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや非課税取引に該当するもの等について、統計データから除外**
 - ・**統計データの利用方法の見直しを踏まえ、統計カバー率を再計算し、新たに設定**
 - ・**統計データのカバー率以外の代替指標は、人口を基本とし、従業者数は用いない方向で検討**とすることが適当である。

(安定的な社会保障財源の確保)

- 今後、議論が予定されている「全世代型社会保障」への転換や、消費税率10%時に実施される軽減税率制度導入に際しては、地方の社会保障財源の**安定的確保が重要**。

4 個人住民税

- (個人所得課税の見直し)
- 個人住民税は、地域社会の会費的性格を有し、地方税収の3割を超える基幹税。
 - **働き方の多様化等を踏まえた所得計算や人的控除のあり方等は、所得税における検討と併せて、個人住民税の性格・役割を踏まえた検討が必要**。その際、個人住民税については、その**充実・確保を図る観点が必要**。

(ふるさと納税)

- 返礼品の送付については、総務大臣通知を踏まえた良識のある対応が求められる。
今後、各地方自治体が事業の内容や成果を明確にするとともに、寄附者と継続的なつながりを深めていくことを期待。

5 地方法人課税

- 外形標準課税は、中小法人への配慮方策を慎重に検討しながら、対象法人の拡大についても引き続き検討が必要。
- 消費税率10%段階における**法人住民税法人税割の更なる交付税原資化は、着実に実施すべき**。
- 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のためには、更に適切な措置について、今後、検討することも必要。

6 ゴルフ場利用税

- 地方自治体には様々な財政需要が生じており、**受益と負担の観点から、利用者に一定の税負担を求めることは合理的**。
- **ゴルフはスポーツではあるが、営業や娯楽で行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴い、十分な担税力も認められる**。
- **オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない**。
- **ゴルフ場利用税を廃止することは不適当**。

7 電子化の推進

- 全地方自治体で共同利用するeLTAXを活用した**共通電子納税システム(共同収納)の構築**に向けて、その実現に必要な**法制上の措置を講じるべき**。
- eLTAXの安全かつ安定的な運営に必要な措置として、**運営主体(一般社団法人地方税電子化協議会)の地方共同法人化、守秘義務、所要の監督規定等を法制化する措置を講じるべき**。

今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見（概要）

第一 今後目指すべき地方財政の姿

平成29年12月12日 地方財政審議会

1. 目指すべき地域の姿

- (どのような地域であっても、どの時代に生まれても安全と安心、幸せをもたらす地域)
- 我が国は成熟期に入り、今後、さらなる人口減少が見込まれる中、地方自治体が安定的に行政サービスを提供することで、支え合いで地域を守る。
 - 人々が幸せに暮らすことができる持続可能な社会を実現。

2. 目指すべき地方財政の姿

- (持続可能な地方財政基盤の構築)
- 行政サービスの安定的提供と地域課題克服のための財政基盤が不可欠。
 - 一般財源総額の確保、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築と地方交付税の機能の適切な発揮が必要。
- (地方財政の健全化)
- 地方財政の財源不足は巨額であり、債務残高は約200兆円規模で推移。
 - 特例的な地方債への依存の改善に向け、歳入・歳出面での取組が必要。

第二 平成30年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

- (地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保)
- 一般財源総額について、平成29年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する必要。
- (地方自治体の基金)
- 各地方自治体は、行政改革や経費削減により、地域の実情に応じ、将来の歳出増加等に備えて基金を積み立て。
 - 地方自治体の歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提。東京都・特別区を除いた平成28年度の基金残高の水準は、平成以降の平均程度であり、近年は横ばい。

(地方自治体の基金【続き】)

- 現実の財政運営において臨時財政対策債と地方交付税は一体。基金残高と臨時財政対策債を関連付けて議論することは不適当。
- 基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適当。基金積立ての背景にある地方自治体の将来の財政面の不安を取り除くため、地方税財源の安定化が必要。

(公共施設等の適正管理)

- 各地方自治体が財政マネジメント強化の観点から、公共施設等の適正管理により、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化することが重要。
- 各地方自治体が必要な公共施設等の老朽化対策等を確実に実施できるよう、必要な事業費・財源の拡充が必要。

1

第二 平成30年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等(続き)

- (歳出特別枠)
- 平時モードへの切替えを進める際は、喫緊の課題への対応経費を別途計上し、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保すべき。
- (地方交付税の法定率引上げ)
- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。
- (交付税算定の改革)
- トップランナー方式の導入に当たっては、業務改革の推進状況を踏まえ、標準的な経費を単位費用に算入すべき。歳出効率化の成果は、地方自治体に還元すべき。

2. 地方創生への対応

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行の1兆円規模を維持し、地方創生の取組を息長く支援すべき。

3. 社会保障制度改革

- 国民健康保険制度や介護保険制度における保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与については、地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべき。

4. 人づくり革命

- 「新しい経済政策パッケージ」における「人づくり革命」関連施策の国・地方の役割分担等については、地方負担分の財源確保を含め、地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべき。

5. 東日本大震災からの復興

- 東日本大震災の復旧・復興事業費について、通常収支とは別枠で所要の事業費及び財源を確保する必要。

6. 地方財政の健全化に資する取組等

(行政サービス改革の推進)

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、地方自治体において、窓口業務の民間委託など、積極的に業務改革に努める必要。

(公営企業・第三セクター等の経営改革)

- 地方公営企業は、経営戦略の早期策定・実行と、広域化や民間活用等の抜本的な改革の推進が必要。
- 財政的リスクが高い第三セクター等は、地方自治体で経営健全化の方針を定め、公表すべき。

(財政マネジメントの強化)

- 地方公会計の積極的な活用や決算情報等の「見える化」等をさらに推進する必要。

(地方債資金の確保)

- 地方公共団体金融機構法附則第25条に基づく検討の結果、地方公共団体金融機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。政府として適切に対処すべき。

2

誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）

平成30年5月25日 地方財政審議会

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

＜どのような地域であっても、どの時代に生まれても住民に安心と安全、幸せをもたらす地域＞

- 2040年頃には高齢者人口がピークを迎えるなど大きな人口構造の変化が見込まれる中で、**行政のあり方も見直しつつ、必要な住民サービスを持続的、安定的に確保することで、安心と安全をもたらす、人々が落ち着いて生活を営み、やさしさと賑わいがあふれる地域を創出していくことが必要。**
- このことは、**全ての人が暮らしやすく、働きやすい、豊かさを実感できる社会の実現につながる。**

2. 目指すべき地方財政の姿

＜持続可能な地方税財政基盤の構築＞

- 目指すべき地域の姿の実現には、**持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、以下が必要。**
 - ・一般財源総額の確保
 - ・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ・地方交付税の機能の適切な発揮・総額の確保

＜地方財政の健全化＞

- 特例的な地方債である**臨時財政対策債に依存せず、巨額となっている債務残高の引下げを目指す**べき。

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方一般財源総額の確保

＜国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化に向けて＞

- PB黒字化実現には、**国・地方の信頼関係の下、基調を合わせた取組が重要。**三位一体改革での突然の交付税削減のようなことがあってはならない。
- **地域経済の再生と地方財政の健全化の両立が必要。**そのためには、各自治体が**予見可能性を持って、計画的・安定的に財政運営を行えることが不可欠**であり、**必要な一般財源総額を安定的に確保**すべき。

＜地方の財源不足を巡る議論＞

- 現在、**地方財政には6.2兆円に上る巨額の財源不足が存在。**その一部である**折半対象財源不足(0.3兆円)の解消**をもって、**地方に財源余剰が生じるとの見解は誤り。**
- 折半対象財源不足が解消された場合は、**臨時財政対策債残高(54兆円)や交付税特会借入金残高(32兆円)の圧縮等に取り組む必要。**

＜国と地方の財政の違い＞

- **地方のPBや債務残高の数値が国と比べて良いのは、地方の歳出抑制努力の結果。**地方の財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いる考えは、地方の改革意欲を削ぐもので不適当。

＜地方自治体の基金＞

- 基金残高は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき。**基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適当。**

第二 地方税財政改革の方向（続き）

1. 地方一般財源総額の確保（続き）

＜地方財政計画と決算の関係＞

- 計画と決算との比較については、**一般行政経費に相当する地方単独事業に係る決算の更なる「見える化」**の取組の推進が重要。

＜地方交付税＞

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の**法定率を引き上げる**べき。
- **トップランナー方式は、業務改革の推進状況や地方の意見等を踏まえて検討する必要。**また、**業務改革は質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するためのもの**であることに留意。

＜地方法人課税の偏在是正＞

- 偏在度が大きい地方法人課税における**偏在是正の新たな方策**について、**平成31年度税制改正に向けて検討**することが必要。

2. 地方財政の健全化に資する取組等

＜地方自治体の業務改革＞

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、**ICTやAI等を活用し、積極的に業務改革**に取り組む必要。

＜地方財政の「見える化」＞

- **地方公会計の積極的な活用等により、決算情報等の「見える化」**を更に推進する必要。

＜公営企業等の経営改革＞

- 地方公営企業は、**経営戦略等の早期策定・実行、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、上下水道の広域化や民間活用等**を推進すべき。

3. 人づくり革命

- 「新しい経済政策パッケージ」における「人づくり革命」関連施策の**国・地方の役割分担等については、地方負担分の財源確保を含め、地方の意見を十分に踏まえ、検討を進める**べき。

4. 社会保障制度改革

- **国民健康保険制度**について、平成30年度からの新制度移行に伴う財政支援の拡充を踏まえ、**決算補てんを目的とする法定外の一般会計繰入金等の計画的な解消に向けて取り組むことが適当。**
- **国民健康保険制度や介護保険制度**における保険者機能の強化に向けた**財政的インセンティブの付与**については、**地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべき。**

5. 公共施設等の適正管理

- 公共施設等の適正管理は、**個別施設計画の策定を促し、同計画に基づく取組を本格的に推進していく必要。**
- 中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を進め、**効果額を示しながら進める**ことが必要。

6. 地域経済の再生

- **地方創生の取組については、平成31年度以降も財源を確保し、息長く支援**すべき。
- 東京圏への人材流入により地方の活力が失われる懸念。このため、**地域の個性を活かした活性化策の展開や、地域の担い手となる人材の確保等**に取り組む必要。

平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成30年11月20日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化と急速な高齢化、地方の疲弊が深刻な課題となっていること等に加え、情報化などの社会の急激な変化が続いており、平成31年度税制改正では、**地方税の充実確保と税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を最も重要な二本の柱と位置づけて、その実現を図っていくべき。**

第二 平成31年度地方税制改正等への対応(主なもの)

地方法人課税の偏在是正

- 税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大するため、**地方税の充実確保と税源の偏在是正は、車の両輪として常に考える必要。**
- 地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきものであるが、地方税の中でも**特に偏在度が高くなっている。**
- **都市と地方が共に持続可能な形で発展**するため、地方法人課税における**新たな偏在是正措置が必要。**
- **平成31年度税制改正において結論を得るべき。**

車体課税

- **応益課税の原則**や**社会インフラの老朽化対策、防災・減災事業、ひいては人々の安全・安心の観点**を踏まえ、**車体課税に係る税収を充実確保することは不可欠。**
- 自動車税は、地方財政の厳しい状況を踏まえ、**代替財源なくして税率下げを行うことは困難。**

個人住民税(ふるさと納税)

- 一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していることを踏まえれば、**制度本来の趣旨に沿った形での運用が行われるよう、制度的な対応を講じる必要がある。**
- 一定のルールの中で地方自治体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるために、「**返礼割合3割超**」又は「**地場産品以外**」の返礼品を送付し、**制度の趣旨を歪めているような地方自治体に対して支出した寄附金について、個人住民税の特例控除が行われないこととする**こと等を検討。
- 地域における様々な事情も勘案しながら、**制度が健全に発展していくよう、見直しの検討を進めることを期待。**

ゴルフ場利用税

- 地方自治体の様々な行政需要に対し、**受益と負担の観点から、利用者に税負担を求めることは合理的であり、廃止は不適当。**

今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見（概要）

平成30年12月11日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

(本文P3)

住民に安心と安全、幸せをもたらし、社会の変化にも対応した活力溢れる持続可能な地域社会

- 地方自治体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を、引き続き適切に担っていくべき。
- 東京一極集中による地方の疲弊が限界を迎え、自然災害への備えも急務となる中、**Society5.0の技術革新**なども活用した地方の活力維持や防災・減災対策等に積極的に取り組む必要。

2. 目指すべき地方財政の姿

<持続可能な地方税財政基盤の構築>

(本文P4)

- 持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠。
 - ・一般財源総額の確保
 - ・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ・地方交付税の機能の適切な発揮・総額の確保

<地方財政の健全化>

(本文P4)

- 臨時財政対策債に依存せず、巨額となっている債務残高の引下げを目指すべき。
- このため、まずは折半対象財源不足の解消を早期に実現することを目指すべき。

第二 平成31年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

<地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保>

(本文P6)

- **教育無償化を含む人づくり革命、社会保障制度改革、地方創生、防災・減災対策、公共施設等の適正管理、児童虐待防止対策、放課後児童対策**など増大する行政需要に対し必要な歳出を適切に地方財政計画に計上し、財源を確実に確保すべき。
- **一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが必要。**

<地方自治体の基金>

(本文P8)

- 基金残高は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき。**基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適当。**

<地方交付税>

(本文P13)

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の**法定率を引き上げる**べき。
- トップランナー方式は、業務改革の推進状況等を踏まえて検討する必要。

2. 地域経済の再生

(本文P15)

- **地方創生**の取組については、**平成31年度以降も財源を確保し、息長く支援**すべき。
- AI、ロボティクス、5G等**Society5.0**の様々な可能性を活用し、**地域コミュニティの再生と維持**に向けた取組を力強く推進すべき。

第二 平成31年度の地方財政への対応（続き）

3. 社会保障・税一体改革

(本文P17)

<人づくり革命>

- **幼児教育の無償化**について、実務を担う自治体において**制度が円滑に実施されるよう制度設計**に万全を期すべき。
- **教育の無償化**に係る地方負担については、**一般財源総額を増額確保した上で、その全額を基準財政需要額へ算入**すべき。

<社会保障制度改革>

(本文P18)

- **国民健康保険制度**について、**決算補填を目的とする法定外の一般会計繰入金等の計画的な解消**に向けて取り組むことが適当。

<消費税引上げとこれに伴う対応>

(本文P19)

- **需要変動の平準化等の対応**について、自治体が実施主体となる場合には、**円滑な実施が図られるよう十分に配慮**すべき。

4. 防災・減災対策の推進

(本文P19)

- **国の緊急対策に基づき行われる事業**に係る地方負担について、**適切に財政措置**を講じるべき。
- 自治体が**地方単独での防災・減災のためのインフラ整備**を積極的に推進できるよう、**事業費及び財源を確保**すべき。

5. 東日本大震災からの復興

(本文P20)

- **東日本大震災の復旧・復興事業費**について、通常収支とは別枠で**所要の事業費及び財源を確保し、着実に事業を実施**する必要。

6. 地方財政の健全化に資する取組等

<地方自治体の業務改革>

(本文P21)

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、**ICTやAI等を活用し、積極的に業務改革**に取り組む必要。

<地方財政の「見える化」>

(本文P22)

- 地方公会計の積極的な活用等により、決算情報等の「見える化」を更に推進する必要。

<公共施設等の適正管理>

(本文P22)

- **個別施設計画の策定**を促し、それに基づく**長寿命化対策**等を本格的に推進していくことが必要。

<公営企業等の経営改革>

(本文P23)

- 経営戦略に基づく**経営改革、公営企業会計の適用拡大**等による「見える化」、**上下水道事業の広域化**や**着実な更新投資**等を推進すべき。

地方財政審議会意見（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/iken.html

用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

地方公共団体

政令指定都市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、文教行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

施行時特例市

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「平成26年改正法」という。）により、平成27年4月1日より特例市制度が廃止されたが、平成27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例の事務を引き続き処理することとされている。平成26年改正法による改正前の地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市（山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、吹田市、茨木市、寝屋川市、加古川市、宝塚市及び佐賀市）は、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他施行時特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

また、施行時特例市は、平成32年3月31日まで人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。

都市

政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を具備

町村——決算額（純計）

ていなければならない。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

地方自治法第284条第3項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

会計区分等

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

地方公営企業会計

地方公共団体の経営する公営企業の経理を行う会計。

決算額（純計）

各地方公共団体の決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。特に断りのない限り、決算額は普通会計に係る地方財政の純計額をいう。

なお、都道府県決算額は全ての都道府県における決算額の単純合計である。市町村決算額は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものである。

都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、道府県民税所得割臨時交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税がある。

地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ (\text{測定単位1当たり費用}) & & (\text{人口・面積等}) & & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

単位費用

標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

測定単位

道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等

震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

財政分析指標関係

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

^{*}標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

^{*}標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここで

は、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

地方債計画

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～31年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費を始め、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

公営企業

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

地方公営企業法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、地方公営企業法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

地方公営企業等の状況を調査する地方公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第46条に掲げる事業、並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている。

損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額^{*}の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率が、経営健全化基準以上である地方公共団体は、経営健全化計画を策定する。経営健全化計画を定めている地方公共団体を経営健全化団体という。

^{*}公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。